

世田谷区地域防災計画

[令和7年修正]

素案

本編①

【震災編】

世田谷区防災会議

目次

【震災編】	1
第1部 総則.....	1
第1章 地域防災計画震災編の概要.....	3
第1節 計画の目的及び前提	3
第2節 計画の構成	3
第3節 計画の習熟	4
第4節 計画の修正	4
第5節 他の法令に基づく計画との関係	4
第2章 世田谷区の現状と被害想定.....	5
第1節 世田谷区の概況	5
第2節 被害想定	8
第1 前提条件	9
第2 想定結果の概要	10
第3章 地震に関する調査研究.....	12
第1節 活動の方針	12
第2節 調査研究の項目	12
第4章 計画の概要等.....	14
第1節 計画修正の背景	14
第2節 重点検討項目	15
第3節 計画の全体像	16
第4節 施策相互の連携関連イメージ図	20
第5章 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）	22
第6章 複合災害への対応.....	23
第1節 複合災害への対応	23
第2節 複合災害に備え留意すべき事項	23
第2部 施策ごとの具体的計画（予防・応急・復旧計画）	25
第1章 区等の基本的責務と役割.....	27
第1節 基本理念及び基本的責務	29
第2節 区、都及び防災機関の役割	31
第2章 区民と地域の防災力向上.....	41
第1節 現在の到達状況と課題	44
第2節 対策の方向性	48
第3節 具体的な取組み	50

第1 予防対策	50
1 自助による区民の防災力向上（在宅避難の推進等）	50
2 地域による共助の推進	56
3 マンション防災における自助・共助の推進	60
4 消防団の活動体制の充実	61
5 事業所等による自助・共助の強化	62
6 ボランティアとの連携	64
7 区民・行政・事業所等の連携	66
8 多様性に配慮した視点の反映	67
第2 応急対策	68
1 自助による応急対策の実施	68
2 地域による応急対策の実施	71
3 マンション防災における応急対策の実施	72
4 消防団による応急対策の実施	72
5 事業所による応急対策の実施	72
6 ボランティアとの連携	72
第3章 安全な都市づくりの実現	79
第1節 現在の到達状況と課題	82
第2節 対策の方向性	84
第3節 具体的な取組み	86
第1 予防対策	86
1 安全に暮らせる街づくり	86
2 建築物の耐震化及び安全対策の促進	96
3 液状化、長周期地震動への対策の強化	104
4 出火、延焼等の防止	105
第2 応急対策	112
1 消火・救助・救急活動	112
2 河川施設等の応急対策による二次災害防止	112
3 社会公共施設等の応急対策	112
4 危険物等の応急措置による危険防止	115
第3 復旧対策	124
1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復	124
第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	125
第1節 現在の到達状況と課題	128
第2節 対策の方向性	130
第3節 具体的な取組み	131
第1 予防対策	131
1 道路・橋梁	131
2 鉄道施設	134
3 緊急輸送ネットワーク	136

4 水道	136
5 下水道	137
6 電気・ガス・通信等	137
7 ライフラインの復旧活動拠点の確保	139
第2 応急対策	140
1 道路・橋梁	140
2 鉄道施設	146
3 河川施設等	149
4 水道	151
5 下水道	151
6 電気・ガス・通信等	151
第3 復旧対策	153
1 道路・橋梁	153
2 鉄道施設	153
3 河川及び内水排除施設等	154
4 水道	155
5 下水道	156
6 電気・ガス・通信等	156
第5章 応急対応力、広域連携体制の強化	159
第1節 現在の到達状況と課題	162
第2節 対策の方向性	163
第3節 具体的な取組み	164
第1 予防対策	164
1 初動対応体制の整備	164
2 業務継続体制の確保	168
3 消火・救助・救急活動体制の整備	168
4 広域連携体制の構築	170
5 応急活動拠点の整備	171
第2 応急対策	173
1 初動態勢	173
2 消火・救助・救急活動	177
3 応援協力・派遣要請	182
4 応急活動拠点の調整	189
5 他自治体への応援	190
第6章 情報通信の確保	191
第1節 現在の到達状況と課題	194
第2節 対策の方向性	195
第3節 具体的な取組み	196
第1 予防対策	196
1 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備	196

2 区民等への情報提供体制の整備	200
3 区民相互の情報連絡等の促進支援	203
第2 応急対策	204
1 防災機関相互の情報通信連絡体制（第一報）	204
2 防災機関相互の情報通信連絡体制の確立（被害状況等）	206
3 広報体制	208
4 広聴体制	211
5 区民相互の情報連絡等の促進支援	211
第7章 医療救護等対策	213
第1節 現在の到達状況と課題	216
第2節 対策の方向性	219
第3節 具体的な取組み	221
第1 予防対策	221
1 初動医療体制等の整備	221
2 医薬品・医療資器材の確保	226
3 遺体の取扱い	228
第2 応急対策	229
1 初動医療体制	231
2 医薬品・医療資器材の供給	249
3 医療施設の確保	254
4 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等	255
第3 復旧対策	263
1 防疫体制の確立	263
2 火葬	266
第8章 帰宅困難者対策	269
第1節 現在の到達状況と課題	272
第2節 対策の方向性	273
第3節 具体的な取組み	275
第1 予防対策	275
1 帰宅困難者対策条例に基づく取組みの周知徹底	275
2 帰宅困難者への情報通信体制整備	280
3 一時滞在施設の確保及び運営の支援	281
4 帰宅支援のための体制整備	284
第2 応急対策	288
1 帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応	288
2 事業所等における帰宅困難者対策	292
3 駅等の混乱防止策	294
第3 復旧対策	297
1 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進	297
2 徒歩帰宅者の支援	298

第9章 避難者対策	299
第1節 現在の到達状況と課題	302
第2節 対策の方向性	305
第3節 具体的な取組み	308
第1 予防対策	308
1 避難体制の整備	308
2 避難場所・避難所等の指定・安全化	313
3 避難所等の管理運営体制の整備等	321
4 車中泊	324
第2 応急対策	326
1 避難誘導	326
2 避難所の開設・管理運営	331
3 車中泊	339
4 動物救護	339
5 ボランティアの受入れ	341
6 被災者の他地区への移送	342
第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進	345
第1節 現在の到達状況と課題	348
第2節 対策の方向性	350
第3節 具体的な取組み	351
第1 予防対策	351
1 食料及び生活必需品等の確保	351
2 飲料水及び生活用水の確保	352
3 区防災倉庫及び地域内輸送拠点の整備	354
4 輸送体制の整備	355
5 輸送車両等の確保	358
6 燃料の確保	359
第2 応急対策	360
1 備蓄物資の供給	360
2 飲料水の供給	362
3 物資の調達要請	364
4 国・他道府県等からの支援物資の受入れ・配分	365
5 義援物資の取扱い	365
6 輸送車両の確保	365
7 ヘリコプター等の確保	367
8 燃料	368
第3 復旧対策	369
1 多様なニーズへの対応	369
2 炊き出し	369
3 水の安全確保	369

4 生活用水の確保	370
5 物資の輸送	370
第11章 放射性物質対策	373
第1節 現在の到達状況と課題	376
第2節 対策の方向性	376
第3節 具体的な取組み	377
第1 予防対策	377
1 情報伝達体制の整備	377
2 区民への情報提供等	377
3 放射線等使用施設の安全化	378
第2 応急対策	379
1 情報連絡体制	379
2 区民への情報提供等	379
3 放射線等使用施設の応急措置	380
4 核燃料物質輸送車両等の応急対策	382
第3 復旧対策	384
1 保健医療活動	384
2 放射性物質への対応	384
3 風評被害への対応	384
第12章 区民の生活の早期再建	385
第1節 現在の到達状況と課題	388
第2節 対策の方向性	390
第3節 具体的な取組み	391
第1 予防対策	391
1 生活再建のための事前準備	391
2 災害用トイレの確保及びし尿の収集・運搬	393
3 ごみ、災害廃棄物（災害がれき等）の処理	395
4 災害救助法等	395
5 教育・保育対策	397
6 子どもの遊び場及び居場所の確保	398
第2 応急対策	400
1 被災建築物の応急危険度判定	401
2 被災宅地の危険度判定	402
3 家屋被害状況調査等	402
4 罹災証明書の交付準備	403
5 義援金の募集・受付	404
6 トイレの確保及びし尿の収集・運搬	405
7 ごみ処理	407
8 災害廃棄物（災害がれき等）の処理	407
9 災害救助法等の適用	410

1 0 激甚災害の指定	411
1 1 教育・保育対策	412
1 2 子どもの遊び場及び居場所の確保	414
第3 復旧対策	416
1 罹災証明書の交付	416
2 被災住宅の応急修理	417
3 応急仮設住宅等の供与	418
4 公的住宅等の応急修理	420
5 建設資材等の調達	421
6 被災者の生活相談等の支援	421
7 義援金の募集・受付・配分	422
8 被災者の生活再建資金援助等	424
9 職業のあっせん	427
1 0 租税等の徴収猶予及び減免等	427
1 1 その他の生活確保	428
1 2 中小企業への融資	428
1 3 農林漁業関係者への融資	428
1 4 応急金融対策	428
1 5 災害廃棄物処理の実施	429
1 6 災害救助法の運用等	429
 第3部 災害復興計画.....	 431
第1章 復興の基本的考え方	433
第2章 復興本部	434
第3章 災害復興計画の策定	435
第4章 災害復興計画	437
第1節 住宅の確保	437
第2節 保健福祉の充実	438
第3節 地域医療の再建	438
第4節 地域産業の復興	438
第5節 離職者の就労・生活支援	438
第6節 教育の復興	438
第7節 都市の復興	439
第8節 世田谷区震災復興マニュアルの策定	440
 第4部 南海トラフ地震等防災対策.....	 441
第1章 対策の方針	443
第2章 南海トラフ地震等防災対策	444
第3章 東海地震事前対策	448

第1節 事前対策の目的等	448
第2節 区、都及び防災機関の役割	450
第3節 区民・事業所等のとるべき措置	450
第4節 災害予防対策	454
第5節 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言 が发せられるまでの対応	461
第6節 警戒宣言時の応急活動体制	470
第7節 応急対策活動の準備態勢	497
 用語集	 499

【震災編】

第1部

総則

第1部 総則

第1章 地域防災計画震災編の概要

第1節 計画の目的及び前提

1 計画の目的

この計画は、「災害対策基本法第42条」の規定に基づき、世田谷区防災会議が作成する計画であって、区及び関係防災機関が、その全機能を有効に発揮して災害予防をはじめ、災害応急対策及び災害復旧等、一連の災害対策を実施することにより、世田谷区の地域並びに区民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

2 計画の前提

- (1) この計画は、区及び関係防災機関が、区の地域の防災に関して処理する事務または業務の大綱を集大成する総合的かつ基本的な計画である。
- (2) この計画は、区及び関係防災機関の防災に関する責任を明確にするとともに、各機関の事務又は業務を有機的に結合する計画である。
- (3) 「[首都直下地震等による東京の被害想定](#)」や災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や[子ども](#)、高齢者、[障害者](#)など男女共同参画・多様性の視点を踏まえた防災対策を推進していく。

第2節 計画の構成

この計画には、区、防災機関、事業者及び区民が行うべき震災対策を、項目ごとに予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載している。構成と主な内容は、次のとおりである。

構成	主な内容
第1部 総則	○ 計画の目的や前提となる 首都直下地震等の被害想定、減災目標 等
第2部 施策ごとの具体的計画 (予防・応急・復旧計画)	○ 区、防災機関等、区民及び事業者等が行うべき災害対策を、項目ごとに予防・応急・復旧対策の各段階に応じて記載
第3部 災害復興計画	○ 被災者の生活再建や都市復興を図るための対策等
第4部 南海トラフ地震等防災対策	○ 南海トラフ巨大地震対策方針及び東海地震事前対策(警戒宣言等に関する計画)

第2部については、区及び関係防災機関の予防、応急対策及び復旧、復興対策に関する総合的・基本的な計画として、下記のとおり構成されている。

[第2部の構成]

予防対策…災害への事前の備えを進める計画

応急対策…災害発生後の各防災機関の行動指針としての計画

復旧対策…被災者の生活安定・回復を進める計画

第3節 計画の習熟

各防災機関は、平素から危機管理の一環として、地震防災対策を推進する必要がある。このため、震災に関する施策、事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、地震防災に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画を習熟し、地震災害への対応能力を高める。

第4節 計画の修正

この計画は、「災害対策基本法」に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、防災会議においてこれを修正する。したがって、各機関は、自己の主管する計画に検討を加える必要があり、これを修正する必要があるときは、計画修正案を防災会議に提出してこれを修正するものとする。

第5節 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、区の地域の災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するものであって、指定行政機関が作成する「防災業務計画」又は当区を包括する「東京都地域防災計画」等と整合を図り、作成する。

また、区では、地域防災計画をはじめとする各種分野別計画等において、国土強靱化の趣旨に沿った事前防災・減災の対策となる取組みが推進されている。国土強靱化に係る指針性を有した世田谷区国土強靱化地域計画と整合を図ったうえで、必要に応じて、本計画を見直していくものとする。

計画の全体像については、第1部第4章第3節に掲載しているとおり。

第2章 世田谷区の現状と被害想定

第1節 世田谷区の概況

1 地勢

(1) 位置と面積

- 世田谷区は、東京 [23 区中](#)の西[南](#)端に位置し、東は目黒区・渋谷区、北は杉並区・三鷹市、西は狛江市・[調布市](#)、南は大田区と[それぞれ](#)接し、さらに多摩川を[はさ](#)んで神奈川県[川崎市](#)と向かい合っている。
- 地形的な位置では、世田谷区は、関東平野の南西部にある武蔵野台地の南東部にあり、この台地と多摩川沿いの沖積平野にまたがっている。
- 面積は、58.05km²であり、23 区の中で2 番目に広い。ほぼ平行四辺形をなしており、東西約 9 km、南北約 8 km である。

(2) 地形

- 世田谷区の標高の最低部分は、多摩川の西方の沖積地で約 10m、高い部分は台地面で 35～45m である。低地と台地の間には、多摩川に沿って成城付近から南東に大蔵・瀬田を通過して尾山台に至る高度差約 20m の急な崖がある。
- 台地面は、仙川、野川、谷沢川、呑川、九品仏川、蛇崩川、烏山川、北沢川などによって樹枝状に浸食され、丘や谷の起伏ができています。
- 世田谷区の台地は、武蔵野台地の一部である。武蔵野台地は、西の青梅市を頂点として、東の東京湾に向かって開けた古多摩川の扇状地であるが、ただ単なる扇状地ではない。いくつかの段丘面がみられ、下末吉段丘（淀橋台、荏原台、田園調布台はこの中に含まれる。）、武蔵野段丘、沖積面などがあって複雑である。通常武蔵野台地という場合は、上記の諸段丘面をさしている。

(3) 地質

- 武蔵野段丘の地表面は、関東ローム層であり、数メートルの厚さに覆われ、その下に武蔵野礫層がある。それより下には東京層、さらにその下に三浦層群があるが、場所によって多少の違いがある。等々力溪谷では東京層の露出が見られる。立川段丘も古多摩川の堆積物からなっている。
- 淀橋台、荏原台の地質は武蔵野段丘や立川段丘のものと違い、厚いローム層の下に海成の砂、泥からなる東京層があることから、海底面が陸地になった部分とみられる。
- 低平な沖積地は、多摩川と台地を浸食して流れるいくつかの川の作用でできたもので土、砂、礫からなっている。

〔世田谷区の地層表〕

地質時代		地層の名称	世田谷区内での地層の厚さ
第四紀	沖積世 現在～1万年前	沖積層	～15m
	洪積世 1万年前～ 100万年前	関東ローム層：立川ローム層 立川れき層 関東ローム層 武蔵野ローム層 武蔵野れき層 渋谷粘土層 上部東京層 東京れき層 下部東京層 三浦層群	～4m ～4m ～7m 2～7m 8m ～10m 1～3m 40m以上
第三紀	鮮新世		

*「安心して住めるまちづくりを」平成15年2月 世田谷区

2 人口・産業

(1) 人口

〔人口と世帯（令和6年1月1日現在）〕

	人口	人口密度 (1km ² あたり)	世帯
総数	918,141 人	15,816 人	496,436 世帯
世田谷地域	252,995 人	20,529 人	145,459 世帯
北沢地域	153,674 人	17,762 人	91,339 世帯
玉川地域	226,480 人	14,326 人	115,208 世帯
砧地域	165,024 人	12,180 人	79,569 世帯
烏山地域	119,968 人	15,550 人	64,861 世帯
65歳以上人口	188,167 人	外国人人口	25,537 人

*「世田谷区統計書」令和5年度版(2023) 世田谷区

〔昼夜間人口〕(令和2国勢調査による 東京都の昼間人口(従業地・通学地による人口))

区分	夜間人口	昼間人口	流入人口		流出人口		流入超過人口 (△は流出超過)	
			通勤者	通学者	通勤者	通学者	通勤者	通学者
総数	943,664	854,838	131,017	47,807	237,738	29,914	△106,721	17,893
男	445,592	393,786	73,605	24,170	133,969	15,614	△60,364	8,556
女	498,072	461,052	57,412	23,637	103,769	14,300	△46,357	9,337

(2) 産業・都市施設等

① 産業

工業 (2022年経済構造実態調査（製造業事業所調査）)	工場数	228
	従業者数	2,212 人
商業 (令和3年経済センサス活動調査)	商店数	6,191
	従業者数	58,487 人
農業 (令和5年度農家基本調査)	農家戸数	291 戸
	農家世帯員数	616 人
	経営耕地面積	75.88 ha
	田	0ha
	畑	75.88 ha

② 都市施設等

ア 道路 ([令和5](#)年4月1日現在)

道路種別	延長 (m)	面積 (m ²)
総数	1,187,848	8,284,725
高速道路	11,946	316,916
国道	10,128	320,046
都道	70,419	1,113,585
区道	1,095,355	6,534,178

* 令和5年度 世田谷区土木施設現況調書

イ 公園・身近な広場 ([令和5](#)年4月1日現在)

	施設数	面積
区立都市公園	437 箇所	1,637,140 m ²
身近な広場	126 箇所	129,453 m ²
市民緑地	15 箇所	14,902 m ²
区内都立公園	4箇所	921,707m ²
1人あたり面積	2.94 m ²	

* 令和5年度 世田谷区土木施設現況調書

* 用途別建築物数（棟数）一覧〔資料編資料第1・P●●〕

* 橋りょう現況〔資料編資料第2・P●●〕

第2節 被害想定

- 東京都防災会議は、平成3年に関東地震の再来を想定した被害想定を、平成9年に阪神・淡路大震災を踏まえた東京における直下地震の被害想定を公表してきた。
- また、平成18年に東京の都市構造の変化や国による首都直下地震の被害想定公表等を踏まえた被害想定を、さらに、平成24年に東北地方太平洋沖地震を踏まえた「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。
- その後、同会議は、住宅の耐震化や不燃化対策などの取組の進展や高齢化や単身世帯の増加など都内人口構造の変化、南海トラフ巨大地震の発生確率の上昇など、東京を取り巻く環境が変化していることから、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、令和4年5月に新たな「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。
- このため、本計画は、令和5年5月に修正された「東京都地域防災計画」と整合を図り、令和4年5月公表の「首都直下地震等による東京の被害想定」を指標とする。
- 内閣府に平成23年8月に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、南海トラフの巨大地震対策で想定すべき最大クラスの地震・津波の検討を進め、平成24年3月31日に第一次報告の南海トラフ巨大地震の被害推計結果が公表されたが、詳細な被害状況が示されていないため、都は独自の被害想定を行い、平成25年5月「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」を公表した。
- 平成25年5月公表の「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」及び令和4年5月公表の「首都直下地震等による東京の被害想定」の世田谷区に関する被害のデータを比較すると、全てにおいて令和4年5月公表の「首都直下地震等による東京の被害想定」での結果の方が大きくなる。

＜南海トラフ巨大地震における被害想定（世田谷区）＞

震度：5強

津波被害：なし

＊気象庁震度階級関連解説表〔資料編資料第5・P●●〕

＊首都直下地震による東京の被害想定〔資料編資料第6・P●●〕

＊南海トラフ巨大地震による東京の被害想定〔資料編資料第7・P●●〕

＊首都直下地震の震度分布図〔資料編資料第8・P●●〕

第1 前提条件

1 考慮する想定地震

項目	内容			
種類	都心南部直下地震	多摩東部直下地震	大正関東地震	立川断層帯地震
震源	東京都23区南部	東京都多摩地域	神奈川県西部	東京都多摩地域
規模	マグニチュード（以下「M」という。）7.3		M8クラス	M7.4
震源の深さ	約49km	約45km	約11km	約17km
発生確率	今後30年以内70% （南関東地域における M7クラスの確率）		今後30年以内 0～6% （180年から590 年の発生間隔）	今後30年以内 0.5～2%

2 気象条件等

季節・時刻・風速	想定される被害
冬・早朝5時 風速 4m/秒 8m/秒	○ 阪神・淡路大震災と同じ発生時間帯 ○ 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による圧死者が発生する危険性が高い。 ○ オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
冬・昼12時 風速 4m/秒 8m/秒	○ オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、看板等の落下物等による被害の危険性が高い。 ○ 外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者数も最多となる。 ○ 住宅内滞留者数は1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝夕と比較して少ない。
冬・夕方18時 風速 4m/秒 8m/秒	○ 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなる。 ○ オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅や飲食のため滞留者が多数存在する。 ○ ビル倒壊や看板等の落下物等により被災する危険性が高い。 ○ 鉄道・道路はほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

第2 想定結果の概要

〔被害想定概要（世田谷区）〕

想定される地震による被害として、[都心南部](#)直下地震、[大正](#)関東地震（関東大震災の再来を想定した海溝型地震）、多摩[東部](#)直下地震、立川断層帯を想定した地震による被害想定がある。このうち、相対的に区への影響が最も大きい「[都心南部](#)を震源とする直下地震」による被害想定を世田谷区における被害想定的前提として位置づける。

[都心南部](#)を震源とする直下地震の被害想定では、発災の想定時刻により被害が異なるが、「冬の夕方18時、風速8m/秒」を基本にして、対応を考慮していくこととする。

1 傾向

- 都では、最大震度7の地域が出るとともに、震度6強の地域が広範囲に発生する。世田谷区では、震度6強の地域が広範囲に発生し、区の一部で[震度7](#)、震度6弱となる。
- 建物被害（全半壊、焼失）は、震度6強のエリアと木造住宅密集地域を中心に発生する。
- 死亡は揺れや火災を原因とするものが多く、負傷は建物や火災を原因とするものが多い。
- 道路や鉄道の橋りょうなどの被害は、震度6強以上のエリア内で発生する。ほとんどの鉄道は一時運行停止し、また、緊急輸送道路の渋滞も発生する。
- ライフラインの被害は、区部東部や区部南部に被害が多く、世田谷区では、区部東部と比較して被害が少ない。
- 避難者は、[4日～1週間後](#)にピークを迎える。
- 鉄道等の運行停止により、大量の帰宅困難者が発生するとともに、ターミナル駅に乗客等が集中し、混乱する。
- エレベーターの閉じ込めが発生する。

2 地震動（地震のゆれ）

想定地震		震度別面積率			
		5強以下	6弱	6強	7
都心南部直下 地震	M7.3	0.0%	31.0%	68.9%	0.1%
多摩 東部 直下地震		0.0%	42.9%	56.8%	0.3%
大正 関東地震	M8 クラス	0.8%	82.5%	16.7%	0.0%
立川断層帯地震	M7.4	90.7%	9.3%	0.0%	0.0%

3 橋りょう・橋脚被害（カッコ内は大被害）（都全体）

想定地震		高速道路	一般国道	都道	区市町村道	鉄道
都心南部直下 地震	M7.3	9.4% (0.0%)	7.2% (0.0%)	2.5% (0.1%)	0.7% (0.0%)	1.9% (0.0%)
多摩 東部 直下地震		7.0% (0.0%)	6.0% (0.0%)	1.9% (0.1%)	0.7% (0.1%)	1.8% (0.0%)
大正 関東地震	M8 クラス	5.4% (0.0%)	6.3% (0.0%)	1.8% (0.1%)	0.9% (0.1%)	1.0% (0.0%)
立川断層帯地震	M7.4	0.8% (0.0%)	2.1% (0.0%)	0.4% (0.0%)	0.2% (0.0%)	0.1% (0.0%)

【都心南部直下地震 M7.3】（世田谷区想定）

条件	想定地震		都心南部直下地震 M7.3					
	時期及び時刻		冬・早朝5時		冬・昼12時		冬・夕方18時	
	風速		8 m／秒	単位	8 m／秒	単位	8 m／秒	単位
震度別面積率	震度7		0.1 %					
	震度6強		68.9 %					
	震度6弱		31.0 %					
	震度5強以下		0.0 %					
人的被害	死者		487	人	264	人	645	人
	揺れによる建物倒壊	揺れによる建物倒壊	374	人	152	人	212	人
		急傾斜地崩壊	1	人	1	人	1	人
		火災	85	人	87	人	398	人
		ブロック塀等	0	人	6	人	16	人
		屋外落下物	0	人	0	人	0	人
		屋内収容物	26	人	19	人	18	人
		負傷者	7,297	人	5,155	人	7,132	人
	(うち重傷者)	(うち重傷者)	(854)	人	(662)	人	(1,212)	人
		揺れによる建物倒壊	6,352	人	4,138	人	4,427	人
		急傾斜地崩壊	1	人	1	人	1	人
		火災	350	人	358	人	1,738	人
		ブロック塀等	13	人	208	人	537	人
		屋外落下物	0	人	1	人	2	人
		屋内収容物	580	人	449	人	427	人
建物被害		全壊・焼失棟数		9,818	棟	10,467	棟	25,757
	ゆれ・液状化等	ゆれ・液状化等	6,464	棟	6,464	棟	6,464	棟
		火災（建物倒壊を含まない）	3,354	棟	4,003	棟	19,293	棟
ライフライン被害	電力停電率		10.7	%	11.1	%	18.9	%
	通信不通率		2.3	%	2.7	%	11.5	%
	上水道断水率		23.2 %					
	下水道管きよ被害率		5.6 %					
	ガス供給停止率		14.4 %					
その他	避難者数		178,110	人	181,166	人	252,337	人
	避難生活者数	発災1日後	81,413	人	84,290	人	151,290	人
		発災4日～1週間後	118,740	人	120,777	人	168,224	人
		発災1か月後	27,655	人	28,673	人	52,374	人
		都内滞留者数		-	人	768,014	人	768,014
	帰宅困難者数		-	人	116,697	人	116,697	人
	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数		1,105	台	1,112	台	1,267	台
	要配慮者 死者数		309	人	167	人	409	人
	自力脱出困難者		2,841	人	1,818	人	1,957	人
災害廃棄物		188	万 t	189	万 t	231	万 t	

第3章 地震に関する調査研究

第1節 活動の方針

震災対策は、現状の分析と将来の予測があらゆる面で重要な役割を果たす。区は、国、都とともに、現代科学と技術を活用した各種の調査研究活動を実施する。

第2節 調査研究の項目

1 各機関による調査研究の推進

災害を防止し軽減するためには、発災後に迅速かつ的確な応急対策活動を展開していくことが重要である。このため、世田谷区は、地震から発生する災害の特性、地域性を考慮して、平常時から災害時における適切な応急対策活動のあり方についての調査研究を、積極的に推進していくものとする。

2 各調査研究

都は、次の調査研究を行っている。

① 被害想定・地域危険度調査研究

ア 被害想定調査研究（東京都防災会議）

イ 地域危険度測定調査

② 震災対策調査研究

ア 火災等に関する調査研究（東京消防庁・消防署）

イ 地盤の液状化及び被害状況の把握に関する調査研究（東京都土木技術支援・人材育成センター）

ウ 港湾施設の耐震性等に関する調査研究

エ 強震計等の観測による重要構造物等の地震動の調査研究

オ 地震に関する情報の収集・分析

カ 地下構造調査

キ 長周期地震動に関する調査

【地域危険度測定調査について】

- 都は、東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）[第12条](#)に基づき、次の用途に資するため概ね5年ごとに調査を実施しており、[2022年（令和4年）9月](#)に第9回の結果が公表された。

- ・ 地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。

- ・ [震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用する。](#)

- 本調査は、[区部及び多摩地域の市街化区域](#)を対象として、地震に対する危険性を町丁目ごとに5段階のランクで相対評価したものである。

- 世田谷区については、「建物倒壊危険度」、「火災危険度」、「総合危険度」とともに、[23区東](#)

部と比較し、危険度は低くランクされている。

- * 地震に関する地域危険度調査（建物倒壊危険度ランク図）〔資料編資料第9・P●●〕
- * 地震に関する地域危険度調査（火災危険度ランク図）〔資料編資料第10・P●●〕
- * 地震に関する地域危険度調査（総合危険度ランク図）〔資料編資料第11・P●●〕
- * 地震に関する地域危険度調査（地域危険度マップ・世田谷区版）〔資料編資料第12・P●●〕

第4章 計画の概要等

第1節 計画修正の背景

○ 国・都等の対応

- ・ 国は、多様な主体と連携した被災者支援をはじめとする施策の進展等を踏まえ、令和5年5月及び令和6年6月に「防災基本計画」を修正した。
- ・ 都は、平成24年4月に公表した被害想定から約10年を経たことで、この間の耐震化や不燃化対策の進展、都内人口構造の変化等を踏まえ、令和4年5月に新たに定性的な被害シナリオを反映した「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。
- ・ 都は、令和4年12月に5つの危機（「風水害」、「地震」、「火山噴火」、「電力・通信等の途絶」、「感染症」）に対し、2040年代までに都が取り組むべき事業をまとめ、「TOKYO強靱化プロジェクト」を公表した。また、確実な達成に向け、新たに中間目標を設定し、令和5年12月に修正した。
- ・ 都は、新たな被害想定に基づく具体的な減災目標の設定、多様な視点の防災対策等を反映させ、令和5年5月に「東京都地域防災計画（震災編）」を修正した。

○ 世田谷区の対応

- ・ 区は、昭和39年に策定して以来、国及び都等の関係計画・法令等、震災及び風水害等の教訓を踏まえて、適時修正を行っており、直近では、令和3年に修正を行った。前回の修正以降に都の新たな被害想定公表、災害対策関連法令の改正、国や都などの上位計画の修正などがされている。
- ・ このような状況を踏まえ、最新の被害想定や関連法令、上位計画等の修正、この間の各種防災関連施策の進捗等を反映するとともに、関係機関及び区民からの意見を取り入れることにより、現実的で実効性の高い対応策を組み立てることを目的として修正に取り組む。

○ 令和6年能登半島地震

- ・ 国は、令和6年能登半島地震に係る対応について、「令和6年能登半島地震に係る検証チーム」により点検を実施し、「令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート」をとりまとめた。
その中では、被災地の情報収集及び進入方策や避難所運営、物資調達・輸送、自治体支援などの項目について、見直しの方向性を明示しており、この内容を令和6年6月の「防災基本計画」の修正に反映させている。
また、自主点検レポートにおいて、更なる検討が必要とした事項については、災害対応を総合的に検討するワーキンググループを設置して検討を行い、今後の我が国の地震災害への対策に生かしていくとしている。
- ・ 令和6年能登半島地震については地理的条件や人口構造、都市整備の状況などが、世田谷区とは異なり、単純な比較は困難なものの、現在、区が検討もしくは実施している防災関連施策と共通する事項もあるため、今後、国が立ち上げるワーキンググループの動向を注視し、防災関連施策への反映を検討していく。

第2節 重点検討項目

令和7年修正においては、以下のとおり、重点検討項目を定め、修正に取り組んだ。

1 在宅避難の推進

○ 在宅避難の利点や避難所生活の過酷さなどから在宅避難を推奨していることを継続的に周知啓発し、区民の在宅避難に対する意識高揚を図る。

○ 各家庭における備蓄や家具の転倒防止など、区民の在宅避難への取組みに対する支援を強化する。

※具体的な取組みは、震災編 第2部第2章「区民と地域の防災力向上」第3節を参照

2 避難行動要支援者対策

○ 福祉の専門職等と連携して、個別避難計画に対する理解促進と個別避難計画作成件数の増加を図る。

○ 実効性のある個別避難計画作成等に向け、居宅介護支援事業者等に対する個別避難計画作成の業務委託を実施する。

※具体的な取組みは、震災編 第2部第9章「避難者対策」第3節を参照

3 物資供給体制の整備

○ 物流事業者等の資源や専門性を活かした効率的な物資配送体制を整備するとともに、支援物資、調達物資を迅速かつ確実に配送するため、第1順位の地域内輸送拠点である羽田クロノゲートに加え、第2順位の地域内輸送拠点や区民会館等の物資集積拠点の効果的な活用を検討する。

○ 平時から物流事業者等の専門性を活かした的確な備蓄物資管理を実施し、災害時においても当該事業者の専門性を活かせる一元的な物資管理体制の検討を進める。

○ 災害時に必要となる食料等の物品を確実に避難者に供給するため、備蓄物資の保管スペースの確保を進める。

※具体的な取組みは、震災編 第2部第10章「物流・備蓄・輸送対策の推進」第3節を参照

4 災害時医療救護

○ 災害時における医療救護や薬事の拠点となる保健医療福祉総合プラザについて、関係機関（区、世田谷区保健センター等）の役割分担を明確化した連携協定を締結するなど、災害医療対応の体制強化を図る。

○ 定期的かつ継続的な訓練を通じて、医療救護本部と医療機関等の連携強化を図る。

○ 自衛隊中央病院における緊急医療救護所設置を含め、災害時に限られた医療資源を最大限有効に活用し、実現可能な初動医療体制の構築を図る。

※具体的な取組みは、震災編 第2部第7章「医療救護等対策」第3節を参照

5 共助の推進

- 避難所運営委員会等への支援を強化するとともに、地域防災活動の担い手の確保を進める。
- 都の新たな被害想定や防災塾での課題検討等を踏まえ修正した地区防災計画に基づき、地域・地区への支援を強化する。
- 区内居住世帯の約5割をマンション居住世帯が占めていることを踏まえ、マンション居住者や管理組合を対象とした説明会等により日頃からの備えの大切さについての啓発を実施するほか、マンションの自主防災組織設置の働きかけなど、マンションの防災力向上に取り組む。

※具体的な取組みは、震災編 第2部第2章「区民と地域の防災力向上」第3節を参照

6 ペット同行避難

- 飼育者をはじめとした区民へペット防災に関する普及啓発を進める。
- 在宅避難を前提としつつ、指定避難所におけるペット同行避難の受け入れ態勢の整備や研修・訓練の実施、被災動物ボランティアの活用等による支援体制の仕組みづくりを進める。

※具体的な取組みは、震災編 第2部第9章「避難者対策」第3節を参照

第3節 計画の全体像

- 本計画の全体像は、次ページのとおりである。
- 第2部での個別施策に関しては、地震前の行動「予防対策」、地震直後の行動「応急対策」、地震後の行動「復旧対策」の3つのスキームに分けて記載した。
- なお、第4部については、南海トラフ巨大地震等への対策、東海地震の警戒宣言時等に関する事前対策を定めている。

【個別施策と各フェーズの体系整理図】



第4章 計画の概要等
第3節 計画の全体像

震災編 第1部
総則

震災編 第2部
施策ごとの具体的計画

震災編 第3部
災害復興計画

震災編 第4部
南海トラフ地震等防災対策

地震前の行動（予防対策）	地震直後の行動（応急対策）	地震後の行動（復旧対策）
第7章 医療救護等対策		
初動医療体制等の整備	初動医療体制	防疫体制の確立
医薬品・医療資器材の確保	医薬品・医療資器材の供給	火葬
遺体の取扱い	行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等	
第8章 帰宅困難者対策		
帰宅困難者対策条例の周知徹底	駅等の混乱防止策	徒歩帰宅者の代替輸送
帰宅困難者への情報通信体制整備	事業所等における帰宅困難者対策	徒歩帰宅者の支援
一時滞在施設の確保		
徒歩帰宅支援のための体制整備		
第9章 避難者対策		
避難体制の整備	避難誘導	
避難所・避難場所等の指定・安全化	避難所の開設・管理運営	
避難所等の管理運営体制の整備等	車中泊	
車中泊	動物救護	
第10章 生活必需品の確保		
食料及び生活必需品等の確保	物資の調達要請	水の安全確保
飲料水及び生活用水の確保	国・他道府県等からの支援物資の受入れ・配分	生活用水の確保
区防災倉庫 及び地域内輸送拠点の整備	義援物資の取扱い	物資の輸送
輸送体制の整備	輸送車両の確保	
輸送車両等の確保	ヘリコプター等の確保	
燃料の確保	燃料	
第11章 放射性物質対策		
情報伝達体制の整備	情報連絡体制	保健医療活動
区民への情報提供等	区民への情報提供等	放射性物質への対応
放射線等使用施設の安全化	放射線等使用施設等の応急措置	風評被害への対応
	核燃料物質輸送車両等の応急対策	
第12章 区民の生活の早期再建		
生活再建のための事前準備	被災建築物の応急危険度判定	罹災証明書の交付
災害用 トイレの確保及びし尿の収集・運搬	被災宅地の危険度判定	被災住宅の応急修理
	家屋被害状況調査等	一時提供住宅の供給
	罹災証明書の交付準備	応急仮設住宅の供給
	義援金の募集・受付	公的住宅等の応急修理
	トイレの確保及びし尿の収集・運搬	建設資材等の調達
ごみ処理		被災者の生活相談等の支援
がれき処理		義援金の募集・受付・配分
災害救助法等	災害救助法等の適用	被災者の生活再建資金援助等
	激甚災害の指定	職業のあっせん
教育・保育対策		租税等の徴収猶予及び減免等
		その他の生活確保
		中小企業への融資
		農林漁業関係者への融資
		応急金融対策
		がれき処理の実施
		災害救助法の運用等

最終版で修正

第3部 災害復興計画

- 復興の基本的考え方
- 復興本部
- 災害復興計画の策
- 災害復興計画

最終版で修正

- 対策の方針
- 南海トラフ地震等防災対策
- 東海地震事前対策

第4節 施策相互の連携関係イメージ図

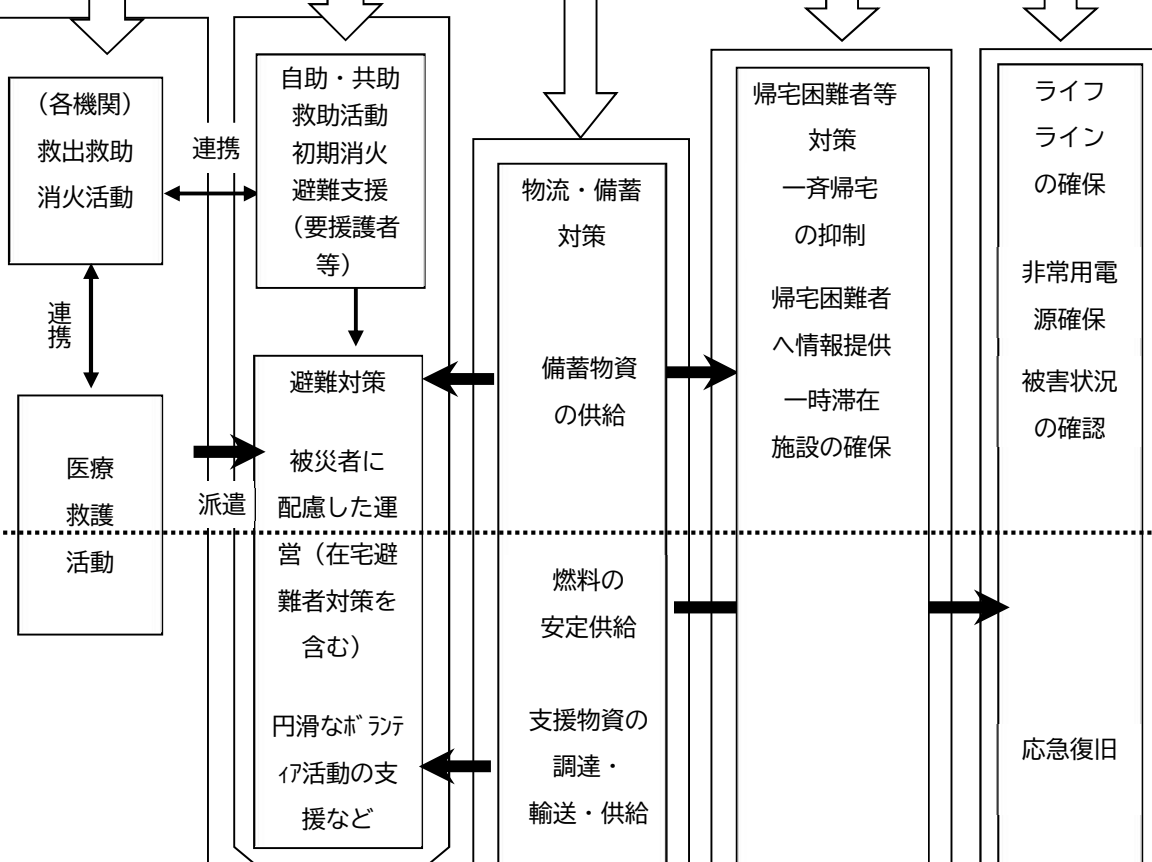
発災直後から応急復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動

危機管理体制の構築（初動態勢、広域連携等）

情報通信の確保（防災行政無線、無線LAN、専用電話、衛星携帯電話等）

道路ネットワークの確保（交通規制、道路啓開）

発災直後から72時間以内において特に重要な活動



発災後、4日目以降に重点的に行う活動

生活再建
罹災証明
義援金
応急仮設
住宅等

帰宅支援

第2部各章の施策は、密接に関連しており、特に発災後は、各施策を実施する主体が相互に連携を図りながら、応急対応を実施することが求められる。

本節では、各施策の関係について、①発災直後から応急・復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動、②発災直後からの72時間以内において特に重要な活動、③発災後、4日目以降に重点的に行う活動の3つに分類し、それぞれの関係のイメージを示した。

1 発災直後から応急・復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動（危機管理体制、情報通信、道路ネットワーク）

- 発災後のあらゆるフェーズにおいて的確な応急活動を展開する上で、初動態勢の確保や各機関との広域連携など、危機管理体制を構築することが不可欠である。
- また、関係機関が連携して対応するためには、各機関が被害状況、応急対応状況の情報を共有できるよう、防災行政無線等の情報通信を確保する必要がある。
- さらに、救出救助活動や消火活動、物資の供給などは、主に車両を使って実施することから、機動的に活動を展開するためには、交通規制や道路啓開などにより、ネットワークを確保することが重要である。

2 発災直後から72時間以内において特に重要な活動（救出救助、消火、医療救護、避難、物流・備蓄、帰宅困難者対策、ライフライン）

- 救出救助活動や消火活動については、自衛隊、警察、消防などの防災機関による活動と、近隣住民同士の共助による活動が連携を図ることで大きな効果を発揮する。
- また、こうした救助活動等によって助けられた被災者に対し、医療機関等において適切な医療を提供することで、一人でも多くの命を救うことができる。
- 避難所や在宅避難者に対し、生活を支えるために必要な物資を供給するとともに、ボランティアによる支援を円滑に受け入れる必要がある。ボランティアは、受け入れ体制の確立、ボランティア協会・社会福祉協議会・NPO及び区の連携体制の確立、各人材の時系列行動目標と人材確保の取組み表の検討により、迅速な応急・復旧活動を行うことが重要である。
- 帰宅困難者の一斉帰宅の抑制は、迅速な救出救助活動の展開のためにも不可欠であり、一時滞在のための物資の供給は、帰宅困難者に対しても、円滑に行われなければならない。
- また、こうした活動のための非常用電源等によるライフラインの確保や、そのための燃料の安定供給も重要な取組みである。

3 発災後、4日目以降に重点的に行う活動（生活再建、帰宅支援）

- 発災後4日目以降については、帰宅困難者の円滑な帰宅に向けての帰宅支援を進めるとともに、被災者の早期の生活再建に向け、義援金の支給や応急仮設住宅への早期の入居を実現していかなければならない。

第5章 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）

- 国は、「首都直下地震の地震防災戦略」（平成18年4月中央防災会議）において、首都直下地震の被害を受ける可能性がある地方公共団体に対して減災目標の設定を求めた。
- 都は、東京都地域防災計画（令和5年修正）において、都の減災目標を以下のとおり定めた。
 - ・ 2030年度（令和12年度）までに、首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減する。
- 区は、都と整合を図るため「世田谷区地域防災計画」における減災目標を、第1部第2章第2節の被害想定をもとに定めることとする。
- 減災目標を関係機関で共有し、目標達成に向けて対策の推進を図る。

区の減災目標

2030年度（令和12年度）までに、「首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減」する。

〈主な対策〉

- 住宅の耐震化 【都、区】
- 整備地域の不燃化 【都、区】
- 無電柱化の推進 【都、区】
- 出火防止対策（感震ブレーカーの設置促進） 【都、区】
- 初期消火対策（消火器設置促進） 【東京消防庁・消防署、都、区】
- 家具類の転倒・落下・移動防止対策 【東京消防庁・消防署、区】
- 区市町村のBCP策定 【区】
- 避難所環境の向上 【都、区】
- 災害時トイレの確保 【都、区】

第6章 複合災害への対応

第1節 複合災害への対応

東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故など、複合災害に見舞われた。また、近代未曾有の大災害である関東大震災では、台風の影響で関東地方では強風が吹いており、火災延焼による被害の拡大が顕著であったほか、地震発生から3週間後に台風が接近した。近年では、令和2年7月豪雨が新型コロナウイルス感染拡大の最中で発生し、感染症対策を踏まえた避難所運営や応援職員の受入れなど、感染症まん延下における災害対応を余儀なくされた。

また、新たな被害想定においても、大規模風水害や火山噴火、感染拡大などとの複合災害発生時に起きうる事象を整理した。

【被害想定で想定する主な複合災害】

風水害	・地震動や液状化により堤防や護岸施設が損傷した箇所から浸水被害が拡大 ・梅雨期や台風シーズンなど、降水量が多い時期に地震が発生した場合、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生
火山噴火	・数cmの降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の搬送、がれきの撤去などの応急対策や復旧作業が困難化 ・火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化
感染拡大	・多くの住民が避難する中で、感染症や食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生 ・救出救助活動や避難者の受入れ等において感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性

こうした、同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化や広域化、長期化等が懸念されることから、こうした状況も念頭に置きながら、予防、応急・復旧対策を実施する必要がある。

第2節 複合災害に備え留意すべき事項

先発災害発生時における被害状況等を踏まえ、各種施策を確実に進めつつ、後発災害に伴う影響なども念頭に置き、以下の点に留意する必要がある。

【共通事項】

- ・ 自分の命は自分で守る視点から、複合災害に対する普及啓発を図り、自助・共助の取組を促進
- ・ 都市基盤施設の整備・耐震化など、防災・減災対策の加速化
- ・ 様々なシナリオを想定した、BCPの策定、訓練の繰り返し実施・検証

- ・ 避難先のさらなる確保、在宅避難・自主避難など分散避難の推進
- ・ 夏季発災時における熱中症対策 等

【大規模自然災害+大規模自然災害】

- ・ 先発災害から後発災害へのシームレスな対処
- ・ 後発災害のリスクや被害状況等を踏まえた被災者の移送等の検討
- ・ 後発災害による被害の拡大に伴う避難の長期化を要因とした災害関連死抑止への対応 等

【感染症対策+大規模災害】

- ・ 災害ボランティアやエッセンシャルワーカーの行動制約下における体制の確保
- ・ 避難所における感染拡大による災害関連死抑止への対応 等

【震災編】

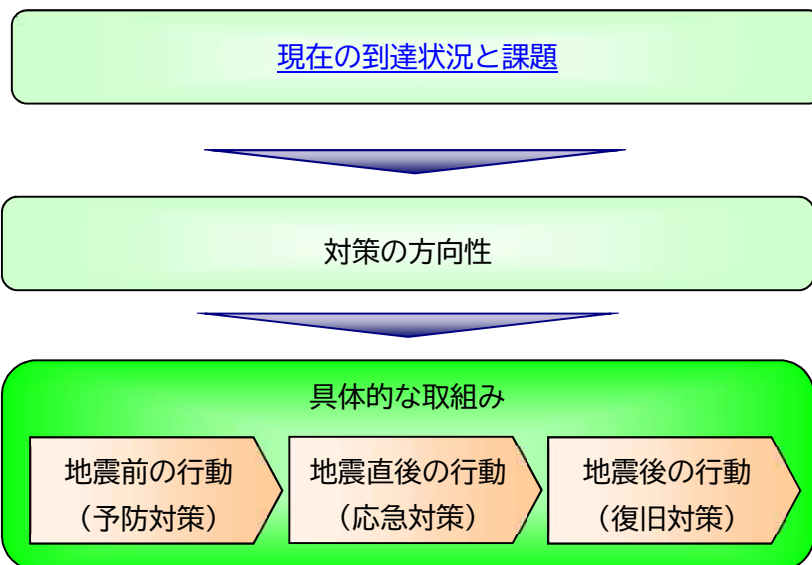
第2部

施策ごとの具体的計画 (予防・応急・復旧計画)

【第2部の構成について】

- 第1章で、区及び関係機関の役割を示す。
- 第2章から第12章で、災害対策の施策ごとに、（1）日頃の対策、（2）発災時の対策、（3）発災後の復旧対策を示し、災害のフェーズに応じて、「誰が、何を、行うのか」を明確にする。
 - ・ 第1節及び第2節で、現在の到達状況と課題、対策の方向性を明確にする。
 - ・ 第3節で、予防・応急・復旧といった災害のフェーズに応じた対応策を構築するとともに、区及び関係機関の役割分担を明確にする。

構成		内容
第1節	現在の到達状況と課題	都の被害想定（令和4年5月）に基づき、現状等を分析した上で、効果的な施策と方向性を示す。
第2節	対策の方向性	
第3節 具体的な取組み	第1 予防対策	平時の活動
	第2 応急対策	発災直後から72時間以内に必要活動
	第3 復旧対策	発災から4日目以降に重点的に行う活動



- 第3節中の「対策内容と役割分担」について

区及び関係機関（東京消防庁・消防署、警視庁・警察署、都関係機関等）の役割分担について、東京都地域防災計画（震災編）（令和5年修正）との整合を図りながら、一覧表「対策内容と役割分担」に整理した。また、実施主体を明確にするために、施策の実施主体をできる限り記載した。

第1章 区等の基本的責務と役割

震災編 第1部
総則

震災編 第2部
施策ごとの具体的計画

第1章
区等の基本的責務と役割

震災編 第3部
災害復興計画

震災編 第4部
南海トラフ地震等防災対策

第2部 施策ごとの具体的計画（予防・応急・復旧計画）

第1章 区等の基本的責務と役割

第1節 基本理念及び基本的責務

1 基本理念

区長、区民及び事業者は、次に掲げる考え方に基づき、それぞれの責務及び役割に応じ連携を図ることを基本理念として災害対策に取り組むものとする。

- (1) 区民及び事業者が自己の生命、身体及び財産の安全を自ら確保することをいう自助
- (2) 区民及び事業者が地域において相互に助け合うことをいう共助
- (3) 行政機関が区民等を災害から保護するための事業等を実施することをいう公助

＊世田谷区災害対策条例第2条〔資料編資料第125・P●●〕

2 基本的責務

(1) 区長の基本的責務

- ① 区長は、災害対策に関する施策を策定し、及び災害対策に関する事業を実施することにより、区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、災害発生後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。
- ② 区長は、世田谷区地域防災計画の定めるところにより、災害対策に関する施策を策定し、その推進を図らなければならない。
- ③ 区長は、災害対策に関する施策を策定するに当たっては、国、都その他関係地方公共団体及び防災関係機関との調整を図るとともに、協力団体、区民及び事業者の意見を聴くよう努めなければならない。
- ④ 区長は、災害対策に関する事業を実施するに当たっては、国、都その他関係地方公共団体、防災関係機関、協力団体、区民及び事業者との連携に努めなければならない。

＊世田谷区災害対策条例第3条〔資料編資料第125・P●●〕

(2) 区民の基本的責務

- ① 地方公共団体の住民は、[食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の](#)自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、[防災訓練その他の](#)自発的な防災活動への参加、[過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により](#)防災に寄与するように努めなければならない。

＊災害対策基本法第7条第3項

- ② 区民は、災害に備え、次に掲げる事項について、自ら必要な措置を行うよう努めなければならない。

ア 建築物等の耐震性及び耐火性の確保

- イ 家具の転倒、落下及び移動の防止
- ウ 出火の防止及び初期消火に必要な用具の備え
- エ 暴風等による建築物等及び附帯設備等の損壊、転倒等の防止
- オ 豪雨等による建築物への浸水の防止
- カ おおむね7日分（少なくとも3日分）の飲料水及び食料の備蓄
- キ 避難の経路、場所及び方法についての確認

- ③ 区民は、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、地域において相互に協力するとともに、自発的に防災区民組織に参加する等災害対策に関する活動の推進に努めなければならない。
- ④ 区民は、災害に強いまちづくりについて理解を深め、区長その他の行政機関が実施する災害対策に関する事業に協力するとともに、自発的に災害対策活動に参加する等災害対策に寄与するよう努めなければならない。
- ⑤ 区民は、災害が発生するおそれがあるとき及び災害発生時においては、自己及び家族の安全の確保に努めなければならない。
- ⑥ 区民は、災害発生後においては、自らの生活の再建に努めるとともに、都市の復興に関して区長その他の行政機関が実施する災害対策に関する事業に協力するよう努めなければならない。

＊世田谷区災害対策条例第4条〔資料編資料第125・P●●〕

（3）事業者の基本的責務

- ① 事業者は、区長その他の行政機関が実施する災害対策に関する事業に協力するとともに、その事業活動を行うに当たっては、社会的責任を自覚し、災害を最小限にとどめるため、最大の努力を払わなければならない。
- ② 事業者は、その事業活動に関して災害の拡大を防止するため、事業所の来客、従業員及び事業所の周辺地域における住民並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。
- ③ 事業者は、従業員に対し、災害対策に関する知識及び技術を習得する機会を提供するよう努めなければならない。
- ④ 事業者は、災害発生後においては、都市の復興に関して区長その他の行政機関が実施する災害対策に関する事業に協力するよう努めなければならない。

＊世田谷区災害対策条例第5条〔資料編資料第125・P●●〕

第2節 区、都及び防災機関の役割

1 区の役割

(1) 本部長室

本部長室は、次の事項について世田谷区災害対策本部（以下「区本部」という。）の基本方針を審議策定する。（世田谷区災害対策本部条例施行規則）

- 区本部の非常配備態勢の確立及び廃止に関すること。
- 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- 避難所の開設及び閉鎖に関すること。
- 避難指示等の発令に関すること。
- 災害救助法の適用の要請に関すること。
- 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- 東京都知事等に対する応援等要請に関すること。
- 民間協力団体に対する協力要請に関すること。
- 応急公用負担等に関すること。
- 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- 区本部の廃止及び継続して行う災害業務の分担に関すること。
- そのほか、重要な災害対策に関すること。

〔本部長室の構成員及び職務〕

構成員		職務
本部長	区長	本部事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
副本部長	危機管理監 、副区長、教育長	本部長を補佐し、本部長に事故が あ るときは職務を代理する。
本部員	世田谷総合支所長、北沢総合支所長、玉川総合支所長、砧総合支所長、烏山総合支所長、政策経営部長、総務部長、危機管理部長、財務部長、生活文化政策部長、清掃・リサイクル部長、保健福祉政策部長、世田谷保健所長、都市整備政策部長、道路・交通計画部長、教育政策・生涯学習部長、 技監、区内の消防署長が指定する消防吏員 、その他必要があると認めたもの	本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。ただし各総合支所長は各地域にあって、職務に従事する。
災对本部連絡員	世田谷総合支所地域振興課長、北沢総合支所地域振興課長、玉川総合支所地域振興課長、砧総合支所地域振興課長、烏山総合支所地域振興課長、政策経営部政策企画課長、政策経営部広報広聴課長、総務部総務課長、危機管理部災害対策課長、財務部経理課長、生活文化政策部市民活動推進課長、清掃・リサイクル部管理課長、保健福祉政策部保健福祉政策課長、世田谷保健所健康企画課長、都市整備政策部都市計画課長、道路・交通計画部道路管理課長、教育総務課長、区議会事務局次長	

(2) 災对各部の事務分掌

【令和6年4月1日現在】

災対部	部長	担当所管	事務分掌
災対統括部	危機管理部長	- 危機管理部 DX推進担当部 - 選挙管理委員会事務局	1 本部長及び副本部長の連絡に関すること。 2 本部長指令の総括に関すること。 3 災害対策の総合調整に関すること。 4 東京都災害対策本部及び防災関係機関との連絡及び応援等の要請に関すること。 5 協力協定団体への協力要請の総括に関すること。 6 自衛隊への災害派遣の要請及び災害派遣部隊の受入れに関すること。 7 気象情報及び災害情報の収集の総括に関すること。 8 防災行政無線システム及び防災情報システムの運用管理及び復旧に関すること。 9 各災対地域本部への支援に関すること。
災対総務部	総務部長	- 総務部 - 庁舎整備担当部 - 区長室 - 区議会事務局	1 本庁舎来庁者の救護及び避難誘導に関すること。 2 本庁舎の管理及び保全に関すること。 3 本部会議の庶務に関すること。 4 被害状況報告の集計及び資料作成の総括に関すること。 5 区議会との連絡その他渉外に関すること。 6 職員の配置の調整に関すること。 7 職員の服務及び給与に関すること。 8 職員の被災状況の調査に関すること。 9 職員の給食に関すること。 10 職員の医療救護及び公務災害に関すること。 11 応急措置の実施に伴う損失補償、審査請求、訴訟等に関すること。 12 各災対地域本部への支援に関すること。 13 他の部に属しないこと。
災対財政・広報部	政策経営部長	- 政策経営部 - 監査事務局	1 震災復興組織の設置準備に関すること。 2 広報及び広聴に関すること。 3 報道機関に対する情報提供等に関すること。 4 災害対策関係予算に関すること。 5 各災対地域本部への支援に関すること。

震災編 第1部
総則

震災編 第2部
施策ごとの具体的計画

第1章
区等の基本的責務と役割

震災編 第3部
災害復興計画

震災編 第4部
南海トラフ地震等防災対策

第1章 区等の基本的責務と役割
第2節 区、都及び防災機関の役割

災対部	部長	担当所管	事務分掌
災対地域本部	各総合支所長	各総合支所 ・世田谷 ・北沢 ・玉川 ・砧 ・鳥山	1 本部長室及び他の部との連絡に関する事。 2 総合支所庁舎の管理及び保全に関する事。 3 拠点隊への指示及び支援に関する事。 4 来庁者、施設利用者及び被災者の救護及び避難誘導に関する事。 5 罹災証明書、火葬許可証等の発行の調整に関する事。 6 災害状況の調査及び情報収集に関する事。 7 救援物資、応急食料、飲料水その他資器材の輸送及び配布に関する事。 8 物資集積場の管理に関する事。 9 医療救護所の設置及び運営に関する事。 10 避難所の設置及び運営に関する事。 11 広域避難場所の運用に関する事。 12 道路、河川、橋梁、溝渠(こうきょ)、水門等の状況の把握のための情報収集に関する事。 13 道路、河川等の障害物の除去に係る情報収集に関する事。 14 水防活動に関する事。 15 遺体の捜索、収容及び埋葬に係る情報収集に関する事。 16 遺体収容所の設置、運営等の統括に関する事。 17 安否情報の収集に関する事。 18 避難行動要支援者の安否確認等に関する事。 19 被災区民への総合的な福祉サービスの提供に関する事。 20 総合相談窓口の設置に関する事。 21 災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに被災者生活再建支援金の支給に関する事。 22 帰宅困難者の支援に関する事。 23 福祉避難所の入所に関する事。 24 各被災地の医療衛生状況の把握及び災対医療衛生部との調整に関する事。 25 建築物の被災状況の確認及び被災建築物の危険度判定に関する事。 26 土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木、その他の物件の使用若しくは収用並びに工作物等の除去及び保管に関する事。 27 警戒区域への立入り制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令に関する事。

震災編 第1部
総則

震災編 第2部
施策ごとの具体的計画

第1章
区等の基本的責務と役割

震災編 第3部
災害復興計画

震災編 第4部
南海トラフ地震等防災対策

災対部	部長	担当所管	事務分掌
拠点隊		・各まちづくりセンター	1 来庁者、施設利用者及び被災者の救護及び避難誘導に関すること。 2 災害状況の調査及び情報収集に関すること。 3 医療救護所の支援に関すること。 4 震災時避難所の支援に関すること。 5 水害時避難所の運営に関すること 6 安否情報の収集に関すること。
災対物資管理部	財務部長	・財務部 ・会計室	1 車両等の調達及び配分に関すること。 2 物資及び資器材の調達、輸送及び配分並びに備蓄物資の輸送及び配分の総括に関すること。 3 給水活動の総括に関すること。 4 災害対策に必要な経費及び物品の出納に関すること。 5 各災対地域本部への支援に関すること。
災対区民支援部	生活文化政策部長	・生活文化政策部 ・地域行政部 ・スポーツ推進部 ・経済産業部	1 安否情報の収集及び提供に関すること。 2 日本赤十字社東京都支部との連絡調整に関すること。 3 外国人災害時情報センターの設置に関すること。 4 災害時の女性への支援に関すること。 5 他自治体との連絡調整に関すること。 6 商工農業者等の被害状況調査及び支援に関すること。 7 義援金の受領及び配分に関すること。 8 生活再建の支援、広域火葬実施の調整及び罹災証明書の発行に係る総合調整に関すること。 9 各災対地域本部への支援に関すること。
災対清掃部	清掃・リサイクル部長	・清掃・リサイクル部	1 ごみの収集及び処理に関すること。 2 し尿の収集及び処理に関すること。 3 災害廃棄物の処理に関すること。 4 各災対地域本部への支援に関すること。
災対保健福祉部	保健福祉政策部長	・保健福祉政策部 ・高齢福祉部 ・障害福祉部 ・子ども・若者部 ・児童相談所	1 ボランティアに関する総合調整に関すること。 2 高齢者、障害者及び乳幼児の対策に関すること。 3 避難行動要支援者への支援に関する総合調整に関すること。 4 福祉避難所の設置及び運営に関すること。 5 保育園、児童館等の再開に関すること。 6 各災対地域本部への支援に関すること。 7 児童相談所及び一時保護所の運営に関すること。

第1章 区等の基本的責務と役割
第2節 区、都及び防災機関の役割

災対部	部長	担当所管	事務分掌
災対医療衛生部	世田谷保健所長	・世田谷保健所	1 災害医療コーディネーターの設置、被災状況、医療機関の活動状況等の把握に関すること。 2 医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整骨師会その他の医療関係団体への協力要請等に関すること。 3 被災地の総合衛生対策に関すること。 4 緊急医療救護所の設置及び運営に関すること。 5 各災対地域本部への支援に関すること。
災対都市整備部	都市整備政策部長	・都市整備政策部 ・施設営繕担当部 ・防災街づくり担当部 ・環境政策部	1 公共建築物、被災建築物及び被災宅地の被害状況の調査並びに危険度判定の総合調整に関すること。 2 公営住宅の被害状況の把握に関すること。 3 仮設住宅の整備等に関すること。 4 環境保全の調査及び対策に関すること。 5 土砂災害警戒区域等における警戒及び建物等に係る台風等による風害への対応に関すること。 6 各災対地域本部への支援に関すること。
災対土木部	道路・交通計画部長	・道路・交通計画部 ・土木部 ・みどり 33 推進担当部	1 土木・造園・建築関係民間協力団体への協力要請に関すること。 2 遺体の捜索、収容及び埋葬に関すること。 3 公共交通機関との連絡調整に関すること。 4 水防活動に関すること。 5 道路、河川、 橋梁 、溝渠（こうきょ）、水門、公園等の点検整備及び応急復旧並びに障害物の除去に関すること。 6 土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用並びに工作物等の除去及び保管に関すること。 7 警戒区域への立入り制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令に関すること。 8 各災対地域本部への支援に関すること。
災対教育部	教育政策・生涯学習部長	・教育政策・生涯学習部長 ・学校教育部長 ・教育総合センター長	1 災害時における応急教育に関すること。 2 学校教育施設の整備点検及び応急復旧に関すること。 3 学校機能の復旧及び調整に関すること。 4 学校災害対策本部との連絡調整に関すること。 5 避難所運営における各災対地域本部との協力に関すること。 6 避難所における給食施設の調整に関すること。 7 各災対地域本部への支援に関すること。

2 都の役割

機関の名称	事務又は業務の大綱
建設局 第二建設事務所	1 道路・河川及び橋梁の整備保全及び復旧に関すること。 2 水防に関すること。 3 道路・河川の障害物除去に関すること。
建設局 東部公園緑地事務所	1 都立公園等の保全、復旧及び震災時の利用に関すること。
水道局 南部支所桜丘庁舎 世田谷営業所	1 応急給水に関すること。 2 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。
下水道局 南部下水道事務所	1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2 仮設トイレ等のし尿の受入れ及び処理に関すること。
警視庁 第三方面本部 世田谷警察署 北沢警察署 玉川警察署 成城警察署	1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。 2 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。 3 行方不明者等の捜索及び調査に関すること。 4 遺体の調査等及び検視に関すること。 5 交通の規制に関すること。 6 緊急通行車両確認標章の交付に関すること。 7 公共の安全と秩序の維持に関すること。
東京消防庁 第三消防方面本部 世田谷消防署 玉川消防署 成城消防署	1 水火災及びその他災害の救助、救急情報に関すること。 2 水火災及びその他災害の予防、警戒及び防ぎよに関すること。 3 人命の救助及び救急に関すること。 4 危険物施設及び火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関すること。 5 区民の防災知識の普及及び防災活動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関すること。 6 応急救護知識技術の普及及び自主救護能力の向上に関すること。
消防団 世田谷消防団 玉川消防団 成城消防団	1 水火災及びその他災害の警戒、防ぎよに関すること。 2 人命の救助及び応急救護に関すること。 3 地域住民の防災指導に関すること。

3 指定地方行政機関の役割

指定地方行政機関とは、指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものであり、区においては、以下の2機関が該当している。

機関の名称	事務又は業務の大綱
国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 代々木出張所	1 管轄区域道路一般国道20号、246号のうち世田谷区内の保全施設等の整備並びに保全に関すること。
国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所 田園調布出張所	1 管轄区域河川の保全、施設等の工事及び保全に関すること。 2 管轄区域河川の雨量計、水位、流量、洪水予報、水防警報等の水防に関すること。

4 自衛隊の役割

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第1普通科連隊 (練馬駐屯地内)	1 災害派遣に係る準備に関すること。 2 災害派遣の計画の作成に関すること。 3 人命又は財産保護のために緊急に行う必要のある応急救援・応急医療又は応急復旧に関すること。 4 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲渡に関すること。

5 指定公共機関の役割

指定公共機関とは、独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定、告示する機関であり、災害対策基本法第6条の規定に基づき、業務を通じて防災に寄与する責務がある。

平常時にあつては区防災会議、発災時にあつては区本部に出席を要請することが予定される区の防災対策に資する指定公共機関として、区内においては、以下の機関が指定されている。

機関の名称	事務又は業務の大綱
NTT 東日本 (東京南支店)	1 <u>電気通信設備</u> の建設及び保全に関すること。 2 <u>重要通信の確保</u> に関すること。 3 <u>気象予警報の伝達</u> に関すること。 4 <u>通信ネットワークの信頼性向上</u> に関すること。 5 災害時の <u>電気通信設備</u> の復旧に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
日赤東京都支部 (世田谷区地区)	1 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産救護の実施に関するこ と。 2 義援金の <u>受付及び</u> 配分に関すること。 3 日赤奉仕団による救援活動の協力に関すること。
首都高速道路 <u>(東京西局)</u>	1 首都高速道路等の <u>建設及び</u> 保全に関すること。 2 首都高速道路等の災害復旧に関すること。 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。
東京電力パワーグリッ ド <u>(渋谷支社)</u>	1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 2 電力需給に関すること。
東京ガス <u>(東京中支店)</u>	1 ガス <u>工作物</u> の建設及び <u>それらの維持管理</u> に関すること。 2 ガスの供給に関すること。
日本郵便 <u>(世田谷郵便局)</u>	1 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対 策 (1) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除 (4) 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除 2 地方公共団体又は当社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リ スト等の情報の相互提供 3 当社が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の地方公共 団体等への情報提供 4 避難所における臨時の郵便差出箱の設置 5 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
ヤマト運輸	1 災害時における貨物自動車(トラック)等による救助物資等の輸送に関 すること。

6 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関とは、地方独立行政法人及び公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人のうち、知事が指定告示する機関であり、区内においては、以下の機関が指定されている。

機関の名称	事務又は業務の大綱
京王電鉄 小田急電鉄 東急電鉄	1 鉄道施設等の安全保安に関すること。 2 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。 3 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
都トラック協会 (世田谷支部)	1 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。

7 協力機関の役割

区は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、事業者・団体等と応援協定を締結し、災害時における協力を依頼している。

主な協力機関は以下のとおりである。

機関の名称	事務又は業務の大綱
世田谷区医師会 玉川医師会	1 医療及び助産活動に関すること。
世田谷区歯科医師会 玉川歯科医師会	1 歯科医療に関すること。
世田谷薬剤師会 玉川砧薬剤師会	1 薬剤の調剤及び服薬指導に関すること
都柔道整復師会 (世田谷支部)	1 柔道整復師会の協力に関すること
世田谷サービス公社	1 災害時における広報活動及び被害状況等の伝達に関すること。 2 放送施設の保全に関すること。
世田谷ケーブルテレビ協議会 (2社)	1 災害時における広報活動及び被害状況等の伝達に関すること。 2 放送施設の保全に関すること。
世田谷ボランティア協会	1 一般ボランティアの受け入れに関すること。 2 せたがや災害ボランティアセンターの専門ボランティア登録者の活動に関すること。 3 一般ボランティアの活動の実施に関すること。
世田谷区社会福祉協議会	1 地域のボランティア要望の集約に関すること。 2 避難所及び自宅で避難している区民への福祉サポートに関すること。

*協力協定・覚書等一覧〔資料編資料第144・P●●〕

第2章 区民と地域の防災力向上

本章における対策の基本的考え方

○ 自助・共助の重要性と対策の基本的考え方

阪神・淡路大震災や東日本大震災などの過去の震災では、地震発生直後の区民同士等による地域の助け合いによって多くの命が救われており、災害時における自助・共助の重要性が明らかになっている。また、熊本地震では、女性の視点等を意識した避難所運営などの重要性が再認識された。

本章では、自助・共助の担い手となる区民、地域、消防団、事業所、ボランティアによる取組みを定めている。

これらの主体は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本理念として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、各主体間の相互連携、相互支援を強め、自助、共助による区民及び地域の防災力の向上を推進していく。

第2章 区民と地域

第1節 現在の到達状況

- 啓発物の配布、家具類の転倒等防止策等の推進等
- 防災区民組織（町会・自治会等）の結成数 227団体（平成28年4月1日現在）
- 避難所運営本部の構成員が防災士を取得
- 消防団員数は、定員約1,250 人に対し、1,075人
- 関係団体（世田谷ボランティア協会、世田谷区社会福祉協議会、区内NPO、大学等）と連携し、ボランティアが円滑に活動できる体制づくりを推進
- 多様性に配慮した女性の視点から災害時の対応について啓発するために、研修等を実施

第2節

- 死傷者を抑制するため、えを推進していくことか
- 近隣住民同士の助け合いの命を救うため、「自みを促進する必要がある
- 消防団の定員の充足など
- 発災時における事業所の業継続等）を踏まえ、事
- ボランティアが円滑に派遣をコーディネートす
- 多様性に配慮した女性の

第3節

- 自助の備えを講じて
- 事業所防災計画の作
- 災害時のボランティア活動支援と協定した訓練の実施等によるボランティア活動への支持

最終版で修正

第5節 具

地震前の行動（予防対策）

○ 自助による区民の防災力向上

区民による自助の備え、防災の意識啓発、教育・訓練の充実、外国人支援対策等

○ 地域による共助の推進

防災区民組織の整備・充実、世田谷区区民防災会議の運営、世田谷区地域防災リーダーの育成等

○ 消防団の活動体制の充実

消防団員の確保、教育訓練、資機材整備の推進

○ 事業所による自助・共助の強化

事業所相互間及び事業所と防災区民組織等の連携について啓発

○ ボランティアとの連携

ボランティアマッチングセンターの運営体制整備

○ 多様性に配慮した女性の視点の反映に向けた検討

研修等の実施、防災における女性等の参画の促進

地震直後の行動（応急対策）

○ 自助による応急対策

区民自身による応急対応に係る支援等

○ 地域による応急対策

防災区民組織等による

○ 消防団による応急対策

消防団による消火・救助

○ 事業所による応急対策

事業所による初期消火

○ ボランティアとの連携

区外ボランティアの参画

地域の防災力向上

課題

区民一人ひとりの自助の備必要
により発災時に一人でも多助」、「共助」による取組。
災害活動体制の充実が必要役割（地域の救助活動・事業所の防災力の向上が必要動することができるよう、る体制の構築が必要視点を反映させる必要

第3節 対策の方向性

- 在宅避難の推奨とその準備に向けた普及・啓発、区民の備蓄、自助・共助の精神の育成等を推進
- 「自分たちのまちは自分たちで守る」意識の啓発、実践的かつ効果的な防災訓練の推進、地区防災計画の策定
- 消防団員の募集、訓練及び資機材等の整備を推進
- 行政や地域との協定締結、事業所防災計画の作成促進等
- 関係団体との連携強化等によるボランティア活動への支援体制づくりの推進
- 多様性に配慮した女性の視点を反映

足進により、地区防災力を向上 ○消防団活動体制の充実により、災害活動能力を向上
防災体制の強化
体制の構築 ○多様性に配慮した女性の視点を反映

体的な取組

策) 発災後72時

最終版で修正

発災後1週間目途

の実施

策、外国人の情報収集等に

の実施

初期消火等の実施

策の実施

助・応急救護活動等の実施

策の実施

・応急救護活動等の実施

售

入れに向けた準備等

ボランティアマッチングセンターの設置・運営

ボランティアの活動環境の確保

第2章 区民と地域の防災力向上

第1節 現在の到達状況と課題

1 自助による区民の防災力向上（在宅避難の推進等）

防災対策では、区民一人ひとりによる自助の取組みが重要であることから、区は、「[せたがや防災](#)」等の防災啓発物の作成・配布をはじめ、様々な媒体を通じた広報の実施により、自助の必要性に係る意識啓発を行っている。

[また、区は、避難者多数による指定避難所の密集を回避し、適切な運営を可能とするため、各家庭での食料や日用品などの備蓄向上を促すなど、在宅避難の推進に取り組んできた。](#)

[具体的には、在宅避難支援事業（せたがや防災ギフト）の実施や在宅避難啓発冊子「災害時お家生活のヒント」の全戸配布、防災訓練・イベントでの在宅避難の啓発、消火器・住宅用火災警報器などの防災用品のあっせん、住宅の耐震診断・耐震化支援、家具転倒防止器具の取付支援、電力提供施設（充電スポット）の整備などを行っている。](#)

【課題】

[被害想定では、区内死傷者が最大 7,777 人発生すると想定されており、こうした被害を抑制するためには、建物の耐震化や家具類の転倒等防止対策の推進、出火の防止や初期消火の強化などの備えを講じる必要がある。](#)

[また、避難者多数による指定避難所の密集を回避し、適切な運営を可能とするためには、在宅避難に必要な知識や準備についてのさらなる啓発・支援が必要である。](#)

2 地域による共助の推進

震災時には、発災直後の地域の助け合いが大きな効果を発揮する。そのため、主に町会・自治会等、区民同士が協力して結成する防災区民組織は、各地域において防災訓練等の自主的な取組みを進めている。また、防災塾等を通じて地区防災計画を[策定・検証している](#)。

また、複数の団体で構成される[避難所運営委員会](#)は、避難所運営訓練を実施するなど、区民相互の共助の意識を育て、近隣住民が支えあう普及啓発を行っている。

- 防災区民組織（町会・自治会等）の結成数 …… [228](#) 団体（[令和6年7月1日現在](#)）

※町会・自治会での組織率 …… 約 [99](#) %

- 避難所運営訓練・防災教室等の実施数 …… 約 [572](#) 回（参加者約 11 万人）

[※実施数は令和5年度の実績](#)

※避難所運営訓練・防災教室実施回数〔資料編資料第●・P●●〕

- 平成 25 年度以降区立施設や公共用地等にスタンドパイプを設置し、地域住民の操作訓練を東京消防庁・消防署・消防団の指導で実施し、スタンドパイプの活用を推進

- 避難所運営委員会の構成員が防災士を取得

- 防災塾の実施（平成 25 年度 5 地域・平成 26～30 年度 27 地区・令和元年度～28 地区）

[※新型コロナウイルス感染症の流行により、令和2・3年度においては実施できていない地区がある。](#)

- 地区防災計画（全 [28](#) 地区）令和 [6](#) 年度策定

【課題】

災害時は近隣住民同士の助け合いが大きな効果を発揮する。地域が一体となり、地域特性に応じた災害対応組織や地区防災計画等を踏まえ、「自分たちのまちは自分たちで守る」という機運を高め、「自助」、「共助」による取組みを引き続き促進していく必要がある。

3 マンション防災における自助・共助の推進

区内に居住する世帯は約48万世帯となっており、このうちマンション（3階建て以上の共同住宅）に居住する世帯は約24万世帯となっている（令和2年国勢調査）。各地域においては、主に町会・自治会等が結成する防災区民組織を中心に防災訓練等の自主的な取組みが進められている。一方で、区の世帯数の約5割を占めるマンションについては、「東京とどまるマンション」(*)の普及等により自主的な防災活動への取組みを促しているものの、区内登録数は10棟863戸（令和6年6月現在）となっている。

※ 「東京とどまるマンション」

停電時に水の供給やエレベーターの運転に必要な最小限の電源の確保（ハード対策）や、防災マニュアルを策定し、居住者共同で様々な防災活動を行う取組（ソフト対策）によって、災害時でも生活継続しやすいマンション（令和5年1月に「東京都LCP住宅」から「東京とどまるマンション」に名称変更）。

【課題】

マンションについては、躯体が耐震化している場合では、被害が軽微であり在宅避難が可能となる。しかし、居住者同士のつながりが稀薄化しているなどの問題によって、居住者に自助・共助の考えに基づく意識高揚や日頃からの備えが不足し、ひいては在宅避難が困難となり、多数のマンションの居住者が避難所に避難することが想定されることから、マンションの防災力向上が必要である。

4 消防団の活動体制の充実

災害時に、消火活動、救出・救助活動等を迅速に展開するためには、地域の実情に精通した消防団が果たす役割が重要である。

〔消防団の現況〕

（令和6年7月1日現在）

	分団数	定員	現在員	充足率	可搬ポンプ数	防災資機材格納庫棟数
世田谷消防団	18分団	700人	747人	106.7%	50台	52棟
玉川消防団	11分団	300人	230人	76.6%	15台	15棟
成城消防団	7分団	250人	246人	98.4%	20台	20棟
区全体	36分団	1250人	1223人	97.8%	85台	87棟

【課題】

区内の消防団は、定員約 1,250 人に対して、現員約 1,223 人となっており、定員充足など消防団の活動体制を整える必要がある。

5 事業所による自助・共助の強化

災害時には、自助・共助の考えに基づき、地域の区民と事業所が協力して被害の拡大を防ぐこと、事業継続を通じて地域住民の生活の安定化に寄与することが重要である。

現在、区内の事業所では、地域の町会・自治会等との連携などの取組みが進められている。

【課題】

災害時において事業所は、地域の一員としての救助活動等を行うこと、事業継続を通じて地域の経済活動や雇用を支えるなどの役割が求められている。災害時における事業所の役割を踏まえて、事業所の防災力を一層向上する必要がある。

6 ボランティア活動への支援

災害時において、多岐にわたるボランティア活動が期待されることから、区は関係団体（世田谷ボランティア協会、世田谷区社会福祉協議会、区内 NP0、大学等）と連携し、ボランティアが円滑に活動できる体制づくりを推進している。

本区で一般ボランティアの受付・避難所や在宅避難者宅等への派遣調整等を行う「ボランティアマッチングセンター」（運営主体：世田谷ボランティア協会）の設置場所については、区内の5地域で大学と区で協定を締結している。

総合支所	設置場所（協定締結先）	住所
世田谷	昭和女子大学	世田谷区太子堂 1-7-57
北沢	国士舘大学	世田谷区世田谷 4-28-1
玉川	日本体育大学	世田谷区深沢 7-1-1
砧	日本大学商学部	世田谷区砧 5-2-1
烏山	日本女子体育大学	世田谷区北烏山 8-19-1

また、全国から集まるボランティアを円滑に受け入れるため、ボランティアコーディネーターの養成研修を区内各地域で実施している。

【課題】

被害想定では最大約 25 万人の避難者の発生が想定されており、首都直下地震等の発生時にボランティアが円滑に活動することができるよう、ボランティアの派遣をコーディネートする体制を強化するために区民コーディネーターの育成をいっそう充実させる必要がある。

また、一般ボランティア、専門ボランティアなどの応援の受入に関して、適切に情報発信する体制を整備する必要がある。

7 多様性に配慮した視点

多様性に配慮した視点からの災害対策を進めるため、次の取組みを行っている。

- 避難所運営マニュアル（標準版・解説版）への多様性に配慮した視点の反映
- 世田谷区男女共同参画センターらぶらすにおける区民向け研修の実施

- せたがや防災 NPO アクション [による女性・子ども子育て分科会](#)の実施
- 外国人への防災教室等の実施による啓発
- 福祉避難所と連携した訓練等の実施
- せたがや女性防災コーディネーター養成研修等の実施
- 多様性に配慮した視点を反映した「世田谷版 HUG」(※) [訓練の実施](#)
- せたがや女性防災コーディネーターを講師とした地域啓発研修の実施
- ※ 静岡県が作成した避難所運営を模擬体験するゲーム(HUG)に、多様性に配慮した視点を反映させた世田谷区版の HUG
- [被災動物ボランティアの登録・研修会の実施](#) (活動の詳細は第9章：避難者対策を参照)

【課題】

[過去の災害から、年齢、性別、LGBTQ などの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無などにかかわらない多様性への配慮の必要性、重要性が再認識されており、災害時及び平常時における多様性に配慮した視点からの準備、対策が必要である。](#)

第2節 対策の方向性

1 自助による区民の防災力向上（在宅避難の推進等）

区民一人ひとりが「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、防災対策に取り組むよう、防災意識の啓発を引き続き推進する。

また、避難者多数による指定避難所の密集を回避し、適切な運営を可能とするため、家庭内備蓄の促進などを含めた「在宅避難」を推進していく。さらに、区民一人ひとりの初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練の実施、外国人への情報提供や防災知識の普及等も継続的に推進していく。

2 地域による共助の推進

「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識の啓発や、防災訓練の実施、地区防災計画の検証や取組みを推進し、地域防災活動への区民の積極的な参加を促す。

地域防災の中心を担う防災区民組織等に対する防災専門家の派遣や、核となる人材の育成を通じ、地域防災活動の活性化を促進していく。

また、災害時の区民のニーズにきめ細かく対応するため、地域や職場で防災活動の核となる女性防災人材の育成を推進していく。

3 マンション防災における自助・共助の推進

災害時には、自助・共助の考えに基づき、初期消火や安否確認を行い、安全が確認できて自宅にとどまることが可能であれば在宅避難が推奨されることから、居住者等への普及啓発や日頃からの備え等を行うことが不可欠である。特に区内居住世帯の約5割をマンション（3階建て以上の共同住宅）居住世帯が占めており、耐震性を満たすマンションにおいては、自助・共助による在宅避難が期待できる。マンション居住者を対象とした説明会等により日頃からの備えの大切さについての啓発を実施するほか、マンションの自主防災組織設置の働きかけなど、マンションの防災力向上を推進していく。

マンション防災には、都、区はもとより、不動産会社、管理会社などマンションに関わる団体、企業が連携して取り組むことが重要である。

都はマンション防災の共助の推進のために、停電時のエレベーターや水道の利用に必要な電源の確保や、防災マニュアル策定等の防災対策を講じたマンションである「東京とどまるマンション」の普及を図っている。区も、同制度の普及を図っていく。

4 消防団の活動体制の充実

初期消火や救出・救助活動などの活動を災害時に的確かつ迅速に実施できるよう、消防団員の募集活動や地域住民、東京消防庁・消防署隊等と連携した訓練及び車両・資機材・拠点施設の充実、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進める。

5 事業所による自助・共助の強化

行政や地域との協定締結や、事業所防災計画の作成促進等により、[災害](#)時において事業所が自らの役割を果たすことができ[る](#)よう、事業所の防災力向上を促進していく。

6 ボランティア活動の支援体制づくりの推進

[災害](#)時に被災地のニーズに即したボランティア活動が展開されるよう、都及び区、世田谷ボランティア協会、世田谷区社会福祉協議会、区内 NPO 等との連携を強化する。

世田谷ボランティア協会は、災害ボランティアコーディネーターの養成、ボランティアマッチングセンター[及び地域のボランティア活動調整拠点（サテライト）](#)の運営体制の整備、ボランティアの派遣調整等に関する訓練等を行うことにより、ボランティア活動の支援体制づくりを推進していく。

区は、ボランティアの受入に係るボランティア調整窓口を設置する。

7 多様性に配慮した視点の反映

災害時及び平常時における対策に男女共同参画の視点及び[年齢、性別、LGBTQ などの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無などにかかわらず](#)多様性の視点を反映させる。

[せたがや女性防災コーディネーターとも協働し、多様性の視点への理解を地域に普及・啓発するとともに、防災における女性の参画を引き続き推進する。](#)

第3節 具体的な取組み

第1 予防対策

1 自助による区民の防災力向上（在宅避難の推進等）

（1）区民による自助の備え（在宅避難の備え）

区民は、「自らの生命は自らが守る」ため、また、過酷であることが想定される避難所生活を回避するため、次に掲げる措置をはじめ、に必要な防災対策を推進する。

- 自助による3日分以上（推奨1週間）の食料備蓄
- 飲料水（1人1日分の最低必要量3リットル）を3日分以上（推奨1週間）の備蓄、地域内の応急給水拠点の確認
- 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- 日頃からの出火の防止
- 消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備
- 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止、窓ガラスへの飛散防止フィルム等の貼り付け
- ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
- 水、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や携帯トイレ・簡易トイレ（1人1日約5回の想定、推奨1週間分）の準備
- 地震が発生した場合の家族の役割分担、避難や安否確認・連絡方法（災害伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）、家族の集合場所等）の各家庭における確認
- 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え
- 自転車を安全に利用するための、適切な点検整備
- 災害時の情報収集や発信等に重要な携帯電話の充電バッテリー等の準備
- 在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄（ローリングストック）の実施（最低3日間分、推奨1週間分）
- 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- 区、都、東京消防庁・消防署、防災区民組織等が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加、防災に対する知識・行動力の向上
- 町会や自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- 避難行動要支援者がいる家庭における、区の定める要件に従って、差支えがない限りでの、個別避難計画の作成や、区が作成する「避難行動要支援者名簿」に掲載する名簿情報及び「個別避難計画」の避難支援等関係者への事前提供についての同意等の円滑かつ迅速な避難への備え
- 災害時に備え、地域内の危険箇所の点検・把握、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検並びに適切な情報収集方法の確認
- 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

(2) 防災意識の啓発・在宅避難に向けた支援等

区や各機関はその業務に応じ、区民に対する防災知識の普及・広報活動を積極的に行い、防災意識の高揚に努めるとともに、自ら防災対策に取り組むよう、様々な機会を通じて啓発を行う。

また、区は、避難者多数による指定避難所の密集を回避し、適切な運営を可能とするため、「在宅避難」について周知を図るとともに、「在宅避難」に向けた支援も行っていく。

- 防火・防災知識の普及啓発
 - ・ 大地震への備えと防災知識の普及
 - ・ 外国人に対する防災知識の普及
- 防災啓発物の配布や防災教室等を通じた避難所生活の過酷さと「在宅避難」に向けた準備（食料、生活用品、携帯トイレ等）の必要性に関する啓発
- 在宅避難が困難な場合の縁故避難等分散避難の考え方の啓発
- 在宅避難に向けた防災用品のあっせん、その他支援事業の拡充
- 不燃化促進助成制度や耐震化支援制度等の周知・普及

① 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対統括部	○ 防災マップや防災パンフレット等（全区）の作成・配布 ○ 災害対策や防災情報のホームページへの掲載・SNSでの発信 ○ <u>在宅避難に関する啓発物の発行や啓発イベントの継続的な実施</u> ○ <u>区民の在宅避難に向けた支援体制の構築</u>
	災対地域本部	○ 防災マップや防災パンフレット等（地域版）の作成・配布 ○ 災害対策や防災情報のホームページへの掲載・SNSでの発信 ○ 防災教室の実施 ○ <u>在宅避難に関する啓発物の発行や啓発イベントの継続的な実施</u>
都水道局		○ 地震発生に際しての水道局の応急対策・水の備蓄方法及び備蓄が必要な理由に係る広報の実施
警視庁・警察署		○ 予防として区民等のとるべき措置等に係る広報の実施 ○ 防災展、防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等、諸警察活動を通じての防災に係る広報活動の実施 ○ 大震災発生時等に交通規制の支援を行う交通規制支援ボランティアの確保、教養訓練の実施
東京消防庁・消防署		○ 「地震に対する10の備え」や「地震 その時10のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導及びホームページ・SNS・消防アプリ等による広報の実施 ○ 要配慮者については、「地震から命を守る「7つの問いかけ」」を活用した意識啓発 ○ 関係団体と連携した効果的な啓発活動の展開 ○ 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等

機関名	対策内容
	の活動紹介及び加入促進 ○ 東京消防庁消防防災資料センター、都民防災教育センター等における常設展示及び体験施設による広報の実施 ○ ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力 ○ 出火防止及び初期消火に関する備えの指導 ○ 「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ○ 防火防災への参画意識を高めるための、防火防災標語の募集及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ○ 防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行う「防火防災巡回」及び要配慮者を対象とする「住まいの防火防災診断」の実施 ○ 家具類の転倒・落下・移動防止普及用リーフレットの作成・配布 ○ 家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックによる啓発 ○ 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した都民の防災意識の普及啓発 ○ 長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発
京王電鉄	駅構内・車内放送、京王ホームページ及びポスターなどの掲出により情報提供を行う。
小田急電鉄	駅構内・車内放送、小田急ホームページ及びポスターの掲出により情報提供を行う。
東急電鉄	駅構内・車内放送、東急電鉄ホームページ及びポスターの掲出により情報提供を行う。
NTT 東日本	○ 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）の利用体験、防災パンフレット等の配布 ○ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）の利用方法等の紹介 ○ 事前設置型災害用公衆電話の運用訓練支援 ○ 公衆電話の利用方法に関する啓蒙活動
世田谷サービス公社 （エフエム世田谷）	震災時における混乱や被害を最小限にとどめるため、常時、世田谷区に関する大規模地震発生時や大雨・洪水・大雪などの警報発令時に割込み放送による災害情報の緊急報道を行うとともに、災害予防に関するキャンペーン番組等を編成する。
世田谷ケーブルテレビ協議会	震災等の災害発生時における区民の混乱や被害を最小限にとどめるため、平常時から区及びケーブルテレビ事業者間における情報伝達訓練の実施及び災害予防等に関する告知類の実施に努める。
日本郵便	災害時における郵便業務災害特別事務取扱等について、パンフレットや郵便局窓口への掲出等により周知する。

機関名	対策内容
首都高速道路	○ 地震発生時の対応などの情報を周知するパンフレットの配布や <u>震災時において、お客さま等が適切な判断や行動ができるよう、防災対策に関する知識や避難対応などの情報をホームページにて紹介</u>
東京ガス <u>グループ</u>	○ マイコンメーターの復帰操作や <u>ガスの供給・復旧状況を掲載する“復旧マイマップ”等のホームページ掲載</u> ○ <u>地震や台風などの自然災害時の安全対策等の啓発や防災・安全対策に関する取り組みの紹介</u>
東京電力 <u>パワーグリッド</u>	○ 災害時の電気関係の措置や利用者が行う事前の備え、感電事故防止などについて、ホームページ等へ記載 ○ 停電・復旧情報等のホームページ、 <u>モバイルアプリ「TEPCO速報」でのプッシュ通知</u> ○ 災害に強い設備づくり、万一の災害に備えた復旧態勢の整備等、具体的な防災対策のホームページへの掲載

② 詳細な取り組み内容

【実施主体】区災対統括部、区災対地域本部

<u>ア 防災啓発物の配布</u>	<u>イ 区報（区のおしらせ）の活用</u>
<u>ウ 防災教室の実施・防災研修会の実施</u>	<u>エ 啓発イベントの実施</u>
<u>オ ホームページ</u>	<u>カ 世田谷区防災ポータル</u>
<u>キ 災害・防犯情報メール</u>	<u>ク X（エックス：旧ツイッター）</u>
<u>ケ エフエム世田谷の活用</u>	<u>コ 緊急地震速報の周知</u>
<u>サ 防災用品等のあっせん、普及促進</u>	<u>シ 防災ビデオ・DVD</u>
<u>ス 街路消火器の活用</u>	

（3）防災教育・防災訓練の充実

幼児期から社会人までの継続した総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神を醸成する。防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年など幅広い人材から防災リーダーの育成を支援していく。

また、区民一人ひとりの防災行動力の強化をするため直接参加できる防災訓練を実施し、広報等により訓練参加者の増加を図る。防災区民組織などが中心となり、自主的に訓練を行えるように啓発や必要な支援を行っていく。

さらに、災害教訓の伝承として、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく。

〔区民参加訓練の種類〕

訓練名	内容
避難所運営訓練	指定避難所となる小中学校等の 避難所運営委員会 を基盤とした避難所運営訓練や避難所宿泊訓練を実施し、町会・自治会や学校・PTA等との連携を深める。
地区防災訓練等	地区住民相互の協力関係を推進するため、町会・自治会等地区住民が、主体となりまちづくりセンターの管内ごとに結集し、実施する。
防災教室	地域の防災主体 （防災区民組織や町会・自治会、 マンション管理組合 、事業所、 学校 等）が自主的に防災訓練を実施する。

① 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対地域本部	○ 防災区民組織の育成・支援 ○ 避難所運営訓練や地区防災訓練、防災教室等の支援・実施 ○ 実践的な防災訓練を通じた区民の防災行動力の向上の推進 ○ 多様性に配慮した視点からの防災対策の普及啓発
	災対区民支援部	○ 男女共同参画の視点を踏まえた防災知識の普及・啓発
警視庁・警察署		○ テロ対策のために警視庁・警察署で実施している研修会・合同訓練の実施と幼稚園、小・中・高校を対象とした防災教育の推進
東京消防庁・消防署		○ 区民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進 ○ 防災区民組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進 ○ 出火防止等に関する教育・訓練の実施 ○ 区民の応急救護に関する技能の向上 ○ 教育機関等と連携した総合防災教育の推進 ○ 要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進 ○ 消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施 ○ 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施 ○ 初歩的な訓練のほか、街区を活用した発災対応型訓練など実践的な訓練や都民防災教育センターにおけるVR（災害疑似体験）コーナー等を活用した体験訓練の実施 ○ VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練及び初期消火訓練の推進 ○ デジタルコンテンツを活用したリモート防災学習教材の整備・充実 ○ 区民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実 ○ 区民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習を実施するとともに、誰もが安心して応急手当を実施できる環境を整備

機関名	対策内容
	○ 一定以上の応急手当技能を有する区民に対する技能の認定等、区民の応急救護に関する技能の向上 ○ 都立特別支援学校等で行われる宿泊防災訓練における総合防災教育の実施 ○ 都教育庁が指定する安全教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施 ○ 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨 ○ 町会・自治会本部を中心に、民生児童委員、町会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施
関東地方測量部	○ 都、市区町村と連携した自然災害伝承碑の取組推進

② 詳細な取組み内容

【実施主体】区災対区民支援部

- 男女共同参画センターらぷらすにおいて、研修会等の実施により防災知識の普及啓発を図る。

(4) 外国人支援対策

在住外国人及び外国人旅行者等に対し、平常時から、防災知識の普及や地域行事を利用した防災訓練の実施等を推進していく。

① 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	◎ 災対区民支援部 ○ 在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及を推進 ○ 災害関連標識等の外国語標記の推進 ○ 地域の防災訓練に参加する外国人への支援 - 災対地域本部 ○ 在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及を推進 ○ 地域の防災訓練に参加する外国人への支援 - 災対統括部 ○ 在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及を推進 ○ 災害関連標識等の外国語標記の推進
都各局	○ 「やさしい日本語」を含む多言語での在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及・啓発等 ○ 在住外国人のための防災訓練の実施

② 詳細な取組み内容

【実施主体】区災対区民支援部

- 各総合支所や地域の国際交流活動団体と連携し、外国人参加の防災訓練や防災講座、防災教室、多言語対応防災マニュアル、防災マップの作成などを通じて「やさしい日本

語」を含む多言語での防災知識の普及を図る。その際、外国人が共助の担い手にもなり得ることに留意する。

- 消火器、街区表示板、避難標識や避難所施設内の掲示物等の外国語標記を推進する。
- ボランティア等を活用し、地域の防災訓練に参加する外国人への支援を推進する。

2 地域による共助の推進

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
防災区民組織		○ 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底 ○ 初期消火、救出救助、応急救護、避難など各種訓練の実施 ○ 消火、救助、炊出資器材等の整備・保守及び携帯トイレ・簡易トイレ等の備蓄 ○ 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知 ○ 地域内の避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者の個別避難計画作成等の災害時の支援体制の整備 ○ 行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備
区	◎災対地域本部	○ 災害時の自助と共助の共通意識の啓発 ○ 防災区民組織等を主体とした地域の区民相互の協力体制づくりの推進 ○ 災害時に介護や支援が必要な高齢者や障害者、外国人等要配慮者の救援体制の整備・実施
	災対保健福祉部	○ 避難行動要支援者の救援体制の整備
	災対区民支援部	○ 外国人等の救援体制の整備
	災対医療衛生部	○ 在宅で人工呼吸器を使用する方を対象に作成した、災害時に支援を行う個別支援計画の点検及び支援体制の整備
警視庁・警察署		○ テロ対策のために警視庁・全警察署（102 署）に展開している地域版パートナーシップを震災対策に活用した「地域の絆づくり」に向けた取り組み、地域特性に応じた地域防災力強化の推進
東京消防庁・消防署		○ 防災意識の啓発（再掲） ○ 防災教育・防災訓練の充実（再掲） ○ 軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策を指導し、防災市民組織等における初期消火体制の強化を推進 ○ 初期消火マニュアルを活用し、防災区民組織等への指導を実施 ○ 防災区民組織のリーダーに対する実践的な講習会等の開催 ○ 防災区民組織の救出救護班員及び区民に対する、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動の推進 ○ 区と連携した防災区民組織の活性化の推進 ○ <u>長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発（再掲）</u>

機関名	対策内容
都水道局	○ 消火栓等及び避難所応急給水栓からの応急給水用資器材の貸与等による、区と防災区民組織等が自主的に行う応急給水の支援
都総務局	○ 防災区民組織へ防災の専門家を派遣し、活動を活性化 ○ 都民を対象とする、災害時における自助・共助の重要性や一人ひとりの備えを周知するための普及イベントを防災機関と連携して開催 ○ 区市町村と連携し、都内全域の防災市民組織リーダーを対象とした、実践的な研修の実施 ○ 区市町村や事業所と連携し、地域や職場などで防災活動の核となる女性の防災人材の育成
民生委員・児童委員	○ 法に基づくしくみとして区内全域を網羅したネットワークを構成し、平時より担当地区内の高齢者等の見守りを実施 ○ 災害時でも、民生委員・児童委員制度の趣旨に沿った活動を実施

(2) 詳細な取り組み内容

① 防災区民組織の整備・充実

【実施主体】区災対地域本部、東京消防庁・消防署

ア 計画目標

区民が町会や自治会等を母体とした自主的な地域の防災組織を防災区民組織として結成し、地震災害に対処できる体制を確立する。

* 防災区民組織一覧〔資料編資料第●・P●●〕

* 防災区民組織結成現況〔資料編資料第●・P●●〕

* 防災区民組織の育成に関する要綱〔資料編資料第●・P●●〕

イ 現況

区は、区内の町会や自治会等の地域の区民組織に対し、防災区民組織の結成を働きかけ、助成金の交付、資機材の供与等必要な支援を行い、防災区民組織の育成強化の促進を図る。

ウ 事業計画

(ア) 防災区民組織未結成の町会・自治会への結成の働きかけ、育成指導

* 防災区民組織活動奨励金の交付及び防災資機材の整備の助成に関する要綱〔資料編資料第●・P●●〕

(イ) 消火用防災資機材の配備

震災時における初期消火及び延焼防止対策の一環として、消火用防災資機材置場・運用人員等の受け入れ態勢の整った防災区民組織に、スタンドパイプ等を配備し、災害時に対応できる防災区民組織の確立を図る。

(ウ) 防災区民組織の充実

地震時における迅速、的確な防災行動力を身につけるため、防災区民組織にあっては平素から初期消火、救出等の各種防災訓練を活発に行い、また、災害時の防災活動に必要な知識及び技術を習得しておくことが必要である。

このために、次の事項を推進し、組織の充実・活性化を図る。

A 防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底を図る。

- B 初期消火、救出救助等各種訓練を実施する。
- C 地域内の火災や救助に関する危険個所や避難行動要支援者を把握する。
- D 組織の役割分担の明確化及び情報連絡体制の確立を図る。
- E 活動奨励金や資機材助成などにより防災区民組織の活動を支援する。

(工) 防災区民組織と事業所等との連携体制

地震による火災等の災害から区民や地域社会を守るためには、地域ぐるみの対応が必要であり、このため、地域の防災区民組織と事業所の自衛消防組織等が相互に協力して連携できる体制を整備する。また、店舗併用住宅のような防火管理義務のない小規模事業所については、地域の防災区民組織等の一員として活動するよう指導する。

② 世田谷区区民防災会議の運営

ア 計画目標

「区民防災会議」は、地域や地区における区民主体の自主防災活動の調整や防災関係機関及びライフライン機関との連携などの場となるとともに、災害時の「助けあいネットワーク」づくりの推進主体としての役割を担う。

*世田谷区区民防災会議規約〔資料編資料第●・P●●〕

イ 基本構成

地域や地区の身近な防災活動の中心である町会・自治会組織を基盤とした防災区民組織、学校協議会、PTAや民生委員・児童委員協議会、日赤、民間非営利団体等多様な分野の地域活動団体、高校や大学などの国公立や私立の学校施設、商店街や事業所等も含め、各々の地域特性や取り組み状況に合わせて、編成する。

ウ 推進手順

昭和54年に設置の世田谷区区民防災会議の前身である地域防災推進協議会を基本として、全区・地域・地区の活動レベルに合わせて、充実・再編成を行い区民防災会議の機能強化を進める。

(ア) 世田谷区区民防災会議

災害時の助けあいネットワークの調整組織

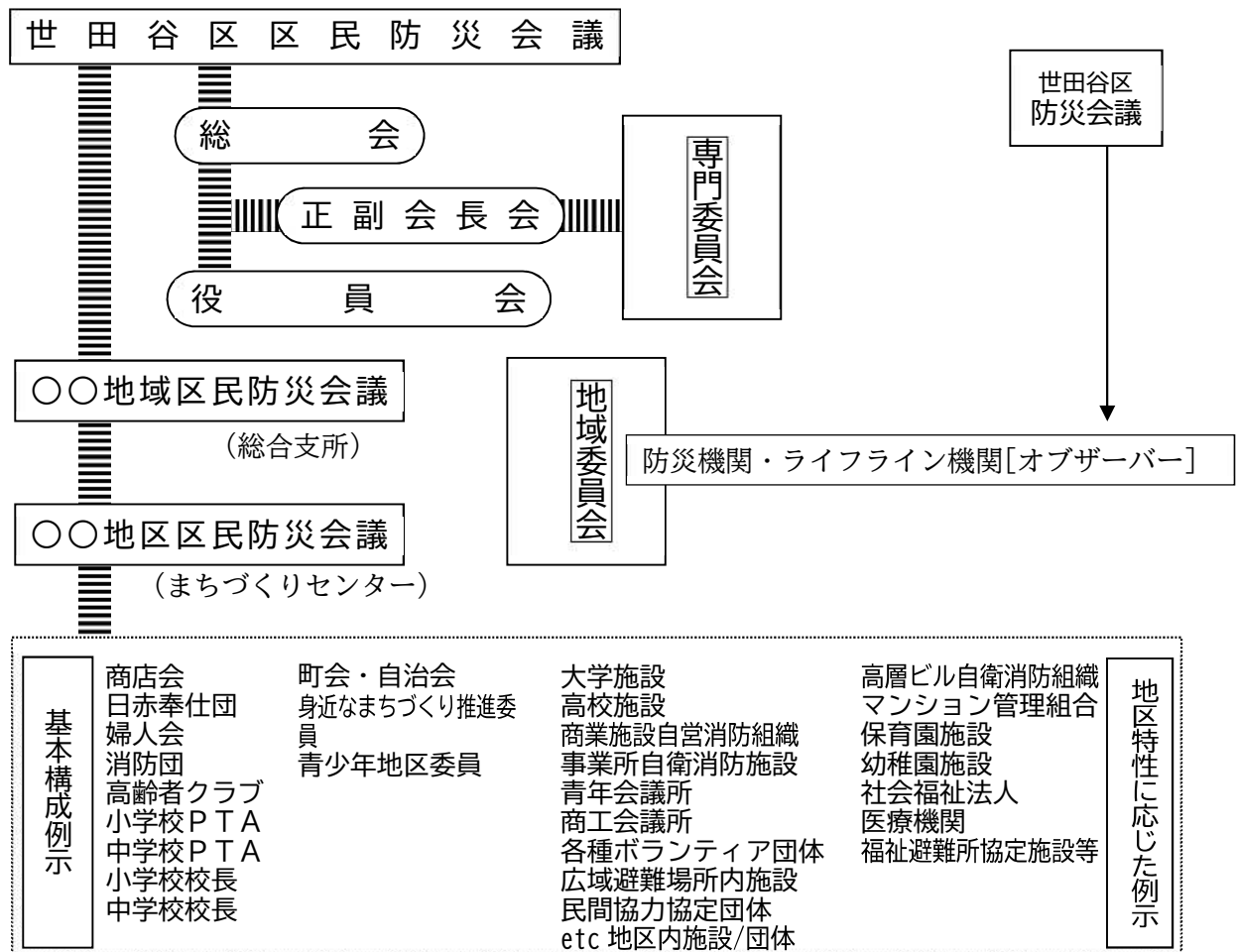
(イ) ○○地域区民防災会議

災害時の助けあいネットワークの推進組織

(ウ) ○○地区区民防災会議

災害時の助けあいネットワークの実践組織

(工) 基本組織



③ 世田谷区地域防災リーダーの育成等

- 町会・自治会等の防災区民組織で活動する区民を主な対象として、世田谷区地域防災リーダー養成講座を実施し、平成17年度からの3年間で、約300名の世田谷区地域防災リーダーを養成した。養成後は、講座で培った知識や技術を活かして、町会・自治会等で実施する防災訓練等に参加するとともに、地域防災リーダーに対するフォローアップ研修などを通じた支援を行っている。
- 避難所運営体制の強化のための人材育成として、避難所運営委員会の構成員等に対する防災士認証登録支援を行う。また、育成された防災士は地域防災活動の担い手として活動を促進する。
- 防災活動を行っている区民や団体等を対象に、男女共同参画の勉強会や研修会等を開催する。

④ 避難所運営委員会への支援

区は、避難所運営活動にかかる支援（活動物品・訓練物品、チラシなど）や訓練参加者の促進などを目的として避難所運営訓練時等で防災啓発物品等の配布などを行う。

⑤ 地域・地区への支援強化

都の新たな被害想定や防災塾での課題検討等を踏まえ修正した地区防災計画に基づき、スタンバイパイプの設置などの出火防止、初期消火対策の推進を含め、地域・地区への支援を強化していく。

3 マンション防災における自助・共助の推進

マンション居住者は、本章第3節の第1予防対策「1 自助による区民の防災力向上（在宅避難の推進等）」及び「2 地域による共助の推進」に掲げる対策を推進するとともに、マンション防災における自助・共助に取り組む。取組みにあたっては、次に掲げるマンション特有の課題も考慮して行う。

- ・ エレベーターが使用不可となることを踏まえた日常備蓄の実施
- ・ 排水管等の修理が終了していない場合はトイレが使用不可となることを踏まえた携帯トイレ・簡易トイレの準備

（1）対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対地域本部 災対統括部 災対都市整備部	○ マンション居住者や管理組合等がマンション防災における自助・共助に取り組むよう啓発や防災教育を行う。
都総務局		○ マンション防災に係る各種冊子・パンフレットの作成、配布 ○ マンション防災セミナーの開催 ○ マンション管理組合等へ防災の専門家を派遣し、活動を活性化
都住宅政策本部		○ 耐震化の必要性や耐震化の事例、支援制度等の情報をマンションポータルサイトで発信するとともに、パンフレットを作成し、管理組合へ郵送やメールで送付 ○ ガイドブック等を活用し、災害への備えとして管理組合が取り組むことが望ましい事項等について普及啓発 ○ 在宅避難の必要性とそれに向けた取組について居住者の声を交えマンションポータルサイト等で発信し「東京とどまるマンション」制度を周知 ○ 防災対策に取り組む意欲のあるマンションに対してマンション管理士を派遣し、自主防災組織の設立に関する手続支援や円滑な合意形成に向けた助言等を実施 ○ 登録マンション管理組合に対する防災備蓄資器材の購入支援 ○ 「マンション管理ガイドブック」による地域コミュニティとの連携促進
不動産会社等		○ マンションを販売した際に、購入者に対する、（賃貸の場合は、賃借人に対する、）災害時にマンションに想定される被害とその備えについての周知に協力する。 ○ マンション購入者（賃貸の場合は賃借人）に対する、都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度の周知に協力する。
マンション管理組合・マンション管理会社等		○ マンション居住者に対する、自助の備えの周知や、（自治会があれば自治会と連携し、）防災計画の作成、訓練の実施など共助の取組についての周知に協力する。 ○ マンション居住者に対する、都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度の周知に協力する。

(2) 詳細な取組み内容

【実施主体】区災対地域本部、災対統括部、区災対都市整備部

- マンション居住者や管理組合等がマンション防災における自助・共助に取り組むよう啓発や防災教育を行う。
 - ・ 非常用電源の確保
 - ・ エレベーターが使用不可となることを踏まえた日常備蓄の推進
 - ・ 排水管等の修理が終了していない場合はトイレ使用不可となることを踏まえた携帯トイレ・簡易トイレの準備の推進
 - ・ マンション居住者を対象とした説明会
 - ・ 防災区民組織の育成、防災教室などの支援
 - ・ マンションの自主防災組織設置の働きかけ
 - ・ 都が実施する「東京とどまるマンション」やマンション防災セミナー、マンション管理組合等への専門家派遣制度等の活動の周知

4 消防団の活動体制の充実

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
東京消防庁・消防署・消防団		○ 消防団員の確保 ○ 消防団員の教育訓練
区	◎災対地域本部 災対統括部	○ 消防団資機材・分団本部施設等の整備 ○ 地域等と連携した防災対策の推進

(2) 詳細な取組み内容

【実施主体】東京消防庁・消防署・消防団、区災対地域本部、区災対統括部

- 消防団の存在と活動を知ってもらう広報や女性、学生、会社員などをターゲットにした消防団員の募集広報を積極的に展開し、消防団員の確保策を更に促進する。
- 女性、学生などの対象に応じたリーフレットや消防団を紹介するホームページの活用など、多様な手法で消防団をPRし、入団等を促進する。また、[大規模災害団員などの制度の活用](#)、消防団員の活動環境の整備、消防団の相互連携体制の構築等を進める。
- 教育訓練の推進による消防団員の応急救護技能の向上を図る。
- 新入団員への入団教育を充実させ、災害活動技能の早期習得を図る。
- 消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できるよう訓練を推進する。
- 消防団の活動等に係る自主学習用教材を活用するなど、団員の生活に配慮した訓練方法により、団員の仕事や家庭との両立を図る。
- 地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。
- 震災時の火災対応や救助活動を実施するため、消防団活動の拠点となる分団本部施設の整備をはじめ、活動に必要な資機材や可搬ポンプ積載車（緊急自動車）等を整備する。

- 各種資機材やマニュアル等を活用して地域特性に応じた教育訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。
- 消防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の一層の充実を図る。
- 消防団員への訓練にeラーニングを活用するなど、能力開発の推進を図る。

5 事業所等による自助・共助の強化

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
事業所等		○ 災害時の企業の果たす役割として帰宅困難者対策や事業継続計画（BCP）などの策定 ○ 組織力を活用した地域活動への参加、防災区民組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策
区	◎災対地域本部 災対統括部 災対区民支援部	○ 事業所相互間の協力体制等との連携を強めるなど、地域との協力体制づくりを推進
東京消防庁・消防署		○ 事業所の自衛消防に関する活動能力の充実、強化 ○ 事業所の救出・救護活動能力の向上 ○ 事業所防災計画の作成指導 ○ 危険物施設等の防災組織に対し、消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導 ○ 防火管理者、防災管理者、危険物取扱者等の各種消防技術者及び区民を対象とした講習会等の実施 ○ 事業所防災計画作成促進を目的とした冊子の作成・配布 ○ 東京都震災対策条例第11条の都市ガス、電気、通信その他の防災対策上重要な施設に指定された事業所との連携訓練の実施 ○ 区民や事業所を対象とした応急救護知識・技術の普及
都総務局		○ 事業所相互間の協力体制の推進
都環境局		○ 高圧ガス保安について、地域防災協議会の充実、防災計画の策定等を指導 ○ 火薬類の保安について、平常時、震災時等の自主保安体制の整備を指導
都産業労働局		○ 都内中小企業のBCPの策定に係る取組みを支援 ○ BCPの実効性を高めるため、企業が取り組む対策に係る費用の一部を補助 ○ 都内中小企業による危機管理関連製品等の開発改良・実用化を支援

(2) 詳細な取組み内容

【実施主体】区災対地域本部、災対統括部、区災対区民支援部

- 事業所相互間及び事業所と防災区民組織等との連携の重要性について、広く啓発に努める。

【実施主体】事業所等

- 災害時の企業の役割（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を果たすため、次のような対策を図る。
 - ・ 帰宅困難者対策に係る「大規模な集客施設や駅等における[利用者保護ガイドライン](#)」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に反映
 - ・ 社屋内外の安全化、防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の3日分）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備
 - ・ 災害時における重要業務継続のための事業継続計画（BCP）を策定し、事業活動拠点である事務所、工場等の耐震化の推進、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などの事前対策の推進
 - ・ 組織力を活用した地域活動への参加、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策
 - ・ 地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。
 - ・ 要配慮者利用施設においては、介護保険法関係法令等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成
- 自衛消防隊が、震災に備えた装備を活用し、発災初期段階での救出・救護活動を行えるよう、自衛消防隊員その他の従業員等の救出技術の向上を図る。
 - ・ 防火管理者の選任を要する事業所
消防法第8条、第8条の2等により、規定された自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。
 - ・ 自衛消防組織の設置義務のある事業所
消防法第8条の2の5により設置された自衛消防組織が災害時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。
 - ・ 防災管理者の選任を要する事業所
消防法第36条により、隊の編成、避難訓練の実施などが規定されている自衛消防組織が、災害時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。
 - ・ 自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所
 - ホテル、旅館、百貨店など多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、火災予防条例第55条の5により、自衛消防技術認定証を有する者の[うちから、自衛消防活動の中核となる要員（自衛消防活動中核要員）](#)を配置することが義務付けられている。
 - [震災時には、自衛消防活動の知識・技術を持つ自衛消防活動中核要員が中心となって活動することが有効である。このことから、](#)自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進する。
 - 自衛消防活動中核要員の装備として、救出器具、応急手当用具の配置を推進する。
 - ・ 防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所
火災予防条例第55条の4により、自衛消防活動を効果的に行うため自衛消防の組織を編成し、自衛消防訓練を行うよう努めることが規定されている。[震災発生時におい](#)

ては、編成された組織が自衛消防隊として活動することが有効である。このことから、
自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。

【実施主体】東京消防庁・消防署

○ 事業所防災計画の作成指導

事業所に対し、事業所防災計画の作成促進を目的とした冊子を配布し、東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づく事業所防災計画の作成を指導し、事業所の自主防災体制の充実強化を図る。

6 ボランティアとの連携

(1) 一般ボランティアとの連携

大規模災害における被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動を支援するため、各機関は平常時より市民活動団体等を含め、相互に連携を図る。

機関名		活動内容
区	◎ 災対保健福祉部	○ 世田谷ボランティア協会、社会福祉協議会等との連携によるボランティアマッチングセンター <u>及び地域拠点（サテライト）</u> の設置・運営体制の構築 ○ 平常時から、世田谷ボランティア協会、社会福祉協議会等と協働し、幅広いネットワークを構築
	災対区民支援部	○ 平常時から、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築
	災対統括部	○ ボランティアマッチングセンター <u>及び地域拠点（サテライト）</u> の場の確保
	災対地域本部	○ 災害に備えた地域とのネットワークづくり
世田谷ボランティア協会		○ 防災・災害に関する啓発活動や訓練 ○ <u>災害</u> 時に活動するボランティアコーディネーターの養成 ○ 災害に備えたネットワークづくり ○ 専門ボランティア等の人材登録 ○ ボランティアマッチングセンター <u>及び地域拠点（サテライト）</u> の場の確保（区災対統括部、協定締結大学、 <u>避難所運営委員会</u> との連携）と運営体制の整備 ○ 一般ボランティアの募集の事前準備 ○ ボランティアの区内の移動手段に関する事前調整
社会福祉協議会		○ 在宅避難者の支援に係るボランティアニーズの情報収集体制の構築
せたがや防災 NPO アクション		○ 区内外 NPO 等のネットワークの構築 ○ 災害時の活動の具体化に向け、事前に検討を実施
都各局		○ 東京都ボランティア・市民活動センターとの連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成、東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施

機関名	活動内容
	○ 防災（語学）ボランティア、応急危険度判定員、被災宅地危険度判定士、建設防災ボランティア等との連携 ○ <u>災害時</u>、東京都ボランティア・市民活動センター内に設置する東京都災害ボランティアセンターの代替設置場所を確保

（2）専門ボランティアとの連携

区災対各部（各専門ボランティアの担当部）は、防災・災害に関する啓発活動や訓練、災害時に活動するボランティアの養成、活動場所の確保などを実施する。

（3）東京都防災ボランティア等との連携

都は、平成7年5月「東京都防災ボランティアに関する要綱」を策定し、事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用して、ボランティアの拡充を推進している。

＊東京都防災ボランティア等一覧〔資料編資料第●・P●●〕

（4）交通規制支援ボランティアとの連携

警視庁は、大震災等の発生時に交通規制を支援する「交通規制支援ボランティア」について、平成8年8月から運用を開始している。「交通規制支援ボランティア」は、警察署長からの要請により、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置などの活動を行い、緊急交通路等の確保や信号機滅灯時の対応の強化を図っている。

＊東京都防災ボランティア等一覧〔資料編資料第●・P●●〕

（5）東京消防庁災害時支援ボランティアとの連携

東京消防庁では、震度6弱以上の地震や大規模な自然災害が発生した場合、あらかじめ登録した消防署へ自主的に参集し、消防職員の指導と助言により、消防署内における後方支援活動や応急救護活動などを実施する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集及び育成を行っている。

＊東京都防災ボランティア等一覧〔資料編資料第●・P●●〕

（6）赤十字ボランティアとの連携

主に災害発生直後から復旧にかけての期間において、日本赤十字社世田谷支部は避難所等において、被災者の自立支援と被災地の復興支援を目的に支援活動を行う。

＊東京都防災ボランティア等一覧〔資料編資料第●・P●●〕

7 区民・行政・事業所等の連携

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	災対地域本部	○ 地域、事業所、ボランティア間相互の連携体制の推進 ○ 町会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど地域防災体制の強化促進 ○ 防災訓練等の実施 ○ 地区防災計画の作成の推進・支援
	◎災対保健福祉部	○ 避難行動要支援者の支援ネットワークの推進
	災対区民支援部	○ ボランティアとの平常時からの連携
	世田谷ボランティア協会	○ 区や社会福祉協議会、区内 NP0 との連携 ○ 防災訓練等への参加
	社会福祉協議会	○ 区や世田谷ボランティア協会、区内 NP0 との連携 ○ 防災訓練等への参加
	区内 NP0	○ 区や世田谷ボランティア協会、社会福祉協議会との連携 ○ 防災訓練等への参加 ○ NP0 ネットワーク同士で訓練の実施
	東京消防庁・消防署・消防団	○ 区民及び事業所等との協働による、自助・共助による応急手当の普及促進
	事業所	○ 地域で実施する防災訓練への参加の推進
	都各局	○ 相互に連携協力しあうネットワークを形成するため、各種対策を推進 ○ 区市町村が行う地域相互支援ネットワークの育成の促進について、情報提供などの必要な施策の推進

(2) 詳細な取組み内容

【実施主体】区、東京消防庁・消防署・消防団

- 応急手当の普及促進のため、専門的な知識技能を有する消防団、災害時支援ボランティア等と協働した救命講習会の実施を推進する。
- 区及び関係防災機関は、地域の防災市民組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図るとともに、地域住民が主体となった合同防災訓練の充実を図る。
- まちづくりセンター単位で、町会・自治会、民生・児童委員、PTA、商店街、社会福祉協議会、事業所など多様な団体等が作成主体となった地区防災計画を、防災塾を通じて 28 箇所まで策定し、地域防災計画に位置づける。今後は、計画の検証や取組みを通じて地区防災力の向上を目指す。（別冊「地区防災計画編」参照）

【実施主体】事業所、NP0

- 災害時に対応できるよう NP0 同士のネットワークで防災訓練を行う。

8 多様性に配慮した視点の反映

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対区民支援部	○ 有識者の知見を得ながら、男女共同参画等について継続的な検討の実施
	災対統括部	○ 男女共同参画に関する研修・勉強会の実施
	災対地域本部	○ 防災における女性、子ども、若い世代等の参画の促進

(2) 詳細な取り組み内容

【実施主体】区災対区民支援部、区災対統括部、区災対地域本部

災害時及び平常時における対策に、多様性に配慮した視点を反映させる。

- 区民を対象にした男女共同参画に関する研修・勉強会を行う。
- 意思決定における女性の参画を推進するため、女性のリーダーを育成する。
- 避難所運営委員会や地域の防災組織等を対象に、多様性に配慮した視点を反映した「世田谷版 HUG」を活用した研修を女性防災コーディネーターと協働して実施し、地域への普及・啓発を進める。
- 女性防災コーディネーターが地域で活躍できるよう、被災事例等を学ぶ機会や地域への啓発の機会を確保するなど適切なフォローを行う。

第2 応急対策

1 自助による応急対策の実施

(1) 区民自身による応急対策

- 災害時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止する。
- 災害情報、避難情報の収集を行い、自宅が安全な場合は在宅避難、自宅が安全でない場合は縁故避難・自主避難・指定避難所へ避難する。
- 地震発生後数日間は、上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・水・生活必需品を活用する。
- 発災からおおむね4日目以降は、準備が整った避難所から在宅避難者向けの食品・日用品の配給、区が設置予定の充電スポットの運用を開始する。

(2) 在宅避難者への支援

① 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対統括部	○ <u>在宅避難者への情報提供</u> ○ <u>在宅避難者への支援物資の供給（物資提供プラン）</u> ○ <u>電力提供施設（充電スポット）の整備</u> ○ <u>要配慮者で在宅避難する者への支援体制の構築</u>
	災対財政・広報部	○ <u>在宅避難者への情報提供</u>
	災対地域本部	○ <u>在宅避難者への情報提供</u> ○ <u>在宅避難者への支援物資の供給（物資提供プラン）</u> ○ <u>電力提供施設（充電スポット）の整備</u> ○ <u>要配慮者で在宅避難する者への支援</u>
	災対物資管理部	○ <u>在宅避難者への支援物資の供給（物資提供プラン）</u>
	災対保健福祉部	○ <u>要配慮者で在宅避難する者への支援体制の構築</u>
	世田谷サービス公社	○ <u>電力提供施設（充電スポット）の開設・運用</u>

② 詳細な取り組み内容

【実施主体】 区災対統括部、区災対財政・広報部、区災対地域本部

- 区民への各種情報提供に併せて、在宅避難者へ必要な情報の提供を、多様な伝達手段を用いて行う。（第2部第6章第3節第2「3 広報体制」参照）
- 在宅避難をした場合の情報収集方法について、平時から周知する。

【実施主体】 区災対統括部、区災対地域本部、区災対物資管理部

- 在宅避難者への支援物資の供給方法等の周知を、平時から行う。
- 発災からおおむね4日目以降に、指定避難所において支援物資の配給を開始する。（第2部第10章第3節第2「1 備蓄物資の供給」参照）

*災害時物資配送計画[P●●]（区災害対策課）

【実施主体】区災対統括部、区災対地域本部、世田谷サービス公社（エフエム世田谷）

- 発災から3日目以内を目途に、地区会館・区民集会所の一部に充電スポットを設置する。
- 設置する充電スポットや応急給水所の情報提供を行う。

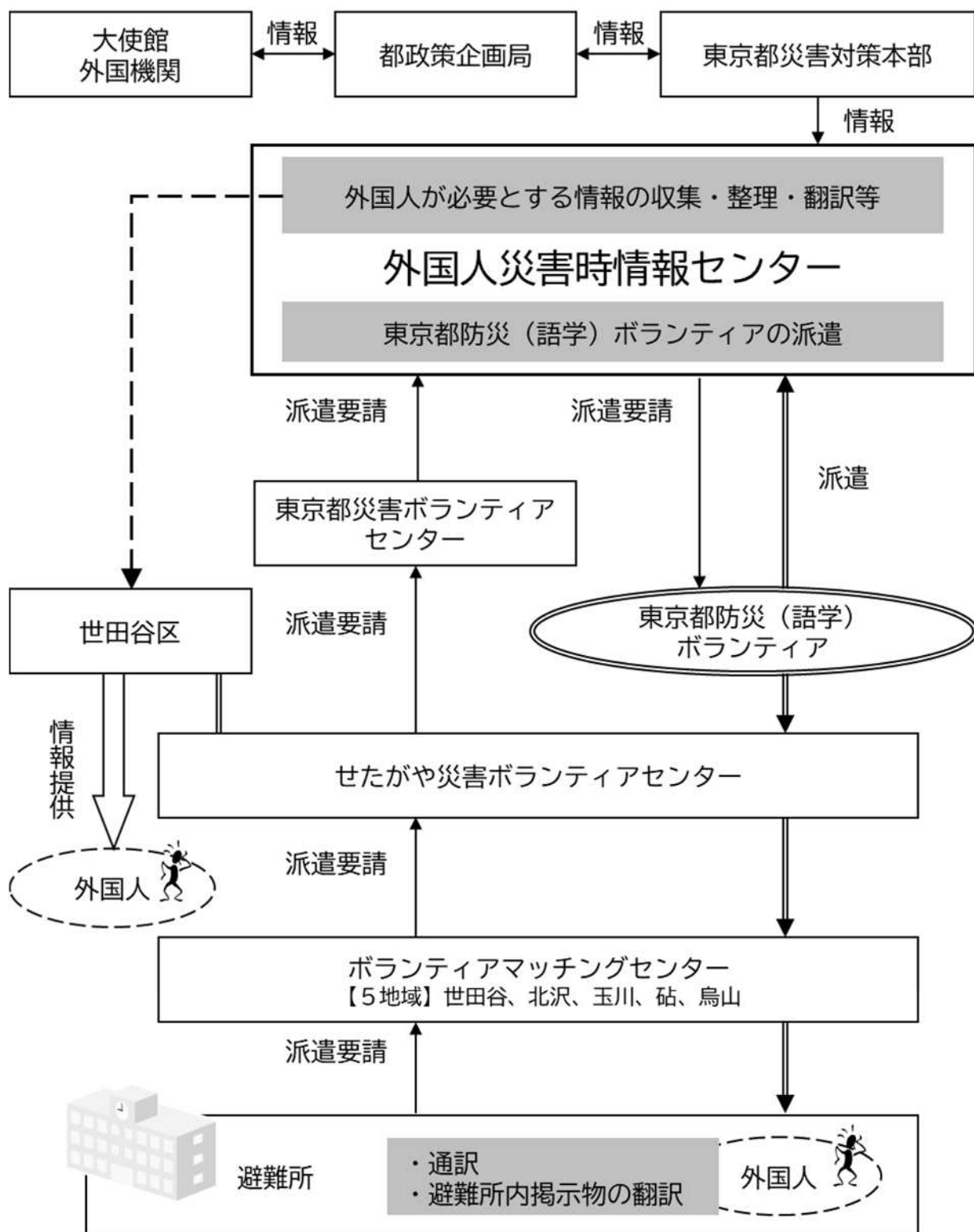
【実施主体】区災対統括部、区災対地域本部、区災対保健福祉部

- 「世田谷区避難行動要支援者避難支援プラン」（令和4年4月改定）に基づき、在宅で避難生活を送る要配慮者に対して、訪問等による健康状態の確認や福祉ニーズの把握等の必要な支援を行う。また、指定避難所まで物資を受け取りに行くことが困難な要配慮者に対して、一般ボランティア等を活用して物資を供給する。
- ※ 関係団体（世田谷ボランティア協会等）の対策内容や役割分担、詳細な取組内容については、本章第3節第2「6 ボランティアとの連携」参照

（3）外国人の情報収集等に係る支援

① 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対区民支援部	○ 在住外国人への情報提供 ○ 外国人災害時情報センターとの情報交換
	災対地域本部	○ 在住外国人への情報提供
世田谷ボランティア協会		○ 都災害ボランティアセンターへの派遣要請 ○ おたがいさま bank に登録された語学ボランティアの派遣
都政策企画局		○ 在京大使館等との連絡調整
都総務局		○ 東京都防災ホームページ、東京都防災アプリを介して、多言語等での災害情報の発信等を行う。 ○ 東京都等が保有するデジタルサイネージにおいて、災害時に多言語での発信を行う。
都生活文化スポーツ局		○ 外国人災害時情報センターの業務の実施 災害時の被災外国人への対応として、外国人災害時情報センターを <u>設置し、（公財）東京都つながり創生財団と連携して</u> 、次の業務を実施 ・ 外国人が必要とする情報の収集・<u>整理・翻訳等</u> ・ 区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援 ・ 東京都防災（語学）<u>ボランティアシステムを活用し、東京都防災（語学）ボランティアを派遣</u> ○ <u>（公財）東京都つながり創生財団</u> と連携して、他都道府県等の地域国際化協会などから広域支援の受入れ等を実施
都産業労働局		○ 外国人旅行者に対する情報提供への協力 ・ 東京観光情報センター、都が設置・提供するデジタルサイネージや無料 <u>Wi-Fi サービス</u>、東京の観光公式サイト「GO TOKYO」等を活用した情報提供
観光関連事業者等		○ 各施設等を利用する外国人旅行者の案内、誘導、情報提供



2 地域による応急対策の実施

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
防災区民組織	○ 近隣での助け合い（出火防止、初期消火、救助等） ○ 安否や被害についての情報収集 ○ 初期消火活動 ○ 初期救護活動 ○ 負傷者の手当・搬送 ○ 区民の避難誘導活動 ○ 避難行動要支援者等の避難支援 ○ 避難所運営 ○ 区及び関係機関の情報伝達 ○ 炊出し等の給食・給水活動 等
消防団	○ 消防隊と連携した消火活動 ○ 地域住民との協働による救助活動、応急救護活動 ○ 災害情報の収集・伝達活動 ○ 住民指導、避難指示の伝達、避難者の安全確保等
事業所	○ 事業所相互間の協力体制及び防災区民組織等との連携による消火活動、救護活動等の支援

(2) 詳細な取組内容

【実施主体】防災区民組織

- 区民消火隊等による活動
火災が発生した場合は、防災区民組織が協力して、スタンドパイプ等を活用した初期消火を実施する。
なお、地域で行う初期消火活動は、火災の拡大防止を主眼に行い、資器材の能力や市街地の特性を勘案して行う。消防団員や消防隊が到着後は、その指示に従う。
- 救出・救護活動
地域の資器材保管場所や最寄りの消防署等にある簡易救助資器材を活用する。
倒壊建物等の二次災害の防止を図り、負傷者の救出を実施し、負傷者に対し、応急救護を実施するとともに、救護所への搬送を実施する。
また、要配慮者のうち、避難行動要支援者名簿掲載者については、名簿をもとに安否確認を行うとともに、消防団等と連携して、避難誘導や救出・救護を行う。
- 避難所運営支援
避難所運営委員会や地域住民と連携し、女性や要配慮者等の視点を踏まえた避難所運営支援を行う。

3 マンション防災における応急対策の実施

マンション管理組合等は、本章第3節の第2 応急対策「2 地域による応急対策の実施」に掲げる対策のほか、次のとおり応急対策を実施する。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
管理組合・マンションに係る自治会・自主防災組織等	○ マンション居住者の安否確認 ○ マンション共有の資器材を用いた救出活動支援 ○ 集会室等を利用した避難所運営 ○ 建物被害調査と二次被害防止 ○ ライフライン復旧状況の確認 ○ 在宅避難継続のためのマンション居住者への支援 ○ マンションの復旧に向けた調査、診断、居住者への説明、合意形成への支援、工事等の手配

4 消防団による応急対策の実施

- 発災と同時に付近の区民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。
- 災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。
- 同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、又は消防署隊と連携して行う。
- 所轄消防署（所）の消火活動等の応援をするとともに、活動障害を排除する等の活動を行う。
- 救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。
- 避難のための指示が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。

5 事業所による応急対策の実施

- 来訪者や従業員等の安全を確保し、救助活動、救護活動を行う。
- 出火防止措置を実施する。
- 火災が発生した場合には安全確保した上で初期消火を実施する。
- 正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に伝達する。
- 施設の安全を確認した上で、従業員の一斉帰宅を抑制する。
- 事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救助活動、救護活動を実施する。
- 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。

6 ボランティアとの連携

(1) 対策内容と役割分担

区、世田谷ボランティア協会、世田谷区社会福祉協議会、区内 NPO は、災害時におけるボランティア活動の支援について、相互に協定を締結し、協力することとする。

*災害時におけるボランティア活動等に関する協定書（世田谷ボランティア協会）
〔資料編資料協定第●・P●●〕

*災害時における活動等に関する協定書（世田谷区社会福祉協議会）
〔資料編資料協定第●・P●●〕

*災害時における被災者への支援活動に関する協定
（世田谷ボランティア協会・世田谷区社会福祉協議会）〔資料編資料協定第●・P●●〕

機関名		対策内容
区	◎災対保健福祉部	○ 世田谷ボランティア協会等との協働によるボランティアマッチングセンター及びサテライトの設置・運営支援 ○ ボランティア活動支援については、地域に精通した世田谷ボランティア協会が中心となり、必要な情報や資器材等の提供等、活動環境を整備し、ボランティア等を直接的に支援 ○ ボランティア活動に係る必要な物資の支援 ○ 一般ボランティアのボランティアマッチングセンターへの誘導 ○ せたがや災害ボランティアセンターとの連絡調整 ○ 災対各部のボランティア要望の調査・集約 ○ 専門ボランティアの総合調整
	災対地域本部	○ 世田谷ボランティア協会等との連携による地域でのボランティアマッチングセンター及びサテライトの運営支援 ○ ボランティア活動支援については、地域に精通した世田谷ボランティア協会が中心となり、必要な情報や資器材等を提供し、ボランティア等の支援に協力 ○ ボランティア要望の情報集約及びボランティアマッチングセンターへの情報提供 ○ ボランティアマッチングセンター及びサテライトの開設場所の確保等への協力
	災対各部	【専門ボランティアの受入れ】 ○ 専門性を必要とする応援職員の確保について都等との調整を実施 ○ 専門性を必要とする業務への応援職員の配属
	世田谷ボランティア協会	○ ボランティアの受け入れ、登録、コーディネート等、ボランティア活動の支援 ○ 各地域ごとに「ボランティアマッチングセンター」「サテライト」を開設し、ボランティアの受け入れや登録、避難所や避難者宅へ派遣 ○ ボランティアから被災状況や新たなボランティア要望等の情報収集 ○ 東京都災害ボランティアセンターとの連絡調整
	社会福祉協議会	○ ボランティア要望の情報収集 ○ 避難所や自宅で避難している区民への福祉的サポート

機関名	対策内容
せたがや防災 NPO アクション	○ 平時から構築してきたネットワークを通じて、自らの専門性を活かして避難所や自宅で避難している区民へのサポートを実施
警視庁・警察署	○ 交通規制支援ボランティアへの支援要請
東京消防庁・消防署	○ 東京消防庁災害時支援ボランティア受入本部の設置 ○ 東京消防庁災害時支援ボランティアへの活動要請
区内の協定締結大学	○ ボランティアマッチングセンターの設置場所の提供
都各局、東京都ボランティア・市民活動センター	○ 都と協働で東京都災害ボランティアセンターを設置、市民活動団体と協働で東京都災害ボランティアセンターを運営し、 <u>女性や子供のほか、高齢者、障害者、外国人など要配慮者等の視点も踏まえながら</u> 、区市町村災害ボランティアセンターや市民活動団体等を支援 ○ 災害ボランティアコーディネーターの区市町村災害ボランティアセンターへの派遣 ○ 区市町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援 ○ 被災区市町村のボランティアニーズ等の収集及びボランティアの受入れ状況等の情報提供 ○ <u>区市町村災害ボランティアセンター・市民活動団体等との連携体制の構築</u> ○ 資器材やボランティア等の区市町村間の需給調整 ○ ボランティア支援団体の全国的なネットワーク組織との連携

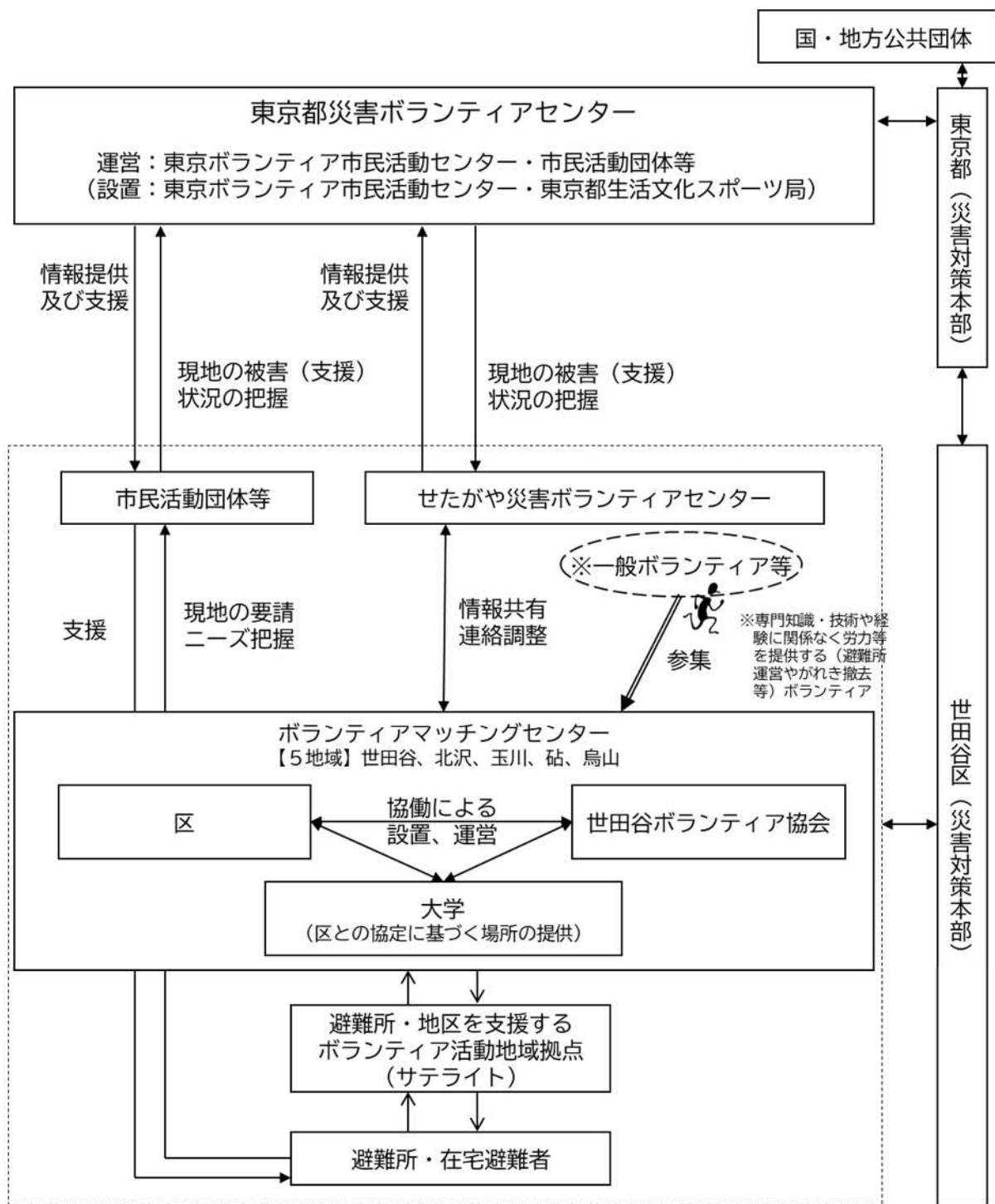
(2) 業務手順

① ボランティアの受入方針

- 区外ボランティアの受入れは、発災4日目以降に行うことを基本とする。なお、発災から3日間は、区、ボランティア協会等の関係者は、区外ボランティアの受入れに向けて、広報、連絡体制の確認、受入体制の確保等の準備を行う。
- 発災から3日間は、区民の助け合いで乗り切る。なお、区民等から避難所運営の手伝い等の申し出を受けた場合には、避難所運営委員会に取り次ぐ。
- ボランティアの受入れの際は、「3つの密」（密集・密接・密閉）に配慮し、マスクの着用、手洗い・手指消毒等基本的な感染防止対策を導入することにくわえて、感染及び感染拡大のリスクを可能な限り低減し実施する。

② 一般ボランティアの受入体制

- 区内5箇所を設置する「ボランティアマッチングセンター」で一般ボランティアの受付等を行い、避難所・地区を支援するボランティア活動地域拠点（サテライト）において、ニーズのマッチングを行い、避難所や在宅避難者宅へボランティアを派遣する。
- セタがや災害ボランティアセンター（世田谷ボランティア協会内に常設）で、ボランティアマッチングセンター及びサテライトの運営に係る情報共有や連絡調整を行う。
- 避難所では、世田谷ボランティア協会が配置する「ボランティアコーディネーター」と避難所運営委員会が連携し、避難所運営等を支援する一般ボランティアを受け入れる。



③ 専門ボランティアの受入体制

一般市民による専門ボランティアについてはせたがや災害ボランティアセンターにて受入を行う。

(3) 詳細な取組内容

【実施主体】区災対保健福祉部、区災対地域本部、区災対各部、世田谷ボランティア協会、社会福祉協議会、区内 NP0、区内の協定締結大学

① 受入体制

ア 一般ボランティアの受入体制

(ア) せたがや災害ボランティアセンターの運営

せたがや災害ボランティアセンターは、世田谷ボランティア協会における災害対応組織として円滑なボランティア活動を支援するため、次の活動を行う。

- ボランティア活動に関する情報提供・問合わせ対応
- おたがいさま bank やネットワークを活用した活動呼びかけ
- おたがいさま bank に登録された[専門](#)ボランティアの派遣調整
- ボランティアマッチングセンター[やサテライト](#)の運営に関する指示・連絡調整
- 区、社会福祉協議会、区内 NP0、町会等との協議

(イ) ボランティアマッチングセンターの設置・運営

- 世田谷ボランティア協会、区災対地域本部、区内の協定締結大学が連携し、区内5箇所に「ボランティアマッチングセンター」を設置する。

【ボランティアマッチングセンターの設置場所】

総合支所	設置場所（協定締結先）	住所
世田谷	昭和女子大学	世田谷区太子堂 1-7-57
北沢	国士舘大学	世田谷区世田谷 4-28-1
玉川	日本体育大学	世田谷区深沢 7-1-1
砧	日本大学商学部	世田谷区砧 5-2-1
烏山	日本女子体育大学	世田谷区北烏山 8-19-1

(ウ) 避難所におけるボランティアとの連携

- 世田谷ボランティア協会は、避難所・地区を支援するボランティア[活動地域拠点](#)（サテライト）に「ボランティアコーディネーター」を[配置](#)する。
- 世田谷ボランティア協会は、ボランティアマッチングセンターにおいて一般ボランティアの受付（登録、保険加入、オリエンテーションなど）を行い、避難所・地区を支援するボランティア[活動地域拠点](#)（サテライト）においてニーズを調整し、ボランティアを派遣する。
- 各避難所では、[サテライトから](#)派遣されてきた一般ボランティアが[避難所運営委員会](#)と連携し、避難所運営を支援する。

(エ) 関係者間での情報共有・連絡調整

- ボランティア活動に係る関係者間での情報共有や連絡調整等を行うことで支援の抜け・漏れ・偏りをなくすため、避難所、まちづくりセンター、総合支所、本庁において、連絡調整のための会議を開催する。

(オ) ボランティアニーズの把握とボランティアの確保等

- [サテライトの](#)ボランティアコーディネーターは、避難所運営[委員会](#)と連携し、

避難所運営に係るボランティアニーズを把握する。

- 社会福祉協議会は、在宅避難者の支援に係るボランティアニーズを把握する。
- 避難所における調整会議において、ボランティアニーズに関する情報を共有した上で、避難所運営や在宅避難者支援等に一般ボランティアを適宜活用する。
- 世田谷ボランティア協会は、避難所・地区を支援するボランティア[活動地域拠点](#)（サテライト）において、避難所や在宅避難者のニーズを収集する。

(カ) ボランティア募集に関する広報活動

一般ボランティアの募集については、世田谷ボランティア協会がインターネットを活用するなどして、発災後速やかに情報を発信する。

イ 専門ボランティアの受入体制

一般市民による専門ボランティアについては、せたがや災害ボランティアセンターにおいて募集及び登録を行い、登録者から看護師や介護士などのチームを編成し、区災対保健福祉部と調整の上、ボランティアの専門性に応じて必要とされる業務に配置する。

② 区のボランティア受入体制

区災対保健福祉部は、一般ボランティア及び専門ボランティアの受入に係るボランティア調整窓口を設置する。

- ボランティア調整窓口は、ボランティアマッチングセンター（世田谷ボランティア協会）と連携し、ボランティアによる支援について情報収集を行う。
- 収集した情報は受援調整会議（※）にて共有するとともに、受援調整会議での調整結果はボランティアマッチングセンター、応援受入先へ報告する。
※災対各部の応援ニーズや外部からの応援職員の要請状況や受け入れ状況等の共有とマッチングを円滑に行うため設置する会議体

【ボランティアの受入窓口（ボランティア受入の種別ごと）】

	一般市民
一般ボランティア	ボランティアマッチングセンター
専門ボランティア	せたがや災害ボランティアセンター

③ ボランティアの活動環境の確保

- 各避難所において、避難所運営やボランティア活動等に係る調整を行うための打合せスペースを確保する。
- ボランティアの区内の移動手段[並びに宿泊場所](#)の確保に取り組む。

④ 区内 NPO との連携

- 区内 NPO は、平時から構築してきたネットワークを通じて、自らの専門性を活かして避難所や自宅で避難している区民へのサポートを実施する。
- ただし、区内 NPO は区内在住であることから、自らの安全確保、家族の安否確認、地域での助け合い等の被災地の住民としての活動をした上で、可能な範囲で避難者支援等の活動に従事するものとする。
- 区内外 NPO や区内 NPO を支援する外部団体は、せたがや防災 NPO アクションが対応し、状況のとりまとめをする。

⑤ 災害時ボランティア等連絡会議の設置

災害時にボランティアや NPO 等の支援団体間で、支援の抜け・漏れ・偏りをなくし、円滑に支援活動が実施されるよう 情報の共有や連絡調整等を行う場を設置する。

⑥ 都その他自治体との連携

ア 都との連携

都及び東京都ボランティア・市民活動センターが協働して開設する「東京都災害ボランティアセンター」と連携し、ボランティア活動の支援を行う。

イ 区市町村との連携

東京都 23 区間においては、「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定第5条 第4号」により、ボランティアの受け入れ等に関して相互に協力する。

＊特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定〔資料編資料協定第●・P●●〕

第3章 安全な都市づくりの実現

本章における対策の基本的考え方

○ 不燃化及び耐震化による地震に強い都市づくり

地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るとともに、震災時における区の都市機能を維持するためには、都市構造そのものの防災性を高めていくことが必要である。

地震に強い都市づくりの実現に向けて、都の防災都市づくり推進計画の推進や安全な市街地の整備、公園等オープンスペースの確保のほか、消火用水の確保や出火防止等の取組みを推進していく。

第3章 安全な都市づくり

第1節 現在の到達状況

- 区立小・中学校の耐震化率71.1%（令和2年度）、公共施設、区営住宅の耐震化率100%、住宅の耐震化率87%、民間特定建築物の耐震化率82.2%（平成27年度）
- 建物の耐震化・不燃化による防災性の向上、道路の拡幅整備、公園等公共空間の整備を実施
- 家具転倒防止器具取付支援などの総合的な安全対策の促進
- スタンドパイプ等を地区会館27カ所やその他の区立施設等に配置するとともに地域住民の操作訓練を実施

第2節

- 木造住宅密集地域の不燃化の設置等による火災発生防止
- 家具類の転倒・落下・移動防止
- 耐震診断後、安全性が確認された建築物の耐震化
- 地域の消火用水の確保及び上のための訓練及び普及啓発
- 公園緑地の計画的な整備と防災上の必要

最終版で修正

- 木造住宅密集地域の耐震化率70%
- 住宅及び民間特定建築物の耐震化率

第5節 具

地震前の行動（予防対策）

○ 安全に暮らせる街づくり

- 「世田谷区防災街づくり基本方針」に沿った取り組み
- 高層建築物及び地下街等における安全対策
- がけ・擁壁、土砂災害被害の防止

○ 建築物の耐震化及び安全対策の促進

- 建築物の耐震化の促進
- エレベーター対策
- 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止

○ 液状化、長周期地震動への対策の強化

- 液状化対策の強化
- 長周期地震動対策の強化

○ 出火、延焼等の防止

- 消防水利の整備、防火安全対策
- 危険物施設等、危険物等の輸送の安全化

地震直後の行動（応急対応）

○ 消火・救助・救急活動

- 迅速・的確な消火活動

○ 河川施設等の応急対策

- 河川施設等の応急対策

○ 社会公共施設等の応急対策

- 社会公共施設等の応急対策
- 土砂災害に関する応急対策

○ 危険物等の応急措置

- 危険物施設、高圧ガス
- 危険物輸送車両等の応急措置
- 危険動物の逸走時対策

都市づくりの実現

課題

化・建替、感震ブレーカー
抑制策の必要
動防止対策
認できなかった建物の耐震
びスタンドパイプの操作向
促進
推進と防災機能の強化・充

第3節 対策の方向性

- 不燃化特区における建替促進による火災発生抑制・死者の軽減の推進、感震ブレーカー等の普及啓発
- 世田谷区耐震改修促進計画に基づく耐震化の普及啓発
- 緊急輸送道路等の沿道建築物等の耐震診断・耐震改修を促進し、分譲マンションに対しては耐震改修アドバイザーによる働きかけにより耐震化を促進
- 家具類の転倒・落下・移動防止等対策の普及・啓発
- 防火水槽の耐震化、深井戸の整備等の水利整備及び防災区民組織への資器材助成
- 公園緑地の計画的な整備推進

防災上重要な公共建
消防水利不足地域の

最終版で修正

体系的な取組

対策) 発災後72時間以内

地震後の行動(復旧対策)

発災後1週間目途

動

、被災者の救助・救急活動の実施

策による二次災害防止

い

急対策

対策

対策

○ 公共の安全確保、施設の本来機能の回復

河川施設等の復旧

社会公共施設等の復旧

二次的な土砂災害防止対策

による危険防止

、毒物・劇物取扱施設等の応急措置

急対策

い

第3章 安全な都市づくりの実現

第1節 現在の到達状況と課題

1 これまでの取り組み

区を災害に強い都市にするためには、都市構造そのものの防災性を高めていくことが基本となる。このため、区では「世田谷区都市整備方針（都市計画マスタープラン）」に基づき、災害に強い、安全・安心なまちづくりを推進してきた。

また、都による地震に関する地域危険度測定調査結果や、これまでの取り組みの成果を踏まえ、効果的な施策の展開、建築物の耐震化施策との連携などを行い、市街地の防災性向上に向けた取り組みを着実に進めてきている。

区でも、「世田谷区防災街づくり基本方針」「世田谷区耐震改修促進計画」等に基づき、都市の不燃化、耐震化を計画的かつ着実に進めてきている。

項目	耐震化率	（データ年度）
区立小中学校	100%	令和5年度末
学校以外の区公共施設	100%	令和5年度末
区営住宅	100%	達成済
住宅	93.4%	令和2年度末
特定建築物	91.5%	令和元年度末

2 密集市街地の防災性向上

区では、市街地の出火・延焼の危険性を減少させるため、「世田谷区都市整備方針（都市計画マスタープラン）」「世田谷区防災街づくり基本方針」等に基づき、避難路等となる道路や防災機能を持った公園等の整備のほか、[防火性の高い建築物への規制誘導](#)、延焼の抑制のため老朽木造建築物の除却・建替え促進等により、災害に強い街づくりを推進している。

【課題】

[地区内の多くの建築物が更新時期を迎えているにもかかわらず、居住者の高齢化による建替え意欲が低下していること、狭小敷地や接道不良地が多いこと、権利関係が複雑なこと等によって、建替えが進みにくい状況にあり建物の耐震性や避難路の確保が進まない。特に甚大な被害が想定される地域や火災危険度の高い地区等では、火災発生抑制策として感震ブレーカーの設置等を推進する必要がある。](#)

3 建築物の耐震化及び安全対策

区では、首都直下地震による建築物の被害・損傷を未然に防ぎ、区民の生命・財産を守るとともに、災害に強いまちを目指し、建築物の耐震化を促進している。また、家具転倒防止器具取付支援などの総合的な安全対策を促進している。なお、耐震化に関する様々な普及啓発も行っており、無料耐震相談会を各総合支所管内で実施している。

【課題】

[建築物の耐震化は想定よりも進んでおらず、区民に耐震化の普及啓発を継続し、世田谷区耐](#)

震改修促進計画に定める目標に向けて、さらに施策を講じていく必要がある。また、強い揺れに備え、家具類の転倒・落下・移動防止等の一層の対策が必要である。

4 液状化対策の強化

都は、平成25年3月から一般に公開している「東京の液状化予測図」について、液状化や地盤工学分野の専門家などで構成される「東京の液状化予測図」更新に関するアドバイザー委員会」の助言を踏まえ、令和4年3月に見直しを行っている。

【課題】

区内には液状化の可能性が高い地域は存在しないが、都と連携し、区民への情報提供を引き続き行っていく必要がある。

5 出火、延焼等の防止

区は、初期消火等の消防力を最大限に活用するため、スタンドパイプ等を地区会館、区立施設等に配置し、地域住民の操作訓練を東京消防庁・消防署の指導により実施している。

また、区・東京消防庁・消防署・都において、防火水槽等の整備を推進している。整備状況については第3節「4 出火、延焼等の防止」参照。

区内の公園整備状況は23区内で下位に位置し、絶対量が不足している。公園緑地の整備と防災機能の強化・充実状況は次のとおり。(令和5年4月1日現在)

- 都市計画公園・緑地の供用率 56% 23区中 14位
- 都市公園等面積率 4.63% 23区中 14位
- 一人当たり都市公園等面積 2.86m² 23区中 14位
- 都市公園等 567箇所中、約4割は面積500m²未満

【課題】

建物倒壊等による道路閉塞、がれきの散乱等により、常備消防による消火活動が困難な地域が生じる可能性がある。火災発生時の被害を最小限に抑えるため、防火水槽を設置し32箇所の消防水利不足メッシュ解消を目指す必要がある(令和6年7月1日現在)。また、地区会館等にスタンドパイプの設置を促進すると共に、地域住民に対してスタンドパイプの操作向上のための訓練及び普及促進が必要である。

第2節 対策の方向性

1 密集市街地の防災性向上

老朽化した木造の建築物が密集しているなど、震災時に延焼被害のおそれがある密集市街地では、延焼遮断帯や避難路等となる道路及び防災機能を持った公園等の整備のほか、防火性の高い建築物への規制誘導、老朽木造建築物の除却・建替え促進等により、災害に強い街づくりの実現を目指す。

また、特に甚大な被害が想定される地域や火災危険度の高い地区等では、火災発生抑制、死者の軽減の推進を図るため、建替え促進や感震ブレイカー等の普及啓発など具体的な取組み、区民意識啓発を行う。

2 建築物の耐震化及び安全対策の促進

令和2年度までの世田谷区耐震改修促進計画について、引き続き今までの取組みを行うよう、令和7年度までの計画に改定した。

平成12年5月までに着工した新耐震基準の木造住宅を新たに耐震化支援の対象とし、耐震化をさらに進めていく。

分譲マンションの耐震化を進めるため、管理組合等に対し訪問するなど耐震化の普及啓発を継続する。

地震発生時に閉塞を防ぐべき道路である緊急輸送道路等の沿道建築物、住宅、民間特定建築物は、国・都と連携して耐震診断、耐震改修等を促進する。このため、建物所有者が主体的に耐震化に取り組むことができるよう、相談体制の整備や情報提供などを通じて技術的支援を行うとともに、自助・共助の意識を高めるために普及啓発などの取組を行う。

合意形成が困難な分譲マンションに対しては、耐震改修アドバイザーによる働きかけなど、積極的な啓発を行うことにより耐震化を促進する。

さらに、家具類の転倒・落下・移動防止等対策の重要性についても継続して普及・啓発を図る。

区内における避難所として重要な役割を果たす区立小・中学校について、耐震化が完了し、全ての区立小中学校の耐震化を終えている。

3 液状化対策の強化

都が作成している「東京の液状化予測図」など、必要な情報を都と連携し、区民へ情報提供していく。

4 出火、延焼等の防止

都と区が連携し、密集市街地において重点的に水利整備を推進するための整備方策を検討するほか、経年防火水槽の再生、耐震性を有する防火水槽等の整備を推進する。また、震災時に使用可能な消火栓や、河川の堰（せき）止め、プールや池等のあらゆる水利を活用して地域の消火用水を確保する。防災区民組織に対しては、購入物品にスタンドパイプも含んだ資器材助成を引き続き実施するとともに、東京消防庁・消防署と連携して操作訓練及び普及促進を行っていく。さらに、消防水利不足メッシュを管轄するまちづくりセンターを含め、総合支所の協

力を得て、防火水槽の用地確保を行う。

また、公園は、延焼の防止機能のほか、救出・救助や復旧・復興時の仮設住宅やがれき置場の用地となるなど、防災面で重要であるため、引き続き、次のような公園緑地の計画的な整備推進と、防災機能の強化・充実を図っていく。

- 公園用地を買収する。
- 公園を新規開設する。
- 既存公園、緑道、身近な広場の改修を図る。
- マンホールトイレ等の設置を進める。

第3節 具体的な取組み

第1 予防対策

1 安全に暮らせる街づくり

(1) 地域特性に応じた防災街づくり

① 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対都市整備部	○ 市街地の整備 ○ 防災まちづくり基本方針の策定 ○ オープンスペースの確保
	災対土木部	○ 道路・区立公園の整備 ○ 緑地・農地の保全 ○ オープンスペースの確保
	災対地域本部	○ 地区計画等の策定 ○ 防災街づくり事業の推進
都建設局		○ 道路の整備 ○ 都立公園の整備 ○ 河川、海岸保全施設等の整備
都都市整備局		○ 地域特性に応じた防災都市づくりを推進 ○ 防災都市づくりに資する事業等の推進 ○ その他の防災都市づくり事業等の推進 ○ 都市空間の確保 ○ 公園の整備の推進 ○ 緑地・農地の保全
都産業労働局		○ 農地の防災機能の強化

② 詳細な取組み内容

A 地震に強い街づくりの推進

(ア) 防災街づくりの計画

【実施主体】区災対都市整備部

A 世田谷区防災街づくり基本方針

「[世田谷区防災街づくり基本方針](#)」は、阪神・淡路大震災を契機に、安全・安心・安定の街づくりを実現するため、平成10年に策定した。その後、平成28年に改定し、都市整備方針で示した将来像の一つである「安全で、災害に強く復元力のあるまち」を実現するための、[防災街づくりの考え方・取組み](#)を示している。

[基本理念に「震災が起きても区民の生命と財産が守られ、住み続けられるまち」を掲げ、区民・事業者・区の協働の防災街づくりを目指す。](#)

B 建築指導の推進

個々の建築物について、関係法令の防災関係諸規定に適合するよう指導する。

a 一般建築物の耐震耐火性能の強化

区内の建築物の敷地・構造・設備は、建築基準法関係法令及び消防関係法令等

に定められた技術上の基準に適合し、維持するよう指導するとともに、必要に応じて立入検査を行い、結果等について関係各機関に連絡し、災害の予防に努める。
また、耐震化を促進するため、啓発に取り組む。

b 特定建築物の定期報告制度

病院・共同住宅など、多数の人が利用する特定建築物等の適切な維持管理を徹底させるため、定期的な調査・検査を行い報告するよう、所有者・管理者へ求めていく。

(イ) 防災街づくり事業

【実施主体】区災対都市整備部、区災対地域本部

【密集市街地の改善】

老朽化した木造の建築物が密集しているなど、震災時に延焼被害のおそれがある密集市街地では、国及び都の補助事業を活用し、延焼遮断帯や避難路となる道路及び防災機能を持った公園等の整備のほか、防火性の高い建築物への規制誘導、老朽木造建築物の除却・建替え促進等により、防災性の向上を図る。

【狭あい道路拡幅整備事業】

道幅4m未満の狭あい道路を拡幅整備することにより、地域の生活環境の改善と災害時における安全性を高め、安全で快適なまちづくりに資する。

(ウ) 地区計画等

【実施主体】区災対地域本部

【地区計画等の策定】

地区の将来像に基づき、建築物の用途や形態、道路、公園等、法律の範囲内で街づくりのルールを定め、安全で住み良い街の実現を図る。

地区計画で定める主な内容は次のとおりである。

A 地区計画の方針

○ 街づくりの目標、土地利用の方針など

B 地区整備計画

○ 道路、公園、広場等の地区施設の配置

○ 建築物の用途、容積率、建蔽率、敷地面積、壁面の位置、高さ、形態若しくは意匠の制限など

C 地区街づくり計画

○ 狭あい道路の整備の促進、交差点やカーブの改善など

(エ) 避難場所の確保

【実施主体】都都市整備局

- 都都市整備局は、避難場所が不足する地域について、避難場所となりうる可能性がある空間を調査し、権利者の理解を得ながら積極的に避難場所としての指定に努める。
- 当該地域における都市開発の際には、開発事業者との調整を行い、大規模開発地が避難場所となるよう誘導する。
- 避難場所区域内で都市開発が行われる場合には、地域の状況を見ながら、最低

限の現状機能が維持されるように開発事業者を誘導する。

(オ) その他の防災街づくりの取り組み

【新たな防火規制】

「東京都建築安全条例第7条の3」に規定するもので、都知事が指定する地震などの災害発生時に火災などの危険性が高い区域において、個々の建築物の建替え等の際、防火性の高い建物に誘導する。

この区域の準防火地域内では、建築物の建築、増改築等をする場合、原則として、区域内のすべての建築物は準耐火建築物以上（一定の技術的基準に適合する建築物は除く）の性能が必要となる。

【居住環境の整備】

区は、一般建築物に対する建築指導、住宅施策の計画的推進、老朽木造住宅密集地の防災性向上、良好な住宅地の形成、住宅の耐震耐火性能の向上を図る。（なお、区内の建築物の総数は約18万棟、うち木造は2.9%である。また、「防火地域」（建物の不燃化を促進する地域）は、区総面積の約5.8%である。）

【住宅施策の推進】

集合住宅等建築物の建設、公営住宅の建替等に対し、防災を含む居住環境整備の観点から、条例等により適切な行政施策を講じる。

A 住環境整備に関する指導

「世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例」により、環境空地及び道路状の整備並びに防火及び震災対策等に必要な施設、下水道直結型マンホールトイレ等の設置を促進する。

B 公的住宅等の改善

都営住宅、公社住宅、UR（都市再生機構）住宅の建替事業、住戸改善事業等に際しては、事業主との連携を密にし、良好な住環境の整備に努める。

イ 都市空間の確保

- 都市公園及び身近な広場は、年々箇所数・面積ともに増加しているが、農地や民有の緑地や空地などは減少傾向にあり、災害時に必要とされるオープンスペース全体としては、量、質ともに十分とはいえない。
- 「世田谷区環境基本条例」による環境への配慮事項及び世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例や「世田谷区みどりの基本条例」により開発事業に対して、オープンスペース確保や緑化推進は成果をあげているが、緑や空地の絶対量は年々減少傾向にある。

(ア) 都市公園、身近な広場の整備

【実施主体】区災対土木部

- 平成30年4月改定の「世田谷区みどりの基本計画」は、2032（令和14）年に区のみどり率を33%にする「世田谷みどり33」を長期目標に据えた、2018（平成30）年度から2027（令和9）年度の10か年を展望する計画である。

この計画に基づき、区内の都市公園（住区基幹公園、都市緑地、緑道等）、身近な広場を整備する。

- 延焼防止等の機能を備えた国分寺崖線沿いの樹林地等を、区が取得し、都市緑地として保全する。
- 緑道や歩行者自転車道などを利用した、避難経路のネットワーク化を図る。
- それぞれの防災機能に配慮した都市公園等の整備を進める。
- 広域避難場所である玉川野毛町公園や上用賀公園の拡張区域を防災機能の保持・増進に資する公園緑地として整備する。また、大規模な樹林地の保全とともに、地域住民の避難場所の確保等、地域防災に寄与する（仮称）北烏山七丁目緑地を整備する。

【実施主体】都建設局

- 都建設局は、令和5年5月時点で84公園約2,060haを開園した。令和2年度から令和12年度末までの11年間で都立公園130haの開園を目標として整備を進める。
- 都建設局は、防災活動拠点や避難場所に指定されている既設公園において、震災時に必要となる臨時のヘリポート、避難した都民や帰宅困難者のための災害用トイレ、非常用照明設備、避難誘導灯、公園の入口から園内の拠点（避難場所やヘリポート等）への車両動線の確保など、防災関連施設を整備してきた。
今後も、救出救助部隊の活動支援や避難者の安全確保のため、災害や停電時にも主要公園施設の機能維持に必要な防災関連施設を、首都直下地震等対処要領を踏まえて整備し、都立公園の防災機能の充実を図る。
- 都建設局は、震災時における都立公園の円滑な利用を図るため、関係行政機関等と連携し、震災時利用計画を策定する。

【実施主体】都都市整備局

- 都都市整備局は、「都市計画公園・緑地の整備方針（改定）」に基づき、震災時に避難場所や救助等の活動拠点となる公園等の整備を重点的に推進する。併せて、関係区による復興小公園の再生を後押しする。
- 都都市整備局は、センター・コア・エリア内の未整備の都市計画公園・緑地の区域を対象として、まちづくりと公園・緑地の整備を両立させる「公園まちづくり制度」を運用し、公園機能の早期発現を図る。
- 都都市整備局は、民設公園制度を活用し、未整備の都市計画公園・緑地を避難場所にも活用可能な公園的空間として早期に確保を図る。

（イ）緑地・農地の保全

【実施主体】区災対土木部、区災対区民支援部

【農地の保全】

- 災害時に延焼防止帯や避難スペースとなるオープンスペースとしての農地を保全し、同時に良好な都市環境を形成する。
- 区内の農業協同組合とは協定を締結し、組合員所有・管理の生産緑地で災害時の応急仮設住宅建設用地としての活用協力できる土地のあっせんを受けること

となっていることとなっている。

＊災害時における生産緑地の活用と協力に関する協定〔資料編資料協定第●・P●●〕

【民有地や公共施設における緑地の保全・創出】

「みどりの基本条例」及び「みどりの基本計画」に基づいて、きめ細かな施策を実施し、緑地の保全創出を図る。

○ 建築等に伴う緑化指導

「みどりの基本条例」に基づき、建築行為や開発行為を行う際に基準に沿って緑化を指導し、民有地等のみどりの保全・創出を進める。また、建築時の緑化が義務付けとなる緑化地域制度（「都市緑地法」）により緑化を建築確認・完了検査の要件とすることで、みどりの保全・創出の確実な実施を進める。

○ 特別保護区・特別緑地保全地区の指定

「みどりの基本条例」に基づき、樹林地、水辺地及び動物生息地と一帯となった土地のうち特別に保全する必要がある区域を特別保護区に指定し、管理支援を行うことで、みどりの保全を図る。また、建築行為・開発行為等が制限される特別緑地保全地区（「都市緑地法」）の指定により、動植物の生息地又は生育地など都市に残るみどりを適正に保全していく。

○ 樹林地の保全

「みどりの基本条例」に基づき、区内に残る樹林地について、保存樹林地指定又は小樹林地協定により管理支援を行うことで、民有地のみどりの保全を図る。

また、「市民緑地制度」（「都市緑地法」）により、みどりの保全を図るとともに、民有樹林地の区民への公開を進める。

○ みどりと花いっぱい活動の推進

地域の沿道にみどりと花のある空間を創出するため、町会、自治会、商店街等と「みどりと花いっぱい協定」を結び、区と区民の連携により、みどりとみずのまちづくりを推進する。

○ 公共施設緑化

区の公共施設の空地や外周を見直し周辺環境と調和した緑化の推進と小広場の創出を積極的に進める。

【実施主体】都都市整備局

○ 都市の緑地は、火災の延焼防止や避難場所としての機能など、防災上重要な役割を担っている。都都市整備局は、区市町村と連携して特別緑地保全地区の指定を促進し、都市の緑地の保全を図る。

○ 市街化区域内における農地は、火災の延焼防止、震災時の一時的な避難場所としての機能など、防災上重要な役割を担っている。都都市整備局は、区市町村と連携して生産緑地地区の指定を促進する。

(ウ) 防災ネットワークの形成

【実施主体】区災対土木部、区災対地域本部、区災対都市整備部

【区全体の防災計画に基づいた、オープンスペースの確保及び計画的な配置】

地区ごとに、災害時に想定される危険度を様々な側面からチェックし、オープンスペースの充足程度、防災上の機能を把握し、一時集合所と広域避難場所をつなぐルートの安全性を確保するなど、ネットワークとしての防災機能を高める。

(エ) オープンスペースの確保

震災時に、避難誘導、救出・救助、医療搬送、ボランティア参集、ライフライン復旧などの応急対策活動を迅速かつ効率的に行うことにより、人命の保護と被害の軽減を果たし、区民生活の再建と都市復興を円滑に行うことができる。

【実施主体】都、区災対土木部、区災対都市整備部

【震災時におけるオープンスペース等利用】

都は、震災時における都立公園の円滑な利用を図るため、関係行政機関等と連携し、震災時利用計画を策定する。

今後は、広域避難場所として指定している区立公園についても都立公園と併せて検討していくものとする。

【実施主体】都

- 都は、東京都震災対策条例で、事前にこれらの活動のための土地、家屋の確保に努めることを定めており、都内の利用可能なオープンスペースを国、区市町村、関係機関と協議の上把握し、具体的なオープンスペース等の利用に関して「首都直下地震等対処要領」に定め、地権者の事前同意を得た上で告示し、都民に周知する。
- 都内には、自衛隊、広域緊急援助隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用する大規模救出救助活動拠点が配置されているが、大規模な震災に備えて、引き続き充実・整備していく。
- 区内では、令和6年度現在以下のとおり都が指定・告示している。

救出及び救助の活動拠点	場所
大規模救出救助活動拠点	都立駒沢オリンピック公園、都立砧公園、世田谷清掃工場、千歳清掃工場
ライフライン復旧活動拠点	世田谷清掃工場、千歳清掃工場

- 場所の選定に当たっては、アクセス道路や部隊展開面積、について防災拠点としての活用を考慮する。
- 震災時の応急対策活動を円滑に行うため、活動拠点やアクセス機能の整備について、施設管理者が都及び関係区市町村の協力の下に取り組み、発災時の使用に係るマニュアル等を作成する。

(2) 高層建築物及び地下街等における安全対策

① 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	災対都市整備部	○ 建築基準法に基づく完了検査や特殊建築物等定期報告制度等を通じた高層建築物及び地下街の安全性の確保
都都市整備局 区 指定確認検査機関		○ 建築基準法に基づく完了検査や特殊建築物等定期報告制度等を通じた高層建築物及び地下街の安全性の確保
警視庁・警察署		○ 高層建築物、地下街における避難誘導、救出救助活動等の適正化
東京消防庁・消防署		○ 高層建築物等に係る防火安全対策に基づく指導 ○ 関係事業所に対する対策の指導

② 詳細な取組み内容

【実施主体】東京消防庁・消防署

【超高層建築物の安全化】

超高層建築物における都市ガス施設・火気使用設備器具の安全化及び家具調度品の不燃等安全措施を講ずるよう指導促進を図る。

【実施主体】区、都、区民、関係団体等

○ 首都直下地震などの大地震が発生した場合、高層建築物においては、建物が倒壊しなくても、建物の揺れによる家具類等の転倒・落下・移動や、エレベーター内の閉じ込め等が生じる可能性があるほか、エレベーターの復旧までの間、居住者は階段を利用して上下移動せざるを得ず、高層階の居住者ほど、地上階との往復が困難になり孤立するおそれがある。

このため、区、都、区民、関係団体等が連携し、家具類の転倒・落下・移動防止対策やエレベーター閉じ込め防止対策を推進するとともに、自家発電機の整備や燃料確保、飲料水や食料などの備蓄、発災時の情報伝達、高層建築物内や地域の住民との間の共助の仕組みづくりなど高層建築物の各課題に対する取組みを進めていく（第3章第3節第1の2「2 エレベーター対策」、「3 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止」参照）。

【実施主体】区、都都市整備局、指定確認検査機関

○ 区、都都市整備局及び指定確認検査機関は、高層建築物及び地下街の建築について、建築基準法に基づき、建築確認、中間検査及び完了検査を行い、防災上や構造上の安全性を確保する。

特に、地下街の建設について、都都市整備局は、関係機関による協議会等を通じて、総合的な観点から安全強化を図る。

【実施主体】区、都都市整備局

- 区及び都都市整備局は、既存の高層建築物及び地下街のうち、対象となるものに対して、建築基準法に基づく定期報告制度により、毎年あるいは3年ごとに維持保全の状況について報告を求め、安全性の確保を図る。

【実施主体】警視庁・警察署

- 警視庁・警察署は、高層建築物、地下街における避難誘導、救出救助活動等の適正化を図るため、次の対策を講じる。
 - ア 高層建築物
 - ・ 地下街を含めた震災対策に関する管理者対策の実施
 - ・ 障害者等の要配慮者の視点も踏まえた、関係機関との連携による合同防災訓練の実施
 - イ 地下街
 - ・ 地下街警備要図の作成
 - ・ 障害者等の要配慮者の視点も踏まえた、地下街関係者との合同防災訓練の実施
 - ・ 管理者対策の推進による防災標識等の明確化
 - ・ 広報媒体（パンフレット、チラシ等）の作成・配布

【実施主体】東京消防庁・消防署

平成31年3月現在、区内には、100m以上のいわゆる超高層建築物は6棟であるが、今後増えることが予想される。超高層建築物については、関係法令に基づき建築の設計段階から安全確保が厳しく規制・指導されている。しかし、構造上等の特性から、地震時における避難や消防活動などの災害対応は、極めて困難になると予想され、長周期地震動による危険性もある。このため、関係事業所に対して次の対策を指導する。

- 東京消防庁・消防署は、高層建築物等の新築等に際して、関係者に対し、火災予防審議会を受けて策定した下記の防火安全対策を講じるように指導する。
 - ・ 高層の建築物の防火安全対策
 - ・ 乾式工法を用いた防火区画等の煙等の漏えい防止対策（100m以上の高層建築物を対象とした安全対策）
 - ・ 大規模建築物群等の消防アクセス確保対策
 - ・ 鉄道ターミナル駅に係る防火安全対策
 - ・ 高層建築物等における歩行困難者等に係る避難安全対策
- 東京消防庁・消防署は、関係事業所に対して次の対策を指導する。
 - ア 火災予防対策
 - ・ 火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進
 - ・ 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒・落下・移動防止措置
 - ・ 内装材料、家具調度品、装飾物品の不燃化
 - ・ 消火設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進
 - イ 避難対策（混乱防止対策）
 - ・ 避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保

- ・ ビルの防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備
 - ・ ショーケース、看板、複写機等の転倒、落下、移動の防止
 - ・ 避難誘導員の[事前指定](#)や訓練指導者の育成
 - ・ 避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底
 - ・ 警報設備、避難設備の機能確保による避難対策の推進
- ウ 防火・防災管理対策
- ・ 従業員に対する消防計画の周知徹底
 - ・ 管理権原者が複数の建物における管理責任区分及び全体についての消防計画の周知徹底
 - ・ ビル防災センターの機能強化及び要員教育の徹底
 - ・ 救出・救護知識の普及及び必要な資器材の整備
 - ・ 防火管理業務及び防災管理業務従事者を対象とした、実務講習等による教育
 - ・ 実践的かつ定期的な訓練の実施
- エ 消防活動対策
- ・ 消火活動上必要な施設の機能確保による消防活動対策の推進

(3) がけ(斜面)・擁壁を有する敷地の被害防止

① 対策内容と役割分担

ア がけ(斜面)・擁壁を有する建築敷地に関する指導・支援

機関名		対策内容
区	◎災対都市整備部	○ がけ・擁壁等を有する敷地に関する指導・支援
	災対土木部	○ 道路・公園等に属するがけ地の震災防止
都都市整備局		○ がけ・擁壁等の安全化
都建設局		○ ハード対策(急傾斜地崩壊対策)
		○ ソフト対策(土砂災害防止法に基づく対策)

イ 土砂災害被害の防止

風水害編の第2部「災害予防計画」第1章「水害予防対策」第2節「がけ崩れ対策」及び第3節「土砂災害に関するソフト対策」より引用。

機関名		対策内容
区	◎災対都市整備部	○ 土砂災害防止法に基づく区域の警戒巡視体制の整備
	災対土木部	○ 道路・公園等に属するがけ地の震災防止
	災対地域本部	○ 土砂災害防止法に基づくソフト対策
	災対統括部	○ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等における避難体制の整備及びハザードマップの作成・周知
都建設局		○ 土砂災害防止法に基づくソフト対策 ○ 土砂災害警戒区域等の指定 ○ 土砂災害警戒情報の提供
都環境局		○ 保全地域の急傾斜地崩壊対策
気象庁		○ 土砂災害警戒情報の提供

② 詳細な取組み内容

ア がけ（斜面）・擁壁を有する建築敷地に関する指導・支援

【実施主体】区災対都市整備部

【がけ・擁壁等の崩壊防止】

- 地震動によるがけ崩れ被害は、がけ地・急傾斜地の宅地造成に伴い、その危険性が増大している。
- がけ地に建築物や擁壁等を設ける場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び東京都建築安全条例に基づき、防災上の見地から指導を行う。また、区内全域が指定されている宅地造成等工事規制区域内にあっては、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、がけ・擁壁の指導、監督を行う。
- 既設の危険ながけ・擁壁は、管理者責任を負う所有者自らが危険性を認識し、安全対策に取り組めるよう、「我が家の擁壁チェックシート（案）（国土交通省都市局）」の配付、区のホームページ掲載により、安全点検方法を周知すると共に、適切な管理を啓発する。

【宅地造成地及びがけ地の震災防止】

がけ地、急傾斜地の宅地造成等の工事に対して、関係法令の基準に適合するよう指導し、がけ崩れや擁壁崩壊による建物被害を予防する。

A 宅地造成等の工事の規制

宅地造成等工事規制区域内で、一定規模以上の宅地造成等の工事を行うものに対し、宅地造成及び特定盛土等規制法の基準に適合するよう指導する。

B がけ地上建築物の安全性の審査

建築確認申請時において、一定規模以上のがけ地上に建築物を建築し、又は建築敷地を造成する場合、設けなければならない擁壁及び建築物の安全性について審査する。

【実施主体】都都市整備局

- 都都市整備局は、がけ地に建築物や擁壁等を設ける場合、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づき、防災上の見地から指導を行う。
- 区市町村が行うがけ・擁壁の危険度調査等に対して助成を行い、調査等の促進を図ることで、所有者に自己の所有するがけ・擁壁の危険性を認識いただき、その改善に結び付けていく。

イ 土砂災害被害の防止

風水害編の第2部「災害予防計画」第1章「水害予防対策」第2節「がけ崩れ対策」及び第3節「土砂災害に関するソフト対策」における記述内容による。

2 建築物の耐震化及び安全対策の促進

(1) 建築物の耐震化の促進

① 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対都市整備部	○ 耐震改修促進計画に基づく、住宅、建築物の耐震化促進
	災対教育部	○ 学校教育施設の耐震化
都各局		○ 公共建築物等の耐震化
都主税局		○ 税制面での耐震化支援
都都市整備局 都住宅政策本部		○ 東京都耐震改修促進計画に基づく、民間建築物等の耐震化促進
都福祉局 都保健医療局		○ 東京都災害拠点病院、社会福祉施設等の耐震化

② 詳細な取組み内容

ア 建築物の耐震化

【実施主体】区災対都市整備部

区は、「世田谷区耐震改修促進計画（令和3年4月改定）」に基づき、地震による建築物の倒壊に伴う被害を防ぎ、区民の生命と財産を守り、災害に強く復元力をもつまちを実現するために、建築物の耐震化を計画的かつ総合的に促進する。

【実施主体】都

- 令和5年3月に改定した東京都耐震改修促進計画に基づき、更に耐震化を促進する。

〔耐震化率の現状と目標〕

建築物の種類	現状	目標
		令和7年度末
特定緊急輸送道路沿道建築物	92.6% (令和4年12月末)	総合到達率99%かつ、区間到達率95%未満の解消
住宅	92.0% (令和2年3月末推計値)	耐震性が不十分な住宅をおおむね解消
特定建築物 (百貨店、ホテル等)	88.4% (令和2年3月末推計値)	95%

(ア) 緊急輸送道路沿道建築物

【実施主体】都都市整備局

- 特定緊急輸送道路は、震災時における救急・救命活動や緊急支援物資の輸送など復旧・復興の大動脈となる重要な役割を担うため、引き続き、沿道建築物の耐震化について重点的かつ集中的に取り組む。
- 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化による震災時の道路機能確保に併せ、一般緊急輸送道路の機能を向上させることは、災害に強い都市を実現する上で有効

である。引き続き、令和7年度末までに耐震化率90%以上にする 것을目標とするとともに、次回の計画改定までに緊急輸送道路全体での総合到達率等を指標とした目標年度や目標値を定めることを検討する。

(イ) 住宅

【実施主体】都都市整備局

- 住宅の耐震化を進めていくためには、自助・共助・公助の原則を踏まえ、住宅の所有者自らが主体的に耐震化に取り組む必要がある。このため、区市町村や関係団体等と連携し、所有者の耐震化の取組みを支援する。
- 防災都市づくり推進計画に定める整備地域においては、安全な避難や円滑な消火・救援活動が可能な防災上有効な道路のネットワークを確保するため、防災生活道路の整備に合わせて沿道の住宅の建替えを促進し、不燃化・耐震化を推進する。建替えが困難な場合は、住宅の耐震改修を支援し、倒壊による道路閉塞を防ぎ、人的被害の軽減や市街地火災の延焼拡大を防止する。
- マンションは、戸建住宅に比べて規模が大きく、地震により倒壊等の被害が生じた場合、道路閉塞を引き起こすなど周辺地域にも大きな影響が及ぶため、マンション管理組合等に対する普及啓発や支援を強化するとともに、公共性や公益性等の観点から対象を重点化し、集中的に支援を行うなど、メリハリをつけて効率的・効果的に施策を展開していく。
- 「都営住宅耐震化整備プログラム」に基づき、公共住宅の耐震化率を、令和7年度までに100%の目標達成に向けて、着実に耐震化を推進する。

イ 公共建築物等の耐震化

【実施主体】区災対都市整備部、区災対教育部

【区立施設の整備】

公共建築物のうち、特に庁舎や学校等は、災害時において防災拠点や避難所として重要な役割を果たす。また、他の公共建築物も災害時であっても行政サービスを継続していかなければならない施設である。

区では、「新耐震基準」（昭和56年）以前に建設された公共建築物について、耐震診断調査を行い、耐震基準を満たさない建築物の耐震化を行っていく。

【耐震診断・補強工事の実施】

区は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき順次、平成29年度に再確認が必要とされた31施設についても令和5年度末までに30施設について耐震化を完了し、1施設について解体が完了した。今後も適切な維持管理に努め、建築物の経年変化などによる影響を定期的に調査し、場合によっては必要な耐震診断を行い、耐震補強改修など、適切に対応する。

(ア) 庁舎等の公共建築物

再確認が必要とされた3施設については令和5年度末までに2施設について耐震補強工事、1施設について解体を行った。

今後、耐震の基準に関する見直し等によって必要な場合は、公共建築物の安全性を確保するため、再確認の実施を含め建築基準法に基づく定期報告や日常の維持管

理、点検などを継続して取り組む。

(イ) 区営住宅

「新耐震基準」以前（昭和 56 年）に建設した区営住宅の耐震化については、平成 20 年度及び平成 21 年度に耐震診断を実施し、全てに所要の耐震性能を有することを確認した。

(ウ) 学校教育施設

「新耐震基準」以前（昭和 56 年）に建設した区立小中学校の耐震化については、耐震補強、校舎等の一部改築及び全面改築などに取り組んでいる。[耐震補強工事等を実施し、全ての学校の耐震化を達成が完了した。](#)

(2) エレベーター対策

① 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○ 区立施設におけるエレベーターの閉じ込め防止機能の向上
都各局	○ 都立施設におけるエレベーターの閉じ込め防止機能の向上
都都市整備局	○ エレベーター改修方法等 ^等 を示したリーフレットによる普及啓発 ○ 都内エレベーターの閉じ込め等の情報を収集する体制の構築
都住宅政策本部	○ 都営住宅に停電時自動着床装置の設置を推進
日本エレベーター協会	○ 民間施設における閉じ込め防止対策の実施を誘導 ○ 都と連携した エレベーター閉じ込めの救出体制の構築 ○ 協会加盟各社による全国からの応援体制の構築
東京消防庁	○ エレベーター閉じ込め事故からの救出体制の構築

② 詳細な取組み内容

ア エレベーターの閉じ込め防止機能の向上

(ア) 区施設

【実施主体】区災対総務部、区災対都市整備部、区災対保健福祉部、区災対教育部、区災対地域本部

○ 区は、施設の状況を把握しながら、エレベーター閉じ込め防止対策を講じる。

〔エレベーター閉じ込め防止装置〕

装置名	機能
リスタート運転機能	地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全を確認しエレベーターを再作動させることにより、閉じ込めを防止する機能
停電時自動着床装置	停電時に、バッテリー電源によりエレベーターを自動的に最寄階まで低速運転で着床させた後ドアを開き、閉じ込めを防止する装置
P波感知型地震時管制運転装置	主要動（S波）が到達する前に、初期微動（P波）を感知することにより、安全にエレベーターを最寄り階に着床させ、ドアを開放する装置

(イ) 民間施設

- 医療機関は、災害時に医療活動を迅速に行えるよう、その施設のエレベーターの閉じ込め防止対策を講じる必要がある。

イ 救出・早期復旧

(ア) 「1ビル1台」ルールの徹底

【実施主体】区災対総務部、区災対都市整備部、区災対保健福祉部、区災対教育部、区災対地域本部

- 区は、エレベーターの閉じ込めが生じた時に、エレベーター保守管理会社への連絡を迅速に行えるよう連絡体制を整える。

また、区は「1ビル1台」ルールの普及啓発に協力する。

〔「1ビル1台」ルール〕

運転再開用の保守要員の数が限られているため、1ビルにつき1台のエレベーターの復旧を終えたら、次のビルの復旧に移り、できるだけ多くのビルの早期機能回復を図るという原則。

都は、一般社団法人日本エレベーター協会などと協力して、エレベーター保守管理会社に対して「1ビル1台」ルールの徹底を要請するとともに、広く都民・事業者等に普及啓発するとしている。

「東京都地域防災計画」令和元年7月 東京都防災会議

(イ) 自動診断仮復旧システムの採用

【実施主体】エレベーター会社

- エレベーター会社では、地震で停止したエレベーターについて、保守要員による点検をしなくても、仮復旧できる自動診断仮復旧システムの開発を行っている。

(ウ) 復旧体制の充実

【実施主体】日本エレベーター協会加盟各社

- 日本エレベーター協会加盟各社は、全国的な応援体制の構築を支援するとともに、迅速な復旧に向けて、体制の強化を図る。

(3) 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止

① 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○ 家具類転倒・落下・移動防止対策を推進 ○ 住民の安全確保を図るため支援制度を設けるなど、家具類転倒・落下・移動防止器具の取付け事業を推進
東京消防庁・消防署	○ 家具類の転倒・落下・移動防止対策に係る普及啓発用資料の作成及び普及啓発イベント、講習会の実施等による普及・啓発 ○ 関係機関、関係団体等と連携した家具類の転倒・落下・移動防止対策の周知

機関名	対策内容
都各局	○ 都保有施設におけるオフィス家具類転倒・落下・移動防止対策の推進 ○ 関係機関等への家具類転倒・落下・移動防止対策の協力要請 ○ 都民・事業者に対する転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発
都都市整備局	○ 建築物の天井等の落下防止対策を推進 ○ 屋外広告物に対する規制

② 詳細な取組み内容

ア 物品等の転倒・落下・移動防止

【実施主体】区災対総務部、区災対都市整備部、区災対保健福祉部、区災対教育部、区災対地域本部、東京消防庁・消防署

- 多数の人間の集まる公共施設では、強化ガラスへの改修、飛散防止フィルムの貼付、設備機器、物品等の転倒・落下・移動防止、蛍光管の散乱防止等の安全対策を講じる。

(ア) 保育園・児童館の安全整備

保育園の遊戯室、保育室や児童館の窓ガラスを強化ガラス製にし、あわせて設備機器、物品等の転倒・落下・移動防止及び落下後散乱しない飛散防止幕蛍光灯等の取付けを行い、安全の確保に努める。

(イ) 高齢者・障害者施設の安全整備

区立高齢者・障害者施設において、什器類の転倒・落下・移動防止や飛散防止フィルムによる窓ガラスの飛散防止措置を講じ、施設内の安全を確保に努める。

(ウ) 大規模空間の天井等非構造部材の安全対策

体育館等は、災害時の避難所としての役割を担うため、天井や設備機器等の非構造部材の耐震性を調査し、安全対策を講ずる。

イ ビル落下物の安全化

【実施主体】区災対総務部、区災対都市整備部、区災対保健福祉部、区災対教育部、区災対地域本部

- ビル落下物（窓ガラス、屋外広告物等）について、建築基準法や屋外広告物条例の規定を活用して、改修を指導し、住民及び通行人の安全を確保する。

【実施主体】都都市整備局

- 都都市整備局は、地震の際、看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことがないように、東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号）に基づき、表示者等に対し、区市町と連携して、屋外広告物の許可申請時に指導を行うとともに、設置後の維持管理の指導を行う。
- 一定規模以上の屋外広告物については、屋外広告物管理者を設置する。

ウ 家具類の転倒・落下・移動の防止

【実施主体】区災対都市整備部

- 区民・事業者に対する転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発を行う。
- 区立施設の家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進を図る。
- 家具類の転倒・落下・移動防止対策の重要性に関する普及啓発を行うとともに、高齢者や障害者のいる世帯等を対象に、家具転倒・落下・移動防止器具取付支援を行い、家具転倒・落下・移動防止の推進を図る。

【実施主体】東京消防庁・消防署

- 家具類の転倒・落下・移動防止 [普及用リーフレットの作成・配布](#)、[家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック](#)を[活用](#)し、区民や事業所に対する防災指導を[実施](#)する。
- 防災週間等のイベントや防災訓練時の普及・啓発及び家具類の転倒・落下・移動防止器具の取付講習を実施する。
- 関係機関、関係団体等と連携した周知する。
- 映像、[インターネット広告](#)など多様な手法を活用し、家具類の転倒・落下・移動防止に向けた普及啓発を実施する。

【実施主体】区、都

- 区及び都は、保有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施状況調査を行い、結果を公表するなど、防止対策を推進する。

エ 美術品等の転倒・落下・移動防止

【実施主体】区災対区民支援部、区災対教育部

- 区は、美術館・博物館等における収蔵品及び展示品等の転倒・落下・移動を防止するため、収蔵棚や展示ケース、固定具等の耐震化・免震化など、より安全な保管・展示方法への改善を図る。

(4) 文化財施設の安全対策

① 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対教育部	○ 定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練等の防災訓練を実施 ○ 消防用設備及び防災設備等の点検・整備 ○ 文化財防災点検表を作成
東京消防庁・消防署		
所有者 管理者		

② 詳細な取組み内容

【実施主体】区災対教育部、[東京消防庁・消防署](#)

法令に基づく立入検査を実施するとともに、毎年1月26日を「文化財防火デー」とし

て関係機関と常に密接な関係を図り、学校教育・生涯学習を通じて文化財防火運動を推進し、文化財に対する認識を高揚させる。

また、文化財施設の所有者又は管理者に対して、以下の事項を指導する。

ア 文化財周辺の整備・点検

(ア) 文化財の定期的な見回り・点検

(イ) 文化財周辺環境の整理・整頓

イ 防災体制の整備

(ア) 防災計画の作成

(イ) 巡視規則や要領の作成等

ウ 防災知識の啓発

(ア) 国、都等が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加

(イ) ポスターの掲示、防災訓練への参加の呼びかけ

エ 防災訓練の実施

オ 防災設備の整備と点検

外観点検、機能点検、総合点検、代替措置の整備

カ 緊急時の体制整備

消防機関への円滑な通報体制の確立、隣者の応援体制の確立、文化財防災点検表による定期的な自主点検の実施

*文化財の現況〔資料編資料第●・P●●〕

(5) 社会公共施設等の応急危険度判定実施体制の整備

① 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対都市整備部	○ 区立の公共建築物が被災した場合に備え、応急危険度判定の実施体制を整備
社会公共施設の管理者		○ 所管する社会公共施設が被災した場合に備え、必要に応じて応急危険度判定の実施方法を確保
都各局		○ 都立の公共建築物が被災した場合に備え、応急危険度判定の実施体制を整備 ○ 公共建築物等応急危険度判定部会に関する要綱の整備 ○ 都各局が実施する応急危険度判定を支援する体制を整備 ○ 応急危険度判定の講習等を実施 ○ 都立学校における安全確保のための体制整備と区市町村との協力体制の調整

② 詳細な取組み内容

ア 判定対象施設

区の公共建築物、民間が整備する医療機関、学校、老人ホーム等の建築物のうち、社会公共施設等（※）を対象とする。

※ 社会公共施設等とは、区立施設、区立以外の公立施設及び民間施設のうち、警視庁・警察署、東京消防庁・消防署、区本部が設置される庁舎の他、避難所に指定さ

れている学校施設等、福祉避難所に指定されている社会福祉施設等、災害拠点病院等に指定されている医療機関等、防災上特に重要な建築物及び応急仮設住宅となる公的住宅等を総称している。

イ 判定実施体制の整備

【実施主体】区災対都市整備部

区災対都市整備部は、所管する区立施設のうち、社会公共施設等について、迅速な判定が実施できるよう、判定対象施設リストを作成し、判定技術者の配置に努めるとともに、計画的に応急危険度判定に必要な資器材を配備する。また、所管する区立施設について応急危険度判定の実施体制を整備する。

(6) ブロック塀等の倒壊防止

① 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対都市整備部	○ ブロック塀等の適切な管理への啓発・支援
	災対土木部	○ ブロック塀等の安全化（生垣等による緑化）
都都市整備局		○ ブロック塀等の安全化

② 詳細な取り組み内容

【実施主体】区災対都市整備部

- 安全性が確認出来ないブロック塀、大谷石塀、万年塀等については、災害時に倒壊し、通行人等へ危害を及ぼすおそれがある。また、避難、消防及び救援活動の阻害要因となるなど、様々な被害をもたらす。
- 所有者自らが危険性を認識し安全対策に取り組めるよう、「塀の点検のチェックポイント(国土交通省住宅局)」等について、配布や区のホームページへの掲載により、安全点検実施方法を周知する等、塀の適切な設置及び管理を啓発する。
- ブロック塀等の撤去工事助成及び生垣緑化助成等の支援制度を活用し、危険なブロック塀等の撤去と生垣等による緑化を促進する。

【実施主体】都都市整備局

- 都都市整備局は区市町村と連携し、建築物防災週間や建築確認時等の機会を捉えて、ブロック塀の倒壊による危険性や対策の必要性について啓発し、改善指導を行う。
- [令和2年3月に一部改定した東京都耐震改修促進計画において、特定緊急輸送道路に接する建物に附属する組積造の塀のうち、一定規模以上の塀に耐震診断を義務付けており、令和7年度末までに耐震性が不十分な塀をおおむね解消することを目指し取組を進める。](#)
- 都都市整備局は、自己点検のチェックポイントや、区市町村における助成制度及び相談窓口の一覧などを耐震ポータルサイトに掲載し、広く情報発信することで、所有者による安全対策の取組みを支援する。

- 都都市整備局は、民間のブロック塀等の撤去や新設等を行う者に対し補助金を交付する区市町村に対して支援し、ブロック塀等の安全対策の促進を図る。
- 都教育庁は、公立小中学校等のブロック塀等の安全対策を行う区市町村を支援し、震災時における児童生徒等の安全確保を図る。
- 都各局は通学路を含む不特定多数が通行する道路等に面する塀等について、第一優先順位で撤去等の安全対策を行う。

3 液状化、長周期地震動への対策の強化

(1) 液状化対策の強化

① 対策内容と役割分担

液状化被害の発生危険性のある箇所について、インフラ施設等の液状化対策、区民への情報提供など、適切な対策を講じていく。

機関名		対策内容
区	◎災対都市整備部	○ 液状化のおそれのある地域において、建築物の設計者等に対して的確な対策を講じるよう促す。
指定確認検査機関		
都各局		○ 公共建築物に対する液状化対策 ○ 「東京の液状化予測図」を情報提供 ○ 「液状化による建物被害に備えるための手引」の改定 ○ 既存の地盤調査データ、対策工法などの情報提供
都水道局		○ 都の被害想定で震災時の断水率が <u>高い</u> と想定される地域について、優先的に管路の耐震 <u>継手</u> 化を実施
都下水道局		○ <u>液状化の危険性が高い地域において</u> 、マンホールの浮上抑制対策を実施

② 詳細な取組み内容

ア 液状化のおそれのある地域における建築物等の安全確保

【実施主体】区災対都市整備部、指定確認検査機関

指定確認検査機関は、木造住宅などの建築物について、液状化のおそれがある地域において、建築確認審査などの機会を捉え、建築物の設計者などに対して、的確な対策を講じるよう促していく。

(2) 長周期地震動対策の強化

① 対策内容と役割分担

高層建築物等における長周期地震動対策を推進するとともに、危険物等施設における被害の防止や室内の安全確保を図る。

機関名	対策内容
東京消防庁・消防署	○ 屋外タンク貯蔵所の浮き屋根等の適正な維持・管理を指導 ○ 長周期地震動の危険性や、家具の転倒・落下・移動防止措置等の重要性を広く都民や事業者へ周知
都総務局	○ 長周期による危険物対策についての九都県市連携 ○ 長周期地震動の危険性や、家具の転倒・落下・移動防止措置等の重要性を広く都民や事業者へ周知

機関名	対策内容
都都市整備局	○ 高層建築物について、建築主及び建築士などの団体等に対して、補強方法の事例、家具転倒防止対策等の情報提供
東京管区気象台	○ 長周期地震動情報に関する情報を活用するための普及・啓発活動の推進

4 出火、延焼等の防止

(1) 消防水利の整備、防火安全対策

① 対策内容と役割分担

地震による火災や延焼等の防止を図るため、消防水利の整備や建築物等の防火安全対策を推進する。

機関名	対策内容
区 ◎災対地域本部	○ 初期消火体制の強化 ○ 消防水利の整備
東京消防庁・消防署	○ 消防水利の整備 ○ 消防活動路の確保 ○ 消火活動が困難な地域への対策 ○ 火気使用設備・器具の安全化 ○ 電気設備等の安全化 ○ その他出火防止のための査察・指導
都各局	○ 消防水利の整備 ○ 消防活動路の確保

② 詳細な取組み内容

ア 出火等の防止

【実施主体】東京消防庁・消防署

- 火気設備・器具の安全化について、火災予防条例に基づき、石油燃料機器類への耐震安全装置の設置の徹底、火器設備・器具周囲の保有距離の離隔及び固定等、各種の安全対策を推進する。
- 電気設備等の耐震化を指導するとともに、電気火災の防止に向けた普及啓発を推進し、出火防止等の安全対策の強化を図る。
- 地下街、飲食店、百貨店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場、作業場等に対して、火気設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下・移動防止措置、災害時における従業員の対応要領等について、立入検査等において指導する。
- 各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては、計画の作成を指導する。
- 発災直後の出火以外にも、地震発生から数日後の復電による通電火災等が発生する可能性があることに留意し、区民等への指導を行っていく。

イ 初期消火体制の強化

【実施主体】区災対地域本部

【街路消火器の設置】

震災時に区内各地で予想される同時多発火災に対し、近隣住民が協力しあい、初期消火活動を行えるよう、街路消火器を設置している。常に使用可能な状態にしておくために、薬剤の詰替、器具の補修、不良箇所の発見、簡易な補修、清掃等にあたる。また、災害時にすぐ使用できるよう使用方法、設置場所のPR等に努める。

＊世田谷区街路消火器設置要綱〔資料編資料第●・P●●〕

＊街路消火器の設置現況〔資料編資料第●・P●●〕

【実施主体】区災対統括部、区災対地域本部、東京消防庁・消防署

【家庭への消火器等の普及】

家庭内で用意すべき消火器具については、各個人がこれを備えるよう啓発及び支援を行う。

＊世田谷区消火器薬剤補充等に係る助成に関する要綱〔資料編資料第●・P●●〕

【実施主体】東京消防庁・消防署

消防用設備等が地震時にも機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火できるよう、都民及び事業者等に耐震措置を指導する。各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及・維持管理の推進を図る。

【消防用設備等の適正化】

（ア）計画目標

消防用設備等が、地震時にもその機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火できるよう耐震措置の指導を促進する。

（イ）事業計画

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等の貯水槽、加圧送水装置、非常電源配管等が地震時にも機能するよう指導を強化する。

ウ 火災の拡大防止

- 消防水利の整備について、次の項目を推進する。

所管	内容
区	○ 防火水槽 - A 区の新設及び既施設に設置する。 - B 「世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例」により設置を求める。 - C 区民の土地を借地し、区が設置する。
東京消防庁・消防署	○ 耐震性を有する防火水槽や巨大水利としての深井戸を整備する。 ○ 都、区及び関係機関と連携して、河川等あらゆる水源の有効活用を図る。 ○ 木造住宅密集地域等の道路狭あい地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設について、都、区及び水道局と連携して、自主防災組織等が初期消火に使用する水源として活用する。 ○ 防火水槽の鉄蓋を軽可搬ポンプの吸管が容易に投入できるよう改良し、自主防災組織等が利用しやすい防火水槽を整備する。 ○ 経年防火水槽を再生し、震災時の消防水利を確保する。 ○ 特別区においては、消防水利が不足する地域に対し、耐震性を有する防火水槽や深井戸等の整備を推進するとともに、都や区と連携した水利整備の推進に努める。 ○ 民間の建設工事に併せて消防水利を設置した場合に、一定の条件の下に補助金を交付することにより、消防水利の整備推進を図る。 ○ 区が公共施設及び特殊建築物を整備するときには、東京都震災対策条例第27条に基づき、防火水槽等の整備に努める。また民間の開発事業等に際しては、都市計画法の開発行為に伴う協議に基づき防火水槽等の確保に努める。 ○ 所有地等の売却に際し、既存の防火水槽等の存置や代替え水利の確保を図る。

【実施主体】区

【消火用スタンドパイプの普及】

災害発生時の初期消火活動の円滑な実施を図るため、区立施設等に配備するとともに、各町会・自治会等に対しスタンドパイプの普及に努める。

* 応急給水資器材配置場所一覧〔資料編資料第●・P●●〕

【防火水槽の設置推進】

火災発生時の被害を最小限度に抑えるため、防火水槽の設置を東京消防庁・消防署で進めているが、区としても、区立施設の建設時や「世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例」に基づき、マンション等の建設時に面積に応じ、40 m³、60 m³、100 m³の防火水槽の設置を求めている。

【実施主体】東京消防庁・消防署

【火災の拡大防止】

現状の都市構造においては、区民及び事業所等の協力によって、出火防止及び初期消火の徹底を図っても、なお相当数延焼火災の発生が予想されることから、特に、地域総合防災体制の確立、消防力整備・増強、消防水利の整備、消防活動路等の確保、消防団の強化等を推進する。

【消防活動体制の整備強化】

区内における常備消防力は、3消防署、10消防出張所に、消防職員 747 名を擁し、ポンプ車・化学車・はしご車・救助車及び消防活動二輪車等 77 台を配備して災害に備えている。（令和6年7月1日現在）

消防機関は、平時の消防力を地震時においても最大限に活用するため、地震被害の態様に即した各種の震災消防計画を策定し、有事即応体制の確立を図っている。また、地震等により多発する救助活動や消火活動に迅速に対応するため、特別救助隊が配置されていない消防署についても、救助資器材を配置している。

*消防車両等の内訳〔資料編資料第●・P●●〕

【装備資器材の整備】

常備消防力を最大限に活用するため、震災の態様に応じた資器材を整備するとともに、防災区民組織、地域住民等も消防隊員用救助資器材を使用できるよう計画を図る。

【消防水利の整備】

震災時の同時多発火災に対処するため、消防水利が不足する地域に対し、耐震性を有する防火水槽や深井戸等の設置や民間建物の基礎部分を利用した地中ばり水槽の設置促進に努めている。

また、関係公共機関等が行う集合住宅の建設や民間の開発行為、市街地再開発事業等に際して、防火水槽等を確保するよう働きかけるとともに、都市づくりと一体となった消防水利を確保するため、河川改修等に対する消防水利機能の確保や雨水貯留施設、親水公園など他の用途の水源を消防水利に活用する。

さらに、巨大水利の開発・確保など多角的な方策による消防水利の整備促進に努める。

*消防水利〔資料編資料第●・P●●〕

【消防活動路等の確保】

震災時においては、建物、電柱等の倒壊により消防車両等が通行不能になることが予想される。

このため、次の対策を推進し、消防活動路の確保を図る。

- (ア) 民間からの特殊車両の借り上げ確保
- (イ) 消防活動に必要な幹線的道路の拡幅、U字溝等の暗きょ化、コーナー部分の隅きり整備などの関係機関との検討
- (ウ) 震災消防活動が効果的に行えるよう道路啓開や交通規制等についての警視庁・警察署との連携

【消防活動が困難な地域への対策】

震災時には、道路の狭あいに加え、木造住宅の密集等により消防活動が著しく阻害される区域が発生することが予想される。

このため、道路の拡幅、消防水利の充実、消防隊用可搬ポンプ等の活用、消防団体制の充実等の施策を推進するとともに、消火活動の阻害要因の把握及び分析並びに延焼火災に関する調査研究結果を、防災都市づくり事業等に反映し、消防活動が困難な地域の解消に努める。

(2) 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化

① 対策内容と役割分担

ア 石油等危険物施設の安全化

機関名	対策内容
東京消防庁・消防署等	☐ 事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導 ☐ 石油等危険物施設の安全化

イ 液化石油ガス消費施設の安全化

機関名	対策内容
都環境局	☐ 液化石油ガス消費施設の安全化

ウ 高圧ガス取扱施設の安全化

機関名	対策内容
都環境局	☐ 高圧ガス取扱施設の安全確保

エ 毒物・劇物取扱施設の安全化

機関名	対策内容
事業者	☐ 事業者は、漏洩（えい）を防止するための体制をあらかじめ整備
都保健医療局 区災対医療衛生部	☐ 毒物・劇物取扱施設立入検査、講習会、保守点検、事故発生時の対応、措置、防災訓練の実施、危害防止規定等作成等の指導
都教育庁 区災対教育部	☐ 公立学校における毒物・劇物災害を防止
都生活文化スポーツ局	☐ 私立学校における毒物・劇物災害を防止

オ 化学物質関連施設の安全化

機関名	対策内容
東京消防庁・消防署	☐ 事業所防災計画の作成指導
都環境局	☐ 化学物質取扱施設の安全性向上 ☐ PCB 保管事業者の明確化

カ 放射線等使用施設の安全化

機関名	対策内容
東京消防庁・消防署	○ 事業所防災計画の作成指導
都保健医療局	○ RI 管理測定班を編成し、地域住民の不安除去に努める。
都総務局 都保健医療局 都産業労働局	○ 監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議 ○ 関係各局がそれぞれの RI 対策を推進

キ 石綿含有建築物等からの石綿飛散防止体制の構築

機関名	対策内容
都環境局	○ 都民、作業員、ボランティア等への広報 ○ 協定締結団体等との体制の構築

② 詳細な取組み内容

石油等の危険物及び毒劇物等の有毒物は、震災時の漏えい及びその結果生じる人体被害や、出火、延焼拡大等の危険要因を持っている。

危険物施設、有毒物及び危険物輸送車両の安全性が、関係法令に適合するよう指導する。

ア 石油等危険物施設等の安全化

【実施主体】東京消防庁・消防署

危険物関係の施設は、地震・火災時に生命、身体や財産の被害をおよぼすおそれが多分にあるので、これらの施設の耐震化、適切な貯蔵取扱い、事業所防災計画の作成等を指導するとともに、立入検査の実施、施設従事者に対する危険物の取扱指導及び訓練等の実施により、災害の予防を図る。

イ 化学物質関連施設の安全化

【実施主体】東京消防庁・消防署、都各局

化学薬品を取扱う学校、病院、研究所等の立入検査を定期的の実施し、保管の適正化指導等により安全対策を推進する。

主な指導事項	(ア) 化学薬品容器の転倒・落下・移動防止措置 (イ) 化学薬品収納棚の転倒・落下・移動防止措置 (ウ) 混合混触発火性物品の近接貯蔵防止措置 (エ) 化学薬品等収納場所の整理整頓 (オ) 初期消火資器材の整備

ウ 放射線等使用施設の安全化

放射線等使用施設については、国（原子力規制委員会）が、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、RI（ラジオ・アイソトープ）の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するとともに、立入検査の実施による安全確保の強化、平常時はもとより震災時においても監視体制がとれるよう各種の安全予防対策を講じる。

【実施主体】東京消防庁・消防署

放射線等使用施設を有する事業所の震災時安全確保のため、「東京都震災対策条例」に基づく事業所防災計画の作成状況を確認するとともに、未作成の場合は作成を指導する。

エ 石綿含有建築物等からの石綿飛散防止体制の構築

【実施主体】都環境局

- 災害時における石綿飛散防止対策に関する情報を得られるよう、住民等へ周知する。更に、災害時に都民、作業員、ボランティア等へ配布する周知用チラシを準備する。
- 都環境局、協定締結団体及び区市は協力して、年1回災害訓練を実施する。

(3) 危険物等の輸送の安全化

① 対策内容と役割分担

関係官庁による危険物積載車両の路上取締りを毎年定期的実施するとともに、常置場所においても立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を図る。また、輸送車両の事故を想定した訓練を実施し保安意識の高揚に努める。

機関名	対策内容
都保健医療局	○ 法令基準に適合するよう指導取締りの実施 ○ 関係機関との連絡通報体制の確立
東京消防庁・消防署	○ タンクローリー等による危険物輸送の指導、安全対策の実施 ○ イエローカードの車両積載の確認及び活用推進
警視庁・警察署	○ 危険物等運搬車両の通行路線の検討 ○ 危険物等運搬車両の路上点検、指導取締りの推進 ○ 関係機関等の連絡通報体制の確立
都環境局	○ 高圧ガスに関する保安講習会等による事故防止対策の普及啓発 ○ 高圧ガス及び液化石油ガス移動車両の路上点検の実施 ○ 高圧ガス移動車両の事故を想定した訓練の実施
JR 貨物	○ 鉄道タンク車の検査体制強化及び私有タンク車の安全性に関する指導の実施 ○ 火薬類等の危険品輸送時の災害防止 ○ 部外関係機関等における緊急時の協力・応急処理体制の確立 ○ 社員に対する事故時の処理方法等の教育指導、訓練実施

第2 応急対策

1 消火・救助・救急活動

災害発生後は、迅速・的確な消火活動を実施するとともに、被災者の救助・救急活動を実施する。

（第2部第2章（区民と地域の防災力向上）第3節「第2 応急対策」参照）

（第2部第5章（応急対応力、広域連携体制の強化）第3節「第2 応急対策」参照）

2 河川施設等の応急対策による二次災害防止

（1）河川施設等の応急対策

堤防といった公共土木施設が地震等により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒、防御する。被害を受けたときは、速やかに応急対策を行い、二次災害を防止する。

3 社会公共施設等の応急対策

（1）社会公共施設等の応急対策

① 対策内容と役割分担

ア 社会公共施設等の応急危険度判定

地震が発生したとき、応急対策上重要な役割を果たす社会公共施設等について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

機関名		対策内容
社会公共施設の管理者		○ 所管する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施 ○ 判定が困難な場合、区に判定実施の支援要請
区	◎災対都市整備部	○ 公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施
都各局		○ 都立公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施 ○ 応急危険度判定技術者が不足する場合、他団体（他行政庁、民間団体）への協力要請 ○ 社会公共施設の管理者から判定実施の支援要請があった場合、公共建築物に準じて、社会公共施設の判定を実施

イ 社会公共施設等の応急対策

機関名	対策内容
各施設管理者	○ 状況に応じて必要な措置をとる。

②詳細な取組み内容

ア 社会公共施設等の応急危険度判定

(ア) 区立の公共建築物が被災した場合

【実施主体】区災対都市整備部

- 区は、その所管する公共建築物が被災した場合、施設管理者より被害状況の報告を受け、必要に応じて応急危険度判定を実施する。
- その判定が困難な場合、区本部に判定実施の支援を要請する。

(第2部第12章第3節第2「1 被災住宅の応急危険度判定」参照)

(イ) その他の社会公共施設が被災した場合

【実施主体】管理者

- 社会公共施設の管理者は、その所管する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施し、区施設管理所管へその報告をする。
- 社会公共施設の管理者は、その所管する社会公共施設の判定が困難な場合、区又は都に判定実施の支援を要請する。

【実施主体】区災対都市整備部

- 区本部は公共建築物に準じて、社会公共施設の判定を実施する。

イ 社会公共施設等の応急対策

(ア) 各医療機関

- 事業継続計画（BCP）等あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
- 通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとるなど万全を期する。

(イ) 社会福祉施設等

- 社会福祉施設等の責任者は被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。
- 業務継続計画（BCP）等あらかじめ策定した計画に基づき、利用者の安否確認や安全確保、サービスの継続を行う。
- 社会福祉施設等において、施設独自での復旧が困難である場合は、災対保健福祉部等の関係機関に連絡し、援助を要請する。
- 震災の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

(ウ) 学校施設

- 学校長は、児童・生徒等の安全確保を図るため、避難計画を作成し、この計画に基づいて行動する。
- 自衛防災組織を編成し、役割分担に基づき行動する。
- 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講じる。
- 学校施設が、避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとと

もに、余震や火災予防についても十分な措置をとる。

- 学校施設の応急修理を迅速に実施する。

(工) 文化財施設

- 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに東京消防庁・消防署等の関係機関に通報するとともに被害の拡大防止に努め、被災状況を速やかに調査し、区指定の文化財は区災対教育部が、都教育委員会を経由して、その結果を文化庁長官に報告する。
- 関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

(オ) 区立文化施設・社会教育施設

- 区立文化施設・社会教育施設の管理者は、施設の利用者等が不特定多数であることから、利用者等の避難誘導に当たっては、あらかじめ定められた避難場所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。
- 災害状況に即した対応ができるよう区災対区民支援部及び区災対教育部は、関係機関との緊急連絡体制を確立する。

(カ) 応急仮設住宅となりうる公的住宅等

- 各住宅の管理者は、発災後速やかに被害の概況を調査し、必要に応じて応急措置を講じる。

(2) 土砂災害に関する応急対策

① 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○ 発生状況等を情報収集し都建設局に報告、応急措置の実施、避難対策の実施
都建設局	○ 急傾斜地崩壊防止施設における、応急措置及び応急復旧対策の実施
都環境局	○ <u>保全地域の急傾斜地崩壊防止施設における、応急措置及び応急復旧対策の実施</u>

② 業務手順

【実施主体】区

- 土砂災害の発生状況等の情報収集を行い、都建設局に報告する。
- 土砂災害の危険性が高い箇所について、関係機関や区民に周知を図り、応急対策を行うとともに、災害のおそれがある場合は避難対策を実施する。
- 気象庁により土砂災害警戒情報（[避難指示](#)発令段階）が発令された場合は、交通管理者である警察と連携し、土砂災害特別警戒区域内の、区で管理する道路等について通行規制を行う。

【実施主体】都建設局（第二建設事務所）

- 土砂災害による急迫した危険が認められる場合は、区市町村が適切に[避難指示](#)等の判断が行えるよう、情報を提供する。

【実施主体】都環境局

- 保全地域（都有地）の急傾斜地崩壊防止施設（法面保護工、落石防護柵等）の被害状況を把握し、施設の応急対策を実施し復旧に努める。

4 危険物等の応急措置による危険防止

（１）危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置

① 対策内容と役割分担

ア 石油等危険物施設の応急措置

機関名	対策内容
区	○ 必要に応じ、区民に対する <u>避難の指示</u> 等の措置を実施
東京消防庁・消防署等	○ 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、当該危険物施設の実態に応じた措置を講じるよう指導 ○ 必要に応じて、応急措置命令等を実施
事業者等	○ 危険が想定される場合等は、関係機関への通報等、応急措置

イ 液化石油ガス消費施設の応急措置

機関名	対策内容
区	○ 必要に応じ、区民に対する <u>避難の指示</u> 等の措置を実施
事業者等	○ 危険が想定される場合等は、関係機関への通報等、応急措置
都環境局	○ 販売事業者等に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示 ○ 被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告 ○ 被害拡大のおそれがある場合は、防災事業所に緊急出動要請 ○ 安全維持等のため必要な場合は、販売事業者等に緊急措置を講じるよう指示

ウ 高圧ガス取扱施設の応急措置

機関名	対策内容
区	○ 必要に応じ、区民に対する <u>避難の指示</u> 等の措置を実施 ○ <u>避難指示等</u> の発令、避難誘導、避難所開設、避難住民保護、情報提供、関係機関との連携
東京消防庁・消防署	○ 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報 ○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合 <u>における災害対策基本法第50条に掲げる避難指示等及びその後の</u> 区市町村への通報 ○ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 ○ 災害応急対策の実施
警視庁・警察署	○ ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関との連絡通報 ○ 区市町村長からの要求等により、避難を指示 ○ 避難区域内への車両の交通規制 ○ 避難路の確保及び避難誘導
事業者等	○ 危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

機関名	対策内容
都環境局	○ 事業者に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示 ○ 被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告 ○ 被害拡大のおそれがある場合は、防災事業所に緊急出動要請 ○ 安全維持等のため必要な場合は、事業者に緊急措置を命令
防災事業所	○ 出動要請を受けて応援出動
都総務局	○ 都県市境付近での漏えい事故の際、関係機関への連絡通報

エ 毒物・劇物取扱施設の応急措置

機関名	対策内容
区	○ 避難指示等の発令、避難誘導、避難所開設、避難住民保護、情報収集及び提供を関係機関と連携して行う
警視庁・警察署	○ 毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、関係機関との連絡通報、被害調査、被害拡大防止、警戒区域設定、救出救護活動、交通規制、避難誘導、被害拡大防止措置等 ○ 区市町村長からの要求等により、避難を指示 ○ 避難区域内への車両の交通規制 ○ 避難路の確保及び避難誘導
東京消防庁・消防署	○ 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報 ○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における災害対策基本法第50条に掲げる避難指示等及びその後の区市町村への通報 ○ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 ○ 災害応急対策は第2部第5章「応急対応力、広域連携体制の強化」により対処
都下水道局	○ 下水道への流入事故の際は、排出防止の応急措置を指導 ○ 災害情報の収集、伝達
事業者等	○ 危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置
都保健医療局 区災対医療衛生部	○ 毒物・劇物取扱事業者に対して、応急措置を指示 ○ 毒物・劇物の飛散等に対し、除毒作業を事業者に指示 ○ 災害情報の収集、伝達
都教育庁 区災対教育部	○ あらかじめ計画した発災時の対策に基づく行動を指導

オ 化学物質関連施設の応急措置

機関名	対策内容
区	○ 必要に応じ、事業者に応急措置を指示
事業者等	○ 危険が想定される場合等は、区等関係機関に連絡、応急措置を実施
都環境局	○ 化学物質対策 区市町村と連絡調整、必要に応じて関係機関に情報提供 ○ PCB対策 区市町村との連絡調整により、PCB保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省環境再生・資源循環局へ報告

カ 放射線等使用施設の応急措置

放射線同位元素使用者等は、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合においては、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和36年法律第167号）に基づいて定められた基準に従い、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告する。

原子力規制委員会は、必要があると認めるときは、放射性同位元素使用者等に対し、放射線障害を防止するために必要な措置を講じることを命ずることができる。

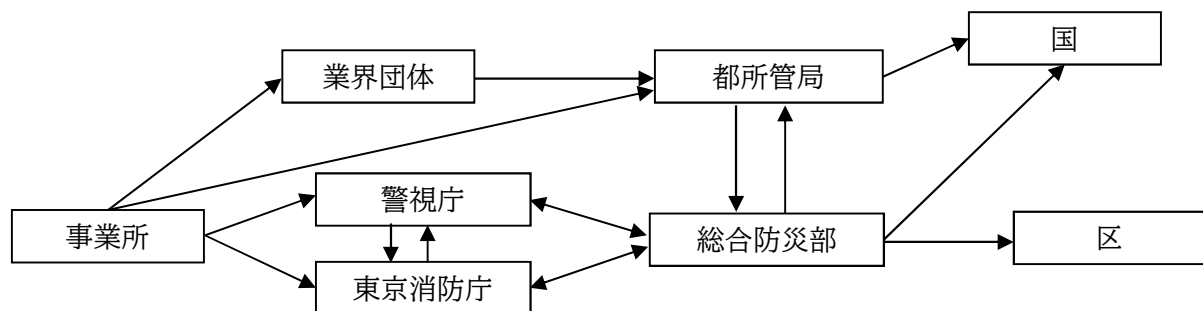
機関名	対策内容
区	○ 関係機関との連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する <u>避難の指示</u> 等の措置を実施
東京消防庁・消防署	○ 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請 ○ 事故の状況に応じ、必要な措置を実施
都保健医療局	○ RI 使用医療施設での被害が発生した場合、RI 管理測定班を編成し、必要な措置を実施

キ 石綿含有建築物等の応急措置

機関名	対策内容
区	○ <u>都の協定締結団体等と連携して、石綿飛散防止対策を実施</u> ○ <u>住民、作業員、ボランティア等への石綿ばく露防止の注意喚起</u> ○ <u>建築物等からの飛散・ばく露防止の応急措置の支援・実施</u>
建築物所有者等	○ <u>建築物等の倒壊・損壊に伴う飛散・ばく露防止の応急措置を実施</u>
都環境局	○ <u>都民、作業員、ボランティア等への石綿ばく露防止の注意喚起</u> ○ <u>協定締結団体等と連携して、石綿飛散防止対策を実施</u> ○ <u>建築物等からの飛散・ばく露防止の応急措置の支援</u>

② 業務手順及び詳細な取組み内容

〔一般的な事故報告等の流れ〕



ア 石油等危険物施設の応急措置

【実施主体】区

区は、事故時には必要に応じ次の措置を行う。

(ア) 住民に対する 避難の指示	(イ) 住民の避難誘導
(ウ) 避難所の開設	(エ) 避難住民の保護
(オ) 情報提供	(カ) 関係機関との連絡

【実施主体】東京消防庁・消防署等

関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより応急措置命令等を行う。

- 危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置
 - [混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破損等による流出、及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止と応急対策](#)
 - 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動
- ※ 災害応急対策は、第5章第3節第2「2 消火・救助・救急活動」により対処する。

【実施主体】事業者等

発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

イ 液化石油ガス消費施設の応急措置

【実施主体】区

区は、事故時には必要に応じ次の措置を行う。

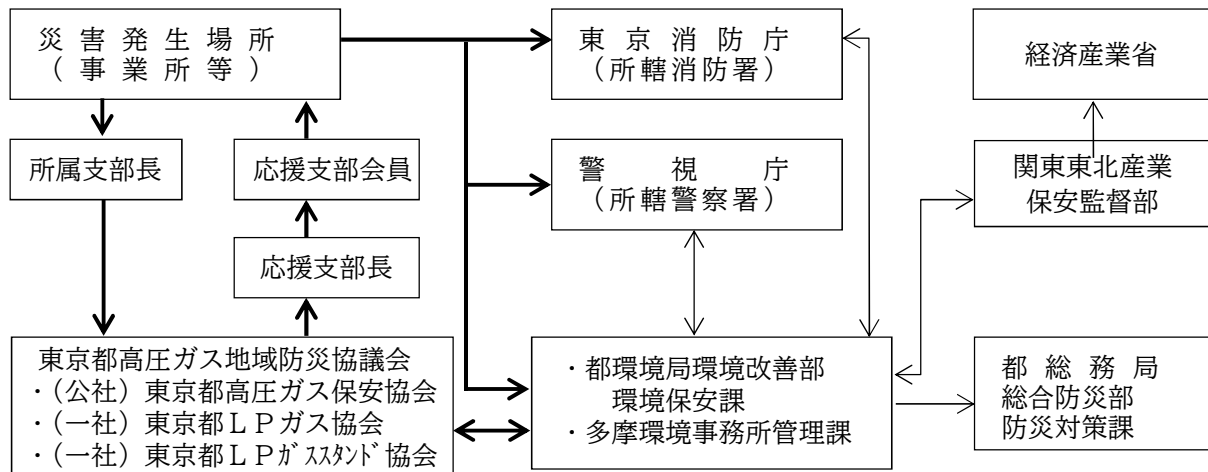
(ア) 住民に対する 避難の指示	(イ) 住民の避難誘導
(ウ) 避難所の開設	(エ) 避難住民の保護
(オ) 情報提供	(カ) 関係機関との連絡

【実施主体】事業者等

- 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

ウ 高圧ガス取扱施設の応急措置

〔高圧ガス震災時応援連絡体制〕



- 高圧ガス漏えい事故が発生し、災害が拡大するおそれがある場合には、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定している防災事業所が応援出動する。
- 防災事業所自体が地震の被害を受け出動できない場合は、被害を受けていない地域の協議会支部が、ガスの種類に応じ、支部単位で応援出動する態勢をとることとし、応援の要請を受けた支部長は、連絡網を通じて支部の会員をまとめ、応援出動する。
- 高圧ガス貯蔵施設が被害を受け塩素ガス等の有毒ガスが漏えいした場合、気体としての特性から、都県境を越えるなど広範囲に被害が拡大するおそれがある。このため、都は近接の他縣市との間に広域情報連絡体制を定めている。
- 関係機関は高圧ガス大規模漏えい等緊急の場合、所定の様式に基づき通報する。

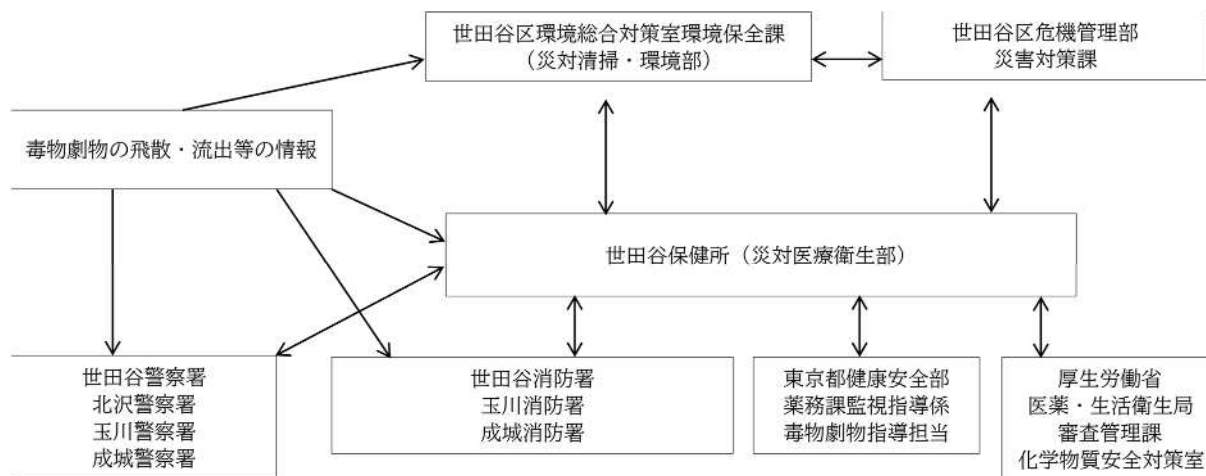
【実施主体】区

区は、事故時には必要に応じ次の措置を行う。

(ア) 住民に対する避難の指示	(イ) 住民の避難誘導
(ウ) 避難所の開設	(エ) 避難住民の保護
(オ) 情報提供	(カ) 関係機関との連絡

エ 毒物・劇物取扱施設の応急措置

(機関別対応措置)



【実施主体】区

区は、事故時には必要に応じ次の措置を行う。

(ア) 住民に対する 避難の指示	(イ) 住民の避難誘導
(ウ) 避難所の開設	(エ) 避難住民の保護
(オ) 情報提供	(カ) 関係機関との連絡

オ 放射線等使用施設の応急措置

【実施主体】区

区は、事故時には必要に応じ次の措置を行う。

(ア) 住民に対する 避難の指示	(イ) 住民の避難誘導
(ウ) 避難所の開設	(エ) 避難住民の保護
(オ) 情報提供	(カ) 関係機関との連絡

カ 石綿含有建築物等の応急措置

【実施主体】区

- [住民、作業員、ボランティア等に対し、石綿ばく露防止について注意喚起を行う。](#)
- [都の協定締結団体と連携して、倒壊建築物等の石綿露出状況調査及び環境モニタリングを実施する。](#)
- [建築物所有者等が実施する応急措置の支援を行い、必要に応じて応急措置を実施する。](#)

(2) 危険物輸送車両等の応急対策

① 対策内容と役割分担

ア 危険物輸送車両等の応急対策

機関名	対策内容
区	○ 必要に応じ、住民に対する <u>避難の指示</u> 等の措置を実施
警視庁・警察署	○ 事故の状況把握及び都民等に対する広報 ○ 施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示 ○ 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等の措置
東京消防庁・消防署	○ 関係機関と密接な情報連絡を行う。 ○ 災害応急対策は第2部第5章「応急対応力、広域連携体制の強化」により対処する。
事業者等	○ 危険が想定される場合等は、関係機関への通報等、応急措置
都環境局	○ 関係機関との密接な情報連携 ○ 必要な場合、一般高圧ガス等の移動制限又は一時禁止等の緊急措置を命令 ○ 災害拡大のおそれがある場合は、防災事業所に応援出動を要請
関東東北産業保安監督部	○ 都及び関係機関との密接な情報連絡 ○ 高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ、移動制限又は一時禁止等の緊急措置命令
関東運輸局	○ 危険物輸送の実態に応じた対策を推進
JR 貨物	○ 事故の拡大等防止のため、立入禁止等の措置 ○ 消防、警察等の関係機関への通報

イ 核燃料物質輸送車両等の応急対策

- 核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合のため、国の関係省庁からなる放射性物質安全輸送連絡会(昭和58年11月10日設置)において安全対策を講じる。

機関名	対策内容
区	○ 関係機関と連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する <u>避難の指示</u> 等の措置を実施
警視庁・警察署	○ 事故の状況把握及び都民等に対する広報 ○ 施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示 ○ 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置
東京消防庁・消防署	○ 事故の通報を受けた旨を都総務局に通報 ○ 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施
事業者等	○ 関係機関への通報等、応急の措置を実施 ○ 警察官等の到着後は、情報を提供し、指示に従い適切な措置を実施
関係省庁	○ 放射性物質輸送事故対策会議の開催 ○ 派遣係官及び専門家の対応
都総務局	○ 事故の通報を受け、直ちに関係機関に連絡 ○ 国への専門家の派遣要請や住民の避難等の措置

② 詳細な取組み内容

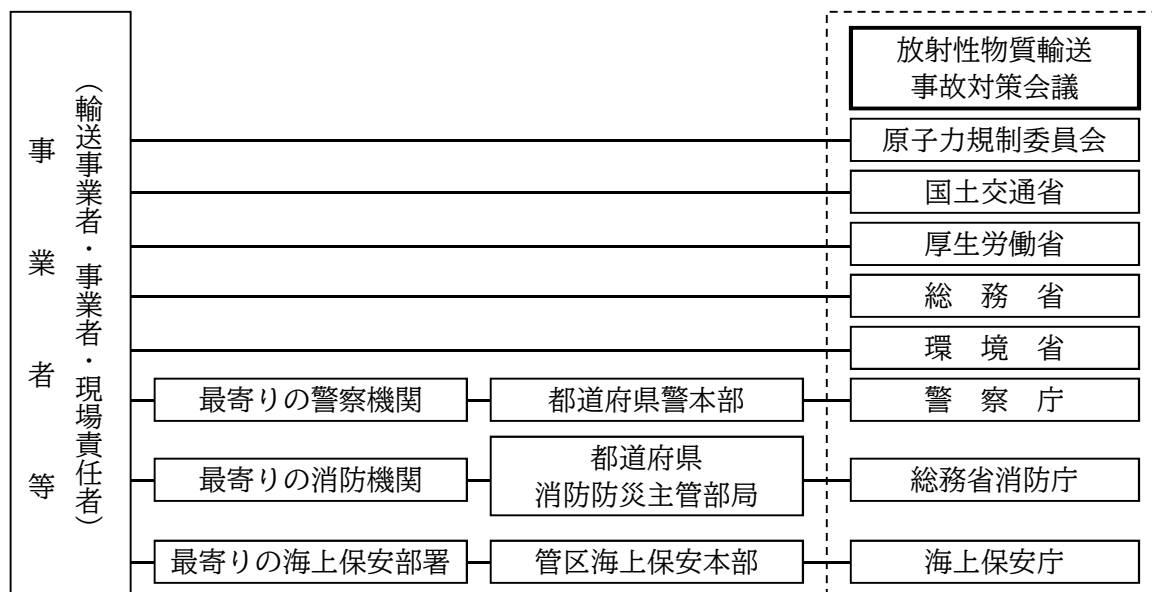
ア 危険物輸送車両の応急対策

【実施主体】区

区は、事故時には必要に応じ次の措置を行う。

(ア) 住民に対する 避難の指示	(イ) 住民の避難誘導
(ウ) 避難所の開設	(エ) 避難住民の保護
(オ) 情報提供	(カ) 関係機関との連絡

イ 核燃料物質輸送車両等の応急対策



【実施主体】区

区は、事故時には必要に応じ次の措置を行う。

(ア) 住民に対する 避難の指示	(イ) 住民の避難誘導
(ウ) 避難所の開設	(エ) 避難住民の保護
(オ) 情報提供	(カ) 関係機関との連絡

(3) 危険動物の逸走時対策

① 対策内容と役割分担

区民が飼養している特定動物等（特定動物及びその他人に危害を加えるおそれのある危険動物）の逸走の通報があった場合は、関係各局の協力の下、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。

機関名	対策内容
区	○ 事故時には必要に応じ、次の措置を実施 ・ 区民に対する避難の指示 ・ 区民の避難誘導 ・ 避難所の開設、避難住民の保護 ・ 情報提供、関係機関との連絡
警視庁・警察署	○ 情報の受理及び伝達並びに必要な措置（警察官職務執行法）
東京消防庁・消防署	○ 情報の受理及び伝達並びに被災者の救助及び搬送
都総務局	○ 情報収集並びに国及び他府県等との連絡調整等の運営管理
都保健医療局	○ 情報収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関連局（庁）との連絡調整
都産業労働局	○ 産業動物の飼い主に対する逸走した家畜の捕獲等を指導

第3 復旧対策

1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復

(1) 河川施設等の復旧

河川管理施設については、氾濫水による被害の拡大を防止するために、速やかに施設の復旧に努める。

(2) 社会公共施設等の復旧

① 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区各部 各施設管理者	施設の被害状況を調査し、復旧を実施

② 詳細な取組み内容

都は、被災施設の復旧に当たり、原状復旧を基本にしつつも、再度の災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うことが望ましい。

ア 学校施設

区立学校施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合に、区災対教育部は、学校長及び都教育委員会と協力し、応急教育計画等を作成する。児童・生徒の不安を解消するため、教育活動に中断がないように努める。

イ 文化財施設

被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、都教育委員会、区災対教育部及び文化財管理者等において修復等について協議を行う。

ウ 区立文化施設・社会教育施設

区災対区民支援部及び区災対教育部は、区立文化施設・社会教育施設について、災害後被害状況を調査し、被害状況によっては、施設ごとに再開等の計画を立てる。

当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し日常生活が平常に戻れば、復旧計画を立て、本格的な復旧を行う。

(3) 二次的な土砂災害防止対策

① 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
都、区	土砂災害防止対策の実施

② 詳細な取組み内容

都及び区は、地震による地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

第4章

安全な交通ネットワーク及び ライフライン等の確保

本章における対策の基本的考え方

○ 発災後の交通ネットワークとライフライン等の確保による都市機能の維持

道路、鉄道といった交通関連施設は、都市の活動を支える基盤として重要な役割を担っており、人命救助や消火活動、物資輸送等を円滑に行い、区民の生命を守るため、発災時においてもその機能を確保する必要がある。

また、発災後の区民の暮らしを支え、都市機能を維持するためには、上下水道をはじめとした各種ライフラインの機能を確保するとともに、こうした施設を機能させるためのエネルギー（電力・ガス等）の確保が不可欠である。

本章では、区民生活や都市機能を支える交通ネットワークやライフライン等の対策を示す。

第4章 安全な交通ネットワーク

第1節 現在の到達状況

- 首都圏三環状道路整備率82%（平成31年3月）
- 水道管路の耐震継手率44%（平成31年3月）、ダクタイル鋳鉄管への取替えをほぼ完了（平成22年3月）
- 下水道マンホールの浮上抑制対策について緊急輸送道路など約500kmの対策を完了（平成23年3月）し、更に、避難所などと緊急輸送道路を結ぶ道路に対象を拡大し、対策を推進
- 避難所などから排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部分の耐震化を完了（平成26年3月）し、更に、帰宅困難者が滞留するターミナル駅などに対象を拡大し、対策を推進

第2節

- 首都圏三環状道路の早期
- 幹線道路ネットワークの発災時の沿道建築物の倒
- 「せたがや道づくりプラ
- 繋がる道路整備を計画的
- 水道の耐震化における、
- うことができない施設や
- 下水道の機能確保のための
- 事業者による耐震設計基準
- 防災上重要な建築物やラ
- における機能維持に向け

第4節 到達目標

- 幹線道路ネットワークの整備、鉄道施設・緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化、輸送・避難の円滑化
- 管路の耐震継手化…首都圏の主要な駅：令和4年度までに100%
- 避難所などの施設から徒歩圏内に避難所が確保される

最終版で修正

第5節 具

地震前の行動（予防対策）

○ 交通関連施設の安全確保

- 道路・橋梁の安全確保、緊急通行車両等の確認
- 鉄道施設の耐震化促進、早期復旧対策
- 河川施設等の設備等の整備

○ ライフライン等の確保

- 水道施設の耐震化・耐震継手管への取替えの推進
- 施設の耐震化・マンホール浮上抑制対策の推進
- 電源多重化の整備、ライフラインの復旧拠点の確保

地震直後の行動（応急対応）

○ 交通ネットワークの確保

- 交通規制、緊急通行車両の収集、緊急道路障害物除去
- 鉄道の運転規制、浸水
- 河川関係障害物除去

○ 発災時のライフラインの確保

- 水道、下水道施設の調査等
- 電気・ガス・通信等の措置、資器材等の調達

ク及びライフライン等の確保

課題

整備
ミッシングリンクの存在や、
壊による道路閉塞の発生
ン」に基づき、防災対策に
かつ効率的に進める必要
停止して耐震化の工事を
管路の存在
耐震化・浮上抑制対策の必要
に基づいた施設整備等の必要
イフライン施設等の発生後
た自立電源の確保

第3節 対策の方向性

- 道路ネットワークの整備、道路・橋りょう等の安全確保や新たな交通規制の実施、鉄道事業者に対する支援を進め鉄道駅や駅間施設などの耐震性向上、鉄道の安全確保と早期復旧のためのソフト・ハード両面の対策等
- 「橋梁長寿命化修繕計画」に基づく橋りょうの修繕及び架替、「せたがや道づくりプラン」に基づく、計画的かつ効率的な道路整備
- 土木施設の被災状況の把握とその対応に関する訓練
- 水道・下水道施設等の耐震化、バックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくり等

最終版で修正

避難ルートの確保や消火... までに無電柱化
、超の駅：令和元年度までに100%、小学校及び一戸当たりの乗車人数10万人超20万人以下
)%
事業者による耐震化等の取組を継続

体的な取組

対策) 発災後72時間以内

機能確保

等の確認、道路・橋りょうの情報
去等

事故発生対応等

ン機能の確保

情報収集及び連絡、点検、調

情報収集、点検、危険予防
、広報活動等

地震後の行動（復旧対策） 発災後1週間目途

○ 緊急輸送路等の機能確保と被害拡大防止

道路の障害物除去・搬出、応急復旧等

鉄道施設の被害状況に応じた復旧

河川及び内水排除施設等の応急復旧、緊急工事等

○ ライフライン機能の早期復旧

上下水道施設及び管路、給水装置、水再生セン
ター・ポンプ所、工事現場等の復旧

二次災害防止等の観点から復旧

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 現在の到達状況と課題

1 交通関連施設の安全確保

都は緊急輸送道路のうち、特に沿道建築物の耐震化を図るべき道路を特定緊急輸送道路として告示（平成23年6月指定、令和5年3月指定変更）するとともに、首都圏三環状道路をはじめとする道路整備や連続立体交差事業など道路ネットワークの構築を推進している。

また、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化や橋梁の長寿命化対策を進めるとともに、港湾、鉄道施設の耐震化を推進している。

- 首都圏三環状道路整備率 約82%（令和4年8月）
- 連続立体交差事業の推進により、事業完了箇所・事業中箇所を含め、都施行455箇所、区施行2箇所の計457箇所の踏切を除却（令和4年3月）

区内の橋梁及び道路の整備状況は次のようになっている。

（1）橋梁の整備の現状

<u>令和3年度</u>	<u>令和4年度</u>	<u>令和5年度</u>
<u>①橋梁修繕 4橋</u>	<u>①橋梁修繕 6橋</u>	<u>①橋梁修繕 3橋</u>
<u>②架替え 0橋</u>	<u>②架替え 0橋</u>	<u>②架替え（新設）0橋</u>

（2）道路整備の現状

世田谷区の道路率や都市計画道路の完成率などの指標は、いずれも23区の中で下位に位置しており、未だに区内の道路整備の状況は低い水準にある。

- 都市計画道路の整備率 50.8% 23区中21位
- 道路率 14.3% 23区中19位
- 区道総延長約1,100km中、64.8%は幅員6m未満
- 主要延焼遮断帯に指定された都市計画道路の整備率 50.6%
- 一般延焼遮断帯に指定された都市計画道路の整備率 29.4%
（上記数値は、世田谷区道路整備白書（令和6年4月）による）

（3）鉄道の耐震補強の現状

区内各鉄道事業者の鉄道施設については、これまで、阪神・淡路大震災と同規模の地震にも耐えられるよう、国の基準に基づく耐震補強工事を完了している。

【課題】

幹線道路ネットワークについて、外環道や区部放射・環状道路、多摩東西及び南北道路等で未整備区間が生じているため、被災時の代理機能が確保できていない。また、緊急輸送道路の沿道建築物の倒壊により、道路が閉塞する可能性がある。

鉄道施設の対策は、鉄道耐震に係る省令等に基づき耐震対策を促進していく必要がある。

2 ライフライン等の確保

都では、水道管路の耐震継手化、下水道管とマンホールの接続部の耐震化やマンホールの浮上抑制対策、水再生センター・ポンプ所等の耐震化を実施している。また、電気、ガス、通信については、各事業者において、送電線のネットワーク化、地震計や安全装置付ガスメーターの設置、電気通信設備等の防災設計といった取組みが進められている。

- 水道管路の耐震継手率 50%（令和5年3月）
- 重要施設への供給ルートの耐震継手化は概成（令和5年3月）
- 避難所や災害復旧拠点などの下水道機能を確保するため、これらの施設から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化などについて 5,000 箇所を完了（令和6年3月）し、さらに、一時滞在施設や災害拠点連携病院などに対象を拡大し、対策を推進
- 緊急輸送道路などの交通機能を確保するため、1,377 kmについてマンホールの浮上抑制対策を完了（令和6年3月）し、さらに、無電柱化している道路や区が指定している緊急道路障害物除去路線などに対象を拡大し、対策を推進
- 地区内残留地区において下水道機能と交通機能を確保するため、下水道管とマンホールの接続部の耐震化及びマンホールの浮上抑制対策を面的に実施し、8,318ha を完了（令和6年3月）
- 水再生センター・ポンプ所等において、最低限の下水道機能（揚水、沈殿及び消毒機能）を1系統で確保する耐震対策が令和元年度末に完了。現在は、最低限の下水道機能に加え、水処理施設の流入きょ、導水きょなどを対象とするほか、汚泥処理関連施設についても対象とし、震災時に必要な下水道機能をすべての系統で確保する耐震化を推進

【課題】

水道は、一部はバックアップ機能が十分でないため、断水して耐震化の工事を行うことができない施設や管路が存在している。

下水道は、震災時でも機能を確保するため、耐震化やマンホールの浮上抑制対策の取組みをさらに強化する必要がある。

電気、ガス、通信については、これまでも耐震設計基準に基づいた施設整備等が進められているが、引き続き、こうした事業者による取組みを着実に進める必要がある。

第2節 対策の方向性

1 交通関連施設の安全確保

道路や鉄道といった交通関連施設は、都市の活動を支える基盤として重要な役割を担っている。こうした施設が損壊等の物理的被害を受けたり、交通渋滞、車両火災などにより機能不全に陥ると、人命救助や消火活動、物資輸送等の円滑な実施が困難になるおそれがある。

区民の生命を守る交通関連施設の安全確保に向けて、道路ネットワークの整備、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化、震災時の輸送・避難ルートの確保や消火活動等の機能の確保、道路・橋梁等の安全確保や新たな交通規制を実施する。また、鉄道の安全確保と早期復旧に向けた対応等を図り、ソフト・ハード両面の対策を進め、発災後においても交通・物流機能を維持する。

橋梁は、令和3年6月に改定した「世田谷区^{きょうりょう}橋梁長寿命化修繕計画」に基づく修繕及び架替を実施していくとともに、必要に応じて耐震対策を行う。

道路は、「せたがや道づくりプラン」に基づき、計画的かつ効率的な道路整備（都市計画道路、主要生活道路、地先道路）を推進する。また、東京外かく環状道路の整備に関して調整する。

また、土木施設の被災状況の把握とその対応について、職員行動マニュアルによる訓練を実施し、問題点を洗い出すとともに、必要な対策を実施していく。

2 ライフライン等の確保

震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、区民への給水を可能な限り確保するため、都水道局は浄水場や給水所等の耐震化を推進するとともに、管路については、より効果的に地域全体の断水被害を軽減するため、都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域の耐震継手化を重点的に進め、令和10年度までに解消する。

都下水道局は、下水道施設の耐震化を推進するとともに、震災時のトイレ機能を確保するため、指定避難所などの施設から排水を受け入れる下水道管の耐震化を平成25年度までに完了した。更に、帰宅困難者が滞留するターミナル駅や国、都、区の庁舎などの災害復旧の拠点となる施設等に対象を拡大して耐震化を進める。

電気、ガス、通信については、事業者による耐震化等の取組みを継続する。

これらの取組みにより、ライフライン機能を維持・早期復旧するバックアップ体制を確保する。

第3節 具体的な取組み

第1 予防対策

1 道路・橋梁

(1) 対策内容と役割分担

① 道路・橋梁の安全確保等

機関名		対策内容
区	◎災対土木部	○ せたがや道づくりプラン等に基づく計画的な整備を推進
警視庁・警察署		○ 震災時の交通情報収集方策の検討 ○ ITSを活用した震災時の交通情報発信の検討
都建設局		○ 外環など首都圏三環状道路の整備を促進するとともに、連続立体交差事業等、道路整備を推進 ○ 骨格幹線道路をはじめとした第四次事業化計画優先整備路線に位置付けられた都市計画道路の整備を推進 ○ 東京都緊急輸送道路ネットワーク計画の見直しを実施 ○ 情報収集用資器材や、障害物除去用資器材を確保 ○ 緊急道路障害物除去路線の見直し ○ 分かりやすい標識整備等
関東地方整備局東京国道事務所		○ 緊急輸送道路等の橋梁について、必要な耐震化を推進 ○ 首都近隣区域において防災資器材備蓄基地を計画的に整備 ○ 首都圏三環状道路（外環、圏央道）等の高速道路網を早期に完成
首都高速道路 東日本高速道路 中日本高速道路		○ 緊急輸送路として速やかに機能を回復するための地震防止対策を推進
東日本高速道路 中日本高速道路		○ 首都圏三環状道路（外環、圏央道）等の高速道路網を早期に完成
都都市整備局		○ 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進 ○ <u>面的な無電柱化を推進するため、区市町村や民間の取組を支援</u>

② 緊急通行車両等の確認

機関名		対策内容
区	◎災対物資管理部	○ 緊急通行車両等の確認申出
	災対地域本部	○ 緊急通行車両等の確認申出
警視庁・警察署		○ 緊急通行車両等の確認
東京消防庁・消防署		○ <u>緊急通行車両（所管関係車両）等の確認</u>
都各局		○ 緊急通行車両（所管関係車両）等の確認

(2) 詳細な取組み内容

① 道路・橋梁の安全確保等

【実施主体】区災対土木部

【道路の整備】

区は、道路の新設・拡幅整備に関する総合的な方針である「道路整備方針」及び「地先道路整備方針」を、その上位方針である「都市整備方針」の改定及び区政の総合計画である「基本構想・基本計画」の策定に合わせて全面的に改定、統合し、平成26年3月に「せたがや道づくりプラン」として策定し、計画的な道づくりを進めている。

【主要な生活道路の整備】

ア 地区幹線道路

幹線道路と併せて延焼遮断帯の形成や緊急輸送等、震災時に大きな役割を担っている道路であるが、幹線道路が86.2%完成しているのに対して、地区幹線道路は、完成率が37.1%という状況である。

今後も、東京都と特別区及び26市2町が協働で策定した「東京における都市計画道路の整備方針」及び「せたがや道づくりプラン」に基づき、計画的に事業を進めていく。

イ 主要生活道路

「せたがや道づくりプラン」に基づき、計画的な整備を進めていくが、事業手法については、多様な手法を検討し、効率的かつ効果的な事業の執行を図る。

【地先道路の整備】

災害時における円滑な避難や消防活動困難地区の解消などを図るため、「せたがや道づくりプラン」及び「地先道路整備計画」に基づき、計画的な地先道路の整備を進める。

【無電柱化の推進】

電線の地中化は、災害時に電柱倒壊による道路閉塞を防ぎ防災活動の円滑化を図るとともに電線類の被災を軽減し、電気や電話などのライフラインの安定供給に資する事業である。また、歩道内の電柱をなくすことで、歩行者はもちろん、ベビーカーや車いす利用者など誰もが安全で円滑に避難できる歩行空間として活用が図られ、美しい街並み景観の創出にもつながる。このため、区では無電柱化推進計画に基づき、電線共同溝整備による無電柱化を推進する。

【道路と鉄道の連続立体交差】

連続立体交差事業は、都市交通の円滑化をはじめ、交通渋滞・踏切事故の解消、地域の一体化による都市の再生・活性化、高架下空間や鉄道地上部の有効利用など、様々な効果がある。また、本事業に併せて駅前広場や道路等が整備され、市街地の防災機能が強化されるなど、災害に強いまちづくりに貢献することから事業を促進する。

【橋梁の整備】

ア 計画目標

災害時における避難、救援、消防活動などに支障をきたさないように、橋梁の震災予防対策として、老朽橋の架替、耐震補強、狭あい橋の拡幅などを行う。整備にあたっては、世田谷区緊急時障害物除去路線上など緊急度の高い橋梁（跨線橋、跨道橋等）

を優先的に実施する。

イ 経過

平成24年3月に、区が管理する道路橋梁159橋のうち、修繕計画策定に必要な点検が完了していた124橋を対象に「世田谷区橋梁長寿命化修繕計画」を策定した。また、平成25年3月には、残る35橋についても点検が完了したため、平成26年3月に159橋を対象とした修繕計画として改定した。[さらに、令和3年6月に2回目の計画改定を行った。](#)

【実施主体】首都高速道路

[兵庫県南部地震規模の地震を想定した地震防災対策として橋脚耐震補強、長大橋耐震補強を平成8年度以降継続して推進しており、落橋・倒壊等の致命的な損傷を防ぐ対策を平成24年度に完了している。現在は、被災後に損傷が限定的なものに留まり、緊急輸送路として速やかに機能を回復するための地震防災対策を順次実施している。そのほか、お客さま等の安全対策など、地震防災対策のより一層の向上充実を図る。](#)

【実施主体】関東地方整備局東京国道事務所、東日本高速道路、中日本高速道路

【東京外かく環状道路の整備】

震災時には、交通ネットワークを活かした救援物資・資器材の輸送路、大型重機の移送路として、大きな役割が期待されている。東名高速道路と中央自動車道の2箇所のジャンクション建設にあたっては、延焼遮断や避難空間などの防災性に配慮した配置・構造となるよう、[事業者である国や各有料道路事業者に要望していく。](#)また、予定路線の位置づけとなっている東名以南の区間についても、[災害時における広域的な交通ネットワークの強化のため、](#)計画の早期具体化が図られるよう、国や都に要望していく。

【実施主体】都各局、関東地方整備局東京国道事務所

【共同溝の整備】

共同溝は、地下埋設物の破壊防止に有効で、道路の陥没など大きな被害を避ける効果もあり、事業の促進や適切な維持を図る。

〔共同溝への対応〕

機関名	共同溝に関する現況及び整備計画
東京消防庁・消防署	○ 一定規模以上のとう道・共同溝及び道路トンネル等については、火災予防条例で消防活動上必要な事項について届出を義務付け、情報を把握 ○ 非常用施設の設置、出火防止に関すること等について、届出に添付を求める。
関東地方整備局東京国道事務所	○ 地震に対する安全性向上を図るため、幹線のライフラインを収容する共同溝整備を推進
都建設局	○ 経年変化により安全性が低下した共同溝については、適切に補修

機関名	共同溝に関する現況及び整備計画
	○ 大規模な埋設物工事などが発生する箇所については、他の施設の整備計画を踏まえ、共同溝整備を検討・調整

② 緊急通行車両等の申請・確認

【実施主体】区災対物資管理部、区災対地域本部

- 区は、災害発生時等において緊急通行車両の事務の効率化等を図るため、事前に緊急通行車両等として使用される車両を申請する。

* 緊急通行車両実施要領（警視庁）〔資料編資料第●・P●●〕

【実施主体】各機関

- 各機関は、震災時に緊急通行車両等としての使用を予定している車両について、緊急輸送業務等の実施の責任者から申請書の提出を受けた場合には、事前に審査を行う。
- 緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、[標章と緊急通行車両確認証明書](#)を申請者に交付する。

2 鉄道施設

（1）対策内容と役割分担

機関名	対策内容
各鉄道事業者 ・京王電鉄 ・小田急電鉄 ・東急電鉄	○ 内部での情報連絡のほか、運行再開に当たって、国や各鉄道事業者等と再開時刻等必要な調整をするための通信手段を確保 ○ 気象庁から配信される「緊急地震速報」を活用し、大きな揺れが到達する前に列車無線で乗務員に通報し、列車を停止 ○ エレベーターの安全対策の推進
東京消防庁・消防署	○ 東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づく事業所防災計画の作成を指導

（2）詳細な取組み内容

【実施主体】各鉄道事業者

- 国土交通省が開催する「大規模地震発生時における首都圏鉄道の運転再開の在り方に関する協議会」の検討成果等を踏まえ、早期の運行再開を図るため、国や各鉄道事業者と再開時刻等を調整するための通信手段を確保している。

【実施主体】京王電鉄

① 計画目標

都市計画事業と併せて、線路の高架化と駅舎及び諸施設の改良、新設を推進し交通施設の整備強化を図り、安全輸送の確保に努める。

② 事業計画

ア 駅舎

（ア）2年に1回の定期検査により点検を実施する。

(イ) 建物の位置構造については、建築基準法その他の関係法令に基づき耐震性の安全を確保する。

イ 高架橋・盛土部分

国土交通省通達及びその他技術基準に基づき、耐震性を検証し、「災害時の復旧困難性」なども考慮して、順次補強工事を実施する。

【実施主体】小田急電鉄

① 計画目標

輸送の安全確保の取組みとして、高架橋、[橋梁](#)、トンネル等の構造物については、耐震基準等に基づき、適切な耐震性能を維持する。

② 事業計画

各施設を定期的に点検し、必要により補修や改良等を実施して安全性を維持する。

【実施主体】東急電鉄

① 計画目標

輸送の安全確保のための取組みとして、各施設の耐震性の検討及び補強工事等を推進する。

② 事業計画

ア 駅施設等

国土交通省通達及び建築基準法その他の関係法令に基づき、耐震性を検証し、順次補強工事を実施する。

イ 高架橋・[橋梁](#)・トンネル等

国土交通省通達及びその他技術基準に基づき、耐震性を検証し、「災害時の復旧困難性」なども考慮して、順次補強工事を実施する。

【実施主体】東京消防庁・消防署

震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づき、事業所防災計画の作成を指導する。

3 緊急輸送ネットワーク

緊急輸送ネットワークについては、第2部第10章第3節第1「4 輸送体制の整備」による。

4 水道

(1) 対策内容と役割分担

水道施設の耐震化や管路の耐震継手化の推進を図るとともに、バックアップ機能強化対策等を推進する。

機関名	対策内容
都水道局	○ <u>水道施設の耐震化の推進</u> ○ <u>管路の効果的な耐震継手化の推進</u> ○ <u>バックアップ機能の強化</u> ○ <u>自家発電設備の新設・増強</u>

(2) 詳細な取組み内容

【実施主体】都水道局

- 震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するため、浄水場や給水所等の耐震化について、浄水処理の系列ごとに工事を進め、施設の能力低下を可能な限り抑制するほか、隣接する給水所の同時施工を避けるなど、計画的に進めていく。また、その他の水道施設についても耐震化を一層推進する。
- 管路については、より効果的に地域全体の断水被害を軽減するため、都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域の耐震継手化を重点的に進め、令和10年度までに解消する。
- 震災などで個別の施設が停止しても給水が継続できるよう、導水施設の二重化、広域的な送水管のネットワーク化などを進め、水道施設全体としてのバックアップ機能を強化する。
- 大規模停電時や電力使用が厳しく制限された場合においても、安定的に給水を確保できるよう、浄水場等に自家発電設備を新設・増強し運用に必要な電力を確保する。
- 震災時における材料の調達、迅速・確実に確保する観点から、局が直接民間事業者から調達して、復旧活動に従事する請負者に支給する方式（支給材方式）で行う（局は、民間事業者から迅速に調達していくため、関係団体と協定を締結している）。
- 医療施設等への応急給水については、人命に関わることから、応急給水を迅速に行うことを目的に、緊急給水車の拡充を行った。

5 下水道

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
都下水道局	○ 下水道管とマンホールの接続部の耐震化について、対象を拡大し、対策を推進 ○ マンホール^①の浮上抑制対策について、対象を拡大し、対策を推進 ○ <u>地区内残留地区において下水道管とマンホールの接続部の耐震化及びマンホールの浮上抑制対策を推進</u> ○ 水再生センター・ポンプ所等の耐震化を推進 ○ 停電時などの非常時においても下水道機能を維持 ○ ネットワーク化の推進 ○ <u>大都市間の相互応援体制の構築</u> ○ 区市町村と連携した応急復旧体制を強化・充実 ○ 応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体との連携 ○ 災害復旧用資器材の整備

6 電気・ガス・通信等

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○ 避難所等、災害時の拠点となる施設等における自立・分散型電源の設置
東京電力 ^② パワーグリッド	○ 「被災しにくい設備づくり」「被災時の影響軽減」「被災設備の早期復旧」を基本方針として実施 ○ 被災状況により実施する計画停電に備えた体制の構築
東京ガスグループ ガス事業者	○ <u>ガス設備の耐震化と供給停止ブロックの細分化による供給継続性向上</u> ○ 移動式ガス発生設備による臨時供給の実施 ○ 災害時における LP ガスの活用を促進
警視庁・警察署	○ 信号機の滅灯対策
東京消防庁・消防署	○ 東京都震災対策条例第 10 条及び第 11 条に基づく事業所防災計画の作成指導
NTT 東日本	○ <u>震度 7 クラスの地震においても機能を維持する設備構築</u> ○ <u>非常用電源の長時間化</u> ○ <u>通信網の多ルート・中継拠点分散化</u>
各通信事業者	○ 人口密集地及び行政機関の通信確保に向けた対策^③に取り組む
都各局	○ ライフライン及び応急・復旧活動の拠点となる施設等における自立・分散型電源設置の促進 ○ 事業者と災害時における各種燃料油の優先供給に関する協定の締結を推進し、燃料を安定調達する ○ 各施設においては電力を供給する設備の優先順位を定める

機関名	対策内容
都環境局 都産業労働局	○ 大規模救出救助活動拠点や避難場所に非常用発電設備等を設置 ○ 再生可能エネルギー発電設備、蓄電池、コージェネレーションシステムなどの自立・分散型電源の確保を促進 ○ 災害時におけるLPガスの活用を促進

(2) 詳細な取組み内容

【実施主体】区

- 公共施設や拠点施設の機能を維持するために電源多重化の整備などにより、必要な電力確保策を図るとともに、避難所等、災害時の拠点となる施設等におけるコージェネレーションシステムなど、自立・分散型電源の設置を推進する。
- 災害時に非常用電源としても有効な蓄電池、家庭用燃料電池等の導入を支援する。

【実施主体】東京電力[パワーグリッド](#)

【電気施設】

- 電気施設は、次の耐震設計基準に基づき設置されており、軟弱地盤の地域など特に問題のある箇所については、きめ細かい設計を行い、施工している。

[（電気施設関連の耐震設計基準は、東京都地域防災計画 震災編（令和5年修正）第4章「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」を参照）](#)

- 電力系統は、発電所から連係する放射状の送電線からの電力供給を、首都圏の周囲に張り巡らした二重三重の環状の送電線で一旦受け止め、そこから網の目のようなネットワークを使い電力供給するよう構成されている。
- 送電線は変電所で接続変更できるため、万一、一つの送電ルートが使用できなくなっても、別のルートから速やかに送電することができる。
- 電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切り替え等により、早期に停電が解消できるよう[電力系統](#)の強化に努める。

【実施主体】東京ガス[グループ](#)

【ガス施設】

- 製造所・整圧所設備
 - ・ 重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性を向上させ安全性を確保する。
 - ・ 防火設備、保安用電力等の強化を行い、二次災害防止に努める。
- 供給設備
 - ・ 導管を高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上に努める。
 - ・ 全ての地区ガバナリーにSIセンサーを設置し、揺れの大きさ（SI値）・ガスの圧力・流量を常時モニタリングする。
 - ・ この情報を解析し高密度に被害推定を行い、迅速な供給停止判断及び遮断する体制を整備する。

[（都市ガス関連の施設別安全化対策は、東京都地域防災計画 震災編（令和5年修正）第4](#)

[章「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」を参照）](#)

【実施主体】各通信事業者

【電気通信施設】

- 電気通信設備及び附帯設備の防災設計（耐震・耐火・耐水設計等）を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても応急の通信が確保できるよう、通信設備の整備を行う。

[（電気通信設備等の設備別安全化対策は、東京都地域防災計画 震災編（令和5年修正）第4章「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」を参照）](#)

7 ライフラインの復旧活動拠点の確保

（1）対策内容と役割分担

ライフラインの早期復旧のため、広域応援を受け入れる活動拠点を確保する。

機関名	対策内容
区 東京消防庁・消防署 都	○ ライフラインの復旧活動の拠点を確保

（2）詳細な取組み内容

【実施主体】都総務局、都財務局、東京消防庁・消防署

- ライフライン復旧のための活動拠点について、都は、広域応援を受け入れるため、東京二十三区一部事務組合の清掃工場21箇所を救出及び救助の活動拠点（ライフライン復旧活動拠点）として指定し、災害時に活用する。

【実施主体】区災対統括部

- ライフライン復旧のための活動拠点について、区は、広域応援を受け入れるための場所を関係団体と連携し、確保する。

第2 応急対策

1 道路・橋梁

(1) 対策内容と役割分担

① 道路交通規制等

機関名	対策内容
警視庁・警察署	○ 発災直後は道路交通法に基づく第一次交通規制を実施 ○ その後、災害対策基本法に基づく第二次交通規制を実施 ○ 緊急通行車両等の確認
都水道局 都下水道局 東京消防庁・消防署 警視庁・警察署 都交通局	○ 緊急通行車両（所管関係車両）等の確認
都財務局	○ 緊急通行車両（都水道局、都下水道局、東京消防庁、都交通局を除く都関係車両）等の確認

② 緊急道路障害物除去

機関名	対策内容
都建設局 警視庁・警察署 関東地方整備局東京 国道事務所 区 首都高速道路 東日本高速道路 中日本高速道路	○ 震災初期における被害状況や通行可能道路の情報を収集 ○ 道路上の障害物の除去等を実施

③ その他応急措置

機関名	対策内容
都建設局 関東地方整備局東京 国道事務所 首都高速道路 東日本高速道路 中日本高速道路	○ 発災時における通行止め等の措置など通行者の安全対策を講じる。 ○ パトロール等を兼ねた広報を実施 ○ 被災道路、橋梁についての応急措置及び応急復旧対策を実施
警視庁・警察署	○ 発災時における、被災状況に応じた交通規制等の措置など、通行者の安全対策を講じる。 ○ パトロール等を兼ねた広報を実施

(2) 業務手順

① 道路交通規制

- 都内に震度6弱以上の地震が発生！
- 大規模な災害が発生したことを現場の警察官が認知！

交通規制【警視庁】

第一次交通規制

○道路における危険を防止するとともに、人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車等の円滑な通行を確保するため、速やかに次の交通規制を実施

- ①環状7号線内側への一般車両の流入禁止
- ②環状8号線内側への一般車両の流入抑制
- ③緊急自動車専用路の指定



都内に極めて甚大な被害が生じている場合

④被災状況に応じて、①②③の交通規制を拡大若しくは縮小

⑤その他の緊急自動車専用路の指定

第二次交通規制

○被災地域・被災状況等の実態に対応した交通規制を実施（第一次交通規制において実施中の規制は、状況に応じ、その一部を変更又は解除）

- ①緊急自動車専用路を優先して緊急交通路に指定
- ②その他の緊急交通路の指定

震度5強の地震が発生した場合の交通規制

○都心部における交通混雑を回避するため、必要に応じて、環状7号線内側への一般車両の流入を禁止し、かつ、環状8号線内側への一般車両の流入抑制

緊急通行車両の確認

■確認機関

- ①【都交通局長】
【都水道局長】
【都下水道局長】
【東京消防庁消防総監】
⇒所管関係車両を確認
- ②【都財務局長】
⇒①を除く都関係車両を確認
- ③【警視庁】
⇒関係車両を確認

■確認手続等

★震災時に緊急通行車両等としての使用を予定している車両

確認機関による事前届出審査



緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、届出済証を申請者に交付



届出済証の提示により、確認に係る審査は省略し、標章を交付

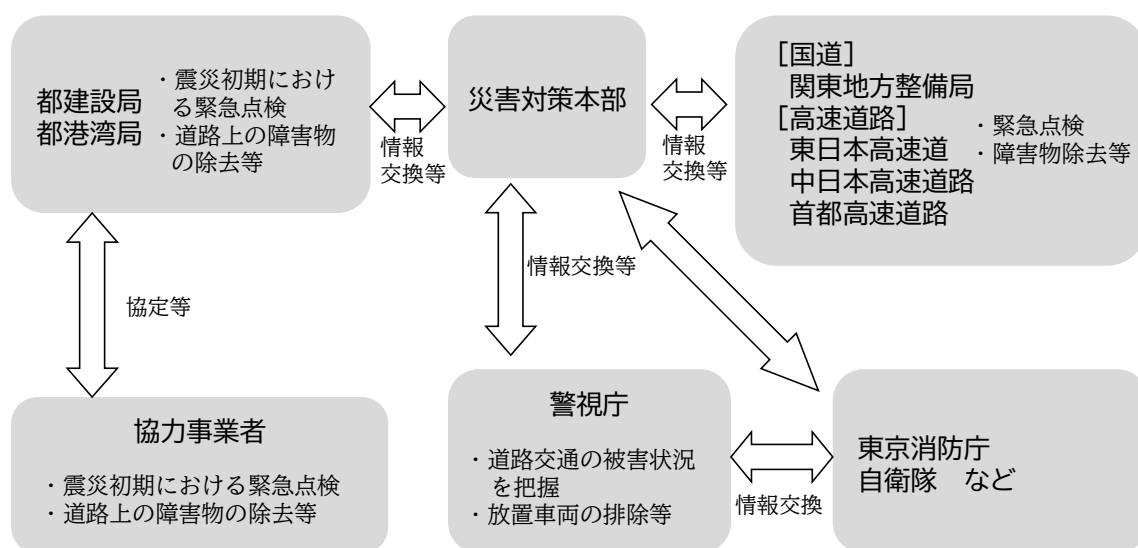
★届出済証の交付を受けていない車両

確認機関による確認申請書審査



審査結果に基づき標章を交付

② 緊急道路障害物除去



(3) 詳細な取組み内容

① 道路交通規制等

【実施主体】警視庁・警察署

ア 道路交通規制

(ア) 第一次交通規制

次の路線では、消防、警察、自衛隊等の緊急自動車専用の路線となる。

緊急自動車専用路：国道4号ほか（日光街道ほか）、国道17号ほか（白山通りほか）、国道20号（甲州街道ほか）、国道246号（青山通りほか）、都道8号ほか（目白通り）、都道405号ほか（外堀通りほか）、都道8号（新目白通り）、首都高速道路・東京高速道路株式会社線・自動車専用道路・高速自動車国道

※自転車・路線バスは、環状7号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。ただし、「緊急自動車専用路」上は通行禁止。

*大震災発生時における交通規制〔資料編資料第●・P●●〕

〈参考〉震災時の交通規制のための可動式のパイプ柵（震災ゲート）

震災時には、主要な道路については交通規則が徹底されることになるが、その他の通行可能な区道等には一般の車両が入り込むことが予想される。そこで主として区道を中心として、震災時に車両の進入を規制できる可動式のパイプ柵（震災ゲート）を設置した。

（震災時交通遮断ゲート設置場所）

三軒茶屋2丁目45番、駒沢1丁目20番、野沢2丁目1番、新町1丁目23番、野沢3丁目30番、用賀1丁目10番、代田1丁目39番

*震災時交通遮断ゲートに関する協定〔資料編資料協定第●・P●●〕

(イ) 第二次交通規制

第一次交通規制における7路線を「緊急交通路」とするほか、その他の路線についても、被災状況等に応じて緊急交通路に指定する。「緊急交通路」では、災害応急対策

に従事する車両（緊急自動車及び災害対策基本法に基づく標章を掲示している車両）しか通行できない。

緊急交通路として指定される代表的な路線：上記「緊急自動車専用路」、国道1号（永代通り）、国道1号（第二京浜ほか）、国道6号（水戸街道ほか）、国道14号（京葉道路）、国道15号（第一京浜ほか）、国道17号（新大宮バイパス）、国道122号（北本通りほか）、国道254号（川越街道ほか）、国道357号（湾岸道路）、都道2号（中原街道）、都道4号ほか（青梅街道ほか）、都道7号ほか（井の頭通りほか）、都道312号（目黒通り）、都道7号（睦橋通り）、都道315号（蔵前橋通りほか）、国道16号（東京環状ほか）、国道20号（日野バイパスほか）、国道139号（旧青梅街道）、国道16号（東京環状）、国道16号（大和バイパスほか）、国道246号（大和厚木バイパス）、都道9号（稲城大橋通りほか）、都道14号（東八道路）、都道15号ほか（小金井街道）、都道17号ほか（府中街道ほか）、都道18号（鎌倉街道ほか）、都道20号ほか（川崎街道）、都道29号ほか（新奥多摩街道ほか）、都道43号ほか（芋窪街道ほか）、都道47号ほか（町田街道）、都道51号（町田厚木線）、都道59号（八王子武蔵村山線）、都道121号（三鷹通り）、都道153号ほか（中央南北線ほか）、都道158号（多摩ニュータウン通り）、都道169号ほか（新滝山街道ほか）、都道173号（北野街道）、都道248号ほか（新小金井街道）、都道256号（甲州街道）

※自転車・路線バスは、環状7号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。ただし、「緊急自動車専用路」上は通行禁止。

＊大震災発生時における交通規制〔資料編資料第●・P●●〕

イ 緊急通行車両等

（ア）緊急通行車両等の確認

- 第二次交通規制実施時には、災害対策基本法施行令第33条に基づく緊急通行車両を優先して通行させる。

（イ）緊急通行車両等の種類

- 災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- 道路交通法第39条に定める緊急用務を行う機関が当該目的のために使用する車両

（ウ）規制除外車両

- 民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定に基づき、通行禁止の対象から除外する。

② 緊急道路障害物除去

【実施主体】区災対土木部

【緊急道路啓開（道路障害物除去等）】

緊急道路啓開（道路障害物除去等）とは、原則として救援活動のために選定された緊急道路障害物除去路線に、緊急車両の通行に要する上下各一車線を確保することである。地震時、道路に看板や電柱の倒壊などの障害物が散乱することが予想され、被災者の

救援救護活動はもちろん緊急物資の輸送に支障が生じるおそれがある。このため、都では、緊急輸送道路等を確保するため、緊急道路障害物除去（啓開）作業路線を選定している。震災時、各道路管理者は、この選定路線における障害物の除去及び路面の亀裂等の応急補修を優先的に行うこととする。

なお、都が指定する緊急輸送道路は、全て緊急道路障害物除去（啓開）作業路線に含まれる。

＊世田谷区緊急輸送道路障害物除去作業要務集（区災対土木部）

＊緊急道路障害物除去（啓開）作業マニュアル（都建設局）

【放置車両対策】

道路管理者は、緊急道路啓開（道路障害物除去等）にあたり、放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる。

- 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令する。
- 運転者の不在時等は、道路管理者自らが、ホイールローダー等により車両を移動する。その際、やむを得ない限度で当該車両を破損することもあるが、この場合、区は、災害対策基本法に基づき損失を補償するものとする。
- 沿道での放置車両の保管場所の確保等のため、やむを得ない必要がある時、道路管理者は、その必要な限度において、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を行う。

【緊急啓開（道路障害物除去）路線の選定】

都の選定する路線のほかに、第4章第1「3 緊急輸送ネットワーク」に記載したとおり、区道を中心として緊急啓開（道路障害物除去）路線を定めた。

路線の選定は、次の基準による。

- ア 緊急交通路の路線
- イ 緊急物資輸送ネットワークとなる路線
- ウ 広域避難場所に接続する応急対策活動のための路線
- エ 主要公共施設（病院、防災倉庫、土木資材倉庫等）、給水所、警察署及び消防署等を結ぶ路線

【障害物除去資器材の整備】

区は平素から資器材の整備を行うとともに、災害時に速やかに資器材の供給を得られるよう民間協力団体と連携をとる。

- ア 道路上の障害物の除去及び施設復旧
 - 世田谷建設協同組合
 - 世田谷区建設団体防災協議会
- イ 道路上の倒木等の除去
 - 日本造園組合連合会東京都支部東京庭職組合
 - 日本造園組合連合会東京都支部世田谷植木職組合
 - 日本造園組合連合会東京都支部玉川造園組合
 - 世田谷造園協力会
- ウ 道路上の放置自転車、車両の除去及び整備
 - 東京都自動車整備振興会世田谷支部

- * 災害時における応急対策業務に関する協定書（世田谷区建設団体防災協議会）
〔資料編資料協定第●・P●●〕
- * 災害時における応急対策業務に関する実施細目（世田谷区建設団体防災協議会）
〔資料編資料協定第●・P●●〕
- * 災害時における施設復旧等応急措置に関する協力協定
（東京庭職組合、世田谷植木職組合、玉川造園組合）
〔資料編資料協定第●・P●●〕
- * 災害時における応急対策業務に関する協定書（世田谷造園協定会）
〔資料編資料協定第●・P●●〕
- * 災害時における障害物除去等応急措置に関する協力協定（世田谷建設協同組合）
〔資料編資料協定第●・P●●〕
- * 災害時における障害物除去等応急措置に関する協力協定
（東京都自動車整備振興会世田谷支部）
〔資料編資料協定第●・P●●〕

〔各機関の緊急道路障害物除去〕

機関名	取組み内容
都本部	○ 初期活動が一段落したら、緊急物資輸送のための路線を指定する。 ○ 災害時の緊急道路障害物除去路線等の選定は、次の基準により行う。（緊急交通路等の交通規制を行う路線・緊急輸送道路・避難場所に接続する応急対策活動のための路線・原則として、幅員 15m 以上の道路の路線）
都建設局	○ 震災初期における被害状況や通行可能道路の情報収集を迅速・的確に集約して行う。 ○ 協定等に基づき、協力業者が道路上の障害物の除去等を実施する。 ○ 障害物除去用資器材の充実を図る。
警視庁・警察署	○ 道路交通に関する被害状況等については、関係機関の現場担当者と緊密な情報交換を図り、実態把握に努める。 ○ 放置車両対策班を編成し、放置車両の排除に当たる。
関東地方整備局 東京国道事務所	○ 震災後速やかに緊急点検及び緊急道路障害物の除去を実施する。
首都高速道路	○ 緊急点検を実施し、損壊状況等の把握に努めるとともに、他の関係防災機関と緊密な連携を図る。 ○ 残置車両や道路上の障害物の状況を調査し、<u>除去対策を樹立し</u>、関係機関等とも協力の上、所管する道路上の障害物等の除去を実施する。 ○ 緊急道路障害物除去等作業に当たっては、通行可能道路の情報や被害情報を収集し、路線及び区間の優先順位の決定を行う。 ○ 道路に倒壊するおそれのある障害物がある場合は、法令上の取扱いを含めて関係機関が協議して処理する。 ○ <u>作業マニュアルを作成するなど態勢の充実を図る。</u> ○ 障害物除去用資器材を整備・確保する。

③ その他応急措置

【実施主体】区災対土木部

道路の陥没、路面の亀裂、橋梁、横断歩道橋等の落橋等は、速やかに復旧し、避難路の確保及び緊急車両等災害応急車両の通行確保のため次の応急対策を実施する。

ア 啓開道路は、道路の損傷を確認し、車両通行確保を直ちに行う。

イ 占用物件の損傷を確認し、占用企業者と連絡を取り、必要に応じて常備の応急車及び雇上げ車両による埋戻し作業をする。

ウ アスファルト舗装の修繕は、備蓄している常温合材等によって速やかに補修する。

エ 落橋したものは、流水の妨げとならぬよう速やかに撤去し、主要道路より仮橋を設置する。

オ 落橋した横断歩道橋等は、交通の妨げにならぬよう安全を確保しながら直ちに撤去する。

カ 国道及び都道が損傷した場合はそれぞれ管理者に連絡し協力する。

＊道路啓開用務集

〔各機関のその他応急措置〕

機関名	取組み内容
関東地方整備局	○ パトロールカー等による巡視を実施する。
東京国道事務所	○ 応急復旧・迂回道路の選定等の処置を行い、緊急輸送路の確保に努める。
東京都建設局 第二建設事務所	○ 管理道路の被害状況を調査し、関係機関との情報交換を行う。 ○ 緊急道路啓開路線を優先的に啓開して交通の確保に努める。
首都高速道路	○ <u>大地震が発生したときは、首都高速道路は一般車両の通行が禁止され、消防その他の緊急車両の通行に利用されるため、会社は、都公安委員会の交通規制に協力し、かつ、規制状況等を利用者に広報する。</u> ○ <u>利用者の被災状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努める。</u> ○ 道路構造物、管理施設等を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。 ○ 工事が必要な箇所については、その被災状況に応じて必要な措置を講じる。

2 鉄道施設

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
各鉄道事業者 ・京王電鉄 ・小田急電鉄 ・東急電鉄	○ 災害対策本部等の設置 ○ 災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡の実施 ○ 徐行等の運転規制の実施 ○ 乗客の避難誘導の実施 ○ 負傷者救護の優先的实施 ○ 浸水事故発生時の浸水防止及び排水作業の実施

(2) 業務手順

- 旅客及び施設等の安全確保を行うため、災害対策本部等を設置する。
- 列車及び旅客の安全確認のため、徐行等の運転規制を実施する。
- 駅での混乱防止や、列車内の乗客の安全確保のため、速やかに避難誘導を実施する。

- 駅や列車内での混乱防止のため、案内放送等による情報提供を行うとともに、利用者に対してホームページやSNS等による情報提供を行う。
- 事故が発生した場合、災害対策本部と協力し、負傷者の救護を優先して実施する。

(3) 詳細な取組み内容

【実施主体】各鉄道事業者

- 災害時の活動態勢
 - ・ 震災が発生した場合は、各鉄道事業者は全機能を挙げて、旅客及び施設等の安全確保を行うため、災害対策本部等を設置する。
 - ・ 災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて、移動用無線機等の無線設備を利用する。
- 発災時の初動措置
 - ・ 各鉄道事業者は、震災初動期に列車及び旅客の安全を確認するため、各社の規定に従い徐行等の運転規制を実施する。
- 乗客の避難誘導
 - ・ 震災時に予想される駅における旅客の集中による混乱防止や、列車内の乗客の安全確保のため、各鉄道事業者は各社の規定により速やかに避難誘導を実施する。
 - ・ 駅にいる乗客に対しては、混乱防止のため案内放送等による情報提供を行い、あらかじめ定めた場所に誘導する。
 - ・ 列車内の乗客に対しては、混乱防止のため案内放送等による情報提供を行い、安全な場所又は最寄り駅まで、駅長（運転司令等）と連絡の上、誘導する。
 - ・ 外国人の旅客に対しては、多言語を用いた文字や音声による情報提供を行い、適切な避難誘導を実施する。
 - ・ 自家発電設備、蓄電池設備等により、停電時であっても、乗客の避難誘導に必要な照明、非常灯等最低限の電力を確保する。
- 事故発生時の救護活動
 - ・ 各鉄道事業者は、震災時に事故が発生した場合、災害対策本部と関係機関が協力し、負傷者や障害者・高齢者等の避難行動要支援者の救護を優先して実施する。
 - ・ 併発、続発事故等の二次災害の防止に万全を講じるとともに、引き続き旅客の安全確保を図り輸送力の確保に努め、必要に応じ関係機関の出動・救護の要請を行う。

【実施主体】京王電鉄

- ① 基本方針

地震等による災害に対しては、被害を最小限に止め、平素より地震発生時における初動対応、旅客の避難誘導方等について周知徹底させておき、災害発生時には、災害対策本部を設置し、早期復旧を図り、輸送の確保に全力で努める。
- ② 応急対策

地震発生時には各種規定により対処するように定めてあるが、災害が発生した場合の体制は、次のとおりである。

ア 応急態勢

(ア) 鉄道事業本部長を長とする災害対策本部を設置し、被災情報を的確に把握し、復旧作業、救援作業の迅速化を図る。

(イ) 本社及び現場での動員数は災害の程度に応じて定めてある動員計画による。

イ 通信連絡体制

(ア) 列車無線又は沿線電話を使用し、被災情報や応急活動等の連絡を行う。

(イ) 列車無線、沿線電話が使用不能な時は、緊急自動車（衛星電話搭載）を現場に急派し、本社等の基地局との通信連絡にあたる。

ウ 応急用資材の確保

各職場では救援復旧資材を常備している。

【実施主体】小田急電鉄

① 基本方針

公共輸送機関としての使命を達成するために、平時から地震発生時等における初動対応、旅客の避難誘導、運転取扱い等について周知徹底を図る。更に災害発生時には対策本部を設置して、早期復旧を図り輸送の確保に努める。

② 応急対策

地震発生時には、社内規定に基づき対処方法を定めてあり、災害が発生した場合の対応は、次のとおりである。

ア 応急態勢

(ア) 対策本部を設置して、情報を的確に把握し、復旧作業及び救援作業の迅速化を図る。

(イ) 対策本部及び現業の要員数は災害の程度に応じて想定した基準により配置する。

(ウ) 応急復旧業務、代替バス輸送業務に関して工事業者並びにバス会社等と協定を締結しており、災害時の復旧活動、代替輸送の迅速化を図る。

イ 通信連絡体制

(ア) 列車無線、鉄道内線、携帯電話・衛星携帯電話等を利用し、災害情報の収集や復旧作業指示等の必要な通信連絡を行う。

(イ) 設置してある災害時優先電話で必要な通信連絡を行う。

ウ 応急用資材の確保

各職場においては、各種応急資機材を常時確保している。

【実施主体】東急電鉄

① 基本方針

地震による被害を最小限に止め、かつ旅客の安全を確保するため、平時より地震発生時における旅客並びに運転等取扱い方について周知徹底させておく。また災害発生時には災害対策本部を設置し、人命の安全を確保した上で早期復旧を図り輸送の確保に努める。

② 応急対策

ア 応急態勢

- (ア) 災害対策本部を設置し、情報を的確に把握し復旧作業及び救援作業の迅速化を図る。
- (イ) 災害対策本部及び現業の動員数は災害の程度に応じて想定した人員配置の基準による。

イ 通信連絡態勢

- (ア) 通信線路使用可能のときは、指令電話、鉄道電話及び電話局加入電話・駅管内間電話を活用し、所定の緊急通信連絡を行う。
- (イ) 必要に応じて移動局等により保守無線回線の構築をおこない、電力司令所及び運輸司令所と通信連絡を行う。

ウ 応急用資材の確保

復旧用資材については必要量を常時確保している。

3 河川施設等

(1) 対策内容と役割分担

① 河川関係障害物除去

機関名	対策内容
都建設局	○ 舟航河川における障害物を除去しゅんせつ ○ 清掃船の航行可能河川における浮遊物を除去

② 河川及び内水排除施設

機関名	対策内容
区	○ 水防活動と並行して管内の河川管理施設を重点的に巡視。被害箇所については、直ちに都に報告するとともに必要な措置を実施
都建設局	○ 河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努め、必要な応急措置を実施
都下水道局	○ 管路や高潮防潮扉、水再生センター、ポンプ所等の被害状況を確認し、必要な応急措置を実施
関東地方整備局京浜河川事務所	○ 堤防、護岸、排水施設等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。

【防災船着場の運用】

都は、災害時に河川が物資等の緊急輸送経路として活用できるように、避難場所等に隣接して防災船着場を整備している。

このうち、都所有の防災船着場についての発災時の運用は、統一的な運用の観点から、下記のとおりとする。

機関名	都・区災害対策本部等設置期間中	都・区災害対策本部等立ち上げ時
都本部	運用指示主体 (都全体の災害対策活動の中で調整を行い、必要がある場合、区本部に運用の指示をする。)	都本部は、区本部が防災船着場の運用主体になり、防災船着場として利用が可能になった事を防災機関に周知
都建設局	運用支援主体 (損傷等に対する修繕・補修)	損傷の有無の点検を行い、安全を確認し、区本部へ引き継ぐ。引継ぎ後、都建設局本部に引継完了を報告
都港湾局	<u>運用支援主体</u> <u>(損傷等に対する修繕・補修)</u>	<u>損傷の有無の点検を行い、安全を確認する。</u>
区本部	運用主体 (一切の運用管理権限を掌握)	都建設局の安全確認点検後、運用主体として、引継ぎを受け、都本部に報告

(2) 業務手順

① 河川関係障害物除去

- 都港湾局は、舟航河川における障害物を 除去する。
- 関東地方整備局京浜河川事務所は、河川機能確保のため、土砂等の障害物を除去する。

② その他応急措置

- 発災直後において道路通行が不可能なときは、医療救護班や重篤患者の移送手段として、都建設局が所有する水上バス等を活用する。移送に当たっては、清掃船等により河川障害物除去が行われた後、安全を確保した上で実施する。

(3) 詳細な取組み内容

① 河川関係障害物除去

【実施主体】区災対土木部、都第二建設事務所、関東地方整備局京浜河川事務所

【河川及び内水排除施設・砂防施設】

ア 工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所を発見した場合には、直ちに適切な処置を講ずるとともに、地震による施設の破壊が予想される箇所についても、あらかじめ調査し、対策に万全を期す。

(ア) 工事中の現場で氾濫等の危険ありと判断される場合、関係者に対し、締切り又は仮設物の撤去をさせる。

(イ) 低地帯へ浸水防止のため、土のう積みを実施する。

(ウ) 多摩川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）以上に達した場合には、水門陸閘（こう）を閉鎖し、内水防止のため排水ポンプを設置する。

イ 河川管理者は、河川が地震等により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に公共の安全確保上緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

(ア) 堤防の決壊、護岸、天然河岸の破壊で区民の日常生活に重大な影響を与えているもの。

(イ) 堤防の決壊（または破堤）のおそれがあるもの。

- (ウ) 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで根固めをする必要があるもの。
(エ) 河川の埋そくで流水のそ通を著しく阻害するもの。
(オ) 護岸、床止、水門、ひ門、ひ管又は天然の河岸の全壊でこれを放置することにより、著しい被害を生ずるおそれがあるもの。

② 河川及び内水排除施設

【実施主体】都下水道局

- 水再生センター・ポンプ所等の排水施設に被害を受けた場合は、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、区関係部局及び水防団体との相互の協力及び応援態勢の確立を図り、速やかに施設の応急復旧に努める。

4 水道

(1) 対策内容と役割分担

情報収集及び連絡、点検、調査等を行う。

機関名	対策内容
都水道局	○ 異常箇所等についての情報収集及び連絡を徹底 ○ 施設の点検・被害調査を実施 ○ 被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大するおそれがある場合の応急措置を実施

5 下水道

(1) 対策内容と役割分担

下水道局災害対策本部を設置し、下水道施設の調査、点検を行い、被害状況を把握する。

機関名	対策内容
都下水道局	○ 下水道施設の調査、点検等を実施し、被害情報の収集及び連絡を徹底 ○ 復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合、被害の拡大するおそれがある場合の応急措置を講じるとともに、工事現場の応急対策を実施 ○ ポンプ所、水再生センターにおけるポンプ及び諸機械の運転を継続

6 電気・ガス・通信等

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
東京電力パワースタリッド	○ 資材の調達・輸送 ○ 震災時における危険予防措置 ○ 応急工事 ○ 災害時における電力の融通

機関名	対策内容
東京ガスグループ ガス事業者	○ 被害情報の収集 ○ 事業所設備等の点検 ○ 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止等の措置 ○ ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置 ○ 被害推定に基づく応急措置 ○ 遠隔再稼働による速やかなガス供給再開 ○ 資器材等の調達 ○ 移動式ガス発生設備による臨時供給 ○ 避難所等への LP ガス供給
NTT 東日本	○ 各対策組織相互の通報、連絡は情報を統括する組織を窓口として行う。 ○ 重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、必要な情報を収集し、関係組織相互間の連絡、周知を行う。 ○ 災害等に際し、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図るために臨機に措置を取る。 ○ 区立小中学校等の避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。 ○ 安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。
各通信事業者	○ 被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集 ○ 自治体への通信障害・復旧状況等の情報共有及び自治体要望・活動状況の情報収集 ○ 重要通信の確保による応急復旧対策、広報活動等 ○ 災害対策用機材、車両等の確保 ○ 通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策

(2) 業務手順

- 災害対策本部や報道機関等から被害情報を収集するとともに、自社の被害状況を把握する。
- 資材の在庫を常に把握し、応急対策に必要な資材で不足するものは調達・確保する。
- 防災活動等において、安全確保のため必要な場合は、危険予防措置を実施する。
- 応急措置を実施する。

第3 復旧対策

1 道路・橋梁

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対土木部	○ 区道上の障害物除去及び応急復旧の実施 ○ 道路・路面・橋梁等の被害は、速やかに復旧する ○ 関係機関と連携し、必要に応じて埋戻し作業をする ○ 舗装を速やかに補修する ○ 落橋したものは、速やかに撤去し、主要道路より仮橋を設置する ○ 落橋した横断歩道橋等は、安全を確保しながら直ちに撤去する ○ 道路損傷は、管理者に連絡し協力する
都建設局		○ 道路の被災箇所、被害がある箇所の復旧 ○ 都道上の障害物除去作業及び障害物の搬出
首都高速道路		○ 災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を図る。
関東地方整備局東京 国道事務所		○ 応急復旧工事を行い、緊急輸送路としての機能を確保
都港湾局		○ 所管道路の障害物除去及び応急復旧の実施
東日本高速道路 中日本高速道路		○ 速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を実施

2 鉄道施設

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
各鉄道事業者 ・京王電鉄 ・小田急電鉄 ・東急電鉄		○ 施設の被害状況に応じた復旧の実施

(2) 詳細な取組み内容

【実施主体】各鉄道事業者

- 鉄道施設は、震災後の都市機能の確保や各種の復旧対策に寄与するため、速やかに応急復旧を行い、輸送の確保に努める。
- 各鉄道事業者は、応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき、再び同様な被害を受けないよう、本復旧計画を立て実施する。

3 河川及び内水排除施設等

(1) 対策内容と役割分担

① 河川及び内水排除施設

機関名		対策内容
区	◎災対土木部	○ 区内の河川管理施設・排水場施設に被害が生じた場合の復旧対策
都建設局		○ 破損等の被害を受けた場合の復旧対策 ○ 23区内の河川管理施設の応急・復旧を図るとともに、区市町村の実施する応急措置を支援
都下水道局		○ 下水道管、水再生センター・ポンプ所等の排水施設の復旧対策
関東地方整備局京浜河川事務所		○ 都及び区市町村等の行う応急対策への支援

(2) 詳細な取組み内容

【実施主体】区災対土木部、都第二建設事務所、関東地方整備局京浜河川事務所

- 排水機場に被害を生じた場合は、直ちに都建設局に報告し、移動式排水ポンプ車の派遣を求め、これにより排水作業を継続し、内水の氾濫による被害の拡大を防止する。
- 23区内の区が管理する河川管理施設の応急復旧対策については、大規模なものを除き、都の助言の下にこれを実施する。
- 工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所を発見した場合には、直ちに適切な処置を講ずるとともに、地震による施設の破壊が予想される箇所についても、あらかじめ調査し、対策に万全を期す。
 - ア 工事中の現場で氾濫等の危険ありと判断される場合、関係者に対し、締切り又は仮設物の撤去をさせる。
 - イ 低地帯へ浸水防止のため、土のう積みを実施する。
 - ウ 多摩川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）以上に達した場合には、水門陸閘（こう）を閉鎖し、内水防止のため排水ポンプを設置する。
- 河川管理者は、河川が地震等により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に、公共の安全確保上緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。
 - ア 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で区民の日常生活に重大な影響を与えているもの。
 - イ 堤防護岸等の決壊で破堤のおそれがあるもの。
 - ウ 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで根固めをする必要があるもの。
 - エ 河川の埋そくで流水のそ通を著しく阻害するもの。
 - オ 護岸、床止、水門、ひ門、ひ管又は天然の河岸の全壊又は決壊でこれを放置することにより、著しい被害を生ずるおそれがあるもの。

【実施主体】都建設局

- 都が管理する河川管理施設については、応急復旧対策を全般的に実施する。
- 区市町村の実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断の下に実施する。
- 排水機場施設の被害をとりまとめるほか、総合的判断の下に、移動式排水ポンプ車の派遣を決定する。
- 区が管理する河川管理施設の応急・復旧対策について区に技術的助言を行うほか、大規模なものについては直接実施する。

【実施主体】都下水道局

- 水再生センター、ポンプ所等の排水施設に被害を受けた場合は、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、区関係部局及び水防団体との相互の協力及び応援態勢の確立を図り、速やかに施設の復旧に努める。
- 復旧活動に当たっては、災害時における水再生センター等の応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体と連携して対処する。

4 水道

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
都水道局	○ 取水・導水施設の復旧対策 ○ 浄水・配水施設の復旧対策 ○ 送・配水管路、給水装置の復旧対策

(2) 詳細な取組み内容

【実施主体】都水道局

- 取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は、最優先で行う。
- 浄水施設及び配水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。
- 管路の復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位を基に、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。なお、資機材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。
- 送・配水管路における復旧活動は、断水区域を限定し、可能な限り給水を継続しながらあらかじめ定めた優先施設から順次復旧する。
- 公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。
- 首都中枢機関、災害拠点病院等の重要施設は、配水小管の復旧及び通水状況に併せ、機能が回復するよう優先して復旧に当たり、順次その他の給水管についても復旧を行う。

- 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等が自ら行うことを原則とする。

5 下水道

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
都下水道局	○ 下水道管の復旧対策の実施 ○ 水再生センター・ポンプ所等の復旧対策の実施

(2) 詳細な取組み内容

【実施主体】都下水道局

- 被害が発生したときは、主要施設から復旧を図る。復旧順序については、水再生センター、ポンプ所、幹線管きょ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きょ、ます・取付管の復旧を行う。

<[下水道管](#)等>

- ・ 緊急調査で判明した被害について、汚水の流下機能を確保するための復旧を行う。

<水再生センター・ポンプ所等>

- ・ 水再生センター・ポンプ所等は、流下機能の確保と揚水、[沈殿](#)、消毒機能の回復を図り、さらに環境負荷の低減、公共用水域の水質の向上に努める。

- 被害状況に応じ、他の大都市等へ復旧支援を要請し、その受入に対応する。

6 電気・ガス・通信等

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
東京電力 パワーグリッド	○ 電力供給上復旧効果の大きいものから実施
東京ガス グループ ガス事業者	○ 二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施
各通信事業者	○ 応急復旧による通信確保

(2) 詳細な取組み内容

① 電気施設

【実施主体】東京電力[パワーグリッド](#)

災害に伴う応急・復旧対策については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。

ア 被害状況の把握

電力施設等の被害状況及び復旧状況や停電による主な影響状況等を迅速、的確に把握する。

イ 復旧計画の作成

早期の停電解消を最優先に、仮復旧を前提とする復旧方針のもと、復旧計画を作成する。

ウ 災害時における応援の組織・運営

非常災害対策支部のみの災害活動では困難であると判断した場合には、本社本部及び総支社本部に復旧応援隊の編成を要請し、必要な支援を受ける。

エ 資材の調達・輸送

非常災害対策支部は、資材の在庫品を再調査し、第一線機関等相互の流用または本社対策本部に対する応急資材の請求により速やかに確保する。

オ 震災時における危険予防措置

震災時、原則として送電を継続するが、感電災害を防止のため、感電のおそれがある設備を発見した場合は、送電停止等の適切な危険予防措置を実施する。

警察、消防機関等からの要請があった場合は、危険予防措置を講ずる。

カ 応急工事

- 送電設備については、ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。
- 配電設備については、配電設備の応急復旧による迅速、確実な復旧を行う。
- 人命に係る3次医療機関等、官公署、報道機関、避難所等を優先するなど災害状況、各設備の被害復旧の難易度等を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

② ガス施設

【実施主体】東京ガスグループ

- ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。
- さらに、必要に応じて次の対応を行う。
 - ・ 社会的優先度の高い病院や老人福祉施設、避難所などには、「移動式ガス発生設備」を用いて、スポット的にガスを臨時供給する。
 - ・ 地震災害などの大きな被害があった場合、全国のカス会社は相互に応援し合って、一日も早い供給再開に向けて対応する。
 - ・ 地震が発生したときには安全な換気方法、ガスメーターの復帰方法、都市ガスの供給停止地域、都市ガスの復旧予定などの情報をいち早く広報する。

③ 通信施設

【実施主体】NTT 東日本

ア 応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

(ア) 被災した電気通信設備等の復旧は、速やかに実施する。

(イ) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。

(ウ) 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携する。

イ 災害復旧

(ア) 応急復旧工事終了後、被害原因の調査分析をし、必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。

(イ) 被災地における地域復興計画の作成・実行にあたっては、これに積極的に協力する。

ウ 復旧順位とサービス復旧目標

順位	復旧する電気通信設備	サービス復旧目標
1	○ 気象機関に設置されるもの ○ 水防機関に設置されるもの ○ 消防機関に設置されるもの ○ 災害救助機関に設置されるもの ○ 警察機関に設置されるもの ○ 防衛機関に設置されるもの ○ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの	24 時間以内
2	○ ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 選挙管理機関に設置されるもの ○ 新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの ○ 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ○ 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除く。）	3 日以内
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの	10 日以内 (※)

(※) 激甚災害の場合は14日以内

【実施主体】各通信事業者

- 重要通信の確保又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、気象等の状況や電気通信設備等の被害状況などの情報を収集し、関係組織間相互の連絡を行う。
- 非常態勢が発令された場合は、速やかに対策本部等に出動する。
- 被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行うなど、早期復旧に努める。
- 応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。

被災地における地域復興計画の作成・実行に当たっては、これに積極的に協力する。

第5章 応急対応力、広域連携体制の強化

本章における対策の基本的考え方

○ 広域的な視点からの応急対応力強化の基本的考え方

大規模な震災が発生した場合、発災直後の的確かつ迅速な初動対応が多くの命を救うことにつながる。このため、区本部においても、被害の状況に応じた機動的な対応や、各部、都、自衛隊をはじめとした関係防災機関との迅速かつ円滑な連携ができる体制の強化が必要である。一方で、一自治体単独での対応には自ずと一定の限界もあり、近年の災害の教訓を踏まえると、初動時からの円滑な広域応援の調整が必要である。また、応援部隊が円滑に活動できる拠点施設等の確保も必要である。

本章では、大規模な地震が発生した場合における、区本部の体制や、国及び都や他自治体などとの広域的な連携及び応援部隊の活動拠点の整備等について示す。

第5章 広域的な視点から

第1節 現在の到達状況

- 震度5弱以上の地震が発生した場合、世田谷区災害対策本部を自動的に設置
- 広域連携体制の整備（令和2年4月）
 - ・相互協力支援協定（東京23区）
 - ・相互援助協定（狛江市、群馬県川場村）
 - ・相互応援協定（城南5区、調布市、つくば市、高崎市、小山市、熊谷市、十日町市、三鷹市、松本市）
- 各種協定締結の継続を推進
- 都が指定するオープンスペース等の候補地と

第2節

- 区災害対策本部としての体制化、職員の安否確認態勢、稼働できない間の業務継
- 広域連携体制の実効性確定に係る連絡体制・運用
- 大規模救出救助活動拠点に関する調整

最終版で修正

第3節

- 自衛隊・警察・消防などとの連携して本部の対応能力
- 協定自治体等の広域連携体制の一層の強化、国・都・他自治体・関係機関等と円滑な協力体制及び
- 大規模な救出・救助活動や復旧活動のための拠点となるオープンスペースの確保、受援や

第5節 具

地震前の行動（予防対策）

○ 初動対応体制の整備

- 区の活動体制の整備（活動庁舎の機能強化等）
- 発災時の受援応援体制の充実
- 区及び防災関係機関による防災訓練
- 区の業務継続体制の確保
- 消火・救助・救急活動等の体制整備

○ 広域連携体制の構築

- 都・他区市町村等との協力体制確立
- 民間団体・ボランティアとの協力体制確立

○ 応急活動拠点の整備

- オープンスペース・大規模救出救助活動拠点等の確保・整備
- ヘリコプター活動拠点の確保、ヘリサインの設置

地震直後の行動（応急対応）

○ 初動態勢

- 世田谷区災害対策本部
- 消火・救助・救急活動
- 区民、東京消防庁・消

○ 応援協力・派遣要請

- 都・他区市町村等との
- 民間団体等との応援協
- 自衛隊への災害派遣要

○ 応急活動拠点の調整

- オープンスペース等の

○ 他自治体への応援

- 他自治体への応援体制

からの応急対応力の強化

課題

全体的な職員配置体制の具
勢の確立、情報システムが
続
保、災害時における支援協
の更なる検討
の連絡体制や使用施設等に

第3節 対策の方向性

- 区災害対策本部機能の強化、区災害対策本部の職員配置体制の検討、職員の安否確認手段の周知徹底、図上訓練等による応援手順の検証
- 広域連携に係る調全体制の強化、防災関係機関や事業者を含めた協力機関との連携の推進
- 大規模救出救助活動拠点の活用、区独自の拠点の整備、拡大

最終版で修正

力を向上するための体制構築

が受援応援体制の構築、協定自治体や関係機関等からの人員や支援物資の受入態勢を具体化
や発災時に備えた大規模救出救助活動拠点、復旧活動拠点に係る計画策定

体的な取組

策) 発災後72時間以内

地震後の行動（復旧対策）

発災後1週間目途

の設置・運営

1（情報連絡体制、救出・救助活動の支援等）

防署・消防団、警察、防災機関等の活動体制

の応援協力

の力

の請

の使用調整等

の整備

第5章 応急対応力、広域連携体制の強化

第1節 現在の到達状況と課題

1 初動対応

区内において大規模な災害が発生し、又は発生すると認められたときは、迅速に災害対策活動を実施できるよう区本部を設置する。なお、平成25年度より、非常配備態勢指定における参集基準を変更し、震度5弱以上の地震が発生した場合は、区本部を自動的に設置し、職員が参集する体制を整備した。

【課題】

- [区本部としての全体的な職員配置体制の検証](#)
- [職員の安否確認手段の周知徹底](#)
- [世田谷区業務継続計画（BCP）等の検証・更新](#)

2 広域連携体制

災害時に他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう、広域連携体制として以下のとおり災害時の相互応援に関する協定を締結し、応援体制を構築している。

区は、他自治体との協力協定、各種協定締結の継続を推進しており、令和6年4月現在の協定数は [393](#) となる。

相互協力支援協定	東京 23 区
相互援助協定	狛江市、群馬県川場村
相互応援協定	城南5区（品川区、目黒区、大田区、渋谷区、世田谷区）、調布市、つくば市、高崎市、小山市、熊谷市、十日町市、三鷹市、松本市

令和6年4月1日現在

【課題】

[広域的な物資調達や帰宅困難者対策、広域避難などについては、自治体の枠を超えた対応が求められる場合もあり、近隣自治体等との円滑な連携を図るため、広域連携体制の実効性を高める必要がある。](#)

[また、災害時における支援協定について、連絡体制・運用の更なる検討が必要となる。](#)

3 大規模救出救助活動拠点の整備

大規模な災害発生後すぐに、広域支援・救助部隊等が被災者の救出、救助等を行うための活動拠点として、都が指定するオープンスペースを大規模救出救助活動拠点の候補地として活用する。

〔屋外施設〕

候補地名称	所在地	想定候補面積 (m ²)	へり離発着想定面 (m) 及び現況	
都立駒沢オリンピック公園	駒沢公園 1-1	18,000	100×80	陸上競技場
都立砦公園	砦公園	15,000	80×100	野球場

〔屋内施設〕

候補地名称	所在地	アクセス道路
世田谷清掃工場	大蔵 1-1-1	環状 8 号線
千歳清掃工場	八幡山 2-7-1	環状 8 号線

* 災害時臨時離着陸上候補地一覧〔資料編資料第●・P●●〕

【課題】

救出・救助活動やライフライン等の復旧活動を迅速に実施するためには、部隊のベースキャンプ地や資器材等の置き場所などが必要であり、連絡体制や使用施設等について事前に十分な調整を行う必要がある。

第2節 対策の方向性

1 初動対応体制の構築

区と関係防災機関が一体となって活動を展開できるよう、区本部体制等の検証・見直しを適宜実施し、災害対応・総合調整機能の強化や、自衛隊・警察・消防等との連絡調整機能の強化を図り、円滑な初動態勢を構築する。

2 広域連携体制の強化

協定間や関係機関で円滑な連絡調整や情報共有ができるよう、広域連携に係る調整体制を強化するとともに、防災関係機関や事業者を含めた協力機関との連携を推進する。

具体的には、各種団体との協定締結を推進し、定期的な協定内容の確認、修正を行い、協力体制及び受援応援体制の構築を図る。また、関係防災機関や事業者と連携して応急対応を実施するための連携チームを編成し、協定自治体や関係機関等からの人員や支援物資を受け入れる態勢を具体化する。さらに、区が実施する訓練に協定締結団体の参加を検討する。

3 大規模救出救助活動拠点の活用、区独自の拠点の整備、拡大

都が確保する広域支援・救助部隊のベースキャンプやライフラインの復旧活動拠点として確保するオープンスペースを活用し、大規模な救出・救助活動や復旧活動を円滑に実施する。また、受援や発災時に備えた大規模救出救助活動拠点、復旧活動拠点に係る計画を策定し、迅速な活動のための環境を整備していく。

第3節 具体的な取組み

第1 予防対策

1 初動対応体制の整備

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	災対各部	○ 災対各部での災害マニュアル等の整備・更新・訓練を実施する。 ○ 職員の研修等を実施する。 ○ 他の防災関係機関による訓練への積極的な参加を推進する。 ○ <u>職員の安否確認手段を周知徹底する。</u>
都水道局		○ 各部と事業所が一体となった総合訓練及び事業所ごとに行う個別訓練を、年1回以上行う。
都下水道局		○ 下水道局南部下水道事務所と区は、共同して、災害時し尿投入場所マンホール確認訓練を年1回以上行う。
警視庁・警察署		○ 9月1日の震災警備訓練のほか、宿直時間帯における初動措置訓練等、年間を通じて区及び地域住民と協力して随時実施する。
東京消防庁・消防署		○ 地震火災等地震時の各種災害に対処するため、各消防署において、消防団、災害時支援ボランティア、防災区民組織、区民、事業所を対象として防災訓練を行う。 ○ 建物の倒壊や電車脱線等による多数の死傷者が発生する救助救急事象及び大規模な市街地火災に対処するため、医療機関、民間団体等と協力体制を確立し、連携した総合訓練を実施する。
NTT 東日本		○ 大規模地震を想定し、防災訓練を年1回以上実施する。 ○ 都、区、市の防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。
首都高速道路		○ 震災時において<u>災害応急対策措置等を迅速・的確に実施できるよう、</u>総合的かつ実践的な訓練を関係機関と連携しつつ実施する。
東京電力 <u>パワーグリッド</u>		○ 非常時における迅速・的確な情報連絡態勢の充実などを目的に、情報連絡を中心とした訓練を年1回以上、全社的に実施する。 ○ 自治体主催の総合防災訓練への参加、社員の防災教育
東京ガス <u>グループ</u>		○ 非常事態対策関係諸規則等に基づき、防災訓練を実施する。
京王電鉄		○ 公衆等の安全確保並びに早期復旧を図るため、随時所属員の教育及び訓練を行う。
小田急電鉄		○ 地震発生時等における初動対応、旅客の避難誘導、運転取扱い等また防災知識に関する教育・訓練を実施する。

機関名	対策内容
東急電鉄	○ 乗客の安全を確保するため、関係機関と協力して訓練を実施する。 ○ 防災対策に従事する従業員に対し、防災対策に必要な教育訓練を実施する。 ○ 災害時の情報連絡を円滑にするため、非常無線訓練（無線統制定期訓練、災害情報連絡訓練）をその都度実施する。
世田谷サービス公社 （エフエム世田谷）	○ 世田谷区との情報連絡に関する事項 ○ 放送機器類等の非常用設備動作に関する事項 ○ 世田谷区災害対策本部運営訓練への参加 ○ 定期訓練（緊急割込み放送、大規模停電を想定した訓練など）
郵便局	○ 防災週間及び防災とボランティア週間を中心に防災訓練を実施するほか、計画的な机上訓練を実施し、職員の意識の高揚を図る。
世田谷ケーブルテレビ協議会	○ 世田谷区及びケーブルテレビ事業者間における情報連絡に関する事項 ○ 放送機器類等の非常用設備動作に関する事項
都総務局	○ 首都直下地震等対処要領の策定 ○ 総合防災訓練の実施

*各機関における情報連絡体制一覧〔資料編資料第●・P●●〕

（２）詳細な取り組み内容

① 活動庁舎

〔世田谷区庁舎の概要〕

庁舎	耐震性	非常用発電機			
		場所	燃料種別	容量 (ℓ)	作動時間 (h)
本庁第2庁舎	昭和 44 年竣工、平成 15 年耐震改修 →新耐震基準と同等の性能を確保	屋上	軽油	390	70
		地階	軽油	490	8
本庁舎	令和 11 年完成予定（新耐震基準）	西棟屋上	特 A 重油	120,000	168
		東棟屋上	特 A 重油	120,000	168
城山分庁舎	平成 18 年竣工（新耐震基準）	1 階	ガソリン	10	17
三軒茶屋分庁舎	昭和 46 年（平成 16 年耐震工事済）	屋上	軽油	90	2.7
梅丘分庁舎	昭和 58 年竣工（新耐震基準）	二	二	二	二
二子玉川分庁舎	昭和 53 年竣工、平成 23 年耐震診断の結果 Is 値 0.75 以上を確保	屋上	ガソリン	39	5
事務センター	平成元年竣工（新耐震基準）	屋上	軽油	490	16.6
北沢総合支所庁舎	平成 2 年竣工（新耐震基準）	8 階	プロパン	(※1)	73
		地下 3 階	軽油	950	9
玉川総合支所庁舎	昭和 42 年竣工、平成 15 年耐震改修 →新耐震基準と同等の性能を確保 令和 2 年改築	屋上	A 重油	6500	72
砧総合支所庁舎	平成 21 年竣工（新耐震基準）	地下	軽油	10,000	72
烏山総合支所庁舎	平成 3 年竣工（新耐震基準）	地下	特 A 重油	1,950	8.8

※1 プロパンガスボンベ 10 本設置

ア 災害対策本部機能

区は新たな本庁舎の整備に際し、以下のとおり、災害対策本部機能の強化を図った。

今後は、機能の維持に努めるとともに、更なる強化を検討する。

- 本庁舎全体に供給できる非常用発電機と 72 時間稼働できる燃料タンクを整備した。
- 新庁舎は大地震動後、人命の安全確保に加えて十分な機能確保ができる免震構造とした。
- 発災直後から災害対策機能が確立できるよう災害対策本部長室、災害対策本部会議室、オペレーションルーム、無線室等の災害対策本部機能を本庁舎東棟 3 階に集約した。
- 大規模災害時の対応において、被害状況の把握、災対統括部から災対各部間の情報伝達や情報共有を行うため、サーバー室を東棟地下 1 階と西棟地下 2 階に設置した。
- 区民、職員が災害時に適切に避難できるよう分かりやすい案内を行うとともに、障害者の避難も考慮し、デジタルサイネージの活用、火災報知器と連動した光警報器や音声誘導装置等を設置した。
- 情報収集・分析及び災害対策本部内での情報共有を迅速かつ効果的なものにし、対応方針等の意思決定を適切に行うことを目的とした総合防災情報システムを導入した。
- 東西敷地に 1 箇所ずつ防火水槽を設置した。
- 災害時の電力確保として、受変電設備や非常用発電機を東西に分散して適切に設置し、災害発生時からインフラ復旧までの庁舎機能を維持する。
- 情報収集のため、防災無線、電話、情報、テレビ等が利用できるよう、各機器には非常用電源を供給している。
- マンホールトイレに代わり、東西 1 期棟の屋内トイレを災害時に使用する。

【今後の検討項目】

- 広場は緊急車両（自衛隊・警察車両など）・物資供給車両のスペースとしての活用、東 2 期棟 1 階に様々な情報発信の場として、エフエム世田谷のサテライトスタジオの設置、区民会館を災害時の物資集積場所として利用するなど、物資・情報供給拠点として活用する。
- 低層階全体の災害対策施設へと転換できるよう、東 2 期棟 1 階の区民交流スペースを災害時に活用可能なスペースとする。
- 災害時の本庁舎従事職員 1,300 人分の食糧、飲料水 3 日分及び排便収納袋を収納する防災備蓄倉庫を東 1 期棟地下 1 階に配置する。

イ 区本部の代替機能の確保

- 区は、区本部が被災した場合等、区本部を本庁舎東棟内に設置できない場合は、下記の順位に従い、区本部の予備施設を指定する。

〔区本部施設の指定〕

- 本部長室等を本庁舎東棟内に設置できない場合に備え、次のとおり、区本部の予備施設を指定し、通信設備などの整備を図る。
- 次に掲げる順位で、区本部の予備施設を指定する。なお、事態の状況に応じ、区長の判断により順位を変更することができる。

順 位	施 設 名	場 所
第1順位	砧総合支所	成城6-2-1
第2順位	玉川総合支所	等々力3-4-1

ウ まちづくりセンターの防災機能の強化

区本部が立ち上がった場合には、区内のまちづくりセンターは、拠点隊として被災状況等の情報収集を行う。震災初動期における迅速な対応を図るため、まちづくりセンターに対し、防災無線、非常用発電機などの装備の充実により、防災機能の強化を図る。

② 発災時の受援応援体制の充実

- 庁内、都・区間、区・協定締結団体間等の受援・応援に係る調全体制を強化する。
- ボランティア、NPO と区との連絡調全体制等を強化する。
- 災害時における防災関係機関と区災対各部の連絡員の連携体制を確立するとともに、震災初動期に区本部に集結する連絡員との定期的な連携訓練を行うなど、平時からより一層顔の見える関係づくりに努める。
- 区災対各部と協定締結団体との平時から顔の見える関係づくりに努める。

③ 区及び防災関係機関による防災訓練

- 区、防災関係機関が災害時の協力体制と応急対策活動の習熟を図り、災害時の防災行動力の向上を目指す。

【実施主体】区災対各部

災害対策本部 運営訓練	災害対策本部長を中心に指揮・命令が円滑に伝達されるよう被害想定に基づき、ICS（IncidentCommandSystem（インシデント・コマンド・システム）の略。緊急時に複数の関係機関が効率良く連携することができる緊急体制・組織の運用法。）の考え方、図上訓練の手法を取り入れ、本部員及び職員の教育・訓練を実施する。	
職員参集訓練	勤務時間外に震度6弱以上の地震が発生又は警戒宣言が発せられたという想定で、職員を対象に実施する。	
情報通信訓練	区防災情報システム運用 訓練	高所カメラ情報システム、防災情報管理システム
	都防災無線システム	一斉通報定期訓練、無線統制定期訓練、災害情報システム通信訓練、画像通信訓練、風水害情報連絡訓練、警戒宣言情報連絡訓練
区災対各部に おける訓練	現在、区災対各部では、拠点隊訓練（区災対地域本部）や福祉避難所（高齢者）（障害者）指定施設等との訓練（区災対保健福祉部）等を実施しているが、区災対各部の事務分掌において、マニュアルの検証や課題の整理等を目的とした訓練の実施を更に進める。	

2 業務継続体制の確保

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○ 世田谷区業務継続計画（BCP）等の検証・更新
都各局	○ 都政のBCPに基づいた各局マニュアルの整備 ○ 区市町村、監理団体の業務継続計画（BCP）の策定支援

(2) 詳細な取組み内容

業務継続計画とは、災害発生時等に優先すべき業務を特定するとともに、業務実施に必要な資源の確保・配分やそのための手続きの簡略化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上を図り適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

区は、都の計画を踏まえ平成22年11月に「世田谷区業務継続計画＜震災編＞」（BCP）を策定し、現在は平成30年（2018年）修正が最新版となっている。

3 消火・救助・救急活動体制の整備

(1) 対策内容と役割分担

消火・救助・救急活動等を迅速かつ的確に行うため、必要な体制を整備する。

機関名	対策内容
区 ◎災対地域本部 災対統括部	○ 東京消防庁等と連携し、消火・救助・救急活動等を <u>迅速かつ的確</u> に行うため、必要な体制を整備
警視庁・警察署	○ 災害時に必要な装備資器材の整備及び充実強化 ○ 緊急交通路等を確保するために必要な体制の強化
東京消防庁・消防署	○ 災害時に必要な装備・資器材の充実強化を図り、消火・救助・救急体制を整備 ○ 関係機関と連携した多数傷病者の搬送体制の確立 ○ 区内の消防団の教育訓練を充実 ○ <u>外国人への救急対応の充実強化</u>
関係防災機関	○ 防災業務計画等について見直しを行い、必要に応じて修正
自衛隊	○ 災害派遣計画等の整備
関東地方整備局	○ 関東ブロックを管轄する防災関係機関が連携した、「関東防災連絡会」による、情報共有・連絡体制の構築

(2) 詳細な取組み内容

① 消防団体制の強化

【実施主体】東京消防庁・消防署

消防団は、震災時には消防署隊と連携し災害活動に当たるとともに、平時は地域住民への防災指導を行うなど、地域防災の中核として重要な役割を担っている。

こうした住民指導体制の充実を図るため、人口動態、職業構成など、区内の特性に対応した事業所団員等を含めた消防団員の確保策を推進し、消防団組織を強化するほか、

活動の拠点として、分団本部を整備する。

また、消防団員が、生業において使用する資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制（特殊技能団員、消防団協力事業所等）の整備を図るとともに、可搬ポンプ、可搬ポンプ積載車、簡易救助器具、防塵マスク、照明器具、携帯無線機、非常食料、応急救護資器材等の整備・増強を図る。

*消防団格納庫一覧〔資料編資料第●・P●●〕

② 東京消防庁・消防署の消防活動体制

【実施主体】東京消防庁・消防署

- 平時の消防力を震災時においても最大限に活用するため、過去の主な震災における地震被害状況、活動状況を踏まえた各種の計画等を策定し、有事即応体制を強化する。
- 震災時等に重機等の特殊な車両やドローン等の資器材の円滑な活用が図れるよう、平時から技術者養成や訓練を継続して行うことで更なる災害対応力の向上に努める。
- 震災時に同時多発する救急事象に対応するため、整備計画に基づいて救急隊の増強整備を図り、非常用救急車の運用を含め震災時の傷病者搬送体制を強化する。
- 長期間に及ぶ消防活動を間隙なく継続するため、震災時における職員の後方支援体制や、消防車両の整備体制の充実強化を図る。
- 緊急消防援助隊など全国からの応援部隊の受入れや平常時の消防隊の訓練などが可能な総合的な防災拠点を活用し、災害対応力の強化を図る。
- 多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」を活用し、外国人への救急対応の充実強化を図る。

③ 警視庁・警察署の救出救助体制

【実施主体】警視庁・警察署

- 災害時に必要な装備資器材の充実強化を図り、効果的に資器材を活用した迅速、的確、安全な救出救助活動体制を整備する。
- 発災時に迅速な救出救助活動が実施できるよう、警察署に平素から、機動隊等のレスキュー隊経験者を中心とした救出救助部隊を編成し、各種訓練を反復、継続して実施することにより、署員の災害対処能力の向上に努める。
- 発災直後から緊急自動車専用路を速やかに確保するため、継続して交通規制訓練を実施するとともに、交通規制用資器材の整備を図る。

④ 自衛隊の活動体制

【実施主体】自衛隊

- 東日本大震災の教訓等を踏まえ、災害派遣に関する各種計画等を修正する。
- 都、関係防災機関等と連携した実践的な防災訓練の実施、参加により、その連携を強化する。

4 広域連携体制の構築

(1) 他区市町村等との協力

- 災害時における応急対策に万全を期すため、区は、平素から他区市町村と連携を密にし、協力体制確立に努めるものとする。
- 区が他の区市町村に対し応援を求め、又は応援する場合、その事務が円滑に行われるよう、あらかじめ応援の種類、手続き等必要な事項について、一定の要件に基づき職員を派遣できる態勢を整えておくものとする。
- 区と同一災害で同一被災地とならないよう、遠隔地の自治体との間で、災害時における相互援助協定の締結を行っている。
- 直下型地震が発生した場合を想定し、遠隔地の自治体に限らず近隣自治体とも協定締結に向けて、必要により協議を行うものとする。
- 区が都を通じて他の区市町村等に対し人的応援を求め、又は応援する場合、その事務が円滑に行われるよう、あらかじめ応援の種類、手続き等必要な事項について、一定の要件に基づき職員を派遣できる態勢を整えておくものとする。
- 人的支援の受入に係る総合調整窓口を区災対総務部に設置する。また、応援側との連絡調整や区内部の調整等を行うため、受援調整会議を開催する。
- 協定締結市町村・交流自治体からの応援受入の窓口を災対区民支援部に設置する。
- 災対各部に受援業務担当を設置し、受援調整会議を通じた応援要請及び応援職員の受入を円滑に実施できる体制を整備する。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

＊災害対策基本法第 67 条

＊協力協定・覚書等一覧〔資料編資料第●・P●●〕

(2) 都との協力

- 区は、平素から都と災害対策上必要な資料の交換等連絡連携を密にするとともに、災害時には一層その連携の強化に努め、相互に協力して区内の応急対策の円滑な実施を図るものとする。

(3) 民間団体等との協力

- 区は、災害時に万全の対策を期するため、各民間協力団体と協力協定を結び、平素から連絡を密にするとともに、協力業務内容や協力方法を定め、協力団体との体制を確立しておくものとする。

＊協力協定・覚書等一覧〔資料編資料第●・P●●〕

(4) ボランティアとの協力

- 区、世田谷ボランティア協会、世田谷区社会福祉協議会、NPO は、災害時におけるボランティア活動の支援について、相互に協定を締結し、協力することとする。

＊災害時におけるボランティア活動等に関する協定書（世田谷ボランティア協会）

〔資料編資料協定第●・P●●〕

＊災害時における活動等に関する協定書（世田谷区社会福祉協議会）

〔資料編資料協定第●・P●●〕

＊災害時における被災者への支援活動に関する協定

（世田谷ボランティア協会・世田谷区社会福祉協議会）

〔資料編協定資料第●・P●●〕

5 応急活動拠点の整備

（１）対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	災対統括部	○ 応急活動拠点の整備について、都に協力する
都総務局・都関係局		○ オープンスペースの確保・整備 ○ 大規模救出救助活動拠点等の確保・整備 ○ ヘリコプター活動拠点の確保 ○ ヘリサインの整備

（２）詳細な取組み内容

① オープンスペースの確保・整備

【実施主体】都総務局、都関係局

区は、都が実施する次の取組みに協力する。

〔都が実施する取組み〕

○ 震災時には、避難誘導、救出・救助、医療搬送、ボランティア参集、ライフライン復旧などの応急対策活動を迅速かつ効率的に行うことで、人命の保護と被害の軽減を図るとともに、震災後の都民生活の再建と都市復興を円滑に進めることができる。そのため、事前にこれらの活動の拠点等となる土地及び家屋の確保に努めることを東京都震災対策条例で定めている。

○ 都は、都内の利用可能なオープンスペースを国及び関係機関と協議の上で把握し、具体的な使用方法等を確立する。

震災時の応急対策活動が円滑に行えるよう、活動拠点やアクセス機能の整備について、施設管理者が都及び関係市区町村の協力の下に取り組むとともに、都と施設管理者は、発災時の使用に係るマニュアル等を作成する。

② ヘリコプター活動拠点の確保

【実施主体】都総務局、都関係局、区

区は、都が実施する次の取組みに協力する。

〔都が実施する取組み〕

○ 都及び区は、ヘリコプターによる援助物資や人員の緊急空輸を考慮して、予め災害時臨時離着陸場候補地を選定し、関係機関との調整を図るものとする。

○ 医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場については、都が指定する災害拠点病院から概ね5 km 以内の陸路地点に医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場を選定する。

都及び区は、上記以外の用途のヘリコプター離着陸場としての候補地をあらかじめ選定し、災害時には、この候補地の中から必要に応じて使用するための措置を国や関係機関と連携して行う。

＊災害時臨時離着陸場候補地一覧〔資料編資料第●・P●●〕

③ 大規模救出救助活動拠点等の確保・整備

【実施主体】都総務局、都関係局

区は、都が実施する次の取組みに協力する。

〔都が実施する取組み〕

- 都は、自衛隊、広域緊急援助隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペースを国や区市町村及び関係機関と協議の上、あらかじめ確保することとしている。
- 区内においては、令和5年度現在、以下のとおり都が指定・告示している。
- 救出及び救助の活動拠点
 - ・ 救出・救助部隊の活動拠点
都立駒沢オリンピック公園、都立砧公園、世田谷清掃工場、千歳清掃工場
 - ・ ライフライン復旧活動拠点
世田谷清掃工場、千歳清掃工場

④ ヘリサインの整備

【実施主体】都関係局、区

区は、都が実施する次の取組みに協力する。

〔都が実施する取組み〕

震災時に、被災地上空から被害状況を確認するとともに、地上の救助機関部隊や都本部と連携し、迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行うため、ヘリサインは、応援航空部隊の道しるべとして、また、災害対策上重要な施設を上空から即時に特定する上で、重要な役割を果たす。区では、区内小中学校 42 箇所（令和6年3月現在）に整備している。

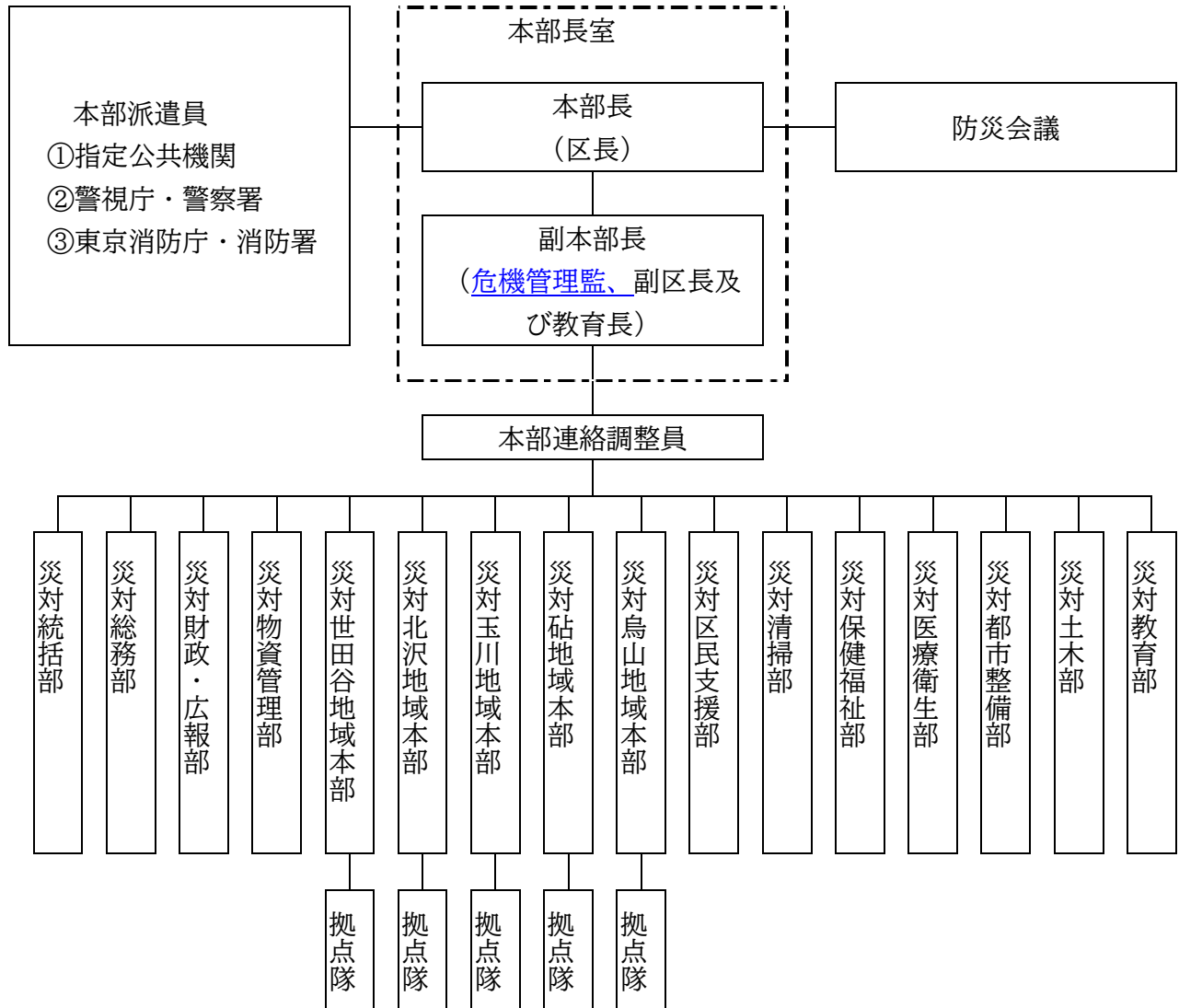
第2 応急対策

1 初動態勢

(1) 区の活動体制

区本部における事務分掌は、第2部1章のとおり。

〔世田谷区災害対策本部組織図〕



* 世田谷区災害対策本部条例施行規則〔資料編資料第●・P●●〕

① 区本部の設置等

【実施主体】区災対統括部、区災対総務部

ア 区本部の設置

- 区長は、区の地域において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に区本部を設置する。
- 危機管理部長は、区本部の本部員から区本部設置の要請があった場合、その他区本部を設置する必要があると認めるときは区本部の本部員を招集して協議の上、区本部の設置を区長に申請する。

- 緊急の場合、危機管理部長の判断により、区長に区本部の設置を申請する。
- 区長と連絡がとれないときは、「世田谷区災害対策本部条例施行規則」第4条に定める本部長の職務代理者により、区本部を設置できるものとする。
- 区は、夜間休日等の勤務時間外の地震発生に備え、情報連絡体制を確保する。

*世田谷区災害対策本部条例〔資料編資料第●・P●●〕

*世田谷区災害対策本部条例施行規則〔資料編資料第●・P●●〕

イ 区本部の設置基準

- 「災害対策基本法第23条の2第1項」に基づき、区長が次の基準に達したときに設置する。
- 大規模な地震、火災、爆発その他重大な災害が発生し、総合的な応急対策を必要とするとき。
- 暴風雨、大雨、浸水、洪水等による災害の発生のおそれがあり区本部の設置が必要と認められるとき。

ウ 区本部設置の通知

- 本部長は、区本部が設置されたときは、次に掲げる者のうち都知事、各部長については必ず、その他の者については必要と認めた者に対して、直ちにその旨を通知する。
 - (ア) 都知事 (イ) 各部長
 - (ウ) 区内防災機関 (エ) 隣接区市長

エ 区本部の標示の掲出

- 区本部設置後は、「世田谷区災害対策本部」の標示を掲出する。

オ 区本部の廃止等

- 本部長は、区の地域において災害の発生するおそれが解消したとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは区本部を廃止する。
- 区本部が廃止された場合において、引き続き災害応急対策を実施する必要があるときは所管事業を関係部長に引き継ぐものとする。

② 区本部等の配備態勢計画

【実施主体】区災対統括部

ア 情報連絡態勢

- 危機管理部長は、各本部員からの要請又は自らの判断により災害に関する情報を収集する必要があると認めたときは、災対各部に情報連絡態勢の職員配備を指令する。

イ 区本部の配備態勢

- 本部長は、区本部の活動に必要な職員を配置し、配置された職員は災害対策業務に従事する。
- 本部長は、災害の発生、又はそのおそれがある場合には、下記の基準により災害の状況に応じて、非常配備態勢への移行を指令する。

災害	区内震度	4		5弱以上	
	東海地震	調査情報(臨時)	注意情報		警戒宣言
	水害	発生若しくはおそれがあるとき			
情報連絡態勢	災害対策課・広報広聴課職員	○			
	・災害対策課、各総合支所地域振興課（調整係、地域振興・防災係等）、広報広聴課、総務課、職員厚生課職員全員 ・上記以外の全所属係長級以上の職員		○		
非常配備態勢	・上記以外の全職員 ※区内で震度5弱・強の地震が発生した場合、保育園職員及び清掃事務所勤務職員は、指定する職員のみ参集する。			○	
その他	別途指令する				○

* 世田谷区災害対策本部運営要綱〔資料編資料第●・P●●〕

ウ 震災時初動期職員行動マニュアル

世田谷区では「震災時職員行動マニュアル」を各部で整備している。

(ア) マニュアルの構成

- A 総論 B 時系列での行動目標 C 地震発生、参集までの行動
D 参集から態勢が整うまでの行動 E 区災対各部における応急対応行動

(イ) 平常時の備え

- A 災害時区民行動マニュアルに従い、職員は区民として平常時の備えをしておく。
B 時間外発災時には、職員体制が整うまでの間、参集した少人数の職員が様々な課題や作業に対応することが求められる。各人がそのような立場に置かれたことをイメージするためにもマニュアルを平常時から熟読し、いざという時に備えるようにする。
C 本マニュアルに沿った訓練や研修等を通して、実践的な対応能力の向上を図るとともにマニュアルの改定を適宜行うようにする。

(ウ) 部の職員体制が整うまでの初期段階においてはICSの考え方とする。

③ [災害対策職員住宅](#)

【実施主体】区災対統括部

区危機管理部災害対策課兼務の災害対策職員住宅入居職員が、平常時は輪番制で待機するとともに、災害時は連絡態勢が整うまでの間の連絡業務や、初動期の情報収集その他の応急対策活動に従事するものとする。

④ 職員の服務

【実施主体】区災対総務部

職員は、区本部が設置された場合は、次の事項を遵守しなければならない。

ア 災害に関する情報に留意し、区本部の指示に従うこと。

イ 不急の行事、会議、出張等を中止すること。

ウ 正規の勤務時間が終了しても、原則として上司の指示があるまでは退庁しないこと。

エ 勤務場所を離れている場合においても、常に所在を明らかにし、進んで上司と連絡を取ることを。

オ 非常配備態勢が発令されたときは、あらかじめ指定された参集場所に速やかに参集すること。

⑤ 区本部従事者等の給食

【実施主体】区災対総務部

区本部従事者等の給食については、3日分を目安に備蓄を図る。また、協定を締結した民間協力団体からの給食の供給を受けるなど、従事者等に対する継続的な給食態勢の整備を図る。

⑥ 職員の災害補償

【実施主体】区災対総務部

災害対策業務に従事した職員の災害に対する補償は、「地方公務員災害補償法」等、関係法令の定めるところにより実施する。

⑦ 区本部の財務等

【実施主体】区災対財政・広報部、区災対物資管理部

○ 災害時の応急復旧事業に係る財政需要の見込み額の速やかな把握と財源対策について、事前に算定報告方法等を検討する。

○ 災害時に必要な資金を確保するために、出納事務に執行する体制を整える。なお、「災害時における世田谷区会計事務取扱要領」に基づく。

2 消火・救助・救急活動

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○ 都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び区民等の協力を得て、災害応急対策の実施に努める。 ○ 必要があるときは区本部を設置し、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、関係機関に通報する。 ○ 区の地域に災害救助法が適用されたときは、本部長は、知事の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。 ○ 夜間休日等の勤務時間外の地震発生に備え、情報連絡体制を確保する。 ○ <u>人命救助活動の円滑化を図るため、都へ安否不明者の氏名情報等の情報提供を行う。</u>
防災区民組織、区民等	○ 自らの身の安全を図るとともに、自助、共助の精神に基づき、発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動等を実施する。 ○ 詳細は、第2部「第2章 区民と地域の防災力向上」のとおり。
東京消防庁・消防署・消防団	○ 災害の規模等に応じ、所定の計画に基づき部隊を運用する。 ○ 限られた消防力を最大限に活用し、消火活動を実施する。 ○ 特別救助隊及び救急隊が連携し、組織的な人命救助・救急活動を行う。 ○ 警視庁、自衛隊、東京 DMAT、消防団、防災区民組織等と連携協力し、消火・救助・救急の万全を期する。 ○ 所定の計画に基づき、多様な手段を活用して、災害情報の収集伝達、関係防災機関との情報交換等を行う。 ○ <u>区本部に参画し、消防的見地から情報提供や助言等を行う。</u>
警視庁・警察署	○ 救出救助活動は、生存者の救出を最優先に行う。 ○ 救出した負傷者は、速やかに医療救護所等に引き継ぐ。 ○ 救出救助活動に当たっては、重機類等装備資器材等を有効に活用する。 ○ 救出救助活動を速やかに行うため、第一次交通規制及び第二次交通規制を実施する。 ○ 東京消防庁・消防署、自衛隊、防災区民組織等と連携協力し、救出救助に万全を期する。
自衛隊	○ 知事からの派遣要請等に基づき、部隊を派遣する。主な活動は下記のとおり。 ・被害状況の把握 ・避難の援助 ・避難者等の搜索援助 ・人員及び物資の緊急搬送 ・応急医療、救護及び防疫 など
都本部	○ 救出・救助活動並びに応急対策に関し、総合防災部・自衛隊・警視庁・東京消防庁・海上保安庁を構成員とする<u>救出救助統括室において</u>調整を図る。 ○ <u>人命救助活動の円滑化を図るため、区市町村からの情報提供を受け、安否不明者の氏名情報等を公表する。</u>

(2) 詳細な取組み内容

① 区の活動態勢

【実施主体】区

- 区は、発災後、関係機関、職員、区民等からの被害状況・救出・救助に関する情報を集約し、関係機関と情報を共有する。
- 区は、防災関係機関及び区民等からの協働の下、救出・救助活動を支援する。
- 本部長は、区の救出能力を超えると判断した時は、都知事を通じ、自衛隊の派遣を要請する。緊急を要し、都知事を経由するいとまがない場合は、直接自衛隊に対して通報し、事後速やかにこれを都知事に通知する。

② 区民等の活動態勢

【実施主体】防災区民組織、区民等

- 震災時においては、広域的又は局所的に救助・救急事象の多発が予想されることから、以下の行動を行う。
 - ア 救出活動技術の普及・啓発
 - イ 応急救護知識及び技術の向上
 - ウ 消防団の救出・救護活動能力の向上
 - エ 要配慮者に対する救護活動能力の向上
- 社会福祉施設やボランティア組織が区と連携する。
- 在宅で人工呼吸器を使用する方を対象として、区の保健師等関係者の連携により災害時個別支援計画の作成を推進する。

③ 東京消防庁・消防署の活動態勢

【実施主体】東京消防庁・消防署

ア 消防活動体制

(ア) 署隊本部の設置

消防署には、災害活動組織として署隊本部を常設し、常時震災に即応できる体制を確保している。[震災](#)時には、これら機能を強化し震災消防活動体制の中核とする。

(イ) 配備動員態勢

種別	内容
震災 <u>第一非常</u> 配備態勢	<u>東京 23 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度 5 強の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災第一非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。</u>
震災 <u>第二非常</u> 配備態勢	<u>東京 23 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度 6 弱以上の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災第二非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。</u>
非常招集	<u>震災第一非常配備態勢を発令したときは、招集計画に基づき、所要の人員は、直ちに所定の場所に参集する。</u> <u>震災第二非常配備態勢を発令したときは、全消防職員並びに全消防団員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。</u>

イ 震災消防活動

(ア) 活動の方針

- 延焼火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を行う。
- 震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急等の活動を行う。
- 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。

(イ) 部隊の運用等

- 地震に伴う火災・救助・救急等の災害発生件数・規模等により、所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。
- 地震被害予測システム、延焼シミュレーションシステム等、震災消防活動支援システム等の震災消防対策システムを活用し、効率的な部隊運用を図る。

(ウ) 情報収集

- 警防本部、方面隊本部、署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119 番通報、高所見張情報、情報活動隊及び参集職(団)員情報による早期災害情報システム等を活用した情報、ドローンによる上空からの状況確認、消防ヘリコプターによる地震被害判読システム等を活用し、積極的な災害情報収集を行う。
- 防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。

ウ 消火活動

- (ア) 防火水槽をはじめ、あらゆる水源を活用するとともに、現有の消防部隊及び消防装備を最大限に活用して、火災の早期発見及び一挙鎮圧を図る。
- (イ) 延焼火災が拡大又は合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や避難場所・避難道路の防護活動を行う。この場合、巨大利等の取水源がある場合には、遠距離大量送水装備を運用する。
- (ウ) 道路閉塞、がれき等により消火活動が困難な地域では、消防団、防災市民組織等

と連携し、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。

エ 救助・救急活動

(ア) 救助・救急活動は、特別救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資器材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の消防力では対応が困難な救助事象に対しては、即応対処部隊及び消防救助機動部隊の効果的な投入を行い、迅速な救助活動を実施する。

(イ) 消防ヘリコプターやドローンを活用し、航空隊や即応対処部隊による情報収集、災害規模に応じた航空消防救助機動部隊等の効果的な部隊投入による救助活動等の各種活動を行う。

(ウ) 救助・救急活動に必要な重機、救急資器材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。

(エ) 救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。

(オ) 救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車及びヘリコプター等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。

(カ) 警視庁、自衛隊、東京 DMAT、防災市民組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。

④ 消防団の活動態勢

消防団は、地域に密着した防災機関として、分団受け持ち区域内の区民に対して出火防止、初期消火、救出・救護等の指導を実施する一方、火災その他の災害に対しては現有装備を活用した消防活動にあたる。

事項	内容
出火防止	発災と同時に付近の区民に対して出火防止と初期消火を呼びかける。
情報収集活動	<u>災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部に伝達する。</u>
消火活動	<u>同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、又は消防署隊と連携して行う。</u>
消防署隊への応援	<u>所轄消防署（所）の消火活動等の応援をするとともに、活動障害を排除する等の活動を行う。</u>
救出・救護	<u>救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。</u>
避難場所の防護等	<u>避難のための指示が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。</u>

⑤ 警察機関の活動態勢

【実施主体】警視庁・警察署

ア 活動態勢

(ア) 大地震発生とともに救出救助部隊を編成する。

- 警備要員は、震度6弱以上の地震が発生した場合には、自所属に参集する。
- 東京都に震度5強の地震が発生した場合は、当務員以外の指定警備要員は自所属に参集し、警備本部の設置、関係防災機関との連絡調整等に当たる。
- 各警察署は、災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出救助、避難誘導等の措置をとる。

(イ) 被災地域が広範囲、被災規模が大きい、要救助者の数が多い場合は、機動隊、警察災害派遣隊等の応援部隊を要請する。

イ 活動計画

(ア) 被害実態の把握と分析

- 交番、駐在所、交通配置員、関係防災機関、地域住民等の情報から、早期に被災実態を把握し分析するとともに関係機関へ報告（連絡）する。
- 建物倒壊、火災等により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動等を行う。
 - ・被害実態の把握及び各種情報の収集
 - ・交通規制
 - ・被災者の救出救助及び避難誘導
 - ・行方不明者の搜索及び調査
 - ・遺体の調査等及び検視
 - ・公共の安全と秩序の維持
- 震災が発生した場合、総力を挙げて、被災地における治安維持に万全を期するため、必要な装備資器材の整備を図る。

(イ) 救出救助活動

- 被災の規模、火災の延焼、危険物の漏出、要救助者の数、二次災害の危険性等から、緊急に救出活動を要する被災現場を優先に救出救助活動にあたる。
- 救出救助活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入する。
- 救出救助活動に当たっては、災害資器材を有効に活用するものとするが、重機資器材などの不足資器材については、区又は民間業者に対して要請する。

(ウ) 負傷者の引継ぎ

- 救出した負傷者について、軽傷者は現場医療救護所等へ、重傷者は病院等の医療機関に引き継ぐ。
- なお、重傷者の搬送は、原則として救急車を要請する。

⑥ 防災機関の活動体制

【実施主体】指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関

- 地震による災害が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、所管に係る災害応急対策を実施するとともに、区及び都が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。
- 指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定める。

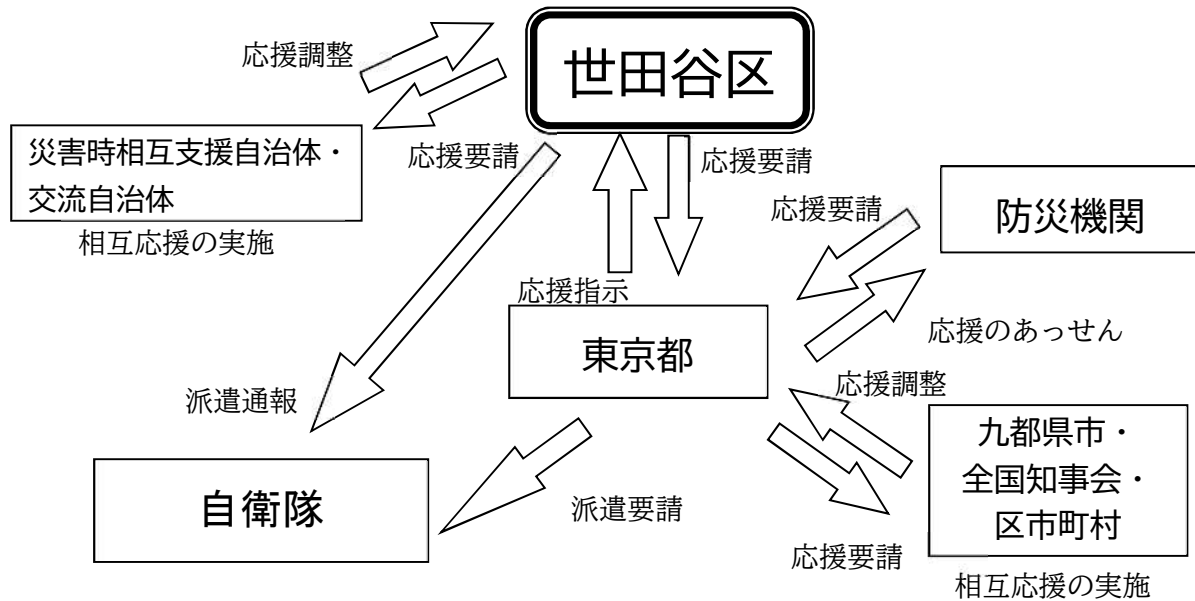
3 応援協力・派遣要請

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○ 都、特別区、災害時相互援助自治体、協定締結団体、防災関係機関との相互協力
◎災対統括部	○ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、区長が応急措置を実施するため必要があると認めた場合、知事に対して自衛隊への災害派遣を要請 ○ いとまがない場合は、直接関係部隊へ通報し、速やかに知事に通知
◎災対総務部	○ 人的支援の受入に係る総合調整窓口を設置 ○ 災害対応の人員不足が見込まれる場合、災対各部の応援ニーズを情報収集し、都本部へ人的応援を要請
◎災対区民支援部	○ 協定締結市町村・交流自治体からの応援受入の窓口を設置 ○ 災害対応の人員不足が見込まれる場合、災対各部の応援ニーズを情報収集し、災害時相互援助自治体及び交流自治体へ応援を要請
災対各部	○ 受援業務担当を設置し、受援調整会議を通じた応援要請及び応援職員の受入を円滑に実施できる体制を整備 ○ 専門性を必要とする災害対応の人員不足が見込まれる場合、都、特別区、災害時相互援助自治体、協定締結団体、防災関係機関等の関係部局へ応援を要請
防災機関	○ 知事に応援又は応援のあつせんを求める。 ○ 防災機関相互の応援協力について実施 ○ 災害派遣の対象となる事態が発生し、自衛隊の災害派遣を依頼しようとする時は、知事に対して依頼 ○ いとまがない場合は、直接関係部隊へ通報し、速やかに所定の手続を行う。
都本部	○ 他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあつせん ○ 他の地方公共団体・全国知事会・九都県市との応援協力について実施 ○ 地震により災害が発生し人命若しくは財産の保護のために必要があると認めた場合、又は区市町村から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対して災害派遣を要請
自衛隊	○ 部隊を派遣した場合は、知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知（派遣部隊の派遣要請・活動内容は、P●●以降参照）

(2) 業務手順

〔応援協力・派遣要請のフロー〕



(3) 詳細な取組み内容

【実施主体】区

① 区と区内防災機関等との協力

- 区は、災害応急対策活動を円滑に実施するため、日頃から情報共有し、協力体制の確立を図るものとする。
- 災害時における指定公共機関等に対する経費負担については、各計画に定めるもののほか、相互に協議して定めることとする。

② 都との協力

ア 都との協力

- 本部長は、災害の状況に応じて、都あるいは自衛隊等の応援を求めることが必要であると判断した場合には、必要に応じ、「イ 応急措置等の要請要領」の定める手続きにより、都知事に協力を要請するものとする。
- 区は、「災害救助法」に基づく救助をはじめ、区の区域内で行われる都の応急対策について積極的に協力するものとする。
- 区は、都知事より他の区市町村又は指定行政機関等に協力することを依頼されたときは、自らの応急措置に支障がない範囲で可能な限り協力するものとする。

イ 応急措置等の要請要領

- 本部長は、都に対し、他区市町村、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関又は特定公共機関の応援又は応援のあっせんを求める場合には、都本部に対し、次に掲げる事項についてまず口頭または電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

○ 都への応援要請又は応急措置の実施の要請

(ア) 災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあつせんを求める場合はその理由）

(イ) 応援を希望する機関名

(ウ) 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

(エ) 応援を必要とする場所、期間

(オ) 応援を必要とする活動内容

(カ) その他必要な事項

＊災害対策基本法第30条・第68条 次の事項については、各節参照のこと

(ア) 「災害救助法」の適用申請：第2部第12章第3節第2「9 災害救助法等の適用」を参照

(イ) 自衛隊の災害派遣要請のあつせんを求める場合：本節⑤を参照

(ウ) 民間団体への協力依頼を求める場合：本節④を参照

(エ) 他区市町村等の職員の派遣のあつせんを求める場合：本節③を参照

(オ) 放送各社への放送依頼のあつせんを求める場合：第2部第6章第3節第2「3 広報体制」を参照

③ 他自治体への人的応援要請・受入

【実施主体】災対総務部、災対区民支援部、災対各部

ア 都本部及びカウンターパート団体への要請

○ 区は、区の人員のみでは十分な災害対応が困難と見込まれる場合、速やかに都本部（人員調整部門）に対し、応援要請を行う。

○ 応援要請を受けた都は、庁内各局及び都内の非被災区市町村と応援に向けた調整を進めるとともに、広域応援協定団体への応援要請を行う。

○ 応援要請の実施は、応援要請の内容を可能な限り明確にし、都本部（人員調整部門）に対し、応援要請を行う。

＜要請の内容＞

(ア) 要請人数 (イ) 期間 (ウ) 集合場所 (エ) 活動内容

(オ) 活動場所 (カ) 応援職員に求める要件（職種、資格、経験）

(キ) 必要な資機材等

＊応援要請シート（区市町村）〔資料編資料第●・P●●〕

＊応援職員等名簿〔資料編資料第●・P●●〕

＊受援状況報告書（区市町村）〔資料編資料第●・P●●〕

○ ただし、大規模災害などで被害状況の把握ができず、具体的な要請内容の記載が困難な場合は、速やかに包括的な応援要請を行う。

○ 広域応援協定団体において被災区自治体の支援を担当するカウンターパート団体が決定した場合、都本部（国・他縣市等広域調整部門）から決定通知がある。

区は、カウンターパート団体決定後の応援職員に関する具体的な調整は、都本部（人員調整部門）と同様の手順により、カウンターパート団体と直接実施する。

イ 協定自治体・交流自治体への要請

相互応援協定を締結している区市町村に対しては、それぞれ協定に定める方法による。

＊災害対策基本法第29条、第67条

＊地方自治法第252条の17

ウ 専門性が必要な業務に関する応援要請

被災建物の応急危険度判定や応急救護・医療等に携わる応援職員については、専門性を必要とする区の関係部署（都市整備政策部、世田谷保健所等）において都等への応援要請及び調整を行い、専門性に応じて必要とされる業務に配属する。

エ 応援受入の流れ

- 災対総務部職員班は、受援調整会議を開催する。受援調整会議では、応援要請・調整結果の共有、各部の応援ニーズと外部からの応援職員とのマッチング等を調整するものとする。
- 応援職員の受入は、都本部及びカウンターパート団体を通じた応援、協定自治体・交流自治体からの応援は、原則、災対総務部にて受入れを行い、応援を要する災対各部へ配置する。

オ 経費負担

他の区市町村等から派遣された職員に対する給与及び経費の負担方法については、所定の方法により区が負担する。

＊災害対策基本法第32条

＊災害対策基本法施行令第18条

＊世田谷区職員の給与に関する条例第22条の2

＊世田谷区災害派遣手当に関する規則

④ 民間団体との応援協力

区は、民間団体等との協定に基づき、各部長から災害応急活動に必要な業務や施設利用について要請する。協定先及び要請者については、資料編に記載のとおりである。

＊協力協定・覚書等一覧〔資料編資料第●・P●●〕

⑤ 区による自衛隊への災害派遣要請

【実施主体】区災対統括部

ア 派遣の要請

- 区長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人命又は財産保護のため、自衛隊派遣の必要があると認めた場合には、都知事に対し自衛隊への災害派遣を要請するものとする。
 - なお、自衛隊の災害派遣は、災害の様相等から次の3つの派遣形態をとる。
 - ＜自衛隊による災害派遣の形態＞
 - （ア）都知事の派遣要請に基づく派遣
 - （イ）区長の派遣要請に基づく派遣
- ※ 自衛隊の災害派遣は都知事からの派遣要請に基づくことが原則であるが、

災害に際し、通信の途絶等により部隊等が都知事と連絡が不能な場合は、区長からの災害に関する通報が自主派遣の判断材料とされる。

(ウ) 自衛隊の自主的判断による派遣

自衛隊の災害派遣は都知事からの派遣要請に基づくことが原則であるが、下記のような場合等には、自衛隊の自主的判断により派遣されることがある。

A 災害に際し、その事態に照らし、特に緊急を要し、都知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めて、自衛隊が自主的に派遣する場合

B 庁舎・営舎、その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に、災害が発生したことにより、自衛隊が自主的に派遣する場合

イ 派遣要請の方法

- 大規模の災害が発生し、区長が自衛隊派遣の要請をしようとするときは、次に掲げる事項を明らかにし、口頭、電話又は防災行政無線等により都知事（都本部を経由）に要請し、後日速やかに所定の手続をとるものとする。
- ただし、都知事に対して派遣の要請をするいとまがないとき、又は通信の途絶等により都知事に対して派遣の要請ができないときは、直接自衛隊に派遣の要請をするものとし、速やかに都知事にその旨を通知するものとする。

<要請の内容>

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由

(イ) 派遣を希望する期間

※ 災害時の混乱した状況下で都知事が派遣要請する際においては、その時点において知り得た情報から判断し得る程度を示すことで足りる。

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となる事項

※ 都知事が災害派遣を要請する際に派遣を希望する人員、航空機等の概数を明らかにできる場合は、その他参考となるべき事項の一つとして当該事項を示す。

〔緊急の場合の連絡先〕

部隊等名 (駐屯地名)	連絡責任者及び電話番号	
	時間内	時間外
陸上自衛隊 第1普通科連隊 (練馬)	第3科長又は運用訓練幹部 代表:3933-1161 内線(2503、2531) FAX(2534)	部隊当直司令 代表:3933-1161 内線(2505)

【実施主体】自衛隊

ウ 災害派遣部隊の活動範囲及び活動内容

(ア) 災害派遣部隊の行う救援活動の目的

災害派遣部隊は、危険な状態にある多数の人命を救助し、被災者を混乱から回復し勇気づけるとともに、関係機関の機能を早期に回復してその救援復旧活動の端緒を開き、国民の生命及び財産の保護に寄与することを目的として、人命救助を最優先とした各種救援活動を行う。

(イ) 救援活動全般の方針

- 自衛隊は、発震に際し速やかに東京都23区に対する即時救援活動を実施する。
- その後、引き続き応急救援活動を行い、状況の推移に応じ所要の部隊の増援を受け、被災地域の応急復旧及び民生支援を主体とする組織的救援活動に移行する。
- この際、道路の応急啓開・関係機関に対する支援を、対処可能な部隊（支援・増援部隊を含む。）をもって継続的に実施する。

(ウ) 平時・非常事態宣言発令時及び発震時の連絡調整

- 陸上自衛隊第1普通科連隊(練馬)又は地方協力本部が担当する。発震後、状況により上級部隊（師団、方面総監部等）が一元的に実施することがある。
- 非常事態宣言発令時又は発震後、直ちに連隊から連絡班（2～3名）を区役所（区本部）に派遣し、所要の連絡調整及び情報収集に当たらせる。また、偵察班（状況に応ずる編成）を派遣し、所要の情報収集を行う。

(エ) 各種救援活動の基準及び内容

（国及び都との調整に基づき、活動の内容・地域・程度は異なる。）

A 即時救援活動

緊急の状態にある人命の救助を重視し、次の基準により実施する。

- a 救出・救援
 - 倒壊家屋、崖崩れ等からの救出
 - 火災現場からの救出（能力の範囲内）
 - 交通（鉄道・高速道路等）途上の被災者の救出
 - 倒壊家屋・落下物等による負傷者に対する応急救護
- b 避難の援助
 - 火災・有毒ガスの発生、堤防の決壊、余震等に関する情報の収集・伝達
 - 避難者の誘導及び輸送
 - 避難路の啓開

B 応急救援活動

即時救援に引続き、放置すれば生命に危険が及ぶ状態にある孤立者・傷病者に対する救出・救護を重視し、次の基準により実施する。

- a 人命救助
 - 倒壊家屋、地下街、水没地域等に取り残された孤立者の救出
 - 災害による行方不明者の捜索・救出
 - 緊急患者・医師・救援物資等の輸送
 - 消火活動又はその支援
- b 二次災害の防止（火災・爆発等の再発、浸水地域の拡大、余震等による死傷者の発生防止）
 - 決壊した堤防の締切、土のうの作成・運搬・積み込み等の水防活動
 - 火薬類・爆発物等の危険物の保安措置及び除去（半壊建物の倒壊作業を含む。）
 - 流出油のせき止め
- c 民生支援（主として避難地域に集合した被災者を対象に、関係機関の準備する

補給品・資材によることを原則として行う支援活動)

- 給水及び配水 ○ 炊飯及び給食
- 避難者の輸送 ○ 救援物資の輸送・配分

C 組織的救援活動

被災者に対して必要最小限の生活環境を整備し、混乱からの回復を図るとともに復旧活動への意欲を振起させることを重視し、次の基準により実施する。

a 民生支援

- 給水・配水及び入浴 ○ 炊飯及び給食
- 救援物資の輸送・配分 ○ 被災者等の輸送
- 防疫活動 ○ その他

b 復旧支援

- 倒壊・焼失・浸水・埋没地域の整理
- 建築資器（機）材・応急施設資器材等の輸送
- 道路又は水路の啓開、応急橋りょうの設置

c 災害による行方不明者の捜索

d その他

- 関係機関の行う遺体収容作業の支援等

D 地震発生後、派遣の終始を通じて行う救援活動

a 道路の応急啓開・港湾及び埠頭の応急復旧

災害発生の範囲・程度特に人口密集地域における被災状況と、道路被害状況等を勘案し、即時救援活動又は応急救援活動、あるいは組織的救援活動の段階から、救援道路及び幹線道路の応急啓開及び港湾・埠頭の応急復旧を行い、迅速かつ大規模な救援活動の基盤を確立する。

b 関係機関等に対する支援

地震発生直後から、関係機関の機能の早期回復及び組織的・効率的な救援活動のため、次の要望を主体として継続的な支援を行う。

- 被災状況等の情報収集・提供及び伝達
- 通信及び連絡手段の確保（通信支援）
- 災害対策関係者の空輸・偵察等
- 関係機関の機能回復のための諸作業

c 救援物資の無償貸与又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、救援物資を無償貸与又は譲与する。

エ 災害派遣部隊の受け入れ態勢

自衛隊の災害派遣が決定又は実施された場合、次の事項に留意して派遣部隊の活動が十分に行えるように、受け入れに万全を期する。

（ア）連絡調整のために早期に派遣される連絡班（2～3名）を区役所（区本部）に受け入れ、被災状況に関する情報交換を行うとともに、救援活動の実施要領・作業計画・派遣部隊の進入経路・活動拠点・宿泊場所等について直ちに必要な調整を行う。

（イ）派遣を要請した場合、応援を求める作業（救援活動内容）について速やかに作業

計画を調整・策定するとともに、必要な資器材の確保に努め、派遣部隊到着後、速やかに作業が開始できるように準備する。

(ウ) 区の連絡責任者（連絡員）を、派遣部隊が救援活動を行う現地へ派遣し、派遣部隊の指揮官と所要の調整を行う。併せて、派遣部隊の活動に対し、周辺住民の積極的な協力を求める。

(エ) 災害派遣部隊の宿泊等

○ 派遣部隊の宿泊施設及び野営施設（地域）並びに車両（重車両を含む。）の保管場所を確保する。

○ この際、国及び都の施策に基づき、被災の状況により調整し、区立小中学校及び公園等の公共施設を利用する。区立小中学校を利用する場合、学校教育に支障のないように留意し、使用条件は救護活動に必要な条件に基づき、区本部と教育委員会との調整による。

オ 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた当区が負担するものとし、2以上の自治体にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

(ア) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料、及び修繕費

(イ) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料

(ウ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等

(エ) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた（自衛隊装備品を除く。）損害の補償

(オ) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と派遣を受けた当区とで協議するものとする。

カ 派遣部隊の撤収要請

区長は、自衛隊の災害派遣の目的を達したとき、又はその必要がなくなった場合、派遣部隊の撤収を要請するものとする。

4 応急活動拠点の調整

区は、都のオープンスペースや航空機の使用に関する取組みについて、必要に応じて支援する。

[（都が実施する取組は、東京都地域防災計画 震災編（令和5年修正）第6章「広域的な視点からの応急対応力の強化」P325を参照）](#)

5 他自治体への応援

区は、都内外で大規模な災害が発生した際に、他自治体への応援を迅速かつ的確に行うため、必要な体制を整備する。

- 区総務部は、都総務局行政部（人員調整部門）及び災害時相互応援自治体、交流自治体から職員の応援派遣要請を受けた場合、応援要請の内容を確認のうえ、速やかに必要な体制を整備する。

＜要請の内容＞

ア 要請人数 イ 期間 ウ 集合場所 エ 活動内容
オ 活動場所 カ 応援職員に求める要件（職種、資格、経験）
キ 必要な資機材等

- 区危機管理部は、必要に応じ、応援側との連絡調整や区内部の調整等を行うため、友好都市等被災時対策連絡会議を開催する。
- 区総務部は、庁内の応援職員の人数の割り振り・調整を行う。
- 被災建物の応急危険度判定や応急救護・医療等に携わる応援職員について、専門性を必要とする区の関係部署（都市整備政策部、世田谷保健所等）が、都等から直接の応援要請及び調整をうけた場合、専門性に応じて必要とされる業務の応援を実施する。
また、応援の内容等について友好都市等被災時対策連絡会議へ適宜報告する。
- 相互応援協定を締結している自治体に対する応援はそれぞれの協定に定める方法による。

第6章 情報通信の確保

本章における対策の基本的考え方

○ 情報通信の重要性と対策の基本的考え方

被災状況などの災害関連情報は、関係機関による応急対策などの具体的な活動を展開する上で欠かせない。このような必要な情報を伝達するためには、発災時に機能する通信網を確保していく必要がある。更には、行政機関等における通信だけではなく、家族との安否確認のための情報通信も、発災時の混乱を避けるために必要となる。

本章では、発災後の情報通信の確保に向け、防災機関等の相互の通信、区民及び外国人を含めた来訪者への情報提供、区民相互の情報伝達についての対策を示す。

第6章 情報通信の確保

第1節 現在の到達状況

- 防災行政無線網及びMCA無線網を、防災機関、区の出先機関等との間に整備
- 都との間に都防災無線及び災害情報システム（DIS）を整備するとともに、高所カメラの画像情報をインターネットで閲覧できるシステムを整備
- 福祉避難所（高齢者）（障害者）へデジタルMCA無線を設置、災対各部・避難所・保育園等へはPHSを配備、拠点隊へは簡易無線機を配備
- 緊急速報メール等を活用した区民への情報提供や報道機関への情報提供
- 通信事業者による

第2節

- 新たに福祉避難所協力協定を結ぶ
- 新たなデジタルMCA無線を配備
- 多様な通信機器に対する対応
- 時系列に応じた区及び防災機関との連携
- 区ホームページへのアクセスが聞き取りにくい、携帯端末への情報提供、外国語対応体制整備
- 携帯電話等の通信規制等による避難になり、帰宅困難がある

最終版で修正

第3節

- 区庁舎、防災関係機関等における地域防災無線及びデジタルMCA無線の適正配備、使用方法の指導
- 区民に提供する災害情報の充実
- ソーシャルメディア等による情報提供体制の整備

第5節 具

地震前の行動（予防対策）

○ 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備

- 電話通信網の運用確保（非常用電源の確保）
- 防災行政無線の整備

○ 区民等への情報提供体制の整備

- 世田谷区防災情報に関するシステムの整備
- 新技術の活用（インターネット技術など）
- 区民への情報提供の仕組みの検討、報道機関との体制の整理、訓練など広報対応の円滑化を推進

○ 区民相互の情報連絡等の環境整備

- 地域住民相互間の安否確認手段の周知

地震直後の行動（応急対応）

○ 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備

- 防災行政無線等による連絡
- 区内の被害状況等の情報収集

○ 広報・広聴体制等

- 区、消防、警察からの情報提供
- 交通・ライフラインの状況の把握
- ホームページ等の円滑な運用

○ 区民相互の情報連絡等の環境整備

- 一斉帰宅抑制、安否確認手段の周知

通信の確保

課題

定を締結した施設へ、デジタル機器操作習熟
親等からの情報収集体制の整備
セス集中時や、防災行政無線電話などを持たない区民
心など確実に情報提供可能
により、家族等の安否確認者の冷静な判断を妨げるお

第3節 対策の方向性

- 防災行政無線を補完する多様な通信手段を配備し、行政機関内の情報連絡体制を確保
- 防災行政無線・専用電話・衛星携帯電話等の配備による外部機関との重層的な連絡体制構築、多様な通信機器に対する機器操作の習得
- 区ホームページの機能強化、SNSやデジタルサイネージ等の活用、鉄道事業者による情報提供により、区民への情報提供を推進
- 防災行政無線放送に併せて、区ホームページ、災害・防犯情報メールなどで情報発信した場合の区民にわかりやすく伝わる仕組みを整備

最終版で修正

去の習熟 ○迅速な
○安否確認サービスの訓練等を通じた、区民相互の情報連絡等の促進

体的な取組

策) 発災後72時間以内 地震後の行動（復旧対策） 発災後1週間目途

通信連絡体制

情報連絡（世田谷区災害対策本部の設置、通報、避難勧告等）

情報収集・伝達

広報

状況に関する広報

相談窓口の設置など広聴体制を確立

な運用

等

確認方法の周知等

第6章 情報通信の確保

第1節 現在の到達状況と課題

1 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備

防災行政無線網及び MCA 無線網を、防災機関、区の出先機関等との間に整備している。さらに、福祉避難所（高齢者）（障害者）へデジタル MCA 無線を設置するとともに、拠点隊へは簡易無線機をそれぞれ配備し、情報連絡体制の多重化を図った。

また、都との間に都防災無線及び都災害情報システム（DIS）を整備するとともに、区内部および出先機関との情報連携として総合防災情報システムを整備した。

その他、災害発生時に区内全体を俯瞰することが可能な高所カメラを整備している。

【課題】

震災時に通信手段の機能が大きく低下することで、区内の被害状況や各局における対応状況について、多重化された様々な手段を有効に活用して情報連携を行う必要があるため、状況に応じた運用フローの確立と、運用の定着化が必要である。

2 区民等への情報提供

区は、防災行政無線、防災ポータルサイト、区ホームページ、災害・防犯情報メール、X（旧ツイッター）、LINE、携帯電話会社の4社（NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル）が運用している「緊急速報メール（エリアメール）」、エフエム世田谷等を活用した区民への情報提供や、報道機関への情報提供体制を整えている。

【課題】

防災行政無線による音声内容が場所によって聞き取りにくい、携帯電話などを持たない区民への情報提供や外国語対応などについて、他媒体の活用も含め、適切な情報を迅速かつ確実に提供できる体制整備が必要である。

3 区民相互の情報収集・確認等

通信事業者による災害用伝言サービス普及啓発を実施している。

【課題】

電話や携帯電話が通信規制によりつながりにくくなること等により、家族等の安否や鉄道の運行状況に関する情報が不足し、帰宅困難者の冷静な判断を妨げるおそれがある。また、在宅避難を推進する上で、相互通信可能な情報ツール等により、避難者のニーズを収集することが必要である。

第2節 対策の方向性

1 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備

防災行政無線に加え、情報基盤における防災及び災害対策の拡充やそれを補完する多様な通信手段を配備するなど、行政機関内の情報連絡体制を確保する。また、新たに福祉避難所協力協定を締結した施設へ、デジタル MCA 無線を配備する。情報基盤における防災及び災害対策の拡充に当たっては被害情報等を迅速かつ正確に収集・一元化・分析するため、総合防災情報システム、地理情報システム（GIS）機能、高所カメラ情報や SNS 分析ツールを利用した災害情報の収集・分析と応急対策への活用等、最新の情報通信関連技術の活用を考慮する。

また、防災行政無線、専用電話、衛星携帯電話、モバイル衛星通信機器等の配備により、外部機関との重層的な連絡体制を構築するとともに、設置施設においては無線通信訓練を定期的に行い、多様な通信機器に対する機器操作を習得させる。

さらに、時系列に応じた区及び防災機関等からの情報収集体制を整備する。

2 報道機関との連携、区民等への情報提供

防災ポータルや区ホームページでは広域負荷分散等によるアクセス集中対策を行うとともに、LINE ヤフー株式会社との協定により、区ホームページのキャッシュサイトを用意しているほか、SNS やデジタルサイネージなど多様な情報提供ツールの活用、鉄道事業者による情報提供により、区民への情報提供を推進する。

また、効率的な情報共有と集計を推進し、報道発表を迅速化して報道対応の円滑化を図るなど、報道機関との連携を密にする。

さらに、区民生活の安定や安全を図るため、防災行政無線放送に併せて、区ホームページ、防災ポータルサイト、災害・防犯情報メール、X（旧ツイッター）、LINE、緊急速報メール、エフエム世田谷、Yahoo!防災速報で同時に情報発信した場合に、同内容を発信していることが区民にわかりやすく伝わるよう発信する仕組みを整備する。

3 区民相互の情報連絡等の促進支援

通信事業者による安否確認手段の確保等により、帰宅困難者への情報提供を充実するほか、モバイル衛星通信機器等の活用などにより情報通信の基盤強化と通信手段の多様化を図る。

また、災害用伝言サービスの利用経験を促進するため、避難所等において、災害用伝言サービスの訓練を通じ、普及・啓発を図る。

その他、在宅避難を推進する上で、住民ニーズを正確に吸い上げるために、相互通信可能な情報ツール等の導入を検討する。

第3節 具体的な取組み

第1 予防対策

1 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	災対統括部	○ 都本部との情報連絡体制を構築 ○ 固定系や移動系の防災行政無線の整備 ○ 地震計ネットワークの運用 ○ 緊急地震速報の利用 ○ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の利用 ○ 緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）の利用 ○ Lアラート（災害情報共有システム）の利用 ○ 地理空間情報の活用 ○ SNS 分析ツールを利用した災害情報の収集・分析と応急対策への活用 ○ 総合防災情報システム及び各種無線を活用した庁内外関係機関との連絡体制を構築、訓練の実施
	警視庁・警察署	○ 関係防災機関との情報連絡体制の構築
	東京消防庁・消防署	○ 各方面本部、消防署、消防団及び関係防災機関との情報連絡のための消防・救急デジタル無線等の運用 ○ 関係防災機関相互の災害情報等をリアルタイムで共有する体制の構築 ○ 画像情報を活用した災害情報収集体制の整備 ○ 震災消防対策システムの運用
	都総務局	○ 都防災行政無線を基幹として、都各局保有の無線等の通信連絡手段により、関係防災機関と情報連絡体制を構築（都防災行政無線や可搬型の衛星通信設備による総合的な防災行政無線網の整備） ○ 国の現地対策本部、総務省消防庁、自衛隊、他府県等との情報連絡体制を構築
	陸上自衛隊	○ 都本部との情報連絡体制を構築
	各通信事業者	○ 通信設備及び通信回線の確保に向け、施設の耐震化や非常用電源の長時間化等を推進

(2) 詳細な取組み内容

【実施主体】区災対統括部

① 電話通信網の活用

災害時の第一義的な情報通信手段として、電話通信網を活用する。

また、停電時の電話通信網の運用を確保するため、各施設の災害時利用の目的に応じた非常用電源を確保する。

＊世田谷区の災害時電話設備一覧〔資料編資料第40・P●●〕

ア 有線通信網（災害時優先電話等）

災害時は、一般の電話回線がつながりにくくなるため、災害時優先電話を活用する。

イ 移動通信網

災害時に有線回線等が利用できない場合は、携帯電話、衛星電話等の移動通信網を活用する。

② 情報システム用通信網の整備

情報システムを災害時にも有効に活用するため、複数のネットワーク網を主要拠点間に構築し、障害を受けた場合の迅速な通信復旧方法、体制を整備する。

※民間事業者による地域広帯域移動無線アクセス(地域 BWA: Broadband Wireless Access)システムの導入に合わせ、地域 BWA を活用した災害情報の伝達について検討する。

③ 世田谷区防災行政無線の整備

電話通信網が機能不全に陥った場合を想定し、緊急時の情報連絡手段として防災行政無線を整備し、継続的な無線通信訓練等を実施し、習熟を図る。

＊世田谷区防災行政無線通信回線系統図〔資料編資料第 41・P●●〕

＊世田谷区防災行政用無線局の管理及び運用規程〔資料編資料第 42・P●●〕

＊世田谷区防災行政用無線局の管理及び運用規程実施要綱〔資料編資料第 43・P●●〕

ア 固定系無線

(ア) 防災行政無線塔

区立小中学校等区の施設及び広域避難場所、公園などの区内各所に防災行政無線塔を設置し、発災情報や避難情報等を区民に伝達する。

＊世田谷区防災行政無線（固定系）防災無線塔一覧〔資料編資料第●●・P●●〕

(イ) 屋内戸別受信機

総合支所・まちづくりセンター・小中学校等区の施設及び民間協力団体等に屋内戸別受信器を設置し、災害時の応急対策等の情報及び指示等を伝達する。

イ 地域系防災無線

災害時における区施設間及び区と防災関係機関等との情報連絡手段として、下記 2 種類の無線から構成される地域系防災行政無線を運用する。

(ア) 260MHz デジタル無線

災害対策課設置の統制局及び区施設、防災関係機関等に配備している移動局により運用する。可搬型・車載型等の無線機の活用により機動的な情報通信を確保し、区施設間、区と防災関係機関及び機関相互の情報交換等に活用する。

(イ) デジタル MCA 無線

災害対策課、各総合支所等、福祉避難所（高齢者）（障害者）、病院、ライフライン等に配備している移動局により運用し、災害時における区と各機関及び機関相互の情報交換等に活用する。

＊世田谷区地域系防災行政無線呼出番号一覧〔資料編資料第●●・P●●〕

④ 総合防災情報システムの整備

災害対応を迅速かつ円滑に行うことを目的として、情報収集・意思決定ならびに情報発信機能を一元的に管理・運用可能な総合防災情報システムを構築し、全庁研修や継続的な無線通信訓練等を実施し、習熟を図る。

⑤ 高所カメラの活用

災害発生時において被害状況の把握及び迅速な災害対応の実現のために、キャロルトタワーと二子玉川ライズに区内全体を俯瞰することが可能な高所カメラを整備する。

【実施主体】警視庁・警察署

- 防災行政無線等により、関係防災機関と情報連絡体制を構築する。

【実施主体】東京消防庁・消防署

- 消防・救急デジタル無線、消防電話及び防災行政無線等により、各方面本部、消防署、消防団及び関係防災機関と情報連絡体制を構築する。
- 都、区市町村及び関係機関が有する災害情報等をリアルタイムで共有する体制を構築する。
- 救急告示医療機関等に病院端末装置の活用により、情報共有の強化を図る。
- 高所カメラの整備、緊急情報伝達システム、地震被害判読システム及び他機関保有映像の活用により、情報収集伝達体制を強化する。
- 震災消防活動支援システム、延焼シミュレーションシステム等の震災消防対策システムの効果的な運用を図る。

【実施主体】都総務局

- 行政機関内の情報連絡において、発災直後でも迅速、確実な連絡体制を確保できるよう、通信手段の多様化を図る。
- 関係機関との情報連絡において、専用電話や衛星携帯電話、光ファイバー網による回線、災害時優先電話、業務用 MCA 無線等、重層的な情報連絡を行う。
- 中央防災無線、消防防災無線及び地域衛星通信ネットワーク等を活用し、国の現地対策本部、総務省消防庁及び他府県等との通信連絡体制を構築する。
- 都防災行政無線は、総合的な防災行政無線網として、都防災センター、区市町村、警視庁・警察署、東京消防庁・消防署、気象庁、災害拠点病院、ライフライン機関、放送機関等の防災機関及び建設事務所、東京都立病院機構、水道施設等の都の主要出先機関との間に整備している。
- 都防災行政無線は、電話、FAX 機能のほか、データ通信、画像通信及び衛星通信を導入し、都全域における防災情報通信ネットワークを構成している。なお、無線局が被災した場合に備え、可搬型の衛星通信設備を整備している。

*非常通信の運用に関する協定書〔資料編資料協定第●●・P●●〕

*東京都地域防災計画 震災編（令和5年修正）〔本冊 P371、372〕

- 都は、消防防災無線（総務省消防庁所管）又は自治体間を結ぶ地域衛星通信ネットワーク等を利用して、他県等との相互応援協定に基づく応援依頼や災害対策活動を行うため、他県等と通信する。
- 都は、防災行政無線網、都災害情報システム（DIS）、画像情報等について、東部方面総監部等への情報提供体制を構築し、自衛隊との情報共有を強化する。
- 都は、九都県市と相互連携と協力体制を確保するため、地域衛星通信ネットワーク

や災害時優先電話などで相互に連絡を取り合う。

- 都、東京消防庁、都内の各区市町村及び気象庁が設置した地震計（103 基）を都災害情報システム（DIS）に取り込み、気象庁へ送信することでネットワーク化を図り、各防災機関に震度情報を提供する。これにより、各防災機関が相互に協力しながら、迅速な初動対応を行い、被害を最小限に抑える体制を確立する。
- 令和3年度から運用中の都災害情報システム（DIS）は、被害情報等を迅速かつ正確に収集・一元化・分析し、応急対策へ活用することを目的とし、地理情報システム（GIS）機能のほか、SNS 分析ツール等、最新の情報通信関連技術を採用した。
- 気象庁が提供する緊急地震速報を利用し、地震発生時における危険回避のための対応力を高める。
- 全国瞬時警報システム（J-ALERT）や緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）から送信された緊急事態に係る情報を利用できる体制を整備する。

【実施主体】各通信事業者

- 通信設備及び通信回線について、耐震化を推進する。
- 基幹の通信回線の冗長化を推進する。
- 電気通信設備について、非常用電源の長時間化を推進する。

【実施主体】陸上自衛隊

- 都と東部方面隊（東部方面総監部・第1師団司令部）との間に情報連絡態勢を構築する。
 - ・ 首都直下地震発生時の都庁への通信構成検証
 - ・ 都庁への自衛隊基地電話の延長、陸自ヘリ映伝映像及び会議映像の配信など

【実施主体】その他共通事項等

- 区・都関係機関・指定公共機関等に、情報の総括者として通信連絡責任者を置く。
また、通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者をあらかじめ指名しておく。
*連絡責任者一覧〔資料編資料第●●・P●●〕
- 災害時の情報連絡窓口を統一するため、各機関は専用の電話番号をあらかじめ指定する。
- 区市町村及び防災機関は、夜間、休日を含め、常時、都と通信連絡を開始できるよう必要な人員を配置する。
- それぞれの通信連絡系統の下、無線通信等により通信連絡を行う。
- 平常時より設備・機器の点検や操作の習熟等に努める。
- 防災対策に係る行政機関、公共機関、地方公共団体等の団体相互間で防災活動を迅速に実施するために、これらの機関相互間で通信が必要な場合は、防災相互通信用無線を利用する。
- 各防災機関は、それぞれの通常の通信系が被災により使用不能となることを想定し、他団体・他機関の自営通信システムを利用する方法をあらかじめ計画しておく。他団体・他機関の自営通信システムの利用計画策定に際しては、「関東地方非常通信協議会」

を通じて事前の調整を行う。

- アマチュア無線を活用する場合は、一般社団法人日本アマチュア無線連盟を経由して情報収集を行う。

(無線体系の詳細は、東京都地域防災計画 震災編(令和5年修正)第7章「情報通信の確保」P374を参照)

- 災害に関する情報の収集等に当たっては、地理空間情報の活用に努める。

2 区民等への情報提供体制の整備

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎ 災対財政・広報部	○ 新聞社及び放送機関との連携体制を整備 ○ <u>誰にでも伝わるよう</u>、区民への情報伝達手段の多様化を図る。
	災対統括部 <u>災対地域本部</u>	○ 地域住民への情報連絡のために固定系や移動系の防災行政無線を整備 ○ 区民への情報伝達手段の多様化を図る。 ○ 区民生活の安定や安全を図るため、初動期及び復旧対策における区民への情報提供の具体的な仕組みを検討
警視庁・警察署 東京消防庁・消防署		○ ホームページ、SNS 等を活用した各種情報の提供
東京電力 <u>パワーグリッド</u> 東京ガス <u>グループ</u> 各通信事業者 各放送機関		○ 災害発生時に的確な対応が図れるよう、ライフラインや通信網の情報収集発信体制を確立
関東総合通信局		○ Lアラート等による区民への防災情報伝達システムの整備促進
都政策企画局		○ 防災 <u>X(旧ツイッター)</u> をはじめとする防災関連情報を、東京都庁広報広聴課 <u>X(旧ツイッター)</u> により幅広く発信 ○ 放送要請・報道要請等に関する協定の締結など、報道機関との連携体制を整備
都総務局		○ 災害発生時に的確な対応が図れるような情報発信体制を確立 ○ 防災 <u>X(旧ツイッター)</u>、東京都防災アプリ、都等保有のデジタルサイネージなど多様な情報提供ツールの活用 ○ ライフラインの被害及び復旧状況を把握するため、ライフライン対策連絡協議会を設置
都 <u>各局</u>		○ 在住外国人等への情報の提供
都都市整備局		○ <u>災害発生時に的確な対応が取れるよう、最先端のデジタル技術を活用した情報収集発信体制を確立</u>
都産業労働局 都建設局 都港湾局 都水道局 都下水道局		○ 災害発生時に的確な対応が図れるよう、必要な情報収集発信体制を確立
<u>都デジタルサービス局</u>		○ <u>スマートポールを活用した情報発信</u> ○ <u>東京都公式ホームページ等へのアクセス集中対策の実施</u>

(2) 詳細な取組み内容

【実施主体】区災対財政・広報部、区災対統括部、区災対地域本部

① 世田谷区防災情報に関するシステムの整備

災害発生直後の被災状況など、区本部及び防災関係機関等の応急対策活動に必要な情報、区民及び防災区民組織等への避難情報の提供等、災害情報の収集・伝達を支援するための防災情報システムを整備する。

項目	取組み内容
区民向け高所カメラ情報システム	キャロットタワー屋上に設置の高所カメラにより、災害初期情報等の被害状況を迅速かつ適確に把握する。高所カメラ映像については、区のホームページ上で見ることができる。 ＊高所カメラ設備一覧〔資料編資料第●●・P●●〕
その他の情報提供手段	○ 地域メディアを活用した防災情報提供システム 区民が災害時に必要とする災害情報、安否・生活情報、復旧・復興情報の伝達に世田谷サービス公社（エフエム世田谷）、世田谷ケーブルテレビ協議会（ジェイコム東京世田谷局、ジェイコム東京調布局、イツ・コミュニケーションズ）等、地域メディアを活用する。 ○ 世田谷サービス公社（エフエム世田谷）の活用強化 緊急放送割り込み装置や非常用放送設備、地域防災系無線設備を設置し、緊急時に迅速に災害情報等を放送できる体制をとる。 区がエフエム世田谷に要請した場合、エフエム世田谷はスタッフを災害対策本部に派遣し、24時間態勢でその場から災害防災情報等を放送する。 ＊災害時等における協力態勢に関する協定書（世田谷サービス公社）〔資料編資料協定第●●・P●●〕 ＊災害時における世田谷区とケーブルテレビ事業者との相互協力に関する基本協定（ジェイコム東京世田谷局、ジェイコム東京調布局、イツ・コミュニケーションズ）〔資料編資料協定第●●・P●●〕
その他の情報提供手段 ・地域メディアを活用した防災情報提供システム	○ <u>各種ポータルサイト</u>の活用 以下のホームページを活用し、防災・災害関連情報を迅速に区民に提供する。 ・ <u>防災ポータル</u> <u>災害時における、避難情報や避難所の開設情報や日頃からの備えに役立つ情報などを掲載している。</u> ・ <u>各種ホームページ</u> - 区ホームページ 区の施策や取組み、イベント情報等を提供するホームページ。 - 防災気象情報ホームページ 気象注意報、警報や台風情報等の防災気象情報を提供するホームページ。 - 雨量・水位情報ホームページ 区内の雨量、水位情報や河川監視カメラ画像等を提供するホームページ。

項目	取組み内容
	○ 災害・防犯情報メール配信サービス メールアドレスを登録した方を対象に地震発生時や気象警報が発令された場合、雨量・河川水位が一定の基準値を超えた場合に注意喚起のメールを送信するほか、防犯に関する情報を送信する。 ○ 防災無線電話応答サービス 防災無線の放送内容が聞き取れなかった時、専用電話番号に電話すると、自動録音された放送内容（24時間以内に放送された内容のみ）を聞くことができる。 ○ 緊急速報メール 災害・避難情報に関する緊急性の高い情報を、区内にいる方の携帯電話に対して、メール配信するもの。 ○ 世田谷区危機管理部・世田谷区広報X（旧ツイッター）、LINE 気象・災害等に関連する情報や停電情報を配信する。 ○ Yahoo!防災速報 「Yahoo!防災速報」アプリをインストール・設定した方に対して、災害等に関連する情報を流す。

② 世田谷区情報システム用通信網の整備

情報システムを災害時にも有効に活用するため、複数のネットワーク網を主要拠点間に構築し、障害を受けた場合の迅速な通信復旧方法、体制を整備する。

③ 広報体制の整備

- 区民生活の安定や安全を図るため、初動期（発災から72時間）及び復旧対策における区民への情報提供の具体的な仕組みを検討する。
 - ・ 情報発信の内容
 - ・ 情報発信の方法及び使用する媒体
 - ・ 区民からの問い合わせ体制（電話対応人員の確保など）の整備
- 報道機関等に情報を発信するための庁内体制を整備する。
 - ・ 発信する情報の一元管理 ・ 担当部署、担当者（役職）
 - ・ 会見スペースの確保 ・ [報道機関の対応スペース確保](#)
 - ・ 資器材の確保 ・ [臨時記者会見の開催検討](#) など

④ 多様な情報伝達手段の検討

- 他自治体の事例を参考に、防災行政無線放送の補完となる情報伝達手段の調査研究を行い、実施する。
- 外国人への情報伝達について、外国人への情報発信ツール、外国人にもわかりやすいやさしい日本語を活用しての情報発信について検討する。
- 区ホームページ内の外国人向けページにおいて、平常時から国等の関係機関からの配信情報を活用した災害対策情報の充実を図る。

【実施主体】各ライフライン事業者

ライフライン6社（NTT 東日本、NTT ドコモ、[KDDI](#)、東京電力[パワーグリッド](#)、東京ガス、都水道局）は、在京ラジオ7社（日本放送協会、TBS ラジオ、文化放送、ニッポン放送、ラジオ日本、エフエム東京、J-WAVE）と構築している恒久的ネットワークにより、在京ラジオ7社と必要に応じて、被害状況、復旧状況などの情報を共有する。

【実施主体】通信事業者3社（NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク）

[「災害時訪日外国人支援 SMS」](#)として、通信3社は訪日外国人に向け、SMS を用いて動画ニュースや災害時無料 Wi-Fi 等の情報を4言語で適時に配信を行う。

【実施主体】各通信事業者

- [通信設備及び通信回線について、耐震化を推進する。](#)
- [基幹の通信回線の冗長化を推進する。](#)
- [電気通信設備について、非常用電源の長時間化を推進する。](#)

3 区民相互の情報連絡等の促進支援

（1）対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○ 地域住民相互間の安否確認手段の周知 ○ TVデータ放送による災害情報（避難所の開設情報など）の取得方法の周知
都交通局 鉄道事業者	○ 駅における情報提供体制の整備 ○ ホームページや SNS 等を利用した情報提供体制の整備
都総務局	○ 都民相互間の安否確認手段の確保・周知 ○ その他通信手段の多様化や通信基盤の強化を推進
各通信事業者	○ 通信設備及び通信回線の確保に向け、施設の耐震化や非常用電源の長時間化等を推進

第2 応急対策

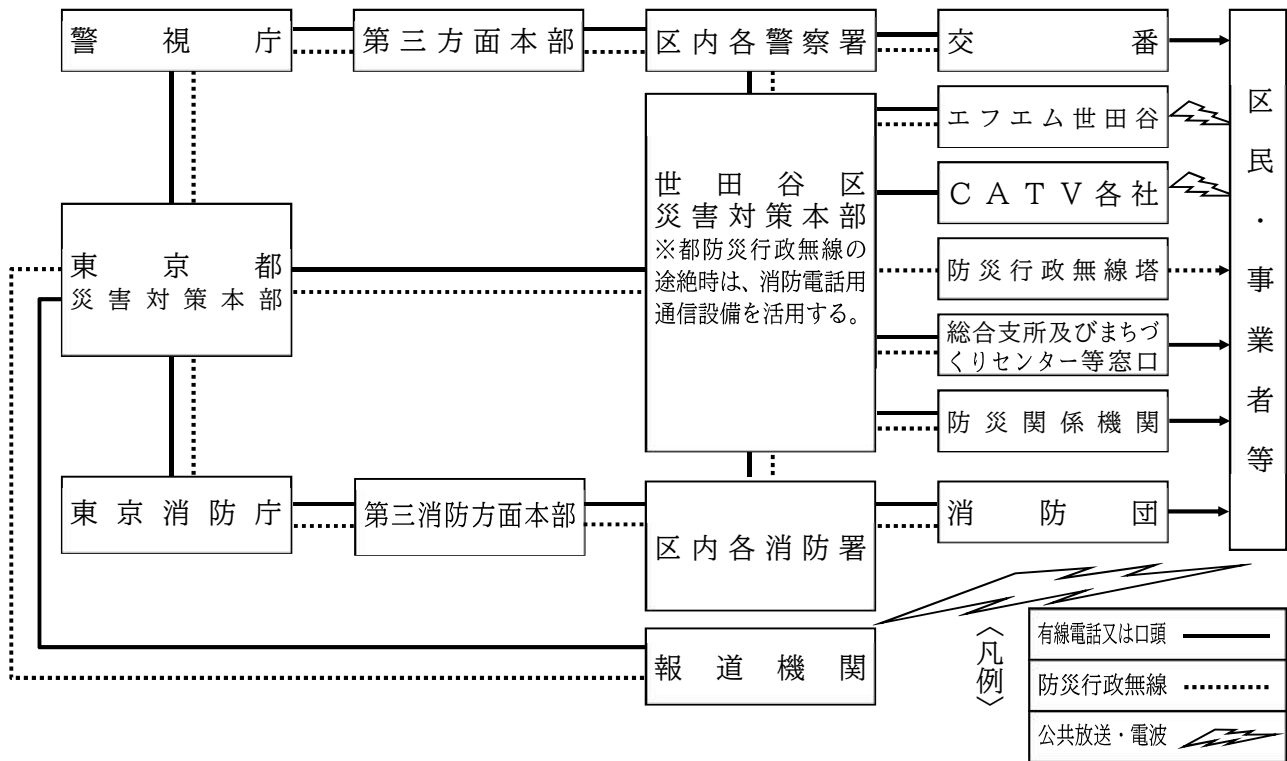
1 防災機関相互の情報通信連絡体制（第一報）

（1）対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○ 災害が発生するおそれのある異常な現象及び災害原因に関する重要な情報について、気象庁、都、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、関係機関に通報
警視庁・警察署	○ 警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、関係区市町村に通報
東京消防庁・消防署	○ 都総務局からの通報に基づき、消防署等に一斉通報し、各消防署等は、区民に周知 ○ 地震に起因する水防 に関する情報を各消防署等から収集し、これを都総務局、 区 及びその他の関係機関に通報するとともに、区民に周知
NTT 東日本	○ 各種警報の通報 ○ 警報の優先取扱い
世田谷サービス公社（エフエム世田谷） CATV 各社	○ 災害に関する警報等の周知
東京管区気象台	○ 緊急地震速報、大津波警報・津波警報・注意報、地震及び津波に関する情報の発表 ○ 発表した情報は、都等へ提供するとともに、各放送機関等の協力を得て、広く情報提供に努める。
都総務局	○ 災害原因に関する重要な情報について、気象庁、都各局、区市町村及びその他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、関係のある都各局、区市町村、防災機関等に通報
都各局	○ 災害原因に関する情報について、都総務局に通報 ○ 都総務局その他関係機関から通報を受けた重要な情報、警報及び注意報については、所属機関に通報

(2) 業務手順

【情報連絡系統（各機関相互の情報連絡系統）】



(3) 詳細な取り組み内容

【実施主体】区災対統括部、区災対財政・広報部、区災対地域本部

- 区本部が設置された場合は、各機関は必要に応じて区本部に情報連絡要員を派遣する。
- 区本部においては、区災対統括部が情報連絡体制を統括する。
- 災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区内の公共的団体その他重要な施設の管理者、区民の自発的な防災組織及び一般区民等に周知する。
- 災害発生時、区本部設置時には、区は放送機関等に放送要請による対応を行う場合があるほか、区本部設置に至らない場合でも、区民等に対し各放送機関等と連携した避難指示等に関する情報提供を行う、インターネットを積極的に活用するなど、より一層の災害対応を実施する。

【実施主体】その他の防災機関

- 都、気象庁、その他関係機関から通報を受けた重要な情報、注意報及び警報については、直ちに所属機関に通報する。

2 防災機関相互の情報通信連絡体制の確立（被害状況等）

（1）対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	災対各部	○ 災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで情報収集、都及び関係機関への伝達・報告
	警視庁・警察署	○ 区への通報、関係機関との情報交換 ○ 安否・被害情報確認システムによる参集途上の職員からの被害状況等の収集 ○ 地震被害判読システム等による災害情報収集
	東京消防庁・消防署	○ 地震被害予測システム等による被害予測 ○ 高所カメラ、地震被害判読システム、早期災害情報システム等による災害情報収集 ○ 各消防署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等についての区への通報、関係機関との情報交換
	各防災機関	○ 発災直後の被害状況等を、区に対して提供
	都総務局	○ 所在区市町村別の被害状況等調査 ○ 国（総務省消防庁）への報告と他関係防災機関への通報 ○ 被害状況等とりまとめ ○ 都災害情報システム（DIS）等の運用及び補完する多様な通信手段による行政機関内の情報連絡 ○ 重層的な連絡体制による外部機関との情報連絡
	関東地方整備局	○ 情報収集及び連絡
	関東地方測量部	○ 情報収集及び連絡
	関東総合通信局	○ 防災情報伝達システムの検討 ○ 電気通信事業者の被災・復旧状況等 ○ 放送局の被災・復旧状況等
	各通信事業者	○ 通信の被害、疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等

（2）詳細な取組み内容

【実施主体】区災対統括部、区災対財政・広報部、区災対地域本部

① 災害情報の伝達

ア 地象・水象・その他災害原因に関する情報	イ 災害状況に関する情報
ウ 関係機関に対する措置の要請・指示	エ 区民に対する避難指示等
オ その他の災害関係情報	

② 区における情報の収集及び伝達

ア 収集事項

収集すべき情報は、次のとおりである。

- （ア）異常現象の発生内容、又は災害発生の原因経過情報
- （イ）区内の被害に関する情報
- （ウ）各機関の対策の実施状況
- （エ）その他

イ 収集方法

(ア) 都本部及び防災関係機関との情報連絡体制による情報収集

(イ) 高所カメラによる情報収集

(ウ) インターネット、アマチュア無線等による情報収集

＊災害時におけるアマチュア無線を活用した災害情報収集に関する協定書

〔資料編資料協定第●●・P●●〕

(エ) 参集職員による情報収集

(オ) 区災対各部の情報連絡班等による情報収集

(カ) その他

ウ 伝達方法

(ア) 災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第 53 条に基づく被害状況を都に報告できない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。

【報告すべき事項】

災害の原因、災害が発生した日時、災害が発生した場所または地域、被害状況（被害の程度は、認定基準、災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置、災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類、その他必要な事項）

【報告の方法】

原則として、都災害情報システム（DIS）への入力による（ただし、システム障害等により入力できない場合は、防災行政無線、電話、FAX などあらゆる手段により報告する。）。

【報告の種類・期限等】

災害救助法に基づく報告については、第2部第12章第3節第2「9 災害救助法等の適用」に定めるところによる。

(イ) 区民等に対しては、防災行政無線、広報車、世田谷サービス公社（エフエム世田谷）、世田谷ケーブルテレビ協議会（ジェイコム東京世田谷局、ジェイコム東京調布・世田谷局、イツツ・コミュニケーションズ）、防災ポータル、ホームページ、災害・防犯情報メール配信サービス等を活用する。

(ウ) 必要に応じ、まちづくりセンター、避難所などへの掲示を行う。

【実施主体】各通信事業者

- 次により臨機の措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。
 - ・ 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとる。
 - ・ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。
 - ・ 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、電気通信事業法第8条第1項及び電気通信事業法施行規則第55条の定めるところにより、一般の通話、電報に優先して取扱う。
- 災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる

災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）、災害用伝言板等の[災害用伝言](#)サービスを速やかに提供する。

- 通信の被害、[疎通](#)状況の案内と通信輻輳時における利用者への時差通信等の協力要請について、報道機関及びホームページ、[SNS](#)等を通じて広報する。

3 広報体制

（1）対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対財政・広報部	○ 被災者に対する広報 ○ 被害情報や鉄道運行状況、道路情報等の提供 ○ 多様な伝達手段による区民への情報提供
	災対地域本部	○ 警察署・消防署等と連携した広報活動 ○ 被災者に対する広報
	災対統括部	○ 多様な伝達手段による区民への情報提供
警視庁・警察署		○ 余震、津波等気象庁の情報ほか
東京消防庁・消防署		○ 災害情報、消防活動状況等の広報
都水道局		○ 地震発生直後に行う広報 ○ 応急対策開始後に行う広報 ○ 応急対策の進捗に伴う広報 ○ 水道局事業所の各所管区域内を対象とする広報
都下水道局		○ 下水道施設の被害状況や復旧状況、下水道の使用制限や使用自粛等についての広報
各通信事業者		○ 通信の被害、疎通状況の案内等 ○ 災害用伝言サービス提供開始の案内 ○ 災害時用公衆電話の開設状況 ○ 避難所 Wi-Fi 等の開設状況
東京電力 パワーグリッド		○ 電気による二次災害等を防止するための方法等
東京ガス グループ		○ ガス供給の応急対応、復旧状況 ○ マイコンメーター復帰操作、ガス機器の使用上の注意事項等
各放送機関		○ 発災時の応急措置、災害に関する警報等の周知
都本部		○ 震災発生直後に行う広報内容 ○ 被災者に対する広報 ○ 被害情報や鉄道運行状況、道路情報等の提供 ○ 多様な通信手段による住民への情報提供
都生活文化 スポーツ 局		○ 被災外国人への対応として、外国人災害時情報センターを設置し、災害対策本部の発する情報を基に、（一財）東京都つながり創生財団と連携して、外国人が必要とする情報の収集・提供、区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援等を行う。
東京管区气象台		○ 地震・津波の詳しい状況やその解説、地震活動の見通しや防災上の留意事項など

機関名	対策内容
関東総合通信局	○ 電気通信事業者の被災・復旧状況等 ○ 放送局の被災・復旧状況等

(2) 詳細な取り組み内容

【実施主体】区災対財政・広報部、区災対統括部、区災対地域本部

- 当該区域や所管施設において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに警視庁・警察署、東京消防庁・消防署等と連携して、必要な広報活動を実施する。
- 防災行政無線放送に併せて、[防災ポータル](#)、ホームページ、災害・防犯情報メール、[X（旧ツイッター）](#)、緊急速報メール、エフエム世田谷、Yahoo!防災速報、[LINE](#)で同時に情報発信した場合に、同内容を発信していることが区民にわかりやすく伝わるよう発信する。
- 広報内容は、次のとおりである。
 - ① 災害状況、避難方法、[避難所開設情報](#)等 ② 食料、物資等の配布状況
 - ③ 医療機関の診療状況 ④ 応急復旧状況等
 - ⑤ その他必要事項（[デマ・流言打ち消し情報](#)等）
- 広報の方法は、前項の情報の伝達方法による。
- 区災対財政・広報部は、[世田谷サービス公社（エフエム世田谷）](#)やケーブルテレビ局などの地域放送局を活用して、被災・復旧などの情報を放送する。
 - ① 報道対応
 - ・ [区本部は、警察、消防、区市町村等から提供された人的被害関連情報の一元的な集約・調整、整理・突合・精査を行い、報道機関への発表を行う。](#)
 - ・ 災害に関する情報等区民に周知するべき事項は、区災対財政・広報部（政策経営部長又は広報広聴課長）が報道機関に発表するものとする。
 - ・ 日本放送協会又は民間放送各社に放送依頼を行う場合は、都総務局に対して、次の事項を明らかにしてあつせんを依頼する。
 - ア 放送要請の理由 イ 放送事項
 - ウ 希望する放送日時及び送信系統 エ その他必要な事項
 - ・ 世田谷サービス公社（エフエム世田谷）及び世田谷ケーブルテレビ協議会（ジェイコム東京世田谷局、ジェイコム東京調布局、イッツ・コミュニケーションズ）については、随時情報を提供する。
 - * 災害時等における協力態勢に関する協定書〔資料編資料協定第●●・P●●〕
 - * 災害時における世田谷区とケーブルテレビ事業者との相互協力に関する基本協定〔資料編資料協定第●●・P●●〕
 - ② 世田谷サービス公社（エフエム世田谷）及び世田谷ケーブルテレビ協議会の災害時放送
 - 世田谷サービス公社（エフエム世田谷）及び世田谷ケーブルテレビ協議会（ジェイコム東京世田谷局、ジェイコム東京調布局、イッツ・コミュニケーションズ）は、区と締結した「災害時等における協力態勢に関する協定」及び「災害時における世田谷区とケーブルテレビ事業者との相互協力に関する基本協定」に基づき、次のと

おり災害時の放送を行う。

- ア 災害報道等の緊急情報
- イ 避難誘導、交通機関の情報
- ウ その他生活関連情報および安否情報等

【実施主体】警視庁・警察署

- 広報内容は、次のとおりである。
 - ① 余震等の地震情報
 - ② 地域の被害情報及び見通し
 - ③ 避難情報等
 - ④ 交通規制、交通機関等の交通情報
 - ⑤ 主要道路、高速道路、橋等の被害情報
 - ⑥ 被災地域、避難場所、避難所等に関する情報
 - ⑦ 電気、ガス、水道、電話等のライフラインの被害情報
 - ⑧ [デマ・流言打ち消し情報](#)
- 広報手段は、次のとおりである。
 - ① 交番、駐在所の備え付けマイクによる広報
 - ② パトロールカー、白バイ、広報車の拡声器による広報
 - ③ 災害現場等における警察官の各個広報

【実施主体】東京消防庁・消防署

- 広報内容は、次のとおりである。
 - ① 出火防止・初期消火の呼びかけ
 - ② 救出救護及び要配慮者（高齢者・身体障害者・難病患者・乳幼児・妊産婦等）への支援の呼び掛け
 - ③ 火災及び水災に関する情報
 - ④ [避難指示等](#)に関する情報
 - ⑤ 救急告示医療機関等の診療情報
 - ⑥ その他区民が必要としている情報
- 広報手段は、次のとおりである。
 - ① 広報車又はその他消防車両の拡声装置等
 - ② 消防署及び町会等の掲示板への掲示及び口頭伝達
 - ③ テレビ、ラジオ等報道機関への情報提供
 - ④ ホームページ、SNS、消防アプリ等を活用した情報提供
 - ⑤ 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供

4 広聴体制

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区 ◎災対財政・広報部	○ 各地域の相談窓口開設について区民等へ周知
災対地域本部	○ 区民の各種相談に応じる臨時の総合相談窓口を開設
警視庁・警察署	○ 臨時相談所を開設 ○ 交通規制に係るテレホンコーナーを開設
東京消防庁・消防署	○ <u>災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談に対応</u>
都総務局	○ 都各局の相談窓口をとりまとめ住民等へ周知
都各局	○ 相談窓口等を開設するとともに、都総務局に報告

(2) 詳細な取り組み内容

【実施主体】区災対地域本部、区災対財政・広報部

- 総合支所に区民の各種相談に応じる総合相談窓口を開設する。
- 総合相談窓口の運営に当たっては、協力協定を締結した世田谷区法曹会、関係機関と協力、連携をとるものとする。

＊災害時における法律相談に関する協定〔資料編資料協定第●●・P●●〕

- その他専門分野に関する相談所の運営に当たっては、専門ボランティアの活用をはかるほか、災害時協力協定を締結した各種専門団体の協力を得ることとする。

5 区民相互の情報連絡等の促進支援

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○ 区民、事業者及び帰宅困難者に対し、都や報道機関等と連携して、区民相互の情報連絡を支援するための情報提供を行う。
各通信事業者	○ 区民、事業者及び帰宅困難者に情報提供を行う。 ○ 災害用伝言ダイヤル(171)、「災害用伝言板(web171)」等の <u>災害用伝言</u> サービスサービスの利用を呼びかける。

(2) 詳細な取り組み内容

- 区は、個人・企業等に対する一斉帰宅抑制の呼びかけや安否確認方法の周知を行い、関係機関と連携して、避難所や一時滞在施設の開設状況など、災害関連情報等を提供する。
- NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルの携帯通信事業者は、無料 Wi-Fi サービス(00000JAPAN)を提供するほか、一部の避難所等において携帯電話・スマートフォンの充電サービスを提供する。
- NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルの携帯通信事業者は、通信サービス提供のため、携帯電話の不通地域に移動基地局を派遣し、通信の確保に努める。
- 通信事業者は、行政機関と連携し、区民、事業者及び帰宅困難者に災害情報、一時滞在

施設等の情報提供を行う。

- 報道機関は、行政機関や交通機関等と連携して、交通機関の運行情報や[災害用伝言](#)サービスの利用方法等について、区民、事業者及び帰宅困難者に提供する。
- 区民等は、災害伝言ダイヤル、災害伝言板等を利用し、家族等の安否を確認する。

第7章 医療救護等対策

本章における対策の基本的考え方

○ 医療救護等対策の基本的な考え方

震災時には、家屋やブロック塀の倒壊、火災、崖崩れ等により多数の負傷者が発生することが想定されるため、災害発生直後から多数の負傷者に対し迅速に医療救護活動を行わなければならない。また、遺体については、死者の尊厳と遺族の感情を十分に考慮し、迅速かつ適切に取り扱う。

本章では、[災害時](#)における初動医療体制の確立や医薬品・医療資器材の確保、災害拠点病院の整備や医療施設の耐震化等の医療施設の基盤整備、遺体の火葬について示す。

第7章 医療

第1節 現在の到達状況

- 世田谷区災害医療コーディネーターを中心とした医療救護本部の設置、区内医療関係団体による緊急医療救護班等及び医療救護班等の編成により、初動医療体制を確立
- 避難所への避難所用応急救急セットの配備、医療救護所となる避難所への医療救護所用災害医療セット等の配備、緊急医療救護所への緊急医療救護所用医療器具等の配備

第2節

- 限られた医療資源を有効活動の体制強化が必要
- 二次保健医療圏を含めた
- 医薬品が不足した場合にの確保が必要
- 遺体収容所の業務手順や

最終版で修正

第4節 到達目標

- 災害医療コーディネーターを中心とした災害医療体制の強化
- 検視・検案体制の構築及び広域火葬体制の充実・強化
- 医薬品等の確保に向

第5節 具

地震前の行動（予防対策）

○ 初動医療体制等の整備

- 世田谷区災害医療コーディネーターの設置
- 医療救護活動等の確保（医療救護班等の確保、災害医療運営連絡会の設置場所の確保、医療救護本部の整備等）
- 負傷者等の搬送体制の確保
- 防疫体制の整備

○ 医薬品・医療資器材の確保

- 災害薬事センターの運営方法、医薬品の調達方法の整備

○ 遺体の取扱い

- 関係機関との連携による体制の整備

地震直後の行動（応急救護）

○ 初動医療体制

- 被害状況及び医療機関
- 世田谷区災害医療コー
- 負傷者等の搬送
- 区災対医療衛生部によ

○ 医薬品・医療資器材の確保

- 災害薬事コーディネー

○ 行方不明者の捜索・遺体

- 行方不明者の捜索、収容

医療救護等対策

課題

に活用するため、医療救護
情報連絡体制の強化が必要
備え、医薬品及び資器材等
備蓄内容の整理

第3節 対策の方向性

- 関係所管課、医療関係団体、災害拠点病院、災害拠点連携病院、警察、消防等による「災害医療運営連絡会」における災害時の医療救護活動の課題の検討
- 医療関係、団体病院、二次保健医療圏の基幹病院との情報連絡体制の強化
- 医薬品等が不足した場合に備え、東京都及び卸売販売業者との連携を強化
- 検視・検案の体制、広域火葬体制の具体化

最終版で修正

けて、薬剤師会や事業者と連携した供給体制の強化

体的な取組

策) 発災後72時間以内

情報等の把握

地震後の行動（復旧対策） 発災後1週間目途

○ 防疫体制の確立

感染症の発生及びまん延の防止

被災動物の保護

・ディネーターと連携した医療救護活動

る保健活動、こころのケア等の医療支援

の供給

・ターの調整による医薬品等の調達・供給

の検視・検案・身元確認等

、検視・検案・身元確認等

○ 火葬体制等

火葬特例の適用・許可証発行、広域火葬の実施

第7章 医療救護等対策

第1節 現在の到達状況と課題

1 初動医療体制の確立

震災時の負傷者に対応していくため、より迅速な医療救護活動が行えるよう実効性のある体制を整えるとともに、都や医療機関等との連携を強化した。

これまでの具体的な取り組みは次の事項である。

- 区内病院のうち、災害拠点病院³箇所、災害拠点連携病院2箇所の指定を東京都より受けている（令和6年4月現在）。
- 医療救護活動の統括・調整を行うために、保健医療福祉総合プラザ内（保健医療福祉の拠点「うめとぴあ」内）に区災害医療コーディネーターを中心とした医療救護本部を設置する。なお、災害時において保健医療福祉総合プラザは、目前急迫の事態を除き、医療処置等は基本的には実施せず、災害医療に関する調整や指揮に専念する。
- 医療救護本部には、医薬品等管理の統括・調整を行う区災害薬事コーディネーターも常駐し、区災害薬事センターの運営等を行う。
- 超急性期に緊急医療救護所を迅速に立ち上げ、医療救護活動を行うため、区内医療関係団体による緊急医療救護班等を編成する。
- 超急性期における緊急医療救護所の医療救護活動の終了後、段階的に立ち上げる避難所救護所での活動に向け、区内医療関係団体による避難所救護班等を編成する。
- 災害時の医療救護体制は、以下のとおりである。

【災害拠点病院等】

指定区分	説 明
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院 （基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院で構成される）
災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う都が指定する病院
災害医療支援病院	専門治療、慢性疾患への対応、その他医療救護活動を行う病院

【緊急医療救護所等】

名 称	説 明
緊急医療救護所	発災後、速やかに、災害拠点病院などの隣接地等に設置する医療救護所で、主にトリアージ（災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病者を傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を定めることをいう。）、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所
避難所救護所	おおむね急性期以降に、避難所内に設置又は医療従事者の巡回により傷病者への治療、慢性疾患、災害関連死予防、感染症対策等の対応を行う場所 (東京都地域防災計画では、避難所医療救護所と表記されている)
医療救護本部	医療救護活動の統括・調整を行う場所 (東京都地域防災計画では、医療救護活動拠点と表記されている)

【災害医療コーディネーター・災害薬事コーディネーター】

名 称	説 明
東京都災害医療コーディネーター	都内全域の医療救護活動を統括・調整するため、都に対して医学的助言を行う都が指定する医師
東京都地域災害医療コーディネーター	二次保健医療圏域の医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師（世田谷区は、区西南部二次保健医療圏（世田谷区、目黒区及び渋谷区）となる）
区災害医療コーディネーター	医療救護活動を統括・調整するため、区に対して医学的助言を行う区が指定する医師で、医療救護本部に常駐する
区災害薬事コーディネーター	薬事の観点から区災害医療コーディネーターをサポートし、医療救護活動が円滑に行われるように、医薬品に関する情報収集や薬剤師班の活動を調整する薬剤師で、医療救護本部に常駐し、災害薬事センター長となる

【課題】

区内で7,132人の負傷者（うち重傷者は1,212人）の発生が想定されており、迅速な医療救護活動と受入医療機関の確保、医療救護活動の体制強化、二次保健医療圏を含めた情報連絡体制の強化並びに受援体制の課題の整理及び検討が必要である。

2 医薬品・医療資器材の確保

- 緊急医療救護所には、緊急医療救護所用医療器具等を配備している。
- 避難所救護所には、避難所救護所用災害医療セット等を配備している。
- 避難所には、避難所用応急救急セットを配備している。
- 医薬品卸売販売業者6社と「災害時における医薬品等の調達に関する協定」を結んでいる（令和6年6月現在）

【課題】

医薬品等が不足した場合、医薬品及び資器材を確実に確保する必要がある。

3 遺体の取扱い

- 区内施設に遺体収容所を設置する。
- 検視・検案活動は、警視庁・警察署及び[都保健医療局](#)等の関係機関が行い、要請に基づき歯科医師会が身元確認班を編成し協力する。
- 都では、都内火葬場の被害状況に対応できるよう、広域火葬実施計画を整備している。

【課題】

被害想定による死者数（区内最大 645 人）に対応するため、関係機関と連携し、体制を強化する必要がある。遺体収容所の運営体制及び業務手順や備蓄内容を整理する。

第2節 対策の方向性

1 初動医療体制等の確立

関係所管課、医療関係団体、災害拠点病院、災害拠点連携病院、警察、消防等による災害医療運営連絡会で、災害時の医療救護活動について、課題の検討等を行っている。

初動医療体制では、医療救護本部を保健医療福祉総合プラザ内に設置し、区災害医療コーディネーターを中心に、区内病院、二次保健医療圏（東京都地域災害医療コーディネーター）等と連携して、区内の人的被害及び医療機関の被災状況や活動状況等を把握し、関係機関と迅速かつ確実な情報連絡体制や地域の実情を踏まえた医療連携体制を強化する。

迅速な医療救護活動の実施に関しては、医療救護本部が、都が設置する医療対策拠点（都立広尾病院）と連携して、災害拠点病院等への支援、保健医療活動チームの受入れ及び配置等を適切に行うために、区内の被災状況や医療機関の活動状況等を迅速かつ正確に把握することが重要であり、地域 BWA 通信機器等の情報収集手段を整備し、確実に情報集約することができるよう具体化を進める。加えて、医療救護本部で集約した緊急医療救護所及び避難所救護所の設置状況、医療機関の活動状況等の情報を広報するため、区民周知方法の具体化を進める。

負傷者の受入医療機関の更なる確保に関しては、災害医療支援病院のうち救急告示を受けた病院を中心に、EMIS（広域災害救急医療情報システム）及び地域 BWA 通信機器等を活用した連携体制の具体化を進める。また、緊急医療救護所の設置場所が区西部に偏っているため、区東部に位置する自衛隊中央病院との緊急医療救護所の開設に関する協定の締結に向けて調整を進める。

これまで超急性期に開設としていた緊急医療救護所及び医療救護所（現在の避難所救護所）については、災害時に限られた医療資源を最大限有効に活用し、実現可能な初動医療体制の構築を図るため、以下の表のとおり整理するとともに、診療所、歯科診療所、薬局及び施術所の診療継続や早期再開に向けた検討を進める。

なお、緊急医療救護所では、被災状況によっては3日間程度、24時間態勢で傷病者への対応を行う可能性があることから、配置する各班の人員では不足することが想定され、追加の人員確保が必要となる。このため、発災後から超急性期までの時期においては、緊急医療救護所の対応に注力することとし、避難所救護班等の名簿登載者を活用するなど交代要員及び応援要員を含めた、運営に必要な人員体制について、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び柔道整復師会との調整及び検討を進める。

名称		緊急医療救護所	避難所救護所（旧称：医療救護所）
1	時期	発災後からおおむね超急性期（72時間）まで	おおむね急性期（4日目以降）から慢性期まで
2	目的	傷病者に対する重症度に応じた適切かつ迅速な医療の提供	地域住民に対する医療等に関する対応
3	場所	災害拠点病院などの近接地等	区が指定した避難所
4	内容	発災後、速やかに医療従事者が集まり、傷病者にトリアージを実施し、軽症者への治療及び重症者や中等症者の搬送に対応する。	避難所に設置又は医療従事者の巡回により傷病者への治療、慢性疾患、災害関連死予防、感染症対策等に対応する。
5	開設基準	世田谷区に震度6弱以上の地震が発生したときは、全ての緊急医療救護所を開設する。震度5弱又は5強の地震が発生したときは、被災状況、災害拠点病院等の傷病者対応状況に応じて、各病院の災害対策本部と協議の上、開設する。	緊急医療救護所が縮小又は閉鎖され、かつ、被災状況等により、医療救護の必要を認めたときは、避難所救護所の開設判断を行い、開設する。
6	閉鎖基準	発災後3日目を目途に各病院の災害対策本部と協議の上、閉鎖の可否を判断する。	ライフライン等がほぼ復旧し、地域の医療機関や薬局等がおおむね再開している状況であるときは、避難所に関わる医療関係者と協議の上、閉鎖の可否を判断する。

2 医薬品・医療資器材の確保

医薬品等が不足した場合に備え、東京都、薬剤師会、災害拠点病院、災害拠点連携病院及び卸売販売業者との連携強化を図り、医薬品等の備蓄・供給体制を強化する。

3 遺体の取扱い

関係機関等と連携し、検視・検案の体制について役割分担と手順の具体化を進める。

また、協定を締結している民間関係団体とも連携して、遺体の搬送に協力し、広域火葬体制での迅速な対応の実現を図る。

第3節 具体的な取組み

第1 予防対策

1 初動医療体制等の整備

1-1 情報連絡体制等の確保

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対医療衛生部	○ 医療救護本部における情報収集内容の整理 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターとの連絡体制等の整理 ○ 緊急医療救護所の連絡体制の整理 ○ 避難所救護所の連絡体制の整理 ○ 医療機関の被災状況等の把握方法の整理 ○ 医療関係団体、病院等の緊急連絡先の作成 ○ デジタル MCA 無線、地域 BWA 通信機器等の通信訓練の実施
	◎災対統括部	○ 防災行政無線等の整備 ○ 通信訓練等の実施
都保健医療局		○ 把握すべき医療機関の被害状況及び活動状況等の事項を事前に整理 ○ 東京都災害医療コーディネーターを中心とした都全域の情報連絡体制及び東京都地域災害医療コーディネーターを中心とした圏域内の情報連絡体制を確保し、各コーディネーターによる統括・調整機能の確立

(2) 詳細な取組み内容

【実施主体】区災対医療衛生部

- 区は、医療救護活動の統括・調整を行う医療救護本部に必要な情報収集内容について、整理を行う。
- 区は、東京都地域災害医療コーディネーターと連携し、連絡体制等の整理を行う。
- 区は、医療救護本部と緊急医療救護所との連絡の[ためデジタル MCA 無線、地域 BWA 通信機器の操作訓練を行う](#)。
- 区は、医療救護本部と[避難所救護所](#)との連絡体制について、整理を行う。
- 区は、医療機関の被災状況等の把握方法について、EMIS（広域災害救急医療情報システム）[を活用するため、病院等に地域 BWA 通信機器等を配備する](#)。
- 区は、医療関係団体、病院等の緊急連絡先をまとめる。

【実施主体】区災対統括部、区災対医療衛生部

- 区は、災害拠点連携病院等と区との情報連絡体制を構築するため、防災行政無線や[地域 BWA 通信機器](#)等の整備を推進するとともに、通信訓練等を実施する。

【実施主体】都

ア 都全域の情報連絡体制

- 都は、東京都災害医療コーディネーターが、都全域の被災状況や医療機関の活動状

況等について迅速に把握できるように、東京都地域災害医療コーディネーター、[東京都災害時小児周産期リエゾン](#)、[東京都災害薬事コーディネーター](#)、都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会及び区市町村などの関係機関と連携し、情報連絡体制を構築する。

イ 各二次保健医療圏の情報連絡体制

- 都は、東京都地域災害医療コーディネーターが、二次保健医療圏内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築するとともに、情報通信訓練等を実施する。
- 東京都地域災害医療コーディネーターは、地域災害医療連携会議を開催し、東京 DMAT や[地域災害時小児周産期リエゾンの支援を受け](#)、圏域内の医療資源の把握や医療機関及び行政機関等との連携など、地域の特性に応じた具体的な方策を検討する。
- 二次保健医療圏ごとに、傷病者の搬送や受け入れ医療機関の調整、関係機関同士の連絡体制などを確認・検証するための図上訓練を実施する。

1-2 医療救護活動等の確保

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎ 災対医療衛生部	○ 医療救護本部の設置、運営内容の整理 ○ 区災害医療コーディネーターの選任 ○ 区災害薬事コーディネーターの選任 ○ 緊急医療救護所の設置、運営内容の整理 ○ 緊急医療救護班等の名簿の作成 ○ 避難所救護所の設置、運営内容の整理 ○ 避難所救護班等の名簿の作成 ○ 災害医療運営連絡会の運営 ○ 保健医療福祉総合プラザ内の関係機関相互の連携体制、医療救護本部等への支援体制の構築
	災対地域本部	○ 避難所救護所の設置場所の確保、運営体制の整備
	東京消防庁	○ 東京 DMAT 連携隊を編成し東京 DMAT と連携 ○ 都保健医療局等とともに、東京 DMAT と連携した救出救助活動の訓練を実施
	都保健医療局、都福祉局	○ 東京 DMAT 及び東京 DPAT 隊員を養成 ○ 都医療救護班、都歯科医療救護班、都薬剤師班等の確保 ○ 東京消防庁等とともに、救出救助活動と連携した東京 DMAT の活動訓練等を実施 ○ 病院や薬局等医療機関の事業継続計画策定を支援 ○ DHEAT 構成員の養成 ○ 応援保健医療活動チームの受入体制の整備 ○ 東京都立病院機構との調整
	東京都立病院機構	○ 都立病院（広尾病院・墨東病院・多摩総合医療センター）に東京 DMAT を整備 ○ 都立病院の医療救護班を整備 ○ 都立病院（松沢病院・広尾病院・墨東病院・多摩総合医療センター・小児総合医療センター・豊島病院）に東京 DPAT を整備 ○ 医療機能を継続するため、都立病院の事業継続計画を策定

(2) 詳細な取り組み内容

① 医療救護本部の整備

【実施主体】区災対医療衛生部、災対統括部

- 区は、医療救護本部の設置、運営内容について、医療関係団体、病院等と課題の整理を行っている。
- 区は、医師会からの推薦を受け、医療救護活動等を統括・調整するために区災害医療コーディネーターを選任する。
- 区は、薬剤師会からの推薦を受け、医薬品等管理の統括・調整を行う区災害薬事コーディネーターを選任する。
- 区は、医療救護本部の設置時の初動対応、活動場所の確保等を確実に迅速に実施するため、保健医療福祉総合プラザ内の関係機関（区、世田谷区保健センター等）の役割分担を明確化した連携協定を締結するなど、相互の連携体制を調整していくとともに、医療救護本部の運営等への支援体制について検討する。

② 緊急医療救護所、避難所救護所の整備

【実施主体】区災対医療衛生部、区災対地域本部

- 区は、緊急医療救護所及び避難所救護所の設置、運営内容について、医療関係団体、病院等と訓練を行い、課題の整理を行っている。
- 区は、医療関係団体の協力を得て、緊急医療救護班、避難所救護班等の名簿を作成するとともに、災害時医療救護活動従事者証を事前に交付する。
- 区は、避難所救護所を開設する場合は、区からの派遣要請に基づいて医師会、歯科医師会、薬剤師会及び柔道整復師会が、避難所救護班等の名簿登載者に参集の連絡を行うが、電話やインターネット等通信の不通により連絡がとれない場合を想定し、人員体制等を検討していく。

③ 災害医療運営連絡会の設置

【実施主体】区災対医療衛生部、区災対保健福祉部、区災対統括部、区災対地域本部、区災対教育部

- 区は、関係所管課、医療関係団体、災害拠点病院、災害拠点連携病院、警察、消防等による災害医療運営連絡会で、災害時の医療救護活動について、課題の検討、連絡調整を行っている。

④ 東京都の活動

【実施主体】都保健医療局、都福祉局

ア 東京 DMAT の確保・養成

- 都は、平成 16 年に発足させた東京 DMAT を擁する東京 DMAT 指定病院 27 病院の機能を確保できるように、隊員養成を行う。
- 東京 DMAT のチーム編成は原則として医師 1 名、看護師等 2 名の計 3 名を基準とする。ただし、必要に応じて業務調整員を含めることができる。

- 東京消防庁は、東京 DMAT 連携隊を編成し、東京 DMAT と一体的に活動することを原則とし、平常時からの情報共有等を図る。

イ 東京 DPAT の確保・養成

- 都は平成 30 年度に発足した東京 DPAT の隊員への研修を行う。
- 東京 DPAT のチーム編成は、精神科医師、看護師、業務調整員等を含めた 4 名を標準とする。

ウ 医療救護班等の確保

- 病院又は区市町村の医療救護活動を応援・補完する立場から、東京都医師会、東京都歯科医師会及び東京都薬剤師会などの関係機関と協定や委託契約を締結し、医療救護活動の体制を確保している。
- 災害時における迅速な医療活動等を確保するため、都医療救護班(都医師会に限る。)、都歯科医療救護班、都薬剤師班の従事者に災害時医療従事者登録証を事前に発行している。

エ 医療機関等の機能維持に向けた取組み

- [都保健医療局](#)は、医療機関等が事業継続計画を策定できるように、支援する。
- 病院、診療所、歯科診療所及び薬局は、災害時においても医療機能を維持できるように、あらかじめ事業継続計画を策定するとともに、訓練等を定期的実施する。

オ DHEAT 構成員の養成・確保

- 都は、DHEAT 構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るため、[国の実施する](#)研修に加え、[都独自の研修](#)を実施する。

カ 応援保健医療活動チームの受入れ体制の整備

- [都保健医療局](#)は、都外から参集する応援保健医療活動チームを速やかに受け入れ、迅速な医療救護活動に繋げるために、受入れ体制を整備する。

1-3 負傷者等の搬送体制の確保

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対医療衛生部	○ 緊急医療救護所における傷病者の搬送体制の構築
	災対地域本部	○ 負傷者の搬送方法の整備 ○ 避難所救護所 における傷病者の搬送体制の構築
	災対物資管理部	○ 負傷者の搬送方法の検討 ○ 緊急医療救護所及び 避難所救護所 における傷病者の搬送体制の構築
東京消防庁		○ 東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会と協定を締結
都総務局		○ 救出救助活動拠点等を選定し確保
都保健医療局		○ 行政機関や民間事業者団体を含め、複数の搬送手段を確保 ○ 東京都ドクターヘリによる搬送体制の整備 ○ 被災地域外への広域搬送を確保するため、航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)の設置場所を確保 ○ 日本救急医療財団と協定を締結し、航空機による搬送手段を確保

(2) 詳細な取り組み内容

【実施主体】区災対地域本部、東京消防庁、都総務局、[都保健医療局](#)

- 区及び都は、車両等を保有する関係機関との新たな協定締結に向けて取り組み、[さらに](#)搬送手段の拡充を図る。

【実施主体】都総務局

- 自衛隊、警察災害派遣部隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等の活動拠点として使用するオープンスペースを、国や区市町村及び関係機関等と協議の上、あらかじめ確保する。

【実施主体】都総務局、[都保健医療局](#)

- 自衛隊等関係機関と協議の上、自衛隊の大型ヘリコプターが患者搬送のために離発着できる場所や、艦船が接岸できる場所について、あらかじめ候補地を選定する。

【実施主体】[都保健医療局](#)

- 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置・運営について、体制を整備する。
- 応援保健医療活動チームの参集・待機場所について調整・確保する。

1-4 防疫体制の整備

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対医療衛生部	○ 防疫用資器材の備蓄及び調達・配布体制の整備
	災対地域本部	○ 防疫用資器材の備蓄及び配布体制の整備
都保健医療局		○ 薬品等の受入・調達計画を策定 ○ 防疫に関して周知するためのリーフレットを作成 ○ 区市町村、関係団体等と連携した動物救護体制の整備

(2) 詳細な取り組み内容

【実施主体】区災対医療衛生部、区災対地域本部

- 防疫用資器材の備蓄及び調達・配布体制を整備しておく。
 - ① 飲料水関係については、平常時においてあらかじめ次の措置を講ずる。
 - ア 残留塩素等の簡易検査器具等を、保健所及び各総合支所に配備する。
 - イ 消毒薬（次亜塩素酸ナトリウム）を、保健所及び各総合支所に備蓄する。
 - ② その他の消毒薬等の調達
 - 消毒薬等は区備蓄分及び業者から調達できるよう検討する。

【実施主体】[都保健医療局](#)

- 避難所における飲料水の安全を確保するため、水の消毒薬や消毒効果を確認するための器材を備蓄する。

2 医薬品・医療資器材の確保

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対医療衛生部	○ 災害薬事センターの設置・運営の整理
	災対地域本部	○ 避難所に備蓄された医薬品等の管理
	災対統括部	○ 緊急医療救護所及び避難所救護所に配備された医薬品等の管理
薬剤師会		○ 災害時の情報連絡体制を整備 ○ 薬剤師会の編成体制等を整備
都保健医療局		○ 都医療救護班や医療救護所に医薬品等を供給できるよう、災害用救急医療資器材・単品補充用医薬品を備蓄 ○ 災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材の備蓄及び医薬品等を確保 ○ 医薬品集積センターの設置場所の要件や運営方法をあらかじめ関係機関と協議 ○ 東京 DMAT 指定病院に災害時医療支援車（東京 DMAT カー）や医療資器材等を配備

(2) 詳細な取組み内容

【実施主体】区災対医療衛生部、区災対統括部、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会等

- 薬剤師会等と災害時の協力協定を締結するなど、関係機関との連携・協力体制を整備しておく。
- 医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会等と協議の上、緊急医療救護所、避難所救護所や避難所等で使用する医薬品等を備蓄している。備蓄量は発災から3日間で必要な量を目安とする。
- 災害薬事センターの設置場所は、保健医療福祉総合プラザとする。区は、運営方法、納入先及び納入先への搬送方法等、災害薬事センターにおける具体的な活動内容等について、薬剤師会及び医薬品卸売販売業者と協議しておく。なお、卸売販売業者は、原則として、緊急医療救護所及び避難所救護所で使用する医薬品は直接、各緊急医療救護所及び各避難所救護所へ、避難所で使用する医薬品は区の災害薬事センターへ納品するものとする。
- 区は、医薬品等の調達方法（卸売販売業者への発注方法等）について、あらかじめ具体的に薬剤師会及び卸売販売業者と協議しておく。

【実施主体】災害拠点病院等

- 災害拠点病院及び災害拠点連携病院は、3日分程度の医薬品等を備蓄する。
- 災害拠点精神科病院は、医薬品等を備蓄する。
- 災害拠点精神科連携病院、災害医療支援病院、診療所、歯科診療所及び薬局は、災害時においても診療を継続できるよう事業継続計画を作成し、それに基づき医薬品等の備蓄に努める。

【実施主体】 **都保健医療局**

- 都、卸売販売業者及び災害時協力協定締結団体（※）は、災害時の医薬品等の供給体制を構築する。なお、医薬品等の供給の優先順位については、災害拠点病院に優先供給することを基本的な考え方とし、状況により逐次、東京都災害医療コーディネーター等に助言を求めることとする。

※災害時協力協定締結団体：東京都薬剤師会、東京医薬品卸業協会、日本医療機器協会、日本産業・医療ガス協会、日本衛生材料工業連合会、大東京歯科用品商協同組合

- 医薬品等の卸売販売業者が早期に機能を復旧できるよう、自衛隊等関係機関と連携体制を構築する。
- 災害時の調達業務を円滑に行うために、東京医薬品卸業協会等災害時協力協定締結団体職員の都への派遣協定を締結するといった準備を行う。
- 都医療救護班や医療救護所に医薬品等を供給できるよう、災害用救急医療資器材・単品補充用医薬品を備蓄する。
- 災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材の備蓄を進めるとともに、必要な医薬品等の確保に努める。
- 災害時に使用する医薬品等の確保は卸売販売業者からの購入を基本とし、支援物資（製薬団体等から提供される無償の医薬品等）の利用はその補完的な位置付けとする。
国、製薬団体、都薬剤師会等と医薬品等の支援物資の要請方法及び受入れ方法を協議の上、以下の「医薬品等の支援物資を受け入れる際の基本方針」を製薬団体等の関係団体にあらかじめ周知し、協力を求める。
- 関係機関とあらかじめ医薬品集積センターの設置場所の要件や運営方法、災害薬事センターへの搬送方法等具体的な活動内容について協議しておく。

〔医薬品等の支援物資を受け入れる際の基本方針〕

- ア 個人からの支援物資は基本的に受け入れない。
- イ 必要に応じて国やメーカーへ支援を要請する。
- ウ 都が要請した物資以外で製薬団体等から支援の申し出があった物資は、都が必要と判断したものを受け入れる（都に事前連絡が必要）。
- エ 都は発災後、医薬品集積センターを設置し、イ及びウによって提供された支援物資を医薬品集積センターで受け入れ、仕分けをした上で区市町村の災害薬事センターへ提供する。

[*東京都地域防災計画 震災編（令和5年修正）](#)

3 遺体の取扱い

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対土木部	○ 行方不明者の搜索、遺体搬送に関する事項
	災対地域本部	○ 行方不明者の搜索、遺体搬送に関する等の情報収集 ・ 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項 ・ 遺体収容所設置等に応ずる資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項 ○ 遺体収容所は、死者の尊厳や遺族感情への配慮、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、下記の条件を満たす施設を事前に指定・公表するよう努める。 ・ 屋内施設 ・ 避難所や避難所救護所など他の用途と競合しない施設 ・ 検視・検案も確保可能な一定の広さを有する施設 ・ 身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設 なお、指定に当たっては、水、通信等のライフライン及び交通手段の確保についても、可能な限り考慮する。
都保健医療局		○ 区市町村が設置する遺体収容所の衛生管理運営等を指導 ○ 都医師会や日本法医学会等と連携し、検案医の養成研修や死体検案認定医制度の普及啓発 ○ 遺体の火葬に関する広域連携体制を構築 ○ 火葬場や近隣県等との連絡訓練等により、連携体制を強化

第2 応急対策

【医療救護活動におけるフェーズ区分】

区分		想定される状況
0	発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により、傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1	超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2	急性期 (72時間～1週間程度)	<u>緊急医療救護所がほぼ閉鎖され、地域内の診療所等による医療提供が再開し始めるとともに</u> 、被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3	亜急性期 (1週間～1か月程度)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4	慢性期 (1～3か月程度)	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5	中長期 (3か月以降)	<u>避難所救護所</u> がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況

【主な医療救護活動】

災害時の医療救護活動のフェーズ区分と必要な活動

全体概要		フェーズ0 発災直後 発災～6時間まで	フェーズ1 超急性期 7～24時間まで	フェーズ2 急性期 1週間程度まで	フェーズ3 亜急性期 1か月程度まで	フェーズ4 慢性期 3か月程度まで	フェーズ5 中長期 3か月程度以降
医療ニーズ		外傷治療・救命救急のニーズ				慢性疾患治療、被災者・支援する職員等の健康管理、公衆衛生的なニーズ	
必要な医療救護活動		都内全域の広域的な活動			区市町村中心の救護活動		
① 区市町村	区市町村災害医療コーディネーター		緊急医療救護所の設置・運営				
			地区医療救護班・歯科医療救護班・薬剤師班等の派遣				
			避難所医療救護所・医療救護活動拠点・災害事業センターの設置				
② 都	東京都災害医療コーディネーター 地域災害医療コーディネーター	災害医療コーディネーターの募集 医療支援拠点の設置					
		東京DMATの活動					
			都医療救護班・歯科医療救護班・薬剤師班等の派遣				
③ 災害拠点病院			主に東京DMATによる支援活動				
					主に他道府県の医療救護班による支援活動		
			東京DPAT（他県DPAT）の派遣				
④ 災害拠点連携病院			主に重傷者の収容・治療			平常時の医療体制へ徐々に移行	
			主に中症者又は容態の安定した重傷者の収容・治療			平常時の医療体制へ徐々に移行	
⑤ 災害医療支援病院 ⑥ 診療所等			診療継続または区市町村の定める医療救護			平常時の医療体制へ徐々に移行	

※ 被害状況等により、活動期間は、長期化または短縮します。

1 初動医療体制

都保健医療局を保健医療福祉調整本部として位置付け、関係各機関と協力し、以下本章における保健医療活動の総合調整を図る。

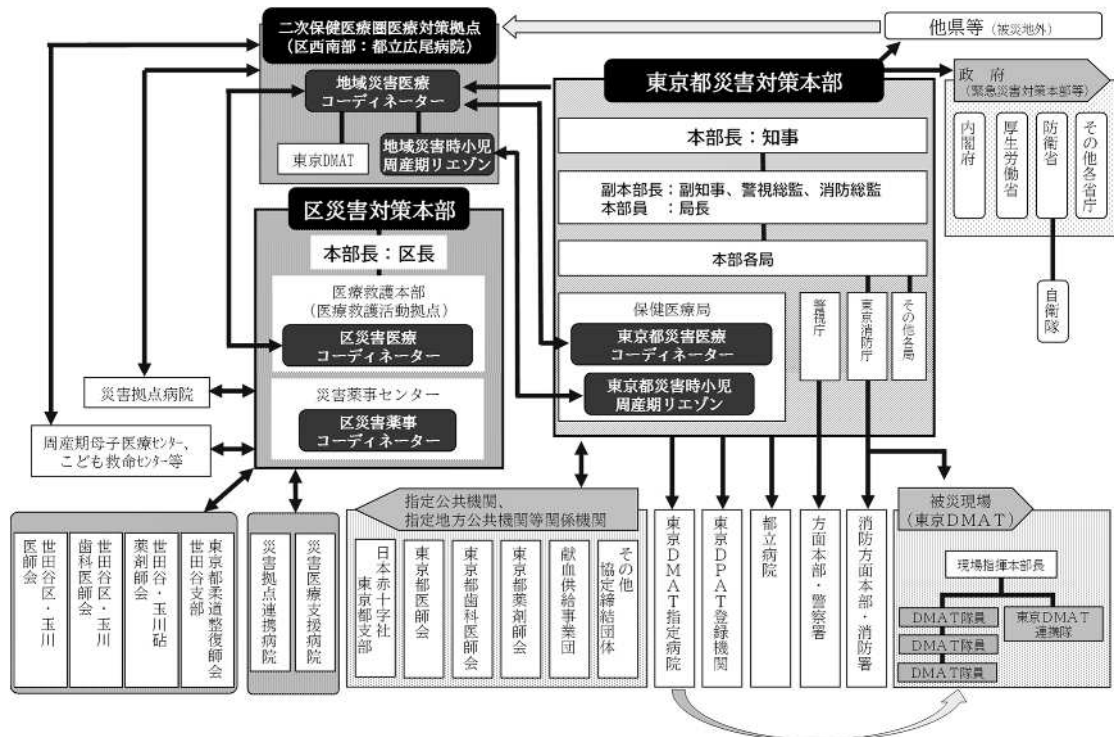
1-1 医療情報の収集伝達体制

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対医療衛生部	○ 医師会及び区災害医療コーディネーター等と連携して、人的被害及び医療機関（診療所、歯科診療所及び薬局）の被災状況や活動状況等を把握し、圏域内の医療対策拠点（ <u>都立広尾病院</u> ）に報告 ○ 地域住民に対する相談窓口の設置
	災対地域本部	○ 地域住民に対する情報提供
医師会 歯科医師会 薬剤師会等		○ 被害状況及び活動状況等を把握し、都及び区市町村へ報告
<u>都保健医療局、都福祉局</u>		○ 区市町村、東京消防庁・消防署、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会など関係機関と連携し、東京都災害医療コーディネーターを中心に被災状況及び活動状況等を収集 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、 <u>東京 DMAT や地域災害時小児周産期リエゾンの支援を受け</u> 、各二次保健医療圏内の医療機関の被害状況等を収集し、東京都災害医療コーディネーターと情報を共有 ○ 医療機関の被害状況及び活動状況等を区市町村と情報を共有 ○ 各種広報媒体や報道機関等を通じた都民への広報

(2) 業務手順

【発災直後の医療連携体制（イメージ）】



(3) 詳細な取組み内容

【実施主体】区災対医療衛生部、区災対地域本部

- 区は、医療救護本部を保健医療福祉総合プラザ内に設置し、区災害医療コーディネーターを中心に医師会等の関係機関と連携して、区内の人的被害及び医療機関（病院、診療所、歯科診療所及び薬局等）の被災状況や活動状況等を把握し、区災害医療コーディネーターが区西南部二次保健医療圏の医療対策拠点（都立広尾病院）の東京都地域災害医療コーディネーターに報告する。
- 緊急医療救護所、避難所救護所の設置状況や医療機関の活動状況を区民に周知する。
 - * 災害時医療救護活動マニュアル（都保健医療局）
 - * 災害時歯科医療救護活動マニュアル（都保健医療局）
 - * 災害時における薬剤師班活動マニュアル（都保健医療局）

【実施主体】都保健医療局、都福祉局

- 東京都災害医療コーディネーターが中心となり、区市町村、東京消防庁、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会など関係機関が連携して被害状況及び医療機関の活動状況、他県からのDMAT・DPAT・医療チームの派遣状況などの情報を一元的に収集する。
- 二次保健医療圏ごとに医療対策拠点を設置し、東京都地域災害医療コーディネーターを中心に圏域内の被害状況や医療機関の活動状況等の情報を収集する。
- 収集した医療情報を区市町村等の関係機関に提供する。
- 各種広報媒体や報道機関等を通じた都民への広報を行う。

【実施主体】都保健医療局、東京都立病院機構

- 防災行政無線及び広域災害救急医療情報システム（EMIS）等を活用して、医療機関から情報収集を行う。

1-2 超急性期及び急性期の医療救護活動

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対医療衛生部	○ 医療救護本部において、区災害医療コーディネーター、区災害薬事コーディネーターの助言を受け、医療救護活動の統括・調整を行う。 ○ 緊急医療救護班等により緊急医療救護所を設置・運営する。 ○ 災対地域本部により<u>避難所救護所</u>が設置され次第、<u>避難所救護班</u>等により運営を開始する。 ○ 医療救護体制が不足する場合には、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求める。 ○ <u>災害薬事センターを設置して区市町村災害薬事コーディネーターの管理の下、医薬品供給や薬剤師班派遣業を調整</u>
	災対地域本部	○ <u>一部の避難所に避難所救護所を設置</u> ○ 避難所等において定点・巡回して活動を実施

機関名	対策内容
東京消防庁・消防署	○ 都保健医療局と連携して、可能な範囲で救急隊を派遣 ○ 東京 DMAT と連携して、救命処置等を実施
医師会	○ 区との協定に基づき、緊急医療救護班、避難所救護班を派遣する。
歯科医師会	○ 区との協定に基づき、緊急歯科医療救護班、歯科避難所救護班を派遣する。
薬剤師会	○ 区との協定に基づき、緊急薬剤師班、薬剤師班を派遣する
柔道整復師会	○ 区との協定に基づき、緊急柔道整復師班、柔道整復師班を派遣する。 ○ 救護所において行う応急救護は、医師の指示により実施
助産師会	○ 区との協定に基づき、妊産婦等支援班を派遣する。
都保健医療局、都福祉局	○ 医療救護に関する総合的な指揮命令及び連絡調整 ○ 東京都災害医療コーディネーターの助言を受け、都内全域の医療救護活動等を統括・調整 ○ 東京都災害時小児周産期リエゾンの助言を受け、都内全域の小児周産期領域に係る医療救護活動等を統括・調整 ○ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請 ○ 災害発生現場等の多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京 DMAT を派遣 ○ 災害時の精神科医療ニーズに対応するため、東京 DPAT を派遣 ○ 区市町村から要請があった場合、又は都において医療救護の必要があると認めた場合は、都医療救護班等を派遣 ○ 東京都立病院機構のほか、都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院に都医療救護班を、都歯科医師会に都歯科医療救護班を、都薬剤師会に都薬剤師班の派遣をそれぞれ要請し、医療救護所等へ派遣 ○ 医療救護体制が不足する場合には、九都県市相互応援協定等に基づき、応援を要請 ○ 相互応援協定等に基づく医療救護班や日本 DMAT 等医療救護チームの要請・受入システムや医療スタッフ等の受入体制を確立し、活動拠点等を確保（各二次保健医療圏） ○ 基幹災害拠点病院及び地域災害拠点中核病院に二次保健医療圏医療対策拠点を設置 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、東京 DMAT の支援を受け、都職員とともに圏域内の医療救護活動等を統括・調整 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、必要に応じて地域災害医療連携会議を開催し、圏域内の医療救護活動を調整 ○ 地域災害時小児周産期リエゾンは、都職員とともに圏域内の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整 ○ 都保健所は、公衆衛生的見地から東京都地域災害医療コーディネーター及び市町村を支援

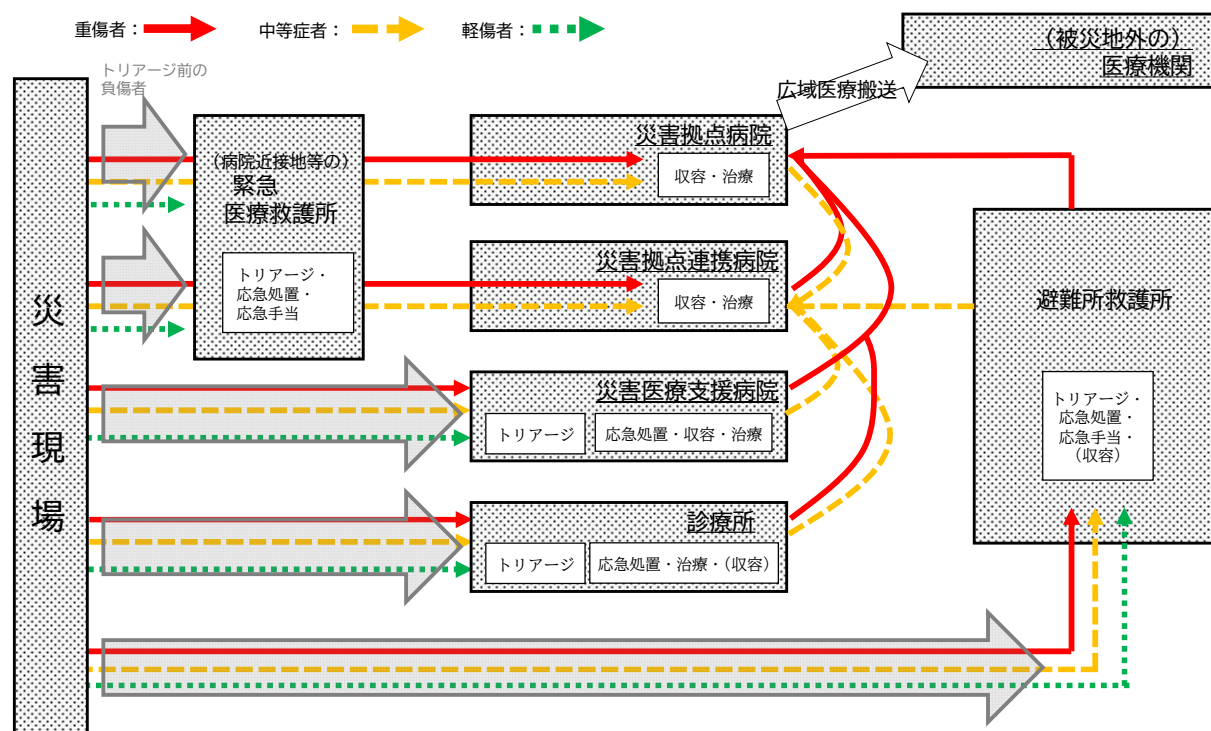
(2) 業務手順

- 都は、医療機関に対して、空床の確保や収容能力の臨時拡大等の対応を行うよう要請する。
- 東京 DMAT を被災現場に派遣し、救出救助の部隊と連携して多数傷病者等の救命処置等を実施する。都から出動要請を受けた東京 DMAT は、東京消防庁・消防署とともに被災現場へ出動し、東京消防庁・消防署の指揮下で救命処置等の医療救護活動を行う。
- 都は、都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会及び日赤東京都支部等の関係機関に対して、

都医療救護班、都歯科医療救護班及び都薬剤師班（以下、「都医療救護班等」という。）の編成を要請し、区市町村からの要請を受けて派遣する。

- 都医療救護班等は、区の計画等に基づき、区が設置した医療救護所等において医療救護活動を実施する。
- 都内被害状況に応じ東京 DPAT を派遣する。

【災害時医療救護の流れ】



※ 災害拠点病院は主に重症者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受入れる。
災害医療支援病院は、専門医療や慢性疾患への対応、その他医療救護活動を行う。

（3）詳細な取組み内容

① 災害医療コーディネーター

- 医療救護本部において、区災害医療コーディネーターは、区が把握する被災地の負傷者の状況及び医療機関の対応状況を踏まえ、医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う。
- 区災害医療コーディネーターは、関係機関と連携し、地域の状況を区西南部二次保健医療圏の地域医療コーディネーターに報告し、必要な支援を要請する。

② 緊急医療救護所における緊急医療救護班等の活動

【実施主体】区災対医療衛生部

ア 派遣要請

緊急医療救護班等は、緊急医療救護班、緊急歯科医療救護班、緊急薬剤師班、緊急柔道整復師班により構成される。

（ア）世田谷区において震度5弱または5強の地震が発生した場合

区は、災害状況に応じ医療救護の必要を認めた場合は、緊急医療救護所の開設判断を

行い、医師会、歯科医師会及び薬剤師会並びに柔道整復師会に派遣を要請する。

(イ) 世田谷区において震度6弱以上の地震が発生した場合

区の派遣要請を待たず、医師会、歯科医師会及び薬剤師会並びに柔道整復師会は、緊急医療救護所の立ち上げに向けた活動を速やかに開始する。

* 災害時の医療救護活動についての協定書（世田谷区医師会・玉川医師会）

〔資料編資料協定第●●・P●●〕

* 災害時の医療救護活動についての協定書（世田谷区薬剤師会）〔資料編資料協定第●・P●●〕

* 災害時の歯科医療救護活動についての協定書（世田谷区歯科医師会・玉川歯科医師会）

〔資料編資料協定第●●・P●●〕

* 災害時における医療救護活動に対する協力に関する協定（世田谷区柔道整復師会）

〔資料編資料協定第●●・P●●〕

イ 班編成

各班の班編成は、以下の（ア）から（エ）までの表のとおりとし、緊急医療救護所の開設時には、この表に定める人員の配置を基本とする。なお、緊急医療救護所では、発災後72時間までを目途に活動するため、各班の交代要員及び応援要員を別途調整する。

（ア）緊急医療救護班

医師会は、次により緊急医療救護班を編成する。緊急医療救護班には、各班に班長を置くこととする。

なお、関東中央病院については、世田谷区医師会及び玉川医師会両方から班を出動する。

出動先	世田谷区医師会	玉川医師会	計
至誠会第二病院	医師 5名 看護師 3名 事務員 2名		10名
関東中央病院	医師 5名 看護師 3名 事務員 2名	医師 5名 看護師 3名 事務員 2名	20名
玉川病院		医師 5名 看護師 3名 事務員 2名	10名
都立松沢病院	医師 5名 看護師 3名 事務員 2名		10名
国立成育医療研究センター	医師 5名 看護師 3名 事務員 2名		10名
自衛隊中央病院（調整中）	医師 5名 看護師 3名 事務員 2名		10名
合計	医師 25名 看護師 15名 事務員 10名	医師 10名 看護師 6名 事務員 4名	70名

【備考】看護師、事務員の確保ができない場合、代替として医師を配置することとする。

(イ) 緊急歯科医療救護班

歯科医師会は、次により緊急歯科医療救護班を編成する。

なお、関東中央病院については、世田谷区歯科医師会及び玉川歯科医師会両方から班を出動する。

出動先	世田谷区歯科医師会	玉川歯科医師会	計
至誠会第二病院	歯科医師 2名		2名
関東中央病院	歯科医師 2名	歯科医師 2名	4名
玉川病院		歯科医師 2名	2名
都立松沢病院	歯科医師 2名		2名
国立成育医療研究センター	歯科医師 2名		2名
自衛隊中央病院（調整中）	歯科医師 2名		2名
合計	歯科医師 10名	歯科医師 4名	14名

(ウ) 緊急薬剤師班

薬剤師会は、次により緊急薬剤師班を編成する。

出動先	世田谷薬剤師会	玉川砦薬剤師会	計
至誠会第二病院		薬剤師 2名	2名
関東中央病院	薬剤師 2名		2名
玉川病院		薬剤師 2名	2名
都立松沢病院	薬剤師 2名		2名
国立成育医療研究センター		薬剤師 2名	2名
自衛隊中央病院（調整中）	薬剤師 2名		2名
合計	薬剤師 6名	薬剤師 6名	12名

(エ) 緊急柔道整復師班

柔道整復師会は、次により緊急柔道整復師班を編成する。

出動先	東京都柔道整復師会世田谷支部
至誠会第二病院	柔道整復師 4名
関東中央病院	柔道整復師 4名
玉川病院	柔道整復師 4名
都立松沢病院	柔道整復師 4名
国立成育医療研究センター	柔道整復師 4名
自衛隊中央病院（調整中）	柔道整復師 4名
合計	柔道整復師 24名

ウ 活動場所

緊急医療救護班、緊急歯科医療救護班、緊急薬剤師班及び緊急柔道整復師班の救護活動は、原則としては、あらかじめ区が指定した緊急医療救護所において行う。

〔緊急医療救護所一覧〕

分類	名称	所在地
災害拠点病院	至誠会第二病院	世田谷区上祖師谷5-19-1
	関東中央病院	世田谷区上用賀6-25-1
	玉川病院	世田谷区瀬田4-8-1
災害拠点連携病院	都立松沢病院	世田谷区上北沢2-1-1
	国立成育医療研究センター	世田谷区大蔵2-10-1
災害医療支援病院	自衛隊中央病院（注：緊急医療救護所設置については調整中）	世田谷区池尻1-2-24

エ ベストの着用

区は災害現場における相互認識を高めるため職種による色を定め、災害現場で活動する際には指定の色のベストを身に付けることとしている。

（赤：医師、緑：看護師、青：歯科医師、オレンジ：薬剤師、紺：柔道整復師、黄：事務）

オ 活動内容

（ア）緊急医療救護班

- トリアージの実施
- 重症者や中等症者の災害拠点病院等への搬送調整
- 軽症者に対する応急処置

（イ）緊急歯科医療救護班

- 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- [トリアージの実施支援](#)その他緊急医療救護所の運営に関すること

（ウ）緊急薬剤師班

- 緊急医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- 緊急医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理
- [トリアージの実施支援](#)その他緊急医療救護所の運営に関すること

（エ）緊急柔道整復師班

- 医師の指示に[基づく応急手当及び柔道整復師が業務で行う施術](#)
- [トリアージの実施支援](#)その他緊急医療救護所の運営に関すること

③ [避難所救護所](#)における[避難所救護班](#)等の活動

【実施主体】区災対医療衛生部、区災対地域本部

ア 派遣要請

- （ア）[避難所救護班](#)等は、[避難所救護班](#)、歯科[避難所救護班](#)、薬剤師班、柔道整復師班により構成される。

区は、災害状況に応じ医療救護の必要を認めた場合は、区災対地域本部により[避難所救護所](#)の設置が決定され次第、[区災対医療衛生部](#)より速やかに医師会、歯科医師会、薬剤師会及び柔道整復師会に、[避難所救護班](#)、歯科[避難所救護班](#)、薬剤師班及び柔道整復師班の派遣を要請する。

* 災害時の医療救護活動についての協定書（世田谷区医師会・玉川医師会）
〔資料編資料協定第●・P●●〕

* 災害時の医療救護活動についての協定書（世田谷区薬剤師会）〔資料編資料協定第●・P●●〕

* 災害時の歯科医療救護活動についての協定書（世田谷区歯科医師会
・玉川歯科医師会）〔資料編資料協定第●・P●●〕

* 災害時における医療救護活動に対する協力に関する協定（世田谷区柔道整復師会）
〔資料編資料協定第●・P●●〕

（イ）区は、避難所救護班等だけでは対応が困難な場合は、区災害医療コーディネーターより東京都地域災害医療コーディネーターを通じて都保健医療局長及びその他関係機関に協力を要請する。

イ 班編成

班編成は、以下の（ア）から（エ）までの表のとおりとする。なお、発災後の避難所の開設数や医療従事者の被災状況等に応じて各班の従事者数は変動する。

また、被災状況等により、各避難所救護所には必ずしも医療従事者が常駐せず、巡回訪問での対応となる場合がある。

（ア）避難所救護班

医師会は、次により避難所救護班を編成する。

出勤先	世田谷区医師会	玉川医師会
<u>20 避難所 （最大）</u>	<u>医師 5 名×最大 15 避難所</u> <u>看護師 3 名×最大 15 避難所</u> <u>事務員 2 名×最大 15 避難所</u>	<u>医師 5 名×最大 5 避難所</u> <u>看護師 3 名×最大 5 避難所</u> <u>事務員 2 名×最大 5 避難所</u>
合計	医師 最大 75 名 看護師 最大 45 名 事務員 最大 30 名	医師 最大 25 名 看護師 最大 15 名 事務員 最大 10 名

【備考】看護師、事務員の確保ができない場合、代替として医師を配置することとする。

（イ）歯科避難所救護班

歯科医師会は、次により歯科避難所救護班を編成する。

出勤先	世田谷区歯科医師会	玉川歯科医師会
<u>20 避難所 （最大）</u>	<u>歯科医師 1 名×最大 15 避難所</u> <u>歯科衛生士 1 名×最大 15 避難所</u> <u>歯科技工士 1 名×最大 15 避難所</u>	<u>歯科医師 1 名×最大 5 避難所</u> <u>歯科衛生士 1 名×最大 5 避難所</u> <u>歯科技工士 1 名×最大 5 避難所</u>
合計	歯科医師 最大 15 名 歯科衛生士 最大 15 名 歯科技工士 最大 15 名	歯科医師 最大 5 名 歯科衛生士 最大 5 名 歯科技工士 最大 5 名

（ウ）薬剤師班

薬剤師会は、次により薬剤師班を編成する。

出勤先	世田谷薬剤師会	玉川砧薬剤師会
<u>20 避難所 （最大）</u>	<u>薬剤師 2 名×最大 9 避難所</u>	<u>薬剤師 2 名×最大 11 避難所</u>
合計	薬剤師 最大 18 名	薬剤師 最大 22 名

(エ) 柔道整復師班

柔道整復師会は、次により柔道整復師班を編成する。

出勤先	東京都柔道整復師会世田谷支部
20 避難所（最大）	柔道整復師 2 名以上×最大 20 避難所
合計	柔道整復師 最大 40 名以上

ウ 活動場所

避難所救護班、歯科避難所救護班、薬剤師班、柔道整復師班の救護活動は、原則としては、あらかじめ区が指定した医療救護所において行う。

*災害拠点病院・災害拠点連携病院・医療救護所・緊急医療救護所・福祉避難所（母子）一覧
〔資料編資料第●・P●●〕

エ ベストの着用

区は、災害現場における相互認識を高めるため職種による色を定め、災害現場で活動する際には指定の色のベストを身に付けることとしている。

（赤：医師、緑：看護師、青：歯科医師、オレンジ：薬剤師、紺：柔道整復師、黄：事務）

オ 活動内容

(ア) 避難所救護班

- 傷病者に対するトリアージ
- 傷病者に対する応急処置
- 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び搬送順位の決定
- 慢性疾患への対応、災害関連死予防及び感染症対策
- 死亡の確認及び遺体の検案への協力
- その他、区と協議の上必要と認められる業務

(イ) 歯科避難所救護班

- 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定
- 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導
- 避難所等での口腔ケア、高齢者の誤嚥性肺炎予防等の口腔衛生指導
- 検視・検案に際しての法歯学上の協力

(ウ) 薬剤師班

- 避難所救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- 避難所救護所及び災害薬事センター等における医薬品等の仕分け、管理及び受発注
- 避難所等での一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援
- 避難所等での衛生管理・防疫対策への協力

(エ) 柔道整復師班

- 避難所救護所等において医師の指示に基づく応急手当及び柔道整復師が業務で行う施術
- 避難所等での生活不活発病の予防への協力

④ 妊産婦等支援班の活動

【実施主体】区災対医療衛生部、区災対保健福祉部

区は、災害状況に応じ福祉避難所（母子）の必要を認めた場合は、区災対保健福祉部により福祉避難所（母子）が設置され次第、助産師会に妊産婦等支援班の派遣を要請する。

⑤ 都医療救護班等の活動

【実施主体】都保健医療局、都福祉局

ア 災害医療コーディネーター

- 東京都災害医療コーディネーターは、都が把握する被災地の負傷者の状況及び医療機関の対応状況を踏まえ、東京 DMAT、医療救護班等の派遣や医療救護所、医療機関の確保等について都に対して医学的な助言を行う。
- 東京都地域災害医療コーディネーターは、二次保健医療圏域内の負傷者の状況、医療機関の対応状況等を踏まえ、東京都災害医療コーディネーターに必要な支援を要請する。

イ 災害時小児周産期リエゾンの活動

- 東京都災害時小児周産期リエゾンは、重点的に小児周産期領域に係る医療救護活動を行う地域の選定、多数傷病者を受け入れる二次保健医療圏の設定等について、東京都災害医療コーディネーターと連携の上、都に対して医学的な助言を行う。
- 地域災害時小児周産期リエゾンは、小児周産期領域に係る二次保健医療圏域内の負傷者の状況、医療機関の対応状況等を踏まえ、災害時小児周産期リエゾンと調整する。

ウ 東京 DMAT の活動

- 東京 DMAT の出動に当たっては、医療対策拠点における東京都地域災害医療コーディネーターの支援活動を除いて東京消防庁との連携によることとし、「東京 DMAT 運営要綱」に基づき活動する。
- 災害発生直後からおおむね 72 時間後までの間、災害発生現場等、医療の空白地帯において、多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京 DMAT を派遣する。
- 都は、東京 DMAT が効果的な活動を行えるよう、東京 DMAT 指定病院と情報の共有等を行うなど連携を密にするとともに、医療従事者等の迅速かつ円滑な派遣に努める。
- 都は、各被災現場の被害状況、出動可能な指定病院及びチーム数等を踏まえ、出動先及び出動順序について、都保健医療局、東京消防庁と協議の上、決定する。決定に際しては、東京都災害医療コーディネーターに助言を求めることができる。
- 都は、災害現場の東京 DMAT との連絡体制の確立に努めるとともに、必要に応じ東京 DMAT に対し、医療資器材等の支援を行う。
- 都は、東京都地域災害医療コーディネーターの活動を補佐するため、医療対策拠点に、東京 DMAT を派遣する。

エ 東京 DPAT の活動

- 東京 DPAT は、「東京都災害派遣精神医療チーム運営要領」に基づき活動拠点本部での活動や被災区市町村での精神保健医療活動等を行う。
- 都は、災害発生直後から、被災した精神科病院の患者の搬送の支援や急性増悪患者

の対応、災害派遣医療チーム等との連携を行うため、東京 DPAT を派遣する。

- 都は、各被災現場の被害状況、出動可能な登録医療機関及びチーム数等を踏まえ、出動先及び出動順序について、[都保健医療局](#)が決定する。決定に際しては、必要に応じて東京都災害医療コーディネーターに助言を求める。
- 都は、他県からの応援 DPAT の受入れに当たっては厚生労働省（DPAT 事務局）と調整するとともに、活動状況等について、派遣した当該他県市等へ情報提供する。

オ 医療救護班の活動

- 医療救護班等の活動は、被災直後の超急性期においては、負傷者が多数発生した災害現場等又は負傷者が殺到する病院等の近接地などに設置する緊急医療救護所を中心とし、その後は、避難所等における医療救護所を中心とする。

【都医療救護班等の活動内容】

区分	内容
医療救護班	○ 傷病者に対するトリアージ ○ 傷病者に対する応急処置及び医療 ○ 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び搬送順位の決定 ○ 助産救護 ○ 死亡の確認及び検案への協力 ○ その他、都と協議の上必要と認められる業務
歯科医療救護班	○ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ○ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ○ 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 ○ 検視・検案に際しての法歯学上の協力
薬剤師班	○ 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 ○ 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品等の仕分け、管理及び受発注 ○ 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 ○ 避難所の衛生管理・防疫対策への協力

<都医療救護班等の編成>

- 都は、都病院経営本部のほか、都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院に都医療救護班を、都歯科医師会に都歯科医療救護班を、都薬剤師会に都薬剤師班の派遣をそれぞれ要請し、医療救護所等へ派遣する。
- 都医療救護班等は、原則として、搬送手段を自ら確保して出動する。搬送手段を自ら確保することが不可能な場合は、都に要請する。
- 都医療救護班（計 219 班）[令和5](#)年3月31日現在
 - （ア）都立・公社病院　：26 班（医師1名、看護師1名、事務その他1名）
 - （イ）都医師会　　　：94 班（医師1名、看護師1名、事務その他1名）
 - （ウ）日赤東京都支部　：32 班（医師1名、看護師3名、事務その他2名）

- (エ) 災害拠点病院 : 67 班 (医師 1 名、看護師 1 名、事務その他 1 名)
- 都歯科医療救護班：都歯科医師会 110 班 (55 地区各 2 班)
(歯科医師 1 名、歯科衛生士又は歯科技工士 1 名、事務その他 1 名)
 - 都薬剤師班：都薬剤師会 200 班 (薬剤師 3 名で 1 班)

カ 医療救護活動協力機関の活動内容

都看護協会は、医療救護所等において、看護業務を行う。
都柔道整復師会は、医療救護所等において、医師の指示に基づく応急救護を行う。

キ 職種による色の定め

都は、災害現場における相互認識を高めるため職種による色を定め、災害現場で活動する際には、この色のユニホームなどを身に付けることとしている。
(赤：医師・歯科医師、緑：看護師・歯科衛生士・歯科技工士、青：薬剤師、白：臨床検査技師・放射線技師、紺：柔道整復師、黄：事務)

ク dERU (デルー：国内型緊急対応ユニット) による活動

日赤医療救護班は、デルーを被災地域へ迅速に搬入・開設し、積極的に医療救護活動を行う。

1-3 負傷者等の搬送体制

(1) 対応内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対物資管理部	○ 関係機関と調整して、搬送手段を確保
	災対地域本部	○ 関係機関と調整して、搬送手段を確保
	災対医療衛生部	○ 搬送先施設等の受入体制を確認・調整する。
東京消防庁・消防署		○ 搬送は、被災現場等から医療機関への重症者の搬送を優先し、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従い、搬送先施設等の受入体制を確認し行う。 ○ 負傷者等の医療機関への搬送は、状況に応じて、 都保健医療局 と連携して行う。
警視庁・警察署 自衛隊		○ ヘリコプター等を活用し、航空搬送拠点臨時医療施設 (SCU) 等へ搬送
都総務局		○ 災害拠点病院の対応能力では不足する場合に、「九都県市災害時相互応援協定」及び「首都直下地震応急対策活動要領」に基づき、関係機関に対し医療機関への広域搬送に必要な措置を要請
都保健医療局		○ 東京消防庁・消防署等の関係機関と調整して、搬送手段を確保 ○ その他協定締結団体等による重傷者等の広域搬送を実施 ○ 災害拠点病院の対応能力では不足する場合に、都は「九都県市相互応援協定」及び「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」等に基づき、関係機関に対し医療機関への広域搬送に必要な措置を要請

(2) 詳細な取り組み内容

- [緊急医療救護所](#)、[避難所救護所](#)又は避難所等において、災害拠点病院等での医療を必要とする傷病者があった場合は、区災害医療コーディネーターは[東京都](#)地域災害医療コーディネーター、もしくは災害拠点病院等に対して、その受入れを要請する。
- 都及び区災対物資管理部は、搬送手段を有する機関と連携して、緊急度や搬送人数等に応じた搬送手段を確保する。
- 負傷者等の災害拠点病院等への搬送は、[都保健医療局](#)及び区が、東京消防庁・消防署等の関係機関と連携し、車両等により行う。
- 医療機関や[緊急医療救護所](#)、[避難所救護所](#)で対応できない重症者は、日本 DMAT などの医療従事者による医療搬送を中心とする。搬送車両がない場合は、都又は区が調達する。
- 都が派遣する都医療救護班等の搬送は、都が対応する。

1-4 保健衛生体制

避難所や被災した家屋での長期にわたる不自由な生活、被災のショック等は、心身の健康に様々な影響を及ぼす。心身の健康障害（エコノミークラス症候群～肺塞栓症～心的外傷後ストレス障害＝PTSD）の発生防止や在宅療養者の症状悪化等を防ぐための対策が必要である。

[区は、災害時における健康危機管理に関する人材育成を通して、都を調整窓口とする DHEAT の派遣等に対応した調整及び受援力の向上に努める。](#)

(1) 対応内容と役割分担

避難所等における健康の維持、管理及び増進に関わる保健衛生対策を迅速かつ円滑に行う。

機関名		対策内容
区	◎災対医療衛生部	○ 医療衛生総務・情報管理班を編成し、関係機関等との連絡調整を行う。 ○ 医療衛生支援班を編成し、健康相談等必要な保健活動をする。 ○ 衛生指導班を編成し、防疫活動等を行う。 ○ 区単独では対応が困難な場合は、都に応援を要請するほか、区が独自に他縣市等と結ぶ応援協定に基づき、派遣を要請する。 ○ 医療支援チーム等の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。 ○ 被災動物の保護に関する都、関係団体等への協力を行う。
	災対地域本部	○ 医療衛生班を編成し健康相談等必要な保健活動をする。 ○ 派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。
都保健医療局 、 都福祉局		○ 避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況を把握 ○ DHEAT に関する総合的な連絡調整を行う。 ○ 保健活動班に関する総合的な連絡調整を行う。 ○ 区市町村における保健活動班の活動を支援 ○ 区市町村が行う避難者や在宅生活者の健康相談を支援 ○ 関係機関と連携し、被災者に対する適切な保健衛生活動を行う。 ○ 被災区市町村からの応援要請に基づき、都内の非（小）被災区市町村、国及び他県市等に保健活動班の派遣を要請

機関名	対策内容
	○ 被災区市町村からの応援要請に基づき、避難所での精神保健相談、支援者支援等を行う東京 DPAT 及び他県 DPAT を派遣 ○ 「環境衛生指導班」による避難所における飲料水の安全等環境衛生の確保 ○ 「食品衛生指導班」による食品の安全確保 ○ 関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置 ○ 負傷又は放し飼い状態の被災動物の保護

(2) 業務手順

① 業務手順

- 区は、保健衛生に関して被災住民や営業施設等に対し、必要な情報を速やかに提供する。
- 区は、巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる医療衛生班を編成して避難所等に派遣する。
- [都保健医療局](#)は、関係団体等と協力して「動物救援本部」を設置し、関係団体等と協力して被災動物を保護する。

② 保健衛生を行うための班体制

【実施主体】区災対医療衛生部

ア 医療衛生総務・情報管理班

区災対統括部及び区災対地域本部との連絡調整や、国・都の防災関係機関や区内医療機関等との連絡調整のため、医療衛生総務・情報管理班を設ける。

イ 医療衛生支援班

区災対地域本部医療衛生班への支援、健康相談等の必要な保健活動のため、医療衛生支援班を設ける。

ウ 衛生指導班

区災対地域本部医療衛生班と緊密に連携した防疫活動、飲料水と食品の安全と衛生のための広報、避難所の防疫措置等のため衛生指導班を設ける。

保健衛生監視、食品衛生監視等、1班2名又は3名体制からなる衛生指導班を編成する。

③ 他縣市からの医療専門応援職員の受け入れ

- 区災対医療衛生部は都と協議の上、必要に応じて応援協定に基づき、他縣市から医療専門職員等の派遣を要請する。
- 区災対医療衛生部と都は、派遣職員の受け入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。

(3) 詳細な取り組み内容

① 保健所の指揮調整機能支援等

【実施主体】[都保健医療局](#)

- DHEAT に関する総合的な連絡調整を行う。

- 被災区、中核市及び保健所政令市からの要請に基づき、DHEAT を派遣する。
- 国へ他道府県及び指定都市からの DHEAT の応援派遣に関する調整を依頼する。
- 他道府県及び指定都市からの DHEAT の派遣場所の調整を行う。

② 保健活動

【実施主体】区災対医療衛生部

ア 医療衛生総務・情報管理班

- (ア) 区災対医療衛生部の総括
- (イ) 区災対統括部及び区災対地域本部との連絡調整
- (ウ) 国・都の防災関係機関、区内医療機関等との連絡調整
- (エ) 医療機関情報の把握、施設監視
- (オ) 被災した区民への医療救護情報等の提供
- (カ) 区単独では対応が困難な場合は、都に応援要請を行う。

イ 医療衛生支援班

区災対地域本部医療衛生班への支援及び、健康相談等の必要な保健活動等を行う。

- (ア) 衛生指導班、区災対地域本部医療衛生班と連携し、避難住民等の健康管理に関する活動を行う。
- (イ) 避難所における健康相談、地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行う。

【実施主体】[都保健医療局](#)、区

- 医療支援チーム等の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。

【実施主体】[都保健医療局](#)

- 保健活動班に関する総合的な連絡調整を行う。
- 区市町村における保健活動班の活動が円滑に行われるよう支援する。
- 被災区市町村からの応援要請に基づき、都内の非（小）被災区市町村に[保健活動班の派遣要請を行うとともに、国及び他県市等に保健活動班の派遣を要請する。](#)
- [要配慮者等の栄養・食生活の支援について、都栄養士会と連携して実施する。](#)

③ 地域精神保健活動

【実施主体】区災対医療衛生部

ア 医療衛生総務・情報管理班

区全体の精神保健に関する情報収集を行い、情報管理及び情報提供を行う。

- (ア) 情報の収集と発信
収集した精神科医療情報をとりまとめ、区災対地域本部医療衛生班及び都へ速やかに情報提供を行う。
- (イ) 連絡調整
区災対医療衛生部は、都や近隣区市と精神保健医療に関する連絡調整を行う。

イ 医療衛生支援班

区災対地域本部医療衛生班が精神障害などの要支援者や、区民の健康状態への支援を速やかに展開できるように努める。また、被災者住民の PTSD も視野に据え、メンタルヘルスケアの体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。

(ア) 要支援者への対応

- 超急性期から都メンタルヘルスケア巡回専門班（巡回精神相談チーム）を要請し、整い次第、被災の状況により通院が困難になった患者への対応を依頼する。
- 区災対地域本部医療衛生班は、超急性期から地域住民の健康状態と要支援者の抽出を行い、医療につないだり、経過観察を行う。また、通院困難者について、メンタルケア巡回専門班の応援を医療衛生支援班へ要請する。

(イ) メンタルヘルスケア

被災住民等の心的外傷後ストレス障害（PTSD）も視野に入れて、メンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。

- 医療衛生支援班は、医療衛生総務・情報管理班と連携し、区災対地域本部医療衛生班から活動状況や地域の医療機関の情報、問題点・課題の集約を行い、対応策の検討と支援を行う。
- 被災住民や精神障害者の継続的医療の確保のために、超急性期から、情報収集と情報提供を再建期まで（概ね2か月）継続する。
- 区全体の精神保健に関する医療機関や医薬品に関する情報を収集し、速やかに区災対地域本部医療衛生班へ提供し、保健活動がしやすいように支援を行う。
- 超急性期から来所区民や電話での問い合わせに対応できるよう相談体制を整える。
- 超急性期から、都へメンタルケア巡回専門班（巡回精神相談チーム）を要請し、精神障害者などの要支援者への支援だけでなく、医療衛生班が行う被災住民のこころのケア（発災から概ね4日目以降）への協力を依頼する。

【実施主体】区災対地域本部

- 区災対地域本部は、超急性期に健康づくり課保健師を中心とした医療衛生班を編成し、被災住民に対するこころを含む健康に関する相談を行う。発災から概ね4日目以降は、「災害時におけるこころのケアマニュアル」を参考にこころのトリアージ（スクリーニング）を行い、必要な相談や医療により支援を行う。
- 区災対地域本部医療衛生班は、早期に通常業務である「こころの健康相談」を再開できるように準備し、避難所利用者へ情報提供していく。

【実施主体】都保健医療局、都福祉局

- 都全体の精神保健に関する情報を収集し、迅速に区市町村へ提供する。
- 被災状況に応じて、東京 DPAT 登録医療機関へ派遣要請を行うとともに、厚生労働省（DPAT 事務局）を通して、他県 DPAT へも派遣要請をし、受入れの調整を行う。
- 被災区市町村の要請に基づき、東京 DPAT 及び他県 DPAT を派遣する。

- 避難所等での精神疾患の急性増悪者等への対応等を行うため、東京 DPAT 及び他県 DPAT を派遣し、災害派遣医療チーム・保健師チーム等と連携により支援を行う。
- 東京 DPAT 及び他県 DPAT は、被災区市町村の災害医療コーディネーターの助言の下、避難所での保健師チーム等との連携により、精神保健相談、精神保健に関する普及啓発等の活動を実施する。
- 東京 DPAT 及び他県 DPAT は、被災区市町村で活動する支援者に対して、支援者の心身の健康を維持できるよう助言等を行う。
- 東京都全域及び区市町村間の精神保健医療に関する連絡調整を行う。
- 都立の3つの精神保健福祉センターにおいて、精神保健福祉相談を実施する。

④ 精神医療体制の確保

【実施主体】 [都保健医療局](#)、[都福祉局](#)、区

- 必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。
- 被災住民等の心的外傷後ストレス障害（PTSD）も視野に入れて、メンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。
- 精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努める。

【実施主体】 [都保健医療局](#)、[都福祉局](#)

- 被災した精神科病院の入院患者については、災害拠点精神科病院及び災害拠点精神科連携病院への受入れを円滑に行う。また、東京精神科病院協会等と連携し、別途受入れ先を確保する。
- 転院については、東京 DPAT 及び他県 DPAT を派遣し、日本 DMAT 等との連携により行う。
- 東京 DPAT 及び他県 DPAT は、派遣された区市町村内の精神科医療機関の機能補完を行う。
- 精神科災害医療体制の状況を把握し、必要に応じて厚生労働省（DPAT 事務局）及び他県の精神科病院に転院先の要請を行う。
（措置入院の体制確保）
- 措置患者の緊急受入れについては、一時的に都立病院で行い、その後、東京都の精神科災害医療体制の中で空床状況を確認し患者を転送する。
- 措置診察体制のため指定医の確保等を行う。

⑤ 在宅難病患者への対応

【実施主体】 都、[区災対医療衛生部](#)

- 在宅難病患者の状況把握及び医療機関等の情報提供を行い、できるだけ在宅療養ができるよう支援に努める。
- 都は、区からの要請に応じ、医療機関及び他県市等と連携し、在宅難病患者の搬送及び救護体制の支援に努める。

⑥ 在宅人工呼吸器使用者等への対応

【実施主体】区災対医療衛生部、区災対地域本部

- 区災対医療衛生部及び区災対地域本部（「災害時個別支援計画」で定めた安否確認を行う機関）は、[「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成した「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に](#)、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。
- 人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。
- 在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は、都へ支援を要請する。

【実施主体】都保健医療局

- 区市町村からの要請に応じ、人工呼吸器使用者の支援について、医療機関及び他県市等と調整に努める。

⑦ 透析患者等への対応

【実施主体】災対医療衛生部

- [区は、都区部災害時透析医療ネットワーク等と連携し、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集するとともに、避難所における透析患者を把握し、透析患者に対して透析医療機関に関する情報等を提供する。](#)

【実施主体】都保健医療局

- [都透析医会](#)等との連携により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、関係機関に情報を提供する。
- 被災状況に応じ、[水の供給](#)、患者搬送について関係機関と調整する。
- 他県市への支援要請について、必要な調整を図る。

⑧ 被災動物の保護

【実施主体】区災対医療衛生部

- 被災動物の保護に関して都、関係団体等へ協力する。
（避難所の動物については、第2部第9章第3節第2「3 動物救護」参照）

【実施主体】都保健医療局

- 負傷又は放し飼い状態の被災動物を保護する。
- 関係団体等と協働し、「動物救援本部」を設置する。

2 医薬品・医療資器材の供給

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対医療衛生部	○ 発災後速やかに災害薬事センターを設置 ○ 災害発生時には区が備蓄しているものを使用 ○ 備蓄している医薬品等に不足が生じた場合は、医薬品卸売販売業者等に協力を要請。調達が困難な場合には都に要請
	災対物資管理部	○ 災害薬事センターから避難所への医薬品の搬送を手配
薬剤師会		○ 区災害医療コーディネーターの業務に協力 ○ 区の要請を受け、災害薬事コーディネーターを担い、災害薬事センターにおける医薬品の仕分け・管理、救護所での調剤、地区薬剤師班の調整等を行う。 ○ 都の要請があった場合、医薬品集積センターにおける仕分け・管理等を実施
医薬品等の卸売販売業者、災害時協力協定締結団体		○ 区の要請に基づき、医薬品等を供給する。 ○ 情報収集に協力する。
災害拠点連携病院、災害医療支援病院、診療所、歯科診療所、薬局		○ 医薬品等は、原則、平時同様に医薬品等の卸売販売業者から購入
都保健医療局		○ 医薬品等の卸売販売業者が早期に機能を復旧できるよう、自衛隊等関係機関の協力を得ながら支援 ○ 区市町村の医薬品・医療資器材が不足する場合に、要請に基づき、都の備蓄品を供給 ○ 医薬品等が不足した場合には、東京医薬品卸業協会等災害時協力協定締結団体から調達 ○ 災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材及び医薬品等の確保に努める。 ○ 必要に応じて被災地外に医薬品集積センターを設置し、仕分けた上で区市町村へ提供
東京都立病院機構		○ 都立病院が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材及び医薬品等の確保に努める。

(2) 業務手順

【区が使用する医薬品等の調達手順】

① 区市町村の備蓄品を使用する

災害発生時には区市町村の備蓄を優先的に使用する。備蓄だけで対応ができない場合は、地区薬剤師会医薬品・情報管理センターや薬局等へ提供を要請する。

② 都の備蓄品を使用する

区市町村の備蓄が不足する場合に、区市町村は都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請する。都の備蓄は、都が区市町村へ配送する（状況に応じて、都への備蓄供出要請の前に、③に示す卸からの調達を行う。）。

③ 区市町村が卸から調達する

区市町村は卸売販売業者へ医薬品等を発注する（発注は災害薬事センターがとりまとめる）。。

区市町村での調達が不可能な場合

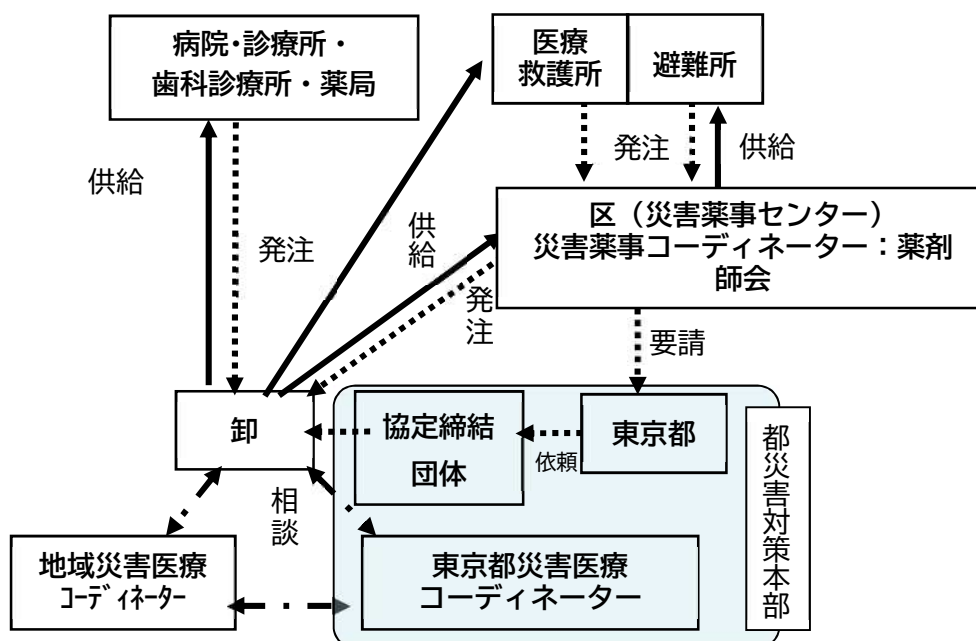
③ 都が卸から調達する

区市町村は都に対し調達を要請する。都は、災害時協力協定締結団体へ調達を依頼し、団体が会員卸売販売業者へ依頼する。

④ 卸売販売業者が医薬品等を納入

卸売販売業者は、区市町村へ納品する（原則として、医療救護所で使用する医薬品は各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は区市町村の災害薬事センターへ納品する。）。

【卸売販売業者からの医薬品等調達の流れ】



- ① 区は、卸売販売業者へ必要な医薬品等を発注し、卸売販売業者が区へ納品する。
- ② 区での調達不可能的な場合は、区は都へ調達を要請し、都が災害時協力協定締結団体へ依頼する。団体の会員である卸売販売業者が区へ納品する。
- ③ ①②どちらの場合でも、発注（又は調達要請）方法、及び卸売販売業者からの納品方法は、以下のとおりとする。

（医療救護所 [（緊急医療救護所及び避難所救護所）](#)）

発注：区の災害薬事センターでとりまとめて発注（又は調達要請）

納品：卸が各医療救護所へ直接納品

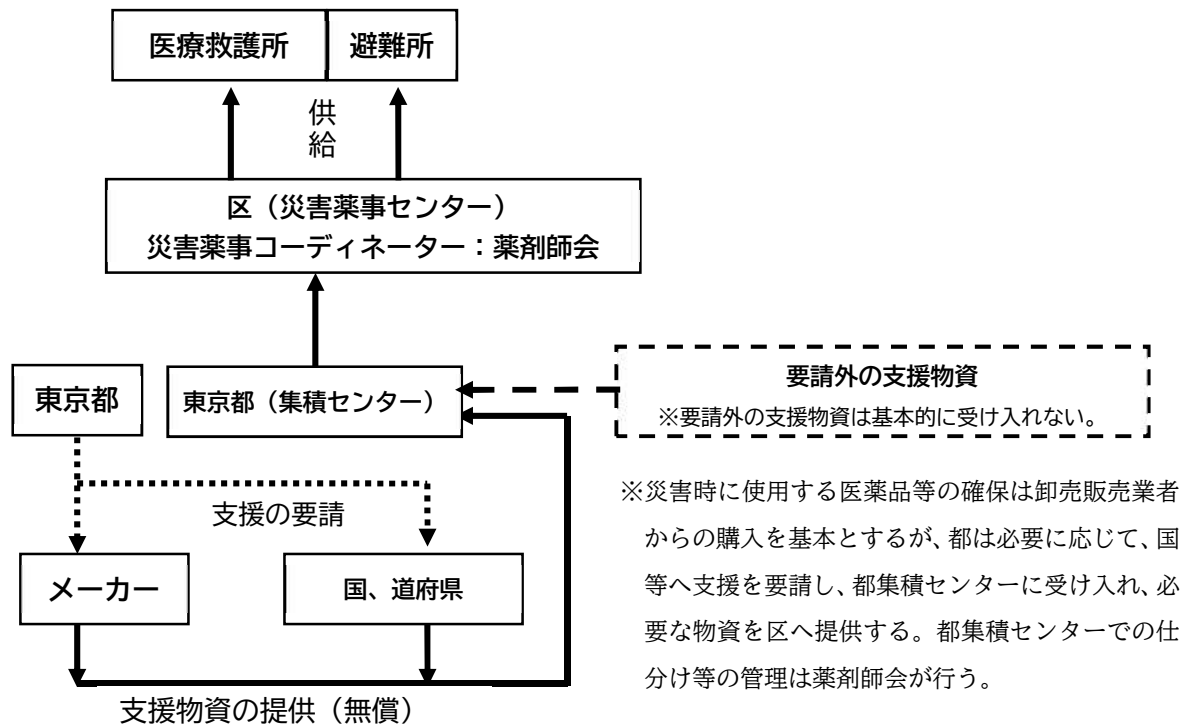
（避難所）

発注：区の災害薬事センターでとりまとめて発注（又は調達要請）

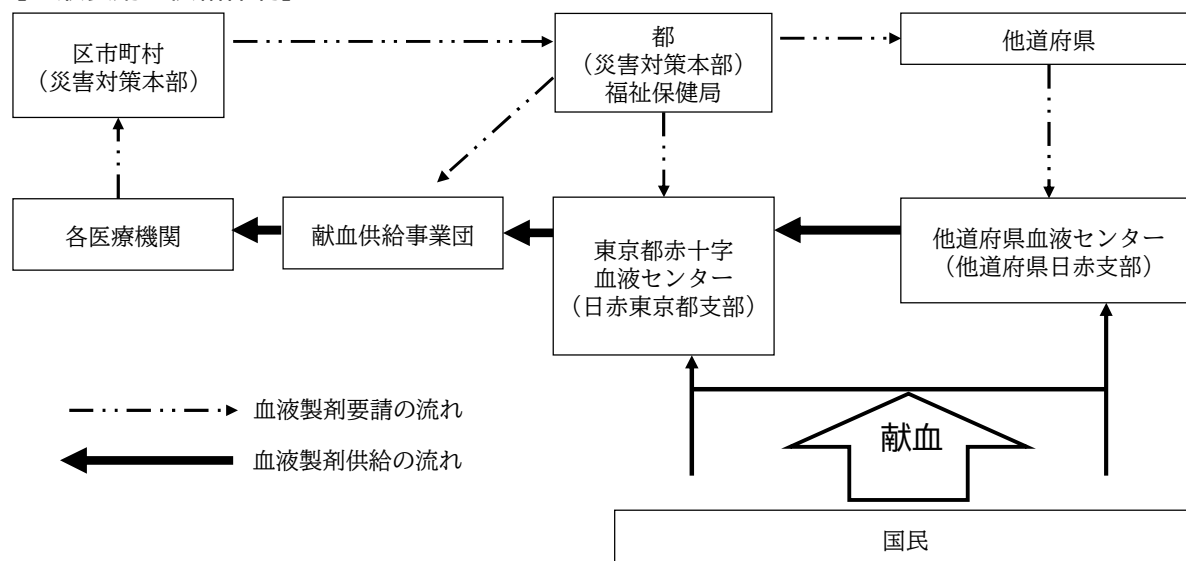
納品：卸は、区の災害薬事センターへ納品し、災害薬事センターが仕分けた上で各避難所へ配送

- ④ 卸売販売業者は、全ての発注に対応できない場合、原則として、災害拠点病院へ優先的に医薬品等を供給する。ただし、東京都災害医療コーディネーターの助言があった場合は、別途対応する。

【支援物資供給の流れ】



【血液製剤の供給体制】



【実施主体】都保健医療局

- 区市町村から血液製剤の供給要請があった場合、又は血液製剤の供給について必要と認めた場合は、「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づき日赤東京都支部（東京都赤十字血液センター）及び献血供給事業団に供給を要請する。
- 血液製剤が不足する場合は、都は他道府県を通じて他道府県血液センター（他道府県日赤支部）に応援を依頼し、都外からの供給によりその確保を図る。

【実施主体】日赤東京都支部

- 災害発生後、速やかに東京都赤十字血液センター及び事業所等の被災状況を調査し、その機能の復旧を図るとともに、東京都赤十字血液センターを中心に血液製剤確保体制をとる。
- 東京都赤十字血液センターは、被害の軽微な地域に採血班を出動させ、一般都民からの献血を受ける。
- 医療機関等への血液製剤の供給は、東京都赤十字血液センターが、都及び献血供給事業団と密接な連携の下に行う。

（3）詳細な取組み内容

【実施主体】区災対医療衛生部

【医薬品等の備蓄・供給体制】

- ① 緊急医療救護所、避難所救護所、避難所等への医薬品等の発注・供給を調整し、災害時の薬事の拠点となる「災害薬事センター」を発災後速やかに設置する。
- ② 災害薬事コーディネーターは、地域の災害医療が円滑に進むよう薬事に関する調整を行う。
- ③ 災害薬事コーディネーターは、区災害医療コーディネーター及び東京都地域災害医療コーディネーター、東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する。

【災害薬事コーディネーターの業務】

災害医療コーディネーター及び災害拠点病院薬剤部等に協力し、地域の災害医療が円滑に進むよう薬事に関する調整を行う。

ア 医薬品等の管理に関する調整業務：救護所等で必要になる医薬品等の受給状況の把握、卸売販売業者への発注、在庫管理等

イ 薬剤師班に関する調整業務：薬剤師班の差配、支援要請等

ウ 薬事関係者の調整業務：病院薬剤部、薬局、卸売販売業者等地域の薬事関係者の復旧状況や医薬品過不足状況の把握。薬事関係者の調整等

- ④ 区は、災害発生時において医薬品等を確保する必要があるときは、災害薬事コーディネーターによる調整のもと、医薬品卸売販売業者に対し、医薬品等の調達について協力を要請する。
- ⑤ 緊急医療救護所や避難所救護所等において、発災直後は区の備蓄を使用する。不足する場合は、薬剤師会と協議の上、薬局等へ提供を要請する。それでもなお不足する場合は、都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請する。都の備蓄は、都が区へ配送する（状況に応じて都への備蓄供出要請の前に卸売販売業者からの調達を行う。）。
- ⑥ 備蓄等の提供だけでは医薬品等が不足する場合には、災害薬事コーディネーターによる調整のもと、医薬品等の卸売販売業者に発注し調達する。区が自ら調達を行うことが不可能な場合には、都保健医療局へ調達を要請する。
- ⑦ 区は、区立小中学校の防災倉庫に、応急用としての「避難所用応急救急セット」を配備する。
- ⑧ 公共施設等に配備されている自動体外式除細動器を、災害時においても活用する。

【実施主体】都保健医療局

- 医薬品等の卸売販売業者が早期に機能を復旧できるよう、自衛隊等関係機関の協力を得ながら支援する。
- 区市町村から要請があった場合、区市町村に代わって以下の手順で医薬品等を調達する。また、調達を円滑に行うため、東京医薬品卸業協会等災害時協力協定締結団体に対し都への職員派遣を依頼する。
(区市町村への支援手順)
 - ・ 区市町村が自ら調達を行うことが不可能な場合には、区市町村は都に医薬品等の調達を要請する。
 - ・ 都は、災害時協力協定締結団体に調達を依頼する。
 - ・ 協定締結団体は、会員各社（卸売販売業者）から最も効率的に当該区市町村へ納入できる者を選定し、調達を依頼する。
 - ・ 依頼を受けた卸売販売業者は、当該区市町村へ納品する（原則として、医療救護所で使用する医薬品は直接各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は区市町村の災害薬事センターへ納品する。）。
- 災害時に使用する医薬品等の確保は卸売販売業者からの購入を基本とし、支援物資（製薬団体等から提供される無償の医薬品等）の利用は、その補完的な位置付けとする。

- ・ 都は、「医薬品等の支援物資を受け入れる際の基本方針」にのっとり支援物資の受入れ等を行う。
- ・ 都薬剤師会は、区災害医療コーディネーター及び[東京都](#)地域災害医療コーディネーター、東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する。

【実施主体】医薬品等の卸売販売業者、災害時協力協定締結団体

- 都と協働し早期に機能を復旧させ、都や区市町村からの要請に基づき、医薬品等を供給する。また、東京都災害医療コーディネーターや東京都地域災害医療コーディネーターの情報収集に協力する。

【実施主体】災害拠点病院

- 災害拠点病院が使用する医薬品等は、原則として、平時と同様に各医療機関において医薬品等の卸売販売業者から購入する。卸売販売業者が復旧し適切に供給されるまでは備蓄している医薬品等を使用する。

【実施主体】災害拠点連携病院・災害医療支援病院・診療所・歯科診療所・薬局

- 病院、診療所、歯科診療所及び薬局で使用する医薬品等は、原則として、平時と同様に医薬品等の卸売販売業者から購入する。

*災害発生時における医薬品等の調達に関する協定書〔資料編資料協定第●・P●●〕

*[避難所救護](#)所用災害医療セット〔資料編資料第●・P●●〕

*[避難所救護](#)所用その他医療物品〔資料編資料第●・P●●〕

*災害用歯科医療セット〔資料編資料第●・P●●〕

*緊急医療救護所用医薬品一覧〔資料編資料第●・P●●〕

*緊急医療救護所用医療器具一覧〔資料編資料第●・P●●〕

*避難所用応急救急セット〔資料編資料第●・P●●〕

3 医療施設の確保

(1) 対応内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎区災害医療コーディネーター	○ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請
自衛隊		○ 陸上自衛隊は、救護所を設営、負傷者等の受入れ及び医療処置等を実施
都総務局		○ 都は、災害の規模などにより、必要と認める場合、自衛隊へ災害派遣を要請
都保健医療局		○ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請
東京都立病院機構		○ 都立病院全体で災害医療提供体制の充実を図るため、都立病院における医療危機管理ネットワークを充実・強化

(自衛隊との連携については、第2部第5章第3節第2「3 応援協力・派遣要請」参照。)

(2) 業務手順

- 災害時には、多くの負傷者等に対応するため、災害拠点病院等に対し空床利用や収容能力の臨時拡大等を図る。
- 災害拠点病院は、重症患者等の収容力の臨時拡大、ライフラインの機能停止時の応急的な診療機能を確保する。

(3) 詳細な取組み内容

- 災害拠点病院は、主に重症者の収容・治療を行う。
- 災害拠点連携病院は、主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う。
- 災害医療支援病院のうち、周産期医療、小児救急医療、精神医療及び透析医療その他専門医療への対応を行う病院は、原則として、診療機能を継続し、それ以外の全ての病院は、慢性疾患への対応や、その他医療救護活動を行う。
- 救急告示を受けた有床診療所、透析や産科の専門的医療を行う診療所は、原則として診療機能を継続し、それ以外の診療所、歯科診療所及び薬局は、傷病者の医療救護活動を行い、診療継続に努める。
- 他県市へ重症患者を搬送することが必要と判断される場合は、災害対策本部を通じて応援自治体に受入要請する。
- [緊急医療救護所等](#)から搬送要請を受けた際には、搬送する医療機関を選定するとともに、搬送手段を確保し搬送機関に対し必要な指示を行う。
- 被災病院にいる措置入院患者及び隔離・拘束中の患者については、災害拠点精神病院へ、医療保護入院患者については、災害拠点精神科連携病院へ、それぞれ搬送して治療を行う。

4 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等

(1) 対策内容と役割分担

① 遺体の搜索についての取組み内容

機関名		対策内容
区	◎災対土木部	○ 関係機関と連携し、行方不明者の搜索の総括を実施
	災対地域本部	○ 関係機関と連携し、遺体の収容を実施
警視庁・警察署		○ 救出救助活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取扱 ○ 区が実施する遺体の搜索・収容に協力 ○ 警視庁・警察署において、行方不明の届出受理、情報入手、調査実施
陸上自衛隊		○ 行方不明者等の救助・救出活動で発見した遺体を関係機関へ引継
都総務局		○ 関係機関との連絡調整

※ 行方不明者には、周囲の事情から既に死亡していると推定される者を含む。

※ 上記以外の機関が、他の業務を遂行中に遺体を発見した場合は、区に連絡する。なお、上記機関が直近で活動している場合は当該機関に通報する。

② 遺体の搬送（遺体収容所まで）についての取組み内容

機関名		対策内容
区	◎災対土木部	○ 遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送 ○ 状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼等
	都総務局	○ 区及び関係機関等との連絡調整を実施 ○ 陸上自衛隊に対して、行方不明者の救出・救助、遺体の搬送協力の要請

③ 遺体収容所の設置とその活動についての取組み内容

機関名		対策内容
区	◎災対地域本部	○ 災害発生後速やかに遺体収容所設置準備を実施、順次開設 ○ 警察署に報告するとともに、区民等へ周知 ○ 状況に応じて、関係機関に応援を要請 ○ 遺体収容所に管理責任者を配置、関係機関と連絡調整を実施 ○ 警察署と連携の上、遺体収容所における検視・検案体制を整備 ○ 遺体の腐敗防止の対策を徹底
	警視庁・警察署	○ 遺体収容所の開設状況の情報を収集 ○ 遺体取扱対策本部を設置し、<u>遺体収容所の開設に備えて</u>検視班等を編成 ○ <u>開設された遺体収容所に検視班等を派遣</u>
<u>都保健医療局</u>		○ 遺体収容所の開設状況の情報を収集 ○ 区長の要請に基づき、遺体収容所の開設、運営を支援

④ 検視・検案・身元確認等についての取組み内容

ア 区・都等が行う対策

機関名		対策内容
区	◎災対医療衛生部	○ 必要に応じ、歯科医師会の業務への協力（事務作業の補助等）を行う。
	災対地域本部	○ 検視・検案は、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定
警視庁・警察署		○ 検視班等を編成し、遺体収容所に派遣 ○ 各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整の上、監察医務院長に検案を要請 ○ 検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに「大震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講じる。
<u>都保健医療局</u>		○ <u>監察医等による検案班を編成、遺体収容所等に派遣、遺体の検案等の措置を講ずる。</u> ○ <u>検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合は、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を講じる。</u> ○ <u>検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請</u>
<u>監察医務院</u>		○ <u>検案班を編成し、遺体収容所等に派遣</u> ○ <u>検案班の指揮者（監察医務院長が指定した監察医等）は、遺体収容所等で業務を</u>

機関名	対策内容
	<u>行う各関係機関と調整し、検案活動を実施</u> ○ <u>検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講じる。</u>

イ 協力機関が行う対策

関係機関が協力する検視・検案活動は、警視庁・警察署及び都保健医療局（監察医務院）の検視・検案責任者の指揮に基づいて活動を行う。

機関名	対策内容
歯科医師会	○ 都及び警視庁・警察署の要請に応じて、遺体の身元確認に協力
日赤東京都支部	○ 都の要請に応じて、遺体の検案に協力
日本法医学会	○ 都の要請に応じて、検案医の確保・派遣に協力

ウ 身元確認に関する機関別活動内容

機関名	対策内容
区 ◎災対地域本部	○ 身元不明者の周知と身元不明遺体の保管の周知 ○ 警察署（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（概ね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬 ○ 引取人のない焼骨を引取人が現れるまでの間、保管 ○ 身元不明遺体の遺骨・遺留品を遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は都営納骨堂等に保管
警視庁・警察署	○ <u>行方不明者と身元不明者の照合、DNA型鑑定等の身元調査を行う。</u> ○ 身元判明の際、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。 ○ おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を区長に引き継ぐ（<u>引き継いだ後も身元調査は継続</u>）。
都歯科医師会	○ 警視庁・警察署から身元確認作業の協力要請があった場合は、速やかに1班につき歯科医師2名以上で構成する身元確認班（歯科医師班）を編成し、派遣 ○ 身元確認班（歯科医師班）は、警視庁・警察署の検視責任者の指示に基づき、必要な身元確認作業に従事

⑤ 区民への死亡者に関する情報提供についての取り組み内容

機関名	対策内容
区 ◎災対区民支援部	○ 死亡者等に関する情報集約・調整
◎災対地域本部	○ 大規模災害に伴う死亡者に関して、区庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を実施
災対財政・広報部	○ 大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警視庁・警察署と連携を保ち、区庁舎・遺体収容所等への掲示、問合せ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を実施
災対統括部	○ 死亡者数等の情報収集

機関名	対策内容
都総務局	○ 大規模災害発生時における遺体の引渡し等を円滑に実施するため、警視庁・警察署、区、関係機関等と連携し、都内の広域的な死亡者に関する情報を、都民に速やかに提供

⑥ 遺体の遺族への引渡しについての取組み内容

機関名	対策内容
区 ◎災対地域本部	○ 警察署や関係機関と連携し、警察署「遺体引渡班」の指示に従って、遺体の遺族への引渡しを実施
警視庁・警察署	○ 区や関係機関と連携し、遺体の遺族への引渡しを実施

⑦ 死亡届の受理、火葬許可証等の発行等についての取組み内容

機関名	対策内容
区 ◎災対地域本部	○ 遺族等引き渡された検視・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届出について案内をし、総合支所で受理する。 ○ 戸籍を確認し死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証を発行する。 ○ 戸籍を確認できない場合には、国・都と連携し、特例許可証を発行する。
災対区民支援部	○ 近隣火葬場の被災状況の把握 ○ 都への広域火葬に必要な情報収集し、都へ協力要請する。
都総務局	○ 区に対して、必要な支援措置を講ずる。

【死亡届の受理等について】

- 発災後、次のような事情から、一定期間は戸籍の確認及び死亡届の受理が困難となることが想定される。
 - ・ 遺体収容所において死亡届の受理手続きはできない。
 - ・ 死亡届を受理するためには、戸籍の確認が必要となるが、この確認は遺体収容所ではできない。
 - ・ 死亡届を受理するためには、戸籍システムの復旧が必要となる。また、世田谷区が本籍地でない場合には、[国の戸籍情報連携システムの復旧も必要となる。](#)
 - ・ 参考となる事例
 - － 「阪神淡路の震災での神戸市長田区では、長田区役所の少し北側にある村野工業高校に設けられた遺体安置所で検視を行い、それが終了したものについては、死体検案書をまとめて区役所に回し、遺体番号と死亡者の氏名を確認し死体検案書を遺族に手渡し、死亡届書を書いてもらいました。」との記録がある。
 - － また、東日本大震災において陸前高田市では、津波の被害による戸籍の流出、システムの被災により死亡届の受付は仮庁舎において3月20日より開始したとしている。

【特例許可証について】

- 上記のような状況であっても死亡者の火葬許可証を発行する必要があるため、東日本

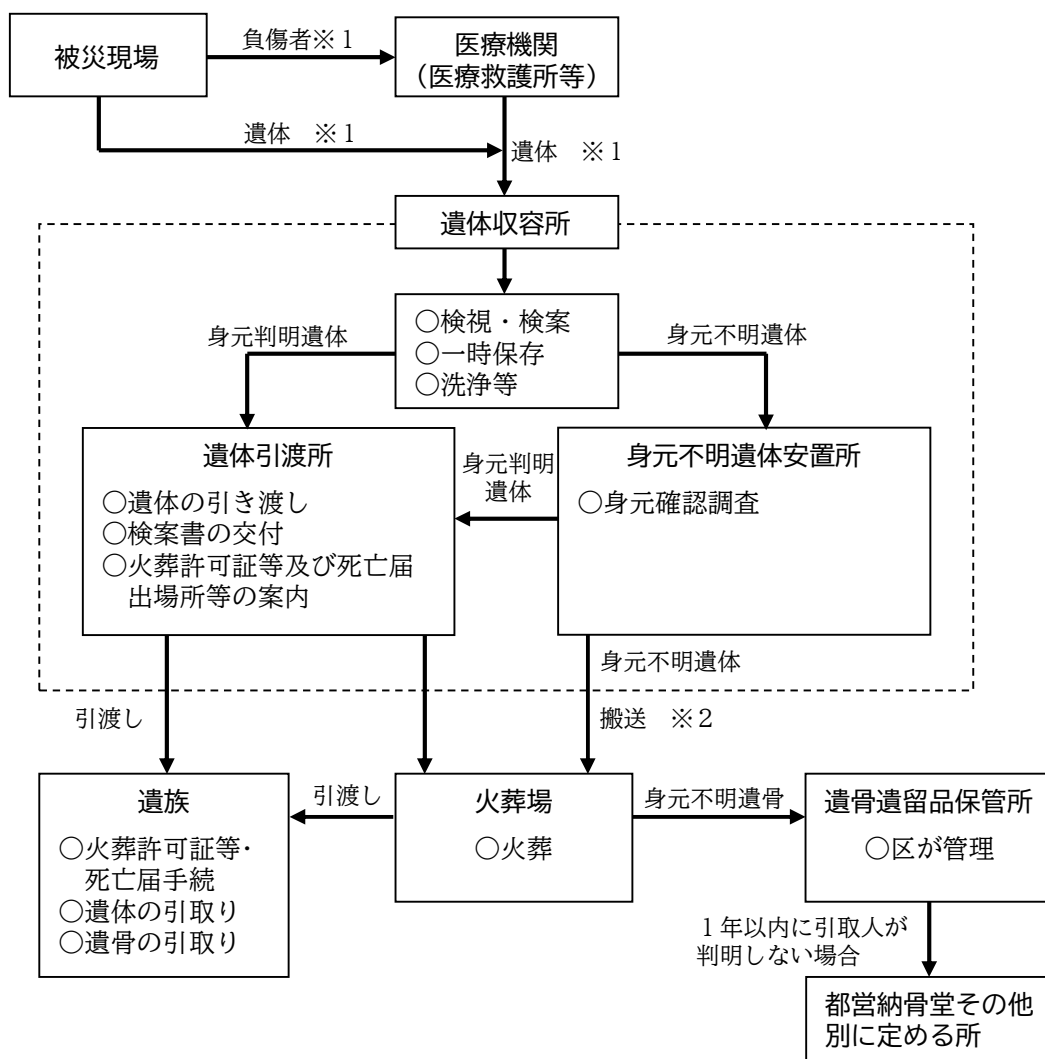
大震災時には『特例許可証』として交付された。

- 『特例許可証』は、戸籍の確認をせずに死亡診断書又は死体検案書に基づき火葬許可証に代わるものとして発行するものである。
- 東日本大震災時には、厚生労働省から平成23年3月12日付けで特例措置の必要性について相談するよう指示が出され、平成23年3月14日付けで埋葬等に関する法律に基づく埋火葬許可の特例措置の実施通知が発出された。
- 特例許可証は、混乱状況が解消した段階において、正式な火葬許可申請を行うこととなる。
- 特例許可証では焼骨を埋葬することができないため、火葬後に改めて埋葬火葬許可の取得が必要となることから、特例許可証の発行に当たっては、宣誓書を取ることとされている。

(2) 業務手順

① 遺体取扱いの流れ

遺体の捜索、収容及び検視・検案並びに火葬等については、次の流れにより行う。



*災害時における遺体の取扱い等の協力に関する協定書〔資料編資料協定第●・P●●〕

② 遺体の搜索

【実施主体】区災対土木部、警視庁・警察署

ア 遺体の搜索

区は、行方不明者のうち、既に死亡の可能性が高いと思われる者を対象に搜索を実施する。

警視庁・警察署は、区が行う搜索に積極的に協力し、次の活動を行う。

- ① 行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、積極的に調査を実施する。
- ② 身元不明者については、人相・所持品・着衣等を写真撮影するとともに遺品を保存し身元の確認に努める。

イ 遺体収容所への運搬

区は、発見又は発生した遺体を検視・検案等に引き継ぐため、遺体収容所の収容能力を確認した上で遺体を搬送する。

搬送に必要な車両や作業員は業者から区が調達するほか、区職員も行うものとする。

＊遺体取り扱いマニュアル（初動期）

③ 遺体収容所の開設等

【実施主体】区災対地域本部

ア 遺体収容所の役割

遺体収容所は、遺体の取扱いに関する総合的な拠点となることであり、次のような機能を果たす。

- （ア）遺体の受付 （イ）検視・検案 （ウ）遺体の一時保存
- （エ）遺体の引渡し （オ）検案書の交付、火葬許可証の交付場所の案内等
- （カ）身元不明の遺体の確認調査を行う場所

イ 遺体収容所の開設・運営

区は、必要資器材を用意した上で、災害発生後速やかに遺体収容所を開設し、その旨を区内警察署、都本部に連絡する。

ただし、区的能力では十分な対応ができない場合には、都及びその他の関係機関に応援を要請する。

また、区は、必要に応じて、遺体の収容、資器材の提供、寝台車や遺体搬送に係る役務の提供等を、協力協定締結団体に対して要請する。

区における遺体収容所は、区災対地域本部ごとにあらかじめ指定した地区会館を利用するが、災害の状況に応じ大蔵運動公園総合運動場又は使用していない避難所の体育館等を区と警視庁・警察署が協議して指定するものとする。

＊遺体収容所一覧〔資料編資料第●・P●●〕

＊災害時における遺体安置所に関する協定〔資料編資料協定第●・P●●〕

＊災害時における遺体の取扱い等の協力に関する協定書〔資料編資料協定第●・P●●〕

④ 検視・検案等

【実施主体】警視庁・警察署、区災対医療衛生部、区災対地域本部

ア 検視・検案

(ア) 検視は、警視庁・警察署が行うため、警視庁・警察署は検視班を編成し、遺体収容所に派遣する。検視後の遺体は、[都保健医療局](#)の監察医務院に引継ぎ、検案を受ける。

(イ) 都及び警視庁・警察署の要請に基づき、歯科医師会は、必要に応じて検視、検案、身元確認業務に協力する。

(ウ) 歯科医師会は遺体収容所ごとに身元確認班を編成する（歯科医師2名以上）世田谷区歯科医師会11班、玉川歯科医師会2班。

(エ) 区は必要に応じ、歯科医師会の業務への協力（事務作業の補助等）を行う。

＊検視・検案活動等に関する共通指針（[都保健医療局](#)）

＊検視規則・死体取扱規則・大地震発生時における多数死体の取扱要綱（警視庁）

〔身元確認班配置表（世田谷区歯科医師会）〕

班名	配置場所 （遺体収容所）	所在地	敷地面積 m ²	総床面積 m ² （専有面積 m ² ）
第1班	池尻地区会館	池尻2-3-11	2,258	565
第2班	世田谷地区会館	世田谷2-25-10	501	251
第3班	経堂南地区会館	経堂5-21-6	362	685
第4班	上馬地区会館	上馬4-10-17	1,032	644
第5班	松原地区会館	松原 5-17-6	534	461
第6班	桜上水南地区会館	桜上水3-4-11	—	(496)
第7班	船橋地区会館	船橋3-11-8	449	427
第8班	宇奈根地区会館	宇奈根2-23-20	887	511
第9班	上北沢地区会館	上北沢2-1-3	1,372	561
第10班	上祖師谷地区会館	上祖師谷4-5-6	1,000	991
第11班	北烏山地区会館	北烏山9-25-26	661	351

〔身元確認班配置表（玉川歯科医師会）〕

班名	配置場所 （遺体収容所）	所在地	敷地面積 m ²	総床面積 m ² （専有面積 m ² ）
第1班	九品仏地区会館	奥沢7-34-3	456	844
第2班	尾山台地区会館	等々力2-17-14	499	(1,048)

＊災害時の歯科医療救護活動についての協定書〔資料編資料協定第●・P●●〕

イ 遺体の洗浄、縫合、消毒

遺体の引き渡し、検視・検案を考慮して、遺体の洗浄、縫合、消毒を行う。特に夏季においては、遺体の腐乱には十分留意する。作業員の雇上げや資器材の借上げは、都の福祉保健局と協議して確保する。

第3 復旧対策

1 防疫体制の確立

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎ 災 対 医 療 衛 生 部	○ 災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生時の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除等を行う。 ○ 「医療衛生総務・情報管理班」「医療衛生支援班」「衛生指導班」において、区全体の防疫活動を実施 ○ 被災戸数及び防疫活動の実施について、都保健医療局に対し、迅速に連絡 ○ 防疫活動の実施に当たって、対応能力が十分でないと認める場合は、都保健医療局又は医師会等に協力を要請 ○ 都が活動支援や指導、区市町村調整を行う場合、協力する。 ○ 被災地域、地区や避難所における感染症発生状況の把握 ○ 感染症の流行状況等を踏まえた予防接種の実施 ○ 避難所等における感染症の集団発生時の疫学調査及びまん延防止対策の実施 ○ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保 ○ 医療衛生支援班は、被災住民に対する健康調査及び健康相談を行う。 ○ 被災動物の保護に関する都、関係団体等への協力 ○ 飲料水等及び食品の衛生と安全の確保
	都保健医療局	○ 区の防疫活動を支援・指導 ○ 都医師会、都薬剤師会等に区の防疫活動に対する協力を要請 ○ 他県市を含め被災地以外の自治体に対して防疫活動への応援要請と連絡調整を実施 ○ 被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供 ○ 感染症の流行状況等を踏まえて区が実施する予防接種に関する指導・調整 ○ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保について保健所と調整 ○ 区が実施する初期防疫活動において防疫用資器材が不足したときは、都保健医療局において調達 ○ 区の衛生管理対策を支援・指導 ○ 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保 ○ 「食品衛生指導班」による食品の安全確保 ○ 区における保健活動班の活動を支援 ○ 「動物救援本部」との協働による動物救護活動、関係機関との連絡調整 ○ 負傷又は放し飼い状態の被災動物の保護
都保健所		○ 市町村の防疫活動を支援・指導 ○ 被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供 ○ 感染症の流行状況等を踏まえて市町村が実施する予防接種に関する指導・調整 ○ 避難所等における感染症集団発生時の疫学調査及び感染拡大防止対策の実施 ○ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移

機関名	対策内容
	送・搬送手段の確保 ○ 市町村の衛生管理対策を支援・指導 ○ 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保 ○ 「食品衛生指導班」による食品の安全確保
都医師会	○ 都保健医療局長（都及び区市が設置する保健所）からの要請に応じて防疫活動に協力 ○ 都保健医療局（都保健所を含む）又は区と協議の上、防疫活動を実施

（第2部第9章第3節第2「2 避難所の開設・管理運営」参照）

（2）詳細な取組み内容

① 各班の役割

ア 医療衛生支援班

- （ア）被災住民の健康調査を行い、感染症患者の早期発見に努め、被災地の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて健康相談等を行う。
- （イ）感染症患者を迅速かつ安全に隔離するとともに、患者の住居、避難所の消毒の実施及び指導を行う。
- （ウ）医療衛生支援班は、衛生指導班と協力して、以下の広報及び健康指導を行う。
 - A 食品の保管方法、炊き出しの仕方について
 - B 仮設トイレの消毒、衛生指導について
 - C 室内環境の保持、寝具類の衛生確保、害虫、ねずみ等の駆除、衛生指導について
 - D 断水時の手洗い、うがいの方法について
 - E 貯水槽の水の安全な活用について

イ 衛生指導班

災害の種類、程度に応じた防疫活動として、水や食品の安全、衛生確保、避難所及び避難家屋等の消毒、害虫等の防疫を行うものとする。これらは、区災対地域本部医療衛生班と緊密に連携して取り組んでいく。また、防疫活動の実施にあたって、区の対応能力では十分ではないと認めるときは、都や医師会に協力を要請するものとする。

（ア）避難所の防疫措置

- A 避難所開設後、直ちに、トイレその他消毒を要すると思われる場所に対して、必要に応じて消毒を行い、以後も適宜消毒を実施する。
- B 医療衛生支援班と協力して給食施設、トイレ等の生活施設の衛生的管理及び滅菌・消毒、手洗いの励行等の感染症の発生予防の為の広報及び健康指導を行う。
- C 食品の衛生的な取り扱いや管理方法等に対して指導を行う。必要に応じて、食品の安全や衛生確保の為の消毒についても指導を行う。
- D 避難家屋、下水及びその他感染症発生予防のため消毒を要すると思われる場所の消毒を行い、または消毒薬を配布し指導する。
- E 飲料水の安全や衛生の確保の為の塩素剤による消毒の確認と指導を行う。なお、貯水槽の水を飲用として使用する際には、残留塩素を測定し残留塩素が検出されない場合は、塩素剤による消毒を行って再度残留塩素が適正に検出されることを確認

してから使用するよう指導を行う。

(イ) 水、食品の安全と衛生の確保

A 飲料水の安全と衛生を確保する為、飲料水の衛生指導、残留塩素の簡易測定指導（塩素消毒が有効か否か）、塩素剤や煮沸による消毒の指導を行う。

B 食品の安全と衛生を確保する為、避難所の食品衛生指導や炊飯所、弁当・給食調理場、食品集積場等の衛生確保その他食品に起因する危害発生防止を図る。

* 災害時及び感染症発生時における消毒等車両等の供給及び消毒等活動に関する協定書
〔資料編資料協定第●●・P●●〕

② 感染症対策

【実施主体】 都、区災対医療衛生部

- 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症が発生した場合や勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合などには、[都保健医療局](#)と都保健所、区災対医療衛生部が連携して、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保・必要に応じ行政検体の確保・搬送を行う。
- [都保健医療局](#)、都保健所及び区災対医療衛生部は、被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、評価・分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。
- 都保健所及び区災対医療衛生部は、避難所等において感染症の集団発生が確認された際には、[都保健医療局](#)と連携して疫学調査及び感染拡大防止対策を迅速かつ的確に実施する。

【実施主体】 区災対医療衛生部

- 区は、インフルエンザや麻疹などの流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。

【実施主体】 都

- [都保健医療局](#)は、インフルエンザや麻疹などの流行状況等を踏まえ、区に対して、予防接種の実施に関する指導・調整を行う。

③ 被災動物の保護

【実施主体】 [都保健医療局](#)

- 関係団体等と協働して設置した「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護活動を継続する。

【実施主体】 区災対医療衛生部

- 被災動物の保護に関して都、関係団体等へ協力する。

2 火葬

区内には、火葬場が存在しないため、遺体の火葬場への搬送手段の確保が重要である。

(1) 対策内容と役割分担

遺体の火葬は、必要に応じて、区において、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を発行するほか、都は、計画に基づき、広域火葬体制を速やかに整備する。

① 火葬特例の適用・許可証発行について

機関名		対策内容
区	◎災対地域本部	○ 通常の手続が困難な場合には、緊急時の対応として、迅速かつ的確な処理を期するため、火葬許可証に代わる証明書としての「特例許可証」を発行する。

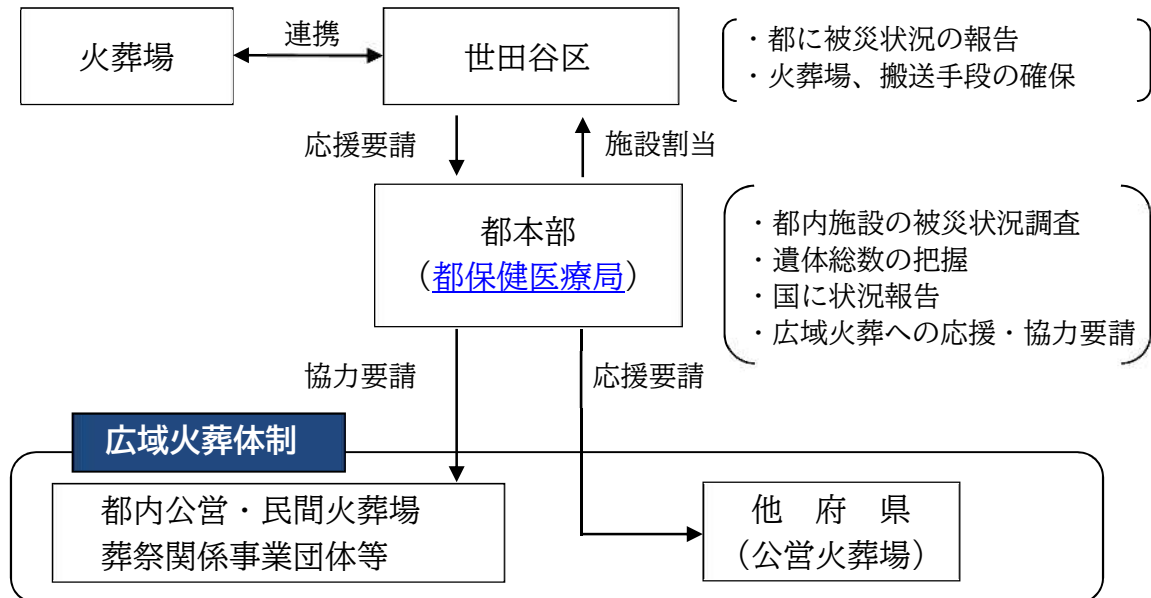
② 広域火葬の実施について

機関名		対策内容
区	◎災対区民支援部	○ 火葬場の被災状況を把握するとともに、棺や火葬場を確保 ○ 状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請 ○ 都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と区民への広域火葬体制の広報に努める。 ○ 都の調整の下、割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項、手順等を確認 ○ 交通規制が行われている場合には、緊急通行車両の標識の交付を受ける。遺体収容所から受入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して、遺体搬送手段の確保を要請
	災対土木部	○ 交通規制が行われている場合には、緊急通行車両の標章の交付を受ける。遺体収容所から受入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して、遺体搬送手段の確保を要請
	災対地域本部	○ 遺体の収容所から火葬場への搬送を災対区民支援部に要請
<u>都保健医療局</u>		○ 広域火葬が必要と判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備 ○ 区からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証した上で、広域火葬の実施を決定。速やかに区市町村及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知 ○ 対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受け入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請 ○ 各火葬場の受入可能数に応じ、各区市町村に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼 ○ 火葬場経営者からの応援要請に基づき、他の区市町村及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請

機関名	対策内容
	○ 遺体の搬送について区市町村から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について、関係機関等へ協力要請する。

(2) 業務手順

【火葬体制】



(3) 詳細な取組み内容

① 火葬許可証の発行、火葬場への搬送

【実施主体】区災対地域本部、区災対土木部、区災対区民支援部

区は、遺体収容所において火葬許可証の発行手続き案内を行い、災害死体送付票を添付の上、火葬場への搬送を行う。

迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、特例的取扱いとして戸籍確認事務の事後の実施等、「特例許可証」の発行など、実態に応じた事務処理を行う。

遺体収容所から火葬場への遺体の搬送については、遺体収容所への搬送と同様に、必要な車両や作業員は業者から区が調達する。

区は、遺体の火葬場への搬送に向けて、都内の公営・民間の火葬場や葬祭関係事業団体等と連携して棺や火葬場を確保し、通行可能な道路にて速やかに搬送する。

*東京都広域火葬実施計画

② 火葬

【実施主体】区区民支援部、区災対土木部、区災対地域本部

区は、災害発生後、速やかに区内の死者数を把握するとともに、臨海斎場及び近隣の火葬場の被災状況を把握の上、火葬を行う。区の対応のみでは施設が足りない場合は、都に対し広域火葬の応援・協力を要請する。

都は、都内の火葬場等の被災状況や区市町村の状況を踏まえ、広域火葬を含めた迅速な火葬体制を整備する。その際、都内公営火葬場は先導的な役割を担う。

広域火葬体制の下では、自然死、病死等の事由による遺体についても災害による遺体と同様の取扱いとし、区の窓口において火葬の受付を行うとともに、火葬に関する区民からの相談に応じる。

③ 遺骨及び遺留品の取扱い

【実施主体】区災対地域本部

遺骨及び遺留品は、「遺骨及び遺留品処理票」を付けて、保管所に一時保管する。

遺族から遺骨及び遺留品の引取りの要望があれば、「処理票」を整理の上、引き渡す。

④ 身元不明遺体の遺骨の取扱い

【実施主体】区災対地域本部、区災対区民支援部

身元不明遺体の遺骨と遺留品は保管場所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者として、都営納骨堂などに移管する。

第8章 帰宅困難者対策

本章における対策の基本的考え方

○ 帰宅困難者対策の基本的考え方

大規模な震災が発生した場合、多くの帰宅困難者が発生し、駅周辺や大規模集客施設など、区内において混乱が想定される。一方、帰宅困難者による混乱が最も懸念される震災直後から3日間程度は、行政や救出救助機関等の「公助」の機能は、救出救助活動や人命救助活動等を最優先として取り組む必要があり、さらに膨大な人数の帰宅困難者に対応していくには限界がある。また、大勢が一斉に帰宅することで道路や歩道に多くの人が滞留し、警察・消防・自衛隊の車両が速やかに現場に到着できないなど、救命救助活動に支障をきたすほか、余震等による二次災害の危険性など、帰宅困難者自身の安全が脅かされる恐れがある。このようなことから、「公助」に限らず民間事業者や学校などにおいて、「自助」「共助」が連携した総合的な取組みが必要になる。例えば、従業員や児童・生徒を職場や学校等に待機させ、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者自身の安全を確保しながら社会としての混乱を防止する必要がある。

本章では、地震が発生した場合における帰宅困難者についての対策を示すとともに、行政機関だけではなく区民、事業者、学校など社会全体で連携し取組みを進めることにより、駅周辺をはじめとした混乱の防止や帰宅困難者の安全な帰宅を実現することを目標とする。

※ 帰宅困難者の定義「内閣府：大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」より
【帰宅困難者】

- ・地震発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人）。

【駅前滞留者】

- ・特定の駅周辺における「滞留者」を指し、帰宅可能な近距離の徒歩帰宅者及びそれ以外の帰宅困難者等。

第8章 帰宅困難者対策

第1節 現在の到達状況

- 帰宅困難者の受入に協力できる民間事業者との協定締結により3箇所の一時的滞在施設を確保
- 区内幹線道路沿いや主要駅の近隣施設を帰宅困難者支援施設として指定、飲料水や簡易食料等の備蓄
- 駅や幹線道路に近い区民施設11箇所及び協定締結施設1箇所を帰宅困難者支援施設として選定
- 都による帰宅支援ステーションの確保
- 二子玉川駅周辺における帰宅困難者対策訓練の実施、協議会設置に向けた対策検討

第2節

- 東京都帰宅困難者対策条例
- 帰宅困難者に対する情報提供
- 一時的滞在施設の確保、体制整備
- 帰宅支援時における搬送体制の確保

最終版で修正

第3節

- 事業所における帰宅支援体制の整備

第5節 具

地震前の行動（予防対策）

○ 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

- 都帰宅困難者対策条例の周知徹底
- 事業者における施設内待機計画の策定
- 駅前滞留者対策ガイドライン
- 集客施設及び駅等の利用者保護

○ 帰宅困難者への情報通信体制整備

- 通信事業者と連携した情報提供体制整備

○ 一時的滞在施設の確保

- 帰宅困難者支援施設の選定、一時的滞在施設の確保・拡充
- 都、事業者等と連携した施設確保

○ 徒歩帰宅支援のための体制整備

- 都による災害時帰宅支援ステーションの指定、帰宅支援対象道路の周知
- 徒歩帰宅訓練の実施

地震直後の行動（応急対応）

○ 駅等の混乱防止策

- 滞留者に対する情報提供
- 集客施設及び駅等における滞留者の対応
- 一時的滞在施設の開設・運営

○ 事業所等における帰宅支援体制の整備

- 事業所・学校等における帰宅支援体制の整備
- 防災活動への参加、情報提供

帰宅困難者対策

課題

例の普及啓発
提供に向けた体制の整備
制の充実
、支援体制の充実

第3節 対策の方向性

- 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底（従業員の帰宅抑制、3日分の備蓄、駅・大規模集客施設の利用者保護、学校等における児童・生徒等の安全確保）
- 国、都、区市町村、事業者等の連携による安否確認や情報提供のための基盤整備
- 国、都、事業者団体等と連携し、帰宅困難者を支援する施設を充実
- 帰宅支援のための代替輸送手段、地域での取組の推進

最終版で修正

体的な取組

対策） 発災後72時間以内

提供、帰宅困難者等の誘導
における利用者保護
帰宅困難者の受入

帰宅困難者

る施設内待機
情報提供体制の確保

地震後の行動（復旧対策） 発災後1週間目途

○ 徒歩帰宅者の代替輸送

鉄道運行情報等の提供
代替輸送手段の確保

○ 徒歩帰宅者の支援

事業者と連携した徒歩帰宅の支援

第8章 帰宅困難者対策

第1節 現在の到達状況と課題

1 東日本大震災時の状況

東日本大震災では、交通機関等の運行停止により、通勤、通学、買い物客等多くの帰宅困難者が発生した。東日本大震災では、区内幹線道路に帰宅困難者が大量に発生したため、区は緊急的な措置として、区立の集会施設などを24箇所開放した。

2 一時滞在施設等の確保

- 都は、区内において「一時滞在施設」（7箇所）を指定した。
- 区は、帰宅困難者の受入に協力できる民間事業者と協定を締結し、[12](#)箇所の一時滞在施設を確保した。

＊帰宅困難者のための支援施設、「一時滞在施設」一覧〔資料編資料第●・P●●〕

- 区は、東日本大震災を踏まえ、駅や幹線道路に近い区民施設11箇所及び協定締結施設1箇所を、「帰宅困難者支援施設」として選定している（[令和6年6月](#)現在）。帰宅困難者支援施設では、飲料水やトイレ、情報などを提供する。

[なお、区民施設11箇所においては、大容量ポータブル蓄電池を使用して、スマートフォン等の充電も提供する。](#)

＊帰宅困難者支援施設一覧〔資料編資料第●・P●●〕

- 都は、混乱収拾後の帰宅支援のため、災害時帰宅支援ステーションを[10,439](#)箇所確保した（[令和4年10月](#)現在）。災害時帰宅支援ステーションでは、可能な範囲で水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などを提供する。

＊災害時帰宅支援ステーション一覧〔資料編資料第●・P●●〕

【課題】

- [帰宅困難者に対して、一斉帰宅の抑制を前提とした一時滞在施設、帰宅困難者支援施設及び災害時帰宅支援ステーションを周知する必要がある。](#)
- [大量の帰宅困難者が殺到することが想定される主要駅周辺地域等における対策が必要である。](#)
- [発災時に确实かつ迅速に施設運営ができるように、平時から施設との連携が重要である。](#)

3 帰宅困難者支援の取組み

平成26年[から](#)二子玉川駅周辺では、[二子玉川ライズと連携を図り、毎年帰宅困難者受入訓練を実施している。](#)

【課題】

- [鉄道の運行が再開された場合、駅等には多くの帰宅困難者が殺到する恐れがある。地震による混乱収拾後の帰宅方法についての事業者等への周知徹底や、代替交通機関による帰宅困難者の搬送体制、徒歩帰宅者をサポートする災害時帰宅支援施策などの支援体制の充実が必要である。](#)

- 発災時にスマートフォンをはじめとした情報端末からの情報入手の重要性が高まってきており、適時適切な情報発信や通信環境の強靱化等が一層求められる。
- 新 BOP、区立・私立の学校や保育園、児童館、幼稚園、一時預かり事業実施施設における児童・生徒等の保護策を充実させる必要がある。

第2節 対策の方向性

1 組織の力の活用

「組織は組織で対応する」ことを帰宅困難者対策の基本原則とする。すなわち、企業、学校等組織のあるところは、発災時には、組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員や顧客等の扱いを検討し、帰宅する者については安全確保の観点に留意して、一時にターミナル駅等に殺到することがないように、一斉帰宅の抑制を行う。

2 役割分担の明確化

帰宅困難者対策は、多岐にわたる分野に課題が及んでおり、個々の対応には限界がある。このため、この課題に関するすべての機関と事業所や帰宅困難者自身の責務と役割を明確にし、分担して的確に対策を実施するものとする。

3 相互連携体制の構築

多岐にわたる分野に課題が及んでおり、行政（国、都、周辺自治体）、事業所、防災関係機関及び関係機関が、相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通関係情報等の提供・交換、水や食料の確保、従業員等の保護、仮宿泊場所の確保等について、支援体制の構築を図っていくものとする。

4 都帰宅困難者対策条例に基づく取組みの周知徹底

都帰宅困難者対策条例で規定した内容を区民、事業者、学校等に周知していく（従業員の一斉帰宅抑制、3日分の水・食料等の備蓄、駅・大規模集客施設の利用者保護、学校等における児童・生徒等の安全確保など）。

事業所防災リーダー制度を活用し、区内滞留者の大半を占める企業等の従業員への対策徹底を図る。また、SNS・WEBメディア等も活用した広報を実施していく。

5 情報通信基盤の整備

国、都、区市町村、事業者等の連携による、帰宅困難者に対する安否確認や情報提供のための基盤を整備する。

都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムを開発するとともに、このシステムが十分に活用できるよう、一時滞在施設における通信体制の強靱化等に努める。

6 帰宅支援のための対策

帰宅支援の対策として、主要な沿線沿いの災害時帰宅支援施策の更なる充実、地域での取り組みの推進を目指す。

- 区、事業者、就労者、区民が一体となった実践的な対策訓練等を継続的に実施する。
- 国・都と情報共有について連携した対応を検討していく。
- 二子玉川だけでなく、さらに三軒茶屋や下北沢などの主要駅においても帰宅困難者対策を進めていく。
- 帰宅困難者ハンドブック等を活用して、一時滞在施設、[帰宅困難者支援施設](#)[及び災害時帰宅支援ステーション](#)について周知を図っていく。
- 新 BOP、区立・私立の[学校や](#)保育園、児童館、幼稚園、一時預かり事業実施施設における児童・生徒等の保護策を充実させていく。

第3節 具体的な取組み

第1 予防対策

1 帰宅困難者対策条例に基づく取組みの周知徹底

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対地域本部	- 都帰宅困難者対策条例に基づく取組みの区民・事業者への周知 - 駅ごとの駅前対策協議会等^④の設置・運営支援 - 駅周辺の滞留者の一時滞在場所となる誘導先を確保
	災対統括部	都帰宅困難者対策条例に基づく取組みの区民・事業者への周知
	災対土木部	- 鉄道・バス・タクシー等事業者との連携・対策 - 駅ごとの駅前対策協議会等^④の運営支援
警視庁・警察署		- 所轄の警察署は、計画の策定、広報及び誘導要領等に関し、駅前対策協議会等に対して助言 - 駅前対策協議会等と連携した訓練の実施 - 地域版パートナーシップを活用した広報・啓発活動の推進
東京消防庁・消防署		- 所轄の消防署は、駅前対策協議会等に対して指導・助言 - 消防計画・事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導
世田谷区商店街連合会		- 団体及び会員企業向け啓発や対策の実施 - 団体における連携協力体制の整備
事業者		- 企業等における従業員等の一斉帰宅の抑制のための施設内における体制整備や必要な備蓄の確保 - 外部の帰宅困難者を受入れるため10%程度余分の備蓄を検討 - 企業等における施設内待機計画の策定と従業員等への周知
集客施設及び駅の事業者		- 集客施設及び駅における利用者保護のための施設内における体制整備や必要な備蓄の確保 - 集客施設及び駅における利用者保護計画の策定と従業員等への理解の促進
一時滞在施設		- 帰宅困難者を受入れるための体制整備や必要な備蓄の確保 - 一時滞在施設開設の訓練
区民		外出時の発災に備えた必要な準備
都総務局		- 都帰宅困難者対策条例の都民・事業者への普及啓発 - 国とともに、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等からなる「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」を設置 <u>事業所防災リーダー制度を活用した事業所の防災対策・帰宅困難者対策の強化</u>
都都市整備局		都市開発の機会を捉え、従業員用の防災備蓄倉庫等の整備を促進
東京商工会議所 東京経営者協会 東京青年会議所		- 団体及び会員企業向け啓発や対策の実施 - 団体における連携協力体制の整備 <u>事業所防災リーダーの普及啓発への協力</u>

(2) 詳細な取組み内容

① 都帰宅困難者対策条例に基づく取組みの周知徹底

- 都は、平成 25 年 4 月に「東京都帰宅困難者対策条例」を施行し、帰宅困難者対策を総合的に推進している。
- 都及び区は、都民、事業者、学校等、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた、都帰宅困難者対策条例の内容について、ホームページ、パンフレットの配布、説明会の実施等により普及啓発を図る。
- 都は、事業所の防災担当者等が東京都と直接つながって、発災時に災害情報や防災行動の協力依頼等を届ける「事業所防災リーダー」制度を活用し、平時にも防災コンテンツ等を配信して従業員向けに一斉帰宅抑制等の普及啓発を図る。
- 都は、事業所防災リーダー等を対象に、継続的に事業所の防災人材を育成するためのコンテンツをとりまとめた「事業所防災リーダー必携」を作成し、帰宅困難者対策の内容などについて普及啓発を促進する。事業所防災リーダー等を通じて事業所単位の防災力の向上を図るとともに、地域と連携した共助の取組へと促していく。また、「企業防災アドバイザー」の派遣等により、個々の事業所の状況に応じた防災対策の徹底を図る。
- 都は、事業所防災リーダーを拡大し活用促進を図るため、事業所防災リーダーシステムを強化し、事業所ごとの支援用 Web ページの作成や気象警報等の即時反映など、平時も発災時も利用しやすい仕組みを開発した。また、リーダーの意義等についてより効果的に発信できるよう、企業の経営層に向けた媒体を活用するなど属性に応じた広報展開を実施する。
- 帰宅困難者対策の必要性を訴求する動画の活用や従業員の一斉帰宅抑制に積極的に取り組む企業等を認定する制度などを通じ、対策に協力する都民・企業等の裾野拡大を図るとともに、災害時の助け合いの気運を醸成する。

＊東京都帰宅困難者対策条例〔資料編資料第●・P●●〕

② 事業者における施設内待機計画の策定

【実施主体】事業者

ア 従業員等の施設内待機に係る計画の策定

- 事業者は、「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、消防計画・事業所防災計画を定めておく。
- その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組みへの参加等についても可能な範囲において計画に明記する。
- 事業者は、計画を従業員等に周知する。
- 都及び区は、都市開発の機会を捉え、従業員用の防災備蓄倉庫等の整備促進を図る。
- 都からの防災情報等を活用するために、事業所防災リーダーへの登録を行う。

イ 備蓄

- 発災後 3 日間は、救出・救助活動を優先する必要があるため、従業員等の一斉帰宅が救出・救助活動の妨げとならないよう、発災後 3 日間は、事業者が従業員等を施設内に待機させる必要がある。ただし、震災の影響の長期化に備え、3 日以上上の備蓄

についても検討していく。

- 備蓄量、備蓄品目等は、「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン（平成 24 年 9 月）」を踏まえて検討する。

ウ 施設の安全対策

- 事業者は、日頃から耐震診断・耐震改修やオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止措置、事務所内のガラス飛散防止対策等に努める。
- 災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックリストを作成する。
- 停電時の対応も含め、建物及び在館者の安全確保の方針について、消防計画・事業所防災計画で具体的な内容をあらかじめ定めておく。
- 高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。

エ 連絡手段の確保

事業者は、発災時における従業員等との連絡の手段・手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、その家族等との安否確認手段を従業員等へ周知する必要がある。

（ア）外出する従業員等の所在確認

従業員等は、訪問先の事前連絡、訪問先変更の連絡を行うことなどにより発災時に企業等が、従業員等の所在を把握できるような対応に努める。

また、被災した場所から会社もしくは自宅の距離に応じて従業員等が取るべき対応を検討しておくことが望ましい。

（イ）安否確認手段

安否確認については、電話の輻輳や停電等の被害を想定し、それぞれの通信手段網の特性を踏まえて複数の手段を使うことが望ましい。

オ 訓練

- 事業者は、地震を想定して自衛消防訓練等を定期的実施する際に、併せて施設内待機に関する手順等についても確認し、必要な場合は改善を行う。
- 事業者は、年1回以上の訓練を定期的実施し、当該訓練の結果について検証するとともに、必要に応じて施設内待機に係る計画等に反映させる。

カ 関係団体との連携

事業者や関係団体は、ポスター・パンフレット等の配布や講習会等の開催及び企業備蓄の啓発などを行う。また、都や区、地域と連携し、団体及び会員企業向け対策を実施する。地域住民と会員企業との連携・協力について、会員企業に対し、啓発を行うとともに、団体において連携協力体制を整備する。

③ 駅前滞留者対策ガイドライン

内閣府で取りまとめた「駅前滞留者対策ガイドライン（平成 24 年 9 月）」においては、関係団体が連携し、駅ごとに、都、区、所轄の警察署・消防署、鉄道事業者、駅周辺事業者等を構成員とする、協議会等を設置し、災害時の各機関の役割や地域の行動ルール等を定めるとしている。

【駅前対策協議会（仮称）の主な所掌事項】

- 滞留者の誘導方法と役割分担
- 誘導場所の選定
- 誘導計画、マニュアルの策定
- 駅前対策訓練の実施
- 災害時における情報の共有化と連絡体制の確立
- 帰宅困難者の駅舎での待機の実施と体制の整備

【地域の行動ルール】

駅前対策協議会（仮称）では、首都直下地震等発生時の駅周辺の滞留者の安全確保と混乱防止に向けた「地域の行動ルール」を策定する。基本となる「地域の行動ルール」は以下のとおりである。

- 組織は組織で対応する（自助）
地域内の事業所、施設、学校等は、自らの所属する組織単位ごとに、従業員、来所者、学生等に対する取組みを行う。
- 地域が連携して対応する（共助）
駅前対策協議会（仮称）が中心となり、地域の事業者等と連携した取組みを行う。
- 公的機関は地域をサポートする（公助）
区が中心となって、都、国と連携・協力して、地域の対応を支援する。

【駅前対策協議会（仮称）による取組み】

- 駅前対策協議会（仮称）では、平時より参加団体の役割分担を定め、現地本部を中心とした連絡体制を構築する必要がある。図上訓練や情報連絡訓練などで検証し、地域の行動ルールに反映させる。
- 電話の輻輳や停電等の影響を受けないように、参加団体間の情報共有のための連絡体制を計画的に整備する。
- 駅前対策協議会（仮称）が所在する駅周辺の地域特性を踏まえ、情報提供手段について検討する。あらかじめ、情報収集や駅前への情報提供について、駅前対策協議会（仮称）で参加団体の役割分担や手順を決めておく。
- 駅前対策協議会（仮称）は、区が行う一時滞在施設の確保に協力する。
- 災害時における避難経路等の安全点検等を平時から実施し、地域の防災力を高めるよう取り組むことが重要である。
- 都と区は、都内の大規模ターミナル駅周辺など、多くの帰宅困難者が発生すると想定される地域については、重点的に施策を行っていくことも検討する。この際、駅前対策協議会（仮称）と連携し、地域内の一定規模の施設に対し、区と一時滞在施設の協定を結ぶよう働きかけるとともに、地域への来訪者に、自助の取組みを促すよう普及啓発していく。
- 都が開発する帰宅困難者対策オペレーションシステムとの連携等も検討していく。

④ 集客施設及び駅等の利用者保護

【実施主体】事業者、学校等

ア 利用者保護に係る計画の策定

- 事業者は、内閣府で取りまとめた「大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン（平成24年9月）」及び都帰宅困難者対策実施計画を参考に、消防計画・事業所防災計画において、利用者の保護に係る計画をあらかじめ定めておく。

イ 利用者保護の対応方法の検討

- 事業者は、利用者の安全確保のため、発災直後の施設内待機や安全な場所への誘導や案内手順について、あらかじめ検討しておく。

この際、必要と考えられる備蓄品の確保や必要とする人への提供方法、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等）や通学中の小中学生や急病人への対応等の具体的な内容についても検討しておく。

- ・ 要配慮者、通学の小中学生への対応

事業者は、施設の特性や状況に応じ、必要となる物資を検討してあらかじめ備えておく。例えば、車椅子や救護用担架、段差解消板等を備えておく。また、可能な限り優先的に待機スペースや物資が提供されるように配慮する。

外国人の誘導の案内や情報提供などについて配慮する。例えば、英語、中国語等の誘導案内板による対応や、外国人でも分かりやすいピクトグラム・「やさしい日本語」の活用を検討する。

ウ 施設の安全対策

- 事業者は、日頃から耐震診断・耐震改修や家具類の転倒・落下・移動防止対策、施設内のガラス飛散防止対策等に努める。なお、高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。
- 事業者が管理する施設に隣接して、道路や通路、広場など、自治体等が管理所有する施設がある場合は、これらの管理者と連携し、案内又は誘導に必要な経路の確保や経路上の被災時の安全確保等について確認するなど、状況に応じた施設の安全確保に努める。具体的な対象施設として、駅及び駅に接続する自治体管理の自由通路などが考えられる。
- 事業者は、施設の安全点検のためのチェックリストを作成する。その際、事業者は、利用者が待機するための施設内の安全な待機場所リストもあらかじめ計画しておく。

エ 備蓄

- 各事業者は、一時滞在施設の開設が遅れることも視野に入れ、施設の特性や実情に応じて、当該施設において利用者の保護に必要な水や毛布等を備えておく。

オ 訓練

- 各事業者は、建物所有者、施設管理者、テナント事業者等と相互に協力し、年1回以上の訓練を通じて、利用者保護の手順等について確認し、必要な場合は改善を行う。
- また、事業者は、訓練の結果を検証し、計画等に反映させる。
- 訓練に当たっては、停電や通信手段の断絶など、発災時の様々な状況を想定した利用者への情報提供に関する訓練を行う。

- 区、駅、駅周辺事業者、公共施設の管理者などは、混乱の防止や安全確保、一斉帰宅抑制、安否確認、一時滞在施設の開設・誘導、帰宅支援など帰宅困難者対策訓練の実施に努める。

カ 学校等における児童・生徒等の安全確保

- 小中学校、保育園、通所福祉施設において、施設内での長時間にわたる待機に備えた対応マニュアル等の作成や飲料水、非常食、毛布などの物資の備蓄を行う。
- 学校等は、学校危機管理マニュアル等に基づくとともに、必要に応じ災害時の児童生徒の安否確認ハンドブック等を参考にし、保護者等との連絡体制を平時より整備するとともに、発災時には、児童・生徒等の学校内又は他の安全な場所での待機、その他児童・生徒等の安全確保のために必要な措置を行う。

キ 区民における準備

- 外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保や安否確認方法の事前共有、待機又は避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴などその他必要な準備をする。特に、携帯電話やスマートフォンの充電用ケーブルや予備バッテリー等の準備もしておくことが望ましい。

2 帰宅困難者への情報通信体制整備

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	災対財政・広報部	○ 事業者及び帰宅困難者への情報提供
	◎災対統括部	○ 事業者及び帰宅困難者への情報提供ツールの周知
警視庁・警察署		○ 適切な情報連絡や安全な避難誘導の指示を伝えるための広報用資器材の整備
通信事業者		○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備 ○ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用伝言サービスの普及啓発、防災訓練等における利用体験の実施
都総務局		○ 帰宅困難者対策オペレーションシステムの開発・運用 ○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知、ガイドライン等の作成 ○ 都のホームページにおける帰宅困難者向けポータルサイト等の設置・運営 ○ 都立一時滞在施設に対し、帰宅困難者用の Wi-Fi 及び災害時用公衆電話（特設公衆電話）を整備。またスマートフォン充電用の蓄電池を配備 ○ 民間一時滞在施設に対し、帰宅困難者向けのスマートフォン充電用の機器に対し補助を実施 ○ 一時滞在施設における電力・通信体制の強靱化の取組推進 ○ 電源途絶時でも一時滞在施設を判別できるよう、専用の案内表示を作成し、施設へ配布

(2) 詳細な取組み内容

【実施主体】都、区、事業者等

- 都及び区は、震災時の帰宅困難者等に対する安否の確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。
- 帰宅困難者等への円滑な情報提供を確保するため、関係機関の役割分担・連携要領、情報提供内容について、内閣府が定めた帰宅困難者等への情報提供ガイドラインを基に、国・都・区・事業者等は取組みを進めていく。
- 都は、スマートフォンのGPS情報等を活用し発災時の人流混雑状況を把握するとともに一時滞在施設の開設・運営状況を把握する帰宅困難者対策オペレーションシステムを開発・運用し、都内の滞留者・帰宅困難者に対し適時適切な情報発信を実施する。
- 都は、一時滞在施設専用の案内表示を作成し、施設へ展開する。

3 一時滞在施設の確保及び運営の支援

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎ 災対地域本部	○ 帰宅困難者支援施設の選定、運営体制の構築 ○ 一時滞在施設の周知・運営の具体化 ○ 事業者や関係団体と、一時滞在施設の提供に関する協定締結
	災対統括部	○ 一時滞在施設の周知 ○ 事業者や関係団体と、一時滞在施設の提供に関する協定締結
事業者団体		○ 加盟事業者に対して、一時滞在施設確保の協力を依頼
事業者		○ 事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間事業所内に留めておくよう努める。 ○ 帰宅困難者の受入れにできる限り協力
一時滞在施設となる施設		○ 行政機関と連携して、帰宅困難者の受入れをするための体制を整備 ○ <u>事業所防災リーダーへの登録</u>
区		○ 区民等に対して一時滞在施設について普及啓発 ○ 一時滞在施設の名称や所在地等を、各防災関係機関へ周知
国 都総務局		○ 一時滞在施設の運営に係る費用について、国庫補填の対象となる災害救助法の考え方（適用可能性や費用負担）について整理 ○ 民間施設の協力を得るために、災害救助基金の活用等の必要な仕組みや補助等の支援策について検討し、地域の実情に応じて支援策を具体化
都総務局		○ 都立施設及び関係機関の施設を一時滞在施設として指定し、周知 ○ 国、区市町村、事業者団体に対して、一時滞在施設の確保について協力を要請し、<u>民間の一時滞在施設に対しては、帰宅困難者向け備蓄品購入費用等について補助を実施</u> ○ 都帰宅困難者対策実施計画に基づく対策を推進
都主税局		○ <u>民間の一時滞在施設における防災備蓄倉庫に対する税制上の支援の実施</u>

機関名	対策内容
都総務局 都都市整備局	○ 都市開発の機を捉え、一時滞在施設の整備を促進

(2) 詳細な取組み内容

① 帰宅困難者支援施設の選定

【実施主体】区災対地域本部、区災対統括部

東日本大震災を踏まえ、区として帰宅困難者支援施設を選定し、駅や幹線道路に近い区民施設 [11 箇所](#) [及び協定締結施設 1 箇所](#) を、帰宅困難者が発生した場合の支援場所として活用することとした。

* 帰宅困難者支援施設一覧〔資料編資料第●・P●●〕

〔徒歩帰宅者に対する支援〕

機関名	内容
区	帰宅困難者支援施設に選定した 12 箇所の施設では、飲料水やトイレ、情報などを提供する。 なお、区の帰宅困難者支援施設（11 箇所）では、大容量ポータブル蓄電池を使用して、スマートフォン等の充電も提供する。 区の帰宅困難者支援施設（11 箇所）は以下のとおりである。 太子堂区民センター、上馬地区会館、経堂地区会館、北沢総合支所、代田区民センター、深沢区民センター、桜新町区民集会所、砧区民会館成城ホール、大蔵第二運動場ロビー、烏山区民センター、上北沢区民センター 区が協定締結した帰宅困難者支援施設（1 箇所）は以下のとおりである。 世田谷郵便局
都	災害時帰宅支援ステーションに指定した都立学校等で水、トイレ、休息の場の提供等を行う、また、コンビニエンスストアやガソリンスタンド、ファミリーレストラン等と帰宅困難者支援に関する協定を締結し、飲料水、トイレ等の提供を要請する。
警視庁・警察署	避難道路への警察官の配置や、交通規制資器材資機材を活用した誘導路の確保等
東京電力 パワーグリッド	電力供給の早期復旧及び帰宅者支援のための施設の電力安定供給の確保

② 一時滞在施設の確保

【実施主体】区災対地域本部、区災対統括部、都

○ 地元の事業者等に協力を求め、必要に応じて、大規模集客施設（ホール、映画館、学校など）や民間施設について、一時滞在施設の提供に関する協定を締結する。

【施設の選定基準】

- ・ 鉄道駅や幹線道路からのアクセスが良いこと
- ・ 鉄道については、主要駅からのアクセスを考慮する。
- ・ 幹線道路からのアクセスを考慮する。
- ・ 以下の位置・設備等施設状況を考慮して選定する。
 - － 鉄道駅もしくは幹線道路から無理なく誘導できるか
 - － 食料・飲料水・防寒用品の備蓄場所が確保されているか
 - － 一時的な休憩ができるスペースを確保できるか
 - － 既存設備を活用して災害・交通・気象情報を提供できるか

【避難所との分離設置】

避難所は原則として周辺住民の避難を想定しているため、帰宅困難者の滞在施設は、避難所以外の公共施設に単独設置する。

【区役所本庁舎の取扱い】

区役所については、次の点を踏まえ区本部の機能に特化することを優先する。

- ・ 区役所本庁舎は認知度において、一時滞在施設として帰宅困難者や避難者が集まってくることが予想される。
- ・ 区役所は、発災時に多数の関係機関との連絡調整や立ち入りが想定され、応急対策・復旧・復興のための拠点施設になる。
- ・ そのため、本庁舎に訪れた帰宅困難者に対しては一時滞在施設又は帰宅困難者支援施設を、避難者については避難所を案内する。

③ 都との連携

【実施主体】 都

- 区は、都が「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」に基づいて実施する取り組みについて協力する。

＊「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の考え方
〔資料編資料第●・P●●〕

＊「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の運営の準備（平常時）
〔資料編資料第●・P●●〕

④ 事業者における対策

【実施主体】 事業者、学校、マンション開発者、マンション管理者等

- 事業者、学校、マンション開発者、マンション管理者等は、区や都の要請に応じて、管理する施設を一時滞在施設として提供することを検討し、受入可能な場合は、区と協定を締結する。
- 事業者団体は、加盟事業者に対して、それぞれが管理する施設を一時滞在施設として提供することについて協力依頼を行う。
- 一時滞在施設として確保した施設の名称や所在地等は、原則として公表する。
- 民間施設等で施設管理者側が非公表を希望した場合でも、発災時は公表を前提とし、

発災時は、地域における施設への誘導方法などと整合性を図ることにより開示する。
あわせて行政機関や駅前対策協議会等の関係機関において情報共有する。

- 「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」を踏まえ、都が策定した「都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル」に基づき、都立の一時滞在施設は、災害時に帰宅困難者を受入れるための体制を整備する。
- 要配慮者等への対応を図るため、一時滞在施設の待機スペースの一部を要配慮者への優先スペースとすることや、外国人にも分かりやすいピクトグラム等の活用、「やさしい日本語」、英語、中国語等の誘導案内板等による対応を検討するなど受け入れのための態勢を整備する。

【実施主体】都

- 都は、地域の実情に応じて、民間の一時滞在施設へ備蓄等の支援などを、都帰宅困難者対策実施計画に基づき実施する。

4 帰宅支援のための体制整備

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎ 災対地域本部	○ 帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、区民・事業者 zu 周知 ○ 帰宅支援対象道路の沿道において帰宅支援を行う体制を整備
	災対保健福祉部	○ 帰宅困難児童等の保護・対応
	災対教育部	○ 帰宅困難児童等の保護・対応
	災対統括部	○ 帰宅困難者等への情報提供を区民・事業者 zu 周知
区 国 都総務局		○ 鉄道等公共交通機関が復旧した場合等の適切な帰宅方法・ルールの事前策定について区民・事業者 zu 周知
事業者 学校		○ 混乱収拾後の帰宅方法・ルールについて事前策定 ○ 災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発 ○ 協定等を締結し、災害時帰宅支援施設を運営できる体制を整備 ○ 帰宅ルールを策定
通信事業者		○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備 ○ 災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)等の災害用安否確認サービスの普及啓発、防災訓練等における利用体験の実施
都総務局		○ 全都立学校(島しょを除く)を、災害時帰宅支援ステーションとして指定し、指定された施設への連絡手段を確保 ○ 災害時帰宅支援ステーションの運営に関する事業者用ハンドブックを配布 ○ 沿道の民間施設等について、新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置付けることを検討 ○ 帰宅困難者に対し混雑状況や被害情報等を発信し、安全な帰宅を支援できるよう帰宅困難者対策オペレーションシステムや事業所防災リーダーシステムを整備

(2) 詳細な取組み内容

① 混乱収拾後の帰宅方法の周知

【実施主体】区、国、都、事業者、高校

- 都は、国と共同で運営する、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等から成る「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」において、「一斉帰宅抑制後の帰宅行動指針」により、鉄道等公共交通機関が復旧した場合に帰宅者が駅に集中することを避けるなど、混乱収拾後の適切な帰宅方法・ルールのあり方を定めた。都は、事業所防災リーダーも活用しながら、都民・事業者に周知していく。
- 都は、事業所防災リーダーへの情報発信や、帰宅困難者対策オペレーションシステムを通じた都内滞留者への情報発信を通じて、徒歩帰宅者の安全な帰宅を支援する。
- 事業者等は、帰宅抑制ののち、混乱が収拾してから従業員等が安全に帰宅できるよう、以下の帰宅行動指針等を参考に、事前に帰宅のためのルールを設定しておく。

ア 帰宅行動指針

- 帰宅困難者等は、帰宅が可能な状況になった場合であっても、直ちに帰宅を開始するのではなく、帰宅手段や混雑状況等を確認し、帰宅の時機を見極めてから帰宅を開始する。
- 鉄道が運転再開した場合であっても、再開直後は輸送力の低下が想定されるため、徒歩帰宅が可能な距離の帰宅困難者等は、可能な限り徒歩で帰宅する。また、企業等や一時滞在施設の管理者等は、徒歩帰宅が可能な距離の帰宅困難者等は徒歩で帰宅するよう促す。
- 徒歩で帰宅する帰宅困難者等は、性急に帰宅を開始せず、帰宅経路の選定や所要時間、所持品、トイレが使用できる中継点等を確認し、帰宅開始の時期を見極める。
- 鉄道を利用して帰宅する帰宅困難者等は、目的の駅までの全区間が運転再開したことが確認できてから移動を開始する。
- すでに混雑の発生が確認されている、あるいは、今後混雑が予想される場所には近づかず、混雑が緩和されるまでは待機場所での待機を継続する。
- 小さなこどものお迎えや家族の介護等やむを得ない事情により早期に帰宅する判断をした帰宅困難者等は、対応者を家庭内で1名にする等により、移動者数の増加抑制に努める。

イ 帰宅時間が集中しないための対応

日頃から、従業員等の居住地、家族の事情などの把握に努め、帰宅者の順序をあらかじめ定めておく。この際には、帰宅する方面に応じて順序を考慮することも検討する。

ウ 帰宅状況の把握

従業員等が安全に帰宅したことをメール等の方法により確認する。

また、従業員等を班編成し、帰宅させる場合には、その班ごとにあらかじめ連絡要員を指定し、定期的に企業等と所在確認することなども検討する。

② 災害時帰宅支援ステーションによる支援

【実施主体】都、事業者、都立高校

- 都は、全都立学校（島しょを除く）を災害時帰宅支援ステーションに指定し、指定された都立学校への連絡手段を確保する。また、沿道の民間施設等と協定を締結して災害時帰宅支援ステーションの拡大を図る。
- 都は、災害時帰宅支援ステーションにおける帰宅支援が円滑に行われるよう、運営に関するハンドブックを事業者配布する。

【実施主体】事業者

- 事業者は、災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発するとともに、自治体と協定等を締結し、災害時帰宅支援ステーションを運営する。

③ 徒歩帰宅訓練の実施

【実施主体】行政機関（都、区等）、通信事業者、交通事業者、事業者、学校等

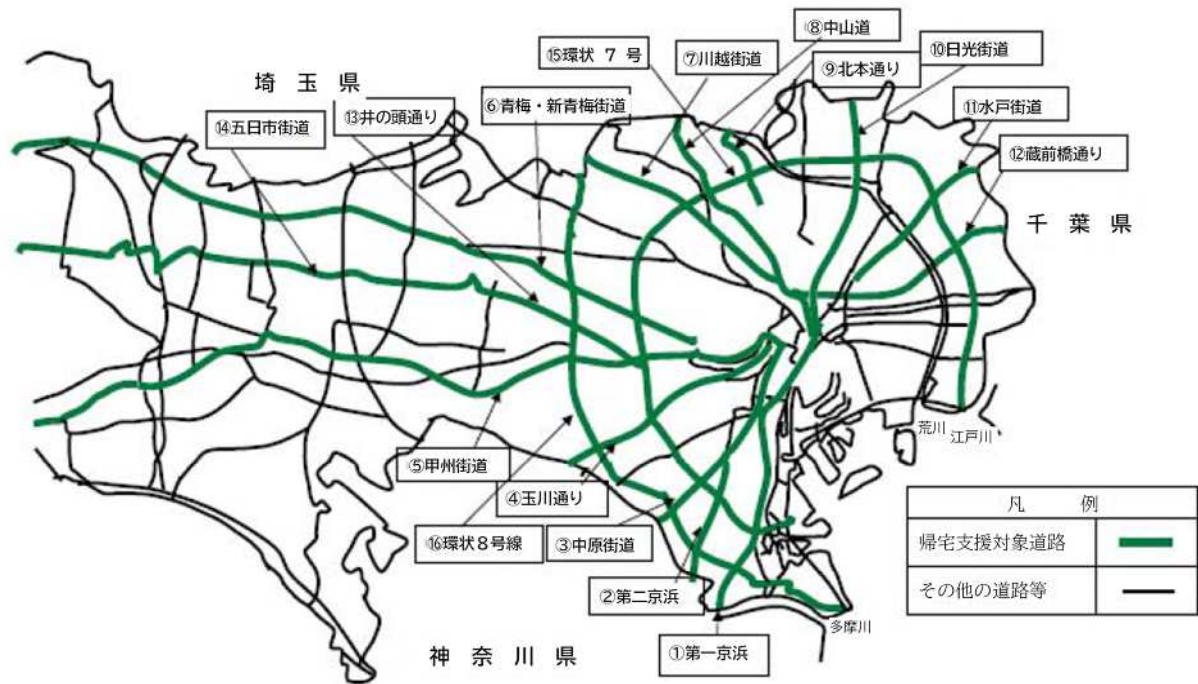
- 行政機関、通信・交通事業者、事業者、学校等は、連携して徒歩帰宅訓練等（引き取り訓練を含む）を実施し、帰宅困難者支援施設や企業等の帰宅ルール並びに備蓄等の検証など、徒歩帰宅支援の充実を図る。

④ 帰宅支援対象道路

【実施主体】都

- 都は、帰宅支援対象道路として指定した16路線について都民へ周知を図る。
- 世田谷区内では、「玉川通り」、「甲州街道」、「井の頭通り」、「環状7号線」、「環状8号線」の5路線が帰宅支援対象道路に指定されている。

○ 区分	路線	
①放射状路線	1 第一京浜	（日本橋～六郷橋）
	2 第二京浜	（日本橋元標～多摩川大橋）
	3 中原街道	（中原口～丸子橋）
	4 玉川通り	（三宅坂～二子橋）
	5 甲州街道	（桜田門～八王子）
	6 青梅街道・新青梅街道	（新宿大ガード西～箱根ヶ崎）
	7 川越街道	（本郷3～東玉橋）
	8 中山道	（宝町3～戸田橋）
	9 北本通り	（王子駅～新荒川大橋）
	10 日光街道	（日本橋元標～水神橋）
	11 水戸街道	（本町3～新葛飾橋・金町～葛飾橋）
	12 蔵前橋通り	（湯島1～市川橋）
	13 井の頭通り	（大原2～関前）
	14 五日市街道	（関前～福生）
②環状路線	1 環状7号線	
	2 環状8号線	



(都帰宅困難者対策実施計画より)

第2 応急対策

1 帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応

1-1 情報収集と判断

(1) 対策内容と役割分担

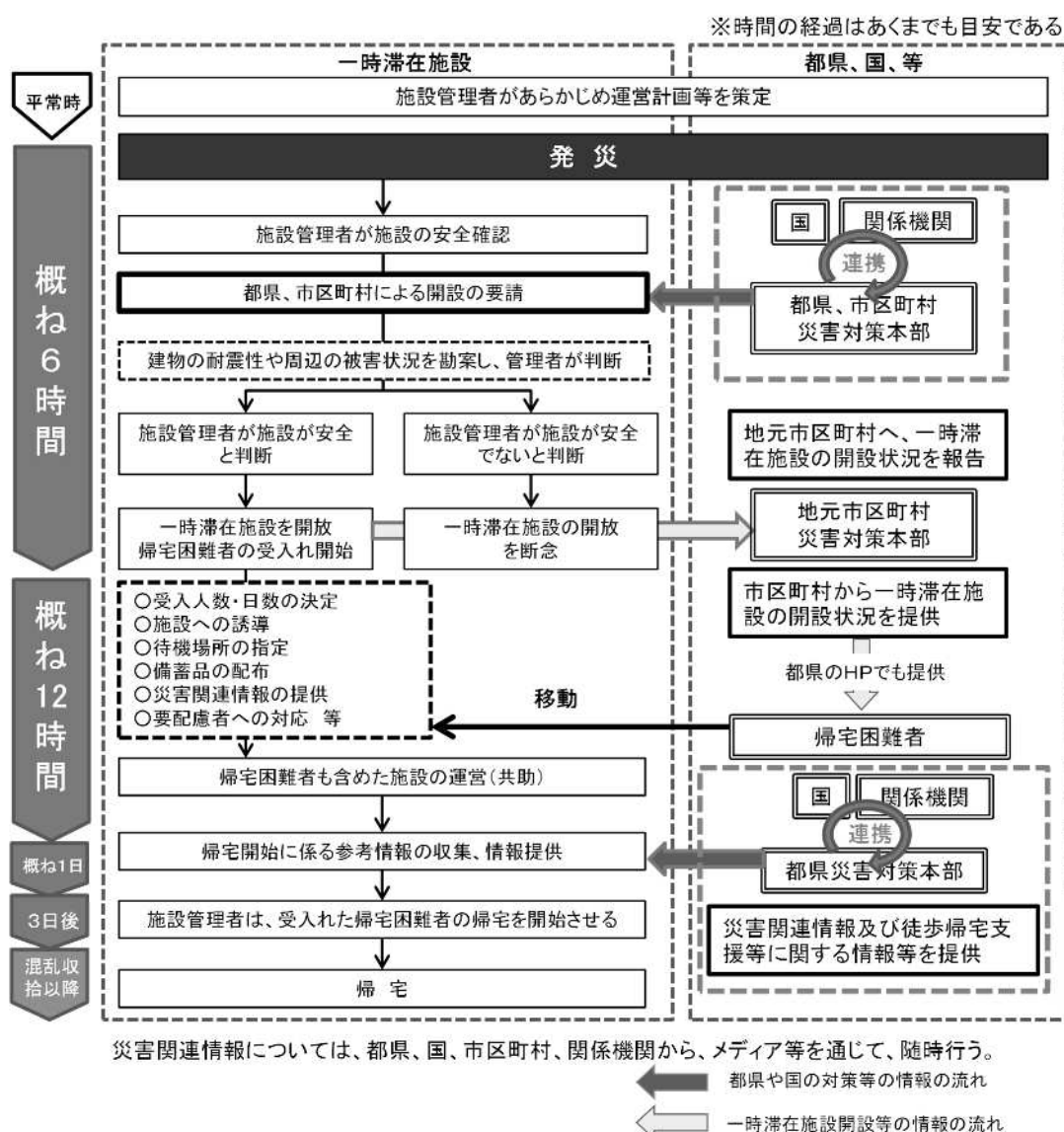
機関名		対策内容
区	◎災対地域本部	○ 区内の帰宅困難者へ発災直後からの安全確保について呼びかけ ○ 区内の帰宅困難者の滞留状況や被害状況、交通機関運行状況、一時滞在施設の安全確認状況等について情報収集したうえで、一斉帰宅抑制や一時滞在施設の開設の可否を判断
都総務局		○ 都本都内に、帰宅困難者対策部門を設置 ○ 都内の帰宅困難者へ発災直後からの安全確保について呼びかけ ○ 都内の帰宅困難者の滞留状況や被害状況、交通機関運行状況、一時滞在施設の安全確認状況等について情報収集したうえで、一斉帰宅抑制や一時滞在施設の開設の可否を判断
国 交通事業者		○ 公共交通機関の運行状況等について情報収集し、適宜都や区市町村と共有

1-2 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対地域本部	○ 協定を締結している民間一時滞在施設等に開設要請 ○ 一時滞在施設の開設・運営状況を情報収集し、帰宅困難者への情報提供や必要に応じて施設運営の支援等を実施
一時滞在施設となる施設		○ 施設管理者が一時滞在施設を開設し、帰宅困難者を受入れ
都総務局		○ 都立一時滞在施設に開設要請 ○ 区市町村を通じ、民間一時滞在施設に開設要請 ○ 一時滞在施設の開設・運営状況を情報収集し、滞留者への情報提供や必要に応じて施設運営の支援等を実施

(2) 業務手順



一時滞在施設運営のフロー(例)

(3) 詳細な取組み内容

【実施主体】施設管理者

ア 一時滞在施設の開設

- 都災害対策本部（帰宅困難者対策部門）は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、都立一時滞在施設へ直接開設要請を行う。また、区市町村に対し、協定を締結した民間一時滞在施設等や区市町村立の一時滞在施設へ開設要請するよう、呼びかける。
- 区は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、協定を締結した民間一時滞在施設等に対し開設要請を行う。
- 施設の開設要請後は、施設管理者もしくは区が、都のDISもしくは帰宅困難者対策オペレーションシステムにおいて施設の開設・運営状況を適宜報告する。
- 施設管理者は、発災時の国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ、区からの要請等により、

当該施設の待機場所や施設入口などの安全確認及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等による周辺状況を確認の上、一時滞在施設を開設する。

なお、施設管理者による自主的な判断による開設も妨げるものではない。

また、施設管理者は、当該施設が一時滞在施設としてあらかじめ公表されている場合でかつ、一時滞在施設としての開設が困難な場合は、帰宅困難者等による混乱を回避するためにも、施設の入口やその他の目に触れやすい場所に、一時滞在施設として開設できない旨の掲示を行う。

イ 一時滞在施設の運営の流れ

災害発生からの経過時間に応じて、目標となる一時滞在施設の運営の流れは、おおむね以下のとおりとなる。

- 発災直後から一時滞在施設開設まで（発災直後からおおむね6時間後まで）

- ・ 従業員の安否確認

- ・ 建物内の被害状況の把握や施設の安全性の確認
- ・ 施設内の受入スペースや要配慮者優先スペース、立入禁止区域の設定
- ・ 従業員等による運営組織の編成、備蓄や設備の確認などの運営準備
- ・ 施設利用案内の掲示等

施設の入口や施設内の目に触れる所に下記の趣旨の文章を掲示する。

「共助の観点から管理者が自主的に施設を開放していること。」

「一時滞在施設は、災害時という特殊な状況下で開設されるため、施設管理者の指示に従うとともに、施設管理者が責任を負えない場合もあることを理解した上で、施設内において行動すること。」

「余震等の影響で建物の安全性や周辺状況に変化が生じた場合、施設管理者の判断により、急きょ閉鎖する可能性があること」

「負傷者の治療等、施設において対応できない事項」等

- ・ 電話、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、FAX、Wi-Fi等の通信手段の確保
- ・ 区市町村等への一時滞在施設の開設報告

- 帰宅困難者の受入等（おおむね12時間後まで）

- ・ 帰宅困難者の受入開始
- ・ 携帯トイレ・簡易トイレ使用区域の設定、医療救護所の設置などの保健衛生活動
- ・ 計画的な備蓄の配布など、水、食料等の供給
- ・ し尿処理・ごみ処理のルール確立
- ・ テレビ、ラジオ、インターネット等での情報の収集及び受入者へ伝達
- ・ 受入可能人数を超過した場合の区市町村等への報告

- 運営体制の強化等（おおむね1日後から3日後まで）

- ・ 受入者も含めた施設の運営及び区への運営状況報告
- ・ 公共交通機関の運行再開、搬送手段に関する情報等、帰宅支援情報の提供

公共交通機関の復旧・運行再開情報や災害時帰宅支援ステーションの開設情報などを適宜入手して帰宅困難者へ提供する。ただし、鉄道の復旧直後は輸送力が限られ、駅に人が殺到すると危険なため、なるべく帰宅のタイミングをずらすことなど

の注意事項も合わせて伝えるようにすることが望ましい。

- 一時滞在施設の閉設（おおむね4日後以降）
 - ・ 一時滞在施設閉設の判断
 - ・ 帰宅支援情報の提供による受入者の帰宅誘導

1-3 帰宅困難者・一時滞在施設等への情報提供

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対地域本部 ○災対統括部 ○災対財政・広報部	○ <u>帰宅困難者や協定締結先の一時滞在施設等に対し、随時情報提供</u>
	都総務局	○ <u>帰宅困難者等に対し、防災ポータルや防災ホームページ、SNS、デジタルサイネージ等の広報手段を活用して情報を提供</u> ○ <u>一時滞在施設に対し、DISのほか必要に応じて無線やメール等で随時、運営に必要な情報を共有</u> ○ <u>帰宅困難者対策オペレーションシステムを開発し、利用可能な機能を順次活用して、帰宅困難者・一時滞在施設等に対し情報発信</u> ○ <u>事業所防災リーダーを通じて都内の事業所に対し、随時災害情報等を提供</u>
報道機関		○ <u>行政機関や交通機関等からの情報について、都民・事業者提供</u>

(2) 詳細な取り組み内容

【実施主体】 災対地域本部、災対統括部、災対財政・広報部、都総務局

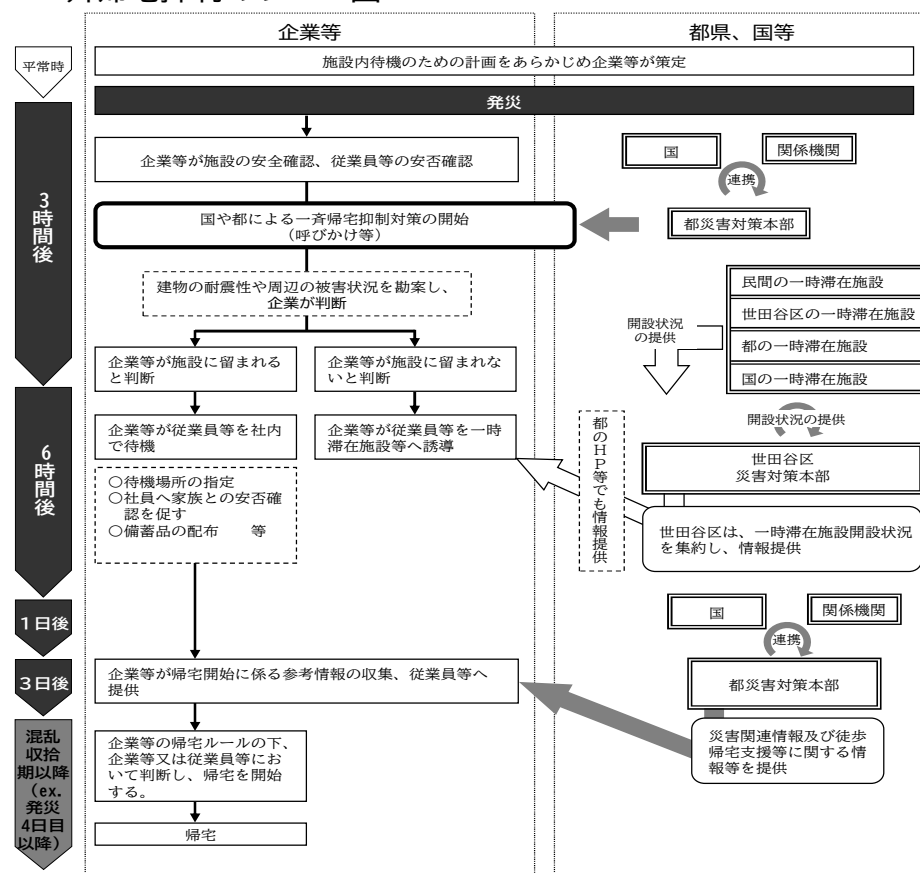
- 区及び都は、帰宅困難者や一時滞在施設、事業所等に対し、防災ポータル・ホームページ・SNS・デジタルサイネージなど様々な広報手段を通じて、広く災害に関する情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報を周知する。適宜、報道機関とも連携して取り組む。
- 都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムの整備を行い、順次利用可能な機能を活用していく。
- 情報提供に当たっては、民間の地図アプリや報道機関とも連携するなど幅広い提供方法を検討する。
- 都は、事業所防災リーダーシステムにより、事業所ごとのマイページに対し、適宜災害情報・鉄道運行情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報を周知する。また、発災時の行動などについての事業所からの問合せに対し、本システムを活用し、チャットボットで対応する。

（１）対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対地域本部	○ 報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られるよう支援
	災対財政・広報部	○ 報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業所が必要な情報を周知
事業者		○ 従業員等を施設内に一定期間待機
学校等		○ 児童・生徒等を保護し、保護者へ連絡
国 都総務局		○ 報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築
都総務局		○ 事業所防災リーダーを通じて、登録事業所へ災害情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報等を提供 ○ 事業者に対し、従業員、顧客に対する安全確保に努めるよう要請 ○ 事業者団体を通じて、事業者へ基本原則の周知徹底
東京商工会議所 東京経営者協会 東京青年会議所		○ 加盟事業者に対して、基本原則の周知徹底を要請

(2) 業務手順

一斉帰宅抑制のフロー図



災害関連情報については、都、国、世田谷区、関係機関から、メディアを通じて、随時行う。

 都や国の対策等の情報の流れ
 一時滞在施設開設等の情報の流れ

(3) 詳細な取り組み内容

① 事業所による従業員等の施設内待機

【実施主体】事業者

- 従業員等がチェックリストにより施設の安全を確認する。
- 国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受けた後は、災害関連情報等を入手し、周辺の火災状況等を確認し、従業員等を施設内又は他の安全な場所に待機させる。なお、各事業所の自主的な判断による待機等の行動も妨げない。
来所者についても、従業員等に準じて、施設内又は他の安全な場所で待機させるようにする。

② 施設内に待機できない場合の対応

【実施主体】事業者

- 建物や周辺が安全でない場合は、事業所は、行政機関からの一時滞在施設、避難場所等の開設情報等を基に、一時滞在施設等へ従業員等を誘導する。なお、誘導先は地域の事情によるものとする。
また、テナントビルの場合は、施設管理者の指示に従うものとする。

③ 防災活動への参加

【実施主体】事業者

- 事業所は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に要配慮者の保護等）に努める。

④ 情報提供体制の確保

【実施主体】国、都、区、事業者

- 事業所は、災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する必要がある。そのため、国、都、区は、あらかじめ報道機関や通信事業者、公共交通機関等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。
- 都は、事業所防災リーダーシステム、帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて、事業所へ適宜災害情報を発信していくとともに、事業所防災リーダーに登録されたメールアドレスやLINE アカウントに対して、様々な災害情報や防災行動のお願いなどを発信する。

⑤ 学校等の対応

【実施主体】学校等

- 学校等は、児童・生徒等を保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供する。また、児童・生徒等の安否等について、事前に定める手段により、保護者へ連絡する。

3 駅等の混乱防止策

3-1 駅周辺の混乱防止

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対地域本部	○ 駅周辺の滞留者の誘導先を確保 ○ 滞留者に対する情報提供、帰宅困難者等の誘導
	警視庁・警察署	○ 所轄の警察署は、区等に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る支援を実施
	東京消防庁・消防署	○ 所轄の消防署は、区等に対して、災害情報の提供等、駅周辺の二次災害発生防止に係る支援を実施
	事業者等	○ 施設内に待機している利用者を保護し、情報を提供 ○ 関係機関と連携し、一時滞在施設への誘導を実施
	商店街	○ 炊き出し等の実施
	通信事業者	○ 事業者及び帰宅困難者に対し、情報を提供 ○ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の利用を周知
	都総務局	○ 都本部内に、帰宅困難者対策部門を設置 ○ 帰宅困難者に対し、区市町村や報道機関等と連携して、一時滞在施設の開設状況等について情報を提供
	報道機関	○ 行政機関や交通機関等からの情報について、都民・事業者を提供

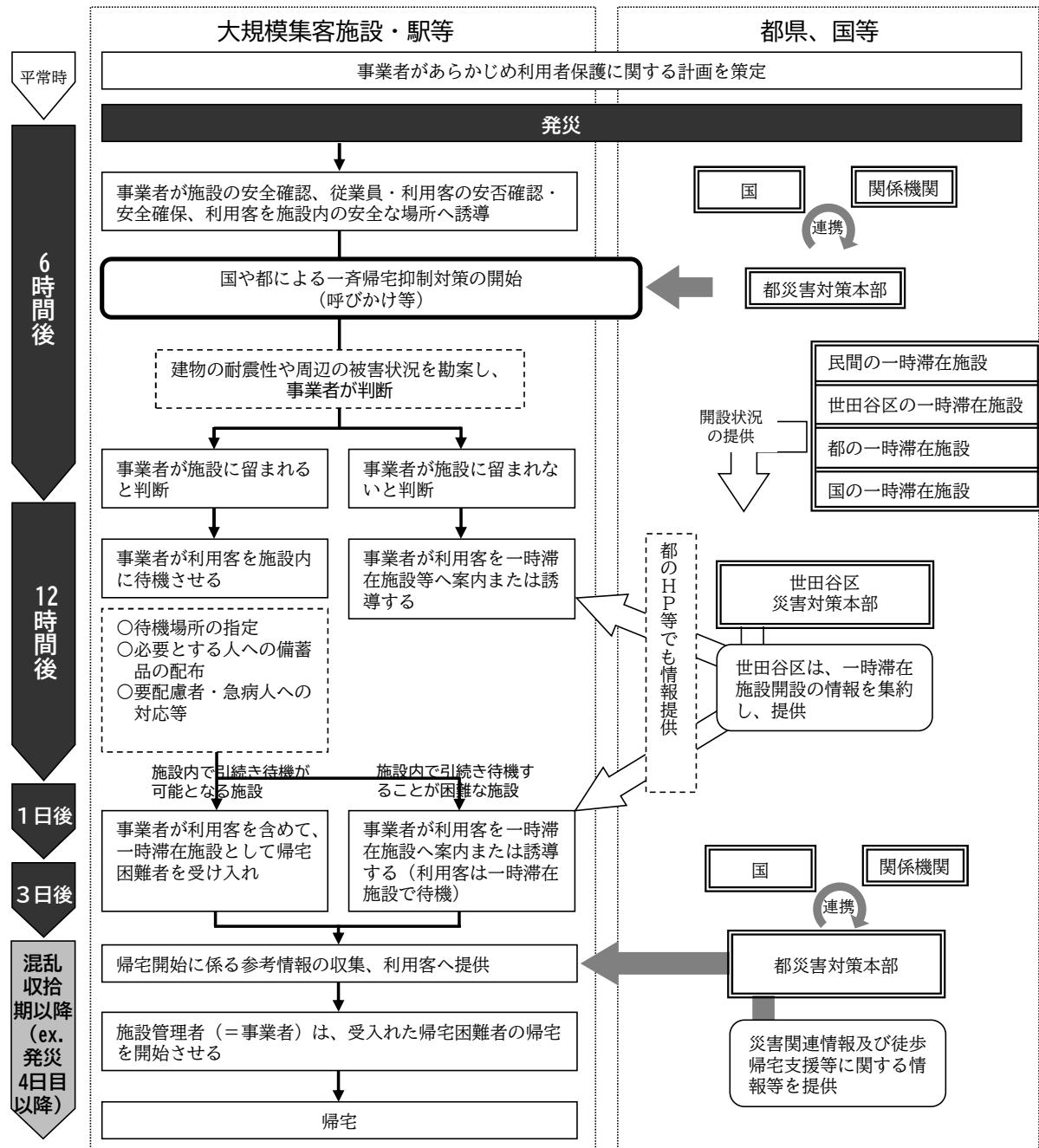
3-2 集客施設及び駅等における利用者保護

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対地域本部	○ 事業者及び一時滞在施設が必要な情報を得られる体制を構築 ○ 集客施設及び駅等において、利用者を一時滞在施設等へ誘導
	災対財政・広報部	○ 報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者及び一時滞在施設が必要な情報を得られる体制を構築
	集客施設及び駅等の事業者	○ 集客施設及び駅等において、利用者を保護 ○ 駅前滞留者を一時滞在施設等へ安全に案内又は誘導
	鉄道事業者	○ 駅利用者に必要な情報を提供
国 都総務局		○ <u>都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムを通じて集客施設や駅利用者等へ、都内の混雑に関する情報や一時滞在施設の開設・運営情報等を提供できるよう整備</u> ○ 報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者及び一時滞在施設が必要な情報を得られる仕組みを構築

(2) 業務手順

大規模集客施設・駅等での利用客保護フロー図



※駅前滞留者対策協議会のような企業の集合体も想定している。
災害関連情報については、都県、国、世田谷区、関係機関から、メディアを通じて、随時行う。

都や国の対策等の情報の流れ
一時滞在施設開設等の情報の流れ

(3) 詳細な取組み内容

【実施主体】集客施設及び駅等の事業者

- 施設の安全性の確認及び利用者の保護
 - ・ 事業者は、利用者及び自らが管理する施設の安全を確認する。
 - ・ 国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受け、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、火災の状況等、施設の周辺の安全を確認する。
 - ・ 安全を確認できた場合、利用者を施設内の安全な場所で保護する。なお、各施設管理者による自発的な対応を妨げるものではない。
- 一時滞在施設への誘導等
 - ・ 事業者等による案内又は誘導
保護した利用者については、区市町村や関係機関との連携の下、事業者や駅前対策協議会等が一時滞在施設へ案内又は誘導することを原則とする。
 - ・ 一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合
災害発生時、一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合においては、各事業者は、区市町村や関係機関と連携し、施設の特性や状況に応じ可能な限り待機中の施設又は隣接施設の協力を得て、当該施設が、帰宅が可能になるまでの間、一時的に受入れる一時滞在施設となることも想定する。
さらに、利用者を保護した施設が、一時滞在施設となる場合は、施設の安全性や確保可能なスペース等を勘案し、外部の帰宅困難者等の受入れについても検討する。
- 建物や周辺が安全でないために、施設内保護ができない場合の対応
建物や周辺が安全でないために、施設内で利用者を保護できない場合は、区や関係機関との連携の下、施設内保護が困難な事業者が一時滞在施設等へ利用者を案内又は誘導することを原則とする。
- 要配慮者への対応
利用者保護に当たって、事業者は、区や関係機関とも連携し、あらかじめ定めた手順等に基づき、要配慮者のニーズに対応する。
- 利用者に対する情報提供
事業者は、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を行政機関や関係機関から入手し、施設内で待機している利用者に情報提供する。
例えば、施設に備わる電子掲示板や放送設備を活用するなど、施設の特性や状況に応じて多様な手段を用いることにより情報提供を行う。

【実施主体】鉄道事業者

- 駅利用者に対し、構内放送や駅周辺の地図を配布するなど、駅から誘導場所までの情報を提供する。
- 駅利用者に対し、列車や代替輸送などの運行情報を提供する。

第3 復旧対策

1 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進

(1) 対策内容と役割分担

① 帰宅ルールの周知・運用

機関名		対策内容
区	◎災対地域本部	○ 事業所や帰宅困難者等に情報発信し、分散帰宅などの方法を周知
	災対財政・広報部	○ 報道機関や様々な広報手段を用い、分散帰宅などの方法を周知
事業者等		○ 従業員等の帰宅に際しては、災害情報を収集し、事前に策定した安全な帰宅のためのルールに基づいて実施するなど留意 ○ 事業所防災リーダーは、都から発信される情報も参考にして帰宅方法を周知

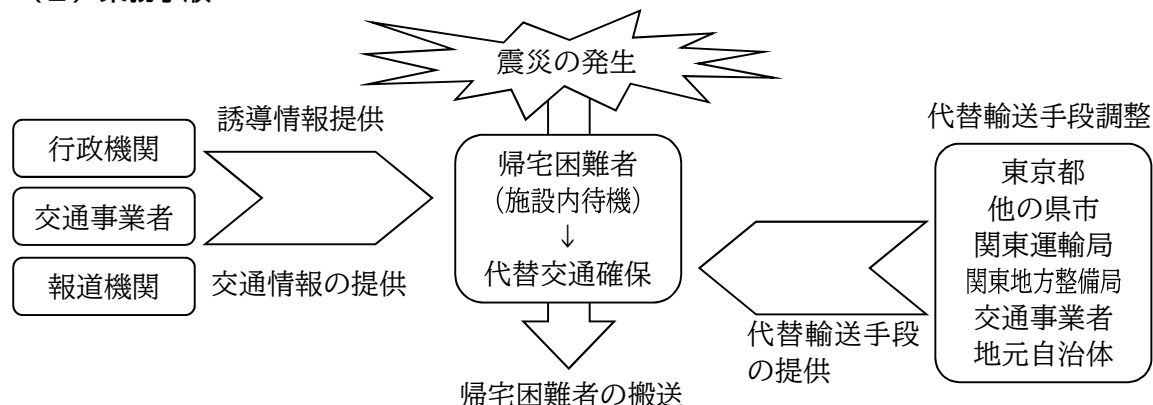
② 鉄道運行情報等の提供

機関名		対策内容
区	◎災対地域本部	○ 都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者の誘導などを支援
	災対土木部	○ 都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者の誘導などを支援
	災対財政・広報部	○ 都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者の誘導などの情報を周知
鉄道事業者		○ 折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供 ○ 発災後、早期に運転を再開
都総務局		○ 事業所防災リーダーを通じて、事業所に情報提供 ○ 都内の交通事業者からの情報を集約し、 <u>帰宅困難者オペレーションシステム</u> 、都のホームページにおける帰宅困難者対策ポータルサイト等を活用して、区市町村、都民、 <u>一時滞在施設</u> 等に提供
関東運輸局		○ 所管区域の総合的な交通情報の集約・提供
バス事業者		○ 運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供
報道機関		○ 行政機関や交通機関等からの情報について、都民・事業者提供

③ 代替輸送手段の確保

機関名		対策内容
区	◎災対地域本部	○ 徒歩帰宅者を利用可能な交通機関などに誘導
	災対土木部	○ 徒歩帰宅者を利用可能な交通機関などに誘導
	災対財政・広報部	○ 徒歩帰宅者を利用可能な交通機関などの情報を周知
国 都総務局 都建設局 都交通局 等		○ 国の緊急災害対策本部（緊急災害現地対策本部）で、内閣府作成の「帰宅困難者等搬送マニュアル（仮称）」に基づき、搬送オペレーションに係る総合調整を実施 ○ バスによる代替輸送手段を確保
関東運輸局		○ 代替交通の許可等を速やかに実施
バス事業者		○ バス等による代替輸送手段を確保

(2) 業務手順

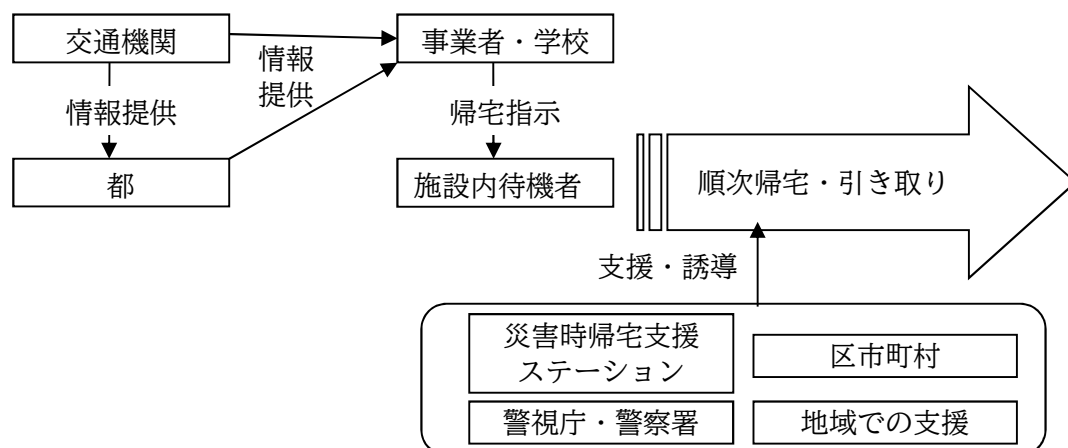


2 徒歩帰宅者の支援

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区 ◎災対地域本部	○ 事業者と連携し、帰宅困難者の円滑な徒歩帰宅を支援
警視庁・警察署	○ 交通規制資器材を活用した誘導経路の確保等を実施 ○ 避難誘導を行う警察官は、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報を提供
事業者 学校	○ 帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関から提供される情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、従業員や児童・生徒等の帰宅・引き取りを開始 ○ 災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援
都総務局	○ 事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステムによる情報提供 ○ 交通情報や災害時帰宅支援ステーションなどの情報を提供 ○ 災害時帰宅支援ステーションに指定された都有施設において支援を実施
日赤東京都支部	○ 帰宅困難者支援所を設置し、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、徒歩帰宅者情報等を提供

(2) 業務手順



第9章 避難者対策

本章における対策の基本的考え方

○ 避難者対策の重要性と対策内容の基本的考え方

区民の避難に備え、災害対策基本法に基づき、区長が事前に避難場所や避難所を指定し、発災時の避難体制を整備しておくことが必要である。

また、首都直下地震等の大規模災害に備え、自治体の枠を越える避難先の確保や広域避難も含めた的確な避難誘導の在り方についての検討が必要である。

本章では、避難者対策として、[避難場所・避難所等](#)の指定・安全化をはじめとする避難体制の整備に係る取組みを定めている。

第9章 避難

第1節 現在の到達状況

- 避難体制の整備（避難勧告等の実施、関係機関との連携についての検討）
- 「避難所運営マニュアル」を指定避難所となる各学校ごとに避難所運営組織が作成
- 福祉避難所（高齢者）（障害者）指定施設、96施設と協定締結
- 福祉避難所（母子）協定施設、9施設と協定締結
- 平常時から多様性に配慮した女性の視点をもった地域社会の構築に向けた取り組み
- 避難行動要支援者と協定締結、避難者は2,404人

第2節

- 自治体の枠を越える大規模の確保や広域避難も含め、について検討が必要
- 新型コロナウイルス感染症に安全に避難できる体制の確保
- 管理運営の担い手不足、避難所（高齢者）（障害者）の協定締結
- 避難所外との物資輸送や、避難行動を行える体制づくり
- 多様性に配慮した女性の視点をもった避難行動要支援者の支援

最終版で修正

第4節 到達目標

- 関係団体等と連携し、避難先の確保や避難誘導の仕組みを構築
- 区有施設の有効活用
- 安全性を考慮した避難所の確保及び多様性に配慮した女性の視点を踏まえた避難所運営体制の構築
- 自助・共助の取組みを基本とした避難行動要支援者の安否確認体制の強化

第5節 具

地震前の行動（予防対策）

○ 避難態勢体制の整備

- 地域における要配慮者の安全対策
- 災害時の助けあいネットワークの整備
- 災害時における要配慮者対策

○ 避難場所・避難所等の指定・安全化

- 指定避難所・予備避難所・福祉避難所・避難場所・避難道路の指定・確保
- 避難所・避難場所・避難道路の安全化

○ 避難所等の管理運営体制の整備等

- 避難所運営マニュアルの作成
- 避難の実施に必要な施設・設備の整備
- 多様性に配慮した女性の視点を踏まえた避難所運営体制

○ 車中泊

- 車中泊者発生抑制に向けた取組

地震直後の行動（応急対応）

○ 避難誘導

- 避難勧告・指示（緊急）
- 避難誘導時の避難行動

○ 避難所の開設、管理運営

- 避難所の開設、管理運営
- 多様性に配慮した女性の視点
- 感染症防止対策を踏まえた
- 食料・生活必需品等の確保
- 飲料水・食品の安全確保
- トイレ・公衆浴場等の確保
- 災害時における車中泊
- 動物救護、避難所における
- 避難所の運営における

避難者対策

課題

模災害時における、避難先
的確な避難誘導の在り方

症対策を考慮した避難者が
検討が必要

所運営訓練の充実、福祉避難所
施設数の更なる拡充

情報伝達、地域住民等が給
り

を踏まえた避難所運営体制の確立
体制の強化

第3節 対策の方向性

- 的確な避難勧告・指示（緊急）、避難誘導、衛生管理の徹底等による避難所生活の安全・安心の確保等、区民の避難全般にわたる対策の推進
- 避難有効面積や避難距離等を踏まえた、避難場所・避難道路の指定及び安全化
- 避難所運営要員の確保、避難所運営訓練、福祉避難所の開設・運営への支援、応急給水訓練等の実施、新型コロナウイルス感染症対策を考慮した避難所運営の留意事項等の検討
- 避難所管理運営マニュアル等における女性のニーズに応じた対策の検討・確認・避難支援、

最終版で修正

市用や民間施設との協定締結による避難所確保、避難所等の円滑な開設・運営の体制構築
体制の確立

体系的な取組

対策） 発災後72時間以内

地震後の行動（復旧対策） 発災後1週間目途

1) から避難誘導までの流れ

2) 要支援者対策

○ 被災者の他地区への移送

被災者の移送先の決定

人員・救急物資等の輸送

運営

1) 運営、開設報告（指定避難所、予備避難所、福祉避難所）

2) 市の視点を踏まえた避難所運営体制の確立

3) 踏まえた避難所運営体制の確立

4) 供給・貸与

5) 確保

6) 確保、衛生管理、健康相談等

7) への対策

8) ける飼育

9) ボランティアとの連携

第9章 避難者対策

第1節 現在の到達状況と課題

1 避難体制の整備

区は、要配慮者対策の支援や外国人への防災知識の普及・啓発等、高齢者や障害者、外国人など要配慮者をはじめ、避難者が安全に避難できる体制について検討を進めている。

【課題】

自治体の枠を越える大規模災害や複合的な災害が発生した場合における、避難先の確保や広域避難も含めた的確な避難誘導の在り方について検討が必要である。

また、昨今の災害を踏まえ、高齢者や障害者、外国人など要配慮者をはじめ、避難者が安全に避難できる体制について、更なる検討が必要である。

2 避難所・避難場所の指定及び管理運営の整備

区では、町会・自治会等が選定する「一時（いっとき）集合所」、区が指定する「指定避難所（及び予備避難所）」「福祉避難所（高齢者）（障害者）（母子）」、都が指定する「広域避難場所」の大きく分けて4種類の避難先がある。避難所が不足している状況から、関係団体との連携を図り、避難所の確保を推進し、各避難所又は避難場所等の役割について、区民に周知している。

また、指定避難所となる区立小中学校等の耐震化は令和5年度時点で100%となっており、「避難所運営マニュアル」を、指定避難所ごとに避難所運営委員会がそれぞれ作成・更新している。区内で震度5弱以上（一部避難所では、震度6弱以上）の地震が発生した場合、避難所運営委員は自宅等の安全確認後に自動参集することを「避難所運営マニュアル」に記載し、そのマニュアルに基づいて開設、運営の訓練を行っている。

【避難所運営要員の確保】

- 避難所運営委員会の中核をなす町会・自治会への加入率低下・高齢化の進行により、実働人員の確保が課題である。避難所運営訓練や防災訓練等への参加を促進し、新たな担い手の確保に努めている。

【避難所における運営訓練】

- 指定避難所（区立小中学校等）において、避難所運営訓練を実施している。

【避難所における飲料水の確保】

- 都水道局から、消火栓を活用して応急給水を行うことのできるスタンドパイプ等の資器材の提供を受けており、平成26年度までに区内の全ての指定避難所に配備した。
- 避難所で飲み水を確保できるよう区と都水道局で覚書を締結し、都水道局において応急給水栓の設置工事を行っている。なお、現在95箇所に設置している。（令和6年6月現在）

【避難所におけるペット・補助犬対応】

- 避難所運営マニュアルで標準的なルールを定め、パンフレット「災害時にペットを守るために」で周知している。
- 補助犬の対応を避難所運営マニュアル（標準版・解説版）に記載した。

【福祉避難所（高齢者）（障害者）の指定】

- 福祉避難所（高齢者）（障害者）指定施設については、[105](#)施設（高齢者施設 [63](#)施設、障害者施設 [42](#)施設）と協定を締結している。

【福祉避難所（高齢者）（障害者）の開設・運営支援】

- 福祉避難所（高齢者）（障害者）の円滑な開設・運営を支援するため、協定施設との連絡会や訓練を実施するなど、実効性の高いマニュアル整備に取り組んでいる。

【福祉避難所（母子）の指定】

- 福祉避難所（母子）の指定施設については、[令和6年6月](#)時点で [8](#)施設と協定を締結している。

【福祉避難所（母子）の開設・運営支援】

- 福祉避難所（母子）の円滑な開設・運営に向け、[協定施設との意見交換会や図上訓練を実施するなど、実効性の高いマニュアル整備に取り組んでいる。](#)

【課題】

[避難所には収容可能人数を大幅に超える数の避難者が避難するものと想定され、過密な状況となることから、適切な避難所運営が困難となることが懸念されている。](#)

[避難所によっては、管理運営の担い手が不足している場合がある。](#)

[避難所における安全・安心の確保のため、避難所運営マニュアル等に反映する等、避難所管理運営の推進を図る必要がある。](#)

3 多様性に配慮した視点を踏まえた避難所運営体制の確立

区では、平成30年3月に「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を制定し、全ての人が多様性を認め合い、人権が尊重される社会の実現に向け、様々な分野において取組みを推進している。

また、区では、「世田谷区第二次男女共同参画プラン（平成30年度～平成38年度）」において、世田谷区防災会議女性の視点部会における検討を踏まえ、地域の防災力向上を図るために、政策・方針決定過程から女性の参画を進めている。

さらに、多様性に配慮した視点からの避難所運営体制の確立に向け、地域の避難所運営[委員会](#)への啓発活動や、「避難所運営マニュアル（標準版・解説版）」に多様性に配慮した視点を反映するなどの取組みを実施している。

【課題】

[避難所における安全・安心の確保や、多様性に配慮した幅広いニーズに応えるため、避難所運営マニュアル等に反映する等、避難所管理運営上の配慮の推進を図る必要がある。](#)

[多様性に配慮した視点を普及・啓発する担い手が不足していることから、担い手を育成していく必要がある。](#)

4 避難行動要支援者の支援体制

区では、世田谷区避難行動要支援者避難支援プランを作成し、地域住民相互の助け合い活動が円滑に行えるよう、地域の助けあい活動のための仕組みづくりを行っている。

- [令和6年4月](#)現在、避難行動要支援者支援事業については、[104](#)町会・自治会と協定を締結している。

- 区内の避難行動要支援者の人数は、8,522人となっている（令和6年7月現在）。
- 避難行動要支援者支援事業の協定を締結した町会・自治会においては、避難行動要支援者のうち、本人が事前に町会・自治会に提供する名簿への登載に同意した者は 4,153人中2,246人となっており、同意率は約5割となっている。
- 重層的な安否確認体制を整備するため、介護事業者等との連携強化に向けた検討会や図上演習等を実施している。
- 避難行動要支援の個別避難計画の作成支援を通じて、対象者やその支援者に対して災害時への備えの確認を促すとともに、区としても災害時の避難先や緊急連絡先などを把握している。

【課題】

新たな被害想定では、死者の中に避難行動要支援者が多くを占めているため、支援体制の一層の強化が必要である。具体的には、以下の項目が挙げられる。

- 避難行動要支援者支援事業の協定締結数の不足及び協定を締結した町会・自治会における高齢化に伴う担い手不足について、対策を講じる必要がある。
- 重層的な安否確認体制の整備については、介護事業者等との連携強化に引き続き取り組むとともに、今後は障害者関連の事業者とも連携を図る必要がある。

第2節 対策の方向性

1 避難体制の整備

的確な[避難指示等](#)の発令、避難誘導や衛生管理の徹底等による避難所生活の安全・安心の確保など、区民の避難全般にわたる対策を総合的に推進する。

2 避難所・避難場所の指定及び管理運営の整備

避難有効面積や避難距離等を踏まえた、避難場所等の指定及び安全化を図る。

また、災害関連死にも影響する、避難所等における良好な生活環境の確保に向けて、避難所における安全性の確保や避難所運営マニュアル等における要配慮者のニーズに応じた対策、車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者への配慮について検討する。

【避難所運営要員の確保】

- 避難所運営を支える人員を確保し、避難所運営[委員会](#)の構成メンバーが交代した場合にも活動を継続できるよう、継続的な確認、訓練を実施する。
- 避難所運営要員がほとんど参集できない場合や学校に関係者がいない場合等で、避難所の対応方法や役割分担について整理していく。
- 避難所を運営委員のみで運営していくことは困難であるため、避難者等を含めた区民が運営委員と協力し、一体となって避難所を開設・運営していかなければならないことについて、区民への一層の周知[を行う](#)。

【避難所における運営訓練】

- 避難所運営委員会を中心に数多くの区民が参加し、自助・共助による避難所の開設・運営ができるよう、訓練の実施や意識の啓発に努める。
- 訓練実施時は、目的を明確にするよう働きかけ、有効な知識・技能の習得を進める。
- 訓練参加者の固定化を避けるための有効な周知・啓発手段について、運営委員会等区民と行政の協力で検討していく。
- 避難所外との物資輸送や[情報伝達について](#)、検討を進める。

【[予備避難所の開設・運営](#)】

- [協定締結団体等との連携を強化し、予備避難所の開設・運営手順の早期整備に取り組む](#)。

【避難所における飲料水の確保】

- 地域住民等でも容易に給水活動が行えるよう、給水拠点での応急給水訓練を定期的に実施する。
- [避難所の応急給水栓による給水訓練の実施を推進する](#)。

【避難所におけるペット・補助犬対応】

- [ペットについては、在宅避難が基本となることの周知啓発に努める](#)。
- [その上で、全ての避難所においてペット同行避難が可能な体制を順次整備する](#)。
- 補助犬の対応を考慮した避難所運営訓練の実現に向けて検討を行う。

【福祉避難所（高齢者）（障害者）の開設・運営への支援】

- 福祉避難所（高齢者）（障害者）の開設・運営について、受入れの優先判断及び移送方法、資器材や介護用品等の必要物資の確保及び搬送方法、施設との情報伝達方法等を検討する。
- 福祉避難所（高齢者）（障害者）の協定施設数の更なる拡充が必要とともに、福祉避難所

(高齢者)(障害者)の開設に向けた災対マニュアル及び協定施設向けの運営マニュアルについて、受入れの優先判断や移送方法、施設との情報伝達、必要物資の搬送方法等を検討する。

【福祉避難所(母子)の開設・運営等】

- 協定締結団体(大学等)との連携を強化し、福祉避難所(母子)運営マニュアル【施設版】整備の早期実現に取り組む。
- 実践的な図上訓練の継続的な実施に取り組む。
- 福祉避難所(母子)の開設・運営について、受入れの優先判断及び施設との情報伝達方法等を検討する。

【避難所や車中泊等の避難者の保健衛生対策】

- 過去の大規模災害を踏まえ、避難所や車中泊等の避難者の健康管理について検討する。
- 指定避難所以外の施設も活用し、避難所のスペースの確保に努める(震災時、水害時)。
- インフルエンザなど特に急性呼吸器感染症への対策を想定した避難所開設・運営における留意事項等を作成した(避難所運営マニュアル別冊感染症対策テキスト)。

【避難所の停電対策】

- 避難所に配備しているガソリン、ガスボンベ式発電機などの燃料が枯渇した場合を想定し、電気自動車(庁有車)及び外部給電器を導入する。
- 令和元年房総半島台風(台風第15号)、令和元年東日本台風(台風第19号)による大規模停電が発生したことを踏まえ、特に多くの方が避難する避難所の電源を確保する。
- 避難が長期化した場合の携帯電話への充電手段を確保するため、避難所や帰宅困難者支援施設に発電機・蓄電池等を配備した。

3 多様性に配慮した視点を踏まえた避難所運営体制の確立

避難所運営マニュアル等における多様性に配慮した幅広いのニーズに応じた対策について定める。

- 世田谷区第二次男女共同参画プランに掲げた施策に沿った事業展開をすることで、災害対策における男女共同参画の視点等に立った配慮を進めていく。
- 災害対策の検討過程における女性の視点は重要な観点であることから、災害に関する方針等の検討過程への女性の参画の拡大を図っていく。
- 災害時における男女共同参画の視点及び年齢、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無などにかかわらず多様性への配慮の必要性やその対応等に対する理解を広めていく。
- 避難所運営で必要と考えるものや、避難所生活・応急仮設住宅生活における心身への影響は、性別や心身の状況等で異なるため、平常時から災害時における多様性に配慮した視点について理解を促進する。

4 避難行動要支援者対策の強化

「世田谷区避難行動要支援者避難支援プラン」(令和4年4月改定)に基づき、避難行動要支援者の安否確認・避難支援、避難生活の支援等の取組みを推進する。

- 避難行動要支援者の安否確認を迅速かつ円滑に行うため、他分野にわたる対策において

関係機関、関係各部とさらに検討を進め、支援体制の強化を図る。

- 引き続き町会・自治会との避難行動要支援者支援事業に取り組むとともに、新たな地域の人材（担い手）が参加・協働できる仕組みづくりを検討する。
- 重層的な安否確認体制を整備するため、介護事業者等との取組みに加えて、障害者関連の事業者とも連携を図る。
- 避難生活の支援において、在宅や避難所、福祉避難所で生活している要配慮者への福祉サービスの再開・提供、健康状態の把握や見守り、福祉的な支援、物資の調達・供給体制等について検討を行う。

第3節 具体的な取組み

第1 予防対策

1 避難体制の整備

ここでは、震災時における避難体制の整備について記載する。洪水時の避難体制については、風水害編「第6章 避難者対策」に記載する。

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対地域本部	○ 発災時に備えた地域の実情の把握 ○ 避難指示等を行う場合の対応を検討 ○ 防災訓練等の実施 ○ 避難場所、避難所等の周知
	◎災対保健福祉部	○ 避難行動要支援者名簿の更新 ○ 「世田谷区避難行動要支援者避難支援プラン」の策定 ○ 避難行動要支援者の特性に応じた避難支援体制の整備
	災対統括部	○ 避難場所使用に関する他の区との調整 ○ 運用要領の策定 ○ 避難場所、避難所等の周知 ○ 避難指示等発令基準の整備
町会・自治会		○ 地域の助けあい活動の実施 ○ 防災訓練等の実施 ○ 一時集合所の選定
東京消防庁・消防署		○ 区等と連携した要配慮者に対する防災訓練の実施 ○ 救急直接通報等の活用 ○ 地域が一体となった協力体制づくりの推進 ○ 社会福祉施設等と地域の連携を促進
都総務局		○ 広域避難誘導に関する検討 ○ 震災対策訓練等を通じた防災行動力の向上 ○ 避難場所等の周知に関する区市町村との連携
都福祉局		○ 区市町村における避難行動要支援者名簿の作成等の要配慮者対策の強化を支援 ○ 災害福祉広域支援ネットワークにおける災害時の活動体制の構築に向けた検討 ○ 緊急通報システムの活用を促進
都教育庁		○ 都立学校に対する避難計画の作成等指導
都関係各局		○ 各施設における自衛消防訓練内容の充実 ・ 在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及・啓発 ・ 外国人旅行者対応マニュアルの配布 ○ 在住外国人のための防災訓練の実施 ・ 在京大使館等との連絡体制の確保

(2) 詳細な取り組み内容

① 避難体制の整備

【実施主体】区災対地域本部、区災対保健福祉部

- 区は、[避難指示等](#)の発令区域・タイミング、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
- 地域又は町会・自治会単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。
- [避難指示等を発令する](#)いとまがない場合の区民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。
- 他自治体にわたる避難場所又は他自治体の被災住民も利用する避難場所の運用について、関係する自治体があらかじめ協議して対処する。
- 避難住民の安全を保持するため、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講ずるとともに、その内容及び方法等について、あらかじめ運用要領を定めておく。措置内容はおおむね次のとおりである。
 - ・ 避難場所の規模及び周辺状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置する。
 - ・ 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行う。
 - ・ 傷病者に対し救急医療を施す体制を確保する。
 - ・ 避難場所の衛生保全に努める。
 - ・ 避難期間に応じて、水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法等を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。[実施内容の詳細については、別途作成する災害時物資配送計画において定める。](#)
 - ・ 避難解除となった場合の避難者の帰宅行動又は避難所への移動を、安全かつ円滑に誘導する。
- 効率的・効果的な避難を実現するため、避難場所や避難所、一時集合所などの役割、安全な避難方法について、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等を行いつつ、関係団体と連携を図りながら周知していく。
- 避難所は、スペースや備蓄が限られており、周辺の住民全員を受け入れることはできないため、基本的には、自宅の倒壊や火災等により生活ができなくなった方のために開設される。そのため、区では自宅が安全な場合、避難所生活ではなく自宅での生活を続ける「在宅避難」とそのための備えを周知する[\(再掲\)](#)。
- 内閣府が策定した「[避難情報に関するガイドライン](#)」に基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定するなど、[避難指示等](#)が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。また、当該ガイドラインに記載されている「[避難情報等と居住者等がとるべき行動](#)」(P●●)について、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- 区は、在宅避難や自主避難、縁故避難など多様な避難の方法について、平常時から周知を図ることに加え、避難所に避難する際はマスク、消毒用アルコール、石鹸等の

衛生用物品を持参するように、区ホームページ、災害・防犯情報メール、[X（旧ツイッター）](#)、区のおしらせ等を活用して区民に呼びかける。

- 区は、東京消防庁・消防署と協働して、防災区民組織を中心とした訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。
- 小規模な火災が発生し、近隣空地への退避を余儀なくされる場合もある。このため、区は、平常時から、近隣の公園など一時集合所の状況・位置について確認する。
- 災害時において、被災者の他地区への移送等、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう他の地方公共団体と協定等を締結し、協力体制の確立を図る。

② 地域における要配慮者の安全対策

【実施主体】区災対保健福祉部、区災対地域本部、区災対医療衛生部、区災対統括部、区災対区民支援部、東京消防庁・消防署、民生委員・児童委員、町会・自治会

災害時において、安否確認や救援には、地域における協力体制が不可欠である。

- 安全対策の普及・啓発
 - ・ 高齢者及び障害者を地震災害から守るための本人・家族・地域社会の行動マニュアル「いざという時のために」を作成し、平成24年度発行版より視覚障害者に対応するため、音声コードを掲載している。
 - ・ 災害時区民行動マニュアルは、文字データのホームページ掲載等を行っている。
 - ・ 外国人に対しても、「災害時区民行動マニュアル」の英語版・中国語版・ハングル版を作成し、防災知識の普及・啓発に努めている。また、「せたがや便利帳」の英語・中国語・ハングル版を作成・配布している。
 - ・ 避難所運営マニュアル（標準版）の案内掲示として、外国の方などにも分かりやすい表現「やさしい日本語」を作成している。
 - ・ 平成19年9月には、聴覚障害者のための防災手帳の配布を開始した。
 - ・ 在宅要医療者に対して、災害時の準備の啓発用として「災害の備え」リーフレットを配布している。
 - ・ [災害に備え、在宅で人工呼吸器を使用している方を対象に](#)災害時個別支援計画を作成している。

③ 災害時の助けあいネットワークの整備（避難行動要支援者対策）

【実施主体】区災対保健福祉部、区災対地域本部、区災対統括部、区災対区民支援部、東京消防庁・消防署、民生委員・児童委員、町会・自治会、保健福祉サービス事業者

災害時において、安否確認や救援には、地域における協力体制が不可欠である。区は、地域の支え合い活動等を通して、町会・自治会等で実施される避難行動要支援者への支援活動（災害時の助けあいネットワーク）を推進する。

- 区では、「世田谷区避難行動要支援者避難支援プラン [（令和4年4月）](#)」を策定し、[避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を取りまとめている。](#)
- 区では、災害時の助けあいネットワークづくりを支援するため、平成18年度から区

と町会・自治会との協働による「避難行動要支援者支援事業」に取り組んでいる。この事業では、避難行動要支援者の支援に関する協定を締結した町会・自治会に対して避難行動要支援者名簿を提供し、平常時から助けあい活動を推進している。

- 一部の町会・自治会では、区との協定の有無に関わらず、自主的に避難行動要支援者の安否確認や救援体制を整備する取り組みを行っている。区は、日頃からこれらの活動内容を把握するとともに、災害時に安否確認の情報を共有できる関係づくりに努める。
- 区は、避難行動要支援者に対する重層的な安否確認体制を整備するため、民生委員・児童委員や保健福祉サービス事業者等と連携した体制づくりを進める。
- 災害時に実効性のある安否確認・避難支援等がなされるよう、避難支援者や福祉の専門職等と連携して、避難行動要支援者一人ひとりの「個別避難計画」に関する理解促進と作成件数の増加を図る。
- 区は、個別避難計画作成率の向上及び実効性のある計画作成に向け、要配慮者に対する業務に精通している居宅介護支援事業者・指定特定相談支援事業所・その他一般事業者に対し計画作成の業務委託を実施する。

④ 災害時における要配慮者対策

【実施主体】区災対保健福祉部、区災対区民支援部、区災対医療衛生部、区災対地域本部、東京消防庁・消防署、民生委員・児童委員、町会・自治会

区では、平常時から地域との協力体制を構築するとともに、災害時には、避難行動要支援者を含む要配慮者への的確な対策を行う体制の整備を図る。

ア 避難行動要支援者担当組織の設置と地域等との連携

地域の区民組織、民生委員・児童委員、介護事業者、地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）、各まちづくりセンター等と連携の上、有効な安否確認ができる手段の確立について、検討する。

なお、地域との連携を円滑にするため、あらかじめ関係機関との役割分担を明確化し、必要に応じて連絡会等の情報交換を行う。

また、災害時には、区災対保健福祉部に避難行動要支援者の担当組織を設置するとともに、区災対地域本部に「避難行動要支援者情報確認担当」を設置し、避難行動要支援者のための必要な情報の一元的収集把握に努め、避難行動要支援者の安否確認や支援サービス、福祉避難所（高齢者）（障害者）の利用調整等を行う総合調整窓口とする。

イ 外国人災害時情報センターの設置

外国人は、言語の違いにより、必要となる情報の把握が困難となることが予想されるため、「外国人災害時情報センター」を設置し、災害時に必要な情報を迅速かつ的確に収集・提供する。また、都外国人災害時支援センターへ語学ボランティアの派遣を要請し、通訳や翻訳等に協力できるボランティアを確保する。

なお、平成19年3月には、指定避難所での案内表示の充実のため、全避難所に多言語シートを配備した。[（コミュニケーションボード）](#)

ウ 区災対地域本部における支援

区災対地域本部のケースワーカー、保健師、介護指導職員等が、高齢者、障害者の相

談・支援を実施するとともに、地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）、世田谷区介護サービスネットワーク（介護事業者連絡会）等との連携により、安否確認や被災後のサービス継続などの支援を図る。

エ 手話通訳者の派遣

聴覚障害者への情報提供、避難生活支援のための手話通訳者派遣を特定非営利活動法人世田谷区聴覚障害者協会に要請する。

＊災害時の聴覚障害者への支援活動に関する協定〔資料編資料協定第67・P●●〕

⑤ 東京消防庁・消防署の要配慮者対策

【実施主体】東京消防庁・消防署

介護を要する高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者にとっては、災害時に適切な防災行動をとることは、必ずしも容易ではない。環境の整備や周囲からの支援等が不可欠である。

これらの要配慮者の安全を確保するため、東京消防庁・消防署では、次のような施策を展開する。

ア 地域における安全体制の確保

（ア）近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした、地域協力体制づくりの推進を図る。

（イ）防災行動力向上のため防災訓練指導を実施する。

イ 社会福祉施設等の安全対策等

（ア）社会福祉施設等と周辺地域の事業所、町会・自治会等との間及び施設等相互間で災害時応援協定等の締結促進を図る。

（イ）各施設等の自衛消防訓練指導の充実に努める。

ウ 住まいの防火防災診断の推進

要配慮者の居住環境の安全化を図るため、区、福祉関係機関、町会・自治会等と連携を図り、総合的な防火防災診断を実施する。

2 避難場所・避難所等の指定・安全化

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対統括部	○ 災害対策基本法に基づく広域避難場所・指定避難所等の指定及び区民への周知
	◎災対地域本部	○ 避難場所・指定避難所等の地域住民への周知 ○ 避難場所・指定避難所等の安全性確保
	◎災対保健福祉部	○ 福祉避難所の指定・確保及び地域住民への周知 ○ 福祉避難所の安全性確保
東京消防庁・消防署		○ 消防水利の整備 ○ 避難所における消防用設備等の維持管理状況等の確認
都建設局		○ 避難場所へ安全に避難できるよう道路や道路上の橋りょうを整備 ○ 避難場所や救助拠点となる都立公園の整備
都水道局		○ <u>避難所等への供給ルートにおける水道管路の耐震継手化の実施</u>
都下水道局 (南部下水道事務所)		○ 避難所などからの排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化
東京電力 <u>パワーグリッド</u> 東京ガス <u>グループ</u>		○ 避難道路沿い施設の安全化
都総務局		○ <u>公共施設の基本的な</u> 役割の明確化 ○ 避難所での避難者と帰宅困難者の受入ルールの検討 ○ 避難場所・避難所等の住民への周知 ○ <u>状況に応じた多様な避難行動の推進</u> ○ <u>避難所等における通信環境等の確保の促進</u>
都環境局		○ 避難場所隣接地及び避難道路沿いにある高圧ガス施設の安全化
都都市整備局		○ 東京都震災対策条例に基づく、区部における避難場所、 <u>地区内残留地区、避難道路</u> の指定
<u>都デジタルサービス局</u>		○ <u>避難所として指定されている都立施設等の情報インフラの整備推進</u>
<u>都各局</u>		○ <u>都立施設の活用に係る区市町村への協力</u> ○ <u>指定管理者等の役割の明確化</u>

(2) 詳細な取り組み内容

- 区長は、災害対策基本法及び施行令等に定める基準等に基づき、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定する。また、指定避難所の指定に当たっては、指定一般避難所と指定福祉避難所を分けて指定する。
- 災害対策基本法及び施行令に基づき指定緊急避難場所及び指定避難所（指定一般避難所及び指定福祉避難所の別を含む）を指定した場合は、都に報告するとともに、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- ハザードマップの配布などにより、指定緊急避難場所や避難路等の周知に努める。また、指定緊急避難場所は災害種別ごとに指定されることや指定緊急避難場所と指定避難所は役割が違ふこと、指定福祉避難所は受入対象者が特定されていることなどについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- 避難所には、指定避難所、予備避難所及び福祉避難所（高齢者）（障害者）（母子）があ

り、避難場所には一時（いつとき）集合所と広域避難場所がある。ここでは、それらの指定基準及び機能等を記載する。

【実施主体】区災対統括部、区災対地域本部、区災対保健福祉部

区分	指定基準等
避難所	- 自宅での生活に支障をきたすため、被災者が一時的に避難生活を行う場所 - 指定避難所、予備避難所及び福祉避難所を準備
	指定避難所
	- 区立小中学校等を指定 - 災害時に、まず開設する避難所
	予備避難所
	- 区内協定団体等の施設 41 箇所指定。 - 指定避難所が被災で機能しない場合や指定避難所では被災者を収容しきれない場合等は、区の要請に基づき開設する。
	福祉避難所
	- 自宅や指定避難所等での生活に支障をきたすため、特別な配慮を必要とする要配慮者を一時的に受入れ、保護する - 高齢者・障害者向けと妊産婦・乳児向けの福祉避難所を準備
	(高齢者) (障害者)
	- 区内協定団体等の施設 105 箇所指定 - 自宅や指定避難所等での生活が困難な配慮を要する者のうち、高齢者や障害者及びその家族のために、区の要請に基づき開設する。
	(母子)
避難場所	一時集合所
	指定緊急避難場所
	広域避難場所
	近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所。異常な現象※ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所。 ※ 区内では洪水・崖崩れ、土石流及び地滑りを対象とした指定緊急避難場所の指定はあるが、高潮・地震・津波・大規模な火事を対象とした指定なし。(令和6年7月) 広域火災や延焼等から避難する場所（東京都震災対策条例に基づき指定される避難場所）

① 避難所の指定

ア 避難所の指定基準及び機能

避難所とは、被災者が一時的に避難生活をする場所である。指定避難所（区立小中学校等）と予備避難所及び福祉避難所（区内協定団体等の施設）の避難所を準備している。

(ア) 指定避難所の指定基準及び機能

A 指定基準

区は、まず指定避難所を開設するが、指定避難所が被災により機能しない場合、あるいは指定避難所では被災者を収容しきれない場合等は、協定を締結している近隣施設等を、その協力を得ながら予備避難所として開設する。

- 指定避難所は、原則として町会（又は自治会）又は学区を単位として指定する。
- 指定避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた区立小中学校等²を利用する。
- 指定避難所に受入れられる被災者数は、おおむね居室 3.3 ㎡当たり 2 人とする。
- 区があらかじめ指定する指定避難所は、資料編のとおり。
- 指定避難所に指定した建物については、建物の安全性の確認・確保に努めるものとする。
- 公共施設整備方針や学校跡地活用方針における基本的な考え方（共通）に基づき、学校跡地については、災害時の指定避難所としての機能を確保する。
- 指定避難所に指定した建物については、消防用設備等の点検を確実に行う等、安全性を確認・確保するとともに、被災者の性別も踏まえ、プライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。

B 機能

【実施主体】区災対地域本部、区災対教育部

- 区立小中学校等²には、食料等の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、指定避難所機能の強化を図るとともに、日頃から学校・家庭・地域・関係防災機関等との計画的、継続的な連携・協力を図っていく。
- 避難所運営委員会²は、日頃から避難所運営訓練等を行い、災害時に自主的に避難所開設ができるように努める。

*指定避難所一覧（対象区域別編）〔資料編資料第 62・P●●〕

*避難所運営マニュアル(標準版)（区災害対策課、総合支所、学校、避難所運営委員会）

*学校安全対策マニュアル（区教育委員会）

(イ) 予備避難所の指定基準及び機能

避難所が不足する場合に備え、都立施設や国の施設、ホテル・旅館、民間施設等の活用²など、予備避難所の確保に努める。

【実施主体】区災対地域本部、区災対統括部、都

- 都立高校・私立大学・国立学校等
区は、区内の都立高校・私立大学・国立学校等と相互協力協定を締結しており、災害の状況に応じて予備避難所として開設する。
- 企業等の大規模施設の指定
区は、日本郵便株式会社ゆうぽうと世田谷レクセンターと相互協力協定を締結しており、災害の状況に応じて予備避難所として開設する。
区では、今後も区内企業等と災害時の相互協力関係の構築を進めていく。
- 区立施設等の指定
大広間・和室等を有する施設等を予備避難所として開設することも想定する。

○ 野外の受入れ施設

- A 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受入れるため、必要に応じて野外に予備避難所としての受入れ施設を開設する。
- B 野外に受入施設を開設した場合の関係機関への連絡及び管理責任者の設置については、指定避難所の開設時と同様とする。
- C 野外受入施設の開設に必要な資材が不足する時は、[都福祉局](#)に調達を依頼する。
- D 野外受入施設の開設期間は、指定避難所が開設されるまでの期間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

＊予備避難所一覧〔資料編資料第 63・P●●〕

＊災害時における協力体制に関する協定書〔資料編資料協定第 99～105・P●●〕

〔資料編資料協定第 145・P●●〕

＊避難所施設利用に関する協定〔資料編資料協定第 107～115・P●●〕

＊洪水発生時もしくは洪水発生のある恐れがある場合における避難所施設利用に関する協定書

〔資料編資料協定第 106・P●●〕

[＊指定緊急避難場所等施設利用に関する協定書〔資料編資料協定第 118・P●●〕](#)

＊水害等の発生時等における施設の利用に関する協定書

〔資料編資料協定第 144・P●●〕

イ 福祉避難所（高齢者）（障害者）の指定基準及び機能

自宅や指定避難所等での生活に支障をきたすため、特別な配慮を必要とする要配慮者を一時的に受け入れ、保護するため、社会福祉施設等を利用した福祉避難所（高齢者）（障害者）を開設し、支援を行う。

（ア）指定基準

【実施主体】区災対保健福祉部、区災対統括部、区災対地域本部

A 福祉避難所（高齢者）（障害者）の基準

- 指定施設の指定要件
- ・ 施設自体の安全性が確保されていること
 - ・ 施設内における要配慮者の安全性が確保されていること
 - ・ 要配慮者の避難スペースが確保されていること。

B 福祉避難所（高齢者）（障害者）の整備方針

福祉避難所（高齢者）（障害者）の備えるべき施設機能及び運営計画について、既設施設については福祉避難所（高齢者）（障害者）の指定後に当該施設の実態に応じた内容を調整する。

また、新規施設については、福祉避難所（高齢者）（障害者）運営に必要な設備等を整備相談段階から求めている。

C 福祉避難所（高齢者）（障害者）の確保

a 社会福祉施設等を利用した福祉避難所（高齢者）（障害者）

特別養護老人ホームや障害者施設等の社会福祉施設等は、介護等に必要な資器

材を備えるとともに、バリアフリー化がされている等、高齢者や障害者等に配慮した建物構造となっている。また、施設の運営や要配慮者の支援に必要な人材を確保しやすい施設であるため、社会福祉施設等を利用する。

ｂ その他の公共施設等を利用した福祉避難所

社会福祉施設等を利用した福祉避難所（高齢者）のほか、特別支援学校等の公共施設等から福祉避難所（障害者）として利用可能な施設を確保する。

＊障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書〔資料編資料協定第116・P●●〕

＊災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定〔資料編資料協定第130・P●●〕

＊災害時における介護用品等の供給に関する協定〔資料編資料協定第39・P●●〕

＊福祉避難所（高齢者）（障害者）一覧〔資料編資料第64・P●●〕

（イ）機能

【実施主体】区災対保健福祉部

A 福祉避難所（高齢者）（障害者）の受入対象者

災害時に自宅や指定避難所等での生活に支障をきたすため、特別な配慮を要する要介護高齢者や障害者とする（原則、介護者同伴とする）。

B 要配慮者の特性に応じた受入れ

福祉避難所（高齢者）（障害者）では、要配慮者の特性に配慮した支援を行うため、原則として、高齢者は高齢者施設（福祉避難所（高齢者））、障害者は障害者施設（福祉避難所（障害者））において受入れるものとする。

C 福祉避難所（高齢者）（障害者）への受入れ

指定避難所等において避難生活が困難な高齢者・障害者等については、介護者の有無や高齢者・障害者の状況を踏まえ、福祉避難所（高齢者）（障害者）の施設と調整を行った上で、受入れの手続を行う。

D 開設・運営の事前準備

福祉避難所（高齢者）（障害者）の開設・運営が円滑に行えるよう、福祉避難所（高齢者）（障害者）に指定されている施設等と協議や演習を実施し、災害発生時期に応じた運営マニュアルの整備を進める。

E 福祉避難所（高齢者）（障害者）で必要な物資の備蓄

○ [アルファ米](#)や[資機材](#)等の必要物資を福祉避難所（高齢者）（障害者）に備蓄・貸与する。

○ 福祉避難所（高齢者）（障害者）で必要となる資器材及び介護用品等については、広域用防災倉庫に福祉避難所（高齢者）（障害者）スペースを設け、備蓄に取り組む。

ウ 福祉避難所（母子）の指定基準及び機能

（ア）指定基準

【実施主体】区災対保健福祉部、区災対統括部、区災対地域本部

A 福祉避難所（母子）の基準

○ 指定施設の指定要件

- ・ 施設自体の安全性が確保されていること
- ・ 施設内における要配慮者の安全性が確保されていること
- ・ 要配慮者の避難スペースが確保されていること

B 福祉避難所（母子）の整備方針

協定に基づく指定施設の備えるべき機能及び運営計画について、各施設の実態に応じた内容を調整する。

(イ) 機能

【実施主体】区災対保健福祉部

A 福祉避難所（母子）の受入対象者

災害時に自宅や指定避難所等での生活に支障をきたすため、特別な配慮を要する妊産婦・乳幼児及びその家族とする。ただし、家族の受け入れについては、妊産婦・乳児の受け入れを優先するため、制限することも想定する。

B 福祉避難所（母子）への受入れ

指定避難所等において避難生活が困難な妊産婦・乳児については、妊産婦・乳児の状況を踏まえ、指定施設と調整を行った上で、受入れの手続を行う。

C 開設・運営の事前準備

- 福祉避難所（母子）の開設・運営が円滑に行えるよう、福祉避難所（母子）に指定されている施設と協議や訓練を実施し、施設の個別状況を踏まえた運営マニュアルの見直しを継続して行う。
- 協定に基づく独立行政法人国立成育医療研究センターによる妊産婦等の受入れや、公益社団法人東京都助産師会による助産師の派遣について、より効率的かつ効果的な仕組みとなるよう、必要な協議を継続して行う。

D 福祉避難所（母子）で必要な物資の備蓄

福祉避難所（母子）で必要となる資器材及び物品等について、広域用防災倉庫等に福祉避難所（母子）用のスペースを確保し、備蓄に取り組む。

*福祉避難所（母子）一覧〔資料編資料第64・P●●〕

② 避難場所

大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースをいう。

ア 一時（いつとき）集合所の指定基準及び機能

(ア) 指定基準

一時集合所とは、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所のことであり、集合した人々の安全が確保されるスペースを有する身近な公園、緑地、学校のグラウンド、神社・仏閣の境内、団地の広場等から、町会・自治会等が事前に指定するものである。

(イ) 機能

家屋の倒壊や火災など、自宅が危険になった場合には、身近な一時集合所に集合して様子を見ることとなる。そして、火災延焼などにより、一時集合所にも危険が迫っ

た場合には、広域避難場所へ避難する。

一時集合所には、避難者に混乱が発生することを防止するために、町会・自治会等の防災区民組織を核として、避難者が一定の地域、事業所単位に集団を形成し、避難態勢を整える場としての役割がある。

また、その効果は次のとおりである。

- A 情報伝達等が効率的に行える。
- B 近隣相互の助け合いや不在者等の確認が容易になる。
- C 防災区民組織のリーダー等の指示で避難するため、整然とした避難が期待できる。

なお、一時集合所は、地震発生後の状況に応じて、初期消火活動、救援・救護活動などの地域の防災活動の拠点としての性格も担う。

＊一時集合所種類別一覧〔資料編資料第 65・P●●〕

＊一時集合所一覧〔資料編資料第 66・P●●〕

イ 広域避難場所の指定基準及び機能

(ア) 指定基準

都は、東京都震災対策条例に基づき、震災時に拡大する火災から住民を安全に保護するために避難場所を指定している。

広域避難場所は、震災時に拡大する火災から住民を安全に保護するため、火災が鎮火するまで待つ場所として指定している。広域避難場所は、指定された広域避難場所までの避難距離が3 km 未満となるようにその避難圏域を指定し、広域避難場所周辺での大規模な市街地火災が発生した場合のふく射熱を考慮した利用可能な空間として、避難計画人口一人当たり1 m²以上を確保することを原則としている。

(イ) 機能

都区間の役割分担により、震災時における広域避難場所の運用は、区が行う。ただし、区のみでの対応が困難な場合には、都が補完する。また、二区市以上の住民が利用する広域避難場所については、あらかじめ関係自治体において協議する。

広域避難場所における措置内容等は、次のとおりとする。

- A 広域避難場所の規模及び周辺状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置する。
- B 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに、適切な指示を行う。
- C 傷病者に対して救急医療を施すため、救護所及び医師等の確保を図る。
- D 広域避難場所の衛生保全に努める。
- E 避難期間に応じて、水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、適切な配給に努める。
- F 避難解除となった場合の避難者の帰宅行動又は避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する。

＊広域避難場所一覧〔資料編資料第 67・P●●〕

(イ) 避難道路等の整備計画

所管	項目	現況	計画
都	避難道路の指定	都は、区内の避難道路として、現在指定を行っていない。	避難圏域の改定に応じて必要な見直しを行う。
建設事務所	避難道路の維持	避難道路に指定されている都道の維持管理に努め、道路破損が生じた場合は、直ちに破損箇所の修理等を行う。	
区災対地域本部	街路消火器の設置	避難道路沿いに、約 100m 間隔で、街路消火器を設置した。	維持管理
	市民消火隊	都は、避難道路沿いに、地域住民により「市民消火隊」を結成させ（昭和 47 年度）、その後（昭和 54 年）区に移管した。	地域の防災区民組織の一員となって、避難路の安全確保に努めるよう働きかける。
東京消防庁・消防署	消防水利の整備	避難道路周辺の火災が延焼拡大すると、避難者は危険な状態に陥ることになる。その安全確保のためこれらの地域には、消防活動の根幹をなす消防水利が必要となる。消防水利の整備については、市街地の変化や地域特性等を踏まえて総合的に推進している。特に、焼失危険度の高い地域や避難道路等の震災対策上重要な地域に対しては、100 m ³ 防火水槽を中心に整備を推進している。	

3 避難所等の管理運営体制の整備等

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	◎災対地域本部 ○ 「避難所運営マニュアル」(各避難所用)作成・管理 ○ 避難所の食料備蓄や必要な資器材、台帳等の管理・整備 ○ 避難所の衛生管理対策の促進(総括) ○ 動物の同行避難の体制整備 ○ 学校災害対策本部との連携 ○ 予備避難所の開設・運用手順の整備
	災対教育部 ○ 災対地域本部への協力 ○ 学校災害対策本部との連携(災対地域本部との連携・協力)
	災対医療衛生部 ○ 動物の同行避難の普及啓発 ○ 都、関係団体等と協力した動物救護体制の整備 ○ 避難所の環境衛生・食品衛生管理対策の促進
	災対医療衛生部 災対地域本部 ○ 避難所における動物受入体制の整備・強化
	災対清掃部 ○ 避難所の衛生管理対策の促進(ごみ、し尿の分別方法、集積所管理方法の周知)

機関名		対策内容
災害対策本部	災対統括部	○ 「避難所運営マニュアル」標準版の作成・更新 ○ 避難所の食料備蓄や必要な資器材、台帳等の整備 ○ 動物の同行避難の体制整備支援
	災対保健福祉部	○ 「福祉避難所（高齢者・障害者・母子）運営マニュアル」の作成・更新
東京消防庁・消防署		○ 避難所の防火安全対策の策定等による区の避難所運営支援
町会・自治会		○ 避難所運営訓練の実施
都生活文化スポーツ局		○ 東京ボランティア・市民活動センターとの連携による都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施など
都福祉局		○ 避難所管理運営指針の改訂に伴う要配慮者に係る指針の改定 ○ 区避難所運営体制整備の支援・情報共有 ○ 避難所の衛生管理対策の推進 ○ 飼養動物の同行避難等に関する区市町村の受入体制等の整備支援 ○ 区市町村、関係団体と協力した動物救護体制の整備 ○ 福祉関係団体の協力によるボランティア派遣体制の確保
都教育庁		○ 「学校危機管理マニュアル」に基づき、避難所指定の学校における避難所の支援に関する運営計画を策定
日赤東京都支部		○ 避難所の環境改善に資する資器材を日赤各地区に配備

（2）詳細な取組み内容

【実施主体】区災対地域本部、区災対教育部、区災対医療衛生部、区災対清掃部、区災対統括部、区災対保健福祉部

① 指定避難所

- 指定避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、事前に「避難所運営マニュアル」を作成する。マニュアルの作成にあたっては、避難所運営マニュアル（標準版）を踏まえ、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等に配慮する。
- 指定避難所における貯水槽、仮設トイレ、簡易トイレ（屋内設置用）、マット、非常用電源、通信機器等のほか、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズにも対応した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等、被災者による情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。
- 避難所内で使用する毛布、シーツ等については、状況に応じて、燃えにくい素材のもの（不燃性・難燃性のある製品、防災品など）を使用するなど、適切な防火対策に努める。

② 予備避難所

- 協定締結団体等との連携を強化し、予備避難所の開設時期や担い手の確保等について具体的な検討・協議を行い、開設・運営手順の早期整備に取り組む。

③ 福祉避難所（高齢者）（障害者）

- 福祉避難所（高齢者）（障害者）用の資器材や介護用品等の備蓄については、広域用防災倉庫に福祉避難所（高齢者）（障害者）用スペースを設けて備蓄に取り組む。また、福

社避難所（高齢者）（障害者）用の医薬品の調達・供給体制を構築する。

④ 福祉避難所（母子）

- 協定締結団体（大学等）との連携を強化し、福祉避難所（母子）運営マニュアル【施設版】整備の早期実現に取り組む。
- 実践的な図上訓練の継続的な実施に取り組む。
- 福祉避難所（母子）の開設・運営について、受入れの優先判断及び施設との情報伝達方法等を検討する。

⑤ 多様性に配慮した視点を踏まえた避難所運営体制

- 避難所の運営において女性の参画を推進するとともに、避難所運営マニュアル（標準版・解説版）に基づき、要配慮者や女性のニーズを踏まえた対応に配慮する。
- 多様性に配慮した視点からの防災対策について、せたがや女性防災コーディネーターを中心とした地域啓発研修等の開催により、年齢、性別、職業等を問わず幅広い層への意識啓発を図る。
- 避難所運営や地域の防災活動への女性の参画推進を図るため、引き続き女性防災コーディネーターの育成を進めるとともに、彼女たちの活動の場を確保するなどのフォローアップに努める。

⑥ 避難所内での感染症防止対策

- 区立小中学校等の防災倉庫に、マスクや手指消毒液等の避難所用感染症対策セットを配備する。

＊避難所用感染症対策セット〔資料編資料第 68 P●●〕

- 避難所となる区立小中学校等においては、体育館以外にも、教室、視聴覚室、ランチルーム等も含めて避難スペースとして活用し、発熱等の症状がある避難者を隔離できる専用スペースや動線を確保する。
- 避難所の開設・運営における感染症等の対策を想定した避難所運営マニュアル別冊感染症対策テキストを作成した。

⑦ 食料・資器材・人的支援の確保

- 地域内の公立小中学校等を指定避難所として指定したときは、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。
- 都に人的あるいは物資の支援を要請する際に、より具体的な内容を伝達できるよう、体制整備を図る。
- 従前の避難所運営委員のみで運営を担うのではなく、避難所への避難者や在宅での避難者にも協力をよびかけるなど、人材の確保に努める。
- 避難所や帰宅困難者支援施設に大容量ポータブル蓄電池を配備した。
- 感染症対策を考慮し、マスク、体温計、消毒用アルコール、石鹸等を避難所の備蓄品として配備した。

⑧ 衛生管理・トイレ等の機能の確保

- 避難所運営委員会の中に衛生管理担当を設置するなど、避難所の衛生管理対策を促進する。
- 避難所や車中泊等の避難者の健康障害の発生防止のための事前の方策を検討する。
- 「避難所運営マニュアル（標準版・解説版）」等を活用し、トイレ等の設置体制・維持

管理方法等に関して周知する。

⑨ 安全の確保

- 避難所運営委員会の中で、防火担当責任者を指定し、避難所の防火安全対策を促進する。
- 避難所において、子どもを見守り、一人にしないなど、子どもの安全を確保する。

⑩ 動物救護体制

- 災害発生時には、飼育動物も多大な被害を受けることから、動物の飼い主に対して、平常時からの飼育動物のしつけや身元の表示、餌・水・常備薬・ケージなどの備蓄について普及啓発を実施する。
- 在宅避難に向けた自宅の耐震化、ペットの預け先の確保等について普及啓発を実施する。
- ペット同行避難訓練を実施している避難所の訓練内容やポイントについて、動画を活用した各避難所への共有や、職員を対象とした獣医師等による研修を実施し、地域及び関係団体、関係所管の対応力の向上を図る。
- 被災動物ボランティアを活用し、避難所におけるペット同行避難の支援、避難所情報の発信、預かりの場の提供等、動物救護活動への協力体制を整備する。
- 全ての避難所運営訓練において、ペットの同行避難場所の確認、避難場所の設営等を順次実施し、実効性を高める。
- 既に災害時協定を締結している東京都獣医師会世田谷支部に加え、東京都動物愛護相談センターや、関係団体と様々な形で災害時における協力体制の強化を図る。

⑪ 情報通信体制

- 避難所には、受け入れた避難者が安否確認や情報収集を行いやすくするため、災害時用公衆電話（特設公衆電話）や Wi-Fi アクセスポイント等の整備のほか、発災時の速やかな設置や利用者の適切な利用への誘導が可能な体制整備に努める。
- 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用安否確認サービス等の使い方を説明できる体制整備に努める。
- 災害対策本部態勢や水防態勢において、職員間における避難所の状況などの情報収集・共有のため、通信用アプリを導入し、出水期におけるの運用体制を整備する。

4 車中泊

（1）対策内容

- 車中泊者発生抑制に向けた普及啓発
- 避難所環境の整備促進
- 大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼に係る普及啓発

（2）詳細な取組み内容

① 都における震災時の車中泊に係る基本的考え方

- 以下の理由により、都内における車中泊は、原則、認めることは困難である。
（理由）
 - ・ 東京都震災対策条例により車両での避難を禁止していること

- ・ 大震災発生時は、人命救助や消火活動等のため、都内では、警視庁から、新たな自動車の乗り出し自粛依頼や、大規模な交通規制が実施されること
- ・ 緊急自動車専用路（警視庁等の交通規制）の対象以外においても、道路上等における駐車が被災者支援等に致命的な影響を与える可能性が大きいこと
- ・ 都内では、オープンスペースは限定的で、発災時における応急活動等の用途が決定している場所が多く存在すること
- ・ エコノミークラス症候群等、健康問題に対する適切な対応に課題があること。

② 車中泊者発生抑制に向けた取り組み

- 発災時の混乱防止に向け、以下の事項について、ホームページや[X（旧ツイッター）](#)、其他媒体等で、予め都民に普及啓発し意識の醸成に努める。
（啓発事項）
 - ・ 東京都震災対策条例の趣旨（車両による避難の禁止）
 - ・ 大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼
 - ・ 緊急輸送道路以外の区道等も避難所支援等に必須の輸送路であり、閉塞すると支援が滞る懸念があること
 - ・ 都内の大規模な公園等は発災時の用途が定められていること
 - ・ 過去の災害においても、車中泊等により健康被害が生じており、健康リスクが存在しうること
- 区においては、多様な避難者が安全に安心して避難生活を送れるよう、平素から避難所環境の整備等に努めていく。

第2 応急対策

1 避難誘導

ここでは、震災時における避難誘導の流れについて記載する。洪水時の避難については、風水害編 第3部「第6章 避難者対策」に記載する。

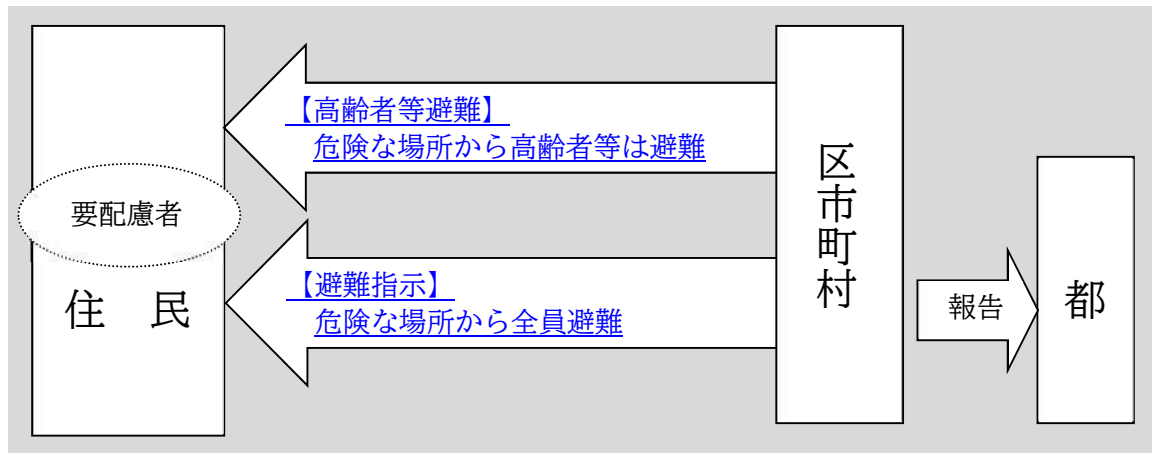
(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対統括部	○ 災害対策基本法に規定する区長の役割 (避難指示等の発令、警戒区域の設定、避難誘導) ○ 都への補完要請 ○ 水防法に基づく立退き指示
	災対地域本部	○ 避難指示等の発令 ○ 区民等への避難誘導 ○ 避難行動要支援者の安否確認等 ○ 避難所等の運用 ○ 水防法に基づく立退き指示
	災対保健福祉部	○ 避難行動要支援者の安否確認等 ○ 要配慮者に関する情報収集
警視庁・警察署		○ 警察官を配置し、区及び関係機関と連携して、次の措置をとる。 ① 避難状況の把握 ② 避難場所の秩序保持 ③ 被害情報の収集と広報活動 ④ 行方不明者の把握 ⑤ 相談所の開設等による相談等の受理 ○ (区長が避難指示できない場合) 警察官による避難指示 ○ 区民の避難誘導
東京消防庁・消防署		○ 災害の進展等により、区民を避難させる必要がある場合の区への通報 ○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における関係機関と連携した避難指示等及びその後の区への通報 ○ 被災状況を勘案し、必要な情報を区、関係機関に通報 ○ 避難指示等の伝達
京王電鉄		○ 駅構内及び列車内の旅客に対する避難誘導 ○ 利用者への避難方法の周知徹底
小田急電鉄		○ 駅構内及び列車内の旅客に対する避難誘導(放送・掲示・チラシ配布)
東急電鉄		○ 駅構内及び列車内の旅客に対する避難誘導(放送・掲示・チラシ配布・マニュアル作成)

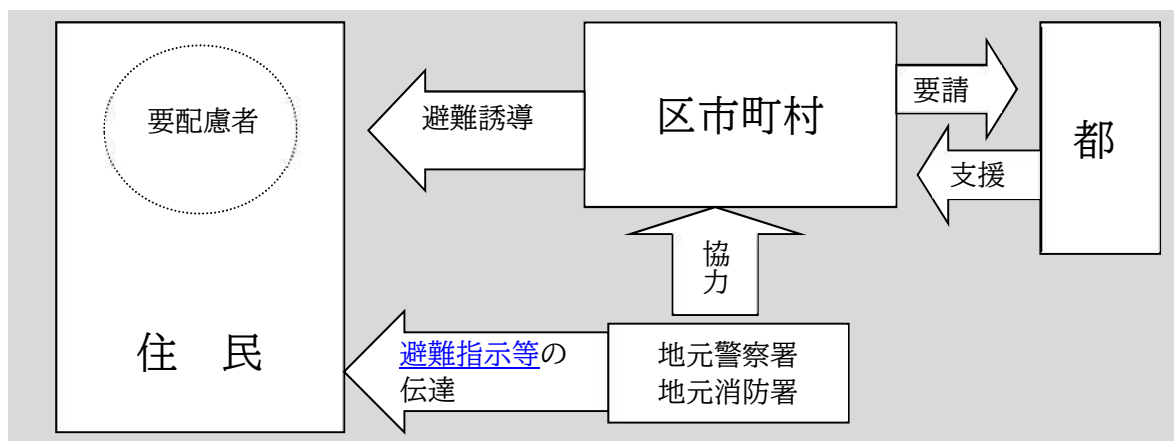
機関名	対策内容
避難支援者	○ 避難支援者は、自らの安全を確認したうえで、災害時助け合いネットワーク等で、日頃から把握している避難行動要支援者について、安否確認や避難支援に努める。
都本部	○ 災害対策基本法に規定する知事の役割 (応急措置、区市町村の代行(避難指示、応急措置)) ○ 区市町村からの要請に関する都関係各局との連絡調整・区の補完
都関係各局	○ 区市町村からの要請対応
都福祉局	○ 要配慮者に関する区市町村及び近隣縣市等との連絡調整
都建設局	○ 地すべり等防止法に基づく避難指示 ○ 水防法に基づく 立退き 指示

(2) 業務手順

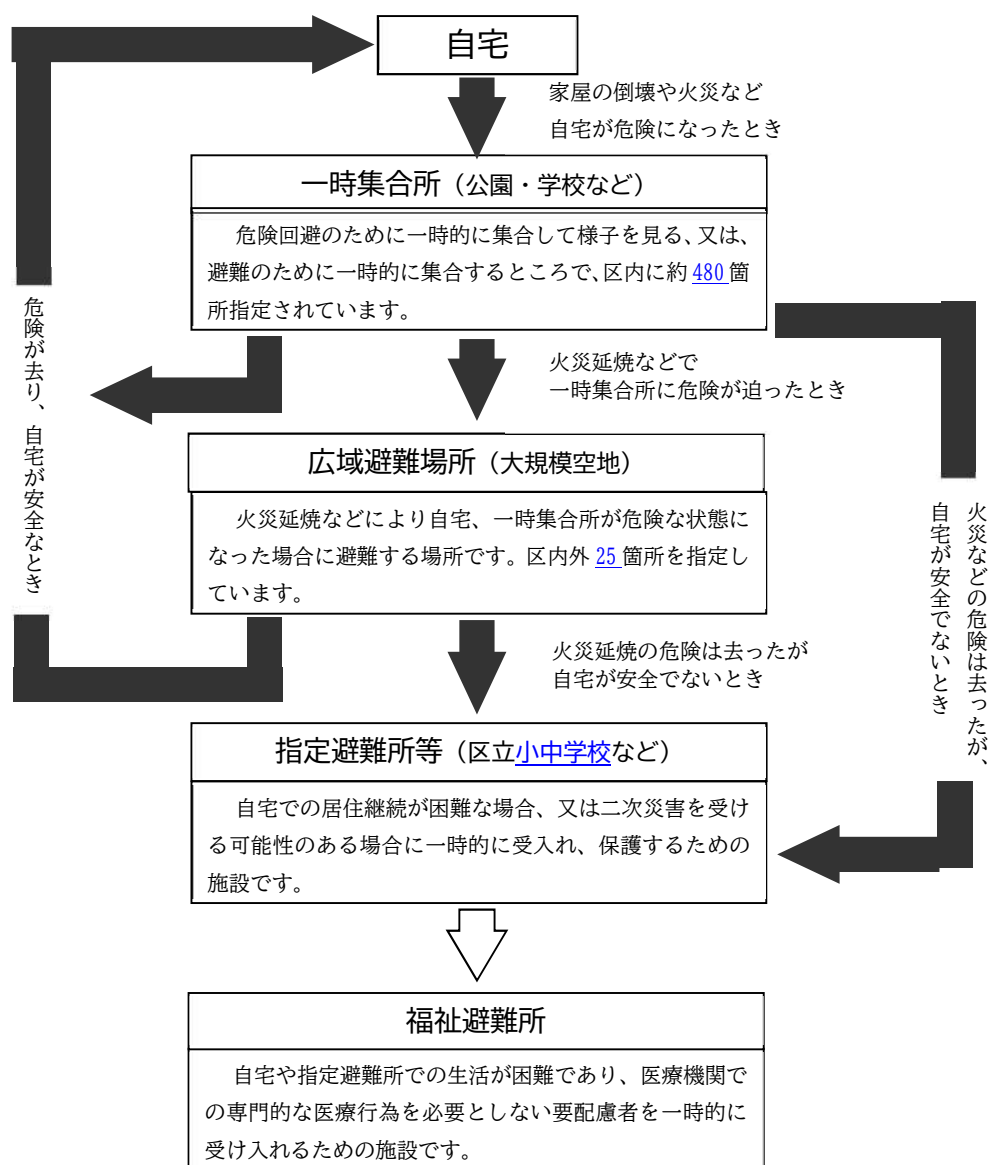
〔[高齢者等避難・避難指示](#)〕



〔避難誘導〕



〔避難の流れ〕



(3) 詳細な取り組み内容

[避難指示等](#)により立退き避難が必要な居住者等に求める行動については、風水害編第3部第6章「避難者対策」に記載する。

① [避難指示等](#)

【実施主体】区災対統括部、区災対地域本部

○ [避難指示等](#)

ア 区内において危険が切迫した場合には、区長は警察署長及び消防署長と協議の上、[対象地域、対象者](#)及び避難先を定めて[避難を指示](#)する。[避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、緊急を要するときは、近傍の堅固な建物への退避等の緊急に安全を確保するための措置を指示する。](#)

- イ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命身体を保護するために必要があると認められるときには、区長は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限もしくは禁止し、又は退去を命ずる。
- ウ 平常時から、地域又は町会・自治会単位で、避難時における集団の形成の状況、避難行動要支援者の避難支援の態勢について地域の実情を把握するよう努める。

② 避難誘導

【実施主体】区災対統括部、区災対地域本部、区災対保健福祉部、区災対教育部

- 協力要請
区は、[避難指示等](#)を決定したときは、速やかに警視庁・警察署・東京消防庁・消防署等関係機関に対して避難誘導に関する協力を要請する。
- [避難指示等](#)による避難
[避難指示等を発令し](#)た場合、集団を形成し、警視庁・警察署及び東京消防庁・消防署等の協力を得て、避難誘導を行う。
 - ・ 防災区民組織や町会・自治会、事業所等においては、組織単位ごとに集団を形成し、あらかじめ指定してある一時集合所に避難者を集合させる。
 - ・ その後、防災区民組織の班長や事業所の管理者等各組織のリーダーを中心に集団を編成し、延焼等により被害の拡大が予想される場合は、[避難場所](#)等に避難する。
- 避難行動要支援者の支援
避難支援者は自らの安全を確認したうえで、災害時助け合いネットワーク等で、日頃から把握している避難行動要支援者について、安否確認や避難支援に努める。
- 区が[避難指示等を発令する](#)いとまがない場合
区が[避難指示等を発令する](#)いとまがない場合の区民の避難について、あらかじめ地域各組織の実情に応じて、発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。
- [区立](#)小中学校、保育園等での避難
区立小中学校・保育園・幼稚園・児童館等においては、震災の状況に応じ、校（園・館）長以下各職員により、生徒、児童等の避難誘導、保護に努める。

【実施主体】警視庁・警察署

- 自主的避難
発災直後は、町会・自治会、事業所等のリーダーを中心に編成したグループで、一時集合所等に集合した後、指定された避難場所等への自主避難とする。
この場合、避難道路、主要交差点に警察官を配置して、避難誘導にあたる。
- [避難指示等](#)による避難
区長による[避難指示等](#)があった場合等は、できる限り必要な部隊を編成派遣し、避難地域の責任者、管理者等のリーダーと緊密に連携して避難誘導にあたる。
- 避難行動要支援者の避難
高齢者、障害者等の避難行動要支援者に対しては、優先して避難誘導を行うものとし、この場合は、家族、近隣住民、町会・自治会等のリーダーが相互に連携協力して避

難誘導に当たる。

- 避難誘導上の留意事項
 - ア 自動車による避難は中止させる。
 - イ 家財等の持ち出しは中止させる。
 - ウ 避難時の携行品は必要最小限に止めさせる。
 - エ 避難は、努めて町会・自治会、事業所等の組織を単位とし、リーダーを中心に統制ある行動を取るよう指導する。
- 避難誘導に当たっては、現場での個別広報のほか、ヘリコプターによる上空からの広報活動を行う。
- 火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置する。
- 現場の警察官は、危険が切迫し、特に急を要すると認めるときは、警察官職務執行法に基づく避難等の措置をとる。

【実施主体】東京消防庁・消防署

- 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報
- 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまがない場合における避難の指示等及びその後の区への通報
- 避難指示等が発令された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を区、関係機関に通報する。
- 避難指示等が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車やヘリコプターの活用等により避難指示等の伝達を行う。
- 避難指示等が発令された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。

【実施主体】消防団

- 避難のための指示が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。

2 避難所の開設・管理運営

災害により現に被害を受け、住居等を喪失するなど引き続き救助を要するものについては、避難所を開設し、応急的な食料等の配付を行う。

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対地域本部	○ 避難所の開設・管理運営 ○ 避難所の運営等対策 ○ 避難所が不足する場合、受入場所・施設を開設 ○ 食料・生活必需品等の供給 ○ 避難所におけるトイレ機能の確保 ○ 区民への情報提供 ○ 避難所における防火安全性の確保 ○ 福祉避難所（高齢者）（障害者）（母子）の開設・運営支援 ○ 公衆浴場の確保 ○ 避難住民に対する健康相談
	災対教育部	○ 災対地域本部への協力 ○ 学校災害対策本部との連携（災対地域本部との連携・協力） ○ 避難所における防火安全の支援
	◎災対保健福祉部	○ 福祉避難所（高齢者）（障害者）（母子）の開設・管理運営
	災対物資管理部	○ 食料・生活必需品等の供給
	災対医療衛生部	○ 避難住民に対する健康相談の支援 ○ 飲料水等・食品の衛生的な取扱指導・安全の確保 ○ 公衆浴場の衛生管理 ○ 感染症予防・拡大防止対策 ○ <u>避難所の衛生管理対策（総括）</u>
	災対財政・広報部	○ 区民への情報提供
	災対清掃部	○ 避難所の衛生管理対策（<u>ごみ、し尿の分別方法、集積所管理方法の周知</u>）
警視庁・警察署		○ 避難状況の把握 ○ 避難所の秩序保持 ○ 被害情報の収集と広報活動 ○ 行方不明者の把握 ○ 相談所の開設等による相談等の受理
避難所運営委員会		○ 避難所の開設・管理運営
都本部		○ 必要な避難所等確保のための区市町村支援
都財務局		○ 野外受入施設の開設に向けたテントの調達
<u>都福祉局</u>		○ DIS による避難所及び福祉避難所（高齢者）（障害者）開設状況の把握・国への報告 ○ 避難所管理運営に関する支援

機関名	対策内容
	○ <u>避難所・福祉避難所・社会福祉施設</u>等への福祉専門職派遣による運営支援 ○ 野外受入施設設置に必要な資材に関する連絡調整 ○ 避難住民に対する食品の衛生的な取扱指導 ○ 生活必需品等の配分について区市町村から要請があった場合、都総務局・日赤東京都支部に対して応援要請等の措置を講じる。
<u>都保健医療局</u>	○ <u>区市町村の衛生管理対策支援</u> ○ <u>保健医療福祉調整本部としての位置づけの下、保健医療活動の総合調整を図る。</u>
都教育庁	○ 都立学校に避難所を開設する場合の避難所運営協力の支援 ○ 学校危機管理マニュアル等に基づく、避難所の開設・管理運営への協力
<u>日赤東京都支部</u>	○ <u>日赤各地区からの申請により、避難住民に対して災害救援物資を配分</u> ○ <u>避難住民に対するこころのケアを実施</u>

(2) 詳細な取組み内容

① 指定避難所の開設等

【実施主体】区災対地域本部、区災対教育部、避難所運営委員会

ア 指定避難所の開設

- 発災直後においては、避難所運営組織を中心として、指定避難所の開設を行う。
- 指定避難所の開設に当たっては、その開設の判断を含めて、区本部と避難所運営委員会、学校災害対策本部が十分な調整を図りながら行うものとする。ただし、災害の発生状況により十分な調整が取れない時は、避難所運営委員会が指定避難所を開設することができる。
- 指定避難所の統括管理責任者は、指定避難所の属する地域の災対地域本部長（総合支所長）とする。
- ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得られるよう努めるとともに、必要に応じて、他の地方公共団体に対して協力を求める。
- 指定避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。
- 避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数及び開設予定期間等を速やかに、都福祉局及び地元警察署、消防署等関係機関に報告する。都への報告は、原則として都災害情報システム（DIS）への入力等により行う。なお、個別の連絡調整については、都防災行政無線で行う。
- 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

*避難所運営マニュアル（区災害対策課、総合支所、学校、避難所運営委員会）

イ 指定避難所の管理運営

- 避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、事前に管理運営の基準や方法を定めておく。
- 指定避難所の運営に当たっては、学校災害対策本部の協力を得て、学校教育機能

と十分な調整を図りながら行う。

- 避難所の管理責任者は、避難所運営委員会の中で、防火担当責任者を指定し、防火安全対策を講じる。
- 区災害対策課、総合支所、学校、避難所運営委員会は連携のうえ、学校施設の利用計画及び指定避難所の管理運営等の策定手順を示すマニュアルとして、避難所ごとに避難所運営マニュアルを作成する。
- 屋内施設への受入れは、乳幼児・高齢者・障害者・妊産婦等の要配慮者を優先する。
- 学校長は教職員の役割分担、初動態勢等、学校災害対策本部としての計画をあらかじめ策定し、指定避難所の管理運営について、協力・支援を行う。
- 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報紙の発行、特設公衆電話、Wi-Fi 環境、FAX 等の整備、SNS での情報発信を行う。被災者の特性に応じた情報提供手段をとるものとする。
- 原則として犬、猫等の小動物（避難者に危害を及ぼさない小動物等）の同行避難の受入れを行う。
- 避難所ごとにボランティアマッチングサテライトを開設し、避難所でのボランティアニーズを把握する。
- 区ボランティアマッチングセンター等を通じて、避難所で活動するボランティアを派遣する。（第2部第2章第3節第2「5 ボランティアとの連携」参照）

ウ 避難者の把握

- 区民の避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況を把握する。
- 避難所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、必要な措置について配慮するとともに、都等へ報告を行う。

② 福祉避難所（高齢者）（障害者）の開設等

【実施主体】区災対保健福祉部、区災対地域本部

ア 福祉避難所（高齢者）（障害者）の開設

- 福祉避難所（高齢者）（障害者）の開設に当たっては、当該施設管理者との調整を十分に図りながら行うものとする。
- 福祉避難所（高齢者）（障害者）を開設した場合は、管理責任者を置く。
- 福祉避難所（高齢者）（障害者）を開設した場合は、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間を、速やかに所定の様式により都知事（都福祉局）及び所轄の警察署、消防署等関係機関に連絡する。

イ 福祉避難所（高齢者）（障害者）の管理運営

- 福祉避難所（高齢者）（障害者）の管理運営については、民間及び公的社会福祉施設も含めて、社会福祉施設、その他の公共施設等の施設の設置目的、位置、構造、規模等の概況、災害時における他目的の利用計画の有無、法人の協力体制等に応じて、施設ごとに福祉避難所（高齢者）（障害者）機能を明確化して、各々の運営体制を整

備する。

- 基本的な運営方式については、各々の施設設置者又は管理者との相互協力協定に定めることとし、具体的な開設及び運営の具体的手順等については、課題別に協議し災害時の運用マニュアルを作成する。
- また、福祉避難所（高齢者）（障害者）の運営は、要配慮者の特性に応じた支援が必要であり、指定避難所等から福祉避難所（高齢者）（障害者）への移送手段についても確保する。
- 福祉避難所（高齢者）（障害者）の運営に必要な物品・資器材及び食料・飲料水等については、多様な手段・方式を用いて、必要な物資等を調達する。
 - （ア）専門業者等との優先供給協定（福祉用具等）
 - （イ）民間協力団体等との相互協力協定（介護・看護等に要する資器材、食料等）
 - （ウ）周辺の[広域用防災倉庫](#)の活用

＊災害時における介護用品等の供給に関する協定〔資料編資料協定第39・P●●〕

- 福祉避難所（高齢者）（障害者）への移送手段を確保するため、高齢者や障害者の移送に携わっている事業者や団体等との連携など、移送の担い手の拡充を図る。
- 社会福祉士や介護福祉士等の資格を有する専門ボランティアや他自治体からの応援職員について、円滑な受入れや効率的な配置等を行えるよう、体制整備を図る。
- 福祉避難所等において運営に支障を来している場合、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。派遣を受けた場合、福祉専門職員の福祉避難所等への派遣調整を行う。

ウ 福祉避難所（高齢者）（障害者）の受入判断

- 福祉避難所（高齢者）（障害者）での受入れが必要となる要配慮者の優先判断を行うため、所定の利用シートを作成する。利用シートの作成は、区の職員が行うほか、緊急の場合には福祉避難所（高齢者）（障害者）協定施設の職員も作成することを可能とする。
- 区は、福祉避難所（高齢者）（障害者）での受入れを必要とする要配慮者を把握した場合は、利用シートに基づき、受入れの優先判断を行う。なお、福祉避難所（高齢者）（障害者）協定施設では、近隣の要配慮者から避難所の提供を求められる場合が想定される。そのため、協定施設は利用シートを作成した上で、一定の要件を満たしている場合には、福祉避難所（高齢者）（障害者）の管理責任者が緊急的な受入れを判断することを可能とする。

③ 福祉避難所（母子）の開設等

【実施主体】区対保健福祉部、区対地域本部

ア 福祉避難所（母子）の開設

- 福祉避難所（母子）の開設に当たっては、当該施設管理者との調整を十分に図りながら行うものとする。
- 福祉避難所（母子）の開設を決定した場合は、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに所定の様式により都知事（[都福祉局](#)）及び所轄の警察署、消防署等関係機関等に連絡する。

イ 福祉避難所（母子）の管理運営

- 福祉避難所（母子）の管理運営については、施設の設置目的、位置、構造、規模等の概況、災害時における他目的の利用計画の有無、法人の協力体制等に応じて、施設ごとに福祉避難所（母子）機能を明確化して、各々の運営体制を整備する。
- 具体的な開設及び運営の具体的手順等については、各々の施設設置者又は管理者と課題別に協議し、福祉避難所（母子）運営マニュアル【施設版】を作成する。
- 福祉避難所（母子）の運営に必要な物品・資器材及び食料・飲料水等については、多様な手段・方式を用いて、必要な物資等を調達する。

ウ 福祉避難所（母子）の受入判断

- 各指定避難所にて、受け入れ要件に該当する避難者について情報収集を行い、各地域本部から集まった情報をもとに、災対保健福祉部で受入れの優先判断を行い、入所者を決定する。

④ 多様性に配慮した視点を踏まえた避難所運営体制の確立

【実施主体】区災対地域本部、避難所運営委員会

- 避難所の管理運営にあたっては、女性の参画の推進及び学校教育機能の確保に努めるとともに、男女に配慮した着替え場所や授乳場所の確保、生理用品や女性用下着などの女性による配布、筆記具の準備をはじめ音声による伝達ややさしい日本語・ピクトグラム等の活用など障害の状況に応じた柔軟な情報提供、高齢者や障害者に配慮した避難所における安全性の確保など、多様性への配慮に留意し、被災者の生活環境を良好に保つよう努める。
- 女性や子ども、要配慮者などの避難生活におけるニーズの把握や環境整備のための手法を検討する。
- 被災により、女性が様々な不安や悩み、ストレスを抱えることや、女性に対する暴力等が懸念されることから、男女共同参画センター“らぷらす”が平常時から行っている男女共同参画の視点からの相談等の業務を迅速に復旧し、被災女性に対する相談窓口を設置し、情報提供することで、被災女性等の心身のケアに努める。
- 必要な人が必要な支給物品を、プライバシーを守って受け取れるように配慮する。

⑤ 感染症防止対策を踏まえた避難所運営体制の確立

- 避難所運営委員会は、区が発行する避難所運営マニュアル別冊感染症対策テキストを参考に、避難所の衛生状態を常に良好に保つとともに、避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染防止対策を徹底し、避難所内の十分な換気に努める。
- 発熱や咳等の症状がある避難者がマスクを所持していない場合は、備蓄しているマスクを配付する。
- 一般の避難者と咳や発熱の症状がある者との避難区域を分けるとともに、トイレや手洗い等までの動線についても重複しないよう設定する。
- 避難所内で感染者が発生した場合は、平常時と同様に、保健所に報告し、指示を受け、搬送、隔離、消毒を実施する。

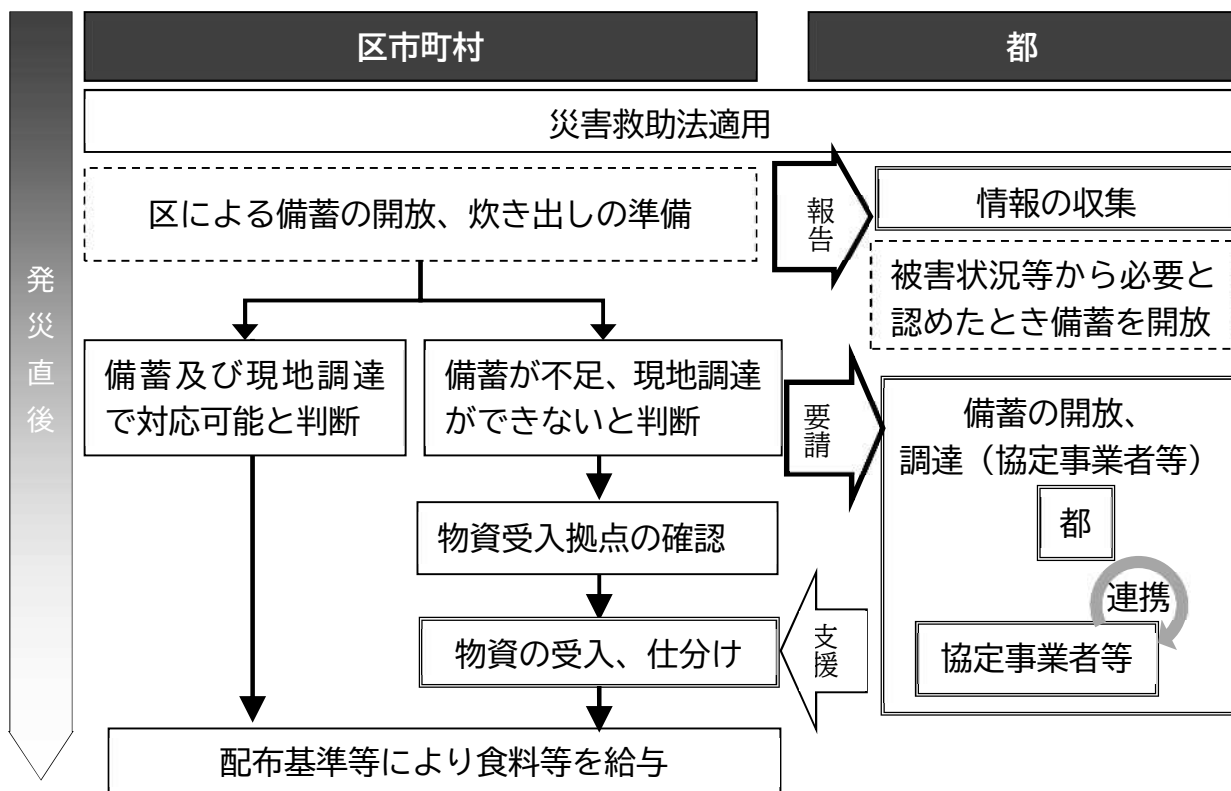
⑥ 食料・生活必需品等の供給・貸与

【実施主体】区災対地域本部、区災対物資管理部

- 被災者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与は、区が開設する避難所等において、災害救助法に定める基準に従って行う。
- 炊き出し等の体制が整うまでの間は、都及び区の備蓄又は調達する食料等を支給する。
- 被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。
- この基準により難しい事情がある場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を得て定める。

⑦ 避難所における物資供給のスキーム

【実施主体】区、都



⑧ 飲料水等の安全確保

【実施主体】区災対医療衛生部、[都福祉局](#)

- 区は、避難所での飲料水の安全を確保するため、必要に応じて飲用に供する水の消毒を行う。
- 区は、衛生指導班を編成し、避難所における飲み水の安全確保や避難所の環境整備に対応する。衛生指導班は、それ以後の消毒について、消毒の確認を行うとともに、

区民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を区民に指導する。

- 衛生指導班は、以下の活動を行う。
 - ・ 飲料水が塩素で消毒されているかの確認
 - ・ 区民（避難所管理者等）への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布
 - ・ 区民（避難所管理者等）への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導
 - ・ 避難所の衛生状態を調査
 - ・ 室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導
 - ・ トイレ・ごみ保管場所の適正管理、ハエや蚊の防除方法についての助言・指導

⑨ 食品の安全確保

【実施主体】区災対医療衛生部

- 区は、衛生指導班を編成し、食品の安全を確保する。
 - ・ 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保
 - ・ 食品集積所の衛生確保
 - ・ 避難所の食品衛生指導
 - ・ その他食品に起因する危害発生の防止
 - ・ 食中毒発生時の対応
- 避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。
 - ・ 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立
 - ・ 食品の衛生確保、日付管理等の徹底
 - ・ 手洗いの励行
 - ・ 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
 - ・ 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
 - ・ 情報提供
 - ・ 殺菌、消毒剤の適切な使用
 - ・ 乳幼児、高齢者などの食事の特性に応じた衛生指導

⑩ トイレ機能の確保

【実施主体】区災対地域本部

- 被災後、断水した場合には、学校のプール、雨水貯留槽等で確保した水を使用し、機能の回復を図る。
- 都内では、し尿収集車両の保有台数が極めて少ないことから、区は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用し、対応する。
- 発災後4日目から、区は、し尿の収集・運搬を開始するため、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。
- 携帯用トイレ等の備蓄分が不足した場合には、区は都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。
- トイレは男女別だけではなく、多様性の視点に配慮し、だれでも使用できるトイレ

も設置等する。

⑪ 衛生管理対策

【実施主体】区災対医療衛生部、区災対清掃部

- ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。
- 衛生管理等にアセスメントシート※を使用する。（※災害時に避難所等の衛生管理を図るため、要配慮者人数や体調不良者の症状を記録するための票）
- インフルエンザ等の感染症予防（[手洗い等](#)）の励行を避難住民に周知するとともに、患者発生時の感染拡大防止対策を実施する。

⑫ 健康相談等

【実施主体】区災対地域本部、区災対医療衛生部、区災対保健福祉部

- 区は、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる医療衛生班を編成し、避難所における健康相談、その他必要な保健活動を行う。
- 避難の長期化等必要に応じて、避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態及び医師や看護師等による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講じるよう努める。また、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみの処理状況など、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- 要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、滞在スペースを作る。要配慮者の特性や個々の状態、ニーズを把握し、必要に応じ福祉避難所（高齢者）（障害者）への移送、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を行うものとする。
- 世田谷区介護サービスネットワークと連携し、避難所への提供可能な訪問サービスを把握し、訪問サービスの提供を要請する。
- 避難所や車中泊等で長期にわたる不自由な避難生活により、心身の健康に様々な影響を及ぼす可能性があることから、健康障害の発生防止のための啓発を行う。

⑬ 公衆浴場等の確保・衛生管理

【実施主体】区災対地域本部、区災対医療衛生部

- 区は、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。
- 避難住民に対してその情報を提供するとともに、浴場等の確保に努め避難所の衛生管理を支援する。

3 車中泊

(1) 対策内容と役割分担

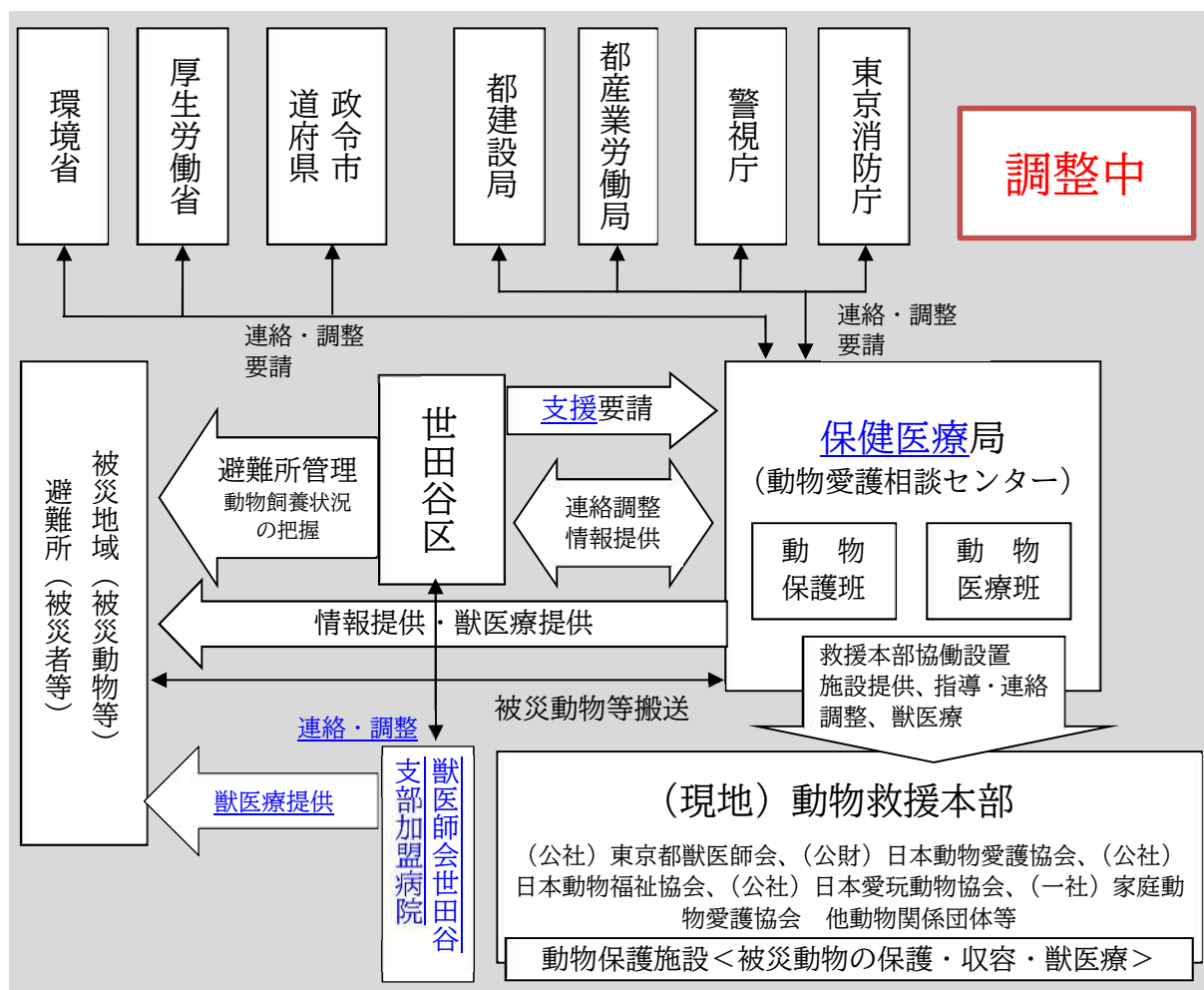
機関名		対策内容
区	災対地域本部	○ 車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ○ 避難所環境の整備促進 ○ 車中泊者等の状況把握及び都福祉局への報告 ○ 避難所に来訪できない車中泊者への必要に応じた支援（エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発等）
警視庁		○ 大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼に係る普及啓発
都本部		○ 車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ○ 車中泊者等に関する区市町村への情報提供 ○ 必要な避難所確保のための区市町村支援（再掲）
都福祉局		○ 車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ○ 車中泊者等の情報収集（区市町村） ○ 避難所管理運営に関する支援（再掲）

4 動物救護

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎ 災対医療衛生部	○ 避難所等における動物の適正飼養の指導等 ○ 避難所等における動物の飼養状況の把握、都・関係団体への情報提供 ○ 地域及び関係団体、関係所管との連携強化及び普及啓発
	災対地域本部	○ 同行避難動物の飼養場所等の確保
都保健医療局		○ 被災動物の保護 ○ 関係団体等との連絡調整 ○ 関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置 ○ 避難所等における動物の適正飼養の指導等

(2) 業務手順



(3) 詳細な取組み内容

【実施主体】区災対医療衛生部

災害に備え、ペットに関する在宅避難の啓発を避難所運営訓練や犬のしつけ方、講演等、あらゆる機会を通じ発信し、在宅避難の取組みを進めるが、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じること及び、ペットが飼い主とともに避難所に同行避難してくることが想定される。区は動物愛護の観点及び放し飼い状態の動物による区民への危害発生を防ぐため、動物救護体制の整備を図っていく。

* 災害時の動物救護活動についての協定書〔資料編資料協定第51・P●●〕

① 動物救護体制の整備

- 区は、東京都動物愛護相談センターを通じてペット災害支援協議会に災害時のペットの餌等の支援を要請する。
- 事前に登録された被災動物ボランティアが避難所における同行避難に対する支援、避難所情報の発信、預かりの場の提供を行う。

② 動物救護活動の実施

- 区は、災害状況に応じ動物の医療救護の必要を認めた場合は、東京都獣医師会世田谷支部に動物救護活動の実施を要請する。

動物救護活動の実施場所は、東京都獣医師会世田谷支部の保有する動物病院内等に設置する。

- 区は、都が関係団体等と協力して負傷又は放し飼い状態の被災動物を保護することに協力する。危険動物の逸走時において関係機関との情報連絡、被災者の救助体制を構築し対応する。

【実施主体】区災対地域本部

③ 避難所での受入れ

- 原則として、犬、猫等の小動物（避難者に危害を及ぼさない小動物）の同行避難を行う。
- 飼育動物の同行避難を含めた対応については、地域及び関係団体、関係所管との連携強化を図る。
- 開設した避難所に、動物の飼養場所を避難所施設に応じて確保する。避難所内に同行避難動物の飼養場所を確保することが困難な場合は、近接した避難スペース等に飼養場所を確保する。

5 ボランティアの受入れ

（1）対策内容と役割分担

避難所の運営におけるボランティアの受入れについて、必要な流れを示す。

機関名		対策内容
区	◎ 災 対 保 健 福 祉 部	○ 「避難所管理運営の指針」に基づいたマニュアル等の業務手順によるボランティアの派遣要請及び受入れ ○ 区ボランティアマッチングセンターにおいて、必要なボランティアを派遣 ○ 円滑な避難所運営の実施のため、ボランティア・区民活動団体等と連携
	都生活文化 スポーツ 局	○ 東京ボランティア・市民活動センターと協働で、都災害ボランティアセンターを設置・運営し、区市町村災害ボランティアセンターや市民活動団体等を支援 ○ 都防災（語学）ボランティアを派遣
	都福祉局	○ 福祉関係団体等の協力によるボランティア派遣について、区市町村に対する広域的支援

（2）業務手順・取組み内容

【実施主体】区災対保健福祉部

- 「避難所管理運営の指針」に基づいたマニュアル等の業務手順により、ボランティアを受入れる。
- 区ボランティアマッチングセンター [（区内5箇所の大学）](#) を通じて、避難所で活動す

るボランティアを派遣する。

- 円滑な避難所運営の実施のため、ボランティア・区民活動団体等との連携を図る。
- ボランティア等と連携した要配慮者対策は、次のとおりである。
 - ア 介護、看護など専門的な職種である他の自治体からの応援職員について、受入れ及び従事の体制の整備を図る。
 - イ 福祉避難所（高齢者）（障害者）（母子）等において、施設職員との調整を行った上でボランティアと連携した介護、看護等の活動を行う。
 - ウ 区は、日常保健福祉に従事しているボランティアの人たちが、災害時にも十分な力を発揮できる体制をつくるため、ボランティア団体、社会福祉施設等と連携・調整する。

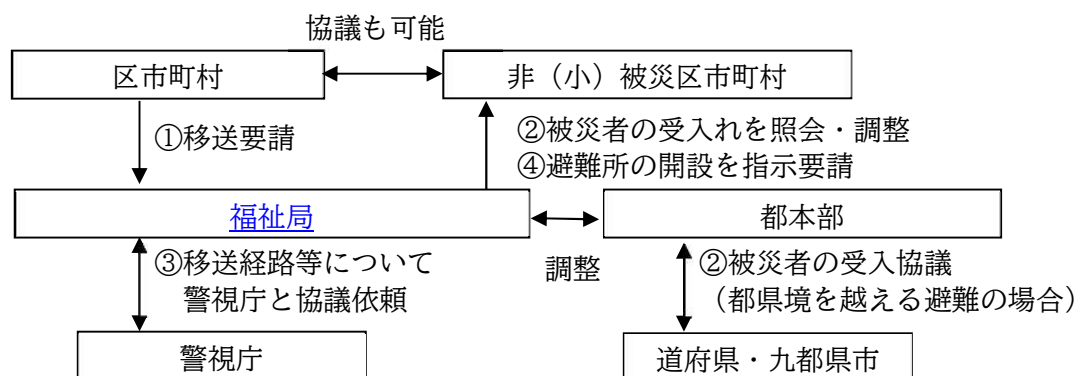
6 被災者の他地区への移送

（１）対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○ 人員・救急物資等の輸送（被災地側） ・ 移送について知事（都福祉局）に要請 ・ 移送先における避難所管理者を決定し、移送先へ派遣 ・ 避難所運営への積極的な協力 （受入側） ・ 受入態勢を整備 ・ 移送後の避難所運営
都本部	○ 都県境を越える避難についての調整
都福祉局	○ 被災者の移送先の決定 ○ 移送先の区市町村との調整 ○ 被災者の移送方法を決定、移送手段の確保 ○ 区市町村による要配慮者等の移送支援

（２）業務手順

〔移送先の決定〕



※ なお、移送に伴う車両の調達については、第2部第10章第3節第2「6 輸送車両の確保」を参照

(3) 詳細な取り組み内容

① 被災者の他地区への移送

【実施主体】区災対統括部

- 区長は、区の避難所に被災者を受入れることが困難な時は、被災者の他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地区又は隣接県）への移送について、知事（[都福祉局](#)）に要請する。
- 被災者の他区市町村への移送を要請した区長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するよう努める。
- 都知事から他区市町村の被災者の受入れを指示されたときは、直ちに避難所を開設し受入態勢を整備し、避難所の運営に協力する。
- 移送された被災者の避難所の運営は、原則として受入側の区市町村が行い、移送元の区市町村は運営に積極的に協力する。
- 移送に要する資材、輸送方法等については、あらかじめ整備しておく。
- 避難行動要支援者の広域避難については、他区市町村の福祉避難所（高齢者）（障害者）（母子）への避難の要請等について、あらかじめ検討しておく。

② 人員・救急物資等の輸送

【実施主体】区災対物資管理部

災害時における被災者の避難、傷病者の収容並びに隔離、災害応急救助従事職員の派遣、応急対策用資材、生活必需品等物資の輸送などについて、関係機関と密接な連絡を図り、迅速かつ的確な輸送体制を確保する。

ア 輸送方法

輸送方法は、災害の状況、輸送物資等の種類・数量・交通路の状況等により次の方法のうち最も適切な方法により行う。

- (ア) 車両による輸送 (イ) 船舶による輸送
- (ウ) 航空機による輸送 (エ) 人力による輸送

イ 人員の輸送

これらの輸送については、災害の状況等を十分考慮し、関係機関と密接な連絡をとりながら実施する。

第10章

物流・備蓄・輸送対策の推進

本章における対策の基本的考え方

○ 物流・備蓄・輸送対策における基本的考え方

災害により平常時の市場流通機能が被害を受けた場合でも、避難者の生命を守るため、食料・水・毛布等の生活必需品を確保するとともに、その物資を迅速かつ的確に避難者へ供給する必要がある。

本章では、物資の備蓄及び調達、区防災倉庫・地域内輸送拠点、車両等輸送手段の確保及び円滑な搬送の実施体制等についての対策を示す。

第10章 物流・備

第1節 現在の到達状況

- 都と区を合わせて、おおむね3日分の食料を確保（4日目からは、調達物資（炊き出し等）での対応を想定）
- 被災乳幼児（2歳未満）用の調整粉乳等はおおむね7日分以上確保
- 区防災倉庫111か所（避難所運営用防災倉庫95か所、広域用防災倉庫16か所）を整備（令和2年4月現在）
- 地域内輸送拠点（ヤマト運輸（株）成城二運動場を指）
- 車両・燃料等

第2節

- 3日以上の物資途絶のお
- 避難者の多様なニーズに
- 応急給水による飲料水等域等への対応
- 区防災倉庫及び地域内輸率的な運営体制の検討
- 輸送ルート、輸送手段、在庫管理等の検討

最終版で修正

第4節 到達目標

- 3日分の物資の確保と強固な調達体制の構築
- 支援物資の荷さばき機能の強化

第5節 具

地震前の行動（予防対策）

○ 飲料水・食料・生活必需品等の確保

- 給水拠点の整備、多様な応急給水への取組
- 分散備蓄等により3日分の物資の確保
- 区民等による物資の備蓄について意識向上
- 協定先、協力行政機関との連絡体制の整備

○ 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

- 区防災倉庫の設置及び備蓄物資管理
- 必要な物品の備蓄

○ 輸送体制の整備等

- 物流事業者等と連携した陸上輸送体制の整備
- 都と連携した空路輸送体制の整備
- 災害応急対策等に使用する車両の事前届出
- 災害応急対策に必要な燃料の確保体制の確立

地震直後の行動（応急対

○ 飲料水・食料・生活

- 応急給水の実施
- 備蓄物資を被災者へ給
- 物資調達計画の策定、
- 協定締結先等からの支

○ 輸送手段の確保

- 必要な車両等の調達・
- 燃料供給等の要請

○ 物資の輸送

- 区の集積地・広域用防
- 災害時協力協定先や都

蓄・輸送対策の推進

課題

それ
対応する必要
の確保、給水拠点が遠い地
送拠点における災害時の効
荷受け・荷さばき、物資の

第3節 対策の方向性

- 発災後3日分は、原則として区内で食料・生活必需品等を確保
- 都や協定先事業者等との連携強化による物資調達体制の拡充
- 受水槽・消火栓等の活用による多面的な飲料水の確保、自助・共助による応急給水実施の支援
- 備蓄量の増加と調達先の拡大
- 区防災倉庫及び地域内輸送拠点における効率的な運営体制の構築

速化及び円滑な

最終版で修正

○物流事業者等と連携した円滑な物資輸送体制の構築

体的な取組

対策) 発災後72時間以内

地震後の行動(復旧対策) 発災後1週間目途

必需品等の支給

貸) 与

調達要請

支援物資の調達

○ 飲料水・食料・生活必需品等の安定供給

飲料水の消毒、生活用水の確保

変化していく被災者ニーズへの対応

炊き出しによる被災者への給与

調整、ヘリコプターの要請

災害倉庫等から避難所等へ物資を輸送

への物資を輸送調整

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第1節 現在の到達状況と課題

1 食料・水・生活必需品等の確保

区と都は、避難者用に、ビスケット、[アルファ米](#)などの食料、調製粉乳のほか、毛布、肌着、敷物、[携帯トイレ](#)、紙おむつ、生理用品、[ストーマ器具](#)、[感染症対策に必要な物資等](#)の生活必需品を備蓄するとともに、食料や生活必需品等物資の調達について、あらかじめ物販事業者や[協定締結](#)団体等に協力を依頼している。

また、都は、震災時の飲料水等を確保するため、居住場所からおおむね半径2kmの距離内に1箇所の災害時給水ステーション（給水拠点）を整備している。区は震災時の飲料水等を確保するため、区立小中学校等に応急給水資器材等を設置している。

- 都と区を合わせて、おおむね3日分の食料の[調達](#)（4日目からは、国・他道府県等から[の支援物資](#)や物販事業者（小売事業者等）からの調達物資（炊き出し等）での対応を想定）
- 被災乳幼児（2歳未満）用の[調製](#)粉乳等を都と区を合わせて、おおむね7日以上確保
- [在宅避難の推進による](#)家庭内備蓄の普及啓発

* 食料の備蓄状況〔資料編資料第●・P●●〕

* 食料の主な調達先〔資料編資料第●・P●●〕

* 生活必需品の主な調達先〔資料編資料第●・P●●〕

* 基本備蓄物品〔資料編資料第●・P●●〕

* 避難所用防災倉庫備蓄一覧（標準版）〔資料編資料第●・P●●〕

* 応急給水資器材配置場所一覧〔資料編資料第●・P●●〕

【課題】

- [被害の程度によっては、物資の途絶が長期間に及び、備蓄している食料や生活必需品が足りなくなるおそれがある。](#)
- [高齢者など要配慮者及び女性の視点、一定数の避難所外避難者分を含めた食料・生活必需品の備蓄や多様なニーズに対応できる調達体制を整備する必要がある。](#)
- [飲料水については、災害時給水ステーション（給水拠点）が遠い地域等への対応も図る必要がある。](#)

2 区防災倉庫及び地域内輸送拠点の整備

区は、避難者用の備蓄物資を保管するための区防災倉庫を整備・[保全](#)している。

都は、物資の積替・配送等を行う広域輸送基地を整備し、区は、地域における物資の受入れ、配分等の拠点として地域内輸送拠点を指定している。

また、区は、防災倉庫や地域内輸送拠点等から避難所への物資輸送を協定締結団体や物流事業者の協力を得て行う。

義援物資については、都と区が被害の状況等を把握し、その募集を行うか否かを検討し決定することとなっている。

- 区防災倉庫 [112](#) 箇所（避難所運営用防災倉庫 [96](#) 箇所、広域用防災倉庫 [16](#) 箇所）を整備

(令和6年9月現在)

- 地域内輸送拠点は、第1順位として羽田クロノゲート（ヤマト運輸（株））、第2順位としてヤマト運輸（株）成城支店、世田谷区立大蔵第二運動場、国土舘大学を指定する。まず、第1順位の羽田クロノゲートで物資の集積や配送を始め、羽田クロノゲートの被災状況や物資の受け入れ状況や態勢等を考慮して、ヤマト運輸（株）成城支店や大蔵第二運動場、国土舘大学をできる限り速やかに順次開設していく。

【課題】

- 都の備蓄・調達物資の保管を含めた3日分の食料確保やニーズの多様化に対応するためには更なる保管スペースの確保が必要である。
- 物資の保管要領や発災時の荷捌きの仕組み等について物流事業者との連携は不可欠であり、区防災倉庫及び地域内輸送拠点における災害時の効率的な運営体制について検証する必要がある。
- 発災時に迅速かつ的確に物資を輸送するため、区防災倉庫及び地域内輸送拠点の地理的配置についても検証する必要がある。

3 輸送体制の整備

区は、物資輸送のオペレーションは区災対物資管理部が行うこととし、区内運送業者等との協定・契約締結等により、災害時に使用できる車両等の確保に努めるとともに、令和6年度には新たな物資配送計画を整備しその実効性の向上に努めている。

また、燃料の供給に関する協定を締結し、燃料等の確保に努めている。

【課題】

- 発災から3日間を確実に乗り切るため、更なる災害時の輸送手段の確保、荷受け・荷捌き、物資の在庫管理など、物流事業者等と連携した物資配送体制の整備と訓練が必要である。
- 国、都等からのプッシュ型支援・プル型支援による支援物資を効率的に避難所等まで届けるため、物資配送体制の整備が必要である。

第2節 対策の方向性

1 食料・水・生活必需品等の確保

○ 食料・生活必需品等の確保

都と区で連携し、発災後3日分の食料・生活必需品等の確保に努める。また、備蓄にあたっては、多様性に配慮した視点にも留意し、食料・生活必需品の確保に努める。

都の備蓄物資は、区の要請に基づき放出することが原則だが、要請を待ついとまがない時は、都は、区からの要請を待たずに必要な物資又は資材の供給（プッシュ型支援）を行うこととなっている。

また、区は、都や協定先事業者等との連携強化等により、様々なニーズに対応できるよう調達体制の拡充に努める。

○ 水の確保

災害時給水ステーション（給水拠点）が遠い地域等については、区が確保している受水槽、消火栓及び避難所応急給水栓等の施設を活用するなど、多面的な飲料水及び生活用水の確保に向けて必要な取組を行う。

なお、飲料水確保策については、都水道局及び区の役割分担を基本としつつ、自助・共助による応急給水の実施を支援する。

生活用水についても同様に復旧状況も踏まえ、必要量の確保に努める。

2 区防災倉庫及び地域内輸送拠点の整備

○ 都が確保している備蓄・調達物資を活用し、発災後3日分の食料・生活必需品等を備蓄するため、保管スペースの確保に努める。また、区防災倉庫の整理統合や倉庫の拡充について検討を行う。

○ 令和13年度完成予定の上用賀公園拡張事業において、計画中の体育館に大規模備蓄倉庫を整備するとともに、地域内輸送拠点としての活用に努める。なお、竣工前における上用賀公園拡張用地の有効活用についても検討を行う。

3 輸送体制の整備

○ 区は、物流事業者等の資源や専門性を活かした効率的な物資配送体制を整備する。

○ 他自治体や協定事業者等からの支援物資、調達物資を迅速かつ確実に配送するため、第1順位の地域内輸送拠点である羽田クロノゲートに加え第2順位の地域内輸送拠点や区民会館等の物資集積拠点の効果的な活用を検討する。

○ 上用賀公園の拡張事業において計画中の体育館を地域内輸送拠点として活用することで、羽田クロノゲートを補完し複線型の物資配送体制を整備する。

*災害時物資配送計画[P●●]（区災害対策課）

第3節 具体的な取組み

第1 予防対策

1 食料及び生活必需品等の確保

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対統括部	○ 被災者の生活の維持のため、あらかじめ必要な食料、飲料水、生活必需品等を備蓄 ○ 区民等による物資の備蓄について意識向上を図る（全区）
	災対地域本部	○ 区民等による物資の備蓄について意識向上を図る（地域）
	災対物資管理部	○ 災害時協力協定先、災害時協力行政機関との連絡体制の整備
都本部		○ 都民、事業者による物資の備蓄について意識向上を図る。 ○ 要請があった場合に備えて、あらかじめ食料・生活必需品の調達体制を構築
都都市整備局		○ 都民、事業者による物資の備蓄を促進するため、都市開発の機を捉え、防災備蓄倉庫の整備を促進
都福祉局		○ 広域的な見地から区市町村備蓄物資の補完を行うため、備蓄を推進
都生活文化スポーツ局 都産業労働局 都中央卸売市場		○ 要請があった場合に備えて、あらかじめ食料・生活必需品の調達体制を構築

①詳細な取組み内容

【実施主体】区災対統括部、区災対地域本部、区災対物資管理部

- 区は、都と連携して、分散備蓄等により発災後3日分の物資の確保に努める。
- 被災者に対する食料・生活必需品等の確保については、「震災対策における都・区間の役割分担」により、次のとおりとなっている。
 - ・ 食料については、区が当初の1日分を確保（調製粉乳は3日分）し、都は広域的な見地から区の補完又は帰宅困難者に対応する量の食料を備蓄・調達し、対処する。
 - ・ 毛布等の生活必需品等については、都が主体となって必要最小限を備蓄・調達により確保する。
- 必要備蓄量の算出に当たっては、都の被害想定における発災から3日目までの最大避難所避難者数（一定数の避難所外避難者を含む。）等を基準とする。令和4年に公表された「首都直下地震等による東京の被害想定」による避難所生活者数約17万人を想定し、一人1日3食分の食料を確保する。
- 炊き出し等の体制が整うまでの間は、備蓄による食料を被災者に供給する。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、要配慮者や女性・子どもなど、様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。
- 被災乳幼児（0歳児）のための調製粉乳の備蓄について、区は災害発生後の最初の3日分を備蓄する。

*震災対策における都・区間の役割分担〔資料編資料第●・P●●〕

*基本備蓄物品〔資料編資料第●・P●●〕

*避難所運用防災倉庫備蓄物品一覧（標準版）〔資料編資料第●・P●●〕

*広域用防災倉庫備蓄物品一覧〔資料編資料第●・P●●〕

【実施主体】都福祉局

- 区の避難所やその近隣に、物資を分散して備蓄することにより、発災時において避難者に迅速に物資を提供できるよう、区と連携して、分散備蓄等により発災後3日分の備蓄を確保し、その継続に努める。
- 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資の登録をする。
- 被災乳幼児（0歳児）用として必要な調製粉乳は、都及び区で確保する。災害発生後の最初の3日分は区で対応し、都は広域的見地から区を補完するため、以後の4日分を確保する。

2 飲料水及び生活水の確保

（1）対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対統括部	○ 受水槽及び応急給水資器材等による避難所における水の確保 ○ 区民等への水備蓄の啓発（全区）
	災対地域本部	○ 震災対策用井戸等の推進 ○ 区民等への水備蓄の啓発（地域）
	災対物資管理部	○ 都や関係団体と連携した水の確保体制の構築
都水道局		○ 災害時給水ステーション（給水拠点）となる応急給水槽及び浄水場（所）・給水所において、応急給水に必要な資器材等を管理 ○ 災害時給水ステーション（給水拠点）である浄水場（所）・給水所において、災害発生時に参集の上活動する要員をあらかじめ指定 ○ 区や防災区民組織等が、水道局職員の参集を待たずに応急給水活動ができる施設を整備 ○ 区が避難所等において、消火栓等からの応急給水ができるよう、スタンドパイプ等の応急給水用資機材器材を貸与 ○ 区が避難所等の敷地内において、応急給水ができるよう、給水管の耐震化と併せて応急給水栓を整備
都総務局		○ 震災時の飲料水等を確保するため、災害時給水ステーション（給水拠点）を設置 ○ 災害時給水ステーション（給水拠点）となる応急給水槽及び浄水場（所）・給水所において、応急給水に必要な施設や資器材等を整備
都都市整備局		○ 都民、事業者による飲料水の備蓄を促進するため、都市開発の機を捉え、防災備蓄倉庫の整備を促進 ○ 防災都市づくり施策として整備してきた地域における防災上の拠点について、局が所管している災害時給水ステーション（給水拠点）となる貯水槽などの既存の施設の維持管理・更新を適切に実施

(2) 詳細な取組み内容

① 飲料水の確保

【実施主体】区災対統括部、区災対地域本部、区災対物資管理部

被災時には、生命維持に必要な飲料水が不足することが想定されるため、(災害時における)水の確保は極めて重要である。

現在、災害時給水ステーション(給水拠点)の給水所、応急給水槽、建築物の受水槽等の活用を主としている。また、断水していない配水管の消火栓等から応急給水資器材等を用いて給水する。

ただし、全ての避難所で受水槽の有効水量※を満たしているわけではないため、水が必要な場所への供給体制や手法を検討する必要がある。

※3日間に必要な量(1日1人当たり3リットル×3日分×避難所の収容可能人数)

なお、区は、飲料水が不足した場合に備え、「災害時における飲料の提供協力に関する協定書」を締結している。

② 生活水の確保

【実施主体】区災対地域本部、区災対統括部、区災対物資管理部

○ 有効に使用されている民間所有の井戸を、震災時に近隣間での生活用水として活用するため、震災対策用井戸として指定している。

○ 世田谷区公衆浴場商業協同組合世田谷支部と協定締結し、公衆浴場所有の井戸を震災時に有効に活用することとした。

[*区有井戸一覧〔資料編資料第●・P●●〕](#)

[*震災対策用井戸数と選定基準〔資料編資料第●・P●●〕](#)

[*世田谷区震災対策用井戸の指定に関する要綱〔資料編資料第●・P●●〕](#)

[*世田谷区震災対策用井戸のポンプの設置及び修理に要する経費補助金交付要綱〔資料編資料第●・P●●〕](#)

[*災害時における井戸、貯水槽又は浴場の使用に関する協力協定〔資料編資料協定第●・P●●〕](#)

③ 災害時給水ステーション(給水拠点)の整備

【実施主体】都水道局

○ 応急給水槽については、電気設備や自家用発電設備などの老朽化に対応して計画的な更新を図る。

○ 飲料水の災害時給水ステーション(給水拠点)となる浄水場(所)、給水所等において、仮設給水栓など応急給水用資器材の計画的な更新を図り、資器材の整備を推進するとともに、これら資器材を収納する倉庫を整備する。

[*災害時給水ステーション\(給水拠点\)一覧〔資料編資料第●・P●●〕](#)

○ 災害時に迅速かつ的確な給水活動の実施を確保するため、設置場所、地勢及び施設水準などを考慮し、応急給水用給水設備の改良を行う。

[*浄水場\(所\)・給水所等及び応急給水槽の施設数、確保水量一覧](#)

〔資料編資料第●・P●●〕

*給水施設の維持管理及び運用に関する協定書〔資料編資料協定第●・P●●〕

【実施主体】事業所、区民

事業所及び家庭においては、水道の復旧には時間を要するので、平素から水の汲み置き等により生活用水の確保に努める。

3 区防災倉庫及び地域内輸送拠点の整備

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対統括部	○ 区防災倉庫の設置及び備蓄物資管理
	災対地域本部	○ 区防災倉庫の設置及び備蓄物資管理
	災対物資管理部	○ 備蓄物資の輸送及び配分の方法の策定 ○ 地域内輸送拠点の指定 ○ 関係団体等と連携し、輸送体制の運営体制を構築
都総務局		○ 国や他道府県等からの支援物資を円滑に受入れるため、あらかじめ受援体制を整える。
都福祉局		○ 迅速かつ的確に物資を輸送するため、都備蓄倉庫を配置 ○ 都の備蓄物資を管理 ○ 都備蓄倉庫及びトラックターミナルの効率的な運営体制を構築

(2) 詳細な取組み内容

【実施主体】区災対統括部、区災対地域本部、区災対物資管理部

① 区による防災倉庫の整備

- [発災後3日分の食料・生活必需品等を備蓄するため、保管スペースの確保に努める。](#)
- [平時から物流事業者等の専門性を活かした的確な備蓄物資管理を実施し、災害時においても当該事業者の専門性を活かせる一元的な物資管理体制を検討する。](#)

ア 避難所運営用防災倉庫の整備

- 避難所として指定されている区立小中学校等では、[避難者が](#)一時的に生活する場として必要な食料品、生活必需品等を備蓄している。
- [区立小中学校の改築時における防災倉庫の拡張など、避難所運営用防災倉庫のあり方を検討する。](#)

*避難所運営用防災倉庫備蓄一覧（標準版）〔資料編資料第●・P●●〕

イ 広域用防災倉庫

- [広域用防災倉庫は、避難所運営用防災倉庫の補完的機能を持たせるとともに、その他必要な物品を備蓄する。](#)
- [発災後3日分の食料・生活必需品等を備蓄するため、避難所運営用防災倉庫の状況を踏まえ、広域用防災倉庫として必要な保管スペースの確保の検討を進める。](#)

*広域用防災倉庫一覧〔資料編資料第●・P●●〕

ウ 都有防災倉庫

都有防災倉庫は、都調達の食料品及び日用品を収納している。

② 備蓄物品

ア 避難所用備蓄物品

避難所用備蓄物品については、統一された物品が備蓄されている。防災倉庫の資機材が被災時に活用できるよう、訓練により使い方の習熟を図る。

＊避難所運営用防災倉庫備蓄一覧（標準版）〔資料編資料第●・P●●〕

イ その他の備蓄物品

広域用防災倉庫は、避難所運営用防災倉庫を補完する倉庫として、[避難所用防災倉庫とおおむね同様な物品及びその他必要な物品を備蓄している。](#)

③ 分散備蓄

災害時の輸送路の損壊や車両確保等の不確実を考慮し、分散備蓄の確保を進めるよう努める。

④ 輸送手段

区が避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内輸送拠点を指定し、[都福祉局](#)に報告する。

4 輸送体制の整備

（１）対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎ 災対物資管理部	○ 物流事業者等と連携した陸上輸送体制の整備 ○ 地域内輸送拠点の指定・運用の確立 ○ 都と連携した空路輸送体制の整備
	災対地域本部	○ 集積地及び配送拠点の指定・運用の確立
	災対土木部	○ 緊急道路障害物除去路線の指定
各防災機関		○ 緊急輸送ネットワークの拠点を指定
都各局		○ 各防災機関が指定した拠点について、緊急輸送ネットワークを整備 ○ 物資調達・輸送調整等支援システムを活用した情報連絡体制の整備 ○ 物資輸送に関する訓練の実施

（２）詳細な取組み内容

① 陸上輸送体制の整備

【実施主体】区災対物資管理部、区災対地域本部、区災対土木部

他県等と都内の要所を有機的に結ぶ主要道路と、緊急物資等の受け入れ・積み替え・配分等を行う輸送拠点等を結んだ、緊急輸送路ネットワークを確立し、輸送拠点から避難所等への支援物資の輸送体制を構築する。

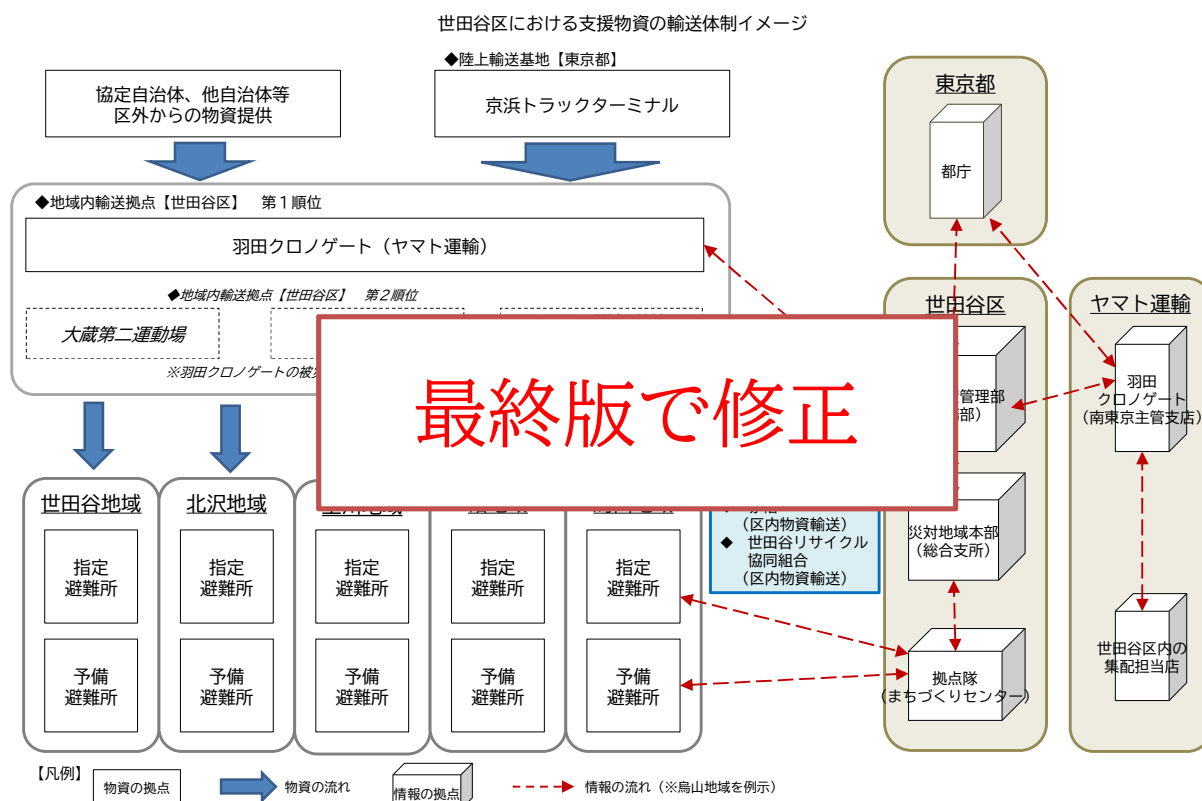
＊一般国道 246 号二子玉川ランプの使用に関する覚書〔資料編資料協定第●・P●●〕

ア 輸送拠点の指定

応急対策活動の種類		種別	施設名称
輸送拠点	広域輸送	陸上輸送基地	京浜トラックターミナル
	地域内輸送	地域内輸送拠点	羽田クロノゲート（第1順位） ヤマト運輸（株）成城支店（第2順位） 大蔵第二運動場（第2順位）※ 国土館大学（第2順位）

※ 第1順位のヤマト運輸株式会社の羽田クロノゲートでの物資の集積や配送を基本とし、ヤマト運輸株式会社の営業所を通じて避難所等に輸送することとする。羽田クロノゲートの被災状況や物資の集積状況、態勢等を考慮して、ヤマト運輸（株）成城支店や大蔵第二運動場、国土館大学をできる限り速やかに開設していく。

イ 輸送体制イメージ



※ 第2順位の地域内輸送拠点から避難所への物資の搬送は、避難所の状況により、各総合支所の区民会館等を経由する場合や避難所に直接配送する場合がある。

ウ 緊急物資その他の集積地及び配送拠点

地域内輸送拠点のほかに、協定事業者や民間事業者等からの調達物資の集積地及び配送拠点として、各総合支所を単位に区民会館を指定する。

〔災害時における食料及び生活必需品等の集積地〕

集積地名	所在地	電話	建物	
			構造	面積 (m ²)
世田谷区民会館	世田谷4-21-27	5432-2837	鉄筋コンクリート	5,446
北沢区民会館(北沢タウンホール)	北沢2-8-18	5478-8006	鉄筋コンクリート	1,829
玉川区民会館(せせらぎホール)	等々力3-4-1	3702-1675	鉄筋コンクリート	1,734
砧区民会館(成城ホール)	成城6-2-1	3482-1313	鉄筋コンクリート	1,834
烏山区民会館	烏山6-2-19	3326-3511	鉄筋コンクリート	5,310

エ 緊急輸送に供する道路

緊急輸送に供する道路として、都は緊急輸送道路を、区は緊急道路障害物除去路線を指定している。

＊東京都緊急輸送道路ネットワーク計画（都建設局）

＊世田谷区緊急道路障害物除去作業要務集（区災対土木部）

オ 民間の物資集積協力施設

地域内輸送拠点や各総合支所に設置する集積地の被災状況や物資の集積状況、態勢等に応じて、各総合支所を単位に区内大学の体育館等を利用できるよう協力要請を行っており、現在、下記大学と協力協定を締結し、集積地として確保している。

〔災害時協力協定締結先大学（輸送拠点）〕

地域	大学名	所在地
世田谷	昭和女子大学	太子堂1-7
	駒澤大学	駒沢1-23-1
北沢	日本大学文理学部	桜上水3-25-40
玉川	日本体育大学	深沢7-1-1
	産業能率大学	等々力6-39-15
	多摩美術大学	上野毛3-15-34
砧	日本大学商学部	砧5-2-1
	成城大学	成城6-1-20
烏山	日本女子体育大学	北烏山8-19-1

カ 救援物資の取扱い

需要に応じた物資の調達を行うため、救援物資は、原則として、区の要請に基づき自治体や関係機関、事業者等から提供されるものを優先して取り扱うこととする。

キ [協定事業者との連携強化](#)

[災対物資管理部、災対地域本部、災対統括部は、物資を迅速かつ確実に指定避難所まで届けられるよう、平時から物資配送計画に基づき協定事業者等との情報共有及び連携](#)

強化を図るとともに、物資輸送のオペレーション訓練等を行い、物資供給体制の実効性及び即応性を向上させる。

② 空路輸送体制の整備

ア ヘリコプターの活用

【実施主体】都、区

都及び区は、ヘリコプターによる援助物資や人員の緊急空輸を考慮して、予め災害時臨時離着陸場候補地を選定し、関係機関との調整を図るものとする。

* 災害時臨時離着陸場候補地一覧〔資料編資料第●・P●●〕

イ ヘリサインの設置

【実施主体】都関係局、区

区では、区内小中学校 42 箇所（令和6年3月現在）にヘリサインを設置している。

③ 緊急輸送ネットワークの整備

【実施主体】各防災機関、都各局

震災時に果たすべき輸送路の機能に応じて、第一次（区市町村、他県との連絡）、第二次（主要初動対応機関との連絡）、第三次（緊急物資輸送拠点との連絡）の緊急輸送ネットワークを整備する。

ア 第一次緊急輸送ネットワーク

応急対策の中核を担う都本庁舎、立川地域防災センター、区市町村庁舎、輸送路管理機関及び重要港湾、空港等を連絡する輸送路

イ 第二次緊急輸送ネットワーク

第一次緊急輸送路と放送機関、自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地等を連絡する輸送路

ウ 第三次緊急輸送ネットワーク

トラックターミナルや駅等の広域輸送拠点、備蓄倉庫と区市町村の地域内輸送拠点等を連絡する輸送路

輸送路の多ルート化を図るため、陸・海・空・水上・地下にわたる輸送ネットワークを整備する。

緊急輸送ネットワークの実効性を担保するため、交通規制を実施する「緊急自動車専用路」、「緊急交通路」及び道路障害物の除去や応急補修を優先的に行う「緊急道路障害物除去路線」との整合を図る。

5 輸送車両等の確保

（1）対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎ 災対物資管理部	○ 車両等の調達先及び調達予定数、調達体制、手順を整える。 ○ <u>物流事業者及び災対各部の災害応急等に使用する車両の緊急通行車両の事前届出を図る。</u>

機関名	対策内容
警視庁・警察署	○ 緊急通行車両等の確認
東京消防庁・消防署	○ <u>緊急通行車両（所管関係車両）等の確認</u>

（2）詳細な取組み内容

【実施主体】区災対物資管理部

- 緊急車両の確認申出等、区保有車両の災害時利用に向けた管理を行う。
- 関係機関と円滑な輸送手段の調達ができるよう連絡体制を確立し、有効な輸送手段の確保についても検討する。
 - * 災害時における輸送業務等の協力に関する協定〔資料編資料協定第●・P●●〕
 - * 災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定
〔資料編資料協定第●・P●●、資料協定●・P●●〕
- 緊急通行車両全般については、第2部「第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」による。

6 燃料の確保

（1）対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区 ◎災対物資管理部	○ 区民生活の確保、炊き出し活動、その他災害応急対策に必要な燃料の確保体制を整備する。 ○ 協定締結団体との連携体制を整備する。
都総務局	○ 石油燃料の供給体制を整備

（2）詳細な取組み内容

【実施主体】区災対物資管理部

- 区は、都石油商業組合世田谷支部、世田谷石油燃料商業組合（世田谷燃料組合睦会、玉川燃料睦会）、一般社団法人東京都 LP ガス協会城西城南支部と災害時協力協定を締結し、避難所等における炊き出し活動等に必要な燃料の確保対策を進めている。
 - * 災害時における燃料等の供給に関する協力協定〔資料編資料協定第●・P●●〕
 - * 災害時における灯油等燃料類供給に関する協力協定〔資料編資料協定第●・P●●〕
 - * 災害時におけるプロパンガスの供給に関する協力協定〔資料編資料協定第●・P●●〕
- 協定の実効性を高めるため、関係機関の協力を得ながら実践的な訓練を実施するとともに、平時における燃料のストック状況、発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入体制など、実効性のある体制を構築する。
- 災害時に一般車両が給油所に殺到することを抑制するため、日頃から車両の燃料を満タンにする「満タン運動」を展開し、自家用車等の燃料の日常備蓄を促進していく。

第2 応急対策

1 備蓄物資の供給

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対地域本部	○ 区備蓄物資を被災者へ給（貸）与
	災対物資管理部	○ 区備蓄物資を被災者へ給（貸）与する体制整備
都福祉局		○ 都備蓄物資を区へ放出

(2) 詳細な取組み内容

【実施主体】区災対地域本部、区災対物資管理部、区災対統括部

① 食品の給与

- 被災者に対する食品の給与は、区が開設する避難所等において、災害救助法の定める基準に従って行う。
- 被災者に食品等の給与を実施する場合、給食の順位、給食の範囲、献立、炊出方法等について定めるとともに、炊き出しに必要な人員、調理器具、熱源等を確保する。
- 備蓄物資として都福祉局が区に事前に配置してあるものは、都福祉局長の承認を得て、区が輸送し被災者に給与する。
- ただし、緊急を要する場合は、被災者への給与を優先して実施し、事後に報告する。
- 都に対しての要請は、物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等により行い、地域内輸送拠点で受領する。
- 避難所等において、混乱が生じないように避難所毎に作成した避難所運営マニュアルに基づき配布する。

ア 配布の対象者

避難所に受入れた被災者及び在宅避難者を対象とする。住家に被害を受けて炊事のできない者及び帰宅困難者についても配布するよう努める。

イ 配布の限度額

災害救助法施行規則による配布限度額とする。

ウ 配布期間

災害発生から7日間を原則とするが、被害の状況に応じて配布を必要とする期間対応する。

エ 配布基準等

区分		0歳～1歳	一般（1歳～74歳）	75歳～
1日目	第1食	調製粉乳等	ビスケット	おかゆ
	第2食			
	第3食		アルファ米	
2～3日目			都の救援物資により配布	
4日目以降				

オ 被災者への配布

- (ア) 被災者に対する食料等の配布は、原則として避難所において実施する。
- (イ) 食料等の配布は各避難所で作成した避難所運営マニュアルに基づき、避難所運営本部の指示により、日赤奉仕団、ボランティア、民間団体の協力を得て実施する。特に、要配慮者等から優先して実施できるよう配分方法を定めておく。
- (ウ) 食料等の配布に当たっては、アレルギーのある方に対する配慮に努める。

② 生活必需品の給（貸）与

- 被災者に生活必需品等を給（貸）与する場合、災害救助法の定める基準に従って、配分方法等について定める。
- 区が被災し、区において給（貸）与の実施が困難な場合は、[都本部](#)に応援を要請する。
- 備蓄物資（毛布、敷物等）として、[都福祉局](#)が区に事前に配置してあるものは、[都福祉局](#)長の承認を得て区が輸送し被災者に給（貸）与する。ただし、緊急を要する場合は事後に報告する。
- [国の物資調達・輸送調整等支援システム、都のDIS（東京都災害情報システム）](#)への入力等により、[都福祉局](#)に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。
- 避難所への備蓄物品（毛布・ビケットなど）の搬送に係る人員・車両の配備については、区有車を活用するとともに、協定締結団体と連携することを考慮し、計画する。
- 避難所等において、混乱のおきないように避難所毎に作成した避難所運営マニュアルに基づき配布する。

ア 配布の対象者

避難所に受入れた被災者及び在宅避難者を対象とする。住家に被害を受けて炊事のできない者及び帰宅困難者についても配布するよう努める。

イ 配布の限度額

災害救助法施行規則による配布限度額とする。

ウ 配布期間

災害発生から7日間を原則とするが、被害の状況に応じて配布を必要とする期間対応する。

エ 配布する主な生活必需品

- (ア) 毛布 (イ) タオル (ウ) 肌着 (エ) 子供用紙おむつ
- (オ) 大人用紙おむつ (カ) 生理用品 (キ) 紙食器 (ク) ブルーシート

オ 被災者への配布

- (ア) 被災者に対する生活必需品等の配布は、原則として避難所において実施する。
- (イ) 生活必需品等の配布は、各避難所で作成した避難所運営マニュアルに基づき、避難所運営本部の指示により、日赤奉仕団、ボランティア、民間団体の協力を得て実施する。特に要配慮者等から優先して実施できるよう配分方法を定めておく。

【実施主体】 [都福祉局](#)

- 災害救助法適用後、区長から要請があった場合は、[都福祉局](#)が備蓄している物資を放出し、区の指定する地域内輸送拠点に輸送する。

- 主として避難所生活者を対象に食料及び生活必需品を放出する。
- 緊急を要し、区からの要請又は要求を待ついとまがないと認められるときは、要請又は要求を待たずに、必要な物資の供給など必要な措置（プッシュ型支援）を講じる。
- 都備蓄倉庫には、あらかじめ協力を依頼している物流事業者、[都福祉局](#)職員等を配置し、搬出作業を行う。
- 被災地以外の隣接区市の避難所に避難した被災者に対しても、当該区市長において救援に協力するよう連絡する。
- 区長から調製粉乳の調達依頼があった場合は、[都福祉局](#)保有の備蓄調製粉乳を放出する。

2 飲料水の供給

（1）対策内容と役割分担

災害時の飲料水の供給については、「震災対策等における都・区間の役割分担」に基づき、災害時給水ステーション（給水拠点）の設置及び維持管理は都が行い、区民に対する供給は区が行う。

機関名	対策内容		
	災害時給水ステーション （給水拠点）	車両輸送	仮設給水栓
◎区災対地域本部 施設管理者等	応急給水槽での資器材の 設置 区民への給水活動	車両輸送による応急 給水の受け入れ及び 住民、施設利用者へ の給水活動	避難所、消火栓等※での仮設給水栓の設置 区民への給水活動 仮設給水栓の管理
区災対物資管理部	給水所の開設決定	東京都への車両輸送 による応急給水依頼	
都水道局	災害時給水ステーション （給水拠点）（浄水場 （所）・給水所等）にお ける資器材の設置	車両への注水 水の輸送	上記以外の消火栓等で の仮設給水栓の設置 区民への給水活動（区 へ引き継ぐまで）

[※都水道局から区へ貸与した応急給水用資機材を使用](#)

（2）詳細な取組み内容

① 震災時の応急給水の方法

【実施主体】区災対物資管理部、区災対地域本部、都水道局

- 応急給水の実施に係る計画を定め、給水態勢を確立する。
- 発災時、[1日1人当たり3リットル](#)の飲料水を確保するため、互いに協力して応急給水体制の確立を図る。
- 飲料水のほか、水洗トイレ等で使用する生活用水の確保に努める。
- 迅速かつ的確に給水状況など必要な状況を把握し、浄水場（所）・給水所等の災害時給水ステーション（給水拠点）で応急給水を行う。
- 災害時給水ステーション（給水拠点）からの距離がおおむね2 km 以上離れている避難場所や断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、応急給水を行う。給水車の要

請が多数の場合は、原則、「病院等」「水を供給できない給水拠点」「避難所」の対応順位で、応急給水を行う。

- 避難所応急給水栓が設置されている場合は、区が応急給水用資器材を接続して応急給水を行う。

② 災害時給水ステーション（給水拠点）等での都と区の役割分担

【実施主体】区災対物資管理部、区災対地域本部

- ア 給水地点は、災害の状況によりそれぞれ定める。
- イ 応急給水槽では、区が応急給水に必要な資器材等の設営及び被災者への応急給水を行う。
- ウ 浄水場（所）・給水所において、区は、被災者への応急給水を行う。
- エ 建築物等に設置されている受水槽の水の積極的活用を図る。
- オ 生活用水として、震災対策用井戸の活用を図る。
- カ 発災時、区が通水状況を水道局に確認した後、区や区民が応急給水用資器材を設置して応急給水を行う。
 - 道路障害物除去が遅れ輸送が困難な場合、給水が可能となるまでの間は、区において受水槽の水を利用するなど、あらゆる方法によって飲料水の確保に努める。
 - 応急給水槽等の災害時給水ステーション（給水拠点）や避難所等での給水活動、避難所応急給水栓を活用した応急給水については、防災区民組織やボランティアの協力を得て実施する。

【実施主体】都水道局

- ア 浄水場（所）・給水所において、都は、応急給水に必要な参集職員を指定しており、災害時には資器材等を設営、応急給水を行う。なお、都職員の参集を待たずに応急給水が行えるような施設の改造等を行った災害時給水ステーション（給水拠点）では、区が指定した住民による応急給水も可能である。
- イ 消火栓等を活用した応急給水については、応急給水用資器材を水道局が区に貸与する。
- ウ 車両輸送を必要とする医療施設等については、組立式給水タンク等の応急給水用資器材を活用し、都水道局保有車両及び雇上車両などによって輸送する。
 - 医療施設及び重度心身障害児（者）施設等の福祉施設への給水については、所在地区の関係行政機関等から都本部を通じ、緊急要請があった場合、都は、車両輸送により対応する。

③ 飲料水の給水基準

震災時における飲料水の給水基準は、1日1人当たり3リットルとする。

3 物資の調達要請

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎ 災対物資管理部	○ 必要な物資の調達計画を策定 ○ 状況により、物資の調達を都福祉局に要請 ○ 協定締結団体への要請をする
都本部		○ あらかじめ協力依頼している物販事業者（小売事業者等）に物資の調達を要請 ○ 国・他道府県等との連絡調整
都生活文化スポーツ局		○ 都生活協同組合連合会から応急生活物資を調達
都福祉局		○ 状況により、関係局等に調達を依頼し、直ちに所要量を確保するとともに、都本部を通じて国・他道府県等へ応援を要請
都産業労働局		○ 米穀、副食品及び調味料を調達

(2) 詳細な取組み内容

【実施主体】区災対物資管理部、区災対地域本部

① 食料

- 被災者に対する炊き出しその他による食品の給与のため、調達（備蓄を含む。）計画を策定する。調達計画は、食品の多様化や高齢者等に配慮した主食及び副食の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。
- 食料の調達は、区・都備蓄分の提供のほか、都及び相互応援協力協定を締結している自治体や民間協力協定を締結している区内取扱い業者をはじめ、あらゆる方面から必要数量を調達することとする。

＊災害時における応急物資の優先供給及び被災者支援に関する協定書・実施細目
〔資料編資料協定第●・P●●〕

＊災害時における米穀供給に関する協力協定〔資料編資料協定第●・P●●〕

② 生活必需品

- 震災時において実施する被災者への生活必需品等給（貸）与のため、調達（備蓄を含む。）計画を策定する。調達計画は、被災世帯を想定して生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。
- 生活必需品の調達は、区・都備蓄分の提供のほか、都及び相互応援協力協定を締結している自治体や民間協力協定を締結している区内取扱業者をはじめ、あらゆる方面から必要数量を調達することとする。

＊災害時における応急物資の優先供給及び被災者支援に関する協定書
〔資料編資料協定第●・P●●〕

＊災害時における燃料等の供給に関する協力協定〔資料編資料協定第●・P●●〕

＊災害時における灯油等燃料類供給に関する協力協定〔資料編資料協定第●・P●●〕

＊災害時におけるプロパンガスの供給に関する協力協定〔資料編資料協定第●・P●●〕

③ 都への要請

災害救助法適用後、生活必需品等の給（貸）与の必要が生じたときは、状況により、物資の調達を都福祉局に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められ

る場合については、現地調達する。

4 国・他道府県等からの支援物資の受入れ・配分

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対統括部	○ 災害時における相互応援協定に基づく支援物資の要請
	災対物資管理部	○ 災害時における相互応援協定に基づく支援物資の確保
	災対区民支援部	○ 義援金等の調整
都本部		○ 国（現地対策本部）との連絡調整 ○ 他県等との連絡調整 ○ 広域輸送基地の開設 ○ 広域輸送基地での支援物資の受入れ・荷さばき等 ○ 広域輸送基地から地域内輸送拠点への輸送
都福祉局 都港湾局		○ 広域輸送基地の開設 ○ 広域輸送基地での支援物資の受入れ・荷さばき等作業 ○ 広域輸送基地から地域内輸送拠点への輸送

(2) 詳細な取組み内容

災害時における相互応援に関する協定を締結している東京23区、城南5区（品川区、目黒区、大田区、渋谷区、世田谷区）、調布市、狛江市、群馬県川場村、熊谷市、つくば市、十日町市、高崎市、三鷹市、小山市、松本市に対して、協定に基づき、支援物資の提供を要請する。なお、物資受入拠点の確保、物資受入拠点までの支援物資の輸送、物資受入拠点の運営等とこれらに係る経費負担については、協定内容に基づき対応する。

5 義援物資の取扱い

平成24年7月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。

区及び都福祉局は、義援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。また、個人からは救援物資ではなく義援金により援助するように呼びかける。

6 輸送車両の確保

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対物資管理部	○ 必要な車両等の調達・調整 ○ 配車計画の作成 ○ 緊急通行車両等の確認申出

機関名	対策内容
	○ 協定締結団体への要請のための連絡態勢・手順の調整 ○ 必要な車両が調達不能の場合は、都本部へ調達あっせんを要請
都水道局 都下水道局 警視庁・警察署 東京消防庁・消防署 都交通局	○ 独自に調達計画を立てる。

(2) 詳細な取組み内容

① 車両の調達及び配車

ア 調達

【実施主体】区災対物資管理部

(ア) 乗用車及び貨物自動車は、公用車を使用し、災害の状況に応じて配車計画を作成する。また、災害時には交通規制が行われるため、緊急通行車両等の確認申出を行っておく。

(イ) 災害が発生又は発生するおそれがある時点で、車両が不足する場合は、区と災害時協力協定を締結している民間協力団体等から調達する。

(ウ) 必要な車両が調達不能の場合は、都本部に対して調達のあっせんを要請する。

(エ) 災害時の交通規制、その他災害の状況に応じて車両の使用ができないなどの場合は、必要に応じてバイク、自転車等を活用する。

(オ) 搬送に必要な車両は、区所有の車両を充てるほか、都トラック協会世田谷支部等の協力及び都本部の車両のあっせんにより確保する。

* 公用車一覧〔資料編資料第●・P●●〕

* 災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定

〔資料編資料協定第●・P●●、資料協定第●・P●●〕

イ 民間協力団体からの自転車等の調達

【実施主体】区災対物資管理部、区災対土木部

区において必要とする自転車等が不足した場合には、区災対物資管理部において台数、引渡し場所等を取りまとめ、区と災害時協力協定を締結している民間協力団体から調達し、集中管理する。団体との連絡調整は、区災対土木部が行う。

* 災害時における自転車等の供給に関する協力協定〔資料編資料協定第●・P●●〕

ウ 配車計画

【実施主体】区災対物資管理部、区災対地域本部

(ア) 配車に当たっては、区所有車両を優先的に活用し、罹災者の連絡、資機材、食料等の運送等の緊急業務に対して優先的に配車する。

(イ) 区災対物資管理部において、災害対策に必要な車両の調達及び配車についての総合

調整を行う。

(ウ) 配車手続

- A 区災対地域本部においては、区災対地域本部に所属する公用車より配車を行う。
- B 区災対各部（区災対地域本部）において車両を必要とする場合は、車種、トン数、台数、引渡場所、日時を明示の上、区災対物資管理部に請求する。
- C 区災対物資管理部は、公用車のほか、供給先から調達した車を請求部に引渡する。
- D 区災対物資管理部は、供給先から調達した車両について、交通規制「除外」手続を速やかに行う。

(エ) 車両の待機

- A 災害発生のおそれがあるとき、区災対物資管理部はその状況に応じ、調達できる範囲内で車両を待機させることができる。
- B 区災対各部において待機車両を必要とするときは、区災対物資管理部に請求し、当該部用として待機させることができる。

【実施主体】 都本部

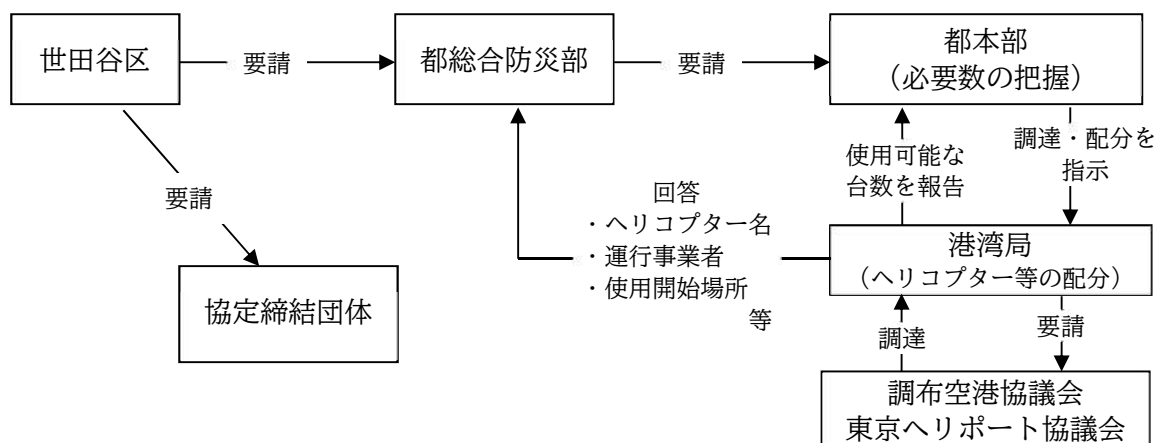
他道府県及び関係防災機関から車両の供与があったときは、集中受入れを行う。

7 ヘリコプター等の確保

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対統括部	○ 都総合防災部へのヘリコプターの要請 ○ 協定締結団体へのヘリコプターの要請
	災対物資管理部	○ 協定締結団体へのヘリコプターの要請
都総合防災部		○ 区からのヘリコプター等の要請の調整・調達・配分

(2) 業務手順



8 燃料

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対物資管理部	○ 区内の被災状況及び交通規制の状況等の情報を収集し、協定締結団体等に燃料を提供する。
協定締結団体		○ 協定に基づき、燃料の提供を行う。
都本部		○ 国との連絡調整 ○ 都内の被災状況及び交通規制の状況等の情報を収集し、石油連盟等に提供する。
石油連盟		○ 協定に基づき、災害対策上特に重要な施設や緊急通行車両等に対し、給油を行う。
都石油業協同組合		○ 給油の要請、給油作業への協力を行う。

(2) 詳細な取組み内容

【実施主体】区災対物資管理部、協定締結団体

- 燃料供給の必要が生じた場合、施設の担当者等は、まずは、平時の取引先に燃料供給を依頼する。
- 平時の取引先での燃料の調達が不可能な場合、協定に基づいて、協定団体等に燃料供給を要請する。または、都各局を経由し、都本部へ要請する。

【実施主体】都総務局、石油連盟、都石油業協同組合、都石油商業組合、給油対象施設

- 給油の必要が生じた場合、給油対象施設の担当者等は、まずは、平時の取引先に給油を依頼する。
- 平時の取引先での給油調達が不可能な場合、「大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定」の緊急供給施設については、供給を担当する石油連盟の加盟会社等に給油を要請する。
- 都本部は、各局からの要請に基づき、協定締結団体・事業者へ給油を要請する。
- 協定に基づき、石油燃料の供給を行う期間は、災害発生から都内全ての交通規制が解除されるまでの期間とする。
- 都本部は、協定締結団体・事業者での給油調達が不可能な場合、国へ要請する。

第3 復旧対策

1 多様なニーズへの対応

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、要配慮者、女性、子どもなど避難者の特性によって必要となる物資は異なる。

区は、[ボランティア・区民活動団体等と連携しながら](#)、変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。

都は、広域的見地から区を補完するため、国・他道府県等からの支援物資の受入体制及び事業者からの調達体制を整えて、必要な物資の確保に努める。

企業、団体からの大口の義援物資については、上記の体制の中で受入れを検討する。

2 炊き出し

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対地域本部	○ 震災後およそ4日目以降、原則として食料の配布等により給食する。
	災対物資管理部	○ 都福祉局 への調達要請
都福祉局		○ 区長から炊き出しの要請に対応する。

(2) 詳細な取組み内容

【実施主体】区災対地域本部、区災対物資管理部

- 震災後およそ4日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。
- [ボランティア・区民活動団体等と連携し、円滑な炊き出しの実施に努めるものとする。](#)
- 区で被災者に対する炊き出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について[都福祉局](#)に応援を要請する。
- [炊き出しを行う際は、感染症対策を十分に講じながら実施する。](#)

【実施主体】[都福祉局](#)

- 被災した区市町村長から炊き出しの要請があった場合、[都福祉局](#)は、都本部等に対して応援を依頼するとともに、日本赤十字社に対して応援要請等の措置を講じる。

3 水の安全確保

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対医療衛生部	○ 状況に応じて、衛生指導班を編成し、飲料水が塩素消毒されているか確認を行う。
	都福祉局	○ 区民への消毒薬の配布及び消毒の確認並びに飲料水の消毒指導を行う。

(2) 詳細な取組み内容

【実施主体】区災対医療衛生部

- 区は、「衛生指導班」を編成し、飲料水の消毒及び消毒効果の確認を行う。
- 避難所での飲料水の安全を確保するため、必要に応じて飲用に供する水の消毒を行う。
それ以後の消毒について、消毒の確認を行うとともに、区民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を区民に指導する。
- ライフライン復旧後、区民が給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について、適正に周知する。

4 生活水の確保

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対地域本部	○ 避難場所・避難所における生活水の確保
区民・事業者		○ 事業所・家庭等における生活水の確保

(2) 詳細な取組み内容

【実施主体】区

- 避難所では、断水した場合には、学校のプール等で確保した水を使用する。
- 生活水として、震災対策用井戸の活用を図る。

【実施主体】区民・事業者

- 事業所・家庭等における対応
浄水機能に支障が発生している場合には、汲み置き、河川水等によって水を確保する。

5 物資の輸送

都、他道府県等からの支援物資は、原則、[都](#)が区の指定する地域内輸送拠点等まで輸送する。
地域内輸送拠点から避難所等への支援物資の輸送は、[協定事業者](#)や民間協力団体と連携して区が実施する。

(1) 対策内容と役割分担

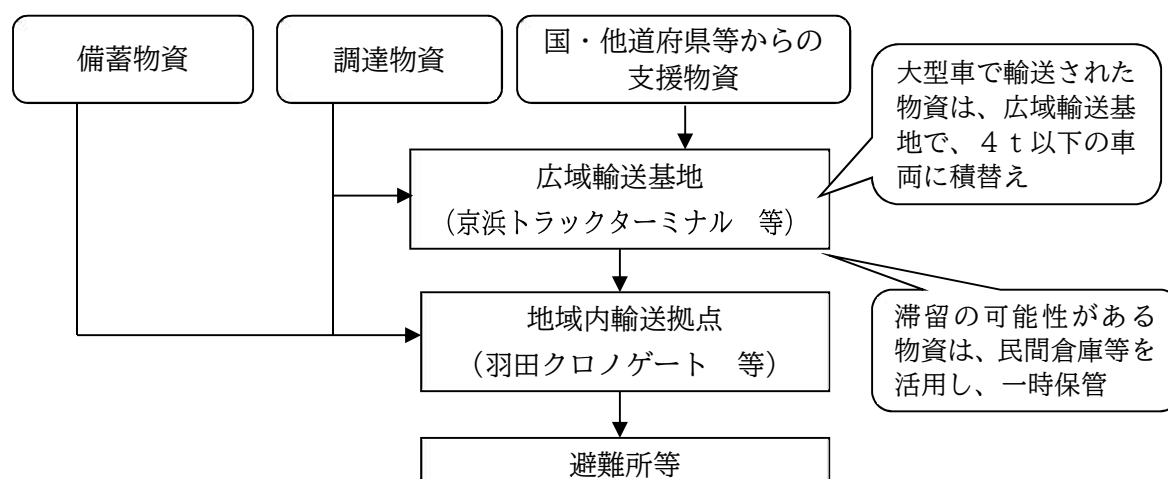
機関名		対策内容
区	◎区災対物資管理部	○ 災害時協力協定先や都への物資を輸送調整
	区災対地域本部	○ 区の集積地から避難所等へ物資を輸送
都福祉局		○ 調達した物資、国・他道府県等から陸上輸送による応援物資等を、区の指定する地域内輸送拠点に輸送
都生活文化 スポーツ 局 都産業労働局 都中央卸売市場		○ 調達した物資を、広域輸送基地又は区の指定する地域内輸送拠点まで輸送

機関名	対策内容
都本部	○ 調達した物資、国・他道府県等から陸上輸送による応援物資等を、区の指定する地域内輸送拠点に輸送 ○ 国・他道府県等からの支援物資で、滞留の可能性のある物資について一時保管

(2) 業務手順

- 調達物資の輸送
 - ・ 調達した食料及び生活必需品等は、広域輸送基地又は区が指定する地域内輸送拠点へ、調達業者等の協力を得て輸送する。
 - ・ 応援要請時には、原則として、状況に応じた適正な車両規模による単種類積載を依頼する。

〔陸上搬送概念図〕



(3) 詳細な業務内容

【実施主体】区災対地域本部、区災対物資管理部

- 区が調達（都からの調達分を含む。）する食料及び生活必需品等の輸送及び配分の方法について定める。
- 地域内輸送拠点を指定し、[都総務局](#)に報告する。
- 地域内輸送拠点で受入れた物資を避難所等へ輸送する。
 - ※ 調達した食料・生活必需品等の被災者への配布については、「第2 応急対策 1 備蓄物資の供給」と同様に行う。
- 応急対策用資材、生活必需品等物資の輸送においては、関係機関と密接な連絡を図り、迅速、的確な輸送体制を確保する。
 - ① 輸送方法

輸送方法は、災害の状況、輸送物資等の種類・数量・交通路の状況等により次の方法のうち最も適切な方法により行う。

 - ア 車両による輸送 イ 鉄道・船舶による輸送
 - ウ 航空機による輸送 エ 人力による輸送

② 物資等の輸送

- ア 食品等生活必需品の輸送 イ 医療品及び衛生器材の輸送
ウ 災害復旧用資材の輸送

これらの輸送については、災害の状況等を十分考慮して関係機関と密接な連絡をとりながら実施するものとする。

○ 食料・生活必需品等の搬送

- ① 避難所ごとに把握されたニーズの連絡を受けた区災対物資管理部は、必要に応じ都等に物資の提供を要請し、運搬の手配を行う。
- ② 区が備蓄する物資及び都が区に事前に配置している物資で[都福祉局](#)長の承認を得て区が使用する物資は、区が搬送する。
- ③ 都からの救援物資は、[都](#)が区の集積地まで搬送し、集積地からは区が搬送する。
- ④ 都米穀小売商業組合世田谷支部からの調達食料は、原則的には提供場所まで搬送することになっているが、区もこれに協力し搬送する。
- ⑤ 区が搬送する場合には、協力要請・調達先から集積所への搬送は区災対物資管理部、倉庫・集積所から避難所への搬送は区災対地域本部が行う。

第11章 放射性物質対策

本章における対策の基本的考え方

○ 放射性物質対策における基本的考え方

都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても原子力災害対策重点区域に都の地域は含まれていない。このことから、国内の原子力施設において、原子力緊急事態が発生した場合に、区民の避難等の対応を迫られるものではない。

しかし、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、発電所から約 220km 離れている東京においても、様々な影響を受けた。

この経験を踏まえて、放射性物質対策について、初動態勢と区民の不安の払拭と安全の確保を図るために、国・都等の関係機関と連携した迅速・的確な情報提供、放射線等使用施設、核燃料物質等運搬中の事故の対応について示す。

第11章 放

第1節 現在の到達状況

- 福島第一原子力発電所の事故による放射性物質等の影響について、区有施設等における放射線測定・放射性物質検査等の対応
- 区民の不安払拭に向け、放射線測定や情報提供等を実施
 - ・ ホームページ
 - ・ 放射性物質に
 - ・ 空間放射線量

第2節

- より円滑に対応できる体
- 問い合わせや相談があっ
- 空間放射線量の変動、食
響が考えられる場合は、
要

最終版で修正

第4節 到達目標

- 円滑かつ的確に対応できる体制を構築
- 適切な情報提供による区民の不安を払拭

第5節 具

地震前の行動（予防対策）

○ 情報伝達体制の整備

迅速かつ機能的に対応できる体制の構築

○ 区民への情報提供等

国、都と連携した情報提供体制の整備

○ 放射線等使用施設の安全化

国による各種の安全予防対策

関係機関との情報共有

地震直後の行動（応急対

○ 情報連絡体制

放射線等対策本部によ

○ 区民への情報提供等

放射線量や放射性物質
容・結果の公表

○ 放射線等使用施設等

放射線等使用施設の応

核燃料物質輸送車両等

放射性物質対策

第2節 課題

体制の構築が必要
また、適切な対応が必要
食品に対する放射性物質の影響
測定・検査の体制強化が必

第3節 対策の方向性

- 庁内の役割分担を明確化し、区の体制を構築
- 区民の不安払拭のための情報提供策を構築

最終版で修正

具体的な取組

対策) 発災後72時間以内

による対応体制の強化

質の測定及び検査並びに内

迅速措置

等の事故対応

地震後の行動（復旧対策） 発災後1週間目途

○ 保健医療活動

健康相談に関する窓口設置等

○ 放射性物質への対応

状況に応じ、空間放射線量の測定、除染等を実施

○ 風評被害への対応

区民の安全確保のための正確な情報提供

区内の産業・経済の安全確保のための正確な情報提供

第11章 放射性物質対策

第1節 現在の到達状況と課題

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故への対応は、以下のとおりとなっている。

1 区有施設等における放射線測定・放射性物質検査等

東日本大震災において、福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の飛散が懸念されたことから、区民の健康不安の払拭と安心の確保を図るため、区管理施設における空間放射線量の測定、プール水の放射性物質検査並びに区立小中学校及び保育園の給食の放射性物質検査を実施した。

【課題】

福島第一原子力発電所事故への対応の経験を踏まえ、放射性物質等による影響について、より円滑に対応できる体制の構築が必要である。

2 区民への正確な情報提供等

ホームページ等を活用し、区民へ情報の発信を行うとともに、放射性物質に対する健康不安について、区民からの相談に対応した。また、区内における空間放射線量の測定結果について、区立幼稚園、小中学校、保育園の保護者及び区立公園の利用者等に対し、情報提供を実施した。

【課題】

放射線に関する情報について、区民に正確な情報を提供し、問い合わせや相談があった場合には、関係所管で連携しながら適切に対応する必要がある。

第2節 対策の方向性

1 関係部の役割分担の明確化

これまでに各部でとられた様々な対応策を踏まえて、庁内における役割分担を明確化し、情報連絡体制を整備することで、より機能的に対応できる区の体制を構築する。

2 情報提供策の構築

都と連携し、区民の不安払拭と安全の確保のための正確な情報提供策を構築する。

- ホームページ等を活用して、区民へ情報発信する。
- 放射性物質に係わる健康相談に随時対応する。
- 空間放射線の定点測定及び食品の放射性物質検査を継続して実施する。
- 新たな課題が発生した場合は、世田谷区放射線等対策本部において適切に対応する。

第3節 具体的な取組み

第1 予防対策

放射性物質による災害は、万一発生すると、区民への影響が極めて大きいため、災害対応に万全を期するものとする。区内には、原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても、「原子力災害対策重点区域」に区の地域は含まれていないが、区民の不安払拭及び災害時の不測の事態に備えて、国、都及び関係各機関、周辺自治体等との連携体制を確立するものとする。

〔原子力発電所の場所〕

世田谷区から近い現在の原子力発電所は、以下のとおりである。



1 情報伝達体制の整備

(1) 対策内容

区は今後、都内において原子力災害による放射性物質等の影響（以下「放射性物質等による影響」という。）が懸念される事態が発生した場合に備え、より迅速かつ機能的に対応できる体制を構築する（詳細は、「第2 応急対策」による。）。

2 区民への情報提供等

(1) 対策内容と役割分担

国、都や区との役割分担を明確にした上で、必要な情報提供体制を整備する。

3 放射線等使用施設の安全化

(1) 対策内容と役割分担

- 放射線等使用施設については、国（原子力規制委員会）が、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、RI（ラジオ・アイソトープ）の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するとともに、立入検査の実施による安全確保の強化、平常時はもとより震災時においても監視体制がとれるよう、各種の安全予防対策を講じる。
- 放射性物質等のうち、核物質の保管状況等の情報については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき国が把握しているが、治安対策上の理由から国からの情報提供は行われていない。都では、火災予防条例に基づく届出により東京消防庁が消防活動に必要な情報を把握しており、関係機関において、必要な情報の共有を図っていく。

機関名	対策内容
区	○ 災害時の情報共有について、東京消防庁・消防署等関係機関との連携に努めていく。
東京消防庁・消防署	○ 事業所防災計画の作成指導
都保健医療局	○ RI 管理測定班を編成し、地域住民の不安除去に努める。
都総務局 都保健医療局 都産業労働局	○ 監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議 ○ 関係各局がそれぞれの RI 対策を推進

(2) 詳細な取組み内容

【実施主体】東京消防庁・消防署

東京消防庁・消防署は、放射線等使用施設を有する事業所の震災時の安全性確保のため、都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成を指導する。

第2 応急対策

放射性物質の運搬中の事故及び放射性物質による広域的災害が発生し又は発生するおそれがある場合における、使用者への必要な措置の要請、または応急対策について必要な事項を定める。

1 情報連絡体制

(1) 対策内容と役割分担

放射性物質等による影響が生じた際に、円滑かつ的確に対応できる体制を整備する。

機関名	対策内容
区	○ 放射線等対策本部により対応体制を強化
都	○ 放射能対策チーム等を設置

(2) 詳細な取組み内容

【実施主体】区災対都市整備部、区災対統括部、区災対教育部、区災対保健福祉部等

① 世田谷区の体制

放射線等対策本部により、放射性物質の諸課題に対する庁内での検討体制・対応体制を強化する。

- 本部長 区長
- 副本部長 副区長、教育長
- 構成員 全部長

2 区民への情報提供等

(1) 対策内容と役割分担

モニタリング等の実施と、その結果についての情報提供を行う。

機関名	対策内容
区 災対都市整備部 災対統括部 災対教育部 災対土木部 災対保健福祉部 等	○ 放射線量や放射性物質の測定及び検査並びに内容・結果の公表
都水道局	○ 浄水場原水・浄水等の放射性物質の測定及び情報提供
都下水道局(水再生センター等)	○ 下水汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射能量の測定、情報提供
都総務局 都生活文化局	○ 的確な情報提供・広報
都環境局	○ 大気環境測定局で得られた気象データの提供 ○ 都内区市町村等と連携し、焼却施設等における放射能濃度等の測定データを収集
都保健医療局	○ 被ばく線量の測定等に関する医療情報の提供 ○ 保健所において被ばく線量等の測定 ○ 空間放射線量や流通食品等の放射性物質の測定と結果の公表

3 放射線等使用施設の応急措置

(1) 対策内容と役割分担

- 放射性同位元素使用者等は、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合においては、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づいて定められた基準に従い、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告する。
- 原子力規制委員会は、必要があると認めるときは、放射線障害を防止するために必要な措置を講じることを命じることができる。

機関名	対策内容
区	○ 関係機関との連絡を密にし、必要に応じ、区民に対する避難の勧告等の措置を実施する。
警視庁・警察署	○ 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて被災者の救出・救護、交通規制等必要な措置を実施する。
東京消防庁・消防署	○ 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請する。 ○ 事故の状況に応じ、必要な措置を実施する。
事業者等（輸送事業者、事業者、現場責任者）	○ 事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずるとともに、警察官、海上保安官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置をとる。
国 (内閣府) (原子力規制委員会) (国土交通省) (警察庁) (総務省消防庁) (海上保安庁) (経済産業省) (厚生労働省)	① 内閣府の対応 ア 原子力緊急事態宣言の発出 イ 原子力災害対策本部の設置 ② 各省庁の対応 ア 事故情報の収集、整理及び分析 イ 関係省庁の講ずべき措置（事業者からの通報） ウ 係官及び専門家の現地派遣 エ 対外発表 オ その他必要な事項 ③ 派遣係官及び専門家の対応 関係省庁は、事故が発生した場合、現地に係官及び専門家を派遣する。係官は事故の状況把握に努め、警察官、海上保安官又は消防吏員に対する助言を行うとともに、関係各省との連絡を密にしつつ、事業者等に対する指示等必要な措置を実施する。専門家は、関係省庁の求めに応じて、必要な助言を行う。
都総務局	○ 事故の通報を受けた都総務局は、都の窓口として、直ちに区市町村をはじめ関係機関に連絡するとともに、国との連絡を密にし、専門家の派遣要請や区民の避難など必要な措置を講ずる。
都保健医療局	○ RI 使用医療施設での被害が発生した場合、RI 管理測定班を編成し、必要な措置を実施

(2) 詳細な取り組み内容

【実施主体】区

- 関係機関との連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。
 - ・ 区民に対する避難の勧告又は指示
 - ・ 区民の避難誘導
 - ・ 避難所の開設、避難住民の保護
 - ・ 情報提供、関係機関との連絡
- 原子力災害発生時の対応

区は、警察・消防等防災関係機関と連携し、放射性物質にかかる事故・災害等に関し積極的に情報を収集する。収集する内容は以下のとおりである。

 - ① 事故又は災害発生の時刻、場所
 - ② 事故又は災害の原因
 - ③ 放射性物質の種類及び量
 - ④ 事故又は災害の範囲及び量
 - ⑤ 汚染状況の調査
 - ⑥ 気象情報（風向き、風速）
 - ⑦ その他必要と認める事項
- 区民への周知

区は、放射性物質の運搬中の事故及び放射性物質による広域的災害が発生し、又は発生のおそれがあることを知った場合は、直ちに防災行政無線、広報車、緊急速報メール等を活用し、区民に情報を提供する。
- 避難

第2部「第9章 避難者対策」を準用する。

なお、その際は、国等の専門家等からの助言を得て、状況に応じて風向、風速、天候等に十分留意し、区民の生命、身体を守るために万全を期するものとする。

【実施主体】東京消防庁・消防署

- 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に次の各措置をとるよう要請する。
 - ・ 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置
 - ・ 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置
- 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施
- 放射性物質取扱施設の応急措置

東京消防庁・消防署は、放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各項の活動ができるよう関係者に指導を行う。また、災害応急活動は、第2部第5章第3節第2「2 消火・救助・救急活動」を準用することとする。

 - ① 施設の破壊による放射性物質の露出、流出に伴う危険区域の設定及び被害の拡大防止対策等、人命安全に関する応急措置を実施すること。

- ② 管理区域外で火災が発生した場合は、防護活動を実施すること。
- ③ 関係機関への連絡方法を確認すること。
- ④ 使用者に対して必要な措置を要請すること。

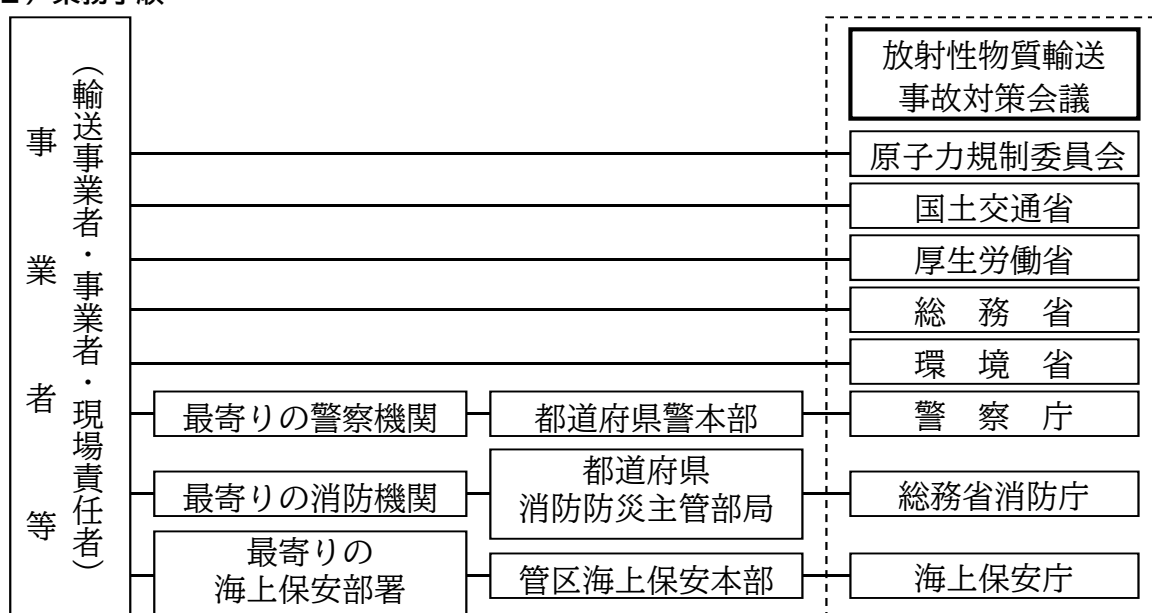
4 核燃料物質輸送車両等の応急対策

(1) 対策内容と役割分担

- 核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合のため、国の関係省庁からなる放射性物質安全輸送連絡会(昭和58年11月10日設置)において安全対策を講じる。

機関名	対策内容
区	○ 関係機関と連絡を密にし、必要に応じ、区民に対する避難の勧告等の措置を実施
警視庁・警察署	○ 事故の状況把握及び都民等に対する広報 ○ 施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示 ○ 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置
東京消防庁・消防署	○ 事故の通報を受けた旨を都総務局、 <u>区</u> に通報 ○ 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施
事業者等	○ 関係機関への通報等、応急の措置を実施 ○ 警察官等の到着後は、情報を提供し、指示に従い適切な措置を実施
原子力規制委員会 関係省庁	○ 放射性物質輸送事故対策会議の開催 ○ 派遣係官及び専門家の対応
都総務局	○ 事故の通報を受け、直ちに関係機関に連絡 ○ 国への専門家の派遣要請や住民の避難等の措置

(2) 業務手順



(3) 詳細な取り組み内容

【実施主体】区

① 事故情報の収集・連絡

- 都総務局と連携し、事故の状況、事業者及び関係機関の応急対策の活動状況等の情報を収集する。

② 事故の対応

- 区長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。
- 事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び区本部の設置等、必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図る。
- 国が原子力緊急事態宣言を発出し、原子力災害対策本部及び現地災害対策本部を設置した場合、区本部を設置し、必要に応じて次の措置を講ずる。
 - ・ 退避・避難収容活動
 - ・ 緊急輸送活動
 - ・ 事故状況の情報収集、被害状況の調査
 - ・ 各種規制措置と解除（飲料水・飲食物の摂取制限等）
 - ・ 区民の健康調査
- 関係機関と連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。
 - ・ 区民に対する避難の勧告又は指示
 - ・ 区民の避難誘導
 - ・ 避難所の開設、避難住民の保護
 - ・ 情報提供、関係機関との連絡

第3 復旧対策

1 保健医療活動

(1) 役割分担と対策内容

放射性物質及び放射線による影響を考慮し、原子力災害時における都民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は、次の保健医療活動を行う。

機関名		対策内容
区	災対医療衛生部	○ 健康相談に関する窓口の設置
	災対教育部	
	災対保健福祉部	
	災対都市整備部	
都保健医療局		○ 健康相談に関する窓口の設置等
都病院経営本部		○ 保健所、都立病院において外部被ばく線量等の測定

2 放射性物質への対応

(1) 役割分担と対策内容

放射性物質による環境汚染に関する国の対処方針や都内の状況等を踏まえ、空間放射線量の測定、除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

機関名		対策内容
区 都各局		○ 除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

3 風評被害への対応

(1) 役割分担と対策内容

風評等により農作物や工業製品等が購入されず経済的な被害が生じる。

このような風評被害を防ぐために、正しい情報を把握し発信する。

機関名		対策内容
区		○ 区民の安全確保のための正確な情報提供
		○ 区内の産業・経済への影響を防ぐための正確な情報提供
都産業労働局		○ 都内産農林水産物等の放射性物質検査を定期的の実施するとともに、都民に対して情報提供
		○ 海外のメディアや旅行事業者に対して、東京の安全性や魅力を PR
		○ 工業製品の放射線量測定試験を実施して検査証明書を発行する等、製品の安全性の PR に努める。
都中央卸売市場		○ 摂取又は出荷が制限・自粛された食品の流通を防止
		○ 卸売市場を流通する生鮮食料品の安全性の PR 及び正確な情報の提供

第12章 区民の生活の早期再建

本章における対策の基本的考え方

○ 区民の生活の早期再建に向けた基本的考え方

震災後の区民の生活再建を迅速に実施するためには、被災した区民の生活環境を早期に復旧させることが重要となる。

本章では、罹災証明書の交付、応急仮設住宅の供給、応急修理の実施、災害用トイレ及び尿処理体制、[災害廃棄物](#)処理等の区民の生活再建についての対策を示す。

第12章 住民の

第1節 現在の到達状況

- 被災者の生活再建対策：罹災証明書の早期交付が可能となる体制等の構築を目指す
- 災害時のトイレ衛生対策：災害用トイレの備蓄及び排便収納袋の備蓄を推進、民間事業者とし尿収集車両等の供給に関する協定を締結
- ごみ処理、災害廃棄物（震災がれき等）処理：世田谷区災害廃棄物処理マニュアルを令和2年6月に締結し、具体的な対応手順を定めている
- 応急教育：各校共通

第2節

- 約20万件と想定される罹災被害認定を早急を実施
- 被災者のニーズに対応する体制を構築
- トイレ衛生対策、し尿収集体制の構築、携帯用トイレの備蓄
- 最大で約257万トン（推計）（震災がれき等）の処理

最終版で修正

第4節 到達目標

- 生活再建の迅速化
- 災害用トイレ及びし尿収集・運搬体制の確保
- 災害廃棄物の処理

第5節 具

地震前の行動（予防対策）

○ 生活再建のための事前対策

- 応急危険度判定員の養成、被害家屋調査員の確保等
- 罹災証明書交付における各種情報連携に必要な体制やシステム化の検討
- 義援金配分事務の手續の明確化
- 多様性に配慮した女性の視点からの相談支援の検討

○ トイレの確保及びし尿処理

- 災害用トイレの確保・普及啓発、し尿収集体制の整備

○ ごみ処理、災害廃棄物（震災がれき等）処理

- 廃棄物関連施設や運搬車両等の備えを検証、確保
- 仮置き場等候補地の選定

○ 教育・保育対策

- 応急教育計画等に基づく防災体制の充実

地震直後の行動（応急対応）

○ 生活再建のための応急対応

- 応急危険度判定、家屋の調査
- 罹災証明書の交付準備
- 義援金の募集・受付

○ トイレ確保及びし尿処理

- 速やかな災害用トイレの確保

○ ごみ処理、がれき処理

- ごみ処理計画、災害廃棄物の処理
- 必要に応じて他自治体との連携

○ 教育・保育対策

- 応急教育・保育・新BCの推進

生活の早期再建

課題

災証明書の交付のため、建
する体制整備が必要
るため、相談しやすい体制
集における広域的な応援態
処理体制の確保
計量）が発生する災害廃棄物

第3節 対策の方向性

- 被災者を支援するためのシステム開発等による生活再建に向けた行政手続きの確立
- 「被災者生活再建支援システム」を活用した効果的な被災者支援を行うため、都内自治体共通の業務標準フローに沿って業務を実現するための体制整備を推進
- 災害時トイレの初期対応方法の啓発、し尿の収集・運搬に関する協力態勢の構築
- ごみ・災害廃棄物（震災がれき等）の収集・運搬体制の整備、集積場所と最終処分場の確保、広域処理体制の構築

最終版で修正

物処理体制の構築

体的な取組

策） 発災後72時間以内

地震後の行動（復旧対策）

発災後1週間目途

急対策

・住家被害認定調査等

、応急仮設住宅の確保等

生活相談、義援金の配分、生活再建資金援助等

租税等の徴収猶予及び減免、その他の生活確保等

中小企業等への融資、応急金融対策等

処理

の確保、し尿処理

○ し尿処理

し尿の広域処理の調整等

理

棄物処理実行計画の策定

等への応援要請

○ がれき処理

解体業者等との契約、仮置き場の確保・造成・監理契約、仮置き場での受入れ、受付窓口等の検討

IPの実施

第12章 区民の生活の早期再建

第1節 現在の到達状況と課題

1 被災者の生活再建対策

被災者が様々な生活再建支援を受ける際に必要となる「罹災証明書」の早期交付が可能となる体制等の構築を目指す。

義援金の配分については、都義援金配分委員会にて決定することとしている。

【課題】

罹災証明書の交付対象となる家屋は、約20万件と想定されるため、建物被害認定を早急に実施する体制整備が必要である。

被災者に対する義援金については、被害状況等を踏まえた配分方針の決定を迅速に行う必要がある。

区は、様々な被災者のニーズに対応するため、相談しやすい体制を構築する必要がある。

2 災害時のトイレ衛生対策

指定避難所となる区立小中学校の給排水設備の耐震化を推進するとともに、水洗トイレが使用できない場合に備え、区立小中学校や周辺の区立公園などへの災害用マンホールトイレの整備及び避難所運営用防災倉庫などへの排便収納袋の備蓄を進めている。

また、都下水道局との協議により、避難所周辺のマンホールを災害時仮設トイレ用マンホールとして指定し、さらに、し尿の汲み取りを要する状況が生じた場合に備えて民間事業者と「災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協力協定」、「災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定」を締結している。

【課題】

下水道整備地域が区内のほぼ全域を占めるため、区ではし尿収集車を保有しておらず、都内の民間事業者を含めても保有台数が極めて少ないことから、民間事業者を含む広域的な応援態勢が不可欠である。

また、携帯用トイレ（排便収納袋）の排出方法や収集・運搬方法の周知、収集・運搬に要する車両や処理・処分先の確保が必要となる。

3 ごみ処理、災害廃棄物（災害がれき等）の処理

区は、ごみ、災害廃棄物（災害がれき等）を迅速かつ的確に処理をすることで、区民の生活環境の保全と公衆衛生の確保をするために、「世田谷区災害廃棄物処理計画」を策定している。

また、23区と東京二十三区清掃一部事務組合の間で、「災害廃棄物の共同処理等に関する協定」を締結し、災害廃棄物の処理にあたっては、「（仮称）特別区災害廃棄物処理対策本部」を設置し、共同して処理を行うとともに、特別区内で処理しきれない場合等は、都を通じて広域処理を行うこととしている。

【課題】

災害廃棄物を一時的に保管するための仮置場等を確保する必要がある。また、速やかに処理

し、経費を縮減していくためには、災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場等の開設当初から分別を徹底して行う必要がある。

4 応急教育

災害時における学校の教育活動を早期に再開するため、各校共通の応急教育計画を策定している。

5 応急保育

災害時における保育活動を早期に再開するため、保育園防災マニュアルを策定し、防災対策及び応急保育実施のための取組みを進めている。

6 子どもの遊び場及び居場所の確保

災害時における子どもの遊び場や居場所の確保に向け、世田谷区業務継続計画（震災編）において児童館の再開を非常時優先業務に位置づけている。

【課題】

災害によって傷ついた子どもの心身の早期回復や、保護者が子どもの世話から一時的に離れて生活再建に向けた時間を確保する観点から、身近な地域・地区において子どもの遊び場や居場所を早期に確保・再開する必要がある。

第2節 対策の方向性

1 生活再建対策の早急な実施

被災者の生活の安定を早期に回復できるよう、罹災証明書の交付、臨時総合相談窓口の設置、建物被害認定を早急に実施する体制整備、共通番号を活用した被災者台帳の整備、被災者生活再建支援業務に係るシステムの活用等により、生活再建に向けた行政手続きの確立を図る。

被災者生活再建支援業務に係るシステムを活用した効果的な被災者支援を行うため、都内自治体共通の業務標準フローに沿って業務を実現するための体制整備を推進していく。

義援金の募集・配分については、必要な手続を明確にし、迅速に対応できる体制の構築を図る。区は、様々な被災者が相談しやすい体制を構築する。特に家族の世話や介護等をする被災者は、就労等が難しいため、相談・支援等の体制を検討する。

2 災害時のトイレ衛生対策

停電、断水、給排水管や污水处理施設の損傷など、様々な理由で使用できなくなる水洗トイレを健康と衛生に直結するライフラインの一つと捉え、発災から復旧までの時系列ごとの避難所や在宅におけるトイレ対策を検討する。

災害時のトイレ衛生対策の課題は、施設ごと、被災状況ごと、避難先ごとに異なる。今後、トイレ衛生対策の実態把握に努め、優先的に検討すべき事項を整理する。

特に、既設トイレの実態把握の対応、水洗トイレ使用可否判断と対応、災害用トイレの設置・使用・維持管理方法、避難所と在宅被災者（集合住宅・独立住宅）との連携方法を検討する。

さらに、在宅や学校、事業所等での災害時トイレの初期対応方法を啓発していく。

避難所等では、上下水道が復旧するまでの間に使用する災害用トイレを備蓄等により確保する。

なお、区内ではし尿収集車両の保有台数が極めて少ないことから、区は、災害用トイレの確保やし尿を下水道へ直接投入する方法など、被災状況に応じた収集・運搬体制の確保に努める。

併せて、し尿の収集・運搬に関しては、協定を締結している民間事業者との協力態勢を具体化した上で、処理体制の整備についての調整を行っていく。

都は、区が備蓄している災害用トイレやし尿収集車が不足する場合、広域的な応援の調整を行い、生活環境の保持を図る。

3 児童館の早期再開をはじめとした子どもの遊び場及び居場所の確保のための環境づくり

地区における身近な子どもの居場所であり、子どもの見守りの中核を担う児童館の早期再開に向け、職員確保等の体制構築を具体的に進めていく。児童館施設が使用できない場合においても、移動児童館事業の実施など他の場所で子どもの遊び場・居場所を確保する取組みを進める。

さらには、災害時における子どもの遊び場や居場所の確保に向けた環境づくりとして、平時より児童館が中核となって他の居場所をはじめ身近な地区の子どもの見守りに関わる団体等とのネットワーク強化を図るとともに、こうしたネットワークを活用しながら、災害時における子どもの居場所や遊びの重要性について周知啓発を図っていく。

第3節 具体的な取組み

第1 予防対策

1 生活再建のための事前準備

(1) 対策内容と役割分担

① 被災建築物応急危険度判定員及び被災宅地危険度判定士の確保

機関名		対策内容
区	◎災対都市整備部	○ 被災建築物応急危険度判定員の確保 ○ 被災宅地危険度判定士の確保
都		○ 被災建築物応急危険度判定員の確保 ○ 被災宅地危険度判定士の確保

② 災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備

機関名		対策内容
区	◎災対区民支援部	○ 内閣府のガイドライン等に基づき、住家の被害認定調査や罹災証明書の交付体制を予め検討し、不足が想定されるマンパワー等<u>への対策</u>を検討する。 ○ 住家被害認定調査や罹災証明書の交付事務手続等に関する職員研修を実施 ○ 東京消防庁との協定締結や事前協議による罹災証明書交付に係る<u>情報収集等、連携体制の確立</u>
	災対地域本部	○ 住家被害認定調査や罹災証明書の交付事務手続等に関する職員研修に参加
	災対都市整備部	○ 住家被害認定調査に関する支援を実施
東京消防庁・消防署		○ 火災による被害状況調査体制の充実 ○ <u>区との協定締結や事前協議による罹災証明書交付に係る火災被害の情報収集等、連携体制の確立</u>
都総務局 都主税局		○ 「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」の実効性の向上及び継続的な見直し ○ 被災者生活再建支援システム利用に関する区市町村間の調整 ○ 区市町村に対する研修や訓練の実施 ○ 区市町村の応援要員の確保の検討 ○ 固定資産関連情報等に関し、区と調整

③ 義援金の配分事務

機関名		対策内容
区	◎災対区民支援部	○ 義援金の募集・配分について、あらかじめ必要な手続を明確化
都総務局 都福祉局		○ <u>都</u>義援金配分委員会の委員は必要な時期に迅速に開催できるよう、あらかじめ、都、区市町村、日本赤十字社東京都支部その他関係機関の中から選任 ○ 義援金の募集・配分について、必要な手続きを明確化 ○ 義援金に関する寄付控除（国税及び地方税）等の取扱いの確認

④ 建設型応急住宅に関する計画の策定

機関名	対策内容
区 ◎区民政策本部	○ <u>あらかじめ建設候補地を決定</u>
都住宅政策本部	○ <u>建設候補地について、年1回区市町村から報告を求める。</u> ○ <u>建設候補地の状況に基づき、建設型応急住宅の配置計画を検討</u> ○ <u>規模に対応したコミュニティ施設等の設置を検討</u>

⑤ 被災者の生活相談等の支援

機関名	対策内容
区 ◎区民政策本部 区 災対地域本部 災対統括部	○ 災害時の女性支援拠点としての機能を整備

(2) 詳細な取組み内容

① 被災建築物応急危険度判定員及び被災宅地危険度判定士の確保

【実施主体】◎区民政策本部

都と連携し、被災建築物応急危険度判定員及び被災宅地危険度判定士の確保を推進する。

② 罹災証明書の交付

【実施主体】◎区民政策本部、区民政策本部、東京消防庁・消防署、都主税局

- 東京消防庁・消防署と区は、被害状況調査体制の役割分担を明確にするとともに、協定締結や事前協議等を行い、火災の罹災証明書交付に係る連携体制を確立する。
- 区は、ガイドラインに基づき、住家被害認定調査や、罹災証明書交付体制等の庁内体制を整備するとともに、業務のマネジメントや被災者生活再建支援システムの運用・実務を担う人材の育成に向けて研修や訓練を引き続き実施する。
- 区は、被災建築物応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違いなどについて周知するものとする。
- 区は、罹災証明書の交付に必要な固定資産関連情報について都主税局と連携を図る。

③ 義援金の配分事務

【実施主体】◎区民政策本部、区民政策本部

区は、都の義援金募集等に協力する場合、独自で義援金を募集する場合の双方について、必要な手続を明確にする。

* 世田谷区災害義援金要綱〔資料編資料第●・P●●〕

④ 建設型応急住宅に関する計画の策定

【実施主体】◎区民政策本部、都住宅政策本部

- 区は、あらかじめ、次の点を考慮の上、建設候補地を決定する。
・ 接道及び用地の整備状況

- ・ ライフラインの状況（埋設配管）
- ・ 避難場所などの利用の有無

- 都住宅政策本部は、常に最新の建設候補地の状況を把握しておくため、年1回区から報告を求める。
- 都住宅政策本部は、区から報告を受けた際、東京消防庁に情報を提供する。
- 都住宅政策本部は、発災後迅速に建設型応急住宅を着工できるよう、区と連携して候補地における具体的な配置計画等を検討する。
- 都住宅政策本部は、国の基準や災害関連死対策の観点を踏まえ、入居者の孤立防止や団地・地域住民との交流に配慮し、規模に応じた集会室や談話室等の設置について検討する。

⑤ 被災者の生活相談等の支援

【実施主体】区災対区民支援部、区災対地域本部、区災対統括部

区は、男女共同参画センターにおいて、女性のための相談窓口を開設し、男女共同参画の視点からの相談支援、女性に対する暴力等の予防啓発、相談窓口情報の提供、団体・専門家等の連携調整、女性の就業・起業等の支援などの実施を検討する。

2 災害用トイレの確保及びし尿の収集・運搬

（1）対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対統括部	○ 災害用トイレの確保（他自治体調整）
	災対地域本部	○ 災害用トイレの確保（地域間調整） ○ 避難所毎の避難者数に応じた生活用水の確保 ○ 避難所等におけるマンホールトイレ等の管理
	災対土木部	○ 公園等におけるマンホールトイレ等の整備
	◎災対清掃部	○ <u>関係団体と連携し、し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿の収集・運搬体制等を確保</u> ○ <u>都下水道局が管理する水再生センターや下水道幹線におけるし尿受入マンホール等への収集・運搬体制の確保等</u> ○ <u>避難所等から排出された携帯用トイレ（排便収納袋）の収集・運搬体制の確保と清掃工場等での焼却処理の要請</u>
都下水道局		○ <u>避難所等から排水を受ける下水道管とマンホールの接続部の耐震化などの推進</u> ○ し尿の受入れ体制の整備 ○ <u>災害用</u> トイレの設置ができるマンホールの指定拡大（区部）
都総務局		○ <u>関係各局や区市町村と連携し、総合的なトイレ対策の推進</u>
都福祉局		○ <u>トイレの不足等による衛生環境の悪化を防ぐ観点から、避難所などのトイレ機能を確保する取組を進める。</u>
都環境局		○ 区市町村の対応のみでは困難となった場合に備え、し尿収集車の確保に関する区市町村と関連事業者との協定等の締結を推進 ○ <u>し尿の収集・運搬に関する広域的な調整を円滑に実施</u>

(2) 詳細な取組み内容

① 災害用トイレの確保

【実施主体】区災対地域本部、区災対土木部、区災対統括部

- 災害発生当初は、避難者約 50 人当たり 1 基、その後、避難が長期化する場合には、約 20 人当たり 1 基の災害用トイレの確保に努める。
- 避難所等におけるし尿処理
 - ア 指定避難所となる区立小中学校では、給排水設備の耐震性の確保に努めている。
 - イ 水洗トイレが使用できない場合に備え、指定避難所となる区立小中学校や、公園等に、マンホールトイレを計画的に整備する。
 - * 指定避難所マンホールトイレ整備実績一覧〔資料編資料第●・P●●〕
 - ウ 都下水道局との協議により、避難所周辺等の耐震化工事済みの道路上マンホールを、災害時の仮設トイレ用マンホールとして指定していく。
 - * 災害時における下水道マンホール用仮設トイレの設置に関する覚書〔資料編資料協定第●・P●●〕
 - エ 都下水道局では、避難所等から排水を受入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化と避難所等へのアクセス道路を対象にマンホールの浮上抑制対策を実施している。
- 強固な構造や防犯性、利用者の利便性にも配慮。
- 仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成。
- 要配慮者の利用を想定して、車椅子利用者対応トイレ等の設置、一般トイレの洋式化、育児・介助者同伴や性別に関わらず利用できる男女共用トイレ等の設置などバリアフリー化を推進。

【実施主体】事業所及び家庭

- 当面の目標として、最低3日間分、推奨1週間分の災害用トイレ、トイレ用品を備蓄
- 水のくみ置き等により生活用水を確保

② 災害用トイレの普及啓発

- 新たに災害時トイレ衛生対策に係る啓発物を作成するなど、仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ区民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。
- 災害用トイレを利用した各種訓練（設置訓練・運営訓練等）を実施する。

③ し尿の収集

- 区は、都下水道局との覚書の締結により、水再生センター及び主要管きよの指定マンホールへの搬入体制を整備する。
- 区は、避難所等から排出される携帯用トイレ（排便収納袋）について、清掃工場での焼却処理を東京二十三区清掃一部事務組合に要請するほか、東京二十三区清掃一部

事務組合と連携し、都を通じて被災地以外の自治体等に要請を行うなどにより、広域的な処理体制を構築し、処理体制を整備する。

3 ごみ、災害廃棄物（災害がれき等）の処理

（1）対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対清掃部	○ <u>ごみ、災害廃棄物（災害がれき等）の処理に関する窓口</u> ○ <u>処理体制の整備・推進</u> ○ <u>仮置場等候補地の選定</u> ○ 関係団体等と連携し、民間事業者を含む廃棄物関連施設や運搬車両等の現況を把握し、不足が想定されるマンパワーや資機材等に対する備えを検証、確保
	災対土木部	○ <u>仮置場等候補地の確保</u>
都環境局		○ 区市町村を通して、都内全域のごみ処理体制を把握 ○ 区市町村の応援要請に迅速に対応するため、都内のごみ収集・運搬機材等や廃棄物処理施設の現況を把握、機材の確保や処理体制の協力体制を構築 ○ <u>区市町村が処理計画を策定、見直しをする際に支援を実施</u>
都総務局		○ 都の対策全般を総括 ○ 広域的な処理体制について連携体制の構築を推進

（2）詳細な取り組み内容

【実施主体】区災対清掃部

- 都、他区、東京二十三区清掃一部事務組合の災害廃棄物処理計画やマニュアルの策定状況を踏まえながら、区の計画やマニュアルの検証・修正を行うとともに、計画に基づく処理体制の整備を進める。
- 災害時における廃棄物の処理にあたっては、23区と東京二十三区一部事務組合と共同処理を行うことから、共同処理体制の整備や災害時協力協定の締結団体との連携体制の構築等に取り組む。

4 災害救助法等

（1）対策内容と役割分担

① 災害救助法の適用

機関名		対策内容
区	◎本部	○ 区長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当するか、又は該当する見込みがあるときはその旨を知事に直ちに報告する体制を整備する。
	災対各部	○ 職員は、適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。
都総務局		○ 災害救助法による救助の程度・方法及び期間等の基準に関して、区市町村に周知を徹底

② 激甚災害法の適用

機関名		対策内容
区	◎本部	○ 区長は、大規模災害が発生した場合は、知事に速やかにその被害の状況及びとられた措置等を知事に報告する体制を整備する。
	災対各部	○ 職員は、激甚災害指定手続等に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。
都総務局		○ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に定める事業に関して、関係各局に周知を徹底
都各局		○ 激甚災害法に定める事業や指定手続、必要となる報告事項等を事前に十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備

[* 激甚災害制度について〔資料編資料第●・P●●〕](#)

(2) 詳細な取組み内容

① 災害救助法の適用

ア 災害が発生した段階の適用

災害救助法による救助は、災害時の飲料水・食糧・医療等の応急、一時的救助を行うことによって、被災者の生活と社会秩序の保全を目的として実施する。区長は、災害救助法に基づき、都知事が救助に着手した時は、都知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。[災害救助法の適用基準は、次の通り。](#)

- (ア) 世田谷区の区域内の住家の滅失した世帯数が150世帯以上である場合
- (イ) 都の区域内の住家の滅失した世帯数が2,500世帯以上の場合であって、区の区域内の住家の滅失した世帯の数が75世帯以上である場合
- (ウ) 都の区域内の住家の滅失した世帯数が12,000世帯以上の場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合
- (エ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合

[* 災害救助法（抜粋）〔資料編資料第●・P●●〕](#)

[* 災害救助法施行令（抜粋）〔資料編資料第●・P●●〕](#)

[* 災害救助法施行細則（抜粋）〔資料編資料第●・P●●〕](#)

[* 被害程度の認定基準〔資料編資料第●・P●●〕](#)

[* 区市町村被害概数情報〔資料編資料第●・P●●〕](#)

イ 災害が発生するおそれ段階の適用

[災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、都が当該本部の所管区域として告示されたときに、都の区域内において災害により被害を受けるおそれがある場合、災害救助法を適用する。](#)

② 激甚災害法の指定基準

ア 激甚災害指定基準

昭和37年12月7日に中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に基準を定めている。

イ 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模で捉え、激甚災害として指定すること等の基準は、昭和43年11月22日の中央防災会議にて定められた。

*激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律〔資料編資料第●・P●●〕

*激甚災害制度について〔資料編資料第●・P●●〕

③ 災害救助基金の積立

区では、災害応急対策及び災害復旧に要する経費の財源に充てるため、世田谷区災害対策基金を積立している。財政上必要があると認めたときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

*世田谷区災害対策基金条例〔資料編資料第●・P●●〕

5 教育・保育対策

(1) 応急教育のための事前準備

① 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区 ◎災対教育部	○ 学校（園）長は、災害時における教育活動を早期に再開するため、応急計画の内容を熟知しておく

② 詳細な取り組み内容

【実施主体】区災対教育部

- 各学校は、学校安全対策マニュアルを活用し、学校防災計画を作成するとともに、日頃から防災訓練や安全指導、防災に関する研修を実施するなど、地域の実情を勘案した学校の防災体制の充実を図るよう努める。

(2) 応急保育のための事前準備

① 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区 災対保健福祉部	○ 災害時における保育活動を早期に再開するため、応急保育実施のための計画の作成及び更新

② 詳細な取り組み内容

【実施主体】区災対保健福祉部

- 保育園長は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じておかなければならない。
 - ア 園児の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置並びに保護者等との連絡方法に関すること。
 - イ 警視庁・警察署、東京消防庁・消防署（団）等との連絡網の確立に関すること。
 - ウ 保育時間内に災害が発生した場合、保護者の引取りは困難と予想されるため、残留園児の保護について対策を講じておく。
 - エ 防災物資、備蓄食糧等の準備に関すること。

オ その他必要な事項に関すること。

(3) 応急新 BOP のための事前準備

① 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区 ◎災対教育部 ◎災対保健福祉部	○ 災害時における新 BOP 活動を早期に再開するため、応急新 BOP 実施のための計画を作成

② 詳細な取組み内容

【実施主体】区災対教育部、区災対保健福祉部

- 事務局長は、災害の発生に備えて、学校と連携して次のような措置を講じておかなければならない。
 - ア 児童の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置並びに保護者等との連絡方法に関すること。
 - イ 警視庁・警察署、東京消防庁・消防署（団）等との連絡網の確立に関すること。
 - ウ 活動時間内に災害が発生した場合、保護者の引取りは困難と予想されるため、残留児童の保護について対策を講じておく。
 - エ 防災物資、備蓄食糧等の準備に関すること。
 - オ その他必要な事項に関すること。

6 子どもの遊び場及び居場所の確保

(1) 対策内容と役割分担

① 児童館の早期再開のための事前準備

機関名	対策内容
区 ◎災対保健福祉部	○ 災害時における子どもの遊び場及び居場所の確保に向け、児童館を早期に再開するための計画を作成

② 災害時における子どもの居場所や遊びの重要性に関する周知啓発

機関名	対策内容
区 ◎災対保健福祉部	○ 災害時における子どもの遊び場及び居場所の確保に向け、児童館を早期に再開するための計画を作成

(2) 詳細な取組み内容

① 児童館の早期再開のための事前準備

【実施主体】区災対保健福祉部

- 館長は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じておかなければならない。
 - ア 児童の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置並びに保護者等との連絡方法に関すること。
 - イ 警視庁・警察署、東京消防庁・消防署（団）等との連絡網の確立に関すること。
 - ウ 活動時間内に災害が発生した場合、保護者の引取りは困難と予想されるため、残

- 留児童の保護について対策を講じておく。
- エ 防災物資、備蓄食糧等の準備に関すること。
- オ その他必要な事項に関すること。

② 災害時における子どもの居場所や遊びの重要性に関する周知啓発

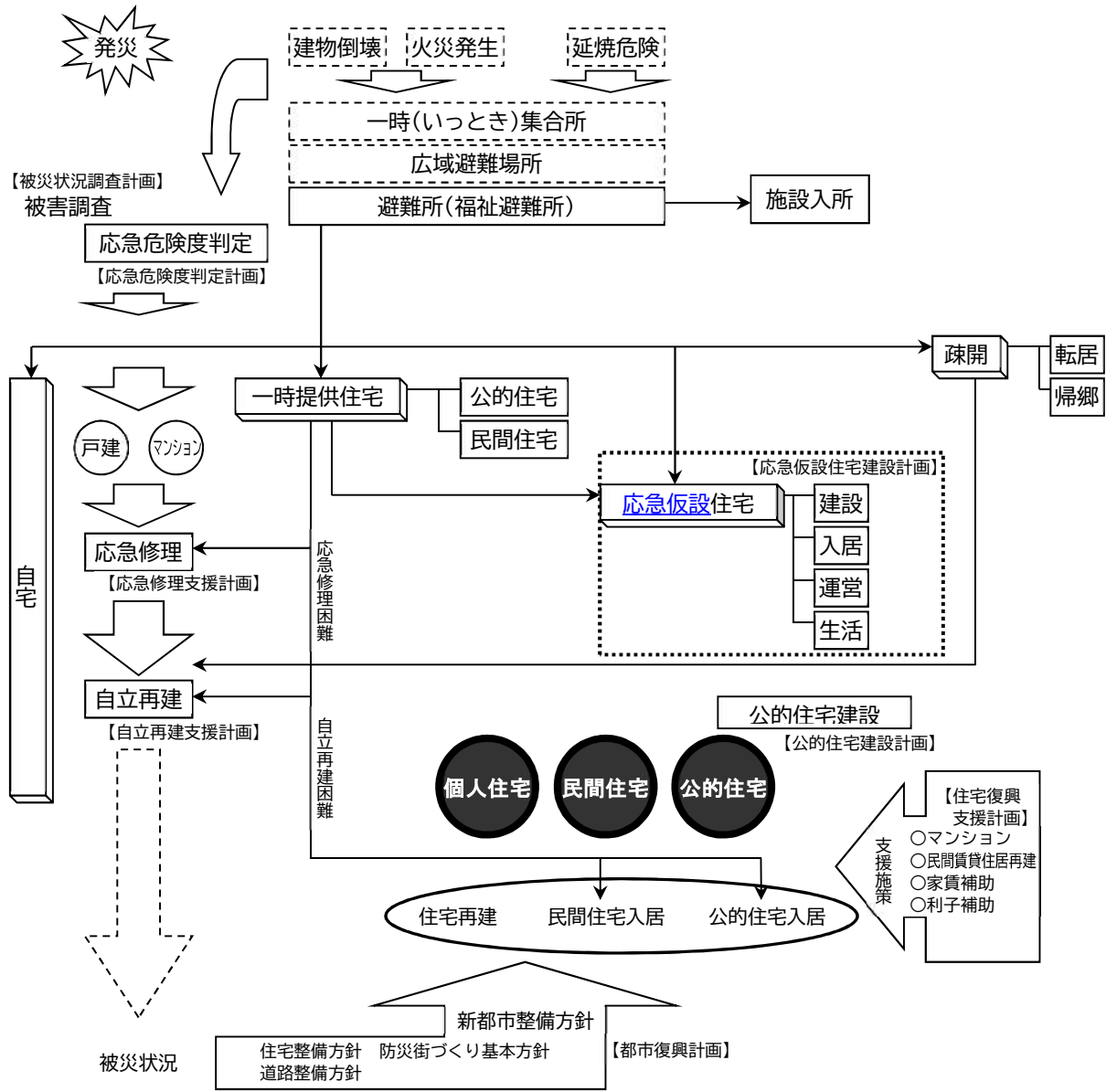
【実施主体】区災対保健福祉部

- より多くの人々に対して、災害時における子どもの居場所や遊びの重要性についての理解促進を図るため、関係団体等と連携しながら、講演会やシンポジウム等を実施していくとともに、児童館において、遊ぶ権利をはじめとした子どもの権利に関する学習機会を提供していく。

第2 応急対策

【住居困難者対策の流れ】

※各計画は被害状況に応じて策定する。



調査名	対象	目的	調査結果	実施主体	調査員
被災建築物 応急危険度 判定	被災住宅	二次災害防 止	危険・要注意・調査済	自治体	応急危険度判 定員
被災宅地危 険度判定	被災宅地	二次災害防 止	危険宅地・要注意宅 地・調査済宅地	自治体	被災宅地危険 度判定士
住家の被害 認定	家屋・住宅	罹災証明書 交付	全壊・大規模半壊・中 規模半壊・半壊・準半 壊・準半壊に至らな い（一部損壊）	自治体	区職員
地震保険損 害調査	加入した居 住用建物	地震保険査 定	全損・半損・一部損	損保会社	鑑定人等

1 被災建築物の応急危険度判定

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対都市整備部 災対地域本部	○ 地震発生後 14 日以内に終了することを目標に、二次災害の防止のための被害状況の把握、被災建築物の余震等に対する危険度の判定（応急危険度判定）を行い、必要な措置を実施 ○ 区長は、必要に応じて、都知事に対して、応急危険度判定員等の支援を要請する。
都		○ 都知事は、必要であると判断する場合は、国土交通省、各道府県、及び独立行政法人都市再生機構理事長に対し必要な応援を要請

(2) 詳細な取組み内容

【実施主体】区災対都市整備部、区災対地域本部

- 応急危険度判定による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図る。

- 対象建築物

被災建築物のうち、次のものとする。

- ① 防災上特に重要な施設
- ② 民間の戸建て住宅及び共同住宅
- ③ その他必要と認められる建築物

なお、応急危険度判定の際には、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（平成 29 年 9 月、環境省）を参考にして、石綿飛散の防止にも配慮する。

また、判定は概ね地震発生後 14 日以内に終了することを目標とする。

- 体制整備

被災住宅等の判定業務を行うために必要となる作業体制確保等について検討し、実施体制を整備する。

* 世田谷区被災建築物応急危険度判定実施要綱〔資料編資料第●・P●●〕

〔応急危険度判定の実施内容等〕※社会公共施設等として応急危険度判定を行う公的住宅を除く。

判定対象住宅	判定の実施
防災上特に重要な施設	○ 区が都や関係団体と連携して実施する。
民間住宅	○ 区は、都と連携し、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合は、応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。
区営・区立住宅	○ 区は関係団体等と連携して実施する。

2 被災宅地の危険度判定

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎ 災対都市整備部 災対地域本部	○ 区は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、被災宅地危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。 ○ 区長は、必要に応じて、都知事に対して、被災宅地危険度判定員等の支援を要請する。
都		○ 知事は、災害の規模が極めて大きく広範囲にわたるときは、必要に応じて他府県に対して被災宅地危険度判定士の派遣等を要請し、若しくは国土交通省に対し被災宅地危険度判定士の派遣等について調整を要請する。

(2) 詳細な取組み内容

【実施主体】区災対都市整備部、区災対地域本部

- 被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することによって、二次災害を軽減・防止し、区民の安全の確保を図る。
- [宅地造成及び特定盛土等規制法](#)第2条第1号に規定する宅地のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

○ 体制整備

被災宅地の判定業務を行うために必要となる作業体制確保等について検討し、実施体制を整備する。

*東京都被災宅地危険度判定実施要綱〔資料編資料第●・P●●〕

○ 判定結果の表示

被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

3 家屋被害状況調査等

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	災対地域本部	○ 建物の被害状況調査を行い、都本部に報告
東京消防庁・消防署		○ 火災による被害状況調査を実施
都		○ 被災区市町村の行う調査への職員の応援体制を整備・業務支援

(2) 詳細な取組み内容

【実施主体】区災対地域本部

- 国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」等を参考とし、区の罹災証明書交付事務マニユ

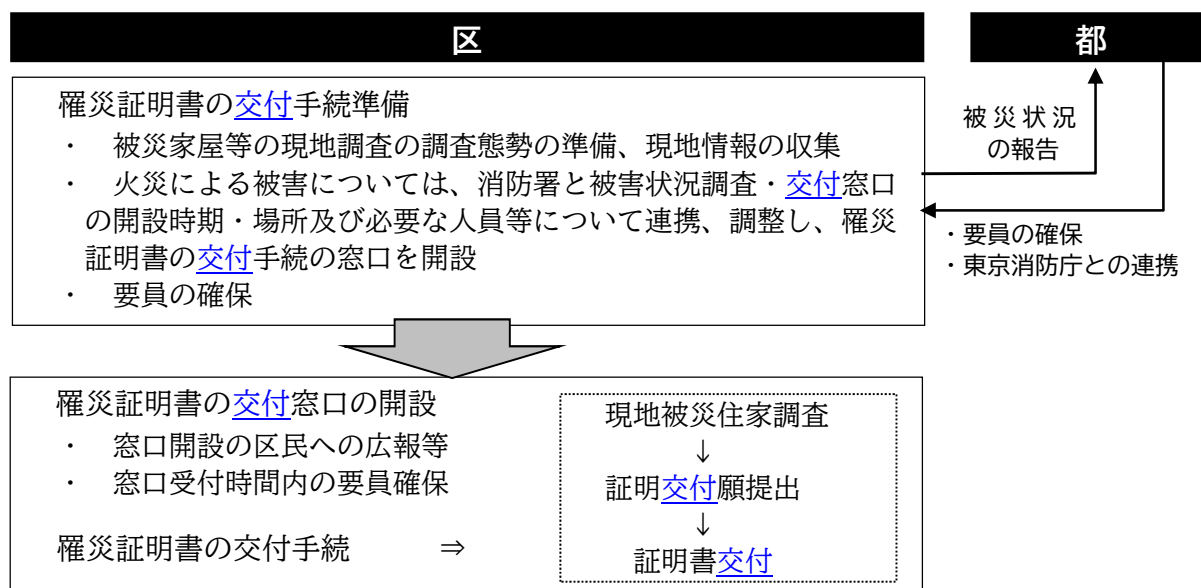
- アルを修正し、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法を定める。
- 上記指針に基づき、住家の被害状況調査を行い、都本部に報告する。

4 罹災証明書の交付準備

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対地域本部	○ 住家被害認定調査結果等を把握、区本部に報告し、区本部からは、都に報告
	災対区民支援部	○ 住家被害認定調査及び罹災証明書交付の実施体制を構築 ○ 住家被害認定調査実施に向けた計画等を策定 ○ 火災による被害状況に係る罹災証明書交付のための情報共有
東京消防庁		○ 火災による被害状況調査の実施に向けた、 区と の調整 ○ 火災による被害状況に係る罹災証明書交付のための情報共有
都総務局		○ 区市町村の要請に応じて、関係機関や他の地方公共団体に対して、住家被害認定調査等の要員確保に関する協力を要請 ○ 職員を被災区市町村へ派遣 ○ 共同利用版の被災者生活再建支援システムの利用に関する区市町村間の調整を実施 ○ 住家被害認定調査の実施に向けて区市町村間の調整を実施

(2) 業務手順



(3) 詳細な取組み内容

① 交付手続

- 区災対地域本部は、管内の罹災者台帳等に基づき、被災者の申請により[交付](#)する。
- また、東京消防庁・消防署が[交付](#)する火災による罹災証明書は、[交付](#)窓口の開設時期、開設場所及び必要な情報について区と協議し、罹災者の利便の向上に配慮した上で交付する。

- 都は、区市町村の罹災証明書の交付手続事務のほか、家屋の現況調査に関する応援要請に対して、他自治体や公的機関、大学等人員調整を広域的に実施し、手続を推進する。
- 罹災証明書^書の交付根拠となる、災害に係る住家被害認定調査を実施する。
- 被災者生活再建支援システムに最新の住民情報や家屋情報を登録するなど、システム稼働に向けた準備や資機材の確保を行う。
- 住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程などを含む調査計画を策定し、調査員及び庁内外の関係部署と共有したうえで、被害認定調査を実施する。
- 東京消防庁は、火災による被害状況調査の実施に向けて、区と連携を図る。
- 区と東京消防庁は、火災による被害状況に係る罹災証明書交付のために必要な情報の共有を図る。
- 都は、区が実施する住家被害認定調査のほか、罹災証明書の交付手続事務に関する応援要請に対して、関係機関や他の地方公共団体等人員調整を広域的に実施する。
- 都は、共同利用版のシステム利用自治体間における、調査表読込端末の配置や住基情報のインポートなど必要な事項の調整を行う。
- 都は、住家被害認定調査における調査対象や被害区分（全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない（一部損壊））等について区市町村間の調整を行う。
- 都は、住家被害認定調査や罹災証明書の交付手続事務に係る区市町村向け説明会を実施する。

② 証明の範囲

【実施主体】区災対地域本部、区災対区民支援部、東京消防庁・消防署

「災害対策基本法第2条第1号」に規定する被害の範囲で、次の事項について証明する。ただし、消防署長が交付する火災による罹災証明書については、東京消防庁・消防署が別に定める。

*被害程度の認定基準〔資料編資料第●・P●●〕

〔住家の被害〕

ア 全壊 イ 大規模半壊 ウ 中規模半壊 エ 半壊
オ 準半壊 カ 準半壊に至らない（一部損壊）

（住家以外の被害は、罹災届出兼証明書にて証明する）

* 罹災証明書・罹災届出書兼証明書〔資料編資料第●・P●●〕

5 義援金の募集・受付

（1）対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対区民支援部	○ 義援金の募集を行うか否かを検討し、決定 ○ 義援金の募集・受付に関して、都、日赤東京都支部、関係機関等と情報を共有
	日赤東京都支部	○ 義援金の募集を行うか否かを検討し、決定 ○ 義援金の募集・受付に関して、都、区市町村等と情報を共有
	都総務局	○ 区市町村等の義援金の募集・受付状況等を把握

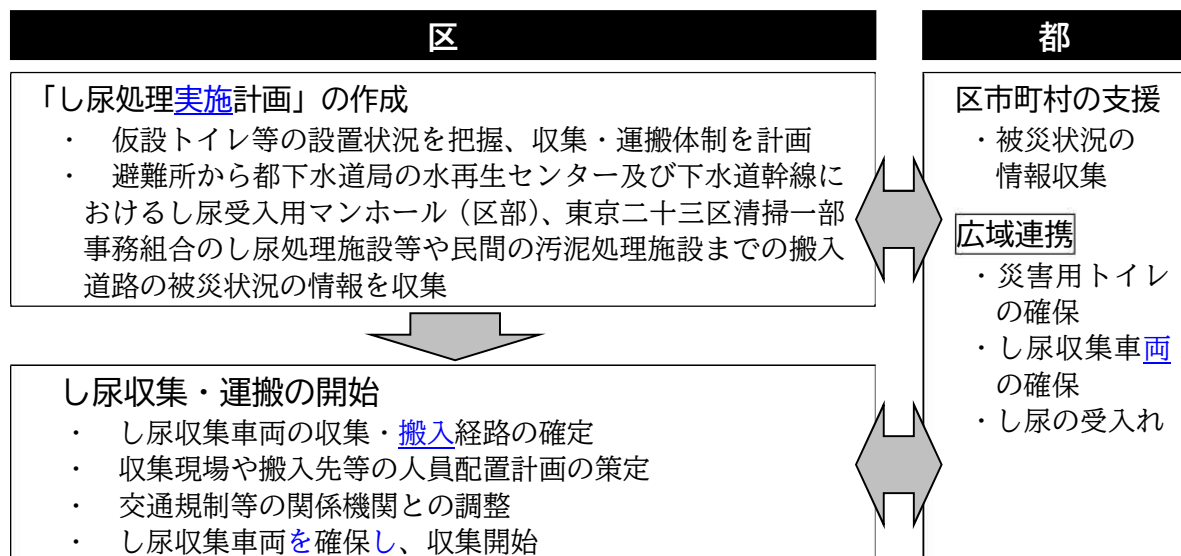
機関名	対策内容
都福祉局	○ 義援金の募集・受付に関して、区市町村、日赤東京都支部、関係機関等と情報を共有

6 トイレの確保及びし尿の収集・運搬

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	◎ 災対物資管理部 ○ し尿収集車による収集を要しない災害用トイレの輸送調整 - 災対地域本部 ○ 仮設トイレ等の設置状況の把握 ○ プール等を活用し、災害用トイレで必要となる生活用水を確保 ○ し尿収集車による収集を要しない災害用トイレを避難所等に確保するよう努める ◎ 災対清掃部 ○ し尿処理実施計画の策定、収集・運搬体制の整備
都下水道局	○ 水再生センターや下水道幹線におけるし尿受入用マンホール（区部）での、し尿の受入れ・処理
都本部	○ 災害用トイレに関する広域的な調整等
都環境局	○ し尿の収集・運搬に関する広域的な調整等

(2) 業務手順



(3) 詳細な取組内容

① 災害用トイレの活用とし尿の収集・運搬

- 都内ではし尿収集車両の保有台数が極めて少ないことから、区部では、し尿を下水道へ直接投入する方法を主として想定するなど、し尿収集車両による収集を要しないし尿処理体制の確保に努める。
- 仮設トイレ等を設置する際には、女性・要配慮者等の安全性の確保等に配慮して、多目的トイレの確保や設置場所の選定等を行う。

- 区は、し尿収集車両の確保に努めるとともに、携帯用トイレ（排便収納袋）の収集・運搬が可能な車両（平ボディ車等）の確保にも努める。
- し尿の汲み取りを要する状況が生じた場合には、し尿の収集及び運搬に必要な車両・作業員・資機材等の供給を協力協定締結業者に要請する。

*災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協力協定

〔資料編資料協定第●・P●●〕

*災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定〔資料編資料協定第●・P●●〕

*災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定〔資料編資料協定第●・P●●〕

- 区は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、汲み取りを必要とする仮設トイレ等のし尿をし尿収集車両により収集し、下水道局の水再生センター及び下水道幹線におけるし尿受入用マンホール、東京二十三区清掃一部事務組合のし尿処理施設や民間事業者の汚泥処理施設等に搬入する。
- 避難所等から排出される携帯用トイレ（排便収納袋）を平ボディ車両等で収集・運搬し、焼却処理を行う東京二十三区清掃一部事務組合の清掃工場へ搬入する。清掃工場での焼却処理が困難な場合は、都を通じて被災地以外の自治体の清掃工場での焼却処理要請や民間事業者の焼却処理施設への要請を行う。
- 確保できるし尿収集車両のみでは対応できない場合に、区は、都を通じて被災地以外の自治体等に応援を要請する。
- 都は、区からの要請に基づき、被災していない他の自治体や事業者団体などに対して、し尿収集車の確保についての広域的な調整・応援要請を行う。

② 避難所等における対応

ア 避難場所における対応

- 生活用水を確保し、下水道機能の回復を図る。
- 水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を確保し、対応する。

イ 避難所における対応

- 発災時は、し尿収集車両によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、区は、可能な限りし尿収集車両による収集を要しない災害用トイレ（携帯トイレ（排便収納袋）、マンホールトイレ等）を活用し、対応する。
- 区は、備蓄分が不足した場合には、都を通じて被災地以外の自治体等に応援を要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

ウ 事業所・家庭等における対応

- 上水機能に支障が発生している場合には、河川水、非常災害用井戸等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。
- 下水道の機能に支障が発生している場合には、事業所・家庭における備蓄（携帯用トイレ）を活用する。

7 ごみ処理

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	災対清掃部	○ 所管区域内の被災状況を把握 ○ ごみの発生推定量の算出、収集・運搬体制や一時的な集積場所の確保など、ごみ処理の計画策定
	都環境局	○ 広域的な支援要請等を実施 ○ 災害廃棄物処理に関して、国と国庫補助等の調整 ○ 区の要請に応じて、収集・運搬機材や人員等の派遣
	都総務局	○ 都本部の下、災害廃棄物処理のほか応急対策全般に関する調整 ○ 環境局と連携し、ごみ処理対策に関して広域的に協議

(2) 詳細な取組内容

【実施主体】区災対清掃部

区を実施主体とし、他区や東京二十三区清掃一部事務組合と連携し、都等との情報共有や連携を密にして対応する。

① 収集体制(応援体制)の整備

ごみの収集・運搬は、清掃事務所間での職員や清掃車両等の相互応援、関係事業者との連携により行うとともに、必要に応じて都を通じて被災地以外の他自治体等への応援要請を行い、収集・運搬体制の整備を図る。

② 収集作業等

震災後におけるごみの収集・運搬作業を開始するにあたっては、清掃工場等への搬入について東京二十三区清掃一部事務組合との調整を行う。なお、清掃工場等への搬入が困難な場合は、幹線道路に面した公有地等のオープンスペースを一時的な集積場所として活用し、収集・運搬の迅速化を図る。

8 災害廃棄物(災害がれき等)の処理

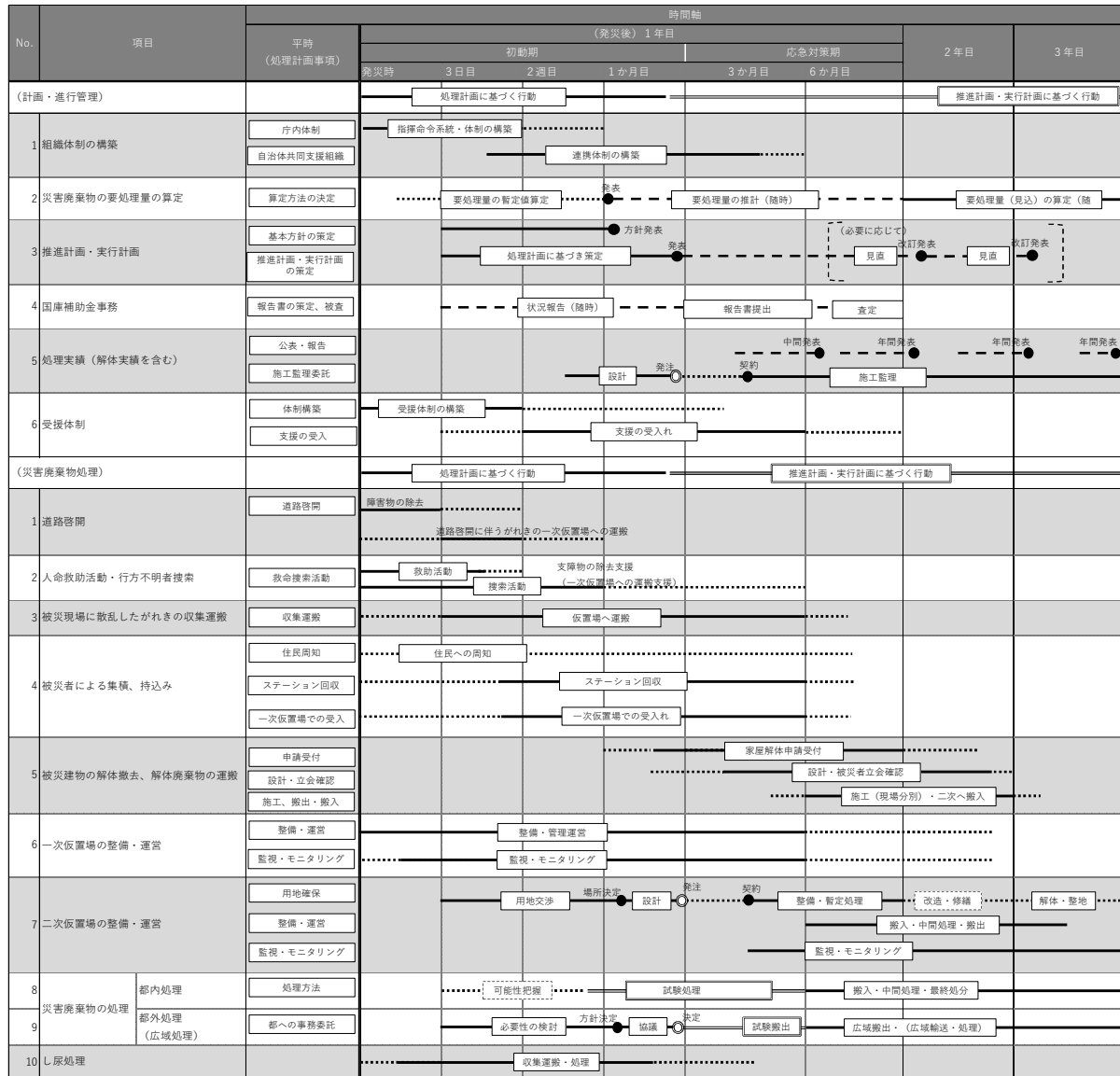
(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	災対清掃部	○ 23区策定の「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」や区災害廃棄物処理計画等に沿って対応 ○ 被災状況を都に報告し、必要に応じて被災地以外の自治体等への応援を要請 ○ 所管区域内の被災状況を確認し、災害廃棄物の発生推定量を算出、仮置場や処理フローを決定し、「災害廃棄物処理実行計画」を策定
	災対土木部	○ 区災害廃棄物処理計画等に沿って対応
	災対都市整備部	○ 区災害廃棄物処理計画等に沿って対応
都環境局		○ 広域的な支援要請等を実施 ○ 災害廃棄物処理に関して、国と国庫補助等の調整 ○ 区の要請に応じて、収集・運搬機材や人員等の派遣
都建設局		○ 緊急道路障害物除去路線上の障害物や災害廃棄物の道路障害物除去作業を実

第12章 区民の生活の早期再建
第3節 具体的な取り組み／第2 応急対策

機関名	対策内容
	施
都総務局	○ 都本部のもと、応急対策全般に関する調整とともに、環境局、建設局等と連携し、 災害廃棄物 処理対策に関して協議

(2) 業務手順



(災害廃棄物処理の基本的流れは、東京都地域防災計画 震災編 (令和5年修正) 別冊①資料 第2-13-3「災害廃棄物処理の基本的流れ」P361を参照)

(3) 詳細な取組内容

【実施主体】区災対清掃部、区災対土木部、区災対都市整備部、東京二十三区清掃一部事務組合、都第二建設事務所

ア **災害廃棄物**処理の基本方針

震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等

の再利用、適正処理を基本として処理を行い、埋立処分量の削減を図るとともに、アスベストなど有害物質、危険物質の分別や処理処分等の環境対策を行う。

また、国の「災害廃棄物対策指針」、都の「災害廃棄物処理基本計画」等を踏まえ、23区・東京二十三区清掃一部事務組合とともに、都や関係団体と連携して処理に取り組む。

- * 災害廃棄物は、法的（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）には一般廃棄物と位置付けられるため、被災自治体を中心となってその処理を担うことになる。しかし、平常時に自治体が取扱う一般廃棄物とは性状や分別の度合いも大きく異なる。例えば、平常時の家屋解体に伴い生じる廃棄物は産業廃棄物として位置付けられており、建設リサイクル法に基づく分別排出、再利用（再資源化）されるが、震災時には倒壊した家屋や家財に土砂・岩石等が混ざるなど混合状態で排出されることが予想される。その排出状態によっては、平常時には受入れられていた処理・処分施設への搬入ができなくなることから、災害の規模や内容に応じて特別な処理体制を構築する必要がある。

イ がれき処理対策班の設置

発災後、区は災害廃棄物の処理を行う臨時組織である「がれき処理対策班」を設置する。「がれき処理対策班」は、区の被害状況（廃棄物処理施設、家屋等）及び発生量の推計を都に報告するとともに、区の処理の基本方針を明らかにしたがれき処理の実施計画を策定し、他区や東京二十三区清掃一部事務組合との連携、民間事業者等の協力、都や国の支援などを受けながら処理する。

ウ 緊急道路啓開作業に伴う災害廃棄物の搬入

発災直後、救援活動を円滑に行うため実施する道路啓開作業により収集した災害廃棄物を仮置場等に搬入し、廃木材、コンクリートがら、金属くず等に分別する。道路啓開作業等に伴うがれきの仮置場は、区立公園等9箇所に設置する。また、容量を超えた場合には、都立公園2箇所（駒沢・蘆花）に設置する。

*がれき仮置場一覧〔資料編資料第●・P●●〕

エ 災害廃棄物の撤去及び倒壊建物の解体

災害廃棄物撤去に関しては、がれき処理対策班において区民からの申請を受け付け、適正に処理する。

なお、倒壊建物の解体は原則的に所有者が行うこととするが、個人住宅等について国が特例措置を講じた場合は、倒壊建物の解体等に関しても災害廃棄物撤去と同様に処理する。

また、撤去及び倒壊建物の解体にあたっては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（令和5年4月、環境省）等を参考にして、石綿のばく露及び飛散漏洩防止に配慮する。

オ 仮置場の設置

災害の規模や状況にもよるが、区内で発生する災害廃棄物の推計量が膨大な量であり、仮置場の設置場所については、ある程度まとまった空間スペースを有する区立公園等を候補地とし、周辺の状況（道路幅員等）を踏まえて設置していくこととする。なお、仮置場で分別等の処理を行った災害廃棄物は、できる限りリサイクル処理を行い、埋立処

分場等へ負担を極力軽減するよう努める。

カ 「東京都災害廃棄物対策本部（仮称）」の設置

都環境局は、速やかに被災区市町村及び各機関間との連携を図り、[災害廃棄物](#)処理を円滑に実施することを目的に、都本部の下に、東京都災害廃棄物対策本部（仮称）を設置する。

キ 「[（仮称）特別区災害廃棄物処理対策本部](#)」の設置

令和2年4月1日付で、23区と清掃一組との間で「災害廃棄物の共同処理等に関する協定」を締結した。災害廃棄物の共同処理を円滑に実施するため、「[（仮称）特別区災害廃棄物対策本部](#)」を設置して以下の役割を担う。

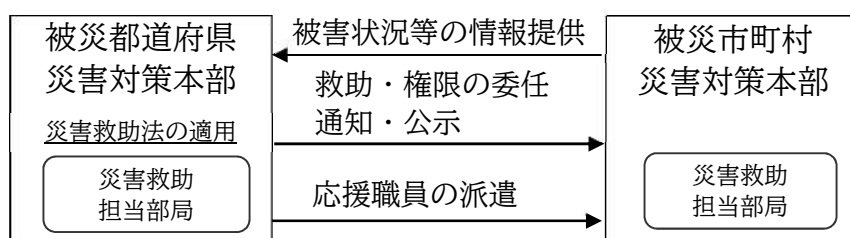
- ・ 災害廃棄物の共同処理における基本方針、基本施策策定に関すること。
- ・ 関係者間の情報の収集、整理及び共有化に関すること。
- ・ 車両の配車（東京二十三区清掃協議会が担任する事務を除く。）並びに二次仮置場及び仮設処理施設等への搬入の調整に関すること。
- ・ 二次仮置場及び仮設処理施設の設置及び運営の調整に関すること。
- ・ 民間施設での処理及び広域処理の調整に関すること。
- ・ 共同処理に係る国庫補助の調整に関すること。
- ・ その他、災害廃棄物の共同処理の調整に関すること。

9 災害救助法等の適用

（1）対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	本部	○ 区は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告
	都	○ 知事は、災害救助法の適用について、事前に内閣総理大臣にその旨を連絡 ○ 都本部が設置されている場合は、本部長室の審議を経て災害救助法の適用を決定。災害救助法適用の際には速やかに公布

（2）業務手順



* 災害救助法適用の流れ〔資料編資料第●・P●●〕

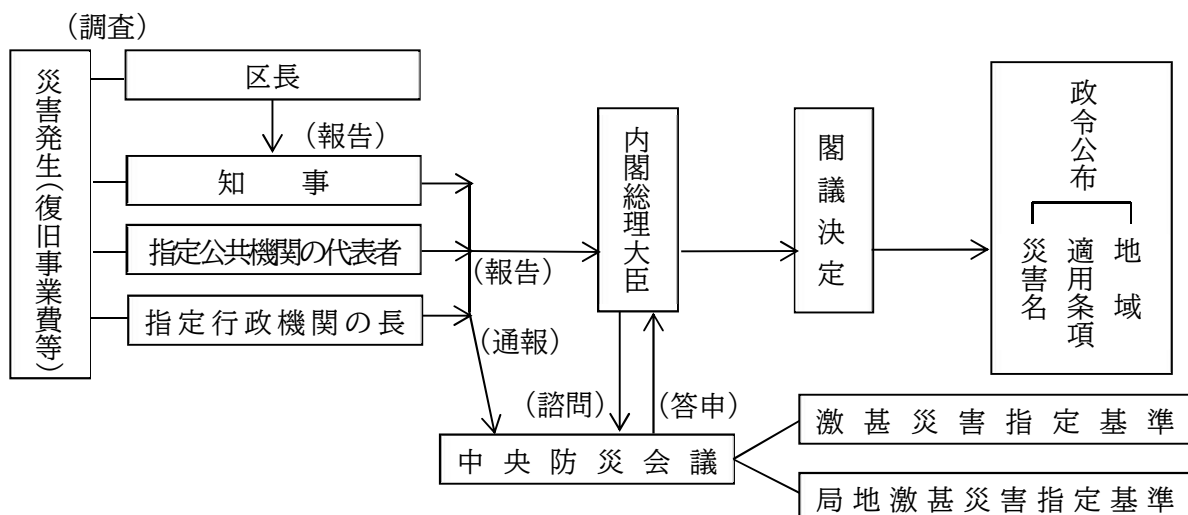
10 激甚災害の指定

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○ 激甚災害に関する調査報告 区長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し、知事に報告 ○ 特別財政援助等の申請手続等 激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出
都総務局 都関係局	○ 激甚災害に関する調査報告 ・ 都内に大規模な災害が発生した場合、知事は、区市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各局に必要な調査の実施を指示 ・ 局地激甚災害の指定は関係各局が翌年当初に必要な調査を実施 ・ 関係各局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚災害法に定める必要な事項を調査、都総務局に提出 ・ 都総務局長は各局の調査をとりまとめ、激甚災害の指定に関して都本部に付議 ・ 知事は、区市町村長の報告及び前記各局の調査結果をとりまとめ、内閣総理大臣に報告 ○ 特別財政援助等の申請手続等 ・ 都関係局は、激甚災害法に定められた事業を実施 ・ 激甚災害の指定を受けたときは、都関係局は、事業の種別ごとに激甚災害法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助等を受けるための手続その他を実施

(2) 業務手順

【激甚災害指定の手続フロー図】



(3) 詳細な取組内容

① 激甚災害指定の手続

- 区長は、災害が発生した場合は、速やかに、その災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を都知事に、都知事は内閣総理大臣に報告する。〔災害対策基本法第53条〕

- 大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。
- 中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

② 激甚災害に関する被害状況等の報告

- 区長は、その区域内に災害が発生した場合は、「災害対策基本法第53条第1項」に定めるところにより、速やかに、その被害状況等を都知事に報告するものとする。
- 被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとする。
 - ア 災害の原因
 - イ 災害が発生した日時
 - ウ 災害が発生した場所又は地域
 - エ 被害の程度（「災害対策基本法施行規則別表第1」に定める事項）
 - オ 災害に対しとられた措置
 - カ その他必要な事項

11 教育・保育対策

(1) 応急教育

① 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	災対教育部	○ 教職員はあらかじめ定められた学校（園）防災計画に基づき適切に行動 ○ 応急教育を実施する場所の選定・確保 ○ 応急教育実施計画に基づき、教育活動を再開 ○ 学用品等の調達及び支給

② 詳細な取組内容

【実施主体】区災対教育部

ア 災害時の態勢

- 学校（園）長は、災害の状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与えるとともに教職員はあらかじめ定められた学校（園）防災計画に基づき適切に行動する。
- 学校（園）長は、災害の規模、幼児・児童・生徒・教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握する。
- 学校（園）長は、担当の拠点隊（及び区災対教育部）に対し被害状況等を報告するとともに、校舎の管理に必要な職員を確保し、万全の態勢の確立に努める。
- 学校長は、学校に避難所が開設された場合、施設の長としてその開設、運営に積極的に協力する。
- 学校長は、応急教育実施のため臨時の学級編成を行うなど災害の状況に応じた教育活動の再開に努める。
- 学校（園）長は、応急教育の実施にあたって、区災対教育部に報告するとともに、速やかに幼児・児童・生徒及び保護者に周知徹底を図る。

イ 応急教育を実施する場所の選定・確保

- 学校長は、校舎等の被害状況及び避難所の開設状況を踏まえ、校内で応急教育を実施する場所を選定・確保する。
- 区災対教育部は、校舎の被害が大きい等の理由により、当該学校の外に応急教育を実施する場所を定めなければならない場合には、隣接校、区内学校、区有施設、区内民間施設、区外学校及び区外民間施設等、応急教育を実施する施設・場所を選定・確保するよう努める。

ウ 災害復旧時の態勢

- 学校（園）長は、教職員を掌握するとともに、校舎の被害状況を調査し、区災対教育部と連携し、教育活動の早期再開に向け、給食の再開準備や教科書及び教材の給与に協力する態勢の確保に努める。
- 区災対地域本部及び区災対教育部は、被災学校（園）との情報及び指令の伝達について万全を期すよう努める。
- 学校（園）長は、区災対教育部からの指示事項を徹底させるよう努める。
- 応急教育計画に基づき、教育活動を再開した場合には、登下校の安全の確保に万全を期すよう留意し、指導内容は主として健康及び子どものこころのケア、安全教育、生活指導に重点を置くようにする。なお、応急教育計画は、被害状況及び復旧状況等に応じて各校で適宜見直し、運用するものとする。
- 学校（園）長は、避難した幼児・児童・生徒について、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問させるなどして上記に準じた指導を行うよう努める。
- 学校（園）長は、災害の推移を把握し、区災対教育部と密接な連携のうえ、平常授業に戻るよう努め、その時期については早急に保護者に伝える。

エ 学用品等の調達及び支給計画

- 支給の対象
罹災児童・生徒に対し被害の実情に応じ、学用品等を支給する。
- 支給の方法
学用品の購入は原則として都知事が行い、その配分を区に委任するが、迅速に給与するため、区長が職権の委任を受け、調達から配分までの業務を行う場合の計画を策定する。
- 支給の期間
災害発生の日から教科書については1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内。ただし、交通、通信等の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、知事が厚生労働大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。
- 費用の限度
 - （ア）教科書
支給する教科書（教材を含む）の実費（「災害救助法」が適用された場合教科書は無償）
 - （イ）学用品（文房具及び通学用品）
「災害救助法施行規則」の直近の改正で定める額

(2) 応急保育

① 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区 ◎災対保健福祉部	○ あらかじめ定められた応急保育計画に基づき適切に行動 ○ 応急保育を実施する場所の選定・確保。

② 詳細な取組内容

【実施主体】区災対保健福祉部

- 施設の被災状況、施設使用可否等の情報収集及び区災対保健福祉部内、保育園等での周知を行う。
- 区災対保健福祉部内庶務、各担当への連絡調整、その他全般の調整を行う。
- 総務・情報連絡班との連絡調整を行う。
- 各保育園、私立保育園等からの園児等安否情報の集約を行う。
- 園児緊急保育の実施準備と決定を行う。
- 家族と離散した乳幼児等を対象とした緊急保育の実施準備と決定を行う。

(3) 応急新 BOP

① 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区 ◎災対教育部 ◎災対保健福祉部	○ あらかじめ定められた応急新 BOP 計画に基づき適切に行動 ○ 応急新 BOP を実施する場所の選定・確保

② 詳細な取組内容

【実施主体】区災対教育部、区災対保健福祉部

- 各校・児童館の被災状況、施設使用可否等の情報収集及び区災対保健福祉部内、各校・児童館等での周知を行う。
- 各担当への連絡調整、その他全般の調整を行う。
- 総務・情報連絡班との連絡調整を行う。
- 各校・児童館からの児童等安否情報の集約を行う。
- 児童緊急新 BOP の実施準備と決定を行う。
- 緊急新 BOP の実施準備と決定を行う。

12 子どもの遊び場及び居場所の確保

(1) 児童館の早期再開

① 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区 ◎災対保健福祉部	○ <u>あらかじめ定められた早期再開に関する計画に基づき適切に行動</u> ○ <u>児童館を再開する場所の選定・確保</u>

② 詳細な取組内容

【実施主体】区災対保健福祉部

- 各児童館の被災状況、施設使用可否等の情報収集及び区災対保健福祉部内での周知を行う。
- 各担当への連絡調整、その他全般の調整を行う。
- 総務・情報連絡班との連絡調整を行う。
- 児童館再開の準備と決定を行う。

第3 復旧対策

1 罹災証明書の交付

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	災対区民支援部	○ 住家被害認定調査の結果に基づき、罹災証明書の交付を支援 ○ 必要に応じて住家被害の2次調査を実施 ○ 被災者台帳の作成・管理
	災対地域本部	○ 罹災証明書の交付調整 ○ 罹災証明書の交付 ○ 火災被害の罹災証明書交付について東京消防庁と連携し、交付時期や交付場所等について調整
都総務局		○ 罹災証明書交付窓口の開設時期等について区市町村間の調整を実施 ○ 住家被害状況や被災者に対する支援状況の全体像の把握
東京消防庁		○ 区市町村が連携し、交付時期や交付場所等について調整を図り、火災被害に係る罹災証明書の交付の支援を実施

(2) 詳細な取組内容

【実施主体】区災対区民支援部、区災対地域本部、都総務局、東京消防庁

- 都総務局は、罹災証明書交付窓口の開設時期等に関する区市町村間の調整を行う。また、住家被害認定調査や罹災証明書の交付が進捗する中で課題が発生した場合についても調整を行う。
- 都総務局は、都の復興計画の策定に向けて、住家被害状況の全体像を区市町村から把握する。また被災者に対する支援状況についても全体把握し、都における支援策の検討に活用する。
- 東京消防庁は、火災による被害状況調査及び罹災証明書の交付について、区市町村と連携を図り、必要に応じて交付手続きの支援を行う。
- 区は、住家被害認定調査を実施するとともに調査結果をデータ化し、罹災証明書の交付に備える。
- 区は、住家被害認定調査の進捗状況や仮設住宅入居などの日程を確認しながら、交付日程について庁内調整するとともに、交付場所や資機材を確保する。また、都や区市町村と交付日程の足並みを揃えるなど調整をしたのち、交付日程等について被災者に広報する。
- 区は、住家被害認定調査の結果を被災者に説明しながら罹災証明書を交付し、被災者から同意が得られない場合には第2次調査を実施する。
- 区は、罹災証明書交付時に確定した情報等を基に被災者台帳を作成し、管理する。
- 区は、火災による被害状況調査及び罹災証明書の交付について、東京消防庁と連携を図る。

2 被災住宅の応急修理

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	災対都市整備部	○ 都が提示する募集選定基準等をもとに、募集・受付・審査を実施
都住宅政策本部		○ 居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持 ○ 応急修理の実施に係る方針（受付基準、金額等）の決定 ○ 関係団体及び協力業者との連絡調整

(2) 詳細な取組内容

【実施主体】区災対都市整備部、都住宅政策本部

＜都住宅政策本部＞

- 応急修理方針等を策定する。
- 事前協定等に基づき、関係団体等に対して協力要請をする。
- 区市町村に対して募集・受付・審査等を事務委任する。
- 人員の不足が見込まれる場合は、都本部に支援を要請する。

① 住宅の応急修理の概要

ア 応急修理の目的

災害救助法が適用された地域において、都は震災により住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。取壊しに伴う災害廃棄物の発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

また、屋根等の被害を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者は、緊急の修理の対象者とする。

イ 対象者

災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

ウ 応急修理事務の実施

都が定める実施要領に基づき、都から委任され実施を決めた区は、被災者からの応急修理の申込を受け付け、区長が交付する罹災証明書等により、対象者であることを確認し、対応する。

エ 対象戸数

対象戸数は、都知事が決定する。

オ 修理

都が、応急修理に関する協定締結団体と調整のうえ、応急修理を行う業者のリストを提示し、それを参考に区が作成したリストの中から被災者が選定した業者が、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。

緊急の修理は、災害により受けた被害を補償するものではなく、住家（屋根、外壁、建具（玄関、窓、サッシ等））について日常生活に必要な最低限度の部分の修理を行うまで

の間、ブルーシートやベニヤ板、落下防止ネットなどで緊急的に修理し、住宅の損傷が拡充しないようにするために実施する。

カ 経費

1世帯当たりの限度額は、国の定める基準以内。

キ 期間

応急修理は、原則として、災害発生の日から3か月以内に完了する（国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内に完了）。

緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了する。

ク 帳票の作成

応急修理を実施した場合、区及び都は、必要な帳票を整備する。

ケ 体制整備

住宅の応急修理等を行うために必要となる作業体制確保等について検討し、実施体制を整備する。

3 応急仮設住宅等の供与

（1）対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	災対都市整備部	○ 応急仮設住宅の供給 ○ 不足分に対する都及び他自治体への協力要請 ○ 必要に応じて、工事監理への協力を努めるとともに、入居者の募集・受付・審査等の事務を行う。
	都住宅政策本部	○ 応急仮設住宅等（公営住宅等の空き住戸利用、<u>賃貸型応急</u>住宅及び建設型<u>応急</u>住宅）の必要量を迅速に把握し、応急仮設住宅等供給方針を作成・公表 ○ 応急仮設住宅等の供与に係る建設業務や既存空き住戸の確保業務などを開始するとともに、住宅種別毎に募集計画等を策定し、区市町村、関係機関への周知、応援体制の確保を図る。

（2）詳細な取組内容

《都住宅政策本部》

- 応急仮設住宅等供給方針を策定する。
- 公的住宅の空き住戸を確保する。
- 賃貸型応急住宅の確保に向け、事前協定に基づき、関係団体へ協力を依頼する。
- 建設型応急住宅の計画・建設を開始する。必要に応じて、区に工事監理等を委任する。
- 募集・受付・審査等の業務について、区に事務委任するとともに、募集計画等を提示する。

① 建設型応急住宅

ア 建設主体

応急仮設住宅の設置は、災害救助法適用後は都が行い、区はこれに協力する。

ただし、災害救助法が適用されない場合その他で、区長が特に必要と認めた場合は、区において設置する。

イ 供給戸数

供給戸数は、都知事が決定する

ウ 建設用地の選定

- (ア) 区はあらかじめ次の点を考慮のうえ、建設候補地を定めておくものとする。
 - 接道及び用地の整備状況
 - ライフラインの状況（埋設配管）
 - 避難所などの利用の有無
- (イ) 都は、建設候補地の中から、建設地を選定する。
- (ウ) 各区市町村の区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合など、必要に応じて区市町村相互間で調整を行う。
- (エ) 区は、常に最新の建設予定地の状況を把握し、都の求めに応じて報告する。

＊災害時における生産緑地の活用と協力に関する協定〔資料編資料協定第●・P●●〕

エ 住宅の規模及び構造等

- (ア) 平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ・木質系プレハブ、木造、又はユニットとし、必要に応じて、高齢者や障害者世帯に適した設備・構造の住宅とする。
- (イ) 1戸あたりの床面積は29.7㎡を基準とし、世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。
- (ウ) 1戸あたりの設置費用については、国の定める基準による。
- (エ) 住宅は、災害発生の日から20日以内に着工する。
- (オ) 工事の監督は都が行うが、これにより難しい事情がある場合には、区に委任することができる。

＊災害時における応急対策業務に関する協定書〔資料編資料協定第●・P●●〕

オ その他

応急仮設住宅を同一敷地内、又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を、近隣の既存集会施設等の設置状況を勘案した上で整備する。

② 賃貸型応急住宅

区及び都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。

③ 公的住宅の活用による一時提供型住宅

区及び都は、公的住宅等の空室を確保し、被災者に供給する。

(3) 入居資格

次の各号の全てに該当する者のほか、都知事が必要と認める者とする。

- 住家が全焼、全壊又は流失した者
 - 居住する住家がない者
 - 自らの資力では住家を確保できない者
- 使用申込みは1世帯1箇所限りとする。

(4) 応急仮設住宅の管理及び入居期間

- 応急仮設住宅の管理は原則として、供給主体が行う。
- 区は、入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備する。
- 応急仮設住宅の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。

〔建設型応急住宅〕

事 項	内 容
建設地	○ 都は<u>区市町村から報告を受けた建設候補地</u>の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮 ○ 選定に当たり、各区市町村の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、都との調整を踏まえ、区市町村相互間で戸数を融通し割り当てる。 ○ 都住宅政策本部は、建設地及び建設計画が決定した際、東京消防庁・消防署に必要な情報を提供
構造及び規模等	○ 平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットを標準とし、必要に応じ、その他構造を選定する。 ○ 必要に応じて、<u>集会所設置やバリアフリー対応など、被災者コミュニティや高齢者・障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。</u> ○ 1戸当たりの規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて、都が設定する。 ○ 1戸当たりの設置に係る費用については、国の定めによる。 ○ 都住宅政策本部は、建設する仮設住宅の標準仕様書について、東京消防庁、<u>一般社団法人建設業協会</u>、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、<u>一般社団法人日本木造住宅産業協会</u>等と協議を行い、防火安全対策を実施
建設工事	○ 災害発生の日から20日以内に着工 ○ 都は、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、<u>一般社団法人全国木造建設事業協会</u>、又は一般社団法人<u>日本木造住宅産業協会</u>があっせんする建設業者に建設工事を発注 ○ 必要に応じ、他の建設業者にも発注 ○ 都は、必要に応じて、工事の監督を区市町村等に委任 ○ 都住宅政策本部は、建設工事が終了し、使用が開始されることについて、東京消防庁・消防署に情報を提供
その他	○ 区市町村は、東京消防庁・消防署が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導

4 公的住宅等の応急修理

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区 災対都市整備部	○ 区は、区営及び区が建設した区立住宅について、応急修理に当たる。
都住宅政策本部	○ 都は、都営住宅等について、都住宅供給公社と協力して応急修理に当たる。

5 建設資材等の調達

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区 災対都市整備部	○ 応急仮設住宅資材等の調達及び要請を実施
都住宅政策本部	○ 応急仮設住宅資材等の調達及び要請を実施
資材業者	○ 仮設住宅の早期建設に向け、建設用地や建設資材の確保

6 被災者の生活相談等の支援

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区 ◎災対区民支援部	○ 被災者のための相談窓口の設置を調整し、被災者の生活再建に係る活動に必要な情報を共有するとともに、被災者台帳を作成・管理
区 災対地域本部	○ 多様性に配慮した視点からの相談支援等を実施
警視庁・警察署	○ 被災者のための相談所・窓口を設置し、被災者の生活再建に係る活動に必要な情報提供を行うとともに、支援状況等を被災者台帳に記録
警視庁・警察署	○ 警視庁・警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、警察関係の相談に当たる。
東京消防庁・消防署	○ 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に対応
都	○ 区市町村が被災者台帳の作成のため、都が保有する被災者に関する情報を必要とし、その情報の提供の求めがあったときは、被災者に関する情報の提供を実施
都福祉局 都都市整備局 都住宅政策本部	○ 被災者臨時相談窓口を設置
	○ 被災1か月後を目途に被災者総合相談所を開設
	○ 男女平等参画の視点からの相談支援等の実施
	○ 区市町村と連携し、被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施

(2) 詳細な取組内容

【実施主体】◎区災対区民支援部、区災対地域本部

- 被災者のための相談所を設置し、効果的かつ迅速な被災者の生活再建に向けて必要な情報を提供する。
- 設置した相談所で、要望等を聴取し、その解決を図るほか、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して対応する。
- 相談事項や実施した支援内容等については被災者台帳に記録し、進捗状況を管理する。
- 区は、男女共同参画センターらぷらすにおいて、女性のための相談窓口を開設し、男女共同参画の視点からの相談支援、女性に対する暴力等の予防啓発、相談窓口情報の提供、団体・専門家等の連携調整、女性の就業・起業等の支援などの実施を検討する。
- 臨時総合相談窓口の開設
 - 区民生活の回復、復興に関する広範囲な相談を1箇所で受付して、必要な情報を一元的に提供できる、臨時の総合相談窓口を開設する。相談窓口は原則として各総合支所に開設する。
 - 被災者からの要望事項等を聴取して、その解決を図る。

- ・ 迅速かつ適切な相談業務を行うため、区の関係部局と密接な連携を図る。
- ・ 相談内容、被害状況等について、都、関係防災機関等と連携を密にして、共同した相談体制を整備する。

○ 専門相談体制の整備

被災者の抱える土地・建物等の様々な法律・税務上の問題、介護や看護など技術的・制度的な問題、災害時の急激な環境変化が原因と思われる心の問題等、専門性の要求される相談内容については、専門家や関係専門団体、専門ボランティア等の協力を得て、専門相談体制を整備する。

被災女性等の抱える不安や悩みについては、男女共同参画センターらぷらすにおいて、男女共同参画の視点からの相談支援、女性に対する暴力等の予防啓発・相談窓口情報の提供、団体・専門家等との連携調整、女性の就業・起業等の支援などを実施することを検討していく。

* 災害時における法律相談に関する協定〔資料編資料協定第●・P●●〕

7 義援金の募集・受付・配分

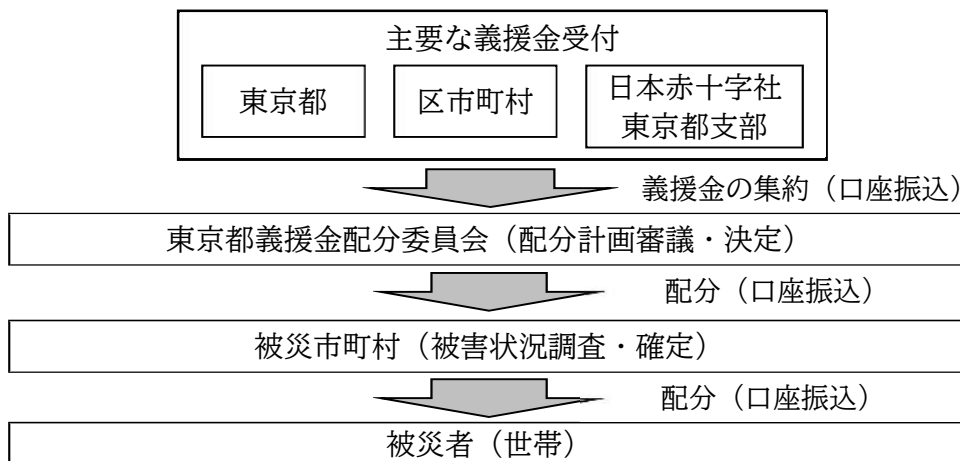
(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎ 災対区民支援部 災対地域本部	① 義援金の受付 ア 窓口による受付 義援金の受付窓口を災対区民支援部、災対地域本部、拠点隊にそれぞれ開設する。受け取った義援金は、速やかに本部長（区長）の口座に振り込むか、災対区民支援部へ使送する。義援金の受領については、別に定める様式により、寄託者に受領書を発行する。 イ 口座振り込みによる受付 本部長（区長）の口座を開設し、義援金を受け付ける。なお、振り込み用紙をもって受領書の発行に代える。 ウ 義援金の受付状況を都義援金配分委員会へ報告し、義援金を送金する。 エ 義援金の報告書は、災対区民支援部で集約する。 ② 義援金の配分 ア 都義援金配分委員会で定めた配分計画等を踏まえ、迅速・公平に被災者へ配分する。 イ 同委員会の決定を受けた義援金を災対区民支援部から災対地域本部、拠点隊の口座に振り込み、速やかに交付窓口を開設する。なお、配布にあたっては日赤奉仕団、町会・自治会等に協力を要請する。 ウ 義援金の配分状況を都義援金配分委員会へ報告する。 ③ 義援金の保管場所等 義援金は都義援金配分委員会に送金するまでは、災対区民支援部等で預金・保管する。
	警視庁・警察署	○ 警視庁・警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、

機関名	対策内容
	警察関係の相談に当たる。
東京消防庁・消防署	○ 被災者からの申請により、区市町村と連携して罹災証明書を交付
日赤東京都支部	○ 受領した義援金は、都委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、「預り金」として、一時保管 ○ 義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、都委員会の指定する口座に送金
都福祉局	① 都義援金配分委員会の設置 ○ 義援金の募集を決定次第、あらかじめ選任された委員により、都本部に都義援金配分委員会を設置 ② 義援金の管理 ○ 都福祉局は、義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、預り金として都委員会が指定する方法で管理 ③ 義援金の配分 ○ 都委員会の開催 義援金の募集開始後、都委員会を開催し、以下の事項を審議、決定 ・ 被災区市町村への義援金の配分計画の策定 ・ 義援金の受付・配分に係る広報活動 ・ その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項 ○ 義援金の送金 決定した配分計画に基づき義援金を、区市町村に送金 ④ 義援金の広報 ○ 義援金の募集方法、寄せられた義援金額や配分状況について、ホームページに掲載する等により、広く周知

(2) 業務手順

〔義援金受付・配分の流れ〕



義援品（義援物資）については、「第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進」に記載している。

8 被災者の生活再建資金援助等

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎災対区民支援部	○ 災害弔慰金の支給の調整 ○ 被災者生活再建支援法適用の調整 ○ 災害障害見舞金の支給の調整 ○ 資金の貸付の調整 ○ 以上業務を都や関係機関と連携して行う
	災対地域本部	○ 災害弔慰金の支給 ○ 被災者生活再建支援法の運用 ○ 災害障害見舞金の支給 ○ 資金の貸付
	災対物資管理部	○ 租税等の徴収猶予及び減免
	災対保健福祉部	○ 租税等の徴収猶予及び減免
都福祉局		○ 災害弔慰金等の支給 ○ 災害援護資金の貸付 ○ 被災者生活再建支援金の支給
都福祉局 都社会福祉協議会		○ 生活福祉資金の貸付

(2) 詳細な取組内容

① 災害弔慰金の支給

【実施主体】区災対区民支援部、区災対地域本部

暴風・豪雨等の自然災害により死亡した区民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

対象災害	- ア 住居が5世帯以上滅失した災害 - イ 上記に定める程度以上の災害に準ずる程度の災害として内閣総理大臣の定めるもの
支給額	- ア 生計維持者が死亡した場合 500万円 - イ その他の者が死亡した場合 250万円
遺族の範囲	配偶者・子・父母・孫・祖父母。 いずれも存在しない場合は、死亡者の兄弟姉妹（死亡当時その者と同じ居し、又は生計を同じくしていたものに限る）。 姻族は対象とならない。

* 災害弔慰金の支給等に関する条例〔資料編資料第●・P●●〕

* 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則〔資料編資料第●・P●●〕

② 被災者生活再建支援事業の運用

【実施主体】区災対地域本部、区災対区民支援部（ただし、区は被害認定や支給申請書の案内、受付のみ。審査、支給等は国の関係機関が行う。）

被災者生活再建支援法の適用を受け、かつ東京都の被災者生活再建支援事業が発足した場合は、「半壊」の被害を受けた世帯で、住宅の「建設・購入」、「補修」、「賃貸」に要

した費用を補助するための支援金を支給する。

＊被災者生活再建支援法（抜粋）〔資料編資料第●・P●●〕

＊被災者生活再建支援法施行令（抜粋）〔資料編資料第●・P●●〕

＊被災者生活再建支援法による支援金の概要〔資料編資料第●・P●●〕

③ 災害障害見舞金の支給

【実施主体】区災対区民支援部、区災対地域本部

自然災害により、精神又は身体に著しい障害を受けた区民に対し、区が設置する審査委員会の決定に基づき、災害障害見舞金を支給する。

対象災害	ア 住居が5世帯以上滅失した災害 イ 上記に定める程度以上の災害に準ずる程度の災害として内閣総理大臣の定めるもの
支給額	ア 生計維持者 250 万円 イ その他の者 125 万円
障害対象となる程度	ア 両眼が失明したもの イ 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ウ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの エ 両上肢ひじ関節以上切断など

＊災害弔慰金の支給等に関する条例〔資料編資料第●・P●●〕

＊災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則〔資料編資料第●・P●●〕

④ 租税等の徴収猶予及び減免

【実施主体】区災対物資管理部、区災対保健福祉部、区災対区民支援部

被災した納税義務者、又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）、被保険者等に対し、法令等により、期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を、それぞれの実態に応じ適時適切に講ずるものとする。

ア 特別区税の納税緩和措置

（ア）期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は区税を納付若しくは納入することが出来ないと認めるときは、次の方法により災害がおさまったあと条例で定めるところにより、当該期限を延長する。

- 災害が広域にわたる場合、区長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。
- その他の場合、災害がおさまったあと速やかに、被災納税義務者等による申請があったときは、区長が納期限を延長する。

（イ）徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が区税を一時に納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められたときは、さらに1年以内の延長を行う。

(ウ) 滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止及び換価の猶予等適切な措置を講ずる。

(エ) 減免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について次により減免を行う。

- ・特別区民税（都民税個人分 [及び森林環境税](#)を含む）

被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

- ・軽自動車税

被災した納税義務者等の状況に応じて減免を行う。

イ 国民健康保険料の減免

(ア) 減免

災害により、生活が著しく困難となった者に対し、被災の状況に応じて保険料を減免する。

(イ) 徴収猶予

災害により、財産に損害を受けた納付義務者が保険料を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づきその納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内において徴収を猶予する。

ウ 国民年金保険料の免除

被保険者（強制加入）又はその世帯員が災害により財産に被害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、内容審査のうえ年金事務所に報告する。免除の認定については、日本年金機構が審査のうえ決定する。

エ 保育所措置費徴収金の減額

災害により損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて減額する。

オ 介護保険料の減免等

災害により著しい損害を受けた場合、条例の規定により、保険料を徴収猶予、減免する。

* 世田谷区介護保険条例

カ 後期高齢者医療保険料の減免

(ア) 減免

災害により被保険者が死亡又は一定の障害者になった場合、被保険者及び連帯納付義務者が所有かつ居住する住宅又は家財につき床上浸水又は住宅等が10分の3以上の被害を受けた場合、被保険者の保険料を申請に基づき減免する。ただし、減免及び減免割合の決定については、保険者である東京都後期高齢者医療広域連合による所得等の審査による。

(イ) 徴収猶予

災害により上記の損害を受けた被保険者のうち、徴収時期を変更することにより保険料の納付が可能となると認められる者について、申請により6箇月以内を限度として徴収を猶予する。ただし、徴収猶予の決定については、保険者である東京都後期高齢者医療広域連合による所得等の審査による。

⑤ 資金の貸付

地震等の災害により、住家等に被害を受けた者に対して、住宅の建設又は補修等の整備に必要な資金を貸付けるほか、被害を受け生業の根底を失った者に対し世帯更生資金を貸付け、もって居住の安定をはかるとともに、その自立の助長に寄与する。

ア 災害援護資金の貸付

【実施主体】区災対区民支援部、区災対地域本部

地震等の災害により、世帯主の負傷及び住居・家財に損害を受けた世帯に対し、生活の立て直しに資するため災害援護資金を貸付ける。

* 災害援護資金〔資料編資料第●・P●●〕

イ 応急小口資金の貸付

【実施主体】区災対保健福祉部、区災対地域本部

病気、火災、その他の災害及び結婚、出産、就学等やむを得ない理由で応急に資金を必要とする場合に貸付ける。

* 応急小口資金〔資料編資料第●・P●●〕

ウ 生活福祉資金（福祉資金）の貸付

【実施主体】都社会福祉協議会

被災した低所得世帯を対象に、生活の立て直しのための生活福祉資金や、緊急かつ一時的に生活費が必要な場合の緊急小口資金を貸し付ける（生活福祉資金については、災害援護資金の貸付対象となる場合は原則として対象外）。

* 生活福祉資金〔資料編資料第●・P●●〕

エ 災害復興住宅融資の貸付

【実施主体】（独）住宅金融支援機構

住宅金融支援機構は、[罹災証明書](#)の[交付](#)を受けた世帯を対象に、住宅の建設又は補修するための資金を貸し付ける。

9 職業のあっせん

（1）対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○ 被災者の職業のあっせんについて、都に協力
東京労働局	○ 災害による離職者の把握に努め、そのあっせんを図る ○ 他府県や公共職業安定所と連絡調整を行い雇用の安定を図る

10 租税等の徴収猶予及び減免等

（1）対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区 災対物資管理部	○ 区税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置の実施
都主税局	○ 都税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等、適時、適切な措置を実施
東京労働局	○ 労働保険料等の納入期限の延長措置を実施

1.1 その他の生活確保

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
日本郵便	○ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ○ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ○ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
NTT 東日本 NTTコミュニケーションズ NTT ドコモ	○ NTTの規定に該当する被災者又は避難者の基本料金の減免及び仮住居への移転工事費の無料化を実施 ○ 災害救助法適用地域のお客様の電話料金の支払期限の延長
東京労働局	○ 雇用保険の失業給付等に関する特別措置 ○ 労働保険料等の徴収の猶予
関東森林管理局	○ 国有林材の供給の促進、輸送販売の実施、木材関係団体等への要請
日本放送協会	○ NHK 厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施、また、医療団、防災班の派遣等の奉仕を実施 ○ 被災者の受信料免除 ○ 状況により避難所へ受信機を貸与

1.2 中小企業への融資

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区 災対区民支援部	○ 中小企業融資等
都産業労働局 関係機関	○ 中小企業融資等

* 災害時における中小企業融資等一覧〔資料編資料第●・P●●〕

1.3 農林漁業関係者への融資

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
都産業労働局 関係機関	○ 株式会社日本政策金融公庫による融資 ○ 経営資金等の融通 ○ 特別対策資金の融通 ○ 農林漁業団体に対する指導

1.4 応急金融対策

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
日本銀行	○ 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 ○ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
関東財務局 日本銀行	○ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 ○ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

15 災害廃棄物処理の実施

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	災対清掃部	○ 災害廃棄物処理実行計画の見直し ○ 23区で策定した「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」や区の災害廃棄物処理計画等に沿った対応 ○ 東京二十三区清掃一部事務組合の処理施設の被災状況調査と、施設復旧の検討状況を踏まえた収集・運搬体制について、都等と情報共有 ○ 23区で共同設置する二次仮置場候補地の検討 ○ 災害廃棄物の分別・破碎等による最終処分施設等受入れ基準に合った処理の実施 ○ 都を通じた被災地以外の自治体等への広域支援の要請
都環境局		○ 有害物質対策や仮置場等の衛生管理を指導 ○ 区市町村からの各施設の被災状況報告を受け、広域的な支援策等を検討 ○ 仮置場、最終処分場の確保に関する支援
都総務局		○ 区市町村と連携して国に対して、災害廃棄物処理への応援を要請

(2) 詳細な取組内容

【実施主体】区災対清掃部

地震により倒壊等をした家屋の解体等の受付開始に向けて、解体業者等との契約、仮置場等の確保・造成・監理契約、仮置場等での受入れ方法、受付窓口の設置箇所等を検討し、他区や東京二十三区清掃一部事務組合との連携、都や関係機関等との調整を行う。

【実施主体】都

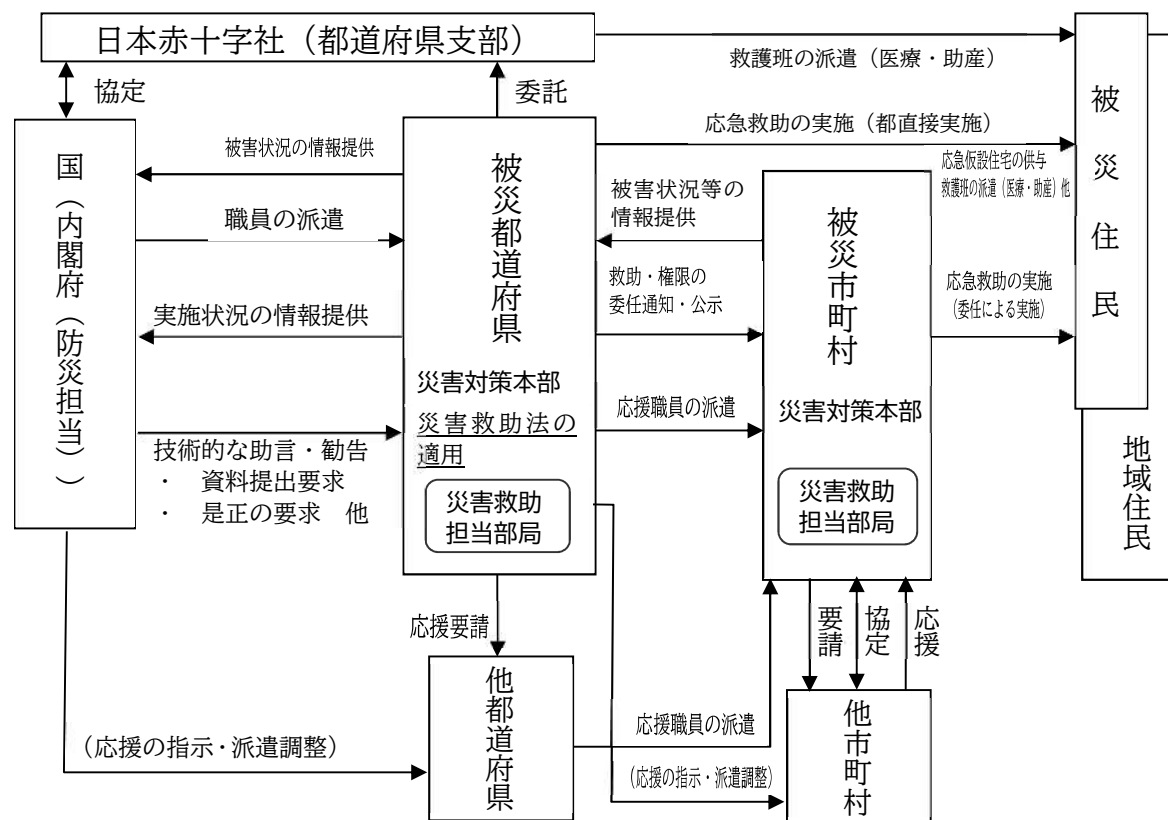
被災した区市町村の状況を把握し、廃棄物処理施設の被災状況を踏まえた経済的支援策の検討等、状況に合わせた復旧対策を都本部及び「東京都災害廃棄物対策本部（仮称）」の下で検討し、決定する。

16 災害救助法の運用等

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	本部	○ 災害救助法適用基準該当の調査・把握 ○ 区長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告
都総務局 関係各局		○ 都本部での審議を経て災害救助法の適用を決定 ○ 都本部の組織を災害救助法適用後、救助実施体制として拡充整備 ○ 被災区市町村の被害状況を調査する体制の整備 ○ 救助の実施に必要な関係帳票を整備

(2) 業務手順



(3) 詳細な取組内容

① 災害救助法の公布

災害救助法を適用したときは、速やかに公布する。

② 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

〔災害救助法に基づく救助の種類〕

○災害が発生した段階の救助

- ・避難所及び応急仮設住宅の供与
- ・炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ・被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- ・医療及び助産
- ・被災者の救出
- ・被災した住宅の応急修理
- ・学用品の給与
- ・埋葬、[死体の搜索及び処理](#)
- ・[障害物の除去](#)

○災害が発生する恐れ段階の救助

・避難所の供与（要配慮者等の避難のための輸送・賃金職員等雇上げを含む）

- 災害救助法に基づく救助は、現物によって行うことが原則だが、知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。
- 災害救助法に基づく救助の程度・方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき知事が定め、区市町村ほか関係機関に通知する。

* 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表〔資料編資料第●・P●●〕

【震災編】 第3部 災害復興計画

第3部 災害復興計画

第1章 復興の基本的考え方

震災発生後、区は、速やかに災害対策本部を設置し、応急対策業務及び復旧業務を実施する。一方、次の段階である復興業務についても、対策の遅れはさまざまな分野に影響を及ぼすおそれがある。そこで、復興事業を速やかにかつ計画的に実施するため、できるだけ早い時期に災害復興本部を設置する必要がある。災害復興本部は、被害状況により復興に係る基本方針（災害復興基本方針）を策定するとともに、被災後6か月以内をめどに復興計画（災害復興計画）を策定することとなる。これらの基本方針、復興計画を策定し、震災復興を速やかにかつ円滑に実施するため、次のことを基本的な方針として復興業務を実施するものとする。

1 区民生活の再建

区は被災者の物心両面の被害を速やかに回復するため、住宅の確保をはじめとして、保健福祉サービスや教育の再開、雇用の確保等、生活基盤をできるだけ早く再建し、一日も早く被災者の暮らしを震災前の状態に戻し、その安定を図ることを重視する。

2 被災前よりも安全で安心なまちづくりの実現

再び大地震が起きても被害を最小限にとどめることができるよう、ハード・ソフトの両面から災害に強く安心してらせるまちづくりを推進する。

3 自立・共助・公助の理念に基づく復興の推進

区は復興過程において、被災者は、基本的には自らの責任において再建に努めることを原則とする。また、地域での協働や協力が必要な課題については、区民同士が互いに支えあい、連携して再建を図るものとする。区は、被災者が自らの力を十分に発揮して速やかに再建ができるよう、支援していく。

4 区民、関係機関等との連携・協働

区は再建を迅速かつ効果的に進めるとともに、より活力ある地域社会を築くため、区民、町会・自治会等の地域団体、区議会、事業者、国、都、他の地方公共団体、関係機関、NP0、ボランティア等との連携、協働による復興を推進する。

■復興対策とは（復旧対策との違い）

復旧対策が、区民にとって不可欠な事業を再開し概ね平常業務を執行できる体制を整えるための対策を指すのに対し、復興対策は、区民生活の再構築にあたり更なる安全性の向上や生活環境の向上を図るなど、被災前の状況に対して、災害を踏まえた質的な向上を目指した対策である。

第2章 復興本部

1 復興本部の設置

区長は、地震により被害を受けた地域が区の地域内で相当の範囲に及び、かつ、震災からの復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合に、世田谷区災害復興本部を設置する。

なお、災害復興本部を設置した場合は、各部、都及び関係機関にその旨を通知する。

＊世田谷区災害対策条例〔資料編資料第●・P●●〕

2 復興本部の役割及び災害対策本部との関係

災害復興本部は、震災復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する組織であり、災害応急・復旧対策を臨時的、機動的に実施する災害対策本部とは、その目的と機能を異にする。

しかしながら、震災復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に、徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業のうち、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

3 復興本部の関連組織

- 本部に本部長（区長）、副本部長（副区長、教育長）及び本部員（災害対策本部員）を置く。
- 震災の状況に応じ、本部長が必要と認める者を本部員として指名することができる。
- 本部員の職責は、本部長の命を受け、又は復興本部会議の決定に従い、震災復興に係る事務事業を企画立案し、実施すること、担当事務事業の執行状況を本部長又は本部会議に報告すること及び本部長の特命に関することとする。
- 災害復興本部を設置した場合は、各部、都及び関係機関にその旨を通知する。

4 復興本部の廃止

- 本部長は、区の地域において、災害復旧・復興対策がおおむね完了し、区が支援を行うことを必要とする区民の生活や都市の復興が成し遂げられたと認めたときは、復興本部を廃止する。
- 復興本部の廃止の通知等については、設置の場合に準じて処理する。

第3章 災害復興計画の策定

区長は、震災発生後、世田谷区震災復興本部を設置し、被害状況により、復興に係る基本方針（世田谷区災害復興基本方針）を策定するとともに、被災後6か月以内を目途に世田谷区災害復興計画を策定する。

1 世田谷区災害復興基本方針の策定

- 震災後の復興に関して、本部長は速やかに、復興後の区民のくらしや都市の再生について、そのあるべき姿及びその実現に至る基本的戦略を明らかにするため、震災発生後2週間程度を目途に、世田谷区災害復興本部会議の審議を経て、「世田谷区災害復興基本方針」を策定し、公表する。
- この基本方針に基づき災害復興本部は、災害復興計画及び特定分野災害復興計画を策定する。
- 世田谷区災害復興基本方針の策定にあたっては、次の事項に配慮する。

- ① 区民のくらしのいち早い復興と安定
- ② 災害に強く、安心してらせる都市づくり
- ③ 保健福祉、医療、教育など誰もが快適にくらせる生活環境づくり
- ④ 地域社会の復興の推進力となる雇用の確保や事業再開に向けた取組み

2 世田谷区災害復興計画の策定

復興を迅速かつ適切に推進するため、「世田谷区災害復興計画」を策定する。

① 災害復興計画の位置づけ

災害後の区の復興に係る最上位の総合計画として位置付ける。

② 計画の内容

- 区が実施する復興施策に係る基本目標と体系を明らかにする。
- 区民の生活再建、生活基盤であるまちの再生等に必要なソフト、ハードの両面を含める計画内容とする。
- 今後も起こりうる大災害に耐えうる都市の創造をめざし、長期的視点に立った計画とする。

③ 計画期間

今年度を初年度とする10か年とする。

④ 災害復興計画の策定手順

- ～2週間 …………… 災害復興本部における、災害復興基本方針の審議
- 2週間 …………… 災害復興基本方針の策定
- 4か月～5か月 …… 区民等への災害復興計画素案の公表、意見集約
- 6か月 …………… 災害復興計画の策定

3 特定分野計画の策定

復興に当たっては、その性質上具体的な事業計画等を必要とする分野については、総合的な復興計画の策定と並行して、個別の復興計画を策定する。

(1) 世田谷区復興まちづくり計画・地域別復興まちづくり計画

都市復興の理念・目標・基本方針、土地利用の方針、都市施設の整備方針、市街地の整備方針など、区が取り組む具体的な復興施策を示す。

災害後の都市の復興に向けた総合的な計画を指す。

災害によって被害を受けた都市機能の回復、住民の生活再建、経済活動の再開を目指し、長期的な視点で策定される。

(2) 住宅復興計画

応急的な住宅の供給計画（被災住宅の応急修理、応急仮設住宅の供給）、恒久的な住宅の供給計画（住宅の取得等に対する都の支援への協力、マンション等再建の支援、民間住宅の供給促進）について、復興施策を示す。

第4章 災害復興計画

第1節 住宅の確保

【実施主体】区災対都市整備部、都都市整備局、[都住宅政策本部](#)

災害により被害を受けた住宅の復興は、被災した区民の生活復興のために最も重要な課題である。民間住宅の復興は自主再建が基本となるが、区・都及び関係機関は、区民の自力再建を支援する施策の充実を図る。また、自立再建の困難な被災者のための公的住宅を都と連携して供給する。

＊世田谷区震災復興マニュアル

1 応急仮設住宅の運営

応急仮設住宅の入居者の募集・選定・入居に係る手続きを実施するとともに、応急仮設住宅内のコミュニティ形成等の支援や、自治会創設の支援を行う。

2 マンション等再建の支援

- ① 被害を受けたマンションの再建に必要な居住者の合意形成などを支援する。
- ② マンションの建替え等の円滑化に関する法律を活用した支援を行う。また、被害マンションが既存不適格建築物である場合等においては、建築基準法第52条第8項の区域指定、総合設計制度等の活用により、再建を支援する。

3 民間住宅の供給促進

- ① 良質の民間住宅の早期・大量供給を図るため、生産者団体、不動産業界団体、消費者団体、国、都、区などから構成する「復興住宅供給協議会（仮称）」において、狭小・欠陥住宅の建設防止や、劣悪な住環境形成の防止に係る協力体制について検討する。
- ② 市街地再開発事業等により、まちづくりと一体になって、良質な住宅供給に努める。

4 公的住宅の供給

- ① 自力再建の困難な被災者のための公的住宅を、都及び都住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構の協力を得て供給する。
- ② 区営住宅等の被害状況に応じて実施計画を策定し、補修・補強工事、建替え等の工事を実施する。

第2節 保健福祉の充実

【実施主体】区災対保健福祉部、区災対地域本部

災害によりサービス供給事業者や福祉施設も被災しサービス供給の激減や混乱が予想される。区は、区民生活の早急な生活復興を支援するため、サービス提供事業者と連携して保健福祉サービス提供体制の早期回復に向け、最大限の努力を払う。

介護保険及び高齢者福祉サービス、または障害福祉サービスが必要な方に、効率よくサービスを供給するため、利用調整を行う。

また、実態調査や地域での安否確認、保健師による避難所訪問等により特別な注意が必要と認められる高齢者・障害者に対しては、都と連携のうえ定期的な巡回体制をとる。

第3節 地域医療の再建

【実施主体】区災対医療衛生部、区災対地域本部

災害時には、東京都、地区医師会などから情報を収集するとともに診療所、歯科診療所の実態把握に努め、区民が適切な医療を受けられるよう広報を行う。

第4節 地域産業の復興

【実施主体】区災対区民支援部

被災した事業所等の事業継続・再開は、当該事業主の生活復興だけでなく、雇用の確保や地域社会の復興の推進力となる。区は、中小企業に対し、被災状況に応じた支援方針を策定し、区内中小企業等の事業復興を支援する。

第5節 離職者の就労・生活支援

【実施主体】区災対区民支援部、区災対地域本部

区民生活を再建するためには、経済的な基盤である就業の確保、事業の存続が不可欠である。区は、災害により失職した区民に対し、再就職に関する情報提供や労働・雇用に関する相談を関係機関の協力をもとに実施する。

第6節 教育の復興

【実施主体】区災対教育部

区は、区立学校施設の被害程度の把握に努め、被災状況に応じた校舎の補修・改修・再建計画を策定する。また、計画に基づいて仮設校舎の建設や補修工事等を進め、代替施設の調査・検討も含め、授業の早期再開に取り組む。

併せて、被災児童・生徒等への学用品等の支給等の支援施策を実施する。

第7節 都市の復興

【実施主体】区災対都市整備部

*世田谷区災害対策条例〔資料編資料第●・P●●〕

1 世田谷区復興まちづくり方針および地域別復興まちづくり方針

災害により市街地が大規模な被害を受けたときは、区はその復興に際し、都及びその他関係地方公共団体と連携を図りつつ、速やかに「世田谷区復興まちづくり方針および地域別復興まちづくり方針（区の市街地の復興に関する基本的方針）」を策定する。

この方針に基づき、市街地の復興に関する事業（以下「市街地復興事業」という。）を推進し、その他必要な施策を実施するものとする。

2 市街地復興の対象区域の指定

区長は、市街地復興事業を推進するため、市街地復興の対象区域を指定することができる。なお、この指定をしたときは、その旨を告示する。

3 世田谷区復興まちづくり計画および地域別復興まちづくり計画

区は、「東京都復興計画＜都市の復興＞」との整合を図り、「世田谷区復興まちづくり方針」および「地域別復興まちづくり方針」に基づき、「世田谷区復興まちづくり計画」および「地域別復興まちづくり計画」を策定する。

4 復興訓練の継続的な実施（平常時の取組み）

震災後の復興に向けてすみやかな行動ができるよう、区民・職員等による復興訓練等を実践的・継続的に進め、災害時の協力体制を構築する。

（備考）

区では、復興訓練を「世田谷区都市復興プログラム」に則して実施することとしている。

※ 「世田谷区都市復興プログラム」は、震災が発生した場合に、区が地域住民や事業者、都等と連携しながら復興まちづくりを迅速かつ円滑に進めていくために区職員がとるべき行動手順や役割分担等をわかりやすく整理し、被災後の復興まちづくりの実務で活用することを目的として作成するものである。平常時のまちづくり活動においても復興まちづくりの考えを取り入れ、被災後の復興に関する事業を総合的かつ計画的に推進する。

*世田谷区都市復興プログラム（令和4年12月）

第8節 世田谷区震災復興マニュアルの策定

【実施主体】区災対財政・広報部、区災対統括部

区は、区民生活の復興を支援するための基本問題及び取り組みの基本的方向や、事前に検討・準備すべき事項及び検討手順、実際時の手続や態勢等を示した「世田谷区震災復興マニュアル」を平成14年7月に策定した。

さらに、東京都「区市町村震災復興標準マニュアル（平成29年3月）」等の修正を踏まえ、都の支援・連携内容との整合を図り、平成30年3月に修正した。

同マニュアルは、被災後、混乱期から復興期にかけて区民生活の再建と安定に必要とされる区の復興対策業務を遅滞なく、かつ混乱のないように行うための震災復興活動の指針として作成するものであり、大きく二つの役割を担っている。

世田谷区震災復興マニュアルの役割

- 1 行政のとるべき施策や必要な事業についてのチェックリストとしての役割
- 2 復興事務遂行上の手引書としての役割

同マニュアルは、地域防災計画の修正や都震災復興マニュアル等の改正時に加え、日常業務における震災後の復旧・復興時を想定した事前準備や訓練等の取組み、社会経済情勢の変化や新たな災害関連法制度の動向、災害時の教訓等を踏まえ、有効に運用されるよう必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

【震災編】

第4部

南海トラフ地震等防災対策

震災編 第1部
総則

震災編 第2部
施策ごとの具体的計画

震災編 第3部
災害復興計画

震災編 第4部
南海トラフ地震等防災対策

第4部 南海トラフ地震等防災対策

第1章 対策の方針

第4部では、南海トラフ沿い等で発生する大規模な海溝型地震への対策を定める。

1 南海トラフ地震等防災対策（第2章）

都地域防災計画（令和5年5月修正）では、南海トラフ地震等防災対策について、令和4年5月公表の「[首都直下](#)地震等による東京の被害想定」等で明らかになった南海トラフ巨大地震等が引き起こす島しょ部における津波への対策を中心に定めている。

ただし、「[首都直下](#)地震等による東京の被害想定」等で明らかになったのは、島しょ部における津波被害が中心であり、区内陸部においては震度5強程度（東側ケース）と予測されている。そのため、区は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」での対策推進地域には指定されていない。

そこで、南海トラフ地震等防災対策については、令和4年5月公表の「首都直下地震等による東京の被害想定」を前提とした震災編第1部から第3部を準用するものとする。

2 東海地震事前対策（第3章）

第3章において、東海地震の警戒宣言時等に関する事前対策を定めるものとし、その目的及び基本的な考え方は、第3章第1節「2 基本的な考え方」で定める。

第2章 南海トラフ地震等防災対策

令和4年5月に都防災会議が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」における南海トラフ巨大地震による区部や多摩地域の最大震度などの想定は、第1部第2章第2節「第1 前提条件」において対策の指標としている首都直下地震よりも小さいため、区における対策は、「第2部 施策ごとの具体的計画」に記載する対策を推進していくこととする。

【南海トラフ地震に関連する情報及び区の対策】

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ。）。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方自治体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。

そのため、区では国から防災対応について指示や呼びかけがあった場合、区民に対して速やかに周知する。

なお、この章に記載のない南海トラフ地震等防災対策については、「第2部 施策ごとの具体的計画」に基づき実施する。

【南海トラフ地震臨時情報発表時の区の態勢】

ケース	発生した事象	区の態勢
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	南海トラフの想定震源域 又はその周辺でマグニチュード 6.8 以上の地震が発生した場合	・区内で震度が観測されない又は区内で発生した震度が4以下の場合、情報連絡態勢を確立する。 ・区内で発生した震度が5弱以上の場合、非常配備態勢を確立する。
	通常とは異なるゆっくりすべりが発生した可能性がある場合	地震は未発生であるが、以降、地震が発生する可能性があるため、情報連絡態勢を確立する。
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	プレート境界のマグニチュード 8.0 以上の地震が発生した場合	・区内で震度が観測されない又は区内で発生した震度が4以下の場合、情報連絡態勢を確立する。 ・区内で発生した震度が5弱以上の場合、非常配備態勢を確立する。
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	プレート境界のマグニチュード 7.0 以上の地震が発生した場合	・区内で震度が観測されない又は区内で発生した震度が4以下の場合、情報連絡態勢を確立する。 ・区内で発生した震度が5弱以上の場合、非常配備態勢を確立する。
	通常とは異なるゆっくりすべりが発生した場合	区内で震度が5弱以上の揺れが発生していない場合は、引き続き情報連絡態勢で情報収集を継続する。

【参考：区本部の配備態勢（P●●●）】

	区内震度	4		5弱以上	
災害	東海地震	調査情報 (臨時)	注意情報		警戒宣言
	水害	発生若しくはおそれがあるとき			
情報連絡態勢	災害対策課・広報広聴課職員	○			
	・災害対策課、各総合支所地域振興課（調整係、地域振興・防災係等）、広報広聴課、総務課、職員厚生課職員全員 ・上記以外の全所属係長級以上の職員		○		
	・全職員 ※区内で震度5弱・強の地震が発生した場合、保育園職員及び清掃事務所勤務職員は、指定する職員のみ参集する。			○	
その他	別途指令する				○

* 世田谷区災害対策本部運営要綱〔資料編資料第●・P●●●〕

南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件

「南海トラフ地震に関連する情報」は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについてお知らせするもので、この情報の種類と発表条件は以下のとおりです。

■「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

「南海トラフ地震に関連する情報」は、以下の2種類の情報名で発表します。

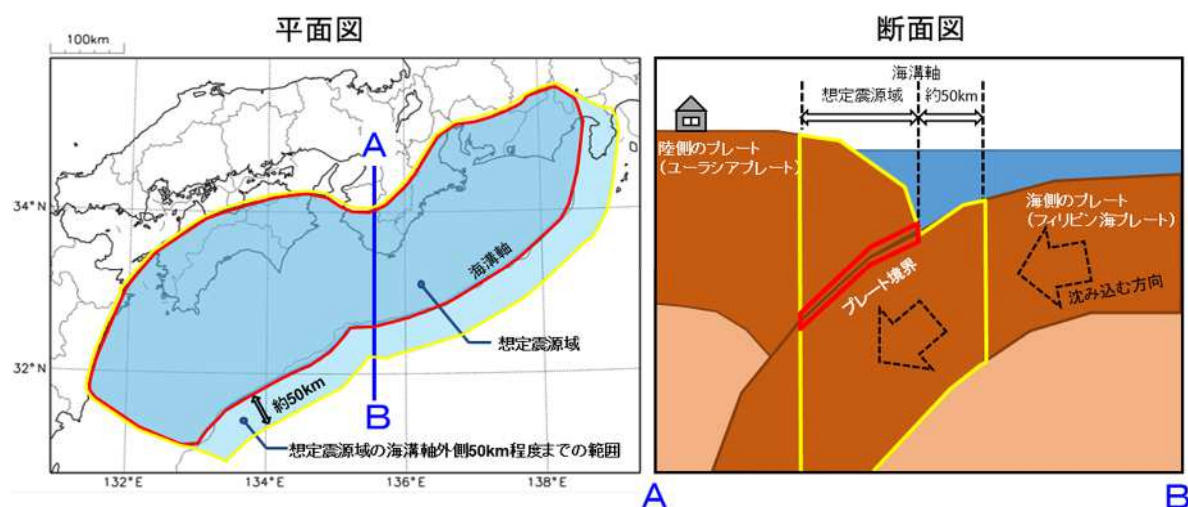
情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります

■「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表します。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード6.8以上（※1）の地震（※2）が発生 ・1箇所以上のひずみ計（※3）での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（※4）8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震※2が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

<監視領域とプレート境界>



想定震源域内（科学的に想定される最大規模の南海トラフ地震の想定震源域（中央防災会議、2013））のプレート境界部（図中赤枠部）と監視領域（想定震源域内および想定震源域の海溝軸外側 50km 程度：図中黄枠部）

- （※１） モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始します。
- （※２） 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除きます。
- （※３） 当面、東海地域に設置されたひずみ計を使用します。
- （※４） 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードです。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っています。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いています。

- 南海トラフ沿いで異常な現象が観測されず、本情報の発表がないまま、突発的に南海トラフ地震が発生することもあります。
- 地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合でも南海トラフ地震が発生しないこともあります。
- 南海トラフ地震の切迫性は高い状態にあり、いつ地震が発生してもおかしくないことに留意が必要です。
- 本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行っていません。

（出典）気象庁ホームページ：南海トラフ地震について 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件

第3章 東海地震事前対策

第1節 事前対策の目的等

1 対策の目的

世田谷区の地域は、東海地震が発生した場合、震度5強以下と予想されるところから、強化地域として指定されていないため、区は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。

しかし、震度5強程度の揺れであっても、局地的にはかなりの被害が発生することが予想されるとともに、東京は、高度に人口及び都市機能等が集中していることから、社会的混乱の発生が懸念されている。

このため、[本章は、東海地震の発生及び警戒宣言が発せられた場合に備えた対策をとるものとして策定する。](#)

2 基本的な考え方

- (1) 東海地震とは、南海トラフ巨大地震の発生が想定される区域の中で、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード8クラスの巨大地震で、[これまでの研究及び観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震とされていた。](#)

[しかし、中央防災会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」報告（平成29年9月）で、現在の科学技術では、確度の高い地震の予測はできないとされたことから、平成29年11月1日から南海トラフ全域を対象として、異常な現象が発生した場合や地震発生可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に「南海トラフ地震に関連する情報」が気象庁から発表される運用に転換されている。（従前は、前兆的な「ゆっくりすべり」を監視し、通常とは異なる変化が観測された場合に「東海地震に関連する情報」が気象庁から発表されていた。）](#)

[そのため、南海トラフ沿いにおける地震に対する区の防災対応は南海トラフ地震等防災対策に基づくものとする。なお、この章では、大震法が廃止されていない状況を踏まえ、東海地震の発災前に、被害の防止や軽減を図るための事前対策をまとめたものである。](#)

- (2) 東海地震発生の際、世田谷区の予想震度は震度5弱（中小河川沿いは震度5強）とされていることから、警戒宣言が発せられた場合においても、区内においては都市機能を極力平常どおり維持することを基本としつつ、「警戒宣言・地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置」「東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置」を講じることにより、区民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的に対策を講じる。
- (3) 原則として、警戒宣言が発せられたときから地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間における対策を定めたものであるが、警戒宣言発令前における東海地震注意情報発表時やこれに基づき政府が準備行動等を開始した場合に実施すべき対策も盛り込む。
- (4) 世田谷区災害対策条例に基づき、事業所に来所する顧客等の安全確保、周辺住民等と連携した災害活動、防災機関への被害状況の報告等、自助・共助の考え方が区民意識の[中](#)により

浸透するための支援策等を講じる。

(5) この章に記載のない東海地震の事前対策については、第2部にに基づき実施する。

(6) この章における事前対策は、次の事項に留意し策定した。

ア 警戒宣言が発せられる時刻により、人々の行動とそれに伴う対応措置は大きく様相が異なることが予想される。本計画においては、警戒宣言が発せられる時刻を原則として、最も混乱の発生が予想される平日の昼間（午前10時～午後2時）と想定する。ただし、各機関において対策計画、特に考慮すべき時刻があれば、対応するものとする。

＊東海地震の震度分布予想図〔資料編資料第●・P●●〕

イ 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は特に区分しないことを原則としたが、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、個別の対応をとることとする。

ウ 警戒宣言が発せられた時点には、地震の発生の可能性があるため、人命の安全の確保を第一に優先するものとし、次いで防災上の対策の優先度を配慮する。

エ 都及び各防災機関等と関連を有する対策については、事前に調整を図るものとする。

(7) 調査情報、注意情報、予知情報、警戒宣言などが発せられた場合においても、区の都市機能を極力平常どおり確保することを基本とする。

ア 平常時

区民が東海地震に対する知識を持ち、的確な行動がとれるような広報及び教育を行い、意識啓発を図る。

イ 調査情報から、注意情報を経て、警戒宣言発令まで

(ア) 社会的混乱の発生を防止するための対応措置をとる。

(イ) 都市機能を極力平常どおり確保するため、区役所等の窓口業務等は平常どおり行う。

ウ 警戒宣言の発令から、地震が発生するか又は警戒宣言が解除されるまで

(ア) 社会的混乱を防止するための対応措置をとる。

(イ) 都市機能を極力平常どおり確保するため、区役所等の窓口業務等は平常どおり行う。

(ウ) 東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置をとる。東海地震に係る予防対策は、第2部第2章～第12章第3節「第1 予防対策」で対処する。

エ 東海地震の発災後の対応措置

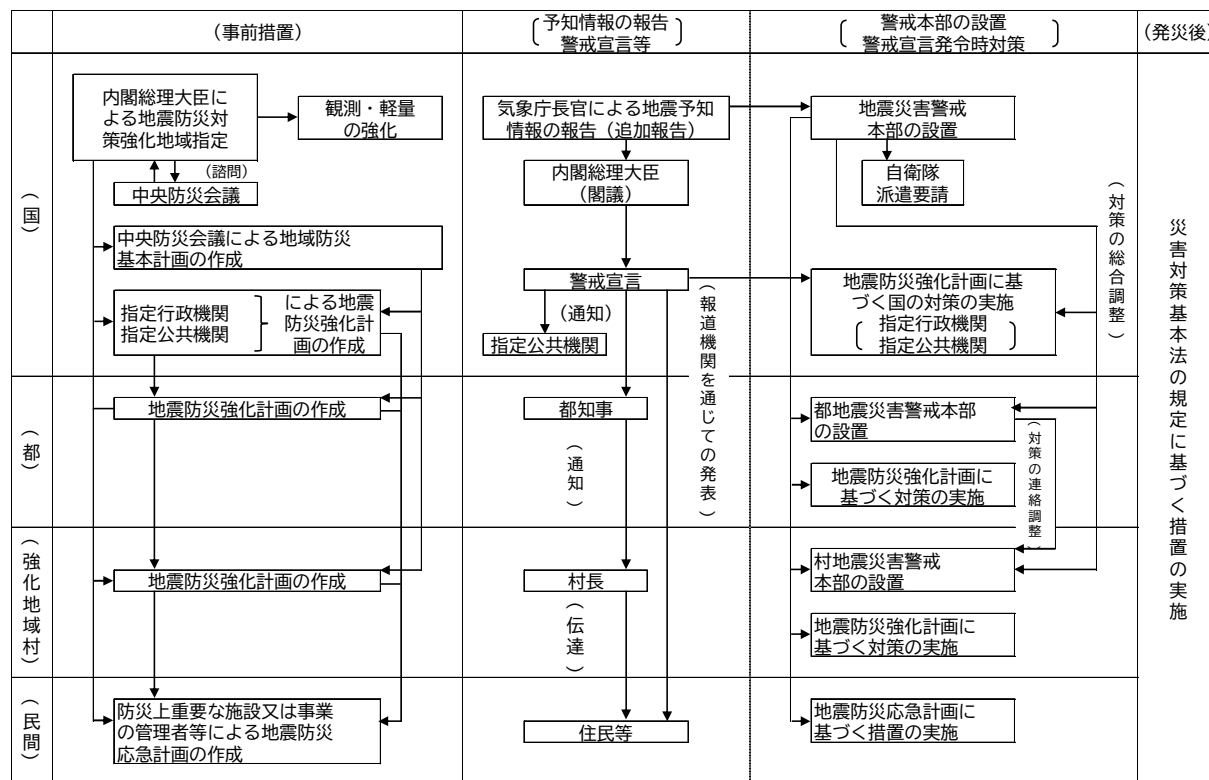
東海地震に係る応急対策は、第2部第2章～第12章第3節「第2 応急対策」、「第3 復旧対策」で対処する。

※ 世田谷区の地域は、強化地域でないことから、「大規模地震対策特別措置法」が適用されないため、本計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請で対応する。

3 東海地震に関する事前対策の体系

大震法が定める東海地震の強化地域に係る事前対策の体系は、おおむね次のとおりである。

なお、世田谷区は強化地域外であるため、「警戒本部」に代え「災害対策本部」の設置等、これに準じた対策を講じるものとする。



第2節 区、都及び防災機関の役割

区、都及び防災機関の役割は、第2部「第1章 基本的責務と役割」に定めるところによるが、東海地震事前対策に係る役割については、本節以下の各事項において定める。

第3節 区民・事業所等のとるべき措置

警戒宣言が発せられた場合、社会的混乱が発生することが予想される。このため、区及び各防災関係機関は万全の措置を講ずるものであるが、混乱を防止するためには、区民及び事業所等の果たす役割は極めて大きいといえる。区民一人ひとりが、また、各事業所が冷静かつ的確な行動をとることにより、混乱は大幅に減少させることができる。

そのため、地震予知情報、注意情報の発表、警戒宣言の発令等の際に、国・都・区をはじめとする各防災機関が一体となって、事前にその対策を定め、施策の推進を図る。

また、区民、防災区民組織及び事業所が、それぞれの立場で防災活動を行い、その活動と行政とが連携をとることによって、防災活動ははじめて総合力を発揮し得るものである。その意味から、区民又はその家族が自らを守る「自助」、近隣との地域コミュニティによる「共助」の二つの理念を、区民一人ひとりが理解したうえ、区民、防災区民組織及び事業所が、日頃から災害に対

する備えをしておくことが必要である。

本節においては、区民、防災区民組織及び事業所等が、平常時から警戒宣言が発せられたときにとるべき行動基準を示す。

1 区民のとるべき措置

(1) 平常時

[震災編 第2部第2章第3節「第1 予防対策」を準用する。](#)

(2) 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- ① 情報に注意するとともに冷静に行動する。
 - ア テレビ・ラジオ等の情報に注意する。
 - イ あわてた行動をとらないようにする。
- ② 電話の使用を自粛する。
- ③ 自動車の利用を自粛する。
- ④ 家族で避難、連絡方法など行動予定を確認する。旅行などで、強化地域で津波危険予想地域にいた場合には、あらかじめ定められた避難場所に避難するか、帰宅する。

(3) 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- ① 情報の把握を行う。
 - ア 区や警察等の防災信号（サイレン）を聞いたときは、直ちにテレビ・ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。
 - イ 都・区・警察・消防等防災機関の情報に注意する。
 - ウ 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣り近所に知らせ合う。
 - エ 家族で避難、連絡方法など行動予定を確認する。旅行などで、強化地域で津波危険予想地域にいた場合には、あらかじめ定められた避難場所に避難する。
- ② 火気の使用に注意する。
 - ア ガス等の火気器具類の使用は最小限にとどめ、いつでも消火できるようにする。
 - イ 火気器具周囲の整理整頓を確認する。
 - ウ メーターガス栓の位置を確認する（避難するときは、メーターガス栓及びガス栓を閉める。）。)
 - エ 使用中の電気器具（テレビ・ラジオを除く）のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する（避難するときは、ブレーカーを遮断する。）。)
 - オ LP ガスボンベの固定装置を点検する（避難するときは、LP ガスボンベの元栓を閉める。）。)
 - カ 危険物類の安全防護装置を点検する。
- ③ [消火器の置き場所、消火用水等を確認するとともに、浴槽等に水を溜めておく。](#)
- ④ テレビや家具の転倒・落下・移動防止措置を確認する。棚の中の重い物をおろす。
- ⑤ ブロック塀等を点検する。危険箇所はロープを貼るなど人が近づかないような措置をとる。
- ⑥ 窓ガラス等の落下防止を図る。

ア 窓ガラスに荷造用テープ等を貼る。

イ ベランダの植木鉢等を片づける。

⑦ 飲料水、生活用水等の汲み置きをする。

⑧ 食料、医薬品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるよう取りまとめておく。
(非常持出品の準備)

⑨ [防火素材](#)で、なるべく動きやすい服装にする。

⑩ 電話の使用を自粛する。特に、役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問合せを控える。

⑪ 自家用車の利用を自粛する。

ア 路外に駐車中の車両は、できる限り使用しない。

イ 路上に駐車中の車両は、速やかに空地や駐車場に移す。

ウ 走行中の自家用車は、目的地まで走行したら、以後は車を使わない。

⑫ 幼児、児童の行動に注意する。

ア 幼児、児童は、狭い路地やブロック塀などの付近に近づかないようにする。

イ 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前の取決めに基づいて引き取りに行く。

⑬ 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。

⑭ エレベーターの使用は避ける。

⑮ 近隣相互間の防災対策を再確認する。

⑯ 不要な預貯金の引出しを自粛する。

⑰ 買い急ぎをしない。

2 防災区民組織のとるべき措置

(1) 平常時

[震災編 第2部第2章第3節「第1 予防対策」](#)を準用する。

(2) 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- ① テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手するよう努める。
- ② 地区内住民に、必要な措置及び冷静な行動を呼びかける。

(3) 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- ① 防災区民組織本部の設置を行い、それぞれの任務を確認する。
- ② 各防災機関からの情報を地区内住民に伝達する。
- ③ 地区内住民に区民のとるべき措置（前項参照）を呼びかける。
- ④ 軽可搬消防ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行う。
- ⑤ 街路設置の消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- ⑥ 高齢者や病人、乳幼児、妊産婦の安全に配慮する。
- ⑦ 崖地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等を安全な場所に避難させる。
- ⑧ 救急医薬品等を確認する。
- ⑨ 食料、飲料水及び炊き出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。

3 事業所のとるべき措置

(1) 平常時

第2部第2章第3節「第1 予防対策」を準用する。

(2) 注意情報発表時から警戒宣言が发せられるまで

- ① テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
- ② 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- ③ 消防計画、共同防災管理協議事項、予防規程及び事業所防災計画等に基づき、警戒宣言時のとるべき措置を確認又は準備する。
- ④ その他状況により、必要な防災措置を行う。

(3) 警戒宣言が发せられたときから発災まで

- ① 自衛消防組織の編成、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。
- ② テレビ、ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。
 - ア デパート等不特定多数の者を収容する施設においては、特に顧客等の混乱防止に留意する。
 - イ 指示、案内等にあたっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。
 - ウ 特に、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の安全確保に留意する。
- ③ 区民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱い）する事業所（施設）については原則として営業を継続する。ただし、不特定多数の者を収容する劇場、映画館及び高層ビル・地下街等の店舗にあっては、混乱防止のため原則として営業の中止又は自粛を検討する。
- ④ 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止のための措置を確認する。
- ⑤ 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。
- ⑥ 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒・落下・移動・破損防止措置を確認する。
- ⑦ 不要不急の電話（携帯電話を含む）の使用は中止するとともに、特に、区・都・警視庁・警察署・東京消防庁・消防署・放送局・鉄道等に対する問合せを控える。
- ⑧ バス・タクシー・生活物資輸送車等、区民生活上必要な車両以外の車両の使用はできる限り控える。
- ⑨ 救助・救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資機材を配備する。
- ⑩ 建築工事、隧道工事及び金属熔融作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。

第4節 災害予防対策

区及び防災関係機関は平常時からあらゆる機会を利用して、区民が東海地震に対する知識を習得するとともに警戒宣言発令時等に的確な行動がとれるよう、広報及び教育を行い区民の地震に対する意識の啓発を行う。

1 広報及び教育

(1) 防災広報

地震予知を防災に正しく生かすため、平常時から、警戒宣言の内容・津波の高さ・津波の到達時間・予想震度・警戒宣言時にとられる防災対策の内容等を広報し、発災に伴う被害の軽減と、社会的混乱の防止を図る。

① 基本的流れ

広報の基本的な流れは、①平常時②注意情報から警戒宣言が発せられるまで③警戒宣言が発せられたときから地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発せられるまで、④注意情報が解除された時の四段階に区分し広報する。詳しくは、各段階で述べるが、広報内容は下記の事項について実施する。

② 実施事項

- 東海地震についての教育、啓発及び指導
- 東海地震に関連する調査情報（臨時）・注意情報についての広報
- 注意情報発表時から警戒宣言の発令、発災までの情報提供や防災措置・各種規制の内容の広報
- 世田谷区の予想震度及び被害程度
- 地震発生時の注意事項、特に出火防止、余震に関する注意事項の広報
- 区民の不安解消のため警戒宣言時に防災機関が行う措置
- 気象庁が東海地震注意情報の解除に係る情報を発表し、政府が東海地震の発生のおそれなくなったと認めた場合の準備体制の解除を発表する広報

上記事項について、主な例を示すと次のとおりである。

ア 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報

- （ア）電車の運行計画及び混乱発生時の規制内容
- （イ）警戒宣言時の時差退社の協力及び優先乗車の方法
- （ウ）その他防災上必要な事項

イ 道路交通の混乱防止のための広報

- （ア）警戒宣言時の交通規制の内容
- （イ）自動車利用の自粛の呼び掛け
- （ウ）その他防災上必要な事項

ウ 電話の輻輳による混乱防止のための広報

- （ア）警戒宣言時等異常時の電話利用の自粛
- （イ）回線の輻輳と規制の内容
- （ウ）災害用伝言ダイヤル等のサービス提供開始

エ 買い急ぎによる混乱防止のための広報

- (ア) 生活関連物資取扱店の営業
- (イ) 生活物資の流通状況と買い急ぎを控えてほしいこと
- オ 預貯金引き出しなどによる混乱防止のための広報
金融機関の営業状況及び急いで引き出しをする必要のないこと
- カ その他の広報
電気、ガス等の使用上の注意

③ 広報の方法

テレビ・ラジオ・新聞等による広域的広報、インターネット等による速報的な広報、印刷物等による地域的・現場的広報等により実施する。

ア テレビ、ラジオ、新聞等による広報

- (ア) 世田谷サービス公社、世田谷ケーブルテレビ協議会等、地域情報メディアである協定団体と協力し防災知識の普及を図る。
- (イ) 区及び各防災機関は、提供番組等を通じて東海地震対策の内容の周知に努める。

イ インターネット・[アプリ](#)等による広報

[防災ポータル](#)、[世田谷区ホームページ](#)、[X（旧ツイッター）](#)、[LINE](#)、[メール配信サービス等や関係機関へのリンク等](#)を活用して防災知識の普及を図る。

ウ 印刷物による広報

「区のおしらせ」や区で作成する防災パンフレット、各防災機関が発行する各種の広報紙や印刷物により、防災知識の普及を図る。

エ イベントや講演会等による広報

区をはじめ各防災機関が実施する防災訓練、防災教室、講習会、その他各種の集会の機会をとらえて、防災意識の普及と向上に努める。

オ その他

広報車や固定系無線塔による広報の他、地域の実情に応じ、広報を行う。

(2) 教育指導

【実施主体】区災対教育部、区災対保健福祉部

① 幼児、児童、生徒等に対する教育

各学校、保育園等において、次の事項について関係職員及び幼児・児童・生徒に対する防災教育を実施し、保護者又は保護者の委任代理人（以下「保護者等」という。）に対して連絡の徹底を図る。

ア 指導事項

- (ア) 地震に対する基本的事項
- (イ) 教職員の分担業務
- (ウ) 警戒宣言時の臨時休校措置
- (エ) 幼児・児童・生徒の登下校（園）時等の安全措置
- (オ) 学校（園）に残る幼児・児童・生徒の保護方法及び保護者等への連絡方法の確認と実施
- (カ) その他の防災措置

イ 指導方法

- ① 「地震と安全」等の印刷物で東海地震対策を盛り込み、防災教育を行う。
- ② 教職員に対しては、地震防災等についての研修を行う。
- ③ 保護者等に対しては、PTA等の活動を通じて周知徹底を図る。

② 自動車運転者に対する教育

【実施主体】都公安委員会

警戒宣言が発せられた場合に運転者が適正な行動をとれるよう、事前に次の事項について教育指導を行う。

ア 教育指導事項

(ア) 東海地震に関する基本的事項	(イ) 道路交通の概況と交通規制の実施方法
(ウ) 自動車運転者のとるべき措置	(エ) その他の防災措置等

イ 教育指導の方法

(ア) 運転免許更新時の講習	(イ) 安全運転管理者講習
(ウ) 自動車教習所における教育、指導	

2 事業所に対する指導等

(1) 消防計画、事業所防災計画等の作成

世田谷区は強化地域に指定されていないが、区内の事業所等に対して、警戒宣言発令時の対応措置に関して消防計画、全体についての消防計画、予防規程及び事業所防災計画において、次の項目について検討し、定めるよう指導する。

① 防災体制の確立

自衛消防組織等の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備

② 情報の収集伝達等

- テレビ、ラジオ等による情報の把握
- 顧客、従業員等に対する迅速かつ正確な情報の伝達
- 本社、支社間等の通信連絡手段の確保
- 百貨店等の不特定多数の者が利用する施設における混乱の防止
- 顧客、従業員等に対する安全の確保

③ 安全対策面からの営業の方針

- 劇場、映画館、地下街、超高層ビル等、不特定多数の者が利用する施設における営業の中止又は自粛
- 営業方針又は任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の対策
- その他消防計画等に定める事項の徹底

④ 出火防止及び初期消火

- 火気使用設備器具の使用制限
- 危険物、薬品等の安全措置
- 消防用設備等の点検
- 初期消火態勢の確保

⑤ 危害防止

商品、設備器具等の転倒、落下及び移動防止措置

(2) 事業所に対する指導

【実施主体】東京消防庁・消防署

警戒宣言が発せられた場合等、事業所の使用する火気及び危険物等は一般家庭より規模が大きいので、発災の危険、あるいは地域に与える影響等も多大であると予想される。

そこで、下記対象事業所に対しては、消防計画等に定める事項及び予防規定（危険物施設）に定める事項等を指導する。

① 事業所防災計画等の指導

ア 対象事業所

機関名	対策内容
東京消防庁・消防署	1 消防法及び都火災予防条例により、消防計画、全体についての消防計画を作成することとされている事業所及び新築の工事中の建築物 2 都震災対策条例により、事業所防災計画を作成することとされている事業所 3 危険物施設のうち、消防法により予防規程を作成することとされている事業所
都環境局	1 高圧ガス事業所のうち、毒性、可燃性ガス及び支燃性ガスを取り扱う次の事業所 (1) 高圧ガス製造者 (2) 高圧ガス貯蔵所 (3) 特定高圧ガス消費者 2 火薬類取締法の適用事業所
都福祉保健局	1 毒物劇物取締法の適用事業所 2 RI 使用医療機関

※ 東京消防庁・消防署は、上記の対象事業所に対して指導を行うものとするが、併せて関係機関もそれぞれの所掌事務に応じた対象事業所に指導を行うものとする。

イ 事業所指導の内容

機関名	対策内容
東京消防庁・消防署	1 消防計画、全体についての消防計画に定める事項 2 予防規程に定める事項 (危険物の規制に関する規則第 60 条の2第2項に規定する事項を含む。) 3 事業所防災計画に定める事項
都環境局	1 高圧ガス施設に係わる防災計画の作成及び危害予防に関する事項 2 火薬類取扱施設に係わる自主保安体制の強化に関する事項
都福祉保健局	1 毒物、劇物施設に係わる対応措置に関する事項 2 RI 使用医療機関に係わる対応措置に関する事項

② 指導方法

- ア 防災指導等、印刷物・ホームページを使った情報提供等による指導
- イ 講習会、講演会、その他各種集会による指導
- ウ 各種業界、団体等の自主防災研修による指導
- エ その他、立入検査等消防行政執行時における指導

3 防災訓練の充実

警戒宣言時における防災措置の円滑化を図るため、警戒宣言等の情報伝達体制の確立に重点を置く総合防災訓練及び各防災機関別訓練を実施する。なお、記載のない事項は第2部第5章に準じる。

区分	機関名	対策内容
防災訓練等	区	警戒宣言時において、区は、その地域における防災機関として、迅速かつ的確な防災措置を講じる。 このため、警戒宣言時における防災活動の円滑を期するため、特に区民に対する情報伝達に重点を置いた訓練を実施する。 そのために、必要な組織及び実施方法等に関する計画を定め、平常時から訓練を実施し、実践的能力の向上に努める。 1 参加機関 (1) 区 (2) 地域住民及び事業者 (3) 都及び防災機関 2 訓練項目 (1) 非常招集訓練 (2) 警戒本部運営訓練（災害対策本部運営訓練に準ずる） (3) 情報伝達訓練 (4) 現地訓練 (5) 要配慮者等避難誘導訓練
警備・交通対策訓練	警視庁・警察署	警戒宣言に伴う混乱を防止するため、関係防災機関、地域住民及び事業所等と協力して合同訓練を行う。 1 参加機関 (1) 都各部局 (2) 区市町村 (3) 地域住民及び事業所等 2 訓練項目 (1) 部隊の招集・編成訓練 (2) 交通対策訓練（低速走行訓練を含む） (3) 情報収集伝達訓練 (4) 通信訓練 (5) 部隊配備運用訓練 (6) 装備資器材操作訓練 3 実施回数及び場所 必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定する。

区分	機関名	対策内容
消防訓練	東京消防庁・消防署	警戒宣言時における迅速・的確な防災体制の確立を図るため、次により訓練を行う。 1 参加機関等 (1) 消防団 (2) 協定締結等の民間団体 (3) 東京消防庁災害時支援ボランティア (4) その他関係機関 2 訓練内容 (1) 非常招集命令伝達訓練 (2) 参集訓練 (3) 初動措置訓練 (4) 情報収集訓練 (5) 震災警防本部等運営訓練 (6) 通信運用訓練 (7) 部隊編成及び部隊運用訓練 (8) 消防団との連携訓練 (9) 協定締結等の民間団体との連携訓練 (10) 各種計画、協定等の検証 3 実施回数及び場所 必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定する。
		1 訓練内容 訓練は、都と区市町等関係機関とが協力して実施する訓練のほか、水道局独自に本局各部、事業所及び東京都政策連携団体とが連携して実施する総合訓練と事業所ごとに実施する個別訓練を行う。 (1) 総合訓練 ア 本部運営訓練 イ 非常参集訓練 (2) 個別訓練 ア 情報連絡訓練 イ 保安点検訓練 ウ 応急給水訓練 エ 復旧訓練 オ その他 2 訓練の実施 総合訓練及び個別訓練は定期的に実施するほか、必要に応じて随時行う。
その他防災機関訓練	都水道局	
	東京電力 パワーグリッド	大規模な地震に係る防災措置の円滑化を図るため、次の内容を主とする防災訓練を年1回以上実施する。 1 非常招集訓練 2 非常態勢の確立 3 情報連絡訓練 4 大規模地震発生時の災害応急対策 5 避難及び救護 6 その他必要とするもの また、国及び地方自治体等が実施する地震防災訓練に積極的に参加する。

区分	機関名	対策内容
その他防災機関訓練	東京ガス グループ	地震防災に係る措置を円滑に実施するため、地震防災訓練を、年1回以上実施する。 訓練内容は、次のとおりである。 1 地震予知情報及び警戒宣言の伝達 2 非常体制の確立 3 工事の中断等 4 ガス工作の巡視、点検等 5 資機材等の点検 6 事業所間との連携 7 警戒解除宣言に係る措置 8 需要家等に対する要請
	各鉄道機関	防災対策に従事する従業員に対し、防災対策に必要な次の各号の訓練を、年1回以上実施する。 1 非常招集訓練 2 情報連絡訓練 3 旅客誘導案内訓練 4 各担当業務に必要な防災訓練 また、関係自治体、警視庁・警察署、東京消防庁・消防署等が実施する総合防災訓練等に積極的に参加し、地震防災に関する知識及び技能の習得を図る。
	各放送機関	警戒宣言等が発せられた場合などの対応について、次の内容を主とする訓練を、年1回以上実施する。 1 予知情報等を想定した放送送出訓練 2 非常招集訓練 3 放送設備の防災措置訓練 4 その他必要な事項 このほか国又は地方公共団体等が主催する防災訓練に積極的に参加する。
	NTT 東日本	大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練を年1回以上実施する。 1 警戒宣言等の伝達 2 非常召集 3 警戒宣言前の準備行動及び警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急措置 4 大規模地震発生時の災害応急対策 5 避難及び救護 6 その他必要とする事項 中央防災会議、あるいは都道府県、市町村防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。
	その他の防災機関	警戒宣言時の対応措置の円滑化を図り、関係機関及び区民の自主防災体制との強調体制の強化を目的として、年1回以上防災訓練を実施する。

第5節 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報は、気象庁が東海地域で常時観測している地殻変動や地震などの観測データに異常が現れた場合に段階的に発表される。

本節においては、東海地震に関連する調査情報（臨時）の発表から東海地震注意情報発表に伴う社会的混乱を防止することと、都市機能を極力平常どおり確保するという観点から、これらの情報に応じて実施すべき事項について定めるものとする。

ただし、地震の前兆現象が捉えられないまま、突発的に発生する場合があることを念頭において行動する。

1 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の対応

（1）区の活動態勢（情報連絡態勢）

情報の種類	東海地震に関連する調査情報（臨時）[カラーレベル 青]
情報の内容	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。 本情報を発表後に東海地震発生のおそれが無くなったと判断された場合は、その旨が発表される。
対象	区災対統括部、区災対財政・広報部
業務	関連情報の収集・伝達（庁内、関係機関、協力協定団体、区民）

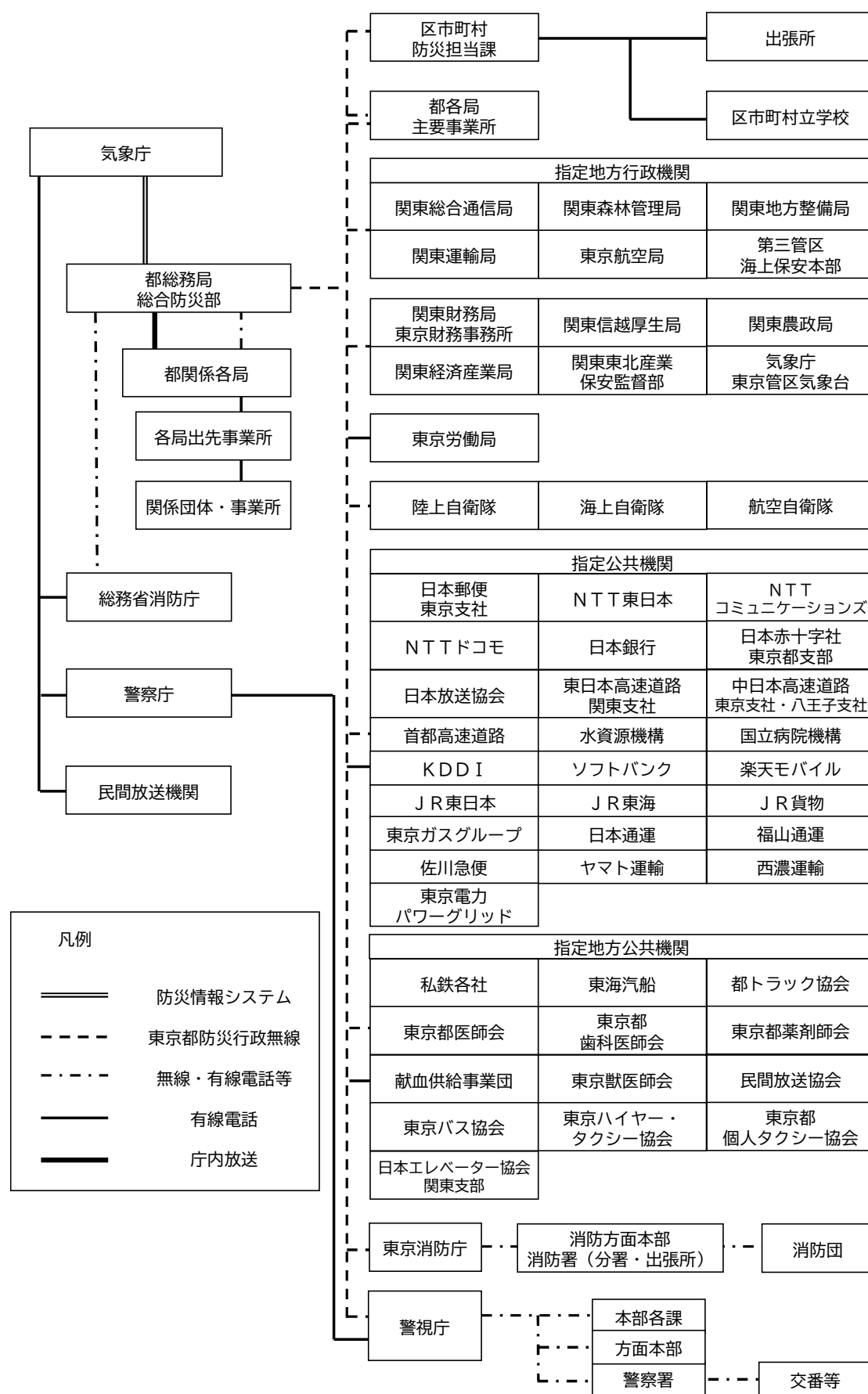
※ 災害対策課職員は、全員態勢を基本とする。

（2）調査情報（臨時）発表時の情報活動等

都は情報監視態勢をとり、気象庁、総務省消防庁等関係機関から情報収集を行うとともに、「東海地震に関連する情報の連絡伝達系統図」に準じて区、防災関係機関等へ一斉連絡を行う。

区は、都からの情報や、独自の情報収集により情報を集め、Fネット一斉ファックス、庁内一斉メール、地域系無線機全一斉、戸別受信機全一斉、庁内放送により、庁内各部へ必要事項の伝達を行う。さらに、世田谷区ホームページ、電光表示板により、区民への情報提供を行う。

【東海地震に関連する情報の連絡伝達系統図】



2 東海地震注意情報発表時の対応

（1）区の活動態勢（情報連絡態勢）

注意情報発表を受けた場合、区は、直ちに災害対策本部等の設置準備のための必要な措置をとるとともに、社会的混乱の発生に備え、必要な態勢をとる。

また、区民生活を極力平常どおり確保するため、窓口業務、会議、行事は平常どおり行う。（学校、幼稚園、保育園、児童施設、福祉施設、公共施設等の対応についても基本的に平常どおりとする。詳細は、第3章「第7節 警戒宣言時の応急活動体制」を参照。）

① 区災害対策本部の設置準備

区は、注意情報発表を受けた場合は、直ちに「情報連絡態勢」をとるとともに、災害対策本部の設置準備に入る。

② 注意情報発表時の対応

- ア 注意情報、大規模地震関連情報1号、その他防災上必要な情報の収集・伝達
- イ 社会的混乱防止のための広報（注意情報時の広報文例参照）
- ウ 都及び防災関係機関等との連絡調整
- エ 警戒宣言発令時の業務を確認（第3章「第7節 警戒宣言時の応急活動体制」を参照）
- オ 庁舎・事務室等の安全対策

情報の種類	東海地震注意情報 [カラーレベル 黄]		
情報の内容	東海地震の前兆現象である可能性が高い時発表される。		
対象	態勢 (情報連絡態勢)	共通業務	個別業務
災害対策課	全員	警戒宣言発令時業務及び各所属の対応を確認 庁舎・事務室等の安全対策	災害対策の全体統括 情報の収集と伝達 都及び防災関係機関等との連絡調整
各総合支所 (地域振興課調整係等)			総合支所の庁舎の管理、職員の宿泊場所等の準備
各総合支所 (地域振興課地域振興・防災)			各地域の災害対策の全体統括
広報広聴課			社会的混乱防止のための広報
総務課			庁舎の管理、職員の宿泊場所、寝具等の準備
職員厚生課			災对本部従事員の飲食料の準備
上記以外の全所属	係長級以上		

※ 対象者は、勤務時間外に報道等で注意情報発表の情報を得たら、通常の交通手段により、各自の職場へ参集する。

※ 災害対策課から職員厚生課までの所属は、注意情報の結果が発表されるまで交代勤務とする。それ以外の全所属では、共通業務の終了後、通常勤務へ移行する。

(2) 情報活動

注意情報が連絡された場合、区並びに各防災機関は、下記の伝達系統に従って、速やかに注意情報等を伝達し、活動準備態勢に入る。また、報道等に留意し、情報収集に努める。

① 区及び都における伝達系統

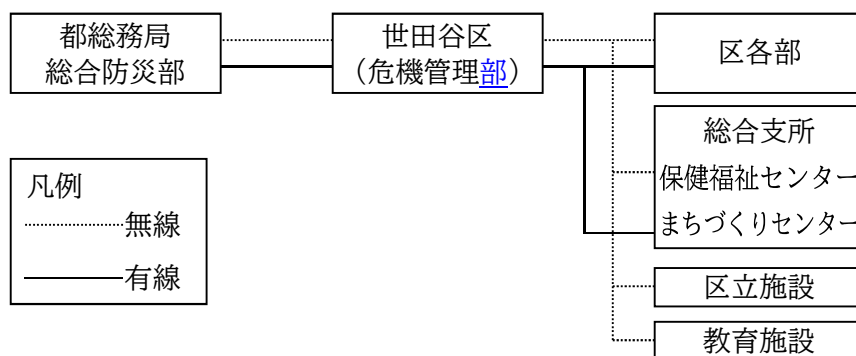
区並びに都を中心とした注意情報の伝達経路及び伝達方法は、前掲の【東海地震に関連する情報の連絡伝達系統図】のとおりである。なお、ここに示されないものについては、第2部「第6章 情報通信の確保」によるものとする

注意情報発表時においては、区では、区災対統括部が情報連絡体制を統括し、都、気象庁、総務省消防庁、関係機関から情報収集を行う。

また、各機関内部の伝達系統等については、各々の機関で定めておくものとする。

② 区における伝達系統及び伝達手段

地域系防災行政無線一斉通報、固定系防災行政無線戸別受信機一斉通報、庁内一斉メール、庁内イントラネットホームページ、庁内放送、一斉ファクス（Fネット）を活用する。



(3) 伝達体制

各機関の伝達体制は、次のとおりである。なお、公衆通信は規制される場合があることを考慮しておく。

機関名		対策内容
区	◎災対統括部 災対財政・広報部	都から注意情報の連絡を受けたときは、直ちに各所管等に伝達
警視庁・警察署		都総務局又は警察庁から注意情報の通報を受けたときは、直ちに一斉通報により全所属に伝達
東京消防庁・消防署		都総務局から注意情報の通報を受けたときは、直ちに一斉通報、消防無線及びその他の手段により、庁内各部課、消防方面本部、消防署（所）及び消防団に伝達
都各局		① 都総務局総合防災部は、注意情報を受けたときは、防災行政無線、有線電話及びその他の手段の活用により、直ちにその旨を区市町村、都各局、警視庁・警察署、東京消防庁・消防署、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び自衛隊等の各関係機関に伝達 ② 都各部局は、都総務局総合防災部から注意情報を受けたときは、有線電話、無線電話等の活用により直ちに部内各部課及び各出先事業所に伝達するとともに、特に所

機関名	対策内容
	管業務上伝達が必要な関係機関に対し周知 ③ 都生活文化スポーツ局は、上記2のほか、私立学校に対して、以下のとおり伝達 i 幼稚園、専修学校及び各種学校は、所管庁（都・区市）を通じて、電子メール等により伝達 ii 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校へは、東京私立初等学校協会及び一般財団法人東京私立中学高等学校協会を通じて、電話連絡網等により伝達 ④ 都教育庁は、上記2のほか、都立学校及び区市町村教育委員会に伝達
その他の防災機関	都総務局から注意情報の通報を受けたときは、直ちに各部課及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等に伝達

（4）伝達事項

- ① 区及び各防災関係機関は、気象庁からの注意情報を伝達するほか、必要な職員動員態勢、緊急措置及び地震防災応急対策の準備行動をとるよう伝達する。
- ② 注意情報の解除を伝える発表がされた場合は、職員動員態勢、緊急措置及び地震防災応急対策の準備行動を解除するよう速やかに伝達する。
- ③ 判定会が開催され、その結果、地震の発生につながらないと判定された場合は、その判定結果並びに職員動員態勢、緊急措置及び地震防災応急対策の準備行動を解除するよう、速やかに伝達する。

（5）防災機関の活動体制

機関名	対策内容
警視庁・警察署	ア 警備本部の設置 注意情報を受けた時点で、次により、速やかに各級警備本部を設置し指揮体制を確立 （ア）方面警備本部 各方面本部に方面警備本部を設置し、方面区内の警備指揮に当たる。 （イ）現場警備本部 各警察署に現場警備本部を設置し、指揮体制を確立して、管内の警備指揮にあたる。現場警備本部の職員は、各警察署の全職員とする。 イ 警備要員の参集 警備要員は、注意情報に基づく招集命令を受けたとき又は注意情報の発表を知ったときは、自所属に参集する。
東京消防庁・消防署・消防団	注意情報を受けた場合、震災態勢又は震災非常配備態勢を発令の上、災害活動を除く平常時の消防業務を停止又は縮小し、次の措置をとる。 ア 東京消防庁管内における活動体制 （ア）震災態勢 a 情報収集体制を強化 b 震災対策資器材等の準備 （イ）震災非常配備態勢

機関名	対策内容
	<u>主に次の対策をとる。</u> <u>a</u> 全消防職員及び全消防団員の非常招集 <u>b</u> 震災消防活動部隊の編成 <u>c</u> 気象庁及び関係防災機関への職員の派遣 <u>d</u> 救急医療情報の収集体制の強化 <u>e</u> 救助・救急資機（器）材の準備 <u>f</u> 情報受信体制の強化 <u>g</u> 高所見張員の派遣 <u>h</u> 出火防止、初期消火等の広報の準備 <u>i</u> その他消防活動上必要な情報の収集
NTT 東日本	東海地震に関連する調査情報が発せられた場合、平常時の活動を継続しつつ、当該情報に関する情報共有を行う。なお、情報の内容に応じ、連絡要員を確保する等、必要な措置を講じる。
東京電力パワーグリッド株式会社 渋谷支社	(1) 東京電力パワーグリッド株式会社渋谷支社（世田谷事務所）非常災害対策支部（準備態勢）を設置する。 (2) 関連請負会社へ情報連絡する。 (3) その他、警戒宣言が発せられた場合に備えての諸準備を開始する。
東京ガスグループ	(1) 対策本部、対策支部の設置準備に入る。 (2) 関連企業へ情報連絡する。 (3) その他、警戒宣言が発せられた場合に備えての諸準備を開始する。
京王電鉄	(1) 注意情報の情報連絡を受けた場合は、防災会議を開催し、情報収集を行い関係従業員へ伝達する。 (2) 災害対策本部の設置・警戒体制の種別決定・列車の運転方式・その他の事前対策を協議する。
小田急電鉄	(1) 対策本部の設置を行う。 (2) 必要により要員の非常招集を行う。 (3) 旅客に対して注意情報が発表された旨を伝達するとともに、警戒宣言発令後の列車の運転規制等を情報提供する。
東急電鉄	(1) 災害対策本部の設置準備に入る。 (2) 要員の非常招集を指令する。
首都高速道路	(1) 東海地震注意情報を受けた場合は、緊急体制をとり、速やかに役員及び社員の参集を行い、緊急災害対策本部を設置する。 (2) 地震発生に備え、あらかじめ定められた点検体制の構築など必要な措置を講じる。
世田谷サービス公社	(1) 放送態勢 注意情報の連絡が入った場合、速やかに特別放送態勢に入る。 (2) 放送内容 ① 注意情報の解説

機関名	対策内容
	② 今後の情報に注意する呼びかけ ③ 混乱の防止と防災知識の啓発
世田谷ケーブルテレビ協議会	(1) 注意情報の連絡が入った場合、災害に備えるため、必要な関係者及び人員の召集を行う。 (2) 区民の混乱や被害を最小限にとどめるために必要な、放送及び通信に関する重要機器類の諸準備及び情報の収集・告知に関する体制の整備を行う。
郵便局	(1) 発災に備え、必要に応じて非常災害対策本部を設置し、防災措置に遺漏のないようにする。 (2) 郵便局をご利用中のお客さまに対し、注意情報が発せられた旨を適切な方法により周知する。
その他の 防災関係機関	各防災関係機関においては、警戒宣言が発せられた場合に備え、要員の非常招集、待機態勢等必要な措置をとるものとする。

（6）注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報

注意情報は、前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されるものであり、判定会がデータ分析を行っている時期であるから、区民の冷静な対応が望まれるところである。

このため、この時期の広報は、原則としてテレビ、ラジオ等により、区民の冷静な対応を呼び掛ける内容のものとなる。

なお、区内で混乱発生のおそれが予測される場合は、区及び各防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（都総務局、警視庁・警察署、東京消防庁・消防署）へ通報し、必要な情報等を区民に広報する。

① 区の広報対応措置

注意情報が発表されたときは、その内容と意味について周知し、適切な行動を呼び掛けるものとする。

区民に対し、注意情報と関連情報を速やかに周知する。

ア 注意情報は、防災無線塔、広報車、窓口等の掲示物、[防災ポータル](#)、世田谷区ホームページ、災害・防犯情報メール配信サービス、災害情報テレホンサービス、電光表示板で周知する。また、世田谷サービス公社、世田谷ケーブルテレビ協議会（ジェイコム東京世田谷局、ジェイコム東京調布・世田谷局、イツ・コミュニケーションズ）へ放送依頼を行う。

<注意情報時の文例>

世田谷区役所からお知らせいたします。

現在、気象庁では、地震観測データに異常な変化があったため、東海地域に大地震が発生するかどうかを検討しています。

区民の皆さんは、テレビ、ラジオの情報に十分注意してください。

イ 関連情報は、窓口等の掲示物、[防災ポータル](#)、世田谷区ホームページ、電光表示板、臨時パンフレット、広報紙で周知する。また、世田谷サービス公社、世田谷ケーブルテレビ協議会（ジェイコム東京世田谷局、ジェイコム東京調布・世田谷局、イツ・

コミュニケーションズ）へ放送依頼を行う。

＜区民に周知すべき関連情報＞

- （ア）東海地震の基礎知識、地震予知情報の内容、区民・事業所の取るべき対応
- （イ）警戒宣言が発令された場合でも、区の窓口業務が平常どおり行われること
- （ウ）警戒宣言が発令された場合の、学校・福祉施設・児童施設・公共施設等の態勢
- （エ）警戒宣言が発令された場合の、区の主催・共催の会議・行事等の中止

ウ 混乱発生が予想される場合には、都、警察、消防等の関係機関と連携して必要な対応及び広報を行う。

② 放送機関の対応措置

ア 注意情報を受けた時点から、速やかに非常放送に移行できる準備体制をとる。

イ 放送内容

注意情報から警戒宣言までの間、テレビ、ラジオで地震関係の放送を開始することになっている。

その主な内容は次のとおりである。

- （ア）注意情報の解説
- （イ）強化地域、観測データの解説
- （ウ）混乱防止呼びかけ
- （エ）家庭、職場での心得並びに防災知識の紹介

③ 都の広報対応措置

社会的混乱防止のため、報道機関の協力を得て、区民等に対し注意情報の内容とその意味について分かりやすく周知するとともに、区民の冷静な対応を呼び掛ける。

具体的には、旅行の自粛、児童生徒の登下校等に対する安全確保、交通機関の運行状況の把握、火元、危険物の管理や家具の転倒防止 [その他](#)の安全対策の実施等である。

また、各防災機関の対応について、適切な情報提供を行うが、この場合、注意情報の主旨について、誤解の招くことのないよう十分に留意する。

なお、気象庁が注意情報の解除に係る情報を発表し、これを受けて政府が準備体制の解除を発表した場合は、都においても迅速に同様の発表を行う。

（7）注意情報時の混乱防止措置

注意情報の報道等により、様々な混乱の発生のおそれがあるとき又は混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するために、各防災関係機関が行う措置は次のとおりである。

機関名	対策内容
区	① 混乱防止に必要な情報収集伝達 ② 各防災機関が実施する混乱防止措置の連絡及び実施の協力 ③ 区施設等の利用者に対しては、注意情報を正確に周知するとともに、冷静な行動を要請する。
警視庁・警察署	① 情報の収集と広報活動 注意情報発表後は、関係機関等と連携協力して、ライフライン・駅等の状況、道路交通状況等混乱防止を図るための情報の収集に努めるとともに、区民等に対して注意情報が発表された場合の区民等のとるべき措置、運転者のとるべき措置等について、積極的な広報活動を行い、冷静

機関名	対策内容
	に対応するよう呼び掛ける。 ② 混乱の未然防止活動 主要駅、交差点、危険箇所等の警備を行う。正確な情報収集に努め、混乱が予想される主要駅、主要交差点、危険箇所及び混乱の発生した場所等に必要に応じ部隊を配備する。
東急電鉄	① お知らせモニター放送装置、ホームページ等を活用しお客さまに情報提供を行い、駅構内の混乱防止に努める。 ② 状況により、改札規制及び入場制限等の措置を行う。 ③ 状況により、早期に警察官の派遣を要請し、極力混乱を防止
京王電鉄	① 駅構内放送、車内放送等を活用して旅客等に東海地震注意情報が発令された旨と旅客のとりべき行動等を伝達する。
小田急電鉄	① 旅客に対し正確な情報提供と旅客混乱防止に努める。 ② 注意情報の発表後の運転計画等を案内するとともに、不要不急の旅行、出張等を控えるよう要請する。 ③ 状況に応じ、早期に警察官の派遣を要請し混乱防止を図る。
NTT 東日本	国や地方公共団体から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。 ① 情報収集と伝達 ② 通信の利用制限等の措置 ③ 災害用伝言ダイヤルの提供準備 ④ 対策要員の確保及び広域応援 ⑤ 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保 ⑥ 通信建物、設備等の巡視と点検 ⑦ 工事中の設備に対する安全措置 ⑧ 社員の安全確保 ⑨ 医療施設及び研修施設等における対策

第6節 警戒宣言時の応急活動体制

東海地震が発生するおそれがあると認められた場合には、内閣総理大臣は地震防災応急対策を緊急に実施する必要があるかどうかを判断し、必要があると認めるときは警戒宣言を発する。

<警戒宣言文の一例>

東海地震の地震災害に関する警戒宣言及び国民に対する呼び掛け

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を発表します。

本日、気象庁長官から、東海地域の地震観測データ等に異常が発見され、現在から2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるとの報告を受けました。

この地震が発生すると、東海地震の強化地域内では震度6弱以上、その隣接地域では震度5強程度の地震になると予想されます。また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波のおそれがあります。

強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画作成事業所は、速やかに地震防災応急対策を実施して下さい。強化地域内の居住者、滞在者及び事業所等は、警戒態勢を執り、防災関係機関の指示に従って落ち着いて行動して下さい。

なお、強化地域内への旅行や電話は差し控えて下さい。

地震予知情報の詳しい内容については、気象庁長官に説明させますから、テレビ、ラジオに注意して下さい。

令和 年 月 日

内閣総理大臣〇〇〇〇

その場合は、国・地方公共団体・その他の公共機関及び区民は一致協力して、地震防災応急対策、及び災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策（以下「地震防災応急対策等」という。）に努め、被害を最小限にとどめなければならない。

また、警戒宣言が発せられた場合、区においても、各種防災措置をとるとともに、警戒宣言に伴う社会的混乱の発生防止のため、的確な対応措置を講ずる必要がある。

このため、区及び各防災関係機関は、防災対策の中核機関として、それぞれの地震災害警戒本部を中心として、地震防災応急対策等に当たるものとする。

本節においては、警戒宣言が発せられた時から、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき対応措置について定める。

なお、区においては、次の方針で対応する。

- 窓口業務は平常どおり行う。
- 行事、会議等は警戒宣言解除まで中止又は延期とする。
- 学校、幼稚園、保育園、児童施設、福祉施設、公共施設等については、警戒宣言解除まで休校（園）・休館とする。（詳細は第3節以降を参照）

1 活動態勢

(1) 区の活動態勢

① 災害対策本部の設置

区長は、警戒宣言が発せられ、必要と認める場合は、「災害対策基本法 23 条の2」の規定に基づき、災害対策本部を設置し、各防災関係機関に通知する。

② 本部の設置場所

世田谷区災害対策本部は、[本庁舎東棟](#)に設置する。

③ 本部の組織

本部の組織は、「世田谷区災害対策本部条例」及び「同条例施行規則」の定めるところによる。

④ 本部の所掌事務

- ア 警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集、伝達
- イ 社会的混乱の発生防止及び回避策等の決定
- ウ 都及び防災関係機関の業務に係る連絡調整
- エ 区民への情報提供等

⑤ 配備態勢

警戒宣言時における区の配備態勢は、「世田谷区災害対策本部運営要綱」に定める非常配備態勢とする。

対象	態勢（非常配備態勢）	業務
指定職員	指定参集場所へ参集	災害応急対策の準備
指定職員以外の全職員	通常勤務	「⑥ 各所属の対応」による

※ 警戒宣言が発令されてから、地震が起きるまでは数時間から2～3日と予想されている。

※ 指定職員のうち、隊長、副隊長、班長、副班長は、警戒宣言が解除されるか、発災するまで参集場所で交代勤務。

⑥ 各所属の対応

- ア 区民生活を極力平常どおり確保するため、窓口業務は平常どおり行う。
- イ 会議、行事は、実施中又は予定しているものを含め、即時に警戒宣言解除まで中止又は延期とする。
- ウ 学校、幼稚園、保育園、児童施設、福祉施設、公共施設等については、警戒宣言解除まで休校（園）・休館とする。（対応は第3章第7節「5 学校、社会福祉施設等の対策」を参照）
- エ 工事中の道路については、緊急時に即応できるように、原則として工事を中止し、安全対策を確立し、緊急車両等の円滑な通行を確保する。（第3章第7節「6 電気、ガス、上下水道、電話、通信対策」を参照）
- オ 区民へ情報提供等を行う。（第3章第7節「2 警戒宣言、地震予知情報等の伝達」を参照）

(2) 都地震災害警戒本部

- 警戒宣言が発せられた場合、法令及び本計画の定めるところにより、都は、防災機関・国及び他道府県などと連携・協力し、地震防災応急対策等を実施するとともに、区市町村及びその他の防災機関が行う地震防災応急対策等を援助し、かつ総合調整を行う責務を有する。
- このため大震法第16条の規定に基づき、知事を本部長とする都地震災害警戒本部（以下「都警戒本部」という。）を設置して、地震防災応急対策を実施する。

＊東京都地域防災計画 震災編 第4部 南海トラフ地震等防災対策

(3) その他の防災機関の活動態勢

- 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、警戒宣言が発せられた場合、地域防災計画及び各々が定める防災計画の定めるところにより防災対策を実施する。また、区及び都が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所掌事項について適切な措置をとる。
- 指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておく。
- 区内の公共的団体又は防災上重要な施設の管理者は、本計画に定めるところにより防災対策を実施するとともに、区及び都が実施する防災対策が円滑に行われるよう協力する。

(4) 相互応援協力

- 警戒宣言時において、単一の防災機関のみでは、防災活動が十分行われない場合もあるので、各防災関係機関は日頃から十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力体制を確立しておく。
- 区による都に対する応急措置の要請若しくは応援を求めようとするとき、又は他の区市町村若しくは他の防災機関等の応援のあつせんを依頼しようとするときについては、[震災編 第2部第5章第3節第2「3 応援協力・派遣要請」を準用する。](#)
- 区及び防災機関は、知事から、強化地域において実施する地震防災応急対策が円滑に行われるため、次の事項を示し他の区市町村に応援すべきことを指示された場合、これに対応する。
 - ・ 応援すべき区市町村名
 - ・ 応援の範囲又は区域
 - ・ 担当業務
 - ・ 応援の方法

2 警戒宣言、地震予知情報等の伝達

警戒宣言に伴う対応措置を円滑に実施するためには、区及び防災関係機関は、警戒宣言及び地震予知情報が発せられた場合は、機関内部に迅速かつ的確に伝達するとともに、区民に対する広報を緊急に実施する必要がある。

ここでは、警戒宣言等の伝達及び警戒宣言時の広報に関し、必要な事項を定める。

(1) 警戒宣言等の伝達

① 都、防災関係機関の伝達系統及び伝達手段

伝達系統は、地域系防災行政無線一斉通報、固定系防災行政無線戸別受信機一斉通報、[総合防災情報システム](#)、庁内一斉メール、庁内イントラネットホームページ、庁内放送、一斉ファクス（Fネット）を活用する。

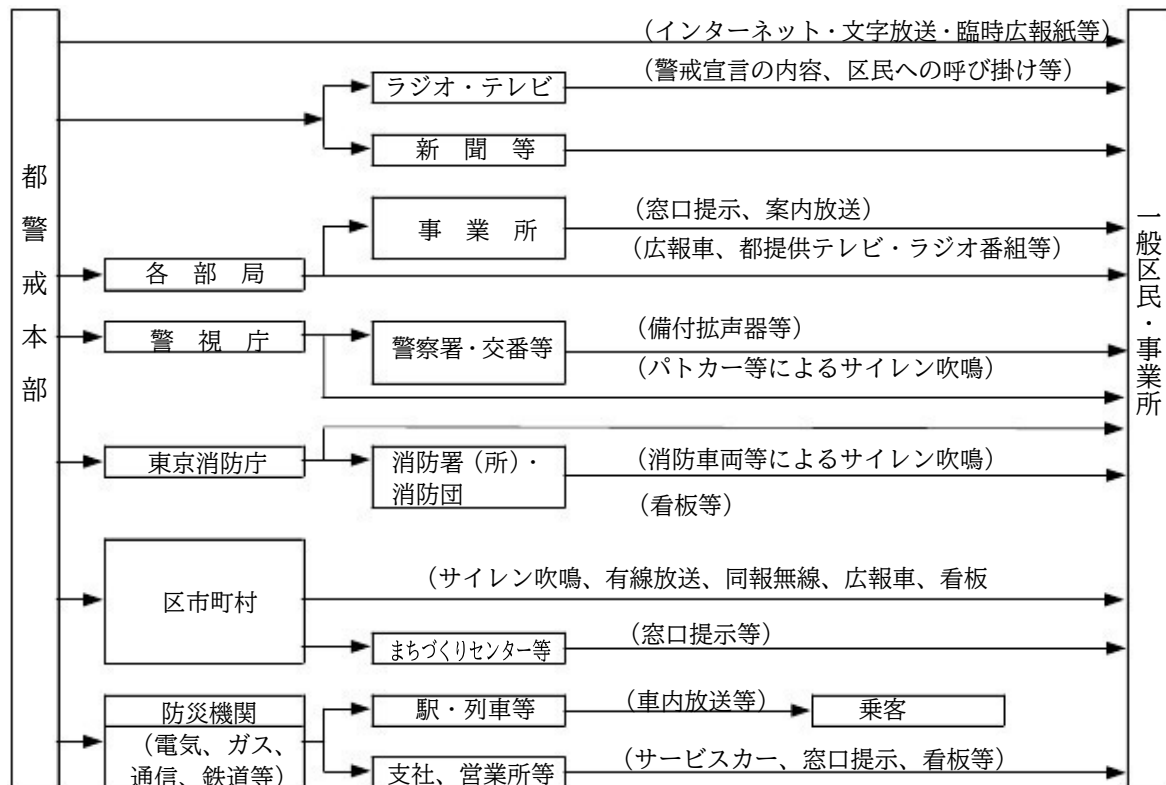
ア 都における伝達系統及び伝達手段

第3章第6節1「(2) 調査情報（臨時）発表時の情報活動等」に示す「東海地震に関連する情報の連絡伝達系統図」と同じ。

イ 区民に対する伝達系統及び伝達手段

防災無線塔からのサイレン吹鳴・音声放送、各種防災行政無線による一斉通報、世田谷サービス公社、世田谷ケーブルテレビ協議会、広報車、看板等掲示物、緊急印刷物、[防災ポータル](#)、世田谷区ホームページ、[X（旧ツイッター）](#)、[LINE](#)、災害・防犯情報メール配信サービス、災害情報テレホンサービス、電光表示板を活用する。

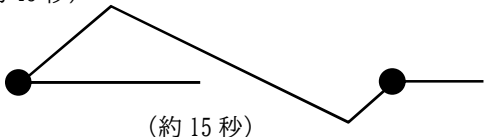
【一般住民に対する警戒宣言の伝達経路及び伝達手段】



② 伝達態勢

機関名	対策内容
区	ア 都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を区各部、区立施設並びに防災関係機関に対し、地域系防災無線一斉通報、固定系防災無線戸別受信機一斉通報、総合防災情報システム、庁内一斉メール、庁内イントラネットホームページ、庁内放送、一斉ファクス（Fネット）等で伝達するとともに、区災対教育部会を通じて区立学校（区立幼稚園）に伝達する。 イ 区民に対しては、防災無線塔によるほか、警視庁・警察署・東京消防庁・消防署の協力を得てサイレンの吹鳴による防災信号（図参照）並びに広報車、立看板、掲示物、防災ポータル、世田谷区ホームページ、X（旧ツイッター）、LINE、災害・防犯情報メール、電光表示板、緊急印刷物、協定団体である世田谷サービス公社・世田谷ケーブルテレビ協議会への放送依頼等を活用し、警戒宣言が発せられたことを伝達する。 ウ 区防災無線によるサイレンは、吹鳴した後、直ちに音声により警戒宣言が発せられた旨の広報を実施する。（警戒宣言時の広報文例参照）
警視庁・警察署	ア 警察署は、警視庁若しくは区から警戒宣言及び地震予知情報の通報を受けたときは、直ちに警察電話、警察無線等により、各課、各交番等に伝達する。 イ 警察署は、区に協力し、パトロールカー等のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを区民に伝達する。
東京消防庁	ア 消防署は、東京消防庁若しくは区から警戒宣言及び地震予知情報の通報を受けたときは、消防署（所）は直ちに署内放送、消防電話、消防無線等により、署員及び消防団員に伝達する。 イ 消防署（所）は、消防車等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを区民に伝達する。
鉄道機関	警戒宣言及び地震予知情報が発令された際、各鉄道機関は、あらかじめ決められたルートで、無線、電話、放送等により、列車及び駅並びに乗客等に伝達する。
放送機関	警戒宣言が発せられた場合、速やかに地震災害警戒本部等の非常組織を設置し、警戒宣言及び地震予知情報の内容等を放送
その他の防災関係機関	上部機関若しくは区から警戒宣言及び地震予知情報の通報を受けたときは、直ちに各部、課及び出先機関に伝達するとともに、特に、所管業務上伝達が必要な関係機関、団体、事業所及び施設利用者に周知する。

【防災信号（サイレン）の吹鳴パターン】

警鐘	サイレン
(5点) 	(約45秒)  (約15秒)
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

③ 伝達事項

警戒宣言が発せられた際に伝達する事項は、次のとおりである。

- 警戒宣言の内容
- 世田谷区での予想震度
- 防災対策の実施の徹底
- その他特に必要な事項

(2) 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、地震発生に備えての防災措置が実施される一方、様々な社会的混乱、例えば駅や道路での帰宅ラッシュ、電話の輻輳などの混乱も考えられる。[また、デマや流言等が SNS で拡散するおそれもある。](#)これらに対処するため、テレビ、ラジオ、[防災ポータル、世田谷区ホームページ、X（旧ツイッター）、LINE](#)等の媒体を活用した広報のほか、区及び防災関係機関においても必要な広報活動を実施する。

各現場で混乱発生のおそれがある場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、必要な機関へ緊急連絡を行う。緊急連絡を受けた区は、混乱防止のための対応措置をとるとともに、情報を速やかに区民等へ広報する。

① 広報

ア 区の広報

区民に対して行う重要な広報は、広報案文をあらかじめ定めておく。

(ア) 初期段階の広報

警戒宣言が発せられた初期の段階においては、おおむね次の内容の広報を行う。

(イ) 警戒宣言時の広報文例

こちらは、世田谷区の災害対策本部です。
ただいま、東海地震の警戒宣言が出されました。
駿河湾沖を震源域とする大地震が2、3日（数時間）以内に発生するおそれがあります。
なお、この地震が発生した場合、東京では、震度5強程度の揺れが予想されます。
区民の皆さん、テレビ、ラジオのニュースや区役所からのお知らせに十分注意してください。

(ウ) 警戒宣言が発せられたときの世田谷区長コメント文例

区民の皆様、世田谷区長の〇〇〇〇〇〇です。
内閣総理大臣から、東海地震の「警戒宣言」が発せられております。
区内の震度は、5強から5弱程度であると予想されています。
震度5強から5弱程度ですと、家が全壊するといった、阪神・淡路大震災のような大きな被害はないものと考えられます。
しかし、地盤の悪い地域では、ブロック塀が倒れたり、窓ガラスが割れたり、家具が転倒したりすることが考えられます。十分に注意してください。
予想より大きい揺れがくることも考えられますので、火元や危険物の管理、水の汲み置き、家具の固定等も行ってください。
区や都においては、既に災害対策本部等を設置しております。
地震が起きましてもあわてずに落ちついて行動してください。

(エ) 広報項目

警戒宣言が発せられたときは、次の事項を中心とした広報を実施する。

- A 警戒宣言の内容の周知徹底
- B それぞれの地域に密着した各種情報の提供と的確かつ冷静な対応の呼びかけ
- B 東海地震の基礎知識、地震予知情報の内容、区民・事業所の取るべき対応
- C 警戒宣言が発令された場合でも、区の窓口業務が平常どおり行われること
- D 学校・福祉施設・児童施設・公共施設等の態勢
- E 区の主催・共催の会議・行事等の中止
- F ライフライン・道路・交通機関等の状況について

(オ) 関係機関と連携した広報等

混乱発生が予想される場合には、都、警察、消防等の関係機関と連携し、必要な対応及び広報を行う。

<広報文例>

世田谷区災害対策本部から区民の皆さんにお願いします。
現在、東海地震の警戒宣言が出されています。
区民の皆さんは、まず、火の始末、水の汲み置き、家具などの転倒防止を行ってください。
また、デマなどにまどわされないよう、テレビ、ラジオのニュースや区役所などのお知らせに注意し、落ち着いて行動しましょう。

(カ) 広報の実施方法

区防災行政無線、広報車、庁舎や区立施設の玄関等に立看板等を掲げる、窓口等の掲示物、[防災ポータル](#)、世田谷区ホームページ、[X（世田谷区危機管理部・世田谷区広報）](#)、[LINE](#)、電光表示板、緊急印刷物、協定団体である世田谷サービス公社や世田谷ケーブルテレビ協議会（ジェイコム東京世田谷局、ジェイコム東京調布・世田谷局、イッツ・コミュニケーションズ）への放送依頼等を活用して行う。また、防災区民組織等を通じた広報活動も併せて行う。

イ その他の防災機関の広報

(ア) 広報項目

区民及び施設利用者に対する広報項目は、次のとおり、都に準じて行う。

- A 区民及び施設利用者に対する警戒宣言内容の周知徹底
- B 各防災機関の措置状況並びに区民及び施設利用者に対する協力要請

(イ) 広報の実施方法

- A 各防災機関は、従業員、顧客、区民等に対する情報伝達を具体的に定めておく。
- B この場合、情報伝達に伴う従業員、顧客等の動揺、混乱を防止することに特に留意施設等の実態にあった伝達方法を工夫する。
- C 顧客等への伝達は、反復継続して行う。
- D 広報文はあらかじめ定めておく。

(ウ) 防災関係機関の広報

機関名	対策内容
警視庁・警察署	警戒宣言が発せられた場合、区民、運転者等のとるべき措置について、広報を行う。 広報態勢は、次のとおりである。 a 広報車、パトロールカー等による広報 b 交番等備え付けの拡声機による広報 c 警視庁・警察署員等によるトラメガによつての広報
東京消防庁・消防署・消防団	警戒宣言が発せられた場合、区民及び事業所等のとるべき防災措置について広報を行う。 広報態勢は次のとおりである。 ・ 消防職員及び消防団員による広報
その他の防災関係機関	警戒宣言が発せられた場合、各機関の正面玄関等に立て看板等を掲出し、周知をはかる。

② 報道機関への発表

区は、警戒宣言時、区民、事業所等が社会的混乱の防止と地震に備えての措置を実施できるよう、協定団体である世田谷サービス公社や世田谷ケーブルテレビ協議会（ジェイコム東京世田谷局、ジェイコム東京調布・世田谷局、イツツ・コミュニケーションズ）に対して、予想される地震や防災機関の対応及び社会状況など各種、情報の提供を行う。

③ 放送要請

区は警戒宣言時において、区民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、区民及び関係機関に対し、緊急情報、緊急指示等を伝達する必要が生じ、かつ通信手段も十分でない場合に、協定団体である世田谷サービス公社や世田谷ケーブルテレビ協議会（ジェイコム東京世田谷局、ジェイコム東京調布・世田谷局、イツツ・コミュニケーションズ）に放送要請する。

(3) 放送機関の対応措置

機関名	対策内容
世田谷サービス公社 世田谷ケーブルテレビ協議会 (ジェイコム東京世田谷局、ジェイコム東京調布・世田谷局、イツツ・コミュニケーションズ)	a 災害放送態勢 社長を中心に放送態勢をとり、災害特別放送を実施する。 b 放送内容 (a) 警戒宣言の内容と解説を明確にする。 (b) 各機関の混乱防止対策を知らせるとともに、各自の平穏な行動を呼びかける。 (c) 防災知識の啓発と防災情報の提供を行う。 (d) 今後の情報に注意するよう呼びかける。

3 消防、危険物等対策

(1) 消防対策

① 東京消防庁管内における活動態勢

【実施主体】東京消防庁・消防署

消防署（所）にあつては、注意情報発表時から引き続き震災態勢又は震災非常配備態勢下にあり、次の対策をとる。

○ 震災態勢

ア 情報収集体制の強化

イ 震災対策資器材の準備

○ 震災非常配備態勢

ア 全消防職員及び全消防団員の非常招集

イ 活動部隊の編成強化

ウ 気象庁及び関係防災機関への職員の派遣

エ 救急医療情報の収集体制の強化

オ 救助・救急資器材の強化

カ 情報受信体制の強化

キ 高所見張員の派遣

ク 出火防止、初期消火等の広報の実施

ケ その他消防活動上必要な情報の収集

② 区民（事業所）に対する呼び掛け

対象	事項	内容
区民	情報の把握	テレビ、ラジオや消防、警察、区からの情報に注意
	出火防止	火気器具類の使用の制限、周囲の整理・整とんの確認及び危険物類の安全確認
	初期消火	消火器、消火用水等の確認
	危害防止	① 家具類、ガラス等の安全確保 ② ブロック塀、門柱、看板等の倒壊、落下防止措置
事業所		警戒宣言時は、事業所に対して、事業所間における通信連絡手段を活用し、消防計画等にあらかじめ定められている警戒宣言発令時の対応措置に基づき、速やかに対応を図るよう呼び掛けを行う。

(2) 危険物等対策

機関名	対策内容
東京消防庁・消防署	○ 石油類等危険物の取扱い施設 危険物施設に対する指導に基づく防災措置を実施させるほか、次の措置を実施するよう指導する。 ① 操業の制限、停止 ② 流出拡散防止資機材等の点検、配置 ③ 緊急遮断装置の点検、確認 ④ 火気使用の制限又は禁止 ⑤ 消火設備等の点検、確認

(5) 医療救護対策

① 医療救護体制

機関名	対策内容
区	第2部第7章第3節第2「1-2 初動期の医療救護活動」を準用する。
区医師会	
区歯科医師会	
区薬剤師会	
日赤東京都支部 (世田谷区地区)	○ 日赤東京都支部は、救護班の編成を行い、出動準備態勢をとる。 ○ 医療救護に必要な要員、医薬品、器具機材、病床等の準備、その他必要な措置を講じる。
都保健医療局	○ 都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会、東京都立病院機構、日赤東京都支部等に対する医療救護班等の編成準備要請 ○ 傷病者の受入体制の確保 ・ 医師、看護師等の確保 ・ 医療資器材の点検、補充 ・ 都医師会、日赤東京都支部に対する受入体制確保の要請

② 病院、診療所

【実施主体】医師会

ア 診療体制

病院及び診療所の外来診療については、医療機関の状況に応じ、可能な限り平常通り診療を行う。また、職員の確保は、あらかじめ定められた方法によって行う。

入院患者については、担当医師の判断により、退院の許可を与える。

なお、手術、検査については、医師が状況に応じて、適切に対処するものとする。

イ 防災措置

病院又は診療所には、医薬品類等危険なものが多数あるので、発災による被害の防止又は軽減を図るため、次の防災措置を講じる。

(ア) 建物、設備の点検・防災措置	(イ) 危険物の点検・防災措置
(ウ) 落下物の防止	(エ) 非常用設備、備品の点検及び確保
(オ) 職員の分担事務の確認	(カ) 備蓄医薬品の点検・防災措置

③ その他

収集された情報は、患者に不安を与えないよう、必要に応じ、適宜伝達する。

4 警備、交通、公共輸送対策

(1) 警備対策

【実施主体】警視庁・警察署

① 警備部隊の編成及び配備

速やかに警備部隊を編成するとともに、混乱のおそれのあるターミナル駅、地下街、主要交差点、港等に、必要により、部隊を配備する。

② 治安維持活動

警戒宣言が発せられたことに伴い、社会的混乱の発生が懸念されることから、正しい情報の発信、警ら活動の強化等により区民等の不安を払拭し、犯罪等の未然防止に努める。

③ 広報活動

避難誘導に当たっては、パトカー、サイレン等を有効に活用して活発な広報活動を行い、混乱による事故等の防止に当たる。

(2) 交通対策

【実施主体】警視庁・警察署

① 交通対策の基本

警戒宣言発令時における交通対策は、道路交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、関係防災機関等が実施する地震防災応急対策に伴う緊急通行車両の円滑な通行を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、次の措置を講じる。

【基本方針】

- ① 区内の車両の走行は、できる限り抑制する。
- ② 強化地域方向へ向かう車両の走行は、できる限り制限する。
- ③ 非強化地域方向から流入する車両の走行は、できる限り抑制する。
- ④ 緊急交通路については、優先的にその機能を確保する。

② 運転者等のとるべき措置

運転者等の取るべき措置を以下に例示し、広く周知徹底を図る。

ア 車を運転中に警戒宣言が発せられたとき

- (ア) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、慌てることなく低速度で走行すること。
走行速度を高速道路では時速 40km、一般道路（首都高速道路を含む）は時速 20km に減速すること。
- (イ) カーラジオ等で地震情報・交通情報等を継続して聴取し、その情報に応じて行動すること。
- (ウ) 目的地まで走行したら、以後は車両を使用しないこと。
- (エ) バス、タクシー及び区民生活上走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められている計画等に従って、安全な方法で走行すること。
- (オ) 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかに実行すること。
- (カ) 現場警察官等の指示に従うこと。

イ 車を運転中以外に警戒宣言が発せられたとき

- (ア) 路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後はできる限り使用しないこと。
- (イ) 路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場、空き地等に移動すること。やむを得ずそのまま路上に継続して駐車する時は、道路の左側に寄せ、エンジンを切ること。
なお、エンジンキーはつけたままにして窓を閉め、ドアをロックしないこと。
- (ウ) 車両による避難の禁止
警戒宣言が発せられても原則として避難する必要はないが、万一避難を要する場合

でも、やむを得ない場合を除き、避難のために車を使用しないこと。

③ 交通対策本部等の設置

判定会召集が決定された場合、交通管制センター内に交通対策連絡室を開設するほか、警戒宣言が発せられると同時に、これを交通対策本部に切り替えて、総合的指揮態勢をとる。

④ 交通規制（東京都内）

ア 警戒宣言が発令された場合、警視庁・警察署は、必要に応じ、次の規制を行う。

対象	規制措置
ア 都県境	○ 神奈川県又は山梨県の都県境 ・ 流出する車両については、原則として制限を行う。 ・ 都内に流入する車両については、混乱が生じない限り規制は行わない。 ○ 埼玉県又は千葉県の都県境 ・ 都内に流入する車両については、抑制する。 ・ 流出する車両については、規制しない。
イ 環状七号線の内側の道路	○ 都心に向かう車両は極力制限する。
ウ 環状7号線以遠の道路	第一京浜国道、第二京浜国道、中原街道、目黒通り、甲州街道、川越街道、高島通り、中仙道、北本通り、日光街道、水戸街道、蔵前橋通り、京葉道路、国道16号線の14路線については、必要に応じ通行を制限する。
エ 高速自動車国道・首都高速道路	○ 状況により車両の流入を制限する。 ○ 都県境においては、前記アの交通規制に準ずる。

イ その後の交通状況によっては、前記アの交通規制を変更し、あるいは前記ア以外の地域、路線を指定して必要な規制を行うものとする。

ウ 交通処理要領

警戒宣言が発せられた場合、速やかに警察官を都県境及び主要交差点等に配置し、必要により交通検問所を設置する。

⑤ 道路管理者の措置

機関名		対策内容
区	◎災対土木部	(1) 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた際には、避難道路、緊急啓開（道路障害物除去）路線等を重点に、地震発生時に交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について、緊急特別点検、パトロールを実施する。 (2) 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として工事を中止し、安全対策を確立し、緊急車両等の円滑な通行を確保する。
都建設局 第二建設事務所		(1) 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた際には、避難道路、緊急輸送道路等を重点に緊急点検・調査を実施する。 (2) 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として工事を一時中止し、安全対策を確立し緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。
首都高速道路		(1) 道路パトロール等により道路状況及び道路施設の点検を行うとともに、必要に応じ、首都高速道路の占有者に対し、占用物件の整備等の必要な要請を行う。 (2) 警察が実施する交通規制に協力するとともに、お客さま等に対して規制状況等の必要な広報を行う。 (3) 無線設備、路面排水設備、非常用電源設備及びトンネルの防災設備等の点検を行う。 (4) 工事中の構造物、建築物等については、安全管理を徹底し、工事中の箇所については、工事中断の措置を取り、必要となる補強その他の保全措置に努める。また、隣接施設等に対し被害が波及することのないよう安全上必要な措置を講ずる。

震災編 第1部
総則

震災編 第2部
施策ごとの具体的計画

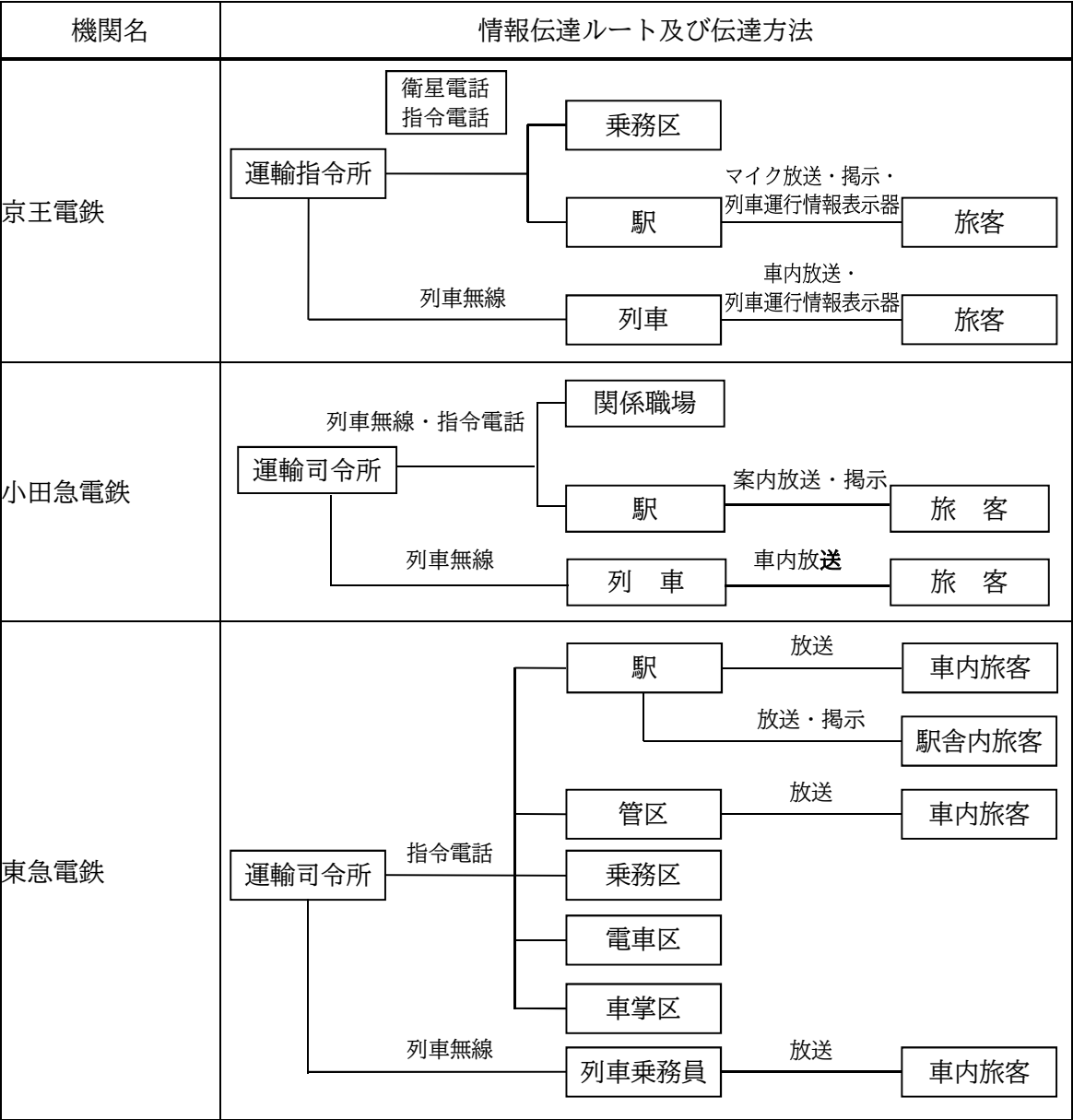
震災編 第3部
災害復興計画

震災編 第4部
南海トラフ地震等防災対策

(3) 鉄道対策

① 情報伝達

警戒宣言及び地震予知情報が出された際は、次の方法及びルートで列車並びに乗客等に伝達する。



② 列車運行措置

ア 運行方針

防災関係機関、報道機関及び鉄道各社との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。

イ 運行措置

機関名	警戒宣言当日	翌日以降
東急電鉄 京王電鉄	<u>情報の内容に応じて、運行計画を決定する。</u> なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の運転中止等が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。	<u>情報の内容に応じて、運行計画を決定する。</u> なお、運転 <u>速度、本数</u> を <u>制限した場合</u> 、輸送力は <u>大幅に</u> 減少する。
小田急電鉄	警戒宣言が発令された場合は、一部列車の運転を中止、速度を落として運転を再開する。なお、強化地域内の列車の運転は中止する。 これに伴い、運行区間、運行本数、運転速度等が制限されるため輸送力は大幅に減少する。	運行区間、運行本数、運転速度等が制限されるため輸送力は大幅に減少する。 なお、強化地域内の列車の運転は中止する。

③ 乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に駅に集中し、大混乱が発生することが予想される。この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられる。

このため、各機関において乗客の集中を防止するため、次の措置をとる。

機関名	対策内容
東京消防庁・消防署	平常時から、各事業所に対して、営業方針や任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の対策について指導を行う。
小田急電鉄 東急電鉄 京王電鉄	○ 警戒宣言時に、報道機関を通じ正確な運転状況等を報道するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼び掛けを行う。 ○ 駅における放送・掲示、ホームページ等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼び掛け、協力を要請
都総務局	○ 平常時から、区民に対して、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の広報を行う。 ○ 警戒宣言時において、鉄道機関及び警視庁・警察署からの情報をもとに、都内の列車の運転状況等を広報するとともに、事業所等に対して、極力平常通りの勤務、退社させる場合の時差退社、近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼び掛ける。

④ 主要駅での対応

ターミナル駅等での主要駅において旅客の混乱を防止するため、各鉄道機関は、次の対応措置を講じる。

機関名	対策内容
小田急電鉄 東急電鉄 京王電鉄	① 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。 ② 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。 ③ 混雑の予想される主要駅には、状況に応じ応援要員を派遣するなどの措置を行う。 ④ 状況により、警察官の応援を要請 ⑤ 状況により、乗車券の発売を制限又は中止

なお、小田急においては、強化地域内着・通過となる乗車券類は発売を停止する。

⑤ 主要駅等の警備

警視庁・警察署は、注意情報の発表後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努め、混乱発生が予想され又は混乱が発生した駅等については、部隊を配備する。

⑥ 列車の運転中止措置

鉄道機関及び区、都、警視庁・警察署、東京消防庁・消防署等は、一致協力し、上記①から⑤までの措置をとり、列車運行の確保に努めるが、万一、駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼすおそれが生じた場合及び踏切支障等が発生した場合は、各鉄道機関は、やむを得ず列車の運転を中止する場合がある。

⑦ その他施設管理等

鉄道各社は、次の措置を講じる。

- 工事箇所については、防災上危険のないよう措置を行い、警戒宣言中は工事を中止する。
- 防災資機材及び復旧資機材の整備を行う。
- 発災に備え、要注意箇所やあらかじめ指定した箇所において、巡回警備等を行う。

(4) バス、タクシー等対策

① 情報伝達

乗務員は、防災信号（サイレン）、ラジオ及び警察官等から警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

② 運行措置

機関名	対策内容
東京バス協会	ア 路線バス (ア) 運行方針 防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた、可能な限りの運行を行う。 (イ) 運行計画 A 警戒宣言が発せられたときは、減速走行（一般道路 20km/h、高速道路 40km/h）を行う。 B 減速走行及び交通渋滞等によりダイヤが遅延した場合、その状況に応じて運行本数削減の措置をとる。 C 危険箇所等を通過する路線については、運転中止、折返し、う回等事故防止のため、適切な措置をとる。 D 翌日以降については、上記A～Cにより運行するが、交通状況の変化等に応じた措置をとる。 E 道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。 イ 貸切バス 貸切バスについては、必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において旅客の利便と安全について十分配慮するものとする。
東京ハイヤー・タクシー協会 都個人タクシー協会	タクシー・ハイヤーは、防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。 この場合、減速走行（一般道路 20 km/h、高速道路 40 km/h）を行う。

③ 混乱防止措置

ア 旅客の集中防止

旅客の集中による混乱を防止するため、都、警視庁・警察署、東京消防庁・消防署及びバス会社等は、時差退社及び近距離利用者の徒歩帰宅等の徹底について、区民、事業所に対する広報及び指導を行う。

イ バスターミナル、タクシー乗り場等の混乱防止

関係機関が協力して、バスターミナル、タクシー乗り場等における旅客の混乱防止に当たる。

5 学校、社会福祉施設等の対策

【実施主体】区災対教育部

(1) 学校（幼稚園、小学校、中学校等）

① 注意情報発表時、警戒宣言時の対応

注意情報が報道機関により報道された後、授業を学級活動・ホームルーム活動に切り替

え、幼児・児童・生徒に注意情報が発表されたことを伝え、地震に対する注意事項、警戒宣言が発せられた場合の対応措置等あらかじめ定めてある事項について指導する。また、解除宣言又は地震後の授業（保育）の再開等について説明する。

学級活動・ホームルーム活動終了後は、上記対応措置等により、原則として学校（園）で幼児・児童・生徒を保護する。

なお、注意情報が解除されるまで、学校（園）を臨時休業とする。

また、警戒宣言が発せられた場合、原則として授業（保育）を打ち切り、警戒宣言の解除までは臨時休校（園）とする。

② 幼児・児童・生徒の保護・帰宅

ア 幼児・児童・生徒の帰宅

鉄道の運行状況、都内外の被災状況等の把握に努め、保護者等が企業等に留め置かれた場合には、原則として、幼児・児童・生徒を確実に保護者等に引き渡すまで、学校（園）において幼児・児童・生徒の安全を確保し、その旨を区災対教育部へ速やかに連絡する。

注意情報の発表が報道されると、保護者が直ちに引取りに来校する事態が予想される。また、一斉帰宅抑制により保護者等が企業等に留まる場合も想定されることから、その際の幼児・児童・生徒の学校（園）内保護の原則について、校長（園長）は、保護者等にあらかじめ周知しておく。

また、電話連絡網、緊急メール、学校（園）ホームページのほか、災害時に回線がつながりにくい状況を想定し、災害用伝言ダイヤル、[X（旧ツイッター）](#)等の各種メディアを使用した、幼児・児童・生徒及び保護者等双方の安否確認手段を複数用意し、学校（園）と保護者等との連絡手段を確保するとともに、それらの手段もあらかじめ保護者等に周知徹底しておく。

校（園）長は、保護者等に、家庭において、水・食料・救急用品の準備確認、火災防止、家具の転倒防止など地震に対する被害軽減の措置をとりながら事後の報道に注意し、学校（園）と連絡をとりながら、適宜幼児・児童を直ちに引き取りに出る準備を整えることが重要である旨周知する。

なお、上記のような措置をとっても、判定会招集の報道で保護者が引き取りに来校（園）した場合には、校長（園長）の責任において、臨機の措置をとる。

イ 幼児・児童・生徒の帰宅

（ア）幼児・児童・生徒の保護者等への引渡しについては、幼児・児童・生徒の安全確保に万全を期すため、保護者等から事前に届けられた緊急連絡用（引渡し）カード等を利用する。

A 幼児・児童については、予め保護者等に伝達してある計画に従って、保護者等に帰宅先を確認してから引き渡す。

B 中学校の生徒についても保護者等への引き渡しとするが、保護者等が在宅する場合に限り、帰宅経路・方法・所要時間等を確認し、通学路ごとにグループ下校させる等、学校及び地域の実態に応じた帰宅方法とすることもできる。

C **特別支援** 学級の児童・生徒については、保護者等に引渡し、引取りのない者については学校で保護する。児童・生徒等の通学範囲、障害の程度により、帰宅所要時間が長くなる場合があるため、注意情報の段階で、各学校から保護者等に引渡しの

緊急連絡を行う。

③ 校外学習及び宿泊行事等実施の安全確保

校外学習、宿泊行事等の実施時に発災した場合に備え、事前に移動経路上や現地にある一時集合場所、避難場所、避難所等の確認を確実に行うとともに、発災時における幼児・児童・生徒の安全確保対策について実施計画に記載し、あらかじめ教職員の共通理解を図っておく。

ア 宿泊を伴う指導時（移動教室、修学旅行等）の場合は、強化地域内外を問わず、地元官公署等と連絡をとり、その地の警戒本部又は対策本部の指示に従う。

また、速やかに学校へ連絡をとり、校長は対応の状況を区災対教育部に報告するとともに、保護者等への周知を図る。

イ 遠足等の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、原則として即時帰校（園）の措置をとる。

帰校（園）後は、幼児・児童・生徒を在校（園）時と同様の措置により、帰宅させる。

ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰校（園）することが危険と判断される場合は、近くの小中学校に避難することなど、適宜の措置をとる。

強化地域内の場合は、その地の官公署と連絡をとり、その地の警戒本部の指示に従う。区災対教育部への報告、保護者等への連絡は前項と同様の措置をとる。

④ 学校（園）におけるその他の対応

ア 児童・生徒等を帰宅させた後、水を汲み置き、プールや貯水槽には水を張っておく。備品等の転倒・落下防止、火気・薬品類による火災の防止、消火器及び応急備品の点検、防災無線機の点検、施設設備の点検等、地震による被害軽減の措置をとる。また、地震が起きた際、区立小中学校は指定避難所となるため、避難所用の備蓄物品、トイレ等についても点検しておく。

イ 残留する児童・生徒等の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定める緊急時の教職員の役割分担（避難誘導班で対応するなど）に従って措置をとる。必要な食料等、残留する児童・生徒等の備蓄物品についても点検しておく。

ウ 残留する児童・生徒等の数、校外指導時にとった措置等の必要な事項を区災対教育部へ報告する。

⑤ 家庭にいる時

警戒宣言が発せられた場合、登校を取り止め、学校（園）の指示があるまで自宅に待機させる。

⑥ その他

ア 警戒解除宣言の情報は、テレビ・ラジオ等の手段により得るものとする。

なお、解除後の授業の再開については、区災対教育部と協議のうえ、決定する。

イ 警戒宣言に伴う対策を含めた学校の防災計画については、平常から保護者等に対し十分に周知徹底をはかり、理解と協力を求める。

(2) 社会福祉施設等（保育園、児童館、新 BOP、高齢者・障害者施設等）

【実施主体】区災対保健福祉部、区災対教育部

① 保育所・通所施設

ア 利用者等の扱い

警戒宣言が発せられた場合、各施設は、警戒宣言の解除まで臨時休園等となり、利用者（児）は、次により帰宅させる。

(ア) 利用者（児）等は、名簿を確認の上、保護者・家族等身元引受人に引き渡す。なお、警戒宣言が解除されるまでの間は、保護者・家族等身元引受人において保護するよう依頼する。

A 保育園においては、保護者等に引き渡すが、保護者等が引取りにこられない児童については、原則として引取りがあるまで園等で保護する。

B ひだまり友遊会館等においては、帰宅先、同伴者等を確認のうえ、帰宅させる。

C 高齢者・障害者施設等においては、防災マニュアルにしたがって対応する。

D 新 BOP においては、事前に校長と事務局長が協議し、校長の指示のもと連携して対応する。

(イ) 引き取りのない利用者（児）、又は身体が不自由で急な移動が困難な利用者（児）等については、施設等で保護する。

A 園等に残留する児童等に必要な食料等については、予め予想される人員数を把握し、各園等において調達計画をたてておく。

B 児童等を保護するために必要な人員の確保については、予め定めてある役割分担に基づき措置する。

(ウ) 通園・通所時間中の場合は、通園・通所経路に沿って利用者（児）等を探索し保護する。

イ 施設の防災措置

(ア) 施設設備の点検（消火用具の点検等）

(イ) ライフラインの確認（水の汲み置き、プール・貯水槽等に水をためておく等）

(ウ) 落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止（備品等の転倒防止、窓ガラス等の落下防止等）

(エ) 食料、寝具、飲料水、ミルク等の確保

(オ) 医薬品等の点検、確保等

(カ) 新 BOP 児童については、事前に校長と事務局長が協議し、校長の指示のもと連携して対応する。

ウ その他

(ア) 警戒解除宣言は、テレビ・ラジオ及び区からの伝達等により得るものとする。なお、解除後の施設の再開は、施設の長が所管部課と協議のうえ決定することとする。

(イ) 利用者の帰宅等の措置について、所管部課へ報告する。

(ウ) 各施設において、防災計画を作成しておく。

② 入所施設

利用者は施設内で保護する。このために、次の措置を講じる。

- ア 施設設備の点検 イ ライフラインの確認
- ウ 落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止 エ 食料、飲料水の確保
- オ 医薬品の確保 カ 利用者の家族等に対する連絡手段の確保
- キ 利用者、家族等に対する施設側の対応方法の周知
- ク 関係機関との緊密な連絡・連携

(3) 劇場、高層ビル、地下街等

【実施主体】区災対地域本部、区災対区民支援部、区災対教育部、東京消防庁・消防署

劇場、高層ビル、地下街等、不特定多数の者の集まる施設について、混乱防止及び安全確保の見地から、各機関は次の対応措置を講じる。

機関名		対象	対策内容
区	災対地域本部 災対区民支援部 災対教育部	区民利用施設 区立図書館等 区の公共施設	① 警戒宣言が発せられた場合、図書館等個人利用形態をとる施設においては、管理者が個人施設利用者に張り紙、館内放送等で利用の中止を通知して速やかに帰宅させ、警戒宣言の解除まで閉館とする。 ② 区民会館等団体利用（貸切）形態をとる施設においては、警戒宣言発令後、直ちに主催者と協議のうえ利用を中止し、警戒宣言の解除まで閉館とする。警戒宣言期間内の予約の振替等については予約者と連絡をとり、混乱を生じないように十分に協議して決定する。 ③ 職員の役割分担の確認を行い、防災用施設設備の作動準備、危険箇所の応急補強、危険物の保安措置、水の汲み置き等を実施する。 ④ 地震が起こった場合に、災害活動の拠点となることが計画されている施設は、必要物品や災害活動用の備蓄食料・水・トイレ等の確認をしておく。
	東京消防庁・消防署	劇場、映画館等	消防計画により対応を図るほか、特に不特定多数の者を収容する部分については、災害防止の観点から、次の応急措置について検討又は実施するよう指導する。 ① 火気使用の中止又は制限 ② 消防用設備等の点検及び確認 ③ 避難施設の確認 ④ 救急措置に必要な資材の準備 ⑤ 営業の中止又は自粛（ただし、駅等の混乱状況によっては弾力的に運用するよう指導する。） ⑥ 施設利用者への適切な方法による警戒宣言の情報伝達と、従業員による適切な誘導

機関名	対象	対策内容
	超高層ビル	① 火気使用の中止又は制限 ② 消防用設備等の点検及び確認 ③ 避難施設の確認 ④ 救急措置に必要な資材の準備 ⑤ ビル内店舗については、営業の中止又は自粛 ⑥ 店舗等の利用客に対しての必要な情報の伝達及び誘導の実施 ⑦ エレベーター（歩行困難者のために事前に届出したものを除く。）の運転中止及び避難時の階段利用

6 電気、ガス、上下水道、電話、通信対策

(1) 電気

【実施主体】東京電力[パワーグリッド](#)

① 電力の供給

警戒宣言が発せられた場合においても電力の供給は継続する。

② 人員、資機材の点検確保

ア 要員の確保

非常災害対策本部・支部構成員は、注意情報あるいは警戒宣言が発せられたことを知ったときには、速やかに所属する事業所に参集する。

また、全ての事業所は、非常態勢を発令し、速やかに非常災害対策本部・支部を設置する。

イ 資機材の点検確保

非常災害対策本部・支部は、復旧用資機材（予備品、発電車、変圧器車等）、工具、車両、船艇、ヘリコプター等を整備、確保する。

③ 電力設備の特別巡視・特別点検、事業所内諸準備の実施

防災設備、非常用電源設備等を重点に、予め定めた巡視・点検項目に基づき実施する。

また、事業所内諸準備を推進する。

④ 安全広報

ラジオ、テレビ等の報道機関、ホームページ等を通じて、電気の安全措置に関する具体的事項について広報する。

⑤ 施設の応急安全措置

警戒宣言が発生された場合、関係地域の事業所は、仕掛り中の工事及び作業中の電力施設について、公衆災害の予防や人身安全の確保を最優先に、原則として工事（点検作業を含む）を中止し、施設保全上の応急安全措置を速やかに実施する。

(2) ガス

【実施主体】東京ガスグループ

① ガスの供給

警戒宣言が発令された場合には、原則としてガスの製造およびガス供給はそのまま継続することとし、地震発生時の二次災害の防止、または軽減を図るための初動措置を迅速かつ的確に行う体制を構築する。

② 工事等の中断

工事中又は作業中のガス工作物等については、状況に応じて保安措置を講じた上、工事又は作業を中断する。

③ 人員、資機材の点検確保

ア 人員の確保と配備

勤務時間内、時間外及び休日における、あらかじめ定められた動員計画に基づき、保安要員を確保し、警戒態勢を確保する。

イ 資機材の点検・確保

保安通信設備の健全性確認並びに保安電源設備の燃料残量確認及び確保並びに復旧工事用資機材の点検整備を行う。

④ 警戒宣言時の需要者に対する広報の内容等

ア 広報の内容

(ア) 一般の需要者に対して

- A 緊急時におけるガス栓の閉止
- B 警戒宣言時のガスの供給の継続
- C 地震時におけるガスの供給の停止
 - 地震発生時のマイコンメータ自動停止
 - 身の安全の確保
- D ガス施設及びガス器具の取扱上の注意事項等
 - 不使用ガス栓の閉止の確認
 - 地震発生時のガス栓、メーターガス栓の閉止
 - 供給停止後のガス使用禁止
- E 地震がおさまった後のマイコンメータ復帰操作

(イ) 特定の需要者に対して

- A ガス機器の使用の抑制依頼
- B 地震発生時に遮断バルブによるガス供給遮断の要請

イ 広報の方法

- テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。
- ホームページを用いて広報内容を周知する。
- 区とも必要に応じて連携を図る。

⑤ 施設等の保安措置

ア 工事の一時中断と工事現場の安全措置を講じる。

イ 緊急遮断装置、放散設備、用水設備、保安用電力に必要な予備電源等の点検整備及び

機能の確認を行う。

ウ 保安通信施設の通信状態の確認を行う。

(3) 上水道

【実施主体】都水道局

① 飲料水の供給及び広報

警戒宣言時においても、飲料水は平常どおり供給する。

また、区民自らが当座の飲料水を確保し地震の発災に備えるよう、次の内容について広報を行う。

- 当座の飲料水のくみ置きの要請 ○ 地震発生後の避難に当たっての注意事項
- 地震発生後の広報等の実施方法 ○ 地震発生後における区民への注意事項

② 給水対策本部、水道施設の点検確保態勢

- 警戒宣言が発せられた場合は、直ちに発災に備えて給水対策本部を設置する。
- 各事業所は、直ちに地震発生に備えて情報連絡、広報、水道施設の点検を強化し、必要な保安措置等を講じるとともに、地震発生後の応急対策諸活動の準備を行う。

③ 施設等の保安措置

ア 配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、くみ置きに対処しうよう送配水圧を調整する。

イ 警戒宣言が発せられた後の施設の保安点検は、予め定められた警戒宣言時保安点検要領に基づき実施する。

ウ 当局の工事現場においては、工事を一時中止して、安全措置を講じる。また、掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものは、原則として、埋戻しを行う。

(4) 下水道

【実施主体】都下水道局

① 下水の処理

警戒宣言が発せられた場合においても、下水の処理は継続する。

② 施設等の保安措置

- 管きょ、高潮防潮扉、ポンプ所、水再生センター等の施設の被害を最小限にとどめ、汚水及び雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期すために、巡視、点検の強化及び整備を行う。
- 工事現場においては、工事を中断し、安全措置を講じる。また、応急資機材の状況の把握と準備を行う。

③ 危険物に対する保安措置

警戒宣言が発せられた場合は、直ちに関連する作業を中止し、次の措置を講じるとともに、火気厳禁等の指令及び関係者以外を近づけないようにする。

- 貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブを閉める。
- タンクローリーから貯蔵タンクへ荷卸し中の場合は、即時中止する。

(5) 電話、通信

【実施主体】NTT 東日本

① 警戒宣言時の輻輳防止措置

警戒宣言が発せられた場合においては通信の疎通が著しく困難となることが予想される。

このため、警戒宣言が発せられた場合、次の業務及び関連する規程等に基づき、通信の疎通等に係る業務を適切に運用する。

ア 確保する業務

(ア) 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話

(イ) 街頭公衆電話からの通話

(ウ) 非常、緊急扱い通話

イ 可能な限りにおいて取り扱う業務

(ア) 一般加入電話からのダイヤル通話

(イ) 一般電報の発信及び電話による配達

(ウ) 営業窓口

(エ) 防災関係機関等から緊急な要請への対応

A 故障修理

B 臨時電話、臨時専用回線等の開通

(注) ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。

② 広報措置の実施

ア 警戒宣言が発せられた場合、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、公式ホームページ、テレビ・ラジオ放送及び新聞掲示等を通じ、情報提供及び必要な広告を行う。

(ア) 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況

(イ) 電報の受付、配達状況

(ウ) 加入電話等の開通、移転等の工事、並びに故障修理等の実施状況

(エ) 営業窓口における業務実施状況

(オ) 災害用伝言ダイヤル等の利用方法

(カ) その他必要とする事項

イ 前項の広報をするに当たり、必要に応じ、報道機関と事前協議等を行い、的確かつ迅速な実施を可能とする措置を講じる。

③ 防災措置の実施

警戒宣言が発せられた場合、大規模地震防災応急対策は以下のとおり実施する。

ア 警戒宣言等情報の伝達と周知

イ 情報連絡室もしくは地震災害警戒本部の設置

ウ 地震防災対策に係る各種情報の収集と伝達

エ 災害対策用機器の点検、整備及び非常配備

オ 応急復旧態勢確立のための諸措置（要員、資材、物資、災対機器及び車両等の確保並びに輸送に関する確認と手配等）

カ グループ会社等の応援に関する確認と手配

キ 電気通信設備等の巡視点検

ク 工事中の電気通信設備等に対する安全措置

ケ その他発災に備えた諸措置（重要書類の非常持出し、広報、その他）等

7 生活物資対策

（１）市場の流通確保・消費者への正確な情報提供

機関名	対策内容
区	○ 食料及び生活必需品を取り扱う百貨店、スーパーマーケット、小売店、生活協同組合等に対し、出来るだけ営業を継続し、売りおしみ・価格操作等を行わないよう広報する。 ○ 営業継続の協力要請 警戒宣言が発せられた場合における食料、生活必需品の円滑な供給を確保するため、これらを取り扱う百貨店、スーパーマーケット、小売店等に対し、極力営業を継続するよう商店街連合会等を通じ協力要請する。
都生活文化スポーツ局	○ 便乗値上げ等に対する情報収集 ○ 既存の相談専用ダイヤルの活用により、区民からの問い合わせや相談に対応 ○ 物資流通に係る情報を提供 ○ ホームページ等を通じて注意喚起の広報を実施

（２）物資の事前確保

機関名	対策内容
区 ◎ 災対物資管理部	○ 必要な物資の調達計画を策定 ○ 状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請 ○ 地域内輸送拠点から避難所に輸送する態勢を確保（準備）
都総務局	○ 物資の調達について、あらかじめ協力依頼している物販事業者（小売事業者等）に物資の確保（準備）を要請

8 金融対策

（１）警戒宣言時における対策

機関名	対策内容
区	① 関係機関（関東財務局、日本銀行、都）の指導方針に基づき、各金融機関及び郵便局に対し、出来るだけ窓口業務を確保するよう協力依頼する。 ② 区民に対しては、金融機関及び郵便局の営業状況及び急いで預金を引き出す必要のないことを広報車、無線放送塔により呼びかけを行う。
郵便局、 各金融機関	① 警戒宣言が発せられた場合でも、原則として平常通り営業する。止むをえず業務の一部を中止する場合においても普通貯金の払戻し業務については、できるだけ継続する。 ② 店頭の顧客に対しては、警戒宣言が発せられたことを伝達するとともに、店頭でその旨を掲出する。 ③ 店頭の顧客及び従業員の安全の確保に十分に配慮する。

機関名	対策内容
都主税局	① 警戒宣言が発せられたことによる交通混乱等が発生し、都税の申告や納付が困難な場合には、その期限の延長等について弾力的に対処する。 ② 警戒宣言が発せられた後、引続き、都の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、都税の減免及び期限の延長等適切な措置を講じる。

第7節 応急対策活動の準備態勢

各防災関係機関は、発災後に備え、応急対策活動が直ちに実施できるよう態勢を整えておくものとする。なお、応急対策活動は、第2部第2章～第12章[第3節](#)「第2 応急対策」に基づき実施する。

用語集

本計画で使用する用語等は、次による。

1 機関名等の標記

No.	標記	機関等
1	区	世田谷区
2	区本部	世田谷区災害対策本部
3	都	東京都
4	都本部	東京都災害対策本部
5	都〇〇局	東京都〇〇局
6	関東地方整備局	国土交通省関東地方整備局
7	日本郵便	日本郵便株式会社
8	NTT 東日本	東日本電信電話株式会社
9	日赤東京都支部	日本赤十字社東京都支部
10	首都高速道路	首都高速道路株式会社
11	東京ガス	東京ガス株式会社
12	東京電力グループ	東京電力ホールディングス株式会社 東京電力パワーグリッド株式会社 東京電力エナジーパートナー株式会社 東京電力リニューアブルパワー株式会社
13	東急電鉄	東急電鉄株式会社
14	京王電鉄	京王電鉄株式会社
15	小田急電鉄	小田急電鉄株式会社
16	都トラック協会	一般社団法人東京都トラック協会
17	区医師会	一般社団法人世田谷区医師会
18	玉川医師会	一般社団法人玉川医師会
19	区歯科医師会	公益社団法人世田谷区歯科医師会
20	玉川歯科医師会	公益社団法人玉川歯科医師会
21	世田谷薬剤師会	一般社団法人世田谷薬剤師会
22	都柔道整復師会	公益社団法人東京都柔道整復師会
23	世田谷サービス公社	株式会社世田谷サービス公社 (※エフエム世田谷を運営している)
24	世田谷ボランティア協会	社会福祉法人世田谷ボランティア協会
25	世田谷区社会福祉協議会	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会

2 各章の用語

(1) 【震災編】第2部第2章 区民と地域の防災力向上

用語	説明
屋内収容物	地震動により転倒・落下・移動することが想定される家具・什器・陶器など。
スタンドパイプ	道路上にある消火栓や排水栓に接続して使用する消防ホース等の消火資器材。
事業所防災計画	東京都震災対策条例に基づき、その事業活動に関して震災による被害を最小限にとどめるため、都及び区市町村の地域防災計画を基準として、事業所単位で作成する防災計画。
一般ボランティア	救援物資等の仕分け・配布、炊き出し・給水、がれき等の片づけ等、専門知識・技術や経験に関係なく労力等を提供する（避難所運営支援やがれき撤去等）ボランティア。
専門ボランティア	被災建築物の応急危険度判定や通訳、応急救護・医療、介護・福祉（送迎、保育含）、消火活動の補助、性暴力やDVなどの特に女性が被害となるケースの多い問題の相談・支援等、一定の専門的知識、経験、技能が要求される活動に従事するボランティア。
ボランティアマッチングセンター	世田谷区で一般ボランティアの受付・避難所等への派遣調整等を行う拠点。運営主体は、社会福祉法人世田谷ボランティア協会。設置場所は、区内の5地域で大学と区で協定を締結している。 世田谷区では、区内5箇所に設置するボランティアマッチングセンターで一般ボランティアの受付等を行い、避難所・地区を支援するボランティア窓口（サテライト）において、ニーズのマッチングを行い、避難所や在宅被災者宅へボランティアを派遣する。
要配慮者	(1) 災害対策基本法による定義（第八条第2項） 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。 (2) 東京都地域防災計画による定義 (東京都地域防災計画震災編第2部第10章第5節【予防対策】1(2)ア(ウ)) 発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。 具体的には、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定。

用語	説明
避難行動要支援者	(1) 災害対策基本法による定義（第四十九条の十） 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。 (2) 東京都地域防災計画による定義 (東京都地域防災計画震災編第2部第10章第5節【予防対策】1(2)ア(ウ)) 要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者。 具体的には、区市町村が定める要件により、避難行動要支援者名簿の登載対象となる人。

(2) 【震災編】第2部第3章 安全な都市づくりの実現

用語	説明
木造住宅密集地域	<u>老朽化した木造の建築物が密集し、道路や公園等の公共施設が十分に整備されていないことなどにより、火事又は地震等が発生した場合に、延焼防止機能や避難機能が確保されていない市街地。</u>
防災都市づくり推進計画	東京都震災対策条例に基づき、 <u>震災時の被害拡大を防ぐため、都市構造の改善に関する諸施策を推進することを目的として定める計画で、防災都市づくりに関する施策の指針や目標を定める「基本方針」と、具体的な整備計画を定める「整備プログラム」で構成されている。</u>
延焼遮断帯	地震に伴う市街地火災の延焼を阻止する機能を果たす道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する耐火建築物等により構成される带状の不燃空間。 <u>震災時の避難経路、救援活動時のネットワークなどの機能も担う。</u>
超高層建築物	建築物の安全上必要な構造方法に関する技術的基準に適合したとして、国の認定を受けた高さが60mを超える建築物をいわゆる超高層建築物という。

用語	説明
特定建築物	耐震改修促進法第 14 条第 12 項第 1 号、第 2 号に定める特定既存耐震不適格建築物と用途・規模が同じ全ての建築物 (1) 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの (2) 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
急傾斜地	「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」では、傾斜度が 30 度以上である土地を急傾斜地と定義している。一般的には、「地すべり」と対比して、大雨や地震その他の要因により斜面が突然くずれ落ちるものを急傾斜地の崩壊と呼び、このような可能性の考えられる土地を急傾斜地という場合が多い。 このうち、がけ高 5 m 以上の急傾斜地で、崩壊した場合に人家、官公署、学校、病院等に被害が生じる恐れがある箇所を急傾斜地崩壊危険箇所という。また、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）の指定がされている箇所もある。 都では、地元からの対策要望を勘案しつつ、特に危険度の高い箇所から、順次急傾斜地崩壊危険区域に指定し、対策工事を行っている。
RI（ラジオ・アイソトープ）	放射線を出す同位元素（ウラン、ラジウム、カリウム等）のことで、核医学検査及び放射線治療で使用。
不燃領域率	市街地の「燃えにくさ」を表す指標。建築物の不燃化や道路、公園などの空地の状況から算出し、不燃領域率が 70%を超えると市街地の延焼による焼失率はほぼゼロとなる。
防災生活圈	延焼遮断帯に囲まれた圏域。市街地を一定のブロックに区切り、隣接するブロックへ火災が燃え広がらないようにすることで大規模な市街地火災を防止する。日常の生活範囲を踏まえ、おおむね小学校区程度の広さの区域としている。
ミニ防災生活圈	防災生活圈内部にある主要生活道路や緑道など「延焼遅延効果」を期待される空間に囲われたほぼ 500m 四方の区画を指す。
緊急輸送道路	高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する拠点（指定拠点）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路。

用語	説明
特定緊急輸送道路	東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例第7条に基づき、特に耐震化を推進する必要がある道路として指定した道路をいう。

(3) 【震災編】第2部第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

用語	説明
(道路) 障害物除去	災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去、簡易な応急復旧の作業をし、避難・救護・救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ること。道路啓開ともいう。
緊急通行車両	災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第32条の2で定める次の車両をいう。 （1）道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車 （2）災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両で標章が掲示されているもの
緊急道路障害物除去路線	原則として上下各1車線を確保し、避難・救護・救急対策等のための震災後初期の緊急輸送機能の回復を図るために、道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、障害物除去や簡易な応急復旧作業を優先的に行う、あらかじめ指定された路線。
緊急輸送ネットワーク	震災時の救助や救急、医療活動、緊急輸送を円滑に行うため、応急活動の中心となる施設（指定拠点）と指定拠点相互間を、陸・海・空・水上・地下の多ルートで結ぶネットワーク。
緊急交通路	災害対策基本法第76条第1項の規定により、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する道路の区間をいう。
緊急輸送路	知事が指定する拠点（指定拠点）への輸送路、または、指定拠点を相互に連絡する輸送路
緊急自動車専用路	発災直後に道路交通法による交通規制を行い、人命救助、消火活動等を行う緊急自動車等のみを通行させる路線。

(4) 【震災編】第2部第5章 応急対応力、広域連携体制の強化

用語	説明
緊急司令システム (ICS (Incident Command System))	職員参集が整わない時間経過の中で、最初に現場に到着した職員で指揮命令系統を構築し、参集してくる職員を職層・所属にかかわらず、その時点で緊急性の高い仕事に配置していくことで、迅速かつ効率的に必要な応急対応を行う仕組みのことをいう。
区域内の公共的団体	医師会、歯科医師会、農業協同組合、町会連合会、商店街連合会、産業連合会等をいう。
自助、共助の精神に基づく自発的な防災組織	町会や自治会などを主体に結成された地域の防災活動を担う組織である住民防災組織、事業所の防災組織等をいう。

(5) 【震災編】第2部第6章 情報通信の確保

用語	説明
緊急地震速報（警報）	緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。
全国瞬時警報システム (J-ALERT)	気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、区市町村の同報系防災行政無線を自動起動するシステム。 総務省消防庁からは、情報番号、対象地域コード情報等を送信し、全地方団体が受信する。地域コードに該当する地方団体のみににおいて、情報番号に対応する、あらかじめ録音された放送内容の自動放送を行う。
緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)	総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用して、国（官邸）と地方公共団体間で緊急情報の通信（双方向）を行うもので、メッセージを強制的に相手側に送信し、迅速・確実に緊急を要する情報等を伝達する。この際、配信先へのアラーム等による注意喚起、メッセージの送達確認、添付資料の閲覧確認が可能。なお、従来どおり FAX による情報伝達も並行して行う。
Lアラート (災害情報共有システム)	総務省が全国に普及促進しているもので、ICTを活用して、災害時の避難勧告・指示など地域の安心・安全に関するきめ細やかな情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供することを実現する情報基盤。

用語	説明
防災相互通信用無線	関係防災機関の間で、被害情報等を迅速に交換し、防災活動を円滑に進めることを目的としたもので、国、地方公共団体、電力会社、鉄道会社等で導入されており、同無線を利用するには、専用の無線設備を整備するか、自営の無線設備で決められた周波数帯の防災相互波で通信できるように組み込む必要がある。

（６）【震災編】第２部第７章 医療救護等対策

用語	説明
広域災害救急医療情報システム (EMIS (イーミス) : Emergency Medical Information System)	災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼動状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的とするシステム。
災害医療コーディネーター	東京都災害医療コーディネーター
	東京都地域災害医療コーディネーター
	区災害医療コーディネーター
東京都災害時小児周産期リエゾン	都内全域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都及び東京都災害医療コーディネーター等に対して助言を行う、都が指定する医師。
地域災害時小児周産期リエゾン	各二次保健医療圏域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師。
医療対策拠点等	二次保健医療圏医療対策拠点
	地域災害医療連携会議
東京 DMAT (DMAT (ディーマット) : Disaster Medical Assistance Team)	大震災等の自然災害や交通事故等の災害現場で救命処置等を行うための専門知識を習得した医師、看護師等で編成される災害医療派遣チーム。

用語		説明
DPAT (DPAT (ディーパット) : Disaster Psychiatric Assistance Team)		被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の精神保健医療体制との連携、被災住民への対応など、被災地において専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行うための災害派遣精神医療チーム。
DHEAT (DHEAT (ディヒート) : Disaster Health Emergency Assistance Team)		予め研修を受けた都道府県等の公衆衛生医師・保健師・業務調整員・その他の専門職により構成される災害時健康危機管理支援チーム。
応援保健医療活動チーム		日本 DMAT、医療救護班、JMAT、日本赤十字社救護班、国立病院機構、日本病院会、全日本病院協会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会及び災害派遣精神医療チーム (DPAT) などの医療チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム等。
医療救護所等	医療救護所	区が、区地域防災計画に基づいて、医療救護活動を実施する場所。
	緊急医療救護所	区が、超急性期において災害拠点病院等の近接地等に設置・運営する救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所。
	医療救護本部 (医療救護活動拠点)	区が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所。
トリアージ		災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を定めることをいう。
広域医療搬送拠点臨時医療施設 (SCU (エスシーユー) : Staging Care Unit)		広域搬送拠点に搬送された患者を被災地域外へ搬送するに当たり、長時間の搬送に要する処置等を行う臨時医療施設をいう。
災害薬事センター		地区薬剤師会と連携して、医療救護所や避難所等への医薬品等の供給拠点となる。
災害拠点病院等	災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う病院。 (基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院として都が指定する病院。)
	災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院。 (救急告示を受けた病院等で都が指定する病院。)
	災害医療支援病院	救急告示病院は、発災後、人員体制や被災状況等を考慮して受入可能であれば、災害拠点病院や災害拠点連携病院まで行くことのできない負傷者を診療する。 それ以外の病院等は、いち早く診療体制を復旧し、専門医療・慢性疾患などかかりつけ患者を中心に診療する。

用語	説明
保健医療福祉調整本部	令和4年7月22日年付厚生労働省関係局連名通知「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」において示された組織。 大規模災害時に都道府県災害対策本部の下に設置され、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行う。
国内型緊急対応ユニット (dERU (デルー))	日本赤十字社の緊急仮設診療所設備（大型テント、医療資器材）とそれを輸送する車両及び訓練された要員、そしてそれらを円滑に運用するためのシステムの総称（東京に2基、その他全国に17基）。
心的外傷後ストレス障害 (PTSD : Posttraumatic Stress Disorder)	生命の危険を伴うか、それに匹敵するような強い恐怖をもたらす体験の記憶が心的トラウマとなり、それによって生じるトラウマ反応の一つ。体験のありありとした光景と恐怖などの感情がフラッシュバックのように想起され（侵入症状）、これに交感神経系の亢進を伴う強い不安（過覚醒症状）、現在の出来事や過去の体験についての現実感の失われる麻痺症状、出来事を思い出させる刺激を避けようとする回避症状などが生じ、1か月以上持続したもの。 治療としては、抗うつ剤の一種であるSSRIなどの薬物療法、認知行動療法が有効とされている。治療の前提として、二次的トラウマの防止、社会的、心理的援助の提供が必要であり、こうした援助だけで軽快する場合もある。
ねずみ族、昆虫等	感染症を媒介する、ねずみ、蚊、ハエ、ゴキブリ等のこと
検視・検案	検視とは、検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。 検案とは、監察医（医師）が死亡原因を調べることをいう。

（7）【震災編】第2部第8章 帰宅困難者対策

用語	説明
帰宅困難者	事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。 （※東京都帰宅困難者対策条例第1条より） なお、帰宅困難者数は、次のとおり算出している。 （1）自宅までの帰宅距離が10km未満の人は、全員の徒歩帰宅が可能としている。

用語	説明								
	(2) 自宅までの帰宅距離が 10km 以上 20km 未満の人は、帰宅距離が 1km 増えるごとに 10% ずつ帰宅可能者が逡減するものとしている。 (3) 自宅までの帰宅距離が 20km 以上の人は、全員の徒歩帰宅が困難としている。								
滞留者	ある時間帯に震災が起きたときに区内にいる滞留者の総数のこと。 滞留者数＝屋外滞留者数＋屋内滞留者数＋待機人口 ＋滞留場所不明人口 <table border="1"> <tr> <td>屋外滞留者</td><td>区外からの流入者、区内に居住地があっても所属場所（職場、学校など）以外の場所で被災して、身近に留まる場所を持たない人。</td></tr> <tr> <td>屋内滞留者</td><td>自宅以外の所属場所（職場、学校など）で被災し、そのまま屋内にとどまることができる人。</td></tr> <tr> <td>待機人口</td><td>自宅及び自宅周辺で被災し、屋内に留まることができる（または容易な）人。</td></tr> <tr> <td>滞留場所不明人口</td><td>発災の時間帯に何らかの目的を持って移動中であり、発災時の滞在場所が不明な人。</td></tr> </table>	屋外滞留者	区外からの流入者、区内に居住地があっても所属場所（職場、学校など）以外の場所で被災して、身近に留まる場所を持たない人。	屋内滞留者	自宅以外の所属場所（職場、学校など）で被災し、そのまま屋内にとどまることができる人。	待機人口	自宅及び自宅周辺で被災し、屋内に留まることができる（または容易な）人。	滞留場所不明人口	発災の時間帯に何らかの目的を持って移動中であり、発災時の滞在場所が不明な人。
屋外滞留者	区外からの流入者、区内に居住地があっても所属場所（職場、学校など）以外の場所で被災して、身近に留まる場所を持たない人。								
屋内滞留者	自宅以外の所属場所（職場、学校など）で被災し、そのまま屋内にとどまることができる人。								
待機人口	自宅及び自宅周辺で被災し、屋内に留まることができる（または容易な）人。								
滞留場所不明人口	発災の時間帯に何らかの目的を持って移動中であり、発災時の滞在場所が不明な人。								
帰宅困難者支援施設	区立施設のうち区が指定する施設。 帰宅困難者等の受入は行わないが、飲料水やトイレ、情報などを提供する。								
一時滞在施設	帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設。 対象となる施設は、都県や市区町村の指定を受けるか、協定を締結した施設。 開設基準は、受け入れた帰宅困難者等が安全に帰宅開始できるまで、最長で発災後 3 日間の運営を標準とする。 床面積 3.3㎡ 当たり 2 人の収容（必要な通路の面積は参入しない。）を目安とする。								
災害時帰宅支援ステーション	災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などを提供する施設。 （※ 上記の支援内容は、店舗の被害状況により、実施できない場合もある。） 帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、想定する施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗がある								

用語	説明
	コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。 店舗には、協定先の地方公共団体から提供を受けるステッカー等を利用者に見えやすい入口等に掲出している。
帰宅支援対象道路	徒歩帰宅者に対する支援を効率的に行うための、都県境を越えた徒歩帰宅ルート。 各路線の詳細は、東京都ウェブサイトの下記ページで確認できる。 東京都総務局総合防災部防災管理課 “東京都防災マップ 帰宅支援対象道路” https://map.bousai.metro.tokyo.lg.jp/kitaku_sien_road.html (アクセス日：2019-08-13) 【「東京都帰宅困難者対策実施計画」(平成 24 年 11 月、東京都) より】 東京都は、地域防災計画において、16 路線を「帰宅支援対象道路」と指定している。 「帰宅支援対象道路」の選定基準は、都心から放射状に延びており、かつ被災地の避難路になっている緊急交通路のうち、 (1) 都県境を越える 11 路線 (2) 多摩地域において国道 16 号線に至る 3 路線 に加えて、都心を迂回する環状路線で、被災状況により内側に交通規制が実施される 2 路線となっている。 都は、「帰宅支援対象道路」において、帰宅道路に係る情報の提供を下記のとおり行う。 (1) 都は、帰宅支援の対象道路として策定した 16 路線について都民へ周知を図る。 (2) 都は、16 路線を中心に、通行可能区間などの安全情報、沿道の火災・建物倒壊などの危険情報を収集し、これらの情報を災害情報提供システムなどを活用して都民に提供する。

(8) 【震災編】第2部第9章 避難者対策

用語	説明
避難場所	大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースをいう。
避難道路	避難場所へ通じる道路であって、避難圏域内の住民を当該避難場所に迅速かつ安全に避難させるため、あらかじめ指定した道路をいう。
災害関連死	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）

(9) 【震災編】第2部第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

用語	説明
応急給水槽	地震等の災害に備え、区民の居住場所から概ね2kmの範囲内に、給水拠点のない空白地域を解消するために設置する応急給水のための水槽をいう。
災害時給水ステーション （給水拠点）	災害時の断水に備え、飲料水を確保している浄水場（所）、給水所等及び応急給水槽をいう。居住場所からおおむね2km程度の距離内に1か所ある災害時給水ステーション（給水拠点）には、応急給水用資器材を配備している。
ランニングストック方式	「流通在庫契約」のことで、長期保存ができず備蓄しにくいものは、生産者等との契約により常にある一定量の在庫を義務付け、災害発生時に被災者に支給する方法をいう。
広域輸送基地	国、他道府県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、地域内輸送拠点等への積替・配送等の拠点。多摩広域防災倉庫、トラックターミナル、ふ頭、空港など
地域内輸送拠点	区市町村の地域における緊急物資等の受入、配分、避難所への輸送等の拠点

(10) 【震災編】第2部第11章 放射性物質対策

用語	説明
原子力災害対策重点区域	国の原子力規制委員会が平成24年10月に策定した「原子力災害対策指針」において重点的に原子力災害に特有な対策を講じる区域として定められている区域である。当該区域内においては、平時からの住民等への対策の周知、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリング体制の整備、退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知などが必要である。
SQM（セイフティ&クオリティ・マネージャー）	市場内の自主的衛生管理等の推進役・食品危害発生時の連絡調整役。

(11) 【震災編】第2部第12章 区民の生活の早期再建

用語	説明
被災建築物応急危険度判定	震災後の余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、二次災害の発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。
被災宅地危険度判定	大規模な地震や豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を図ることを目的として被害の発生状況を迅速かつ的確に把握して被災した宅地の危険度を判定することをいう。
激甚災害（激甚災害制度）	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき、一般の災害復旧事業補助や災害復旧貸付等の支援措置に加えて特別に設けられる補助制度をいう。

索

B

BCP..... 22, 23, 62, 63, 113, 162, 168

D

DIS... 194, 198, 199, 206, 207, 289, 291, 331,
332, 361
DMAT.. 222, 223, 224, 226, 232, 233, 240, 243,
247, 506, 507

E

EMIS..... 219, 221, 232, 506

J

J-ALERT..... 196, 199, 505

L

Lアラート..... 196, 505

P

PTSD..... 243, 246, 247, 508

X

X（旧ツイッター）... 194, 195, 200, 202, 209,
310, 325, 455, 473, 474, 475, 488

い

遺体収容所.. 34, 218, 228, 256, 257, 258, 261,
262, 266, 267
一時滞在施設 129, 211, 212, 272, 273, 274, 275,

引

278, 279, 280, 281, 282, 283, 284, 285,
288, 289, 290, 291, 293, 294, 296, 297, 509
一時集合所 .. 91, 308, 309, 310, 314, 318, 319,
329
一般ボランティア... 40, 46, 64, 69, 73, 74, 76,
77, 501
医薬品 . 50, 213, 216, 217, 220, 223, 226, 227,
232, 237, 239, 241, 246, 249, 250, 251,
252, 253, 254, 323, 452, 453, 480, 490,
491, 507
医療救護活動拠点..... 217, 507
医療救護所 ... 34, 35, 177, 180, 181, 217, 219,
220, 226, 227, 233, 234, 235, 239, 240,
241, 242, 251, 253, 290, 507

え

液化化 12, 23, 83, 84, 104
エフエム世田谷 52, 53, 69, 165, 166, 194, 195,
201, 204, 207, 209, 500
エレベーター .. 10, 45, 48, 60, 61, 92, 98, 99,
134, 452, 492
延焼遮断帯 84, 87, 128, 132, 502, 503

お

応急仮設住宅 . 21, 89, 103, 114, 306, 316, 385,
417, 418, 419, 420, 421, 430, 436, 437
応急危険度判定 .. 102, 103, 112, 113, 185, 190,
391, 392, 400, 401, 501, 512
応急給水 .. 37, 50, 57, 69, 107, 136, 302, 305,
348, 350, 352, 353, 362, 363, 459, 511
応急教育 36, 124, 389, 397, 412, 413
応急修理 113, 114, 385, 417, 418, 420, 430, 436
オープンスペース. 79, 86, 88, 89, 91, 162, 163,
171, 172, 189, 225, 318, 325, 407, 511

か

がけ崩れ 94, 95
火山灰 23
仮設トイレ ... 37, 264, 322, 388, 394, 405, 406
河川改修 108
河川管理施設 124, 149, 154, 155
火葬 34, 35, 213, 218, 220, 228, 257, 258, 259,
260, 261, 266, 267, 268
がれき処理 409
感染症対策 ... 23, 24, 217, 220, 239, 265, 306,
323, 335, 348, 369
関連死 24, 217, 220, 239, 305, 393, 511

き

義援物資 348, 365, 369, 423
義援金 ... 21, 35, 39, 365, 388, 390, 391, 392,
404, 405, 422, 423
危険物輸送車両 110, 121, 122
気象情報 33, 201, 283, 381
帰宅困難者支援施設 ... 272, 274, 281, 282, 283,
286, 306, 323, 509
帰宅支援ステーション . 272, 274, 282, 284, 286,
290, 298, 509
救急告示医療機関 198, 210
急傾斜地 94, 95, 114, 115, 503
給水拠点 305, 348, 350, 352, 353, 362, 363, 511
業務継続計画 113, 162, 168, 389
橋梁 34, 36, 37, 128, 130, 131, 132, 133, 135,
140, 145, 153, 330
緊急医療救護所 16, 36, 216, 217, 219, 220, 221,
222, 223, 224, 226, 229, 232, 234, 235,
236, 237, 239, 241, 243, 251, 252, 253,
254, 255, 507
緊急医療救護班 .. 216, 222, 223, 232, 233, 234,
235, 236, 237
緊急地震速報 .. 53, 63, 134, 196, 199, 204, 505
緊急消防援助隊 91, 169, 172, 225
緊急速報メール 194, 195, 202, 209, 381

緊急通行車両 37, 131, 134, 140, 143, 266, 358,
359, 365, 366, 368, 481, 504
緊急通報システム..... 308
緊急道路障害物除去... 129, 131, 140, 142, 143,
144, 145, 355, 357, 358, 407, 504
緊急輸送道路 .. 10, 84, 96, 103, 128, 129, 130,
131, 144, 145, 325, 357, 483, 503, 504
緊急輸送ネットワーク... 136, 144, 355, 358, 504
緊急輸送路 .. 131, 133, 146, 153, 355, 358, 504

け

警察災害派遣隊 181
激甚災害 158, 396, 397, 411, 412, 512
血液製剤 252
決壊 150, 154, 187
健康相談 ... 243, 244, 245, 246, 263, 264, 331,
338, 376, 384
減災目標 3, 14, 22
検視・検案 . 218, 220, 228, 239, 241, 255, 256,
257, 258, 260, 261, 262, 508
原子力緊急事態 373, 380, 383
現地災害対策本部..... 383

こ

広域応援 139, 159, 184, 337, 406, 469
広域避難 162, 299, 302, 308, 319, 343
広域避難場所 .. 34, 89, 91, 144, 197, 302, 313,
314, 319
洪水予報 38
交通規制 .. 21, 51, 65, 74, 108, 115, 116, 121,
130, 140, 141, 142, 143, 145, 169, 177,
181, 210, 211, 266, 282, 298, 324, 325,
339, 358, 366, 367, 368, 380, 382, 454,
456, 482, 483, 504, 510
降灰 23
高齢者等避難 327
こころのケア 246, 332, 413
ごみ処理 290, 388, 395, 407

さ

災害・防犯情報メール .. 53, 194, 195, 202, 207,
209, 310, 467, 473, 474
災害医療コーディネーター ... 36, 216, 217, 219,
221, 222, 223, 227, 231, 232, 233, 234,
238, 240, 241, 243, 247, 249, 251, 252,
253, 254, 506
災害医療支援病院 216, 219, 226, 234, 237, 249,
254, 255, 507
災害援護資金 424, 427
災害救助基金 281, 397
災害救助法 ... 31, 39, 177, 183, 184, 207, 281,
336, 360, 361, 364, 395, 396, 410, 413,
417, 418, 428, 429, 430
災害拠点病院 96, 103, 155, 171, 198, 213, 216,
217, 219, 220, 223, 226, 227, 233, 234,
237, 239, 241, 242, 243, 249, 251, 253,
254, 255, 506, 507
災害拠点連携病院 129, 216, 219, 220, 221, 223,
226, 234, 237, 239, 249, 254, 255, 507
災害時区民行動マニュアル 175, 310
災害対策基本法 ... 3, 4, 29, 38, 115, 116, 140,
143, 144, 170, 174, 184, 185, 207, 299,
313, 326, 327, 396, 404, 411, 412, 470,
471, 501, 502, 504
災害弔慰金 34, 424, 425, 511
災害廃棄物 .. 35, 385, 388, 395, 407, 408, 409,
410, 417, 429
災害派遣 . 31, 33, 38, 168, 169, 182, 184, 185,
186, 188, 189, 225, 240, 241, 247, 254, 507
災害復興計画 3, 431, 433, 435, 437
災害ボランティアコーディネーター ... 49, 64, 74
災害ボランティアセンター .. 40, 64, 65, 69, 73,
74, 75, 76, 77, 78, 322, 341
災害薬事コーディネーター .. 216, 217, 222, 223,
232, 249, 252, 253
災害薬事センター 216, 217, 226, 227, 232, 239,
249, 251, 252, 253, 507

し

自衛消防組織 58, 62, 63, 453, 456
自衛消防隊 63, 64
事業継続計画 62, 63, 113, 222, 224, 226
事業所防災計画 . 49, 62, 63, 64, 105, 109, 110,
111, 134, 135, 137, 275, 276, 277, 279,
378, 453, 456, 457, 501
地震計ネットワーク..... 196
地震被害判読システム..... 179, 198, 206
指定公共機関 . 38, 173, 181, 183, 199, 464, 472
指定地方行政機関... 38, 177, 181, 183, 464, 472
指定地方公共機関..... 40, 181, 464, 472
し尿処理 290, 385, 394, 405, 406
住家被害認定調査..... 391, 392, 403, 404, 416
消防水利 . 83, 84, 105, 107, 108, 109, 313, 321
消防団 37, 41, 44, 45, 46, 48, 51, 54, 61, 62,
66, 71, 72, 108, 109, 164, 168, 169, 177,
178, 179, 180, 196, 198, 210, 330, 459,
464, 465, 466, 474, 477, 478
情報連絡体制 . 58, 66, 119, 165, 174, 177, 194,
195, 196, 198, 205, 207, 217, 219, 221,
222, 226, 355, 376, 379, 464
初動医療体制 .. 15, 16, 213, 216, 219, 221, 231
初動態勢 21, 163, 173, 333, 373
人工呼吸器 56, 178, 248, 310
浸水被害 23

す

水害時避難所 35
水防活動 34, 36, 149, 187
水防警報 38
水防態勢 324
水門 34, 36, 150, 151, 154

せ

生活再建 ... 3, 21, 35, 50, 385, 388, 389, 390,
391, 392, 403, 404, 421, 424, 425, 435, 436

生活相談 392, 393, 421
世田谷区耐震改修促進計画 82, 83, 84, 96
世田谷区都市整備方針（都市計画マスタープラン）
..... 82
世田谷区避難行動要支援者避難支援プラン 69, 303,
306, 308, 310
世田谷区防災街づくり基本方針 82, 86
仙川 5
専門ボランティア .. 40, 46, 64, 65, 73, 75, 76,
77, 211, 334, 422, 501

そ

総合防災情報システム . 166, 194, 195, 196, 197,
473, 474

た

耐震改修 .. 84, 96, 97, 103, 165, 277, 279, 503
耐震診断 ... 44, 84, 97, 98, 103, 165, 277, 279
大容量ポータブル蓄電池 272, 282, 323
立退き 326, 327, 328
多摩川 5, 150, 154, 286, 320
男女共同参画 .. 3, 46, 49, 54, 55, 59, 67, 303,
306, 335, 393, 421, 422

ち

地域衛星通信ネットワーク 198, 199
地域危険度 12, 13, 82
地区防災計画 44, 45, 48, 60, 66
超高層建築物 92, 93, 502

て

堤防 23, 112, 149, 150, 151, 154, 187

と

トイレ .. 22, 50, 51, 56, 60, 61, 89, 130, 166,
264, 272, 282, 285, 290, 322, 323, 331,

335, 337, 338, 348, 362, 385, 388, 390,
393, 394, 405, 406, 417, 489, 491, 509
東京 DMAT... 177, 180, 222, 223, 224, 226, 231,
233, 240, 506
特定分野計画 436
特別財政援助 411
床止 151, 154
土砂災害 94, 95, 114, 124, 309
土砂災害警戒区域..... 36, 94, 503
土砂災害警戒情報..... 94, 114
土砂災害特別警戒区域..... 114
土砂災害防止法 94, 503
トリアージ . 180, 217, 220, 237, 239, 241, 246,
507

な

内水 149, 150, 151, 154

に

二次保健医療圏 .. 217, 219, 222, 231, 232, 233,
234, 240, 506

の

野川 5

は

排水施設 149, 151, 154, 155
ハザードマップ 94, 313

ひ

被害想定 . 3, 5, 8, 10, 12, 14, 22, 23, 26, 44,
46, 60, 104, 130, 136, 167, 218, 304, 351,
443, 444
被災者生活再建支援金..... 34, 424
被災宅地危険度判定士.... 65, 391, 392, 400, 402
備蓄 .. 15, 21, 29, 30, 35, 44, 48, 50, 51, 56,

60, 61, 63, 68, 92, 131, 146, 166, 176,
218, 220, 225, 226, 227, 249, 252, 253,
254, 273, 275, 276, 277, 279, 280, 281,
283, 284, 286, 290, 293, 309, 315, 317,
318, 321, 322, 323, 324, 335, 336, 337,
345, 348, 349, 350, 351, 352, 354, 355,
358, 359, 360, 361, 362, 364, 371, 372,
388, 390, 394, 397, 398, 399, 406, 423,
480, 489, 491, 511
避難経路 50, 89, 278, 309, 502
避難行動要支援者 .. 15, 34, 35, 50, 55, 56, 58,
66, 71, 147, 303, 304, 306, 307, 308, 310,
311, 326, 327, 329, 343, 502
避難行動要支援者名簿 50, 71, 308, 311, 502
避難指示 31, 71, 114, 115, 116, 205, 206, 210,
305, 308, 309, 326, 327, 328, 329, 330
避難所運営マニュアル .. 46, 302, 303, 305, 306,
310, 315, 321, 322, 323, 332, 333, 335,
360, 361
避難誘導 .. 33, 34, 35, 37, 40, 71, 72, 89, 91,
92, 93, 94, 101, 114, 115, 116, 118, 119,
120, 122, 123, 146, 147, 148, 164, 171,
180, 181, 210, 280, 298, 299, 302, 305,
309, 326, 327, 329, 330, 381, 383, 458,
481, 489

ふ

福祉避難所 34, 35, 47, 103, 167, 194, 195, 197,
239, 240, 302, 303, 305, 306, 307, 311,
313, 314, 316, 317, 318, 322, 323, 331,
332, 333, 334, 335, 338, 342, 343
福祉避難所（母子） ... 239, 240, 303, 306, 317,
318, 323, 334, 335
復興本部 433, 434, 435

へ

ペット同行避難 16, 305, 324

ほ

防火水槽 83, 84, 107, 108, 166, 179, 321
防災（語学）ボランティア 65, 69, 341
防災基本計画 14
防災行政無線塔 197
防災区民組織 .. 30, 44, 45, 48, 50, 53, 54, 56,
57, 58, 59, 61, 62, 71, 84, 108, 164, 177,
178, 201, 310, 319, 321, 329, 352, 363,
450, 451, 452, 476
防災訓練 .. 29, 44, 48, 50, 51, 52, 53, 54, 55,
56, 57, 59, 66, 93, 101, 102, 109, 164,
165, 167, 169, 280, 284, 302, 308, 309,
312, 397, 455, 458, 459, 460
防災塾 44, 60, 66
防災情報システム 33, 167, 201
防災情報提供システム 201
防災生活圏 503
防災倉庫 ... 144, 253, 317, 318, 322, 323, 334,
345, 348, 349, 350, 352, 354, 355, 388, 511
防災船着場 149, 150
防災ポータル 53, 194, 195, 201, 207, 209, 291,
455, 467, 473, 474, 475, 476
防災ボランティア 65
防災無線電話応答サービス 202
放送要請 200, 205, 209, 477
ボランティアマッチングセンター . 46, 49, 64, 73,
74, 76, 77, 333, 341, 501

ま

マンホールトイレ ... 85, 88, 166, 388, 393, 394,
406

み

みどりの基本条例 90

め

メンタルヘルスケア 246, 247

や

谷沢川 5

ゆ

行方不明者 .. 37, 181, 187, 188, 228, 255, 256,
257, 261, 326, 331

輸送拠点 15, 345, 348, 349, 350, 354, 355, 356,
357, 358, 360, 361, 365, 370, 371, 496, 511

ら

ランニングストック..... 511

り

罹災証明 34, 35, 385, 388, 390, 391, 392, 400,
402, 403, 404, 416, 417, 423, 427

陸聞 150, 154